平家物語新釋 下巻

文學博士中村孝也序
溝口駒造著

東京
岡村書店

平家物語新釋下卷自序

自分の『平家物語新釋』も愈々下卷が出る事になつた。顧れば此の著の原稿を書き終へたのは昭和二年の冬であつて、爾來今日の完成を見るまでには約四年を要したわけである。これは自分の長い、著述史を通じても超記錄的な事實で、隨つて發行者たる岡村書店主にも印刷所にも、直接間接に多大の迷惑をかけたわけであるが、あとから續發する解釋上の新意見と、毫でも詳細な註記を加へたいと思つた苦衷が此の異常な結果を生んだのである。斯うして出來上つて見ると、其の上にも、まだ、あそこを斯うもしたかつた、此處へ斯んな說明圖をも加へて置きたかつた、箇處によつて區々な人名の統一もして置きたかつたと云ふやうな不滿足や追ひ注文が色々出て來るが、それは今更どうすることも出來ない事であると共に、他の一方では又、此の長年月を要した一つの仕事がこれで兎も角も完了されて、自著が又一つ產み出された事に、輕い愉悅を感じもする。上卷に寄せられた中村孝也博士の序文に

この書は畏友瀧口駒造氏苦心の述作である。古來數多き註釋書の上に、更に一石を積み上げようとするのであるから、著者の工夫と思索とは並大抵のことではなかつたと想像する。而して著者は多くの創見を出すことによつて、美事に屋上屋を架する誹を免れ、淸新の氣を全卷に漲らすことに成功した。「平家物語」の愛好者は、

誰しもこゝに、賢明にして親切、周到にして敏慧なる指導者を得たことを感謝するであらう。

この書の註解は、語釋と、通釋と、論評と、考證と、研究とより成つてゐる。語釋は多くの場合に試みられるのと同樣、欄外鼇頭の部に位置を占めてゐるが、その解說が學術的であるばかりでなく、一々番號を附して本文と對照せしめたのは、いかにも氣がきいてゐて近代的な感じがする。この近代的な感じは通釋にも現はれ、その譯述は自由にして巧妙なものが尠くない。試みに最初の數章に就て見るに、彼の「殿上の闇討」の條に、殿上の人々が藏人頭藤原季仲の色の黑いのを囃し立てゝ、「あな黑々、黑き頭かな、如何なる人の漆塗りけむ」と言つたのを「ヤツ眞つ黑黑助、どうこのだアれが漆塗つた」と譯した如きは、その場面を生動せしめて、眼前に髣髴させるものがある。論評・考證・研究において、或は淸盛の年譜を挿入し、或はその信仰を論じ、歷史上の研究もあり、哲學的の考察もあり、古い作品を解析するに新しいメスを以てし、前人未踏の境地を開拓して、讀者を珍らしい世界に誘導してゐる。本書の特種なる價値は、この新たなる試みに存すると思ふ。

（中村孝也博士序文の一節）

と褒め上げられたのは恐縮の次第で、省みて冷汗三斗に値するが、しかし不完全乍らも在來の平家物語注釋書が缺いてゐた所を補ふことには、多少の努力もし、又幾分異色のあるものを出し得たつもりでゐる。只如何にも遺憾なのは、此の書の注釋進行中から計畫してゐた『戰術上から觀た源平兩軍攻防圖』や、『三段式索引』『源平勢力分布圖』『平家研究年表』其の他長い間の研究成果の一切が、まだ完成を見ない爲に、此の下卷の發行には間に合はなかつたことで、是等はいつか必ず發表したいと思つてゐるが、今は止むを得ず之を他の機に讓ることゝした。

なほ私の此の小著を見た後に、更に特殊の研究目的を以て、平家を調べようとする人があるならば、古い物では『平家物語考證』『平家物語抄』が權威的である。明治以來のものでは、今泉定介、內海弘藏、高木武、梅澤和軒、本多利時、御橋悳言、石川佐久太郎、石田吉貞諸氏の評釋が算へられるが、それよりも寧ろ『平家物語考證』あたりに立返つて、新しい獨特の見地を見開いて行く方がよいと思ふ。其の外文部省國語調査會で編纂した『平家物語考』『平家物語につきての研究』等は好個の參考資料であるから深い研究に入らうとする人々は一讀を要するであらう。又細部の研究として、注目に値する近時の研究には

平家物語出典の研究　後藤丹治（國語と國文學六ノ二・三・五・六）
平家物語難語考　同（國語國文の研究二一・二八・二九）
平家物語の神道的信仰に就て　御巫清男（國語と國文學六ノ一二）
平家物語に關係ある傳說　志田義秀（東亞之光一三ノ六）
平家物語の白拍子の鄉里　同（風俗研究三）
平家物語に現れたる女性の一考察　峰尾格（國語教育一三ノ三・四）
平家物語の新研究　五十嵐力（著書軍記物語研究の一節）

平家物語の作者が見た
る過渡時代の『あはれ』　　　　內　海　月　杖（わか竹七ノ一〇）

等がある。是等の特殊研究は、更に、精密に調査して、再版の時に發表する意圖である。

昭和六年九月のはじめ

比叡山訪書の旅より歸りて

著者　溝　口　駒　造

平家物語新釋（下卷）目次

七之卷

八之卷

九之卷

十之卷

十一之卷

十二之卷

灌頂之卷

平家物語新釋

下卷

七の巻

一、北國下向

壽永二年三月上旬に、木曾の冠者義仲(1)、兵衛佐頼朝、不快の事(2)ありと聞えけり。さるほどに鎌倉の前の兵衛の佐頼朝、木曾追討のためにとて、其勢十萬餘騎で、信濃國へ發向す。木曾は其頃、依田の城にありけるが、その勢三千餘騎で城を出でゝ、信濃と越後との境なる熊坂山(3)に陣をとる。兵衛佐も、同じき國の中、善光寺にこそ着き給へ。木曾傅子(4)の今井の四郎兼平(5)を使者にて、兵衛佐のもとへ遣す。「抑も御邊は東八箇國を討ち從へて、東海道より攻め上り、平家を追ひ落さむとはし給ふなり。義仲も東山、北陸兩道を討從へて、北陸道より攻め上り、今一日も先に平家を亡ぼさむとすることでこそあるに、如何なる仔細あつてか、御邊と義仲中を違うて、平家に笑はれむとは思ふべき。但し叔父の十郎藏人殿こそ、御邊を恨み奉る事ありとて、義仲がもとへ在しつるを、義仲さへすげなうあひしらひもてなし申さむ事如何にぞや候へば、是までは打ち連れ申し

(1)木曾の冠者　義仲のこと。冠者とは元服して加冠したばかりの人をいふ稱。

(2)義仲・頼朝不快の事　甲斐の武田信光が自分の娘を清水冠者の妻にと望んだが義仲は自分の妾にしようとしたので、信光は恨に思ひ、義仲は故重盛の女の聟となつて平氏と心を合せ頼朝を討たうとする企があると頼朝に讒した爲遂に生涯不快の中となつたのだと盛衰記に出てゐる。

(3)熊坂山　信濃國上水内郡信濃尻村大字熊坂にある山。熊坂長範の出身地だと云はれて

ゐる。
（4）傅子　傅即ち補導役、お守役の子。
（5）今井の四郎兼平　義仲の養育係だつた中原兼遠の子。
（6）清水冠者義重　別本には義高とある。又志水冠者とある。盛衰記には嫡子清水冠者義重は今井四郎兼平が妹の腹とある。又同書に頼朝此時清水冠者か十郎藏人か兩人の中いづれかを出すべき由木曾へ申し送つたので出したのだといふ。

たり。義仲に於ては全く意趣思ひ奉らず」と、のたまひ遣されたりければ、兵衞の佐の返事に、「今こそさやうに宣へども、正しう頼朝討つべき由の謀反の企ありと、告げ知らする者あり。但しそれには依るべからず」とて、土肥・梶原を先として、數萬騎の軍兵をさし向けらるゝ由聞えしかば、木曾眞實意趣なき由をあらはさむがために、嫡子に清水冠者義重(6)とて、生年十一歳になりける小冠者に、海野、望月、諏訪、藤澤などいふ、一人當千の兵を相添へて、兵衞佐の許へ遣す。兵衞佐「此上は誠に意趣なかりけり。頼朝いまだ成人の子をもたず。よし〳〵、さらば子にし申さむ」とて、清水の冠者を相具して、鎌倉へこそ歸られけれ。

新釋　壽永二年三月の上旬に、木曾の冠者義仲と兵衞の佐頼朝との間で、面白くない事件が起つてゐるといふ事であつた。さう斯うするうちに鎌倉にゐる前の兵衞の佐頼朝は、木曾討伐の爲だと稱して、十萬餘騎の勢力で、信濃の國へ進發した。木曾義仲は其の時分依田の城にゐたが、三千餘騎の兵を率ゐて城を出て、信濃と越後との國境にある熊坂山に陣地を占めた。兵衞の佐も同じ信濃の國の内の善光寺に到着された。其の時木曾義仲は、育て親の子の今井四郎兼平を軍使として、兵衞の佐のところへ遣つて、「抑もあなたは關東八ヶ國を服從させて、東海道から攻め上つて、平家を京都から追ひ落さうとせられるのだし、義仲も東山道と北陸道とを征服して、北陸道から攻め上り、一日でも先に平家を亡ぼさうとするものだのに、何の理由があつて、あなたと此の義仲とが仲違ひをして、平家の

笑ひものにならうなんて事を考へませう。但し叔父の十郎藏人殿は、あなたを怨めしく思ふ事があると云つて、義仲の所へおいでに成つたのを、此の義仲までが冷淡に應接して薄遇するといふのは、どんなものかと思はれますから、今までは共同行動を取りました。併し義仲に於てはあなたに對して全然何の意趣遺恨もありません」と云つてお遣しになると、兵衛の佐の返事には「今はそんな事を云つてゐられるが、確にあんたが頼朝を討たうとする謀叛の計畫があると云ふ事を、知らせて呉れた者があるのだ、但しそればかりの事ではない」とあつて、土肥・梶原の諸將を初めとして、數萬の軍兵を差向けられるといふ情報があつたので、木曾義仲は、實際別意がないと云ふ事を證明せんが爲に、自分の長子の清水の冠者義直と云つて、今年十一歳になつた少年に、海野、望月、諏訪、藤澤などゝいふ、一人で千人に當る剛勇の武士を附けて、兵衛の佐のところへ人質に遣つた。兵衛の佐は、「これまでにされる以上は、實際意趣がないに違ひない。頼朝はまだ大きな子供を持つてゐないから、宜しい、それでは子にしませう」と云つて、清水の冠者をつれて、鎌倉へ歸られた。

（1）**馬の草飼につけて** 馬の草飼ひ頃を機としての意。馬の草飼とは、馬に緑餌を與へることで「平家物語考證」に延喜馬寮式を引いて、「毎年四月十一日始めて青草を飼ふ」云々、然れば明年四月の頃より出軍すべしの催なり」

さる程に木曾義仲は、東山・北陸兩道を討ち從へて、既に都へ亂れ入る由聞えけり。平家は去年の冬の頃より、明年は馬の草かひにつけて(1)軍あるべし、と披露せられたりければ、山陰・山陽・南海・西海の兵ども、雲霞の如くに馳せ集まる。東山道は近江・美濃・飛騨の兵は參りたれども、東海道は遠江より東の兵は一人も參らず。西は皆參りたり。北陸道は若狹より北の兵は一人も參らず。平家の人々、

先づ木曾義仲を討つて後、兵衛佐頼朝を討つべき由の公卿僉議あつて、北國へ討手をさしむけらる②。大將軍には小松三位中將維盛、越前三位通盛、副將軍には、薩摩守忠度、皇后宮の亮經正③、淡路守清房④、三河守知度⑤、侍大將には、越中次郎兵衛盛嗣、上總大夫判官忠綱⑥、飛騨大夫判官景高、河内判官秀國高橋判官仲綱、武藏三郎左衛門有國を先として、以上大將軍六人、然るべき侍三百四十餘人、都合其勢十萬餘騎、四月十七日の辰の一點に都を立つて、北國へこそ赴かれけれ。片道を賜はつ⑦てければ、逢坂の關より始めて、路次に持つてあふ權門勢家の正税⑧官物をも恐れず、一々に皆奪ひとる。志賀⑨、唐崎⑩三河尻⑪、眞野⑫、高島⑬、鹽津⑭、貝津⑮の道のほとりを、次第に追捕して通りければ、人民こらへずして、皆山野に逃散す。

新釋 其うちに木曾義仲は、東山・北陸兩道を征服して、今にも京都へ亂入しさうだといふ風聞があつた。平家の方では去年の冬頃から、來年は馬に青草を食はせる時分を機として戰爭があるといふことを豫め通告して置かれたから、其の時季が來ると、山陰・山陽・南海・西海の兵士たちが、まるで雲が動き進み霞が棚曳くやうに大勢馳集まつて來た。但し東山道では、近江・美濃・飛騨の兵士が召集令に隨つて來たけれども、東海道は遠江より東の地方の兵士は一人も來ず、それから以西の者だけが皆來た。又北陸道では若狹以北の兵は一人も來ない。平家の人々は、先づ木曾義仲の方を討ち滅ぼしてから、次に兵衛の

とあるのは從ふべきであらう。

(2)北國へ討手を差向く　百錬抄にも此の出征は壽永二年四月十七日、其勢は十萬騎とある。

(3)經正　經盛の長子。

(4)清房　大納言國綱の子。清盛之を養うて子とした。

(5)知度　清盛の子。

(6)忠綱　忠清の子。

(7)片道を賜はる　戰費を支辨する爲に、進軍の途中だけは征討の費用として任意に租稅の徵收並に徵發を行ふ權を認め、歸路は之を私費としたのである。

(8)正稅　正しくは田租の中で、之を官倉に收容して國用に當てる者で之に動用、不動の二つがある。動用の方は之を國庫から貸附けて其利稻を徵し、國庫

佐頼朝を討たうといふことに公卿會議で決議して、北國へ討伐隊を向けしめられた。總司令官は小松の三位の中將惟盛、越前の三位通盛、副司令官には薩摩の守忠度、皇后宮の亮經正、淡路の守清房、三河の守知度、隊長には越中の次郎兵衞盛嗣、上總の太夫判官忠綱飛驒の太夫判官景高、河内の判官秀國、高橋の判官長綱、武藏の三郎左衞門有國を最初に算へて六人、其の外相當な將校が三百四十人餘り、其の勢力總計十萬餘騎の者が、四月十七日の午前八時に京都を出立して、北國へ進軍せられた。片道の軍用は官費を賜はつたので、逢坂の關から始めて、凡そ其の進軍の途中に行き當つた土地々々では、權勢のある名門名家の正税は勿論、官有物でも何でも憚らず、悉く之を强制的に奪ひ取つた。斯ういふ風にして、志賀、唐崎、三河尻、眞野、高島、鹽津、貝津の街道附近を段々に徵發して通つたので、人民はたまりかねて、方々の山や野へ皆逃げ散つた。

の收入を圖るもの、不動は之を不動倉に收めて出擧せず、專ら備荒貯蓄するものをいふ。但しこゝでは權門勢家のものである。

(9)志賀・・滋賀縣滋賀郡琵琶湖畔の村。天智帝の滋賀宮のあつた舊蹟地。

(10)唐崎・・これも琵琶湖畔滋賀郡の村、下坂本村の東に當つてゐる。此處にある唐崎の松は八景の一として有名であるが、其の何代目かの老松も昭和三年に枯れて、あとには又新しい松が代りに立つてゐる。

(11)三河尻・・不明。「盛長私記」には三津尻とある。

(12)眞野・・琵琶湖の西岸滋賀縣滋賀郡の村。ちやうど野州川に相對してゐる。

(12)高島・・滋賀縣高島郡高島。

(13)鹽津・・琵琶湖の北岸、滋賀縣伊香郡の村。葛籠尾岬と尾上崎との間で、湖水が北へ深くえぐれてゐるところに當つてゐて、一小淡水港をなしてゐる。こゝから新道野越を過ぎれば越前敦賀に通ずる。

(15)貝津・・滋賀縣高島郡の村。琵琶湖の北岸に當つてゐて、古くから水驛として知られてゐる。今は海津と稱する。こゝから愛發山をこゆれば道は直ちに越前に通ずる。

二、竹生島詣

大將軍維盛、通盛は進み給へども、副將軍忠度、經正、清房、知度などは、未近江の國鹽津・貝津に控へたまへり。中にも皇后宮亮經正は、幼少の時より詩歌管絃(1)の道に長じ給へる人にておはしければ、かゝる亂の中にも心をすまし、或朝湖の畔に打ち出で、遙の沖なる島を見渡いて、供に候ふ藤兵衞尉有教を召して「あれはいかなる島ぞ」と問ひ給へば、「あれこそ聞えし竹生島(2)にて候へ」と申しければ、經正「さることあり、いざや參らむ」とて、藤兵衞尉有教、安衞門尉守範以下、侍六人召具して小舟に乘り、竹生島へぞ參られける。頃は卯月中の八日の事なれば、緑に見ゆる梢には、春の情を殘すかと疑はれ、澗谷の鶯舌の聲老いて、初音ゆかしき子規、折知り顔に告けわたり、松に藤なみ咲きかゝつて、實に面白かりければ、經正急ぎ船より下り、岸に上つて此島の景色を見給ふに、心も詞も及ばれず。かの秦皇(3)、漢武(4)、或は童男丱女を遣し(5)、或は方士をして、不死の藥を求めしめ(6)、蓬萊を見ずばいなや歸らじといひて、徒に船の中にて老い、天水茫々として求むる事を得ざりける蓬萊洞の有樣も、これには過ぎじ

(1)管絃。管は笛、篳篥等すべて管內の空氣を振動せしめて音を發せしめる管樂器。絃は緊張した絃に打擊を與へて、其の振動によつて音響を放發せしめる絃樂器即ち琴の類。轉じて音樂全體のことを管絃といふ。

(2)竹生島。琵琶湖面の稍北寄にある島、周回十八町、全島悉く花崗石より成つてゐる。淺井姫を祭つた式內社都久夫須麻社がある。辨天堂は嚴島、江ノ島の辨天と共に日本三辨天の一として有名なも

のである。
(3)秦・皇・ 秦の始皇帝
(4)漢・武・ 漢の武帝。
(5)童・男・丱・女・を・遣・す・ 秦の始皇帝の時に方士たる齊人、徐市（徐福のこと）が、上書して童男丱女と海に浮んで蓬萊・方丈・瀛州の三神山の仙人及び不死の藥を求めんことを請うたので、始皇は其の言を喜び、少年少女數千人を發して赴かしめたが、此の船は遂に行く所を知らなかつたと云ふ。丱はアゲマキにて髮を結ひ上げた形。
(6)方・士・を・し・て・不・死・の・藥・を・ 漢の武帝も方士の言を聞くのが好きで方士を海に浮ばしめて蓬來に神仙を求めしめた。李少君などいふ所謂燕齊迂怪の士が更るかはる來て神秘譚を説いたといふから、此の人も始皇に劣らぬ迷信家だつたらしい。

とぞ見えし。

新釋 總司令官の維盛や通盛は、ドンドンと行程をお進めになつたが、副司令官の忠度や經正、清房、知度などは、まだ近江の國の鹽津・貝津あたりに留まつていらつしやる。中にも皇后宮の亮の經正は、幼少の時から詩や歌や音樂の方の藝術に長じておいでになるお方だつたから、斯うした戰爭騷ぎの中でも靜な清澄な心持で自然に對する餘裕がおありに成つたが、或る朝方も、湖畔へ出て、遠くの水面に見える小島を見渡して、其の時供についてゐた兵衛尉藤原有教をお呼びになつて、「あれはどういふ島か」とお尋ねになると、「あれこそ有名な竹生島です」と申したので、經正は、「俺もそれなら聞いてゐる。ぢやア行かう」と云つて、兵衛の尉の藤原有教や衞門の尉の安倍守範以下六人の武士を伴れて、小舟に乘つて、竹生島へ參詣に行かれた。行つて見ると、ちやうど時季は四月の十八日の事であるから、綠色に見えてゐる樹々の梢には、まだ春の名殘が殘つてゐるかと疑はれ、谷間に啼いてゐる鶯の聲は最早老い錆びて、初音を聞きたい時鳥は、さも私は時節を知つてゐますと云はんばかりに啼きわたり、松の木には藤が纏ひついて咲いてゐて、實際面白い眺めであつたから、經正は急いで船から下りて、岸に上つて、此の島の景色をよく御覽になると、想像にも及ばず又之を表現する言葉もない位である。あの秦の始皇帝や漢の武帝は、或は童男童女をやつたり、或は仙術師を出して永久に死なない藥を尋ねさせたといふが、それ等の使に出された人たちは、蓬萊島を見つけなければどんな事があつても歸らないと云つてゐるうちに、徒らに船の中で年を取つて了つて、何處を見ても只天と水とが茫漠として連なつてゐるだけで、遂に何物をも求めることが出來なかつたであらうと思は

れる。其の蓬萊の島の光景も、さてもこれ以上ではあるまいと思はれた。

「ある經の文にいはく、閻浮提の中に湖あり、其中に金輪際(1)より生ひ出でたる水精輪の山あり、天女住む所といへり。則ち此島の御事なり」とて、經正、明神の御前についゐ給へり。「それ大辯功德天(2)は、往古の如來、法身の大士なり。妙音(3)辯財二天の名は各別なりとは申せども、本地一體(4)にして、衆生を濟度(5)し給へり。一度參詣のともがらは、所願成就圓滿すと承れば、賴もしうこそ候へ」とて、靜に法施參らせて居給へば、やう〳〵日暮れ、居待の月(6)さし出で、海上も照り渡り、社壇も彌よ耀いて實に面白かりければ、常住の僧、「是は聞ゆる御事なり」とて、御琵琶を奉る。經正これを取つて彈き給ふに、上玄石上の祕曲(7)には、宮の中も澄みわたり、實に面白かりければ、明神も感應に堪へずや思しけむ、經正の袖の上に白龍現じて見え給へり。經正あまりのかたじけなさに、暫く御琵琶をさしおかせ給ひて、かうぞ思ひつゞけらる。

千はやぶる神にいのりのかなへばやしるくも色のあらはれにけり

目の前にて朝の怨敵を平け凶徒を退けむこと疑なし、とよろこんで、又船に乘り、竹生島をぞ出でられける。ありがたかりし事どもなり。

新釋　「或るお經の文句に、閻浮提の中に湖がある、其の中に金輪際から生へ拔きの水精

(1)金輪際。佛教でいふ絶對最下底の地層にある金剛輪の區域。其の下は直ちに水輪である。

(2)大辯功德天。大辯才功德天、即ち辯天のこと。最勝王經守護の天女で、絶對の智德の所有者である。

(3)妙音。妙音天は辯才天と同一の天女。音樂の方をも司るからの稱呼である。

(4)本地一體。妙音天と辯財天と其名は二つあるが、それ等は機緣に應じて大悲の用を起し說法利生する上に於ての「加持身」としての顯現であつて、絶對界に住する本有の眞身即ち「本地身」は唯だ一體であるとの意を述べたのである。

(5)濟度。衆生を生死の海から救濟して、佛果の彼岸に度らしめる。

こと。

(6)居待の月　舊暦即ち大陰暦でいふ十八日の月。滿月の日以後此の時分は月の出が稍おくれるから十六日をいざよひ、十七日を立待(即ち月の出るのを立つて待つ意味)といふのに對して、十八日の月は落ちついて坐つて待つてゐるから「居侍」と云ふのである。

(7)上玄石上の秘曲　これは唐の廉夫の靈が、村上帝に授け奉つた秘曲だと云ふ傳說がある。

輪の山がある。そこは天女の住むでゐる處である、と云つてあるが、それは即ち此の竹生島の事である」と云つて、經正は明神の御神前に跪いていらつしやる。そして「大辯功德天は、昔の如來で、法身の大士でいらつしやる。妙音天といひ辯財天といふ其の名に於ては別々であるが、本地は一體であつて、あまねく大衆をお救ひ下される。一度こゝに參詣した人々は、其の願が完全にかなふと云ふ事を承つて居りますから、頼もしう存じます」と云つて、靜にお經を上げていらつしやると、其のうちに段々と日が暮れて、十八日の月が空に現れ、其光が湖上一面に照射して、社壇も一層光り輝き、殊に感興の深いものがあつたので、お宮に詰切りでお守をしてゐる僧侶が、「此の方にかけては有名でいらつしやるから」と申して、御琵琶を差出した。經正はそれを受取つてお彈きになつたが、上玄、石上の秘曲をお彈きになつた時には、あまりのお上手さに、宮の中までシーンと靜まりかへつて、如何にも面白かつたので、明神も感動してもうヂッとしておいでになれなくなつたものか、經正の袖の上に、白蛇の姿に現はれてお見えになつた。經正は餘りの勿體なさに、暫く琵琶を下へお置きになつて、斯ういふ風にお思ひ續けになつた。

　ちはやぶる神に祈のかなへばやしるくも色のあらはれにけり

これでは、直ぐ目の前に、朝敵を平定して、惡者共を追退けることができるに違ひないと喜んで、又船に乘つて、竹生島を出られたのは、實に難有い事であつた。

三、燧合戰

さる程に木曾義仲は、自らは信濃にありながら、越前國燧が城(1)をぞかまへける。かの城郭に籠る勢、平泉寺(2)の長吏(3)齋明(4)威儀師、富樫入道佛誓、稻津の新介(7)・齋藤太、林の六郎光明(9)、石黑、宮崎、土田、武部、入善、佐美を初として、六千餘騎こそ籠りけれ。所本より屈竟(10)の城郭、磐石峙ち廻つて、四方に峰を連ねたり。山を後にし、山を前にあつ。城郭の前には、能見川、新道川(11)とて流れたり。彼の二つの川の落合に、大石を重ね上げ、大木を伐つて逆木に引き、しがらみ(12)を夥しう掻き上げたれば、東西の山の根に水せきこうで、湖に向へるが如し。影南山を浸し(13)、青くして滉瀁(14)たり。波西日を沈めて、紅にして淵淪(15)たり。かの無熱池(16)の底には金銀の砂を敷き、昆明池(17)の渚には德政の船(18)を泛べたり。わが朝の燧が城の築き池は、堤を築き水を濁して人の心をたぶらかす。船なくしては容易く渡すべきやうなかりければ、平家の大勢、向の山に宿して、徒に日數をぞ送りける。

新釋　其の間に木曾義仲は、自分は信濃にゐながら、越前の國の燧ケ城を構築させた。其

(1)燧が城・福井縣南條郡湯の屋村大字燧にあつた城。

(2)平泉寺・越前國大野郡の東北隅たる白山別山の山麓平泉寺村にあつた寺。養老六年泰澄の草創で、白山權現三所の一たる別山宮の祭祀を掌り、四十八の堂社、六千坊の衆徒を擁して其富强の度に於て兵力に於て北國を壓した。天正二年一向宗亂の時に燒かれて、滅び盡したが、顯海僧都によつて慶長年中に再興され、今は顯海寺として殘つてゐる。

(3)長吏・長吏は寺務の長官である。別項に八條宮を比叡山の長吏と記してある。

(4)齋明・利仁將軍四

の城塁内に立てこもつてゐる將士は、平泉寺の長吏である齋明威儀師、宮堅の入道佛誓、稻津の新介、齋藤太、林の六郎光明、石黑、宮崎、土田、建部、入善、佐美を最初に算へて、六千餘騎と註せられた。場所は固より城塁として至極適當の好場所で、廻りには、大岩石が聳え立ち、西方には高山脈が連亘して、前も後も山である。そして其の城塁の前には能美川と、新道川といふのが流れてゐる。其の二川の合流點に大きな石を積み重ね、大きな木を伐つて鹿柴とし、柵を澤山に結び上げたから、東西の山脚には堰止められた水が落ち込んで、さながら湖水に對するが如き觀を呈した。白氏文集に「影ハ南山ヲ浸シテ青クシテ浼瀁タリ、浪ハ西日ヲ沈メテ紅ニシテ淵淪タリ」と歌つてある心持である。あの印度の無熱池の水底には金色や銀色をした砂が敷きつめたやうに成つてゐて、支那の昆明池の波打際には德政の船が泛べてあるといふが、我が日本の燧ケ城の急造の池は、堤防を構築し、濁水を滿たして、見る人の心を欺くのであつた。これでは船がなくては、容易に渡れさうもなかつたから、平家の大軍は對岸の山地に宿營して、徒らに日數を送つてゐた。

彼の城郭に籠つたる平泉寺の長吏齋明威儀師、平家に志深かりければ、山の根を廻り、消息⑲を書き、蟇目に入れ⑳、平氏の陣へぞ射入れたる。兵どもこれを取つて、大將軍の御前に參り、披いて見るに、「この川と申すは往古の淵にあらず。一旦山川を堰き止め、水を濁して人の心をたぶらかす。夜に入つて足輕共を遣して、柵を伐り落させられなば、水は程なく落つべし。急ぎ渡させたまへ。こゝは馬の足だちよき所にて候。後矢㉑をば仕らむ。かく申す者は平泉寺の長吏

代の孫たる民部卿伊傳の子吉原則光の五代の孫、從五位下瀧口實信の六男だといふ。

(5)威儀師　法會の時に諸僧の先頭に進んで威儀を調へる僧侶。

(6)宮堅の入道佛誓　これも利仁將軍の末裔で富樫二郎家通の子。俗名を家經と云つた。

(7)稻津の新介　傳不明。名を實澄と云つた

(8)齋藤太　傳記不明　越前權介爲頼の後裔。

(9)林の六郎光明　これも利仁の末裔從五位下林大夫光家の子。

(10)屈竟　究竟の轉訛である。絕對。至極。

(11)能美川、新道川　能美川は板取川の古名新道川は歸川の古名。

(12)柵　水流を堰止めるための施設物。多數に杭を打込んで、更に之に竹を横たへて、絡

みつける。

(13)影南山ヲ浸し・・・「影ハ南山ヲ浸シテ青クシテ滉瀁タリ、波ハ西日ヲ沈メテ紅ニシテ淵淪タリ」白氏文集に出てゐる「昆明春水滿」と題する詩の一句で、和漢朗詠集にも引いてある。

(14)滉瀁・・水面の廣々として際涯のない事。

(15)淵淪・・波紋の立つことだといふ。

(16)無熱池・・冷徹にして夏日にも暑熱を惑じないと云はれる池。倶舍論に隨ふと雪山即ちヒマラヤの北にあつて周圍八百里あるといふ。一名阿耨達池、インダス、ガンジス等の大河は此の池から流れ出てるのだともいふ。

(17)昆明池・・・漢書に隨ふと、支那の西南昆明國にある池で、方二百里あるとも、又、長安城の西二千里にある方四千里の池で漢の武帝

齋明威儀師が申狀」とぞ書いたりける。平家斜ならずに喜び、夜に入り、足輕共を遣して、柵を切り落させられたりければ、實の山川ではあり、水は程なく落ちにけり。平家しばしの遲々にも及ばず、颯と渡す。城の内にも六千餘騎防ぎ戰ふといへども、多勢に無勢敵ふべしとも見えざりけり。平泉寺の長吏齋明威儀師は、平家に附いて忠を致す。富樫入道佛誓、稻津新介、齋藤太、林の六郎光明、敵はじとこや思ひけむ、加賀の國へ引き退き、白山河内(18)に陣を取る。平家やがて加賀の國へ打ち越え(19)、富樫、林が城郭二箇所燒き拂ふ。何おもてを向ふべしとも見えざりけり。國々宿々より飛脚を以て、この由都へ申したりければ、内大臣殿を初め奉つて一門の人々、勇み喜び合はれけり。

新釋　その城内に立てこもつてゐる平泉寺の長吏の齋明威儀師は、平家に志の深い者であつたから、密かに山麓の方へ廻つて、秘密に通信文を書いて、それを蟇目の穴の中に入れて、平軍の陣地へ射込んだ。平軍の兵士がそれを拾ひ取つて、司令官の御前へ參つて、あけて見ると、「此の川といふのは昔からある淵ではありません。一時山川の水を堰止めて水を溜して人目を欺いてあるのです。夜暗くなつてから、歩卒をお遣しになつて、柵をお切落させになつたら、水は間もなく流れ落ちてしまひませう。さうしたら急いでお渡りなさい。こゝは馬の足が十分立つところです。私が内應をしませう。斯樣に申上げるのは平泉寺の長吏齋明威儀師の上申書です」と書いてあつた。平家の方では非常に喜んで、夜に

が海軍教練の爲に造つたのだともいふ。
(18)德政の船。故事はわからない。上の句の「金銀の砂」に對する形容であらう。
(19)消息。たより。音信。手紙。
(20)蟇目に入れ　蟇目は前にも書いて置いた鏑矢の、稍長い形の木製の鏃で、振動して音響を發せしめるために數箇の孔が穿つてある。齋明は其の孔の中に秘密通信の紙を入れて、平軍の陣地に射込んだのである。
(21)後矢　前方の敵に向つて矢を射ないで、後へふりかへつて味方の陣地へ矢を射かけること、即ち返り忠、內通、一說には裏切といふに同じく、味方の中から起り立つて、後より不意に擊つこと。
(22)白山河內　石川縣白山々麓諸川の流域地方。今の河內村は其の

入つてから、歩卒たちを遣つて、柵を切落させられたところが、本當の山川の事であるから、水は間もなく流れ落ちた。平家はそれを見ると、暫くも猶豫してゐないで、神速に渡渉して攻めかゝつた。城內でも六千餘騎の者が、それと知つて防戰したが、敵は優勢、味方は劣勢であるので、到底支持し得さうにもなかつた。此の時平泉寺の長吏齋明威儀師は平家の方に附いて返り忠をした。富樫の入道佛誓、稻津の新介、齋藤太、林の六郎光明などの人たちも、これでは到底敵對が出來ないと思つたものか、加賀方面へ退却して、白山河內に陣地を布いた。すると平家は又直ぐに加賀の國へ越えて行つて、富樫と林とが據守してゐた二ケ所の城壘を燒拂うた。其の猛烈な勢には何者でも顏を向けられようとは見えなかつた。で、各地點から、急使を出して、其の勝報を京都へ報告に及ぶと、內大臣殿を始めとして、平家一門の人々は勇み立つて喜び合はれた。

同じき五月八日の日、平家は加賀の國篠原(24)に着いて、大手・搦手二手に分つ。大手の大將軍には、小松の三位の中將維盛、越前の三位通盛、侍大將には、越中の次郎兵衞盛嗣を初として、都合其勢七萬餘騎、加賀・越中の境なる礪並山(25)へぞ向はれける。搦手の大將軍には、薩摩守忠度、皇后宮亮經正、淡路守清房、三河守知度、侍大將には、武藏の三郎左衛門有國を先として、都合其勢三萬餘騎、能登・越中の境なる鹽の山(26)へぞ向はれける。

新釋　同じ年の五月八日に、平軍は加賀の國の篠原に着いて、其處で全軍を正面攻擊軍と背面攻擊軍との二つに分けた。正面軍の司令官には小松の三位の中將維盛、越前の三位通

中心である。

（二三）平家・加賀の國へ打越え・　平家物語考證に引いてある「玉葉」には、去る三日官軍加賀國に攻入つたが、兩軍共に死傷が多かつたとある。

（二四）篠原・　石川縣江沼郡篠原村のこと。柴山潟と海面との間に當る砂丘地である。

（二五）礪並山・　倶利迦羅峠の昔名である。

（二六）志保の山・　本文にある通り能登と越中との國界にある山。石川縣能登國羽咋郡に當つてゐる。志雄山又子浦山とも書かれてゐる。寶達山に連なる山である。

（二七）越後の國府・　國府は中世時代の地方廳のこと。越後の國府は今の新潟縣中頸城郡直江津町大字[illegible]谷新田にあつた。今も其の附近に府中濱、府中八幡等の

盛、隊長としては越中の次郎兵衞盛嗣を最初に數へて、其の兵力合計七萬餘騎、隊伍堂々として加賀越中の國境にある礪波山に向つて進軍した。背面攻撃軍の司令官には、薩摩の守忠度、皇后宮亮經正、淡路の守清房、三河の守知度、隊長としては武藏の三郎左衞門有國を最初にして、其の兵力合計三萬餘騎、能登と越中との國境にある志保ノ山に向つた。

木曾は其頃越後の國府（二七）にありけるが、是を聞いて、五萬餘騎で國府を立つて、礪並山へ馳せ向ふ。義仲が軍の吉例なればとて、五萬餘騎を七手に分つ。先づ叔父の十郎藏人行家、一萬餘騎で志保の山へぞ向ひける。樋口の次郎兼光・落合の五郎兼行、七千餘騎で北黑坂（二八）へさし遣す。仁科・高梨・山田の次郎、七千餘騎南黑坂（二九）へ遣しけり。一萬餘騎は、礪並山の裾、松長（三〇）の柳原、ぐみの木林に引隱す。今井の四郎兼平六千餘騎、鷲の瀨（三一）を打ち渡り、日の宮林（三二）に陣を取る。木曾わが身一萬餘騎で、小谷部（三三）のわたりをして、礪並山の北のはづれ、埴生（三四）に陣をぞ取つたりける。

新譯　木曾義仲は、其の時分越後の國府にゐたが、此の事を聞いて、五萬餘騎の勢力で礪波山へと馳けつけた。義仲が戰爭をする場合の緣喜のいゝ先例であるからと云ふので、其の五萬餘騎を七隊に分けた。先づ叔父の十郎藏人行家は、一萬餘騎を率ゐて志保の山へと向つた。樋口の次郎兼光と落合の五郎兼行には、七千餘騎を統率させて北黑坂方面へ遣つた。又、仁科、高梨、山田の次郎等七千餘騎は南黑坂へ遣つた。別に一萬餘騎は礪波山々

麓地方の松長の柳原、茱萸の木林に、伏兵として隱して置いた。今井の四郎兼平は六千餘騎で鷲の瀨を渡涉して、日の宮林に陣地を布いた。木曾自身は一萬餘騎を率ゐて、小谷部川を渡つて、礪波山の北麓、埴生に陣地を取つた。

名が殘つてゐる。

(28)北黒坂・ 北陸本道の天田越と殆ど並行して安樂寺方面から、西南、金峰坂を經由して倶利迦羅峠に至る險路の坂。

(29)南黒坂・ 松尾利から膿川流域を遡つて登る坂路。

(30)松長・ 松永と現稱する。埴生村大字蓮沼西の附近にある小村で登山路に當つてゐる。柳原、茱萸木林は其の登山路の兩側にある。

(31)鷲の瀨・ 澁江川の渡涉點であらう。

(32)日の宮林・ 西礪波郡埴生村大字蓮沼の南にある日宮神社の林。

(33)小谷部の渡・ 小谷部川の渡である。越中加賀國境地方の大門山を發して流程十八里、庄川に入る川が、西礪波郡石動町大字小矢部の邊を流れてゐるところ。

(34)埴生・ 富山縣西礪波郡の村。石動町の西南隣で、倶利迦羅越へ出る要路に當つてゐる。

(35)石黒・ 石黒太郎光弘のこと。富山縣西礪波郡、小矢部川の上流域地方に、今も石黒村の名が遺つてゐる。

(36)宮崎・ これも富山縣下新川郡の海色地方に雄を稱した宮崎太郎のこと。

(37)土田・ 能登(石川縣)國羽咋郡、神代川上流域にゐた氏族であらう。

(38)入善・ 少しあとにある入善小太郎のこと。富山縣下新川郡の氏族。

(39)佐美・ 石川縣能美郡の一氏族。

四、木曾の願書

木曾殿宣ひけるは、「平家は大勢であんなれば　軍は定めて掛合の軍(1)にてぞあらむずらむ。掛合の軍といふは、勢の多少による事なれば、大勢嵩にかけて取り籠められては敵ふべからず。先づ謀に白旗三十旒先立てゝ、黒坂の上に打立てたらば、平家これを見て、あはや源氏の先陣の向うたるは、何十萬騎かあらむ、取りこめられては敵ふまじ、この山は四方巖石なれば、搦手へはよも廻らじ、暫く下り居て馬休めむとて、礪並山にぞおり居むずらむ。その時義仲、暫くあひしらふ體にもてなして、日を待ち暮らし、夜に入つて平家の大勢、後の倶利迦羅が谷(2)へ追ひ落さむ」とて、先づ白旗三十旒、黒坂の上に打ち立てたれば　案の如く平家これを見て、「あはや源氏の大勢の向うたるは。取りこめられては敵ふまじ。こゝは馬の草飼・水便共によげなり。暫く下り居て馬休めむ」とて、礪並山の山中、猿の馬場(3)といふ所にぞおりゐたる。

新釋　木曾殿が云はれたには、「平家軍は大部隊だから、戰鬪は必ず正攻法に依るだらう。正攻法に依る戰鬪は兵力の多少に依つて勝敗が決するのだから、大部隊に壓迫されて包圍

（1）掛合の軍　トリックを用ひず、正攻法に依る對戰。

（2）倶利迦羅が谷　倶利迦羅峠の谷。クリカラ峠は加賀國の津幡と越中國の石動との中間に峙つ山。曾て僧泰澄がクリカラ明王を念じたところだといふ。

（3）猿の馬場。　いはゆる蒔宮道の砂坂を上つた埴生山嶺の一地點で、東方直ちに矢立山に對する。其の附近に今猿ヶ堂の地名がある。

（1）玉垣。神社の外廓の垣の事。玉は一種の美稱である。内廓の垣を瑞垣といふのと同類語である。

（2）片そぎ造り　神社建築の一様式。神社の社殿の屋上向つて左右の兩端に突出してゐるV字形のが即ち千木の一端を削いたのが片そぎで、之に内そぎ外そぎの區別がある。伊

されたら味方は到底勝てるものでない。だから先づ俺の方略としては、白旗を三十旒ばかり先頭に立てゝ、黒坂の高地に立てるのだ。平家軍の方ではそれを見て、やあ源氏の先頭部隊が來たぞ、何十萬騎ぐらゐ居るだらう、包圍されては勝味がなからう、此の山は四方は皆岩山ばかりだから、背面へはまさか廻れまい、暫くこゝらで下りて馬を休ませようと云つて、礪波山附近で休養してゐるだらう。其の時に此の義仲は、暫く應戰する樣子を假裝しながら日沒を待つて、夜に入つたら、平家の大軍を、あの倶利迦羅谷へ追ひ落としてやらう」と、さう云つて、先づ白旗を三十旒、黒坂の上へ立てたところが、豫期した通り、平家軍ではそれを見て、「やア源氏の大軍が出て來たぞ、包圍されちやア大變だ。此處は馬に草を食はせるのにも、水を飲ませるにも、ちやうどよい場所のやうだ。暫くこゝで下りて馬を休めよう」と云つて、礪波山中の猿の馬場といふ所で下りて休んでゐた。

木曾は埴生に陣取つて、四方をきつと見廻せば、夏山の峯の緑の木の間より、朱の玉垣(1)ほの見えて、片そぎづくり(2)の社あり。前には鳥居ぞ立つたりける。木曾殿、國の案内者を召して、「あれをば何處と申すぞ。いかなる神を崇め奉つたるぞ」と宣へば、「あれこそ八幡にてわたらせ給ひ候へ。所もやがて八幡(2)の御領にて候」と申す。木曾殿斜ならずに喜び、手書に具せられたりける大夫坊覺明を召して、「義仲こそ何となう寄するると思ひたれば、幸に新八幡の御寶前に近づき奉つて、合戰を既に遂げむとすれ。さらむにとつては、且は後代のため、且は當時の祈禱の爲に、願書を一筆かいて參らせうと思ふはいかに」と宣へば、覺明、「この儀最も然る

勢内宮のは内そぎ即ち千木の内角を削いだもので、外宮のは外角を外そぎで削つてある。

（3）八・幡・　富山縣西礪波郡埴生村にある八幡宮。埴生八幡とも護國八幡と云ふ。今に覺明の書いた願書と二個の鏃とが殘つてゐるさうだ。

（4）體・た・ら・く・　「たらく」は「たる」を延ばしたのである。即ち「體たらく」は漢文流に云へば「體タルヤ」の意である。

（5）箙・の・方・立・　箙の下部にあつて、矢を立てる筒のやうな形の部分である。

べう候」とて、馬より下りて書かむとす。覺明が其日の體たらく（4）、褐の直垂に黒糸縅の鎧着て、黒漆の太刀を佩き、二十四さいたる黒母呂の矢負ひ、塗込籐の弓脇に挾み、兜をば脱いで高紐にかけ、箙の方立（5）より小硯、疊紙取出し、木曾殿の御前に畏まつて願書を書く。あつぱれ文武二道の達者かな、とぞ見えたりける。

新釋　木曾義仲は埴生に陣地を布いて、四方を注意して見廻すと、夏の山の頂上に當つて綠の樹林の間から、赤い色の玉垣がチラチラと見えて、片そぎ造の社殿があり、其の前には鳥居が立つてゐた。木曾殿は、其の地方の事に精通してゐる者を呼んで、「あれは何といふ神社だ、どういふ神樣がお祭り申してあるのか」と仰やると、「あれこそは八幡宮でいらせられます。此の場所もやはり石淸水八幡宮の神領で御座います」と申した。木曾殿は非常に喜んで、書記として從へられた大夫坊覺明を呼んで、「此の義仲は何の氣もなくこゝまで進軍して來たところが、幸に新八幡宮の御社前近くへ參つて、今や戰鬪を行はうとしてゐるのだ。さうだとすると、一つには後生のため、一つには又目前の戰勝祈願の爲に、願文を一筆書いて差上げようと思ふが、どんなものだらう」と仰やると、覺明は聞いて、「それは至極結構なことです」と云つて、馬から下りて書かうとした。覺明が其の日の有樣は褐色の直垂の上に黒絲縅の鎧を着て、黒鞘の太刀を帶び、黒ほろの矢を二十四本挿した箙を背負ひ、塗籠籐の弓を脇に挾み、兜はぬいで高紐にかけてゐたが、馬から下りると、直ぐ箙の方立から小硯と、疊紙とを出して、木曾殿の御前に畏まつて願書を書いて

(1)勸學院　藤原氏の私立學校である。弘仁十二年、冬嗣が之を京都の左京に建てたが、治承元年の大火に燒けた。

(2)山　比叡山の略稱である。

ゐるのを見ると、天晴れ文武二道の達人だなアと見受けられた。

この覺明と申すは、本は儒家の者なり、藏人通廣とて、勸學院(1)にぞ候ひける。出家の後は、最乘坊信救とぞ名のりける。常は南都へも通ひけり。一年高倉の宮園城寺へ入御の時、山(2)奈良へ牒狀を遣されけるに、南都の大衆如何が思ひけむ、其返牒をばこの信救にぞ書かせける。「抑も清盛入道は平氏の糟糠、武家の塵芥」とぞ書いたりける。入道大に怒つて、「何條その信救めが、淨海ほどのものを、平氏の糟糠武家の塵芥と書くべきやうこそ奇怪なれ。急ぎその法師搦め取つて死罪に行へ」と宣ふ間、これに因つて南都には堪へずして、北國へ落ち下り、木曾殿の手書して　大夫坊覺明と名のる。

新釋　此の覺明といふ男は、元は儒教學者の出身である。藏人通廣といふのが其の名で、藤原氏の私立學校たる勸學院で研究してゐたが、出家してからは、最乘坊信救と號してゐた。そして始終奈良の興福寺の方へも往來してゐた。先年高倉の宮が、三井寺園城寺へ入らせられた時に、比叡山と奈良の方へ檄文を遣られたところが、興福寺の衆徒は、どう思つたものか、其の返事を此の信救に書かせた。すると信救は承知して、直ぐに筆を執ると「抑も清盛入道は平氏の糟糠、武家の塵芥」と書いた。入道は、後に其の事を聞いて大層腹を立てゝ、「何の、其の信救とか云ふ奴めが、淨海ほどの者を平氏の糠かす、武家の塵あくたと書くなんて不屆な奴だ。急いで其の坊主を逮捕して死刑にして了へ」と仰やった

（1）歸命頂禮　歸命は自己の生命を其の絶對信仰の對象たる佛に任せきること。頂禮は自己の頭で佛の足を禮拜することで、共に最大級の敬意の表現。

（2）累世明君の曩祖　御代々の賢明な天皇の御先祖即ち八幡神たる應神天皇を指し奉る。

（3）寶祚　祚は位、寶は其の尊貴を表する意味で附け添へた語で、要するに皇位のこと。

（4）三身　佛教でいふ法身、報身、應身の三つ。これも八幡の神に就けて云ふ。此神の本地は釋迦如來で、それが日本へ來て、八幡神たる應神天皇と現れ給うたといふのである。

（5）三所　八幡宮三座の祭神を指す。八幡の

ので、さすがの覺明も奈良には居たまらないで、北國へ亡命して、木曾殿の書記になつて大夫坊覺明と名のつてゐるのだつた。

願書に曰く、歸命頂禮①八幡大菩薩、日域朝廷の本主、累世明君の曩祖②たり。寶祚③を守らむがため、蒼生を利せむがために、三身④の金容を顯し、三所⑤の權扉を押し開き給へり。爰にしきりの年以來、平相國といふ者あつて、四海を管領し、萬民を惱亂せしむ。是既に佛法の怨、王法の敵なり。義仲苟くも弓馬の家に生れて、僅に箕裘の塵を繼ぐ⑥。かの暴惡を案ずるに、思慮を顧るに能はず運を天道に任せて、身を國家に投ぐ。試に義兵を起して、兇器を退けむと欲す。然るに鬪戰兩家陣を合はすと雖も、士卒未一致の勇を得ざる間、區々⑦の心を怕れたる所に、今一陣旗をあぐ。戰場にして忽に三所和光の社壇を拜す。機感の純熟⑧明なり。兇徒誅戮疑なし。歡喜淚こぼれて、渴仰肝にそむ。就中曾祖父前陸奧守義家朝臣、身を宗廟の氏族に歸附して、名を八幡太郎義家と號せしより、其門葉たる者、歸敬せずといふ事なし。義仲その後胤として、首を傾けて年久し。今この大功を起す事、譬へば嬰兒の蠡を以て巨海を測り⑨、蟷螂が斧を怒つて隆車に向ふ⑩が如し。然りといへども、國の爲君の爲に之を起す、全く身のため家のためにして之を起さず。志の至神鑒空にあり。憑もしい

祭神については種々の說もあるが、最も普通には應神天皇、神功皇后、姫神の三神であるとされてゐる。

(6)箕裘の塵を繼ぐ 見様見眞似に父祖の道業を繼ぐこと。「良冶ノ子ハ必ズ裘ヲ爲ルコトヲ學ブ、良弓ノ子ハ必ズ箕ヲ爲ルコトヲ學ブ」とある禮記の文から出てゐる。箕はミ、裘は毛皮服で、弓師の子は父が竹木を曲げて弓を作るを見て、竹を曲げて箕を作り、鍛冶屋の子は、父が金屬を鎔かして鍋釜の破損を繕ふを見て、獸皮を補ひして毛皮を作るといふのである。

(7)區々 小さいことの形容。

(8)機感の順熟 感應の成熟。

(9)嬰兒蠡を以て巨海を測る 前漢書東方朔

かな、悦ばしいかな。伏して願はくば、冥顯威を加へ、靈神力を合はせて、勝つことを一時に決し、怨を四方へ退け給へ。丹祈(11)冥慮に適ひ、玄鑒加護をなすべくば先づ一の瑞相を見せしめ給へ。壽永二年五月十一日、源の義仲敬白」と書いて、わが身をはじめて、十三騎が上矢の鏑(12)をぬき、願書に取りそへて、大菩薩の御寶殿にぞ納めける。

【通釋】 其の願書には、「歸命頂禮八幡大菩薩、日域朝廷之本主、累世明君之曩祖也。爲守寶祚、爲利蒼生、顯三身之金容、排三所之權扉。爰頃年以來、有平相國者、管領四海、惱亂萬民。是既佛法之怨、王法之敵也。義仲苟生弓馬之家、纔繼箕裘之塵。案彼暴惡、不能顧思慮。任運於天道、投身於國家、試起義兵、欲退凶器。然闘戰雖合兩家陣、士卒未得一致勇閒、怕區心處、今一陣擧旗、戰場忽拜三所和光之社壇。機感純熟明也。凶徒誅戮無疑。歡喜翻淚、渇仰染肝。就中曾祖父前陸奥守義家朝臣、歸附身於宗廟之氏族、自號名於八幡太郎以來、爲其門葉者、無不歸敬。義仲爲其後胤、傾首年久。今起此大功、譬如以嬰兒蠡測巨海、怒蟷螂斧向隆車。雖然爲國爲君而起之。全爲身爲家而不起之。志之至神驗在空、憑哉、悅哉。伏願冥顯加威、靈神合力、決勝一時、退怨四方。可丹祈叶冥慮、玄鑒成加護、先使見一瑞相。壽永二年五月十一日。源義仲敬白」と書いて、自分を始めさして十三騎の上ざしの矢の鏑を抜き取つて、之を願書に添へて、八幡大菩薩の神前に

奉納した。

たのもしきかな八幡大菩薩、眞實の志二つなきをや遥に照覽したまひけむ、雲の中より山鳩(13)三つ飛び來つて、源氏の白旗の上に翩翻す。昔神功皇后新羅を攻めさせ給ひし時、御方の戰弱く、異國の軍強うして、既にかうよと見えし時、皇后天に御祈誓ありしかば、雲の中より靈鳩三つ飛び來つて、御方の楯の面に顯れて、異國の軍敗れにけり。又此人々の先祖頼義の朝臣、奥州の夷貞任。宗任を攻め給ひし時、御方の戰弱く、凶賊の軍強くして既にかうと見えしかば、頼義の朝臣、敵の陣に向つて是は全く私の火に非ず神火なり、とて火を放つ、風忽に夷の方へ吹き覆ひ、厨川(14)の城燒落ちぬ。その時軍敗れて、貞任・宗任亡びにけり。木曾殿かやうの先蹤を思ひ出でて、急ぎ馬より下り、兜を脱ぎ、手水うがひをして、今この靈鳩を拜し給ひける心の中こそたのもしけれ。

新釋　すると、何といふ頼もしい事實だらう。八幡大菩薩が、一心の誠を天上遥に御覽になつたものか、雲の中から野生の鳩が三疋飛んで來て、源氏の白旗の上にバタバタと飛び廻つた。昔神功皇后が新羅をお攻めになつた時に、味方の戰鬪力が弱く、外國軍が強くて今にも敗戰しようとした時に、皇后が天にお祈りになると、忽ち雲の中から神の鳩が三羽飛んで來て、我が軍の楯の前面に現はれたので、敵軍は遂に敗戰した。又此の義仲たちの先祖に當る源頼義朝臣が、奥州の蠻族貞任・宗任をお攻めになつた時にも、味方の戰鬪力

の傳に出てゐる句。蠡はホラガヒ、嬰兒は赤ン坊のこと、嬰とは胸先のことで、初生兒は皆胸の前て抱くからの稱。

(10)蟷螂が斧を取つて隆車に向ふ。蟷螂はカマキリてある。文選四十四卷に「蟷螂の斧を以て隆車の隧を禦がんと欲す」斧とはカマキリの鎌状前股をいふ。隆車は勢よく走る車。

(11)丹心・丹心即ち誠意誠心を以ての祈、丹は赤と同じで[illegible]を意味する。一點の私心もないこと。

(12)上矢の鏑・上ざしの矢とも云つて箙に二十五本矢を挿す場合、普通の征矢の外に尺長く羽を廣く矧いだ鏑矢を二本づゝ最外面にさすのである。

(13)山鳩・野生の鳩。

(14)厨川・岩手縣岩手郡の村、兒〆に僞れた

政友會總裁原敬を產した盛岡市から北西へ一里、東方には北上川、南には厨川即ち西下石川を控へてゐる所で、當時の城墟の址は村內の下厨川にある。

が弱くて、賊軍の方が強く、今は敗戰の外がないと見えたので、賴義朝臣は敵陣へ向つて、これは全然一私人の火ではない、神の火であると云つて火を放つた。すると風は忽ちに蠻族の方へ吹きかけて、厨川の城壘は燒け落ちた。其の時敗戰して貞任・宗任は共に滅亡した。木曾殿は斯ういふ先例を思ひ出して、急いで馬から下りて、兜を脫ぎ、手を洗淨し、口腔を含嗽して、今此の神の鳩に拜禮された心の中は大きな期待に滿ちてゐた。

研究　こゝには我等の注意すべき二つの事實が含まれてゐる。一つは山鳩の出現である。勿論果して山鳩が白旗の上で舞うたといふ事實が有つたか否かは問題でないが、斯ういふ信仰が存在したといふことは肯定される。全體或る祈願を神に捧げる場合に物を捧げるといふことは、自分の誠意の表識の外に、自分の生命力の中に內在するマナを捧げることである。單にマナと云つただけでは分らないかも知れないが、これはアウストラリアの土人間に存在する信仰について西洋の學者の認めたもので、此のマナを帶びてゐるものは其のマナの力の發現によつて戰にも勝ち、其の他病を治する事でも何でも出來るのである。だから或る戰に於て勇力を現した者があると、それは其の人自身が强いのではなく、其の人に宿つてゐるマナの力であると見る。野蠻人の間で食肉が行はれるのはこれから來てゐる。此の觀念は原始時代に通有な信仰で、無論西洋にもあつた。我が國にもあつた。そして其の形だけの後世に遺つたのが神に對する供へ物であり、祝詞である。神に或る物を供へ又は奉納するのは無言の祝詞であり、祝詞は供へ物を伴はない誠意の献供である。祈禱者側の此のマナ奉進に對しては、神も亦マナを賜はるのであつて、それが即ちレヴエレーションである。こゝの例でいふと、山鳩が三羽飛んで來て白旗の上に舞つたことである。それは即ち、神のマナが來り下つたことの示現を意味する。之を仰ぎ視たものは、神の力が現

實に自分等の上に降り加はつたことを知つて戰勝を確信し得るのである。義仲が山鳩を見て拜したのは其の爲である。實際又斯ういふサゼストが勝利に向つて勇氣づけることは有得るのである。單に戰ばかりでない。日本人の神社信仰は、此の觀念を基礎に於いて考へれば分らないことが多い。マナなごを引例して來ると、恰も一知半解の外國人が日本人の神社信仰を直ちに原始人の信仰であると即斷して輕蔑するやうに、極めて幼稚なプリミチーブなものと考へられるかも知れぬが、何處の國にも原始時代はある。そして皆それから發達して來てゐるのである。只西洋では一國家の中に雜多の民族部族が生のまゝで混在してゐて、それが互に相角逐し、强力な者が舊ダイナスチーを倒して新ダイナスチーを立てるのが常態であるから、宗教信仰の如きも、其の王朝の變改する毎に變つて、少しも古い痕跡を遺さない。だから今日よりして古く往時の信仰發達の路程を跡づけることは出來ない。それが出來るのは世界特殊の國體と歷史とを持つてる日本だけである。この事は宗教學上からも頗る注意に値する。次に第二の注意すべき事實は、賴義朝臣が、既に敗軍と見えたときに、敵陣に向つて、これは賴義一私人として放つ火ではない、神の火であると宣言して火を放つと、忽ち風が安倍軍の方へ吹きつけて、それが爲に敵は敗績したといふ記載である。これも虛實不明といふよりは、寧ろ後世作爲の說話であらうが、此の信仰も古くから日本民族の間に存したもので、正しく言葉のマヂックである。言靈（kot dama）の信仰は是から導かれて來てゐる。コトダマは我々が發する言語に宿つてゐる靈であつて、我々が或る事の實現を確信して發言すると、其の言語の靈力によつて、其の事が考へてゐる通りに實現するのである。日本人が古來妄にコトアゲ即ち宣言をしないのは其の效果を畏れ愼むが爲である。そして此の賴義の話は言語に依るマジックの最好適例である。

五、倶利迦羅おとし

さる程に、源平兩方陣を合はす。陣の間僅三町ばかりに寄せ合はせたり。源氏も進まず、平家も進まず。稍あつて源氏の方より、精兵をすぐつて(1)十五騎、楯の面に進ませ、十五騎が上矢の鏑を、只一度に平氏の陣へぞ射入れたる。平家も十五騎を出いて、十五の鏑を射返さす。源氏三十騎を出いて、三十の鏑を射さすれば、平家も三十騎を出いて、三十の鏑を射返さす。源氏五十騎を出せば、平家も亦五十騎を出し、百騎を出せば、百騎を出す。兩方百騎づつ陣の面に進ませ、互に勝負をせむと逸りけるを、源氏の方より制して、わざと勝負をばせさせず。かやうにあひしらひ日を待ちくらし、夜に入つて、平家の大勢を、後の倶利迦羅が谷(2)へ追ひ落さむとたばかりけるを、平家これをば夢にも知らず、共にあひしらひ、日をまちくらすこそはかなけれ。

新釋 其のうちに源平兩軍は相對して陣地を占領した。此の時兩軍の間隔は、僅に二三町しかない程までにこちらも近く進出してゐたが、しかしそれ以上は源軍も進まず、平軍も進まなかつた。暫くして源軍の方から、射撃に熟練してゐる者ばかり十五騎を選拔して楯

(1)すぐる　「透く」にrを附けて他動化した語で、選り拔くこと。

(2)倶利迦羅谷へ追落す　源氏ヶ峯の西北クリカラ村の東南北三方に亘る大深谷で、懸崖峙つこと十餘丈、墜落すれば生命はないとして、地獄谷又馳込谷の名がある。

（1）倶利迦羅堂　泰澄の安置した倶利迦羅明王の像のあるお堂。前にも云つた通り、倶利迦羅谷の名はこれから來てゐるのである。

（2）方立うちたゝき　方立の事は前にも述べたが、こゝは其の方立の板をたゝいて勢を添へるのである。

の前面に進ませ、其の十五騎が一齊に上ざしの鏑矢を平軍の陣地へ發射した。で、平家の方でも同じく十五騎を出して、十五本の鏑矢を射返させた。續いて又源氏の方で三十騎を出して、三十本の鏑矢を射させると、平家の方でもやつぱり三十騎を出して三十本の鏑矢を射返させた。其の後も源氏が五十騎を出すと平家も五十騎を出し、百騎を出せば百騎を出した。そして、しまひには兩方から百騎宛を陣地の前面に進ませて、互に決勝をしようとあせつたのを、源氏の方から制止して、わざと戰鬪をさせず、斯ういふ風に只小ぜりあひばかりで敵をあしらつてゐて、日の暮れるのを待ち、夜に入つたら平家の大軍を背面の倶利迦羅が谷へ追落さすといふ作戰計畫を立てゝゐた。それだのに、平家はそんな事とは夢にも知らず、一緒になつて相手をして、日暮を待つてゐたのは、儚い事であつた。

さる程に、北南より廻る搦手の勢一萬餘騎、くりからの堂（1）の邊に廻りあひ、箙の方立打ちたゝき（2）、鬨をどつとぞ作りける。各後を顧み給へば、白旗雲の（1）如くにさしあげたり。此山は四方巖石であんなれば搦手へはよも廻らじとこそ思ひつるに、こは如何にとぞ騷がれける。さる程に、大手より木曾殿一萬餘騎、鬨の聲を合はせ給ふ。礪並山の裾、松長の柳原、ぐみの木林に引き隱したりける一萬餘騎、日の宮林に控へたる今井四郎の六千餘騎も、同じう鬨の聲をぞ合はせける。前後四萬餘騎がをめく聲に、山も河も、只一度に崩るゝとこそ聞えけれ。さる程に次第に闇うはなる、前後より敵は攻め來る、穢しや返せ〳〵といふ族多かり。

(3)倉光次郎成澄　利仁將軍九代の孫、林加賀介成家の子、加賀の石川郡中奥村大字倉光にゐた氏族で、居館址が今其地に館山さ呼ばれて殘つてゐる。椀貸傳說で有名な處である

けれども、大勢の傾き立つたるは、左右なう取つて返す事の難ければ、平家の大勢、後の倶利伽羅が谷へ、我先にとぞ落ち行きける。先に落したる者の見えねば、この谷の底にも道のあるにこそとて、親落せば子もおとし、兄が落せば弟も落し、主落せば家の子郎等も續きけり。馬には人、人には馬、落ち重なり〳〵、さばかり深き谷一つを、平家の勢七萬餘騎でぞ埋めたりける。澗泉血を流し、死骸岡をなせり。されば此谷の邊には、矢の穴、刀の疵、今に殘つてありとぞ承る。平家の侍大將、上總大夫判官忠綱、飛驒太夫判官景高、河內判官秀國も、この谷の底に埋もれてぞ亡せにける。又備中國の住人瀨尾太郎兼康は、聞ゆる兵にてありけれども、運や盡きにけむ、加賀國の住人倉光の次郎成澄(3)が手にかゝつて、生捕にこそせられけれ。又越前國燧が城にて返忠したりける平泉寺の長吏齋明威儀師も、捕はれて出で來たる。木曾殿、「その法師は餘ににくきに、先づ斬れ」とて斬らせらる。大將軍維盛、通盛、稀有にして加賀國へ引き退く。七萬餘騎が中より、僅に二千餘騎こそ遁れたれ。

新釋　さういふうちに、北と南との二方から迂廻行進をした背面攻擊軍の一萬餘騎は、倶利迦羅堂附近の地點に集中して、隊伍を整へると、箙の方立板をパタパタと叩いて、一時にドッと鬨の聲をあげた。其の聲に驚かされて平家の大將たちは思はず後を振返つて御覽に

なると、源氏の白旗を高く差上げてゐるのが、まるで白雲の湧起つたやうに見えるのだつた。此の山は四方岩山であるから、まさか背面へは廻るまいと思つてゐたのに、これはどうした事だと一同騒ぎ立てられた。すると、さういふうちにも亦正面からは新に木曾殿の中堅軍が一萬餘騎で押寄せて來て、一緒に又鬨の聲を合せた。と、それを合圖に、今まで礪波山の山麓の松長の柳原や茱萸の木林に隱してあつた一萬餘騎も、日の宮林に進軍の命令を待つてゐた今井の四郎の六千餘騎も、同じく鬨の聲を合せた。前後を合して四萬餘騎の者が怒鳴り立てる聲の響きに、山も河も唯一度に崩壞するかと聞こえた。其のうちにもあたりは段々暗くなる、敵は前後から前進して來る、平軍の將士は殆ど度を失つて、中には「卑怯だぞ、引返せ引返せ」と云ふ連中も多くあつたが、大多數の兵團が崩れ初めたのは、さう急に方向を轉換して引返すことの困難なものであるから、平家の大軍は後の倶利迦羅谷の方へ、先を爭うて逃げ落ちて行つた。ところが後の方では、先に落ちたものゝ姿が見えないので、きつと此の谷の底にも道があるのだらうと思つて、親が乘下ろせば子も乘下し、兄が乘落とせば弟も乘落し、主人が逃げ込めば一族や家來も其のあとに續いた。で、馬の上には人、人の上には馬といふ風に、大部隊の人馬が上へ上へと際限なく落ち重なつて、あれ程までに深い谷全體を、平家の將士七萬騎で埋めた。谷には血が川のやうに流れ、死骸は積んで丘陵を形つた。だから此の谷の附近には、矢の通つた穴や刀疵が、今に殘つてゐると云ふことである。平家の方の隊長上總の太夫判官忠綱、飛騨の大夫の判官景高、河内の判官秀國も、此の谷底に埋まれて死んだ。又備中の國に住んでゐる瀨尾の太郎兼康は、勇名の聞こえた武士であつたが、運が盡きたのか、加賀の國の住人である倉光の次郎成澄の手にかゝつて、捕虜になつた。又越前の國の燧が城で裏切をした平泉寺の長

（1）奥の秀衡　奥は現在の奥羽地方のこと。秀衡は該地方の有力者であつた藤原秀衡のこと。秀衡は出羽押領使基衡の子で、常に平泉にゐた。鎭守府將軍陸奥守である。文治三年九十二歳で死んだ。

（2）龍蹄　龍蹄とは龍の稱の義で駿馬の事。

（3）鏡鞍　鏡は前鞍輪に鏡を附けたものだと俗說である。前後の輪を銀又は金、銅などの薄板狀に伸展したもので張包み、所謂山形の外緣を同じ金屬で覆輪置きしたものである。

（4）白山の社　加賀の白山に鎭座されてゐる神の社。即ち今日の國幣小社白山比咩神社。石川縣石川郡河内村字

吏務明威儀師も、捕へられて出て來た。木曾殿は「其の坊主の仕方があんまり憎いから、一番にそいつを斬れ」と云つて斬らせられた。平軍司令官の維盛、通盛の二人は、不思議に命だけ助かつて加賀の國へ退却した。此の時、平軍七萬騎の中で、助かつて逃げ得たものは僅に二千餘騎であつた。

同じき十二日、奥の秀衡①が許より、木曾殿へ龍蹄②二疋奉る。一疋は白月毛一疋は連錢葦毛なり。やがて、この馬に鏡鞍③置いて、白山の社④へ神馬に立てらる。木曾殿、今は思ふ事なしとておはしけるが、但し叔父の十郎藏人殿の志雄の戰こそおぼつかなけれ、いざや行きて見むとて、四萬餘騎が中より馬や人をすぐつて、二萬餘騎で馳せ向ふ。茲に氷見の湊⑤を渡らむとしたまひけるが、をりふし潮滿ちて、深さ淺さを知らざりければ、木曾殿まづ謀に、鞍置馬十疋ばかり追ひ入れたりければ、鞍爪⑥浸る程にて、相違なく向の岸にぞ着きにける。木曾殿之を見給ひて、「淺かりけるぞ、渡せや」とて、

鞍づめ　ツメ　ツメサキ

二萬餘騎颯と渡いて見給へば、案の如く、十郎藏人殿は散々に駈けなされ、引き退き、人馬の息を休むる所に、新手の源氏二萬餘騎、平家三萬餘騎が中へかけ入

り、もみにもうで、火出づる程にぞ攻めたりける。大將軍三河守知度討たれ給ひぬ。これは入道相國の末子なり。その外兵多く亡びにけり。平家其處をも追ひ落されて、加賀の國へ引き退く。木曾殿は、志雄の山打越えて、能登の小田中(7)、親王の塚の前にぞ陣をとる。

新譯 同じ十二日に、奧州の藤原秀衡のところから、木曾殿へ駿馬を二頭送つて來た。一頭は白月毛、一頭は連錢葦毛である。で、直ぐ其の馬に鏡鞍を置いて、白山社へ神馬として奉献された。木曾殿は、これでもう戰爭の方は心配がないと云つておいでに成つたが、但し叔父の十郎藏人殿の志保方面の戰鬪が氣がかりだ、サあ直ぐに行つて見ようと云つて、四萬餘騎の將士の中から、馬も人も優秀な物ばかり選拔して二萬餘騎で馳せつけた。其の途中で氷見の湊を渡らうとせられたところが、ちやうど滿潮時で、水深もどれ程あるか知れなかつたので、木曾殿の考へとして、先づ鞍を置いた馬を十頭ほど追込んで御覽になると、鞍の最下部が水に浸る位で、無事に對岸へ着いた。木曾殿はそれを御覽になつて、「水は淺かつたぞ、全軍渡れッ」と云つて、三萬餘騎一度にサッと渡渉して、前方を御覽になると、案の定、十郎藏人殿は、散々に斬散らされて退却し、人も馬もホッと息をついてゐられる所だつたが、其所へ義仲の新鋭軍二萬餘騎が駈けつけて、平軍三萬餘騎の中堅に突撃し、揉みに揉んで發火せんばかりに烈しく攻撃した。此の戰に平軍の方は司令官たる三河守知度が戰死せられた。これは入道前太政大臣の末子である。其の他にも兵士が多數に死んだ。平家は其の地點からも驅逐されて、加賀の國へ退却した。木曾殿は志保の山を越えて、能登の小田中、親王塚の前に新陣地を占領した。

三宮所在。祭神は伊弉諾、伊弉冉の二尊と菊理媛で、本社は別に絶頂にある。創建の時代は不詳。

(5)氷見の湊　氷見は富山縣氷見郡での大市で、高岡の北方四里、富山灣に臨んでゐる。

(6)鞍爪　鞍の最下部突端。

(7)能登の小田中親王の塚　石川縣能登國鹿島郡御祖(ミオヤ)村大字小田中の事。崇神帝の御子で、能登臣の祖となられた大入杵命を葬つた所が親王塚である。

六、篠原合戰

（1）多田の八幡　石川縣能美郡小松町所在の神社。繼體天皇の御勸請と傳へられる縣社で祭神は衝桙等乎留比古命とせられてゐる。
（2）蝶屋の庄　加賀國石川郡美川町の東方、今の蝶屋村地方。
（3）菅生の社　須河社さもある。今の國幣小社菅生石部神社（石川縣江沼郡福田村大字敷地所在）祭神は菅生石部神とのみあるが、土俗は敷地天神および彦火々出見尊奉祀の社と傳へてゐる。
（4）能美の庄　今の石川縣能美郡の中の一地方
（5）氣比の社　福井縣敦賀市曙所在の氣比神宮。祭神は伊奢沙別命其の他である。昔の式內大社で今日は官幣大社である。

木曾殿やがてそこにて、諸社へ神領を寄せらる。多太の八幡(1)へは蝶屋の莊(2)、菅生の社(3)へは能美の庄(4)、氣比の社(5)へは飯原の庄(6)、白山の社へは横江、宮丸(7)二箇所の庄を寄進す。平泉寺へは藤島七郷(8)をぞ寄せられける。

新釋　木曾殿は直ぐ其處で、諸所の神社へ神領を寄附せられた。多田の八幡へは蝶屋の庄、菅生の社へは能美の庄、氣比の社へは飯原の庄、白山の社へは横江、宮丸二ヶ所の庄を寄附された。平泉寺へは藤島七郷を寄附された。

去る治承四年八月石橋山の合戰の時兵衛佐殿射奉りし武士共、皆逃げ上つて、平家の御方にぞ候ひける。宗徒の人々には、長井の齋藤別當實盛、浮巣三郎重親(9)、股野五郎景久(10)、伊藤九郎祐氏(11)、眞下四郎重直(12)なり。是等は皆軍のあらむ程暫く休まむとて、日毎に寄合ひ／＼、巡酒(13)をしてぞ慰みける。先づ長井の齋藤別當が許に寄合ひたりける日、實盛申しけるは、「倩當世の體を見候ふに、源氏の方は彌強く、平家の御方は負色に見えさせ給ひて候ふ。いざ各木曾殿へ参らう」といひければ、皆「さんなう」とぞ同じける。次の日、又浮巣三郎が許に

（6）飯原の庄　葉原とも書く。福井縣敦賀郡東郷村大字葉原。木芽峠の南麓で、福井街道の宿驛に當つてゐる。（7）嵩江宮丸　共に石川郡内にある。（8）藤島七郷　越前の藤島である。（9）浮巣の三郎重親　不詳。（10）股野の五郎景久　桓武平氏の末裔、大庭平太景義の子である。（11）伊藤の九郎祐氏　藤原氏、鎌足十七代の末孫、伊藤二郎祐近の二男、祐忠とも云つた。（12）眞下の四郎重直　今の埼玉縣兒玉郡共和村大字上眞下、下眞下に據つてゐた兒玉黨の一派。（13）巡酒　各自の住宅を順次に巡つて酒宴の場所とし、主人役となつて酒宴すること。

寄合ひたりける時、齋藤別當、「さても昨日實盛申しゝ事はいかに、各」といひければ、其中に股野五郎景久、進み出でゝ申しけるは、「さすが我等は、東國では人に知られて、名ある者でこそあれ。吉について、あなたへ參りこなたへ參らむことは、見苦しかるべし。人々の御心どもをば知り參らせず候、景久に於ては、今度平家の御方で討死せむ、と思ひ切りて候ふぞ」といひければ、齋藤別當あざ笑つて、「實には各の御心ごもをがな引かむとてこそ申したれ。實盛も、今度北國にて討死せむとおもひ切つて候へば、二度命生きて都へは歸るまじきよし、大臣殿へも申し上げ、人々にも其樣を申し置き候」といひければ、皆又此議にぞ同じける。其約束を違へじとや、當座にありける二十餘人の侍共も、今度北國にて一所に死にけるこそむざんなれ。

新釋　去る治承四年の八月、石橋山の戰の時に、兵衛佐殿を御射擊申した武士たちは、皆京都の方へ逃上つて、平家の軍隊に屬してゐた。其の中での重立つた人々は、長井の齋藤別當實盛、浮巣の三郎重親、股野の五郎景久、伊藤九郎祐氏、眞下の四郎重直である。是等の連中は皆、戰爭の始まるまでの間は、暫く休養しようと云ふので、毎日毎日寄り合うては、銘々の家を順番に飲み廻ることにして、氣晴らしにしてゐた。一番初めに長井の齋藤別當の所で寄合つた日に、實盛が、「仔細に現在の狀勢を觀察するのに、源氏の方は益々優勢で、平家の方には劣敗の傾向が歷然と見える、オイみんな木曾殿へ行かうぢやないか」

とゝかう云ひ出したところが、皆、「さうだ、さうだ」と賛成した。次の日に又、浮巣の三郎の所で寄合つたときに、齋藤別當が「そこで昨日此の實盛の云つたことはどうだね諸君」と云ふと、其の中にゐた股野の五郎景久が進み出て申したには、「さう云はれるが、我々は關東では少しは人に其の名を知られてゐるものだ。景氣のいゝ方へ附いて、あちらへ行つたりこつちへ行つたりするのは見苦しいだらう。俺には諸君の心持が分らないんだ。此の景久としては、今度平家の味方になつて戰死すると決心したぞ」とさう云つたので、齋藤別當はクスリと笑つて、「實際はあゝ云つて諸君の氣を引いて見たんだ。此の實盛も今度北國で戰死することに決定したから、二度と生きては此の京都へ歸りますまいと大臣殿へも申上げたし、色んな人たちにもさう云つて置いたんだ」と云ふと、皆の者は又其の說に賛成した。其の約束を違へまいといふ爲か、其の席に所合はせた二十餘人の将校たちも、今度北國で一所に死んだのは悲慘であつた。

平家は加賀國篠原に引き退いて、人馬の息をぞ休めける。同じき五月二十日の日、木曾殿五萬餘騎、篠原へぞ向はれける。木曾殿の方より、今井四郎兼平、先づ五百餘騎にて馳せ向ふ。平家の方には、畠山庄司重能、小山田別當有重、宇都宮左衛門朝綱、是等は大番役にて、折節在京したりけるを、大臣殿「汝等は古いものなり、軍のやうをもおきてよ」とて、今度北國へ向けられたり。彼等兄弟[1]三百餘騎で打向ふ。畠山、今井、始は五騎十騎づゝ出し合はせて、勝負をせさせけるが、後には兩方亂れあうてぞ戰ひける。

(1)彼等兄弟 小山田有重と畠山重能の兄弟をいふ。

（1）遍身　全身。

新釋　平家は加賀の國の篠原に退却して、人も馬も暫く息をついてゐた。すると、同じ五月二十日の日に、木曾殿は五萬餘騎を率ゐて、又篠原へ進撃した。木曾殿の方からは今井の四郎兼平が、先づ五百餘騎で前進する。平家方では、畠山庄司重能、小山田の別當有重、宇都宮の左衞門朝綱が對戰した。是等の者は大番役でちやうど其の頃京都に居合はせたのを大臣殿が「お前たちは老練者だ、戰の仕方を指圖して吳れ」と仰やつて、今度此國へ向はしめられたのだつた。重能・有重等の兄弟は三百餘騎で驅け向つた。畠山も今井も最初は互に五騎か十騎づゝ出し合つて、小戰鬪をしてゐたが、後には兩軍入り亂れて戰うた。

同じき廿一日の午の刻、草もゆるがず照らす日に、源平の兵、我劣らじと戰へば、遍身(1)より汗出でゝ、水を流すに異ならず。今井が方にも兵多く亡びにけり。畠山、家の子郎等多く討たせ、力及ばで引き退く。次に平家の方より、高橋判官長綱、五百餘騎で馳せ向ふ。木曾殿の方より、樋口次郎兼光、落合五郎兼行、三百餘騎にて打ち向ふ。源平の兵ども、暫し支へて防ぎ戰ふ。されども高橋が方の勢は、國々のかり武者なりければ、一騎も落合はず、我先にとぞ落ち行きける。高橋心は猛う思へども、後あばらになりければ、力及ばず、唯一騎、南をさしてぞ落ち行きける。爰に越中國の住人、入善の小太郎行重、よい敵と目をかけ、鞭鐙を合はせて馳せ來り、押しならべてむずと組む。高橋、入善を攫むで鞍の前輪に押しつけ、些とも働かさず、「さてわ君は何者ぞ、名のれ、聞かう」と

いひければ、「越中國の住人入善の小太郎行重、十八歳」とぞ名のつたる。高橋涙をはら〳〵と流いて、「あな無慚、去年後れたる長綱が子もあらば、今年は十八歳ぞかし。わ君ねぢ切つて捨つべけれども、さらば助けむ」とて赦しけり。高橋判官は、御方の勢待たむとて、馬より下りて息つぎ居たり。入善も休み居たりけるが、あつぱれよい敵、我をば助けたれども、いかにもして討たばやと思ひ居たる所に、高橋是をば夢にも知らず、打ち解けて物語をぞしゐたる。入善は聞ゆる早業の男にてありければ、高橋が見ぬひまに、刀を拔き立ち上り、高橋判官が內兜をしたゝかに刺す。刺されてひるむ所に、入善が郎等、おくればせに三騎馳來つて落合うたり。高橋心は猛う思へども、敵はあまたなり、手は負ひつ、運や盡きにけむ、そこにて遂に討たれぬ。

新釋 同じ月の二十一日の正午時分、風がなくて草一本動かず、太陽の光線は猛烈に照射するのに、源平兩軍の兵等は、銘々皆人に負けまいと會戰したので、何れも全身汗ビッショリになつて、まるで水を流すやうである。今井の隊でも兵士が大勢戰死した。畠山は一族や家來を大勢討たれたので、戰鬪力が足りなくなつて退却した。其の次には平家軍の方から高橋の判官長綱が五百餘騎で前線へ出た。源平兩軍の兵たちは互に其の戰線を支持して暫く激戰したが、しかし何を云ふにも高橋隊は、諸國で徵募した兵士ばかりだつたから、敗勢が見えると、一騎も踏止まらずに、我先にと落伍して逃げて了つた。高橋も自分だけ

は何糞ッと思つてゐるが、段々背後にスキが出來たので、どうすることも叶はず、唯一騎で南の方をさして逃げ落ちて行つた。すると茲に越中の國の住人に入善の小太郎行重といふ者があつた。好い敵だと目をつけて、鞭と鐙との調子を合はせて一散に馬を飛ばせて來て、身を寄せかけてムヅと組みついた。高橋は此時、入善をつかんで鞍の前輪の所へギユッと押しつけて、すこしも身動きさせずに、「君は何といふ者だ、名のれ、聞かう」といふと、入善は「越中の國の住人入善の小太郎行重、生年十八歳」と名のつた。高橋はそれを聞くと涙をハラ／＼と流して、「あゝ殘酷な事だ、去年先へ死んだ我が子がゐたら、今年はちやうど十八だ、君の首をねぢ切つて捨てるところだが、それでは命を助けてあげよう」といつて赦した。そして高橋の判官は、自分の軍隊の驅けつけて來るのを待つために、馬から下りて息をついてゐた。入善も同じやうに休んでゐたが、あゝよい敵だ、自分を助けてくれた人ではあるが、どうかして討取りたいものだ、と思つてゐたのを、高橋はそんな事とは夢にも知らないで、氣を許して話をして居た。入善は仕事の敏捷なので有名な男だつたから、高橋が一寸脇を見てゐる間に咄嗟に刀を拔いて立上ると、高橋の判官の顔のところを強く刺した。刺されて弱つたところへ、入善の家來たちがあとから二三騎驅け附けて來て其處へ寄り合うた。高橋は氣はシッカリしてゐるが、敵は大勢であるし、負傷はしたし、運が盡きたのか、到頭其の場で討ち殺された。

餘説　私はあの先年の世界大戰の戰場で、聯合軍側の將士と、獨墺軍側の將士とが、長い對峙戰の間の或る一とき、互に塹壕を出て、打解けた心持で一つきの酒を贈つたり、罐詰の肉をプレゼントしたりし合つたことを、當時の新聞で見て、戰爭といふ殺伐な舞臺の上でも、時には、こんな優しい場面を見せてくれることを、どんなに嬉しく感じたらう。高

(1)仁科・今の信濃の國北安曇郡大町に據つてゐた一族。名は盛宗で平維茂の裔である。
(2)高梨・信濃源氏の一族。上高井郡日野村大字高梨にゐた。
(3)山田・これも長野縣上高井郡白根山の西麓にゐた一族。

橋の判官が、命懸けで戰つた敵を許して、打解けて其の者と話してゐたといふ場合が恰度それだ。其處には敵と敵といふ心持はなくつて、人間と人間とが相對してゐるのだ。狼のやうに噛合つてばかりゐるのが軍人ではない。戰ふ時には烈しく戰ひ、一旦許したら光風霽月の如き心持を以て相對する、こゝに日本武士道の眞髓があるのだ。

次に平家の方より、武藏三郎左衞門有國　三百餘騎でをめいて驅く。木曾殿の方より、仁科、(1)高梨、(2)山田(3)次郎、五百餘騎で打ち向ふ。是もしばし支へて防ぎ戰ふ。されども有國は、餘に深入して戰ひけるが、馬をも射させ、歩立になり、兜をも打ち落され、大わらはになつて、矢種皆盡きければ、打物拔いて戰ひけるが、矢七つ八つ射立てられ、敵の方をにらまへて、立死にこそ死にゝけれ。大將かやうになる上は、その勢皆落ちぞゆく。

新釋　其の次に、又平家の方から武藏の三郎左衞門有國が、三百餘騎でワーッと大聲あげて前線へ出た。木曾殿の方からは仁科、高梨、山田の次郎等が、五百餘騎で驅け向つた。是等も互に暫く支へて防戰したが、然し有國はあまり深入りして戰うたので、馬も射られて、立姿となり、兜も打落されて亂髪になり、矢を一本殘らず射盡して了つて、刀を拔いて戰ふ間に、矢を七八本も射立てられて、敵の方を睨み乍ら、立つたまゝで戰死をした。大將がそんな風になつた上は、其の隊の兵士等は一人も支へるものはなく、皆我一にと逃げ落ちて行つた。

七、實盛最後

落ち行く勢の中に、武藏國の住人、長井の齋藤別當實盛は、存ずる旨ありければ、赤地の錦の直垂に、萠黃縅の鎧着て、鍬形(1)打つたる兜の緒をしめ、黃金作りの太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋籐の弓持つて、連錢蘆毛なる馬に金覆輪の鞍を置いて乘つたりけるが、御方の勢は落ちゆけども、唯一騎返し合せ〳〵防ぎ戰ふ。木曾殿の方より、手塚の太郎進み出で〻「あなやさし。如何なる人にて渡らせ給へば、御方の御勢は皆落ち行き候ふに、唯一騎殘らせ給ひたるこそ優に覺え候へ。名のらせ給へ」と、詞をかけ〻れば、「先づかういふ和殿は誰そ」「信濃の國の住人、手塚の太郎金刺の光盛」とこそ名のつたれ。齋藤別當「さては互によい敵なり。但し和殿を下ぐるには非ず。存ずる旨あれば、名乘ることはあるまじいぞ。寄れ、組まう、手塚」とて、馳せ並ぶる所に、手塚が郎等、主を討たせじと、中に隔たり、齋藤別當に押し並べてむずと組む。齋藤別當「あつぱれおのれは、日本一の剛の者と組んでうずよ、なうれ」(2)とて、わが乘つたりける鞍の前輪に押しつけて、些とも働かさず、首かき切つて捨て〻ける。手塚の太

(1)鍬形　兜の前面、目庇の上に恰も動物の角の如く左右に張出して立つてゐる慈姑の葉狀の裝飾。其の名の由來もクワヰ形の略だらうといふ。

(2)組んでうずよ、なうれ　いくらか嘲り氣味の語。うずよはうぜ

郎、郎等が討たるゝを見て、弓手(3)に廻り合ひ、鎧の草摺(4)引上げて、二刀刺し、弱る所を組むで伏す。齋藤別當心は猛う思へども、軍は爲疲れぬ、手は負ひつ、その上老武者ではあり、手塚が下になりにける。

新釋 逃落ちて行く平軍の中に、武藏の國の住人の長井の齋藤別當實盛は別に考へがあつたので、赤地の錦の直垂の上に萠黄色で緘した鎧を着て、鍬形を打ちつけた兜の緒をしつかりと緊め、金の金具で飾つた太刀を佩び、切斑の矢を二十四本挿した箙を負ひ、滋籐の弓を持ち、連錢蘆毛の馬に、金覆輪の鞍を置いて乘つてゐたが、自分の戰友等はドンドン逃げ落ちて行つたけれども、實盛は唯一人で何度も引返しては奮鬪し、引返しては奮鬪して防戰した。此の時木曾殿の方の陣地から手塚の太郎が進んで出て「まア感じ入つた人だ。あなたの方の戰友は皆逃げ落ちてしまつたのに、たゞ一騎で踏止まつておいでになるのは、全體どなたでいらつしやいますか。優しいお志だと存じます。お名のりなさい」と詞をかけると、「先づさういふ君は誰だ」と反問した。太郎は「信濃の國の住人、手塚の太郎金刺の光盛です」と名のつた。すると齋藤別當は「それでは互に好敵手だ。但し君を輕蔑するのではないが、少し考があるから、俺の名は名のらない。さア寄つて來い組打しよう、手塚」と云つて、双方駈寄つて馬を並べたところへ、手塚の家來は、主人を討たせまいとして其の中を隔てゝ、齋藤別當と馬を並べて、ムヅと組んだ。齋藤別當は見て「やア貴樣は日本一の剛の者と組打して死ぬんだぞ、なアおい」と云つて自分の乘つてゐた馬の鞍の前輪へグツと押附けて、少しも身動きさせずに、首を切つて捨てた。手塚の太郎は家來が討たれるのを見て、左手の方へ廻りあつて、相手の鎧の草摺を引あげて二刀刺し

ろ、わさろなどと同義語で「居る」といふことを下品にいつたのである。「なうれ」は今も越前邊で使ふ言葉で、「なア、お前」の意。

(3)**弓手**　矢を射る時に、弓を持つ方の手、即ち左手。

(4)**鎧の草摺**　鎧の腰のところに分れて垂れてゐる部分。其の裾がれ草を摺るといふ意だとも、クサリ綴の意だともいふ。

て、弱つたところを組伏せた。齋藤別當は氣ばかりは何のと思つてゐるが、戰鬪にはもう疲勞したし、負傷はしたし、其の上に老軍人の事ではあり、到頭手塚の身體の下に押伏せられた。

手塚の太郎、馳せ來る郎等に首とらせ、木曾殿の御前に參り、畏まつて、「光盛こそ奇異の癖者(1)と組むで討つて參つて候へ。侍かと見候へば、錦の直垂を着て候。又大將軍かと見候へば、續く勢も候はず。名のれ〳〵と責め候ひつれども、遂に名のり候はず。聲は坂東聲にて候ひつる」と申しければ、木曾殿「あつぱれ是は齋藤別當にてあり。ござんなれ。それならむには、義仲が上野へ越えたりし時、幼眼に見しかば、白髮の糟生(2)なつしぞかし。今ははや七十にも餘り、白髮にこそなりぬらむに、鬢鬚の黑いこそ怪しけれ。樋口の次郎兼光は、年頃馴れ遊んで見知りたるらむ。樋口召せ」とて召されけり。樋口の次郎、唯一目見て「あなむざん、齋藤別當にて候ひけり」とて、涙を流す。木曾殿「それならむには、はや七十にも餘り、白髮にこそなりぬらむに、鬢鬚の黑いはいかに」と宣へば、やゝあつて、樋口の次郎涙を抑へて申しけるは、「さ候へば、其樣を申し上げむと仕り候ふが、餘に哀に覺え候うて、先づ不覺(3)の涙のこぼれ候ひけるぞや。されば弓矢取は、いさゝかの所にても、思出の詞をば、かねてつかひ置くべき事にて候

(1)くせ者。一癖ある者。轉じて不思議な人物のこと。

(2)糟生。交り毛。白と黒との斑毛。

(3)不覺。不覺悟、即ち未練、

ひけるぞや。齋藤別當、常は兼光にあうて物語し候ひしは、六十に餘りて、軍の陣へ向はむ時は、鬢髭を黑う染めて、若やがうと思ふなり、其故は、若殿原に爭うて、先を駈けむもおとなけなし、又、老武者とて、人に侮られむも口惜かるべし、と申し候ひしが、實に染めて候ひけるぞや。洗はせて御覽候へ」と申しければ、木曾殿、さもあらむとて、洗はせて御覽ずれば、白髮にこそなりにけれ。又齋藤別當、錦の直垂を着けゝる事も、最後の暇申しに、大臣殿へ參つて「かう申せば、實盛が身一つにては候はねども、先年坂東へ罷り下り候ひし時、水鳥の羽音に驚き、矢一つをだに射ずして、駿河の蒲原(4)より逃げ上つて候ひし事、老の後の恥辱、たゞ此事に候ふ、今度北國へ罷り下り候はば、定めて討死仕り候ふべし。實盛もとは越前の國の者にて候ひしが、近年御領につけられて、武藏國長井(5)に居住仕り候ひき。事のたとへの候ふぞかし。故鄕へは錦を着て歸る(6)と申すことの候へば、何か苦しう候ふべき。錦の直垂を御免候へかし」と申しければ、大臣殿、「優しうも申したりけるもの哉」とて、錦の直垂を御免ありけるとぞ聞えし。昔の朱買臣(7)は、錦の袂を會稽山にひるがへし、今の齋藤別當實盛は、其名を北國のちまたに揚ぐとかや。朽ちもせぬ空しき名のみ留めおいて、屍は越路の末の塵となるこそ哀なれ。

---

(4)蒲原・靜岡縣庵原郡の町。田子の浦の附近、靜岡市の東北約七里の地點にある。

(5)長井・今の埼玉縣大里郡長井、明戸、太田、妻沼にわたる大きな庄。長井村の西野に實盛塚、堀内に實盛居館址と稱する所がある。

(6)故鄕へは錦を衣て歸る・「富貴ニシテ故鄕ニ歸ラザルハ錦チ衣テ夜行クガ如シ」漢書に出てゐる項羽の語。

(7)朱買臣・漢代の吳人、字を翁子と云つた。貧しいため生活の方便に薪商人となつて勉學したので、妻は輕蔑して家を去つて他人の妻となつた。朱買臣は其の後會稽の太守となつて吳に入つたが、其の時前妻は其後夫と共に道に太守を迎へた、買臣は之を見て夫婦共に之を扶養したので、前妻は自ら恥ぢて自殺した。朱買臣は元鼎元年（前一一六）に死んだ。

新釋　手塚の太郎は、駈付けて來た家來に首を切らせて、木曾殿の御前へ持つて參つて、禮を正して「光盛は只今不思議な人物と組打して其の者を討取つて參りました。只の將校かと思つて見ますと、錦の直垂を着て居りますし、又司令官かと思つて見ますと、あとに續いてゐる隊員も御座いません。名をいへ、名を云へと責めましたが、到頭しまひまで名を申しませんでした。聲は關東訛でございました」と申すと、木曾殿は聞いて「やゝしまつた、これは齋藤別當だよ。それなら此の義仲が上野國へ行つた時に、子供の眼で見たのは白髮交りだつたんだ。今ではもう七十過で、白髮になつてる筈だのに、鬢も髯も黑いのが變だ。樋口の次郎兼光は、長年の間の遊び友達だつたんだから、よく見おぼえてゐるだらう。オイ樋口を呼べ」と云つてお呼びになつた。樋口の次郎は出て來て、唯だ一目見て「あゝ可哀想に、齋藤別當でございました」と云つてハラハラと落涙した。木曾殿が「果してさうなら、もう早年も七十過で、白髮になつてる筈だのに、鬢髯の黑いのはどういふわけだ」と仰やると、暫くしてから樋口の次郎が涙を抑さへて申したには「それでは、其のわけを申上げませうが、あんまり可哀想に思つたものですから、お話するより先に未練な涙がこぼれました。こんな事もありますから武士は一寸した機會にでも、あとで人に思ひ出されるやうな言葉を、前から云つて置くべきものでした。齋藤別當が、兼光と出あうた時にいつも申しましたには、六十過にもなつて戰場へ出向くときには、俺は鬢髯を黑く染めて大いに若くならうと思ふのだ、なぜかと云ふと白髮頭をして、若い人たちと先登を爭ふのもおとなげないし、又、老軍人だと云つて人に馬鹿にされるのも殘念だからだ、と申しましたが、實際染めて出たのでした。洗はせて御覽なりませい」と申したので、木曾殿は、成る程そんな事もあるだらうと云つて、早速洗はせて御覽になると白髮になつた。

又齋藤別當が、錦の直垂を着た事も、最後に暇乞に内大臣殿の御前へ參つてこんな事を申すと、實盛一人の事ではございませんが、先年關東へ下向致しましたときに、水鳥の羽音に驚いて矢一本敵に射かけもしないで、駿河の蒲原から逃上つて參りましたことは、此の上もない老後の恥辱です。今度北國へ下向致しましたら、きつと戰死致すつもりです。實盛は元來越前の國の者でございましたが、近年御領地の御支配を命ぜられまして、武藏の國の長井に住居致して居りました。譬にも申します故鄕へ錦を飾ると申す事もございますから、格別差支はございませんでせう、どうか錦の直垂着用をお許し下さい」と申すと内大臣殿は「感心な事を云出したものだナ」といつて、特に錦の直垂着用をお許しになつたのだと云ふ事であつた。昔の朱買臣は錦の袂を會稽山に飜したし、今の齋藤別當實盛は其の武名を北國の町に揚げたとか。萬世不朽の抽象的な名だけを此の世に殘して置いて、其の肉體は北越地方の片隅の塵となつたのは、あはれな話である。

去んぬる四月十七日、平家十萬餘騎にて都を出でし事柄は、何面を向ふべしとも見えざりしに、今五月下旬に都へ歸り上る(1)には、其勢僅に二萬餘騎、流を盡して漁る時は、(2)多くの魚を得るといへども、明年に魚なし、林を燒きて狩る時は、多くのけだものを得るといへども、明年にけだものなし、後を存じて少々は殘さるべかりけるものをと、申す人もありけるとかや。

通釋　去る四月の十七日に、平軍が十萬餘騎で京都を出發したときには、何者も正面から對抗する者があらうとも思はれなかつたのに、今五月下旬に京都へ歸り上る時には、其の勢力僅に二萬餘騎になつてゐた。昔から河全體を根こそげ漁撈する時には、一度に澤山の

(1) 五月下旬に平軍歸洛　歸洛の日はわかつてゐないが「玉海」によると、「壽永二年六月六日には「北陸官軍等空以歸洛」の事が問題になつてゐる。

(2) 流を盡して漁る時は云々　呂氏春秋に出てゐる句。

魚が捕れるが、明年には魚が一疋もゐなくなる。林を焼いて狩出せば、多くの獣を獵獲することができるが、明年には一疋の獣もないといふ。あとの事を考へて少しは殘して置かれゝばいゝのにと、申す人もあつたとかいふ事である。

上總守忠清①、飛驒守景家②は、一昨年、入道相國薨去せられし時、二人共に出家してありけるが、今度北國にて、子ども皆討たれぬと聞いて、その思のつもりにや、つひに歎死にぞ死にゝける。これを初めて、親は子におくれ、妻は夫に別れて、歎き悲む事限なし。凡京中には、家々に門戶を閉ぢて、朝夕鐘打ちならし、聲々に念佛申し、喚き叫ぶことおびたゞし。又遠國・近國も此の如し。

新釋　上總の守忠清、飛驒守景家の二人は、一昨年入道前太政大臣が薨去せられたときに二人とも出家して、以來俗世間と沒交渉の生活をしてゐたが、今度北國で子どもが皆討たれたといふことを聞いて、其の悲みの積もり重なつた結果か、到頭泣き死にゝ死んで了つた。此の二人を始として、親は子に先へ死なれ、妻は夫に死に別れて、際限もなく泣悲んだ。大抵の京都市中の各戶では、門を締めて朝も晚も鐘を鳴らして、聲々にお念佛を申し、大聲をあげて泣叫ぶものは非常の多數である。遠國の果も、近國の村々も、亦これと同樣である。

八、玄　肪

六月一日の日、祭主神祇權太夫大中臣の親俊①を、殿上の下口②へ召されて、今度兵革鎭まらば伊勢大神宮へ行幸あるべき由、仰せ下さる。大神宮は、昔高天の原③より天降らせ給ひて、垂仁天皇の御宇④廿五年三月に、大和國笠縫の里⑤よ

（1）上總守忠清　伊勢人の伊藤五である。右衛門尉。

（2）飛驒守景家　季衡七代の孫。

（1）大中臣の親俊「可多能從大達十五世、神祇伯親定男也」と抄にある。從五位上親康の子ともいふ。

り、伊勢國渡會の郡五十鈴の川上下津岩根に（6）大宮柱を太しき立て、崇めそめ奉つしよりこのかた、日本六十餘州三千七百五十餘社（7）の大小の神祇、冥道の中には無雙なり。然れども代々の帝、遂に臨幸はなかりしに、奈良の帝（8）の御時、左大臣不比等の孫、參議式部卿宇合（9）の子、右近衞少將兼太宰少貳藤原廣嗣（10）といふ人ありけり。天平十五年十月に、肥前國松浦の郡にして、數萬の軍兵を率して、國家を既に危めむとす。其時大野東人（11）を大將軍として、廣嗣追討せられし時、帝御祈のために伊勢大神宮へ始めて行幸（12）ありし、その例とぞ聞えし。

【通釋】六月一日の日に、伊勢大神宮の祭主で神祇官の權の大副である大中臣の親俊を殿上の間の下ノ戸の口へお呼出しになつて、今度の兵亂が鎭定したら伊勢大神宮へ行幸あらせられるであらうとの御事であると仰せ下された。大神宮樣は、昔高天の原から御降下になつて、垂仁天皇の御代の二十五年三月に、大和の國の笠縫の里から伊勢の國の渡會の郡五十鈴川の流域に、下は地中の岩石層まで大宮の支柱の太いのをシツカリと突立てゝ、宮殿を建築して、其處に崇め祭り奉つて以來、日本六十餘州にある三千七百五十餘の社の大小の神々、即ち幽冥界の諸靈の中では、唯一無二の尊貴な大神でいらせられる。けれども代々の天皇は遂に今まで行幸はなかつたのに、聖武帝の御時に、左大臣不比等の孫、參議兼式部卿宇合の子に、右近衞の少將兼太宰の少貳藤原の廣嗣といふ人があつた。天平十五年十月に肥前の國の松浦の郡で、數萬の軍兵を率ゐて、今にも國家を危險ならしめようとした。其の時聖武天皇は、大野の東人を大將軍として、廣嗣を討伐せしめられ、主上御自ら

（2）殿上の下口。百鍊抄に「六月十一日、藏人右衛門權佐定長勅ヲ奉ジテ祭主親俊ヲ殿上ノ口ニ召ス」とある。此の事を云ふたのであらう。殿上の下口とは大内裏清涼殿の南庭にある殿上の間から渡廊に至る腋戸即ち「下の戸」の入口をいふのである。

（3）高天の原。我國の神代に於て神々の在しましたと信ぜられてゐる所。希臘神話でいふ（Olympus）に當る。

（4）垂仁天皇の御宇に云々。日本紀によると垂仁天皇の二十五年三月に新に天照大神の祭祀者となられた倭姫命が、大神鎮座の場所を求めて、大和から近江美濃に入られ、神託によつて伊勢の五十鈴川原に離宮を興立せられた、これが磯宮で、則ち天照大神が始めて天から降り給ふたところだとある。

朝敵降服の御祈の爲に、伊勢太神宮へ行幸があつた其の先例に依らせられたのであるといふ事であつた。

かの廣嗣は、肥前の松浦より都へ一日に下り上る馬をぞ持つたりける。されば追討せられし時、味方の兵共落ちうせ、討たれしかば、件の馬に打ち乘り、唯一騎海中へ馳入りけるとぞ聞えし。其亡靈荒れて、常は恐ろしき事ども多かりけり。天平十八年六月十八日、筑前國御笠郡⑬太宰府⑭の觀世音寺⑮供養せられし導師には、玄昉⑯僧正とぞ聞えし。高座にのぼり鐘打鳴らしゝ時、俄に空掻き曇り、雷夥しう鳴つて、彼の僧正の上に落ちかゝり、其首を取つて、雲の中へぞ入りにける。是は廣嗣調伏せられし其故とぞ聞えし。此僧正、吉備大臣入唐の時相伴つて渡り、法相宗⑰渡したりし人なり。唐人が玄昉といふ名を笑つて、「げんばうとは還りて亡ぶといふ聲あり。いかさまにも、此人歸朝の後、難に遭ふべき人なり」と相したりけるとかや。同じき十九年六月十八日、髑髏に玄昉といふ銘を書いて、興福寺の庭に落し、人ならば二三百人ばかりが聲して、虚空にどつと笑ふ音しけり。興福寺は、法相宗の寺たるによつてなり。其弟子共、是を取つて塚に築き、其内に納めて、頭塚と名づけて今にあり。これによつて、廣嗣が亡靈を崇められて、肥前國松浦の今の鏡の宮⑬と號す。

(5)笠縫の里　崇神天皇の六年に豐鍬入姫命に託して天照大神を祭らしめられた地である。奈良縣磯城郡織田村大字茅原がさうであらうといふ。

(6)下つ磐根に云々　祝詞の常用語で上は天上に達し下は、地下深く岩石層に至るといふのが、當時の神宮建築の理想でもあり、同時に褒め言葉でもあつたのだ。

(7)三千七百五十餘社　延喜式制定當時に存在し且公式に認められた神社の數。

(8)奈良の帝　奈良に都された聖武天皇の御事。

(9)宇合　藤原氏、贈太政大臣不比等の三男で、參議兼式部卿だつた。參議は聖武天皇の天平三年八月に任ぜられてゐる。

(10)藤原の廣嗣　宇合

の子、從五位下太宰少貳であつた。僧正玄昉及び右衞門督從五位上下道朝臣眞備さ常に暗闘して居た。天平十二年八月上表して時の政治の得失を論じ、天地の災異は玄昉の眞備さの罪に歸したが、用ゐられなかつたので、兵を起して反し、九州に奔つて抗戰した。十月廿三日肥前松浦郡値嘉島長野村で捕へられ、十一月一日を以て斬られた。

(一一)大野の東人・・・・天平十二年に從四位上だつた人。廣嗣の反した時大將軍に拜し、東海、東山、山陰、山陽、五道の軍一萬七千人の將として、節を持して之を討つた。

(一二)伊勢大神宮へ初めて行幸・・・・續日本紀によると、聖武天皇は天平十二年十一月伊勢國へ行幸になつてゐるが、關宮から少納言從五位下大井王さ中臣忌部等

新釋　其の廣嗣は肥前の松浦から京都までをたつた一日の間に往復する駿足の馬を持つてゐた。だから討伐隊を向けられた時には、味方の軍兵たちが皆逃げ落ちたり討たれたりしたので、其の馬に乘つて唯一騎海の中へ駈けて入つたといふことであつた。其の死靈があばれて毎日のやうに恐ろしい事が多くあつた。天平十八年の六月十八日に筑前の國御笠郡太宰府の觀世音寺供養があつたが、其の導師には玄昉僧正がなられたさ云ふ事であつた。高座に上つて鐘を鳴らさうさする時に、急に空が曇つて、ひどい雷鳴があつて、其の僧正の上に落ちて首を取つて雲の中へ入つた。これは此の僧正が廣嗣を呪詛せられたからださいふ事であつた。此の玄昉僧正といふのは、吉備の大臣が入唐せられたさきに、同行して支那へ渡つて、法相宗を日本へ傳へた人である。當時の唐朝の人が玄昉さいふ名を笑つて「玄昉とは還亡といふのさ音通だ。此の人はどうしても日本へ歸つたら災難に遭ふ人だね」さ判斷したとかいふ事である。同じ天平年間の十九年六月十八日に、一つの頭蓋骨に「此者は玄昉」さいふ名を書いて、興福寺の庭に落して、人なら凡そ二三百人の聲で、空中でドッと笑ふ聲がした。興福寺は法相宗の寺だからである。玄昉の門弟たちはそれを拾ひ取つて塚を築き、其の下に埋葬したのが頭塚と云つて今に殘つてゐる。こんな事があつたので朝廷でも廣嗣が亡靈を崇められて、肥前の國松浦郡に宮を建てゝ祭られた。今は之を鏡の宮さ號する。

嵯峨の皇帝⑲の御時、平城の先帝⑳、尙侍のすゝめ㉑によつて、既に世を亂らおとせさせ給ひし時、帝、御祈のために、第三の皇女有智內親王を、賀茂の齋院㉒に立て參らさせ給ふ。是ぞ齋院のはじめなる。朱雀院の御時も、純友追討の例

とて、八幡にて臨時の御神樂(3)あり。今度も其例たるべしとて、様々の御祈どもありけり。

新釋 嵯峨天皇の御時に、先帝平城天皇が尙侍の勸めによつて、今にも天下の亂をお起しにならうとした時、嵯峨天皇はお祈の爲に、第三皇女の有智子內親王を賀茂社の齋院にお立て申された。これこそは齋院の初めである。朱雀天皇の御時にも藤原純友討伐の祈の爲に石淸水八幡宮で臨時の御神樂があつた。今度も其の先例に據るがよからうといふので、色々のお祈があつた。

を遣して幣帛を大神宮に奉られただけで、御親謁の事はない。但し百錬抄には「神宮行幸ハ天平十二年十一月、伊勢太神宮ニ行幸シ、太宰小貳廣嗣謀反ノ事ヲ祈ラル」とある。

(13)御笠の郡　筑前國にあつた郡。

(14)太宰府　太宰府廳のあつた所。今は町の名に成つてゐる。官府の舊地は筑前筑紫郡水城村大字國分の東方に當つてゐる。

(15)觀世音寺　齊明帝の御願、天智帝創立の勅建戒壇である。筑前筑紫郡水城村に其舊跡がある。

(16)玄肪　俗姓は阿刀氏、靈龜二年唐に遊學して義淵を師とした。唐帝によつて三品に叙せられ紫袈裟を勅許されたが天平七年經論五千餘卷と佛像とを持つて還り、僧正として內道場に仕へ奉つた。寵に馴れて稍沙門の行に乖いたので、時人之を憎んだが、天平十八年六月、謫所に死んだ。

(17)法相宗　解深密經の一切法相品に基いて立てた宗旨。白雉四年道昭の傳へたのが第一傳。次に齊明天皇の御代に智通、智達の唐から傳へたのが第二傳、大寶三年に、智鳳等の傳へたのが第三傳、玄肪が天平七年歸朝して傳へたのは第四傳である。

(18)鏡の宮　松浦明神また板櫃大明神ともいふ。

(19)嵯峨の皇帝　桓武天皇の第二皇子、第五十二代の天皇であらせられる。

(20)平城の先帝　桓武天皇の皇長子第五十一代の天皇。

(21)尙侍のすゝめ　弘仁年中平城上皇尙侍藥子(平城帝の尙侍で藤原仲成の妹)の勸により復位を計りたまひ尙侍の兄仲

成等と共に東國に御幸あつたが、事成らずして上皇御落飾、尙侍は毒を仰いで死し、仲成亦誅に伏した事をいふ。

(三一)齋院　昔、未婚の皇女又は王女を卜定して京都の加茂社に奉侍せしめられた。其の卜定された御方の居所は賢木を立て注連を引いてタブーし、不淨佛事を禁ずるところから之を齋院と稱し、轉じては其の御本人をも、齋院又は齋王と稱したのである。齋院は嵯峨天皇の弘仁元年に有智子内親王が四歳で卜定されたまうたのが其の最初である。

(三二)臨時の御神樂　神樂は神祇を祭る爲にする歌舞で雅樂の一種である。奈良朝時代には神事の場合臨時に之を行つたが、一條天皇以來隔年十二月に必ず之を定例として行ひ、白河天皇以來は毎年之を行うて、其の定例の外のを臨時の御神樂といふに至つた。朱雀天皇の時には天慶二年四月二十七日に行はれてゐる。

九、木曾山門牒狀

さる程に木曾義仲は、越前の國府(1)に着きて、家の子郎等召集めて評定す。「抑義仲、近江の國を經てこそ洛へは上るべきに、例の山僧共の防ぐ事もやあらむずらむ。駈け破つて通らむ事は易けれども、當時は平家こそ、佛法ともいはず、寺を亡ぼし、僧を失ひ、惡行をば致すなれ。それを守護の爲に上洛せむずる義仲が、平家と一つなればとて、山門の衆徒に向つて合戰せむ事、少しも違はぬ二の舞(2)なるべし。是こそさすが安大事(3)よ。如何がせむ」と宣へば、手書に具せられたりける大夫坊覺明、進み出でゝ申しけるは、「山門の大衆は三千人候ふなるが、必ず一味同心なる事は候はず。或は平家に同心せむと申す衆徒も候ふらむ。源氏に附かむと申す大衆も候ふらむ。せんずる所、牒狀を遣して御覽候へ。返牒にこそ其樣は見え候はむずらめ」と申しければ、木曾殿、「此儀最然るべし。さらば書け」とて、覺明に牒狀を書かせて、山門へ送らる。

(1)**越前の國府** 越前國の地方廳所在地。今の南條郡武生町大字曙町。

(2)**二の舞** 本來は舞曲案摩の第二次の舞のことである。此の二の舞では答舞として第一次の舞ふと同じ事を繰返して舞ふところから、同一事物を反復して行ふことをも二の舞と稱するに至つた。

(3)**安大事** 何でもないことのやうで大切なこと。

新釋 其のうちに、木曾義仲は越前國の國府所在地に着いて、一族や家來の者たちを召集して前途の事を相談した。「一體義仲は近江の國を經由して京都へ攻め上るべきであるが、例の山法師どもが邪魔だてをするかも知れない。そんな者等が幾らゐたつて、突破して前

進するのは容易な事だが、當時は平家の奴等が、佛法ともいはず、寺を亡ぼし、僧侶を殺して暴惡な行ひをするので評判がわるいのだ。そんな事をさせまいと守護する爲にこれから上京しようとする義仲が、山門の衆徒が假令平家と合體してるからといつて、之を相手に戰鬪をするといふ事は、そつくり其の儘平家の二の舞だらう。これは何でもない事のやうで實は重大な事だ。どうしたものだらう」と仰やると、秘書官として連れられてゐた大夫坊覺明が進んで申したには、「比叡山の大衆は三千人居りますが、必ずしも全部が一律に同じ心ではございません。中には平家に同心しようと申す衆徒もありませうが、又中には源氏の方へつかうと申す大衆もございませう。要するに通牒を遣つて御覽になりませい其の返事で何とか樣子がわかるでせう」と申したので、木曾殿は「それが一番よからうそれぢやア直ぐ書け」といつて、覺明に通牒を書かせて、比叡山へ送られた。

その狀にいはく、「義仲倩平家の惡逆を見るに、保元平治より以來、長く人臣の禮を失ふ。然りと雖も、貴賤手を束ね、緇素(1)足を戴く。恣に帝位を進退し、飽くまで國郡を掠領す。道理非理を論ぜず、權門勢家を追捕し、有罪無罪を道はず、卿相侍臣を損亡す。其の資財を奪ひ取つて、悉く郎從に與へ、かの庄園を沒收して、みだりがはしく子孫を省む。就中去ぬる治承三年十一月、法皇を城南の離宮(2)に遷し奉り、博陸(3)を海西の絕域に流し奉る。衆庶も言はず、道路目を以てす。加之、同じき四年五月、二宮(4)の朱閣を圍み奉り、九重の垢塵を驚かさしむ。爰に帝子(5)非分の害を逃れむがために　竊に園城寺へ入御の時、義

(1)緇素　緇は黑色の布帛のことで、黑衣の人即ち僧をいひ、素は白色の布帛のことで、白衣の人即ち俗人をいふ。僧も俗もの意である。

(2)城南の離宮に　鳥羽離宮に法皇を幽し奉つたこと。

(3)博陸を　關白基房公等を流罪にした事をいふ。

(4)二宮　第二の宮の義で、高倉宮以仁王を申すのである。

(5)帝子　天皇の御子即ちこゝでは以仁王の

仲先日に令旨を給はる間、鞭を擧げむと欲するの所に、怨敵巷に滿ちて、豫參道を失(6)ふ。近境の源氏も參候せず、況や遠境に於てをや。然るに園城は分限なきによつて、南都へ赴かしむるの間、宇治橋にして合戰す。大將三位入道賴政父子、命を輕んじ義を重んじて、一戰の功を勵ますと雖も、多勢の攻を免れず、形骸を古岸(7)の苔にさらし、姓名を長河(8)の波に流す。令旨の趣、肝に銘じ、同類(9)の悲魂を消す。これに依つて、東國、北國の源氏等、各參洛を企て、平家を亡ぼさむと欲す。義仲去年の秋、宿意を達せむがために、旗を揚げ劍を把つて、信州を出でし日、越後の國の住人城の四郎長茂、數萬の軍兵を率して發向せしむる間、當國横田河原にして合戰す。義仲纔に三千餘騎を以て、かの數萬の兵を破りをはんぬ。風聞廣きに及んで、平氏の大將十萬の軍士を率して、北陸に發向す。越州加州、礪浪、黑坂、鹽坂、篠原以下の城郭にして、數箇度合戰す。策を帷幄(10)の中に運らして勝つ事を咫尺の下に得たり。然るに撃てば必ず伏し、攻むれば必ず降る、秋の風の芭蕉を破るに異ならず。冬の霜の蕭蕕を枯らすに相同じ(11)。是偏に神明佛陀の助なり、さらに義仲が武略にあらず。平氏敗北の上は參洛を企つる者なり。今叡岳の麓を過ぎて、洛陽(12)の衢に入るべし。此時に當つて、竊に疑貽(13)あり。抑天台の衆徒は、平家に同心か、源氏に與力か。若し彼の惡徒を助けらる

事である。

(6)豫參道を失ふ。豫め事前に馳せ參じようとして其の道を塞がれたこと。

(7)古岸。古い河岸、宇治川の岸のことをいつたのである。

(8)長河。宇治川。

(9)同類。同じ親族の意。義仲も賴政も源氏の族類だからである。

(10)帷幄。帷も幄も共に幕である。「籌ヲ帷幄ノ中ニ運ラシテ勝チ無形ニ制ス」史記太史公の自序にある句。

(11)蕭蕕を枯すに相同じ。蕭は香しい草、蕕草はむぐらの類で、冬風の諸草を枯らすに譬へたのである。

(12)洛陽。支那黄河の南岸にある今の河南省河南府の事。昔、周公の造營した府城で、洛邑といふのが其の元の名であるが、洛水が其の洛南を流れてゐるから洛

陽と稱するのである。轉じて帝都のこと。
(13)疑胎　疑はウタガヒ、胎はハラムで、疑念を持つてゐるといふ事。
(14)踵を旋すべからず　踵を廻轉してゐる間もない程迅速なこと。
(15)瑕瑾　瑾は完全の美玉、瑕は玉の病で、瑕瑾と續けると俗に云ふ「玉にキズ」の事。
(16)鴻化　鴻は大の意で、大なる教化即ち皇化を指す。

べくば、衆徒に向うて合戰すべし。若し合戰を致さば、叡岳の滅亡踵を旋らすべからず。(14)悲しい哉、平氏宸襟を惱まし佛法を滅ぼす間、惡逆を靜めむが爲に義兵を起す所に、忽に三千の衆徒に向うて、不慮の合戰を致さむことを、痛ましい哉、醫王山王に憚り奉つて、行程に遲留せしめば、朝廷緩怠の臣として、武略の瑕瑾(15)の謗譏を遺さむことを。進退に迷うて、案內を啓する所なり。庶幾はくは三千の衆徒、神のため、佛のため、國のため、君のため、源氏に同心して、兇徒を誅し、鴻化(16)に浴せむこと、懇丹の至に堪へず。義仲恐惶謹言。壽永二年六月十日の日　源義仲進上。惠光坊の律師の御房へ」とぞ書かれたる。

新釋　其の文面には「義仲倩見二平家惡逆一、保元平治以來、長失二人臣禮一。雖レ然、貴賤束レ手、緇素戴レ足。恣進二退帝位一、飽掠二領國郡一。不レ論二道理非理一、追二捕權門勢家一、不レ道二有罪無罪一、損二亡卿相侍臣一、奪二取其資財一、悉與二郎從一、沒二收彼庄園一、濫授二子孫一。就中去治承三年十一月、奉レ遷二法皇於城南離宮一、奉レ流二博陸於海西絕域一。衆庶不レ言、道路以レ目。加之同四年五月、奉レ圍二二宮朱閣一、驚二九重之垢塵一。爰帝子爲レ逃二非分害一、竊園城寺入御之時、義仲先日給二令旨一間、欲レ擧レ鞭處、怨敵滿レ巷、豫參失レ道。近境源氏不レ參候、況於二遠境一。然園城依レ無二分限一、赴二南都一間、宇治橋合戰、大將三位入道賴政父子、輕レ命重レ義、雖レ勵二一戰之功一、不レ免二多勢之攻一、暴二形骸於古岸苔一、流二生命於長河波一。令旨趣銘レ肝、同類悲消レ魂。依レ之東國北國源氏等、各企二參洛一、欲レ滅二平家一。義仲去年秋爲レ遂二宿意一、揚レ旗把レ劍、出二信州一日、越後國住人城四郞長茂、率二數萬軍兵一發向間、當國橫

田河原合戰、義仲纔以二三千餘騎一、破二彼數萬兵一了。風聞及レ廣、平氏大將率二十萬軍士一、發二向北陸一。越州、加州、砥浪、黑坂、鹽坂、篠原以下城郭、數ヶ度合戰、運二策於帷幄中一、得二勝於咫尺下一。然擊必伏、攻必降、不レ異三秋風破二芭蕉一、相三同冬霜枯二叢猶一。是偏神明佛陀之助也。更非二義仲武略一。平氏敗北上、企二參洛一者也。今過二叡岳麓一、可レ入二洛陽衢一當二此時一竊有二疑貽一。抑天台衆徒同二心平家一歟、與二力源氏一歟。若可レ助二彼惡徒一、向二衆徒一可二合戰一。若致二合戰一、叡岳滅亡不レ可レ旋レ踵。悲哉、平氏惱二宸襟一滅二佛法一間、爲レ靖二惡逆一起二義兵一處、忽向二三千衆徒一、致二不慮合戰一。痛哉・奉レ憚二醫王山王一、遲二留行程一爲二朝廷紱忠臣一、遺二武略瑕瑾誘譏一、迷二進退一所レ啓二案内一也。庶幾三千衆徒、爲レ神爲レ佛、爲レ國爲レ君、同二心源氏一、誅二凶徒一、浴二鴻化一。不レ堪二懇丹至一。義仲恐惶謹言。壽永二年六月十日。源義仲。進上。惠光坊律師御房」と書かれてあつた。

一〇、山門返牒

山門の大衆、此状を披見して、案の如く、或は平家に同心せむといふ衆徒もあり、或は源氏に附かむといふ大衆もあり、思ひ／＼、心々、異議まち／＼なり。老僧共の僉議しけるは、我等專ら金輪聖主(1)、天地長久と祈り奉る。中にも平家は當代の御外戚、山門に於て殊に歸敬を致す。然りといへども、惡行法に過ぎて萬人之を背き、國々へ討手を遣すといへども、却つて夷賊のために亡ぼさる。源氏は近年より以來、度々の軍にうち勝つて、運命既に開けむとす。何ぞ當山獨、宿運盡きぬる平家に同心して、運命開くる源氏に背かむや。すべからく平氏値遇(2)の義を翻して、源氏合力の旨に任ずべきよし、三千一同に僉議して、返牒をこそ送りけれ。

新釋 比叡山の衆徒は此の手紙をあけて見て、果して豫期の通り、或は平家に同心しようといふ衆徒もあり、或は源氏に附かうといふ大衆もあり、思ひ思ひ、心々で、議論が區々に岐れた。其の時老僧たちが論じたには、「我々は專ら金輪の聖主たる天皇陛下の御代長久を祈り奉る者である。中にも平家は今上陛下の御外戚で、山門に對しては殊に崇敬の意を表してゐる。だから此場合平家に味方すべきであるが、而も平家は暴惡の行が法を通り越してゐるから、凡ての人が之に背き、諸國へ討伐隊を遣つても却つて夷賊の爲に潰滅さ

(1)金輪聖主　絶對聖主、即ち日本の天皇のこと。

(2)値遇　其の眞價を知つてそれに相當する待遇をすること。

せられてゐる。之と反對に源氏は近年以來、數回の戰爭に勝つて、運命が今にも開けようとしてゐる 何だつて此の比叡山ばかりが、前世の約束で既に運が盡き果てた平家に同心して、これから運の開けようとする源氏に背くことがあらうか。今まで平氏がよくして吳れたのに對する義理を立てることは止めて、翻へつて源氏に力を合はすべきだ」とさう云つたので、三千の衆徒は全部皆それに贊同して、早速返事を送つた。

(1)遺失 忘れ去る。
(2)天逆 災逆。
(3)仁 人のこと。
(4)十二神將。十二神將は藥師の十二神將で毘羯羅大將、招杜羅大將、眞達羅大將、摩虎羅大將、波夷羅大將、因陀羅大將、珊底羅大將、頞儞羅大將、安底羅大將、迷企羅大將、宮毘羅大將、伐折羅大將等の十二支に配した護法の神將等をいふ。
(5)善逝 佛の尊稱。梵語修加陀のこと。
(6)止觀 十乘止觀は天台三大部の一たる摩訶止觀のこと。十乘は天台十乘の觀法。

木曾殿家の子郎等共を召し集めて、覺明に此返牒を披かせらる。「六月十日の日の牒狀、同十六日到來披閱の處、數日の鬱念一時に解散す。凡平家の惡逆累年に及んで、朝廷の騷動止むことなし。事人口にあり、遺失(1)するに能はず。夫叡岳に至つては、帝都東北の仁祠として、國家靜謐の精祈を致す。然りと雖も、一天久しく彼の天逆(2)に犯されて、四海鎭へにその安全を得ず。顯密の法輪なきが如く、擁護の神威屢廢たる。爰に貴家たま〳〵累代武備の家に生れて、幸に當時精撰の仁(3)たり。あらかじめ奇謀を運らして義兵を起し、忽ち萬死の命を忘れて一戰の功を樹つ。其勞未兩年を過ぎざるに、其の名既に四海に流る。我山の衆徒且以て承悅す。國家のため、累家のため、武功を感じ、武略を感ず。かくの如くんば、則ち山上の精祈空しからざる事を悅び、海內の衞護怠りなき事を知んぬ。自寺他寺常住の佛法、本社末社祭奠の神明、再び敎法の榮えむことを喜び、崇敬の舊きに復せむことを、隨喜し給ふらむ。衆徒等が心中、唯賢察を垂れよ。然ら

ば則ち、冥には十二神將(4)、忝くも醫王善逝(5)の使者として、凶賊追討の勇士に相加はり、顯には三千の衆徒、暫く修學鑽仰の勤節を止めて、惡侶治罰の官軍を助けしめむ。止觀十乘(6)の梵風は、奸侶を和朝の外に拂ひ、瑜伽三密(7)の法雨は、時俗を堯年(8)の昔に回さむ。衆徒の僉議かくの如し。つら〱之を察せよ。壽永二年七月二日、大衆等」とぞ書いたりける。

【新釋】木曾殿は又、一族や從士等を召集して、覺明に其の返事の通牒を開封してお讀ませに成つた。それには、「六月十日牒狀、同十六日到來披閱之處、數日鬱念一時解散。凡平家惡逆及累年、朝廷騷動無止。事在人口、不能遺失。夫到叡岳、爲帝都東北仁祠、致國家靜謐精祈。然一天久侵彼天逆、四海鎭不得其安全。顯密法輪如無、擁護神威屢廢。爰貴家適生累代武備家、幸爲當時精選之仁。豫運奇謀、起義兵、忽忘萬死命、樹一戰之功。其勞未過兩年、其名既流四海。我山衆徒且以承悅。爲國家、爲累家、感武功感武略。如此則悅山上精祈不空。知海內衛護無怠。自寺他寺常住佛法、本社末社祭奠神明、再喜教法榮、隨喜崇敬復舊。衆徒等心中唯垂賢察。然則冥十二神將、忝爲醫王善逝使者、相加凶賊追討勇士、顯三千衆徒、暫止修學鑽仰之勤節、令助惡侶治罰之官軍、止觀十乘梵風、拂奸侶於和朝外、瑜伽三密法雨、回時俗於堯年昔。衆徒僉議如此。壽永二年七月二日。大衆等」と書かれてあつた。

（7）瑜伽三密　瑜伽は梵語、相應と譯する。主觀と客觀の相合致融合して一となつた境地をいふ。三密とは身口意の三密をいふ。
（8）堯年　支那の聖帝と云はれた堯帝の治世の年。

一一、平家山門への連署

平家これをば夢にも知り給はず。「興福。園城兩寺は、鬱憤(1)を含める折節なれば語らふともよも靡かじ。當家は、山門に於て、いまだ怨を結ばず、山門また當家のために不忠を存ぜず。詮ずる所、山王大師に祈誓申して、三千の衆徒を語らはゞや」とて、一門の公卿十人、同心連署の願書をかいて、山門へ送る。

新釋 平家は、そんな事とは夢にも御存じなく、奈良の興福寺と三井寺園城寺とは、平家に怨を持つてる折柄だから、說きつけてもさても隨ふまいが、當家は山門にはまだ怨を結ぶやうな事はしないし、比叡山の方でも又當家の爲には不忠實な考へを持たないやうであるから、この際結局、山王大師にお祈り申して三千の衆徒を味方につけようと云つて、平家一門の公卿だち十人、何れも同じ心に連署した願書を書いて比叡山へ送られた。

その願書にいはく、「敬白、延曆寺を以て氏寺(1)に准じ、日吉社を以て氏社とし、一向に天台の佛法を仰ぐべき事。右當家一族の輩、殊に祈誓する事あり、意趣如何になれば、叡山は是桓武天皇の御宇、傳敎大師(2)入唐歸朝の後、圓頓の敎法を此所に弘め、遮那の大戒(3)を其內に傳へてより以來、專ら佛法繁昌の靈崛として、久しく鎭護國家の道場に備はる。方に今伊豆國の流人、前右兵衞權佐源の賴朝、

(1)鬱憤・・ 內部に鬱屈してゐる憤怨。

(1)氏社・氏寺・・ 氏社は其氏の祖神を祭るか又は祖神ならずとも先祖の勸請したる社をいひ、氏寺は緣故あつて其氏人の必ず歸依すべき寺をいふ。

(2)傳敎大師・・ 延曆寺の開祖最澄の事。滋賀

身の咎を悔いず、却つて朝憲を嘲る。加之姦謀に與して、同心を致す源氏等、義仲、行家以下黨を結んで數あり。隣境遠境數國を掠領し、土宜(4)土貢萬物を押領す。此に因つて、或は累代勳功の跡を追ひ、或は當時弓馬の藝に任せて、速に賊徒を追討し、凶黨を降伏すべきの由、苟くも勅命を含むで、頻に征討を企つ。爰に魚鱗鶴翼(5)の陣、官軍利を得ず、星旄(6)電戟(7)の威、逆類勝に乘るに似たり。若し神明佛陀の加被に非ずば、爭でか反逆の凶亂を鎭めむ。是を以て、一向天台の佛法に歸し、併せて日吉の神恩を憑み奉らむのみ。如何に況や臣等が曩祖、思へば忝く本願の餘裔といひつべし。彌崇重すべし。彌恭敬すべし。自今以後山門に悅あらば一門の悅とし、社家に憤あらば一家の憤として、各子孫に傳へて永く失墮せじ。藤氏は春日社、興福寺を以て氏社氏寺とし、久しく法相大乘の宗に歸す。平氏は日吉社、延暦寺を以て、氏社氏寺として、新に圓實頓悟の教に値遇せむ。彼は昔の遺跡なり、家の爲に榮華を思ふ。此は今の精祈なり、君の爲に追討を請ふ。仰ぎ願はくは、山王七社王子眷屬、東西滿山護法聖衆、十二乘願、(8)日光月光、醫王善逝、無二の丹誠を照して、唯一の玄應を垂れ給へ。然れば則ち邪謀逆心の賊、各手を軍門に束ね、反逆殘害の輩、首を京師に傳へむ。仍つて當家の公卿等、異口同音に禮を作し、祈誓件の如し。從三位行(9)兼越前守平朝臣通

の國人三津氏の出で、延暦十二年入唐し、二十四年に歸朝して比叡山を開いた。

(3)遮那の大戒。遮那は光明遍照の意を表す梵語。遮那の大戒は即ち圓頓戒で、梵網經に説く所の大乘戒である。

(4)土宜　其の土地に適した生產物。

(5)魚鱗鶴翼の陣。　平軍の陣列を孔明が八陣に譬へたのである。魚鱗は魚の鱗が縦列しておるやうな形の陣地で縦深。鶴翼は鶴が兩翼を横に伸ばした形で横隊の事。是を以て以下廿七字は流布本にない。今參考源平盛衰記所引伊藤本に據り補うた。此語なければ文意が通らぬのである。

(6)星旄　旄は旗のこと。星の如くに旗の列り立つてゐること。

(7)電戟　戟の閃きを電光にたとへて云つたのである。

盛⑩、從三位行兼右近衞中將平朝臣資盛、正三位行右近衞中將兼伊豫守平朝臣維盛⑪、正三位行左近衞權中將兼播磨守平朝臣重衡⑫、正三位行右衞門督兼近江遠江守平朝臣清宗⑬、參議正三位皇太后宮權大夫兼修理太夫加賀越中守平朝臣經盛⑭、從二位行中納言征夷大將軍兼左兵衞督平朝臣知盛、從二位行權中納言兼肥前守平朝臣教盛⑮、正二位行權大納言兼陸奧出羽按察使平朝臣頼盛從一位前內大臣平朝臣宗盛。壽永二年七月五日の日敬白」とぞかゝれたる。

新釋 其の願文には「敬白。以ニ延暦寺一准ニ氏寺一、以ニ日吉社一爲ニ氏社一、一向可レ仰ニ天台佛法一事。右當家一族輩、殊有ニ祈誓事一。意趣如何、叡山是桓武天皇御宇、傳教大師入唐歸朝後、圓頓教法弘ニ此所一。遮那大戒從レ傳ニ其內一以來、專爲ニ佛法繁昌靈窟一、久備ニ鎭護國家道場一。方今伊豆國流人前右兵衞權佐源頼朝、不レ悔ニ身咎一、還嘲ニ朝憲一。加之與ニ姧謀一致ニ同心一源氏等、義仲行家以下結レ黨有レ數。隣境遠境掠ニ領數國一、土宜土貢押ニ領萬物一。因レ此或追ニ累代勳功跡一、或任ニ當時弓馬藝一、速可下追ニ討賊徒一降中伏凶黨上由、苟含ニ勅命一頻企ニ征討一。爰似下魚鱗鶴翼陣、官軍不レ得レ利、星旄電戟威、逆類乘上レ勝。若非ニ神明佛陀加被一爭靖ニ反逆凶亂一乎。以レ是一向歸ニ天台佛法一、併而奉レ憑ニ日吉神恩一耳。何況臣等曩祖、思忝可レ謂ニ本願餘裔一。彌可ニ崇重一。彌可ニ恭敬一。自今以後、山門有レ悅爲ニ一門悅一、社家有レ憤爲ニ一家憤一、各傳ニ子孫一永不ニ失墜一。藤氏以ニ春日社、興福寺一、爲ニ氏社氏寺一、久歸ニ法相大乘宗一。平氏以ニ日吉社、延暦寺一、爲ニ氏社氏寺一、新値ニ遇圓實頓悟敎一。彼昔遺跡也、爲レ家思ニ榮華一。此今精祈也、爲レ君請ニ追討一。仰願山王七社王子眷屬、東西滿山護法聖衆、十二乘願、日光月光

(8)**十二乘願** 藥師佛の十二の誓願。

(9)**行位** 位と不相等の官であることを表示する記載。即ち官が低くて位が高い場合には「行」と書くのが例である。之に對して位に比し官が不相等に高い場合を「守」といふ。

(10)**通盛** 壽永二年七月五日に於て通盛は從三位中宮亮である。越前守は夙に辭任してゐる。

(11)**維盛** 從三位である。

(12)**重衡** 但馬權守である。

(13)**清宗** 正二位侍從である。當時年十三歳。

(14)**經盛** 備中權守である。

(15)**教盛** 本中納言である。

醫王善逝、照ニ無二丹誠一垂ニ唯一玄應一 然則邪謀逆臣賊、束ニ手於軍門一、暴逆殘害輩傳ニ首於京師一 仍當家公卿等、異口同音作レ禮、祈誓如レ件。從三位行兼越前守平朝臣通盛。從三位行兼右近衛中將平朝臣資盛。正三位行左近衛中將兼伊豫守平朝臣維盛。正三位行左近衛權中將兼播磨守平朝臣重衡。正三位行右衛門督兼近江遠江守平朝臣清宗。參議正三位皇太后宮權大夫兼修理大夫加賀越中守平朝臣經盛。從二位行中納言兼征夷大將軍右兵衛督平朝臣知盛。從二位行權中納言兼肥前守平朝臣教盛。正二位行權大納言兼陸奧出羽按察使平朝臣頼盛。從一位前內大臣平朝臣宗盛。壽永二年七月五日。敬白」と書かれてあつた。

貫首(1)之を憐み給ひて、左右なう衆徒に披露もし給はず、十禪師權現の社に籠め、三日加持して、其後衆徒に披露せらる。初はありとも見えざりける願書の上卷(2)に、歌こそ一首いできたれ。

　たひらかに花さくやども年經れば西へかたぶく月とこそ見れ

山王大師之を憐み給ひて、三千の衆徒力を合はせよとなり　されども年比日比の振舞、神慮にも違ひ、人望にも反きぬれば、祈れども叶はず、語らへども靡かざりけり。大衆も、實にさこそはと事の體をば憐みけれども、源氏合力の返牒を送りぬる上は、今又輕々しく其義を翻すに及ばねば、是を許容する衆徒もなし。

新釋　天台座主は之を見て可哀想に思はれて、ムヤミと衆徒には知らさずに、十禪師權現のお社に籠めて、三日間お加持をして、それから衆徒にお示しになつた。すると最初はそんなものがあるとも見えなかつた願書の上を卷いた紙の表面に、一首の歌が現れて來た。

(1)貫首　貫主とは一門の頭だつた人のこと。こゝでは天台座主を指す。
(2)上卷　卷物の表面

たひらかに花さく宿も年ふれば西へ傾く月とこそ見れ

山王大師は平氏を可哀想に思召すから三千の衆徒が力を合はせてやれといふ託宣である。併し平家が長年の間に亘る暴虐の態度は、神々の思召にも反し人の望にも背いて居るから、祈つても効験がなく、説きつけても隨ふものもなかつた。大衆も、如何にもさう思ふだらうさ。平家の現狀には同情したが、源氏に力を合はせるといふ返事を送つた上は、今になつて、又輕々しく、其の決議を飜へすべきではないから、平家の頼を聞き入れる衆徒は一人もない。

一二、主上の都落

同じき七月十四日、肥後守貞能、鎭西の謀反平げて、菊地、原田、松浦黨三千餘騎を召し具して上洛す。鎭西の謀反をば僅に平げたれども、東國、北國の軍はいかにも鎭まらず。同じき廿二日の夜半ばかり、六波羅の邊おびたゞしう騷動す。馬に鞍置き、腹帶(1)しめ、物ども東西南北へ運び隱す。唯今敵の打ち入つたる樣なりけり。明けて後聞えしは、美濃源氏に、佐渡の右衛門尉重定(2)といふ者あり。去ぬる保元の合戰の時、鎭西八郎爲朝が院方の軍に負けて落人となつたりしを、搦めて出したりし勸賞に、元は兵衛尉たりしが、其時右衛門尉になりぬ。是によつて一門には怨まれて、此頃平家を諂ひけるが、其夜六波羅に馳せ參り、木曾既に北國より五萬餘騎で攻め上り、天台山東坂本に滿ち(3)〳〵て候。郎等に楯の六郎親忠、手書に大夫房覺明、六千餘騎天台山に競ひのぼり、三千の衆徒と同心して、唯今都へ亂れ入る由申しければ、平家の人々大に騷いで、方々へ討手を差し向けらる。大將軍には、新中納言知盛(4)、本三位中將重衡の卿、三千餘騎で、先づ山科(5)に宿せらる。越前の三位通盛(6)、能登守教經、二千餘騎で

(1)腹帶　馬の腹部を緊縮し、且つ鞍を馬背に縛りつけるもの。

(2)佐渡の衛門尉重定　美濃源氏の一門人、源頼光五代の孫。帶刀先生頼重の子。

(3)木曾既に東坂本に充滿　百鍊抄に隨ふと木曾軍は七月八日既に近江に入り、二十二日には東坂本に着いて大衆と合し、比叡山に登つてゐる。

(4)新中納言知盛　新中納言とは最新任の中納言の意。知盛は壽永

元年十月三日を以て權中納言に任ぜられた。百錬抄には二十一日の條に「新三位中將資盛卿以下、追討使トシテ宇治に向フ、其勢三千餘騎」とある。資盛は七月三日新に從三位に叙せられたのであるから此の方が正しい。
(5)山科•京都府宇治郡の北部にある村で、大津から京都方面に入る兵要陣地である。
(6)越前の三位通盛•通盛は從三位前越前守である。
(7)陸奥新判官義康•義家の三男、足利義國の次男、足利判官とも云つた。
(8)矢田判官代義清•義康の次男、民部丞。
(9)大江山•丹波國桑田郡と山城乙訓郡との境にある山で、丹波方面から京都に入る兵要陣地である。標高一五五一尺。老ノ坂とも云はれる。

宇治橋を固めらる。左馬頭行盛、薩摩守忠度、一千餘騎で淀路を守護せられけり。源氏の方には十郎藏人行家、數千騎で宇治橋を渡つて都へ入る。陸奥の新判官義康(7)が子、矢田の判官代義清(8)、大江山(9)を經て上洛すとも申し合へり。又攝津國、河内國の源氏等同心して、同じう都へ亂れ入るよし申しければ、平家の人々、この上は力及ばず、唯一所でいかにも成り給へとて、方々へ向けられたりける討手ども、皆都へ呼び還されけり。

新釋 同じ年の七月十四日に、肥後の守貞能は九州方面の叛徒を平定して、菊池、原田、松浦黨の者ども、三千餘騎を引きつれて上京して來た。これで僅に九州方面は鎭定したのであるが、關東や北國の兵亂は何としても靜まらず、同じ月の二十二日の夜中頃になつて、急に六波羅附近では大變な騷ぎが始まつた。武士たちは皆、馬に鞍を置いたり、腹帶を締めたり、又一般人たちは大事な物をあつちこつちへ運び隱したりした。まるで今目前に敵軍が討入つて來たやうな有樣であつた。夜が明けてから聞いた話では、美濃源氏に佐渡の右衛門尉重定といふ者がある。去る保元の戰の時に、鎭西八郎爲朝が院方に參つて敗戰して、逃げて潛伏してゐたのを逮捕して突出した賞與として、元は兵衛の尉であつたのが、其の時右衛門の尉になつた。その事から一門の源氏には怨まれて、此頃では平家に諂ひ寄つてゐた者であるが、それが其晩に六波羅の平氏邸へ馳附けて行つて、木曾義仲が最早北國から都近くへ攻上つて、其の大軍は比叡山の東坂本に充滿してゐます、部下としては楯の六郎親忠、書記には太夫坊覺明等が、六千餘騎で比叡山へ我一にと登つて、三千の衆徒

と一緒になつて、今にも京都へ亂入して來さうですと申したので、平家の人々は大層な騷ぎ方で、直ぐ方々へ討伐隊を派遣されたのだつた。司令官には新中納言知盛の卿、本三位の中將重衡の卿が三千餘騎を率ゐて、先づ山科に陣地を布かれた。又越前守從三位の通盛と能登の守教經とは二千餘騎で宇治橋を防備され、左馬の頭行盛と薩摩の守忠度とは一千餘騎で淀街道を防守された。ところが此の時源氏の方では、十郎藏人行家が、數千騎を率ゐて既に宇治橋を渡つて京都へ討入らうとしてゐるし、陸奥の新判官義康の子の矢田の判官代義清は、大江山を經由して上京して來るとも人々は噂し合つた。又攝津、河內の國々にゐる源氏等も心を合はせて、同じやうに都へ亂入するといふ事であつたので、平家の人たちは、斯うなつた以上はさても敵することはできないから、唯一所に團まつて、どうとも運命に任せられたがよからうと云つて、曩に方々へ向けて出された討伐隊を皆京都へ呼び戻された。

帝都名利の地(1)、鷄鳴いて安きことなし。治まれる世だにも此の如し。況や亂れたる世に於てをや。吉野山の奧の奧へも(2)入りなばやとは思し召されけれども、諸國七道悉く叛きぬ。何處の浦かおだしかるべき。三界無安、猶如火宅とて、如來の金言。一乘の妙文なれば、なじかは少しも違ふべき。同じき廿四日の小夜ふけがたに、前の內大臣宗盛公、建禮門院のわたらせ給ふ六波羅殿に參つて申されけるは、「木曾既に北國より五萬餘騎で攻めのぼり、比叡山東坂本に充ち滿ちて候。郎等に楯の六郎ちか忠、手書に大夫房覺明六千餘騎、天台山へ競

(1)帝都名利の地「帝都ハ名利ノ地鷄鳴イテ安居スル事無シ」白樂天の文集にある句。其の意味は、帝都は多數の人が名利を追うて生存競爭に狂奔する處だから、鷄が啼いて夜が明ければ、何人も安閑としてゐるものはないといふことである。

(2)吉野山の奧の奧へも　吉野は深山だから

ひのぼり、三千の衆徒引き具して、只今都へ亂れ入るよし聞え候。人々は唯都の內にていかにもならむと申し合はれけれども、まのあたり女院・二位殿に、憂き目を見せ參らせむ事の口惜しく候へば、院をも內をも取り奉つて、西國の方へ御幸・行幸をもなし參らせばやと思ひなつてこそ候へ」と申されければ、女院「今はたゞともかうも、そこの計ひでこそあらむずらめ」とて、御衣の御袂に餘る御涙せきあへさせ給はねば、大臣殿も直衣(4)の袖搾るばかりにぞ見えられける。

新釋 帝都は名利の地、鷄鳴いて安きこと無しと白氏文集にもある。無事に治まつてゐる世の中でさへ此通りであるのに、況して亂世には尙更の事である。吉野の奥山の其の又奥へも逃げて入らうかとは思召したが、畿內諸國は勿論他の七道も皆平家に叛いた今日、何處の海の果へ行つても安穩なところがあらうか。「三界ハ安キコト無シ、猶火宅ノ如シ」とは釋迦如來の名句として、法華妙典に載せられてゐる文であるから、どうして少しの誤りもない事實である。四月二十四日の深更前に、前內大臣宗盛公が、建禮門院のおいでになる六波羅の池殿へ參つて、申されたには、「木曾義仲がもう早北國から五萬餘騎で攻上つて、比叡山の東坂本に一ぱいに成つてゐます。部下には楯の六郎親忠、書記には大夫房覺明等六千餘騎の者どもが天台のお山へ我れがちに上つて、叡山の三千人の衆徒を引きつれて、今にも都へ亂入して來るといふ事です。外の人たちは、此のまゝ京都の內に踏止まつて、どう成らうとも運命に任せようといふ申合せをされましたが、目前に女院や二位殿に情ない目をお見せ申すのは如何にも殘念ですから、院の御所も陛下もおつれ申して、西國の方

昔から隱者の住居に擬して、「み吉野の山のあなたの宿もがな世のうき時の隱家にせん」などとよんでゐる。

(3)三界無安・・・・「三界ハ安キコト無シ、猶火宅ノ如シ」有名な法華經譬喩品の句。三界とは欲界、色界、無色界で此の三の迷界は何れも安靜ではなく、まるで火焔の燃え盛つてゐる家の中にゐるやうなものであるとの意。

(4)直衣・・製法及形に於ては全く袍と同じであるが、質と色及び紋樣がちがふ、外に、後背にハコエがなく、腰帶に同じ地質を使ふ點がちがふ。高貴の人が着る常用服である。

へ御幸行幸をおさせ申さうといふ氣になりました」と申されると、女院は「今となつては、どうともあなたのお取計らひに任せませう」と仰やつて、お召物のお袂にもあまる程のお涙を止めかねていらつしやるので、内大臣殿も直衣の袖がお涙でぬれて、絞るほどにもお見えになつた。

さる程に、法皇をば平家取り奉つて、西國の方へ落ちゆくべしなど申すことを、内々聞し召す旨(1)もやありけむ、其夜の夜半ばかりに、按察使大納言資賢卿の子息、右馬頭資時(2)ばかりを御供にて、竊に御所を出でさせ給ひて、御行方も知らず御幸なる。人之を知らざりけり。平家の侍に、橘内左衛門尉季康(3)といふ者あり。さか〳〵し(4)き男にて、院にも召し使はれけるが、其夜しも御宿直に參つて、遙に遠う候ひけるが、常の御所の御方ざま、世にものさわがしう、女房たち忍音に泣きなどし給へり。何事なるらむと聞きければ、俄に法皇の見えさせましまさぬは、何方への御幸やらむと申す聲にきくほどに、あなあさましとて、急ぎ六波羅へ馳せ參り、此由申したりければ、大臣殿「定めて非事でぞあらむ」とは宣ひながら、急ぎ參つて見參らせ給ふに、實にも法皇わたらせましまさず。御前に候はせ給ふ女房たち、二位殿、丹後殿以下、一人も働きたまはず(5)。いかにやと問ひ參らせ給へども、われこそ法皇の御行方知り參らせたりと申さるゝ

(1)内々聞し召す旨　此事は二十四日の午後に北面の下﨟一人竊に院の御所へ參つて平家が院を奪ひ奉らんとする企を密奏したので、法皇は神妙によく申したと其夜急に鞍馬へ御幸あつたと盛衰記に記してゐる。

(2)右馬の頭資時。按察使大納言資賢の子。

(3)橘内左衛門尉季康　傳記不明。

(4)さかさかし　聰明　賢明。

(5)働き給はず　意外の變事に神經を打たれて前後不覺になり、身も動かぬのである。

女房たち一人もおはせざりければ、大臣殿も力及ばせ給はず、泣く〳〵六波羅へぞ歸られける。

新釋 さうかうするうちに、法皇を平家がお奪ひ取り申して西國の方へ行かうなどと申してゐる事を、內々お聞込になつた事でもあるのか、其の晚の夜中頃に、法皇は、按察使大納言資賢卿の令息の左馬の頭資時だけをお供にして、ソッと御所をお出になつて、何處とも知れず御幸になつたのを、誰一人知つてる者もなかつた。ところが、平家の武士の一人に、橘內左衞門の尉季康といふ者がある。怜悧な男なので、院の御所でも御召使になつてゐたが、其の時はちやうど宿直に參つて、遠く隔たつた所に伺候してゐると、お常御殿の方向に當つて、ひどく物騷がしい樣子がして、どうやら女官たちが忍び音に泣いたりなんかしていらつしやる樣子なので、何事が起つたのかと聞耳を立てゝゐると、「急に法皇樣のお姿が見えなくなつた、一體何處へ御幸遊ばしたのだらう」と騷いでゐるのを、聞くと等しく、「やア大變だ」と云つて急いで六波羅へ駈附けていつて、其の次第を報告した。すると內大臣殿は聞いて、「それは定めて何かの間違ひだらう」と仰やり乍ら、急いで參內して御覽になると、實際法皇は何處にもいらつしやらない。御前におつき申しておいでになる女官方は、皆、不意の事變に胸を打たれて、二位殿、丹後殿以下、一人として立働きの出來るお方はない。「一體どうした事ですか」と色々お尋ね申されても、私が法皇樣のお行方を存じてゐますと申される女官は一人もいらつしやらなかつたから、內大臣殿もどう仕樣もなく、泣き面をしながら六波羅へ歸つて行かれた。

さる程に、法皇都の中にわたらせたまはず、と申す程こそありけれ、京中の騷動斜ならず。況や平家の人々のあわてさわがれける有樣は、家々にかたきの打ち入つたりとも限あれば、これには過ぎじとぞ見えし。平家、日ごろは、院をも內をも取り奉つて、西國の方へ御幸・行幸をもなし參らせむと、支度せられたりしかども、かく打ち棄てさせたまひぬれば、賴む木のもとに雨の溜らぬ心地ぞせられける。せめては行幸ばかりをもなし參らせよやとて、明くる卯の刻に行幸の御輿を寄せたりければ、主上は今年六歲、未幼うましましければ、何心なうぞ召されける。御同輿は、御母儀建禮門院參らせ給ふ。神璽、寶劍、內侍所、印鑰(1)、時の簡(2)、玄上・鈴鹿(3)なごをも取り具せよと、平大納言時忠卿、下知せられたりけれども、餘にあわて騷いで、取りおとす物ぞ多かりける。晝御座の御劍(4)などをも、取り忘れさせ給ひけり。やがて此時忠の卿、內藏頭信基(5)、讚岐の中將時實(6)、父子三人、衣冠(7)にて供奉せらる。近衞司・御綱の佐(8)、甲冑・弓箭を帶して、行幸の御供仕る。七條を西へ、朱雀を南へ行幸なる。

新釋　さう斯うするうちに、法皇が京都にはいらつしやらないと云ふ噂がパッとひろがると、京都市中の騷動は大變なものである。まして平家一門の人たちのあわて騷がれた樣子と云つたら、銘々の家へ敵が打入つたさしてもそれには際限がある事だから、とてもこれ

---

(1)印鑰　印は天皇の御璽、鑰は寶庫其他の鍵である。

(2)時の簡　日給の簡と同じい。

(3)玄上・鈴鹿　二つとも皇室の寶器。玄上は琵琶、鈴鹿は和琴である。

(4)晝の御座の御劍　天皇が常に側近に置かせ給ふ御劍。晝の御座は天皇日中出御の御座の事で、御劍は其の御座の兩端に鞘尻を東、柄頭を西へ向けて置か

以上ではあるまいと見えた。平家は平素から、愈々の時は院樣も陛下もおつれ申して西國の方へ御幸も行幸もおさせ申すつもりで準備をしてゐられたが、此の通り院樣は平家をお見棄になつたので、此處なら大丈夫濡れまいとタヨリにして駈込んだ樹の下へも、やつぱり雨が支へられずに落ちて來るやうな情ない氣持がした。「それでは、せめて行幸だけでもおさせ申せ」と云ふので翌日の午前六時に行幸の爲の御輿を横附にすると、陛下は今年お六つで、まだ何もよく御存じのない御幼年でいらつしたから、何のお氣もつかずにお召しになつた。其の御輿には御母君の建禮門院が御同乘申される。神璽・寶劍・內侍所の三種の神器の外に、印鑰や日給の簡、玄上・鈴鹿なども取揃へて持つて行くやうにと、大納言の平時忠卿が指圖せられたけれども、あんまりあわてまくつて騷ぎ立てたので、ツイ忘れて行つたものが多かつた。晝の御座の御劒なども、其のときお忘れになつた。直ぐ御輿の出御に引續いて、同時に時忠卿と、其の子息の內藏の頭信基、讃岐の中將時實と親子三人が、衣冠の服裝でお供申された。近衞司。御綱の佐も、鎧兜をつけ、弓箭を帶びて、此の行幸のお供申上げる。お輿は七條通りを西へ、朱雀大路を南へ向つて行幸になつた。

明くれば、七月廿五日なり。漢天(9)既にひらけて、雲東嶺にたなびき、明方の月白くさえて、鷄鳴又いそがはし。夢にだにかゝる事は見ず。一年都遷りとて、俄に慌しかりしは、かゝるべかりける先表とも、今こそ思ひ知られけれ。攝政殿(10)も行幸に供奉して御出ありけるが、七條大宮にて、髪結うたる童子の、御車の前をつと走り通るを御覽ずれば、かの童子の左の袂に、春の日といふ文字ぞ顯れ

れる。御譲位の時には之をも新帝にお譲り申されるのであつて、作は備前介友成であると云はれてゐる。

(5)內・藏・頭・信・基・　平時忠の子。

(6)讃・岐・の・中・將・時・實・　同上次男。

(7)衣・冠・　普通の袍に指貫袴を穿つた姿で、束帶が大禮裝であるのに對してこれは略式の公卿朝服である。衣冠束帶と對稱していふところから束帶のことを衣冠束帶といふものゝ如く誤解した記事などが、新聞紙などに見えるが、これは衣冠と束帶とは別物であることを知らないのである。其の著しい區分は表袴の代りに指貫袴を穿くこと、石帶の代りに懷帶をすることである。

(8)御・綱・の・佐・　行幸の時鳳輦の蓋の四隅に附いてゐる御綱を引張つてお供する役。大舍

入時の勤める由が百寮訓要抄に見えてゐる。
(9)漢天•天漢であらうといふ。さすれば銀河即ち天の川のこと、夜が正に明けんとして銀河星群の光が薄れて見えること。
(10)攝政殿•普賢寺内大臣近衛基通公。
(11)進藤左衛門高直•傳記不明。
(12)知足院•信範入道のゐられたところ。此の時の事は長記に「壽永二年七月二十五日丁亥、主上御乘車、殿下同ジク扈從セシメ給フテ途中ヨリ轅ヲ西ニシテ逐電、物忿ノ間武士等此ノ旨ヲ知ラズ云々、誠ニ是氏神ノ冥助カ先ヅ信範入道ノ知足院ニ落着カシメ給ヒ、次デ西林寺ニ向ハシメ給フ」とある。

たる。春の日と書いては春日と訓めば、法相擁護の春日大明神、大織冠の御裔を守り給ふにこそと、賴もしく思し召す處に、件のどうじの聲とおぼしくて、

いかにせむ藤の末葉のかれゆけばたゞ春の日にまかせたらなむ

供に候ふ進藤左衛門尉高直(11)を召して、「此世の中の有樣を御らつずるに、行幸はなれども、御幸はならず。行末賴もしからず思しめすはいかに」と仰せければ、御牛飼に目をきつと見合はせたり、軈て心得て、御車を遣り返し大宮をのぼりに、飛ぶが如くに仕うまつり、北山の邊、知足院(12)へぞ入らせ給ひける。

新釋　夜が明けると七月二十五日である。今まで澄み渡つて見えた天の河の影も薄らいで、雲は東の峯にたなびき、明方の月光は白く冴えて、方々の鷄は時を告げるのに忙しい。こんな時刻に慌だしく行幸遊ばされるといふやうな事は夢にさへ見た事はない。いつぞや福原へ御遷都だと云つて急に騒ぎ立つたのは、こんな事のある前兆だつたんだと、今になつて思ひ知られた。攝政基通殿も此の時行幸のお供をしてお出かけになつたが、鹵簿も七條大宮まで來ると、ミヅラに髮を結つた少年が一人、御車の前をツッと走つて通るのを何の氣もなく御覽になると、其の少年の左の袂に「春の日」といふ字が現れて見えた。春の日と書いてカスガと讀むから、これはきつと法相宗をお護りになる春日大明神が、氏神として大織冠鎌足公の御末裔をお守り下されるのだナと賴もしく思召してゐると、その少年のらしい聲で、

いかにせむ藤のうら葉の枯れゆくをたゞ春の日に任せたらなむ

と吟ずるのが耳に入つた。基通公はそれを聞かれて、お供についてゐる進藤左衞門の尉高直を側近くお呼びになつて、「現在の社會の形勢を見るのに、行幸はあるが御幸はない。これでは平家についてゐては將來が覺束ないと思ふが、どんなものだ」と仰やると、高直は承つて、御牛飼にキッと目くばせをした。すると牛飼は直ぐ其の意を悟つて、お車を元へかへし、大宮通りを北へ飛ぶやうに走らせて、北山邊にある知足院へお入れ申した。

越中の次郎兵衞(一)、大刀脇狹み、攝政殿の御留まりあるを押し止め參らせむと、頻に進みけれども、人々に制せられて、力及ばでとゞまりぬ。

新釋 此時外の人たちは氣がつかなかつたが、越中の次郎兵衞一人は氣がついて、太刀をグッと脇にかい込んで、攝政殿が京都へお殘りにならうとするのを強いてお妨げ申さうと、頻にあせつて追つかけようとしたが、他の人々に制し止められて、何と仕方もないので思ひ止つた。

(一)越中の次郎兵衞盛嗣のこと。

一三、維盛の都落

中にも小松の三位の中將維盛の卿は、日頃より思ひ儲け給へることなれども、さし當つて悲しかりけり。この北の方と申すは、故中御門新大納言成親の卿の女、父にも母にもおくれたまひて、孤にておはせしかども、桃顏(1)露に綻び、紅粉眼に媚をなし、柳髮風に亂るゝよそほひ、又人あるべしとも見え給はず。六代御前(2)とて、生年十になり給ふ若君、其妹八歲の姬君おはしけり。此人々も面々に後れじと慕ひ給へば、三位の中將宣ひけるは、「我は日頃申しゝやうに、一門に具せられて、西國の方へ落ち行くなり。何處までも具足し奉るべけれども、道にも敵待つなれば、心安く通らむ事ありがたし。假令我討たれたりと聞き給ふとも、樣など變へ給ふ事は努々あるべからず。其故は、いかならむ人にも見もし見えて(3)、あの幼き者共を育み給へ。情をかくべき人もなどか無くて候ふべき」と、やう〳〵に慰め宣へども、北の方、とかうの返辭をもし給はず、引き被いてぞ伏し給ふ。

(1)桃顏。桃の花のやうなあでやかな顏。
(2)六代御前。維盛の子生年十とあるから、承安四年(一八三四)の生れである。さうすると維盛は此の年壽永二年に二十四であるから十五歲の時に生れた子である。
(3)見もし見えて。他人に嫁せよと云ふ義である。

新釋　平家の公卿の中でも、小松の三位の中將維盛卿は、平生から斯うなる運命は豫期し

ておいでに成つた事ではあるが、當面の事實となつて見るとやつぱり悲しい氣がした。此のお方の夫人といふのは、亡くなられた中の御門の新大納言成親卿の令孃である。御兩親のどちらにもお殘されに成つて、孤兒としての生活を送つておいでに成つたお方ではあるが、桃の蕾が露を帶びて咲きかけてゐるやうな美しいお顏に、お化粧をして、パッチリした眼に媚を含み、柳に見るやうな綠色の黑髮が風に亂れるお姿は、世間にこれ程の美人が又とあらうとは思はれない。御夫婦の間には、六代御前と云つて、今年十歲にお成りの若君と、其の御妹に當る八つの姬君とがおありに成つた。此のお方もテンデンに、お父樣と一緒にゆきたいとお跡をお追ひになるのを、三位の中將がお制しになつて仰やるには、「私は前からいつも申してゐたやうに、一門の人たちに伴れられて、西國の方へ落ちて行くのです。本來なら何處までもお伴れ申すのだが、途中にも敵が待受けてゐるから、安全に通る事はむつかしいでせう。假令私が殺されたと聞いても、尼姿になつたりすることは決してしないやうにして下さい。そしてどの樣な人の所にでも再緣して、あの年の行かぬ人たちを育てゝ下さい。なアに同情して吳れる人も、ない事はないでせう」と色々とお慰めになるのだつたが、夫人はどうとも斯うともお返事をなさらないで、着物を頭から引つかぶつて泣伏しておいでになつた。

中將既に打ち立たむとし給へば、北の方袂にすがり、「都には父もなし、母もなし。棄てられ奉つて後、又誰にかは見ゆべきに、いかならむ人にも見えよなど、承るこそ怨めしけれ。前世の契ありければ、人こそ(1)憐み給ふとも、又人ごと

(1)人こそ●●● 人は維盛を指す。人こそ憐み給ふとは「あなた樣こそ不憫と思召して下さいましても」の意。

にしもや情をかくべき。何處までも伴ひ奉り、同じ野原の露とも消え、一つ底の水屑ともならむとこそ契りしに、されば小夜の寢覺の睦言は、皆僞になりにけり。せめては身一つならば如何がせむ、棄てられ奉る身のうさを、思ひ知つても止まりなむ。幼き者共をば誰に見ゆづり、いかにせよとかおぼしめす。怨めしうも留め給ふものかな」とて、且は恨み、且は慕ひ給へば、三位の中將、「實に人は十三、吾は十五より見初め奉つ(2)たれば、火の中、水の底へも、共に入り、共に沈み、限ある別路までも、後れ先だゝじとこそ思ひしか。今日は斯く物憂き有樣どもにて軍の陣へ赴けば、具足し奉つて、行末も知らぬ旅の空にて憂き目を見せ參らせむも、わが身ながらうたてかるべし。其上今度は用意も候はず。何處の浦にも心安う落ちつきたらば、それより迎へに人をこそ參らせめ」とて、思ひ切つてぞ立たれける。

新釋　中將が最早出立しようと遊ばすと、夫人は急いで其の袂に取縋つて、「此の京都には、最早父も居りませんし、母も居りません。私はあなたに見棄てられたら、一生涯もう誰とも結婚しない覺悟をきめて居りますのに、どんな人にでも再婚しろなんて仰やるのはお怨みでございます。前の世からの盡きぬ御緣のあるあなた樣なればこそ、愛しても下さるのですが、外の誰が私なんかに同情して下さるものですか。何處までも御一緒にお供なして、死ぬなら同じ野原の露と消えよう、一つ海の底の藻屑にも成らうと、末かけてあれ程

(2)見初め奉り……初めて婚姻生活に入つたことをいふ。ただ「見そめた」と云ふのとは意味を異にする。

(1)中門の廊　中門は內圍ひの門である。此門から今の社寺の廻廊のやうに廊を左右へ造りつけてあつたのである。

(2)覊　キヅナと訓む。馬を繫ぐ綱の事。子は

固いお約束を致しましたのに、あのいつぞやの靜な夜更に、二人で一緒に眼が覺めて、仲よく誓ひ合つた事が、みんなウソになつてしまひました。せめて私も身一つでしたら、どう仕やうもございませんから、お見棄てられ申す自分の身の情ない運命を思ひあきらめて、殘つても居りませうが、あの年の行かぬ子供らの監督を、一體誰に任せて、どうしてゐろと思召すのですか。ホントに私たちばかり此の京都に殘つてゐろなんて、何て怨めしい事を仰やるんでせう」と、一つには恨みをいひ、一つには又おあとをお慕ひになると、三位の中將はそれを聞かれて「實際私にしても、あなたは十三、私は十五の時から夫婦に成つたのですから、火の中へも一緒に飛込まう、水の底へも一緒に沈まう、死ぬ時が來ても、一人は殘しておくまいと平生から思つてゐましたが、今日は知つての通りの情ない狀態で戰爭に行くのですから、一緒にあなたを伴れて行つて、行末の見込もつかない旅の空で、あなたにつらい目を見せるのも、自分ながら情ない氣がするでせう。それに今度は急の事で準備も出來てゐないししますから、これから行つて何處の海岸にでも安心して落ちつくことが出來たら、其處から迎ひの人をよこしませう」と云つて　思ひ切つてお立ちになつた。

中門の廊(1)に出でゝ、鎧取つて着、馬引き寄せさせ、既に乘らむとし給へば、若君・姫君走り出て、父の鎧の袖・草摺に取りつき、「これはされば、何方へとて渡らせ給ひ候ふやらむ。我も參らむ。我も行かむ」と慕ひ泣き給へば、うき世の覊(2)と覺えて、三位中將、いとゞせむ方なげにぞ見えられける。

人生の覊絆であるからうき世の覊といつたのである。

(1) 左中將清經　左近衞の中將平清經、重盛の子である。

新釋 中門の渡り廊下の所へ出て、鎧を取寄せて着用し、馬を引寄せさせて、最早乘らうとせられると、其の時若君と姫君とが走つて出て來て、父君の鎧の袖や草摺に取りついて、「お父樣は何處へいらつしやるの、私もつれて行つて」、「僕も行く」と、おあとを慕うてお泣きになるので 子供は人生の覊絆だと見えて、三位中將は、一層振切つて行く方途もない御困惑の樣子に見受けられた。

御弟新三位の中將資盛、左中將清經(1)、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、備中守師盛、兄弟五騎、馬に乘りながら門の中へ打ち入れ、庭に控へ、大音聲を上げて、「行幸は遙に延びさせ給ひぬらむに、いかにや今までの遲參候」と、聲々に申されければ、三位の中將馬に打乘つて出でられけるが、また引き返し、縁の際に打ちよせ、弓の弭にて御簾を颯と掻き上げて、「これ御らん候へ。幼き者共があまりに慕ひ候ふを、とかう拵へ置かむと仕る程に、存じの外の遲參候ふ」と宣ひもあへず、はら／＼と泣きたまへば、庭に控へ給へる人々も、皆鎧の袖をぞぬらされける。

新釋 此の時、御弟の新三位の中將資盛卿を初め、左中將の清經、左少將の有盛、丹後守兼侍從の忠房、備中守師盛の御兄弟たち五人が、何れも馬に乘つたまゝで門の中へ驅込んで來られて、庭で待ち合せながら、大きな聲を張上げて、「行幸のお行列は、もうずつと遠くへおいでに成つたでせうに、どうしてお兄樣は今頃まだ愚圖々々していらつしやるのですか」と口々に申されたので、三位の中將も急いで馬に乘つて出られたが、又引返して行

つて縁側のところまで馬を乗寄せて、持つてゐた弓の先で、御簾をサッと引上げてこれを見て呉れ給へ、「子供たちがあんまりあとを追ふものだから、何とかなだめて行かうとしてゐたので、意外に遅くなつちまつたんだ」と仰やりきらぬうちに、もうハラハラと御落涙になつたので、庭に待合はせていらつしやつたお方々も皆、共に鎧の袖を貰ひ涙でぬらされた。

爰に三位の中將の年頃の侍に、齋藤五、齋藤六(1)とて、兄は十九弟は十七になる侍あり。三位の中將の御馬の左右の水つき(2)に取りついて、「何處までも御供仕り候はむ」と申しければ、三位の中將宣ひけるは、「汝等が父長井齋藤別當實盛が北國へ下りし時、供せうといひしを、存ずる旨あるぞとて、汝等を留め置き、遂に北國にて討死したりしは、舊き者にて、かゝるべかりける事をかねてさとつたりけるにこそ。あの六代を留めて行くに、心安う扶持すべき者のなきぞ。只理を曲げて留まれかし」と宣へば、二人の者ども力及ばず、涙を抑へて留まりぬ。

新譯 こゝに、三位の中將が長年お使ひになつてゐる武士に齋藤五、齋藤六といつて、兄は十九、弟は十七になる兄弟の武士がある。三位の中將が今やお出かけにならうとする御馬の左と右との水つきに、二人で取りついて、「何處までも私たち二人はお供致したうございます」と申すと、三位中將はそれを制して仰やつたには、「お前たちの父親の齋藤別當實

(1)齋藤五・齋藤六 長井の齋藤別當實盛の子。
(2)水つき 手綱の端の轡に取りつけてある部分の稱呼。轡よりも執りつきやすい所である。

（1）かけて……念頭に「かけて」の意。かけて思はずさに、テンで思ひも懸けなかつたの意である。

盛が北國へ下向したときに、お前たちが一緒に行かうといつたのを、俺には考へがあるのだからと云つて殘して置いて、自分は到頭北國で戰死したのは、老功の武士として、斯う成る平家の運命を豫てからよく知つて居たのだつたんだ。あの六代をあとへ殘して置くのに、安心して世話のさせられる者はお前たちの外には誰もない。一緒に行きたいと思ふのは尤だが、我慢して殘つてゐて呉れ」と仰やつたので、二人もそれ以上どうする事も出來ないから、流れる涙を抑へて、あとへ殘つた。

北の方は「年頃日比かく情なき人とこそ、かけて(1)は思はざりしか」とて、引き被いてぞ臥し給ふ。若君・姫君・女房たちは、御簾の外まで轉び出で、聲をばかりにをめき叫び給ひけり。其聲々耳の底に留まつて、されば西海の立つ波の上、吹く風の音までも、聞くやうにこそ思はれけれ。平家都を落ちゆくに、六波羅、池殿、小松殿、八條、西八條以下、人々の家々廿餘箇所、其外次々の輩の宿所々々、京、白川、四五萬軒が在家に火をかけて、一度に皆燒き拂ふ。

【新釋】殘された人々の中でも、夫人は「今まで長年連添うてゐたけど、こんな人情のないお方だとは思はなかつたのに」と云つて、頭から着物を引つかぶつてお泣伏しになるし、若君も姫君も女中たちも、御簾の外まで轉かり出て、あるだけの大きな聲で泣き叫ばれた。其の人たちの聲が、今強ひて氣強い風を裝うて、門を出て行く維盛等の耳の底にいつまでもこびりついてゐて、一門が西海の果に流落して後にも、荒立つ波の音を聞くにつけ、吹頻る風の音を聞くにつけ、いつまでも其聲が聞こえ續けてゐるやうな氣がした。平家は、

斯うして都を落ちて行くに當つて、六波羅邸は勿論、池殿、小松殿、八條、西八條など、一門の人々の家を二十ヶ所餘りと、其の外にもなほ、それ以下の人たちの宿所といふ宿所を自分の手で燒き棄て、京、白川一帶四五萬戸の民家にまでも火を放つて一度に皆燒拂うた。

(1)鳳闕• 闕とは支那で、王城の門を形成する高層建築物のことである。轉じて皇居のことと。

(2)鸞輿• 天皇の御乘輿。鸞は鳳と並び稱するもので、共に支那では瑞鳥であるとした。

(3)椒房• 後宮のこと。后妃のゐられる御殿。三輔黃圖また漢宮儀には、椒之殿は未央宮にある、椒を泥土に混和して壁に塗込み、惡氣を除き、溫暖ならしめ又、香あらしめた御殿だとある。

(4)掖庭• これも後宮のことをいふ。掖とは脇のことである。皇宮の傍にある殿舍を掖庭といひ、御殿の傍にある垣を掖垣、又宮闕の傍にある小門を掖門といふ。

(5)弋林• ヨクリンとよむ。弋は矢を射て鳥を取ること、弋林は鳥獵をした林の意。

一四、聖主臨幸

或は聖主臨幸の地なり。鳳闕①空しく礎を殘し、鸞輿②唯跡を留む。或は后妃遊宴の砌なり。椒房③の嵐聲悲み、掖庭④の露色愁ふ。粧鏡翠帳の基、弋林⑤釣渚の舘、槐棘⑥の座、鵷鸞⑦の栖、多日の經營を空しうして、片時の灰燼となりはてぬ。況や郎從の蓬蓽⑧に於てをや。況や雜人の屋舍に於てをや。餘烟の及ぶ所、在々所々數十町なり。强呉忽に亡びて、姑蘇臺⑨の露荊棘に移り、暴秦既に衰へて、咸陽宮⑩の烟へいけいを隱しけむも、かくやとぞ覺えける。日比は函谷⑪二崤⑫の嶮しきを固うせしかども、北狄のために之を破られ、今は黃河涇渭⑬の深きを賴みしかども、東夷の爲に之を取られたり。豈圖りきや⑭、忽に禮義の鄕を攻め出されて、泣く／＼無知の境に身を寄せむとは。昨日は雲の上にて雨を下す神龍たりき。今日は市鄽⑮の邊に、水を失ふ枯魚⑯の如し。禍福道を同じうし、盛衰掌を反す。今眼の前にあり、誰か之を悲まざらむ。保元の昔は春の花と榮えしかども、壽永の今は又、秋の紅葉と落ちはてぬ。

新釋 是等の燒拂はれたところは、或は曾て聖上が御臨幸遊ばされた土地である。而も今

は昔の宮闕も只礎石を殘してゐるばかりで、徒らに御駐輦の蹟を留めてゐる。或は又お后方が御遊宴遊ばされた軒下である。後宮を吹きおとづれる嵐の音も悲しげに、披庭の草木に置いてゐる露も憂の色を帶びてゐる。嘗ては鏡に向つて美しい婦人が粧を凝らし翠の几帳をめぐらしてゐた居間も、後の林に鳥を狩り前の池に釣を垂れる設備の整へられてゐた立派な館も、今は空しいものとなつて、長い間苦心經營して其大工事を完成した公卿の座所も、殿上人の家も、只一時の間に灰となつて了つた。況して家來共のあばら屋、數にも足らぬ雜輩共の長屋に至つては、問題の外である。餘焔を受けて類燒の厄に遭つた町々村々は約五六十町にも及んだ。さしもに强國と云はれた吳の國が暫くの間に滅んで、姑蘇臺に置いてゐた露は轉じて荊棘の上に結び、暴威を揮つた秦の國が衰へて、嘗ては善美を極めた咸陽宮の大建築が燒ける烟は、長い間視界を遮つたといふのも、斯んな有樣を云ふのかと思はれた。今までは函谷關崤山關の嶮岨なのを何よりの防備と思つてゐたが、今や北狄の爲に、其の防禦線も突破されて了つたし、後方は、黃河や涇水渭水などの深いのを恃みにしてゐたが、これも東夷のために占領されて了つた。あゝ「豈圖らむや、忽ちに禮儀の鄕を攻出されて泣く泣く無知の境に身を寄せむとは」とは李陵の文中の名句であるが、昨日までは大空の雲の上にゐて自在に雨を降らす神龍であつた者が、今日はマーケットの肴屋の店先に乾からびきつて列べられてゐるヒモノ同然の身の上である。幸福といふことも不幸といふことも結局は一つの繩の兩端であるし、榮華の境遇も手の裏をかへせば忽ち衰滅の悲境である。證據は儼として今直ちに目前にある。誰か之を悲まない者があらう。保元の昔には春の花の爛熳と咲誇つてゐるやうに榮えた平家であるけれども、壽永の今は早、秋の紅葉と散り果てゝ了つたのだ。

(6)槐棘・ 攝政關白大臣等の三公の事を支那流で三槐といひ、之に對して卿大夫公侯伯子男を九棘といふのに因んで公卿殿上人の事をいつた言葉。

(7)鵷鷺・ 鵷は鳳凰の類で、鷺はサギである。朝臣の列立してゐる樣を譬へた句。これも公卿殿上人の事で、前の槐棘と對句である。

(8)蓬華・ つまらぬあばら家のこと、蓬屋などともいふ、華は、シダ科の雜草のこと。蓬やシダなどの庭に生ひ繁つてゐるあばら家の意で、蓬華といつたのである。

(9)姑蘇臺・ 揚子江の南方太湖の湖岸にあつた吳王の舊都姑蘇、即ち今日の江蘇省蘇州府にあつた樓臺。

(10)咸陽宮・ 秦の始皇帝の建てた宮殿、秦亡んで楚王項羽之を焼いたが、火焰天を蔽うて

滅せざること三月に及んだといふ。

（11）函谷・ 支那の關門今の河南省陝州靈寶縣の南にあつた。

（12）二・崤・ 崤山の關門である。河南省河南府永寧縣の北方に當つてゐる。

（13）黃・河・涇・滑・ 一本には洪河とある。洪河は大きな河といふことのやうに思はれるが、東夷の爲に之を取られたといふ本文から考へると黃河の方が正しい。涇滑は涇水、滑水で、共に黃河の支流をいふ。涇水といふ河は支那に多くあるが、祈連山脈即ち南山の南麓に發して合流し、又南流して甘肅省の蘭州府附近で黃河に合してゐる今の大通河がそれであらう。滑水はいふまでもなく甘肅省から出て陝西省西安府の北を流れ、潼關附近で黃河に合してゐる河である。

（14）豈・圖・り・き・や・云・々・

論解 「保元の昔は春の花と榮えしかども、壽永の今は又、秋の紅葉と散り果てぬ」と云ふ文句は、別に名文でも何でもないが、平家の歷史は確に此の一句で言ひ盡されてゐる。清盛の出世の賽が思ふツボに丁と出た保元の戰（一八一六）は、實際平家の幸運の蕾の開いた時だつた。爾來彼一家のコースはトントン拍子に進んで、治承二年（一八三八）には隆盛の最高頂に達したが、壽永二年（一八四三）には全族悉く悲哀の谷底に沈み果てた。其の間僅に三十年足らずで、如何に人間幸運の期間が短いものであるかを適實に語つてゐる。しかし平家に代つて天下の政權を握つた源氏の運命も、賴朝が六十六國の總追捕使となつて天下に號令した建久元年（一八五〇）から、公曉が實朝を弑して源氏が絕滅した承久元年（一八七九）までは、僅に二十九年である。畢竟悲運を悲む者も榮達を喜ぶ者も共に愚であることを、歷史は明白に敎へてゐるのだ。我々は悲喜二つ乍ら共に絕した永遠の喜びの前に、只不斷の精進をすればいゝのだ。Napoleon の大業も一七九九年から一八一四年のウォーターローの戰爭まで僅に一五年の夢であつた。一八八八年に即位して、亞父ビスマルクを追ひ、大政を親らして機略の縱橫を誇つたウイルヘルム二世も、治世二十八年後の一九一六年には完全に失脚してオランダに流落し、其の理想の人物であつたナポレオンの先蹤を末路に學んだ。偉いものは決して人生ではない。夢の如く幻の如き榮達を逐うて徒らに走り徒らに勞れる憐むべきハンターの群のみの事である。

畠山の庄司重能、小山田の別當有重、宇都宮左衛門朝綱、是等は去んぬる治承より壽永まで、召籠められておりしが、其時既に斬らるべかりしを、新中納言知盛卿の意見に申されけるは、「彼等百人千人が首を斬らせ給ひて候ふとも、御運

李陵の文として文選に出てゐる句。
（15）市ぐら・・・ 市の店。市の座即ち市場の商品賣場。
（16）水を失ふ枯魚・・・ 莊子の外物篇に出てゐる轍鮒を枯魚の市に求むといふ詞からとつたもの。
（17）其・時・既・に・斬・ら・る・べ・か・り・し・を・云・々・ 重能等は前の篠原合戰の條に汝等は舊き者軍の樣をも掟てよと宗盛に命ぜられて出陣し今井と散々に戰うたとある。治承から壽永まで召こめられたとは合點の行かない言葉だと舊註では皆うたがうてゐる。しかし「治承から壽永まで召こめられ」たといふのは彼等が東國出身である爲に萬一の內通を恐れて監視に附せられてゐた事で、平家の西國落に際して斬られようとしたのは危險を慮つたからであらう。

盡きさせ給ひなば、御世を保たせ給はむ事あり難し。故鄕に候ふ妻子所從等、いかばかり歎き悲み候ふらむ。唯理をまげて下させ給へ。若し運命開けて都へ歸り上らせ給ふことも候はゞ、ありがたき御情にこそ候はむずれ」と申されければ、大臣殿「さらば疾う下れ」とこそ宣ひけれ。是等首を傾け掌を合はせて、「何處までも御供仕り候はむ」と申しければ、大臣殿、「汝等が魂は、皆東國にこそあるべきに、ぬけがらばかり西國へ召し具すべきやうなし。只疾う下れ」とこそ宣ひけれ。是等も廿餘年の主なりければ、別の淚おさへがたし。

新釋 島山の庄司重能と小山田の別當有重と宇都宮左衞門朝綱と、是等の三人は、去る治承年間から今年壽永まで、監視に附せられてゐたが、此の時今にも斬罪に處せられるところだつたのを、新中納言知盛卿が意見を述べて申されたには「あんな者の百人や千人の首をお斬りになつたところで、御運がなければ所詮權力を握つておいでに成ることは出來ないでせう。それにあれ等が殺されたら、故鄕に居ります妻子や召使共が、どれ程悲しがつて歎くでせう。こゝは御無理でも國へ歸してお遣りなさいませ。若し運が開けて又都へお歸り上りになる事もあつたら、今日の難有いお情を感じてあれ等も又慕ひ寄つて來るでせう」と申されたので、內大臣殿も同意して「それぢやア早く國へ歸れ」と仰せられた。三人の者は首を下げ手を合はせて「何處までもお供を致しませう」と申したが、大臣殿は「お前等の魂は皆東國へ行つてゐるだらうのに、脫け殼ばかり西國へつれて行くことはない、何でもいゝから早く國へ歸れ」と仰やつた。しかし是等の者も二十年餘りの間主人として奉公した間柄であるから、さすがに別を悲むでいつまでも淚の止め處がないのであつた。

一五、忠度の都落

薩摩守忠度は、いづくよりか歸られたりけむ、侍五騎、童一人、わが身共にひた兜七騎取つて返し、五條の三位俊成の卿(1)の許におはして見給へば、門戸を閉ぢて開かず。忠度と名のり給へば、落人歸り來れりとて、其内騒ぎ合へり。薩摩守は急ぎ馬より飛んで下り、自ら高らかに申されけるは、「これは三位殿に申すべきことあつて、忠度が參つて候。假令門をば開けられずとも、此際まで立ち寄り給へ。申すべきことの候」と申されたりければ、俊成の卿、其人ならば苦しかるまじ、開けて入れ申せ」とて、門をあけて對面ありけり。事の體何となうものあはれなり。薩摩守申されけるは、「先年申し承つて(2)より後は、ゆめ〳〵踈略を存ぜずとは申しながら、此二三箇年は、京都の騒、國々の亂出來、剰へ當家の身の上にまかりなつて候へば、常に參り寄る事も候はず。君既に帝都を出でさせ給ひぬ。一門の運命今日はや盡きはて候。それにつき候ひては、撰集の御沙汰あるべき由承つて候ひし程に、生涯の面目に、一首なりとも、御恩を蒙らうと存じ候ひつるに、かゝる世の亂出で來て、其沙汰なく候ふ條、たゞ一身の嘆

（1）五條三位俊成卿　京都の五條室町にゐられた三位俊成卿だ。俊成卿は代々の歌學の家の人で、千載和歌集の撰者として有名な定家卿の父に當つてゐる。正三位皇太后大夫であつたが、高倉天皇の安元二年九月二十八日病氣の爲に出家した。當時六十三歳であるから壽永二年には七十歳の老齢である。

（2）申し承る　こちらから或る事を申上げて仰を承るとの意味、この頃は斯ういふ文體が用ゐられた。こゝは歌道について教を乞ひ、教を受けたこと。

と存ずる候。此後世靜まつて、撰集の御沙汰(3)候はゞ、これに候ふ巻物の中に、さりぬべき歌候はゞ、一首なりとも御恩を蒙つて、草の陰にても嬉しと存じ候はゞ遠き御守(4)とこそなり參らせ候はむずれ」とて、日頃詠み置かれたる歌どもの中に秀歌とおぼしきを、百餘首書き集められたりける巻物を、今はとて打ち立たれける時、之を取つて持たれたりけるを、鎧の引合(5)より取り出でゝ、俊成の卿に奉らる。三位之を開いて見給ひて、「かゝる忘れがたみどもを賜はり候ふ上は、ゆめ〳〵疎略を存ずまじう候。さても只今の御わたりこそ、情も深う、哀も殊に勝れて、感涙抑へ難うこそ候へ」と宣へば、薩摩守、「屍を山野に曝さばさらせ、浮名を西海の波に流さばながせ、今は浮世に思ひおくことなし。さらば暇申して」とて、馬に打乘り、兜の緒をしめて、西をさしてぞ歩ませ給ふ。三位後を遙に見送つて立たれたれば、忠度の聲とおぼしくて、「前途程遠し(6)、思を雁山(7)の夕の雲に馳す」と、高らかに口ずさみ給へば、俊成の卿も、いとゞ哀に覺えて、涙を押へて入り給ひぬ。

新釋 平家が皆都落をしてから暫くたつて、薩摩の守の忠度は、何處から引返して來られたのか、武士を五騎と、近侍の少年を一人と、それに自分も入れて、七騎の者が一緒に全部皆武裝して都に歸つて來て、五條室町にゐられる正三位藤原俊成卿の邸前へ行つて御覽

(3) 撰集の御沙汰・・・・・・俊成卿に歌集を撰ばせ給ふ宣旨があつた由の風評が聞いて來たのである。拾芥集によると院宣が三位中將俊成卿に下つて近古以來の和歌を奉つて撰進するやうにとの院宣が壽永二年の二月に下つてゐる、

(4) 遠き御守・・・・・・遠くから守護すること。卽ち幽明相隔つたあの世から師の身を守らうといふのである。

(5) 鎧の引合・・・・・・鎧は前から着て、右の脇のところで兩方から引張つて縛り合はせるものであるから其の重なり合つてゐるところへ歌の原稿を挾んで置いたのである。

(6) 前途程遠し云々・・・・・・「前途程遠シ、思ヲ雁山ノ暮雲ニ馳セ、後會期遙ナリ、纓ヲ鴻臚ノ曉涙ニ濡ス」和漢朗詠集に出てゐる、江相公大江音人が鴻臚館の外客

に送つた詩の句。
(7)雁山　支那の西京から胡山に越える間にある山だといふ。

になると、門がピタリと締つてゐて押してもあかない「忠度です、一寸こゝをあけて下さい」と名のられると、中では聞きつけて「さア大變だ、落人の平家が歸つて來た」と云つて騒ぎ合つてゐる。薩摩の守は急いで馬から飛んで下りて、御自分で直接に大きな聲で申されたには「三位樣にお願ひ申したい事があつて忠度が參つたのです、よし御開門は成らずとも、此處の門のところまでいらつして戴きたい、お話し申したい事があるのです」とさう申されると、俊成卿は「御本人なら苦しくあるまい、あけてお入れ申せ」と云つて、開門させて呼入れて御對面あつた。其の光景が何さなく物あはれであつた。その時薩摩の守が申されたには「先年お教を受けましてからは、決して疎そかに存じてゐたのでは御座いませんが、何しろ此の二三年は京都にも騒々しい事がありましたし、諸國には兵亂が起つて、お負けに我々平家一門の者の身上の大事に成つたものですから、チヨイチヨイお伺ひする事も出來ませんでした。今度は陛下も最早帝都をお出離れになりました。一門の運命も今はもう盡き果てました。それにつきましては、近々に勅選集編纂の御布令が出るさいふ事を承りましたので、私一生涯の名譽の爲に假令一首でも先生のお力で選に入れて戴きたいものださ存じてゐましたところが、こんな大亂が起りまして、其の御布令も出ませんので、私一身として悲しい事だと存じて居ります。此後世の中が平和になつて、又勅選集御編纂の御布令が出る折が御座いましたら、こゝに卷物を持つて參りましたから、此の中で若し相當な歌があるやうでしたら、一首で結構でございますから、お力で掲載して戴きたいと存じます。さうして戴けましたら草葉の蔭でも嬉しく存じて、遠い世界から先生の御一身をお守り申上げませう」と云つて、平生事に觸れて詠んで置かれた歌の中で、自分でよいと思はれたのばかり、百首餘も書き集められた卷物を、今は愈々京都ともお別

れだと思つて出立される時に、持つて立退かれたのを、鎧の引合せのところから取出して俊成卿に差出された。三位の卿はそれをあけて御覽になつて「こんな永久に忘れることの出來ない精神のこもつた記念品を頂いた上は、決して疎略にはしますまい。それにしても今日こゝまで態々來て下すつたのは、藝術に對するあなたの純情の深さとも思はれ、場合としての情趣も殊に一段であることを感じて、自然とにじみ出して來る涙をどうしても止めることが出來ません」と仰やると、薩摩の守は承つて、「此の上は敗死して、屍體を山野にさらす運命にならうとも、敗者として不名譽な西海の波の上に流さうとも、最早此の人生に何の思ひ殘す事もありません。それぢやア、先生、失禮します」と云つて、馬に乗つて、兜を着て、其の緒をシッカリとしめて、西の方に向つて馬蹄の歩を進められた。三位の卿は其の後影が遠くなるまでヂッと見送つて立つておいでに成ると、遙に忠度の聲と思はれて、「前途程遠シ、思ヲ雁山ノ暮雲ニ馳ス」と、聲高く吟じて行くのが聞えたので、俊成卿も一層哀感を催し、、涙を押さへて門内へお入りになつた。

評釋　實際涙ぐまれる光景である。一篇の景物詩としてラヂオにうつしても、舞臺で演出せられても、其處に安價なセンチメンタリズムを超越した深甚な哀愁の漂ひを感ずるだらう。しかし、我々は「戰」「武器の威力」「運命」「死」それ等の凡てに打克つ「藝術心」の強い威焔と烈しい光が、此の一個の纖弱な貴公子の言葉から迸出するのを見のがしては成らない。彼忠度の淋しく都を立ち去りゆく背後に照らしてゐるのは灰色の廢頽の光ではないのだ。「前途程遠し」とうたひつゝ行く李陵の詩句は、正にこれ青年武人忠度の心の中から湧き起る涙ぐましい喜びを表出する凱旋の歌である。

其後世靜まつて、千載集(1)を撰ぜられけるに、忠度のありし有樣、いひおきし言の葉、今更思ひ出でて哀なりけり。件の卷物の中に、さりぬべき歌いくらもありけれども、其身勅勘の人なれば、名字をばあらはされず、故鄕花といふ題にてよまれたりける歌一首ぞ、「よみ人しらず」(2)と入れられたる。

　さゞなみや志賀の都は荒れにしをむかしながらの山ざくらかな

其身朝敵となりぬる上は、仔細に及はずといひながら、うらめしかりしことどもなり。

新釋　其の後兵亂が鎭まつて世の中が安定してから、俊成卿は千載和歌集を撰述せられたが、其の時に卿は、曾ての日の忠度の言動を今更思ひ出して、無限の哀愁を感ぜられた。例の卷物の中には、相當な秀歌が幾らもあつたが、忠度其の人は勅命に反した人間と云ふ事に成つてゐるから、全然その姓名を發表することができないので「故鄕花」といふ題で詠まれた次の歌を一首だけ「詠み人知らず」として選に入れられた。

　さゞなみや志賀の都は荒れにしを昔ながらの山ざくらかな

本人が朝敵となつた上は仕方がないと云ひながら、怨めしい事であつた。

（１）千載集。藤原俊成が、壽永二年に後白河大皇の院宣を受けて撰集し、文治三年九月奏覽した和歌集で、全二十卷、收容歌數約千三百である。

（２）よみ人しらず。作者不詳の意である。所謂る勅勘者たることを憚つたのである。前に鬼界ケ島の流人であつた平康頼の歌が堂々と同じ「千載集」に出てゐるのと比べて、皮肉なコントラストである。

一六、經正の都落

修理太夫經盛の嫡子、皇后宮亮經正は、幼少の時より、仁和寺の御室(1)の御所に、童形(2)にて候はれしかば、かゝる忽劇の中にも、君の御名殘きつと思ひ出で參らせ、侍五六騎召し具して、仁和寺殿へ馳せ參り、急ぎ馬より飛んで下り、門を叩かせ申し入れられけるは、「君既に帝都を出でさせ給ひ候ひぬ。一門の運命今日既に盡きはて候ひぬ。浮世に思ひおく事とては、只君の御名殘ばかりなり。八歳の年、この御所へ參り始め候うて、十三で元服仕り候ひしまでは、聊相勞る事の候はむより外は、白地に(3)御前を立ち去る事も候はず。今日既に西海千里の波路に赴き候へば、又何れの日何れの時、必ず立ち歸るべしとも覺えぬ事こそ口をしう候へ。今一度御前へ參つて、君をも見參らせたう存じ候へども、甲冑を鎧ひ、弓箭を帶して、あらぬ樣なる裝に罷りなつて候へば、憚り存じ候」と申されければ、御室哀に思召して、「只其姿を改めずして參れ」とこそ仰せられけれ。經正其日は、紫地の錦の直垂に、萠黄匂の鎧着て、長覆輪の太刀(4)を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋籐の弓脇に挾み、兜をば脱いで高紐にか

(1)仁和寺の御室　當時は後白河院の第四皇子守覺法親王が、仁和寺の御室でいらせられた。

(2)童形　少年姿の意味である。剃髪せず普通の童形のまゝで寺に近侍する少年をいふ。後世の稚兒。

(3)白地に　假初にも

(4)長覆輪の太刀　後世鞘引といふのと同じく、太刀の鞘の金物な

け、御前の御坪にかしこまる。御室聽て御出あつて、御簾高くあげさせ、「是へ是へ」と召されければ、經正大床にこそ參られけれ。供に候ふ藤兵衛尉有教(5)を召す。赤地の錦の袋に入れたりける御琵琶を持つて參りたり。經正之を取次いで、御前にさし置き申されけるは、「先年下し預つて候ひし青山(6)を持たせて參つて候。名殘は盡きず存じ候へども、さしもの我朝の重寶を田舍の塵になさむことの口をしう存じ候へば、參らせおき候ふ。若し不思議に運命開けて、都へ立ちかへる事も候はゞ、其時こそ重ねて下し預り候はめ」と申されたりければ、御室哀に思し召して、一首の御詠を遊ばいて下されける。

△飽かずして別るゝ君が名殘をば後のかたみにつゝみてぞおく

經正、御硯下されて、

△呉竹のかけひの水はかはれどもなほすみあかぬ宮のうちかな

【新釋】修理の大夫經盛の長男である皇后宮の亮の經正は、ちひさい時から仁和寺の御室の御所に童形として御奉公申されたので、斯うした忙しい中でも、君の御所へお別れに參らればならぬと思ひついて、武士も五六騎ばかり供につれて、仁和寺へ馳付けて參つて、急いで馬から飛んで下りて、家來に御門を叩かせて、申入れられたには、「陛下は最早此の京都をお出になりました。一門の運命も今日既に盡きはてました。今となつて此の世に思ひ殘す事は外に御座いませんが、只殿下の御事ばかりは、いつ迄もお名殘惜しくてたまりま

縁を覆ふやうに長くした製作である。
(5)藤兵衛尉有教。傳記不明。竹生島へ經正と一緒に行つた男。
(6)青山。琵琶の名、次の項に其のくはしい說明が出てゐる。

せん。八つの年に此處の御所へ始めて參りまして、十三で元服致しますまでは、病氣で少し氣分のわるい時の外は、暫くも御前を離れは致しませんでした。今日遠い西海の國の波路へ參りましたら、又いつになつたら歸つて來られるか、確な見込もつかないのが、殘念でございます。も一度御前へ參つて、お變りもないお姿を拜したいと存じますが、こんなに鎧兜をつけたり、弓矢を持つたりして、あられもない服裝になつて居りますから、御遠慮申上げて居ります」と申上げられると、御室は可哀想に思召して、「いゝから、其のまゝの姿で參れ」と仰せ下された。經正其の日は、紫地の錦の直垂に萌黄ばかしの鎧を着て、長覆輪の太刀を佩び、切斑の矢を二十四本挿込んだ箙を背負ひ、滋籐の弓を小脇に挾み、兜を脫いで高紐に引懸けてゐたが、通されて、法親王の御座所の前の小庭に畏まつた。御室は直ぐに御出座になつて、御前の御簾を高く卷上げさせ、「さアこゝへ此處へ」とお召しになつたので、經正は進んでお廣緣まで參られた。そして供について來た兵衞の尉の藤原有敎を召されると、有敎は、赤地の錦の袋に入れた御琵琶を持つて參つた。經正はそれを受取つて、御前に差置いて申されたには、「先年頂戴仕りました青山を持たせて參りました。いつまでも手離したくは御座いませんが、これ程名の聞こえた我が日本の貴重な寶器を、田舍屋の塵にしてしまふのは殘念でございますから、お返し申して置きます。若し不思議に運が開けて、又此の京都へ歸つて參る事が御座いましたら、其の時には又改めて頂戴致しませう」と申されると、御室はあはれに思召して、一首の御歌をお詠みになつて經正に下された。

　飽かずして別るゝ君が名殘をば後のかたみにつゝみてぞ置く

經正もお硯を拜借して

呉竹のかけひの水はかはれどもなほすみあかぬ宮のうちかな

と御返事申上げた。

さて經正、御前をまかり出でられけるに、數輩の同行、出世者①、坊官②、侍僧③にいたるまで、經正の名殘をゝしみ、袂にすがり、涙を流し、袖を濡らさぬはなかりけり。中にも幼少の時、こし④にておはせし大納言の法師行慶⑤とよをしゝは、葉室の大納言光賴⑥卿の御子なり。餘になごりを惜しみ參らせて、桂川の端まで打ち送り、それより暇乞うて歸られけるが、法師泣く〳〵、かうぞ思ひつゞけ給ふ。

あはれなり老木若木も山ざくらおくれさきだち花はのこらじ

經正の返事に、

旅ごろも夜な〳〵袖をかたしきて思へば我はとほく行きなむ

さて卷きて持たせたりける赤旗、さつとさし上げたれば、あそこゝに控へて待ち奉る侍ども、あはやとて馳せ集まり、その勢百騎ばかり、鞭を揚げ、駒をはやめて、程なく行幸に追ひつき奉る。

新釋　それから直ぐ經正は、御前を退出せられたが、其の時五六人の童形や、出世者、坊官、侍僧に至るまで、何れも皆經正との別れを惜んで、袂にすがりついて涙を流し、袖をぬらさない者はなかつた。中にも小さい時に、五師でいらせられた大納言の法師行慶と云

(1)同行・出世者　何れも僧をいふ。

(2)坊官　一寺の總務職、

(3)侍僧　衆僧をいふ

(4)こし　小師として第二位の師匠、即ち兄弟子と云つたやうなものであるまいか。と舊註にあるが、恐らく五師であらう。五師は法師の監督者である。

(5)大納言の法師行慶　葉室の大納言光賴卿の子で、法師になられたから大納言の法師といふのである。

(6)葉室の大納言光賴　權中納言民部卿藤原顯賴の長男、保元々年三月六日參議に任じ、三年二月權中納言、永暦元年卅七歳で權大納言に任じ、正安三年正月五日に薨じてゐる。

ふお方は、これは葉室の大納言光頼卿の御子さまであるが、あんまり名殘惜さに、桂川の岸まで送つて來て、其處から別れてお歸りになつた。其の時には涙ながらに、此の樣に思ひ續けられた。

あはれなり老木若木も山ざくらおくれ先だち花は殘らじ

すると經正は、

旅ごろも夜な夜な袖を片しきておもへば我は遠く行きなむ

と返歌をして、そして今まで卷いて持たせて置かれた赤旗を、サッと差上げると、あつちこつちに控へてお待ち申してゐた武士たちは、「やア信號だッ」と云つて馳寄つて來て、全隊百騎ほどの者が、隊伍整然と鞭を擧げ、騎馬行進の速度を早めて、間もなく行幸にお追ひつき申した。

一七、青山の沙汰

この經正十七の年、宇佐の勅使①を承つて下られけるに、その時青山を賜はつて、宇佐へ參り、御殿へ向ひ奉つて、秘曲を彈き給ひしかば、伴の宮人おしなべて、綠衣の袖をぞ絞りける。心なき奴までも、いつ聞き馴れたる事はなけれども、村雨ごはまがはじな。めでたかりし事どもなり。

新釋　此の經正が十七歳の年に、宇佐神宮へ勅使として參向することを命ぜられて下られたが、其の時に此の青山を頂戴して行つて宇佐へ參詣し、神殿の方へ向ひ奉つて、秘曲をお彈きになつたところが、大勢の神主たちは凡て、感に打たれて、着てゐた綠色の祭服の袖の涙を絞つた。音樂の趣味を解さない下郎のやうな者までも、今までに聞馴れたといふ事はないが、村雨の降る音と間違ふ者はあるまい。實に感じ入つた事であつた。

かの青山と申す御琵琶は、昔仁明天皇の御宇、嘉祥三年①三月に、掃部頭貞敏②渡唐の時、大唐の琵琶の博士、廉承武③に逢ひ、三曲を傳へて歸朝せしに、其時玄象、獅子丸、青山三面の琵琶を、相傳して渡りけるが、龍神やをしみ給ひけむ、波風荒く立ちければ、獅子丸をば海底に沈めぬ。今二面の琵琶を渡いて、わが朝の帝の御寶とす。村上の聖代應和④の頃ほひ、三五夜中の新月の色⑤白くさえ、

(1)宇佐の勅使　宇佐の八幡宮へ奉幣の御使である。此使は故例に依つて清麿卿の子孫たる和氣氏の勤めるのが恒例であるが、此頃亂れて平氏が勤めたのか、或は副使ででもあつたのであらう。

(1)嘉祥三年　一五一〇年。
(2)掃部頭貞敏　藤原鎌足五世の孫繼彦の子
(3)廉承武　廉妾夫と書いてある本もある。唐の文宗の時の人である。

涼風颯々たりし夜半に、帝清涼殿にして、玄象をぞ遊ばされける。時に影の如くなる者御前に參じて、優に氣高き聲を以て、唱歌をめでたう仕る。帝暫く御琵琶をさしおかせ給ひて、「抑も汝は如何なる者ぞ、何處より來れるぞ」と仰せければ、答へ申していはく、「是は昔貞敏に三曲を傳へ候ひし大唐の琵琶の博士廉承武と申す者にて候ふが、三曲の中に秘曲を一曲殘せる罪によつて、魔道に沈淪仕る。今君の御撥音妙に聞え侍る間、參入仕る所なり。願はくは此曲を君に授け參らせて、佛果菩提を生すべき」由申して、御前に立てられたりける青山を取り、轉手(6)をねぢて、此曲を君に授け奉る。三曲の中に、上玄石上これなり。

【通釋】其の青山と申す御琵琶は、昔仁明天皇の御代であつた嘉祥三年の三月に、掃部頭の貞敏が唐へ渡つた時に、唐の國の琵琶の妙手である廉承武に會つて、三つの秘曲の傳授を受けて歸つて來た其の時に、玄象、獅子丸、青山と三面の琵琶を讓られて持歸つたが、龍神がそれを惜しがられたものか、波風が荒く立つて進航することが出來なかつたので、獅子丸を海底に沈め、殘る二面の琵琶だけを持歸つて、我が日本の寶物とした。聖帝村上天皇の御代であつた應和年間に、三五夜中の新月の色が、白く冴えわたつて、涼しい風がサーッと吹いてゐた夜中時分に、陛下は清涼殿にいらつして玄象をお彈きになつてゐた。すると、其の時影のやうなものが御前へ參つて、優美な莊嚴な聲で、歌を見事にうたつた。で、陛下は暫く琵琶を下へお置きになつて、「お前は一體何者だ、何處から來たのだ」と仰やると、其の者がお答へ申すには、「私は昔、貞敏に三曲を傳授致しました唐の國の琵琶の

(4)應和　村上天皇の御代に於ける第三次の年號。一六二一年二月十六日から二四年ノ七月八日まで約二年半續いた。

(5)三五夜中新月の色　「三五夜中新月ノ色、二千里外故人ノ心」白樂天の句である。

(6)轉手　三味線でいふテンジン。琵琶の頭の方にあつて絃を卷附けてあるハンドル狀のものである。之を左又は右に捻轉することによつて絃を緊縮し、又は伸緩せしめて、音響の振動を調節するのである。

（1）甲・琵琶の後背、即ち裏面。別に槽ともいふ。

（2）紫藤・俗にいふ紫檀とは別で、槽には紫檀紫藤共に用ゐた。

（3）撥面・撥を使ふところで、琵琶の革を張つた部分。

博士廉承武と申すもので御座いますが、三曲の中で秘曲を一曲教へ殘しました罪のために、魔道に沈んで苦んで居ります。只今陛下の御撥音が何とも云へない好い音に聞えましたので誘ひ出されて參りました。どうか其の秘曲を陛下にお授け申して、成佛得脱致したいと存じます」とさう申して、御前に立てかけられてあつた青山を取つて、轉手を捻ぢて、其の曲を陛下にお授け申した。琵琶の三秘曲の中で上玄石上といふのが即ちそれである。

その後は、君も臣も恐れさせ給ひて、遊ばし彈く事もせさせ給はざりしを、仁和寺の御室の御所へ參らさせ給ひたりしを、この經正、最愛の童形たるに因つて、下し給はられたりけるとかや。甲①は紫藤②の甲、夏山の峯のみどりの木の間より有明の月の出でけるを、撥面③にかゝれたりける故にこそ、青山とは名づけけれ。玄象にも相劣らぬ希代の名物なり。

新釋　此の事があつてからは、君臣共に氣味をわるがつてあんまりお彈きになる事も無かつたので、仁和寺の御所へお納めになつたのを、當時此の經正は御室御最愛の童形であつたので、賜はつたのだとか云ふことであつた。甲は紫藤で出來てゐて、夏山の峯の青々としてゐる樹の間から有明月の出てゐる景色が撥面に書かれてあつたので、其の名を青山と呼ばれたのであつた。名高い玄象に比べても負けない程の珍しい名器である。

一八、一門の都落

(1)鳥羽の南の門　城南離宮の南門。

(2)かなぐり捨て　亂暴に引きむしつて捨てるといふ意に普通使はれてゐるが、元來は只投捨てるといふ語にKanaといふ幾分意味を強めるPrefixがついたまでのものであらう。

(3)無道人　一本には不當人とある。何れにしても道義心の無い人の意である。

池の大納言頼盛の卿も、池殿に火かけて出でられたるが、鳥羽の南門(1)にて、忘れたる事有とて、鎧につけたる赤印どもかなぐり捨て(2)させ、其勢三百餘騎都へ歸り上られけり。越中の次郎兵衞盛嗣、弓脇挾み、大臣殿の御前に馳參り、急ぎ馬より飛んでおり、畏まつて「あれ御覽候へ、池殿御留まりによつて、多くの侍共留まり候ふが、奇怪に覺え候。池殿までは其恐も候へば、侍共に矢一つ射かけ候はばや」と申しければ、大臣殿「今是程の有樣どもを、見果てぬ程の無道人(3)は、さなくともありなむ」と宣へば、力及ばで射ざりけり。「さて小松殿の公達はいかに」と宣へば「未御一所も見えさせ給ひ候はず」と申す。大臣殿「都を出でて、今一日だに過ぎざるに、はや人々の心どもの變り行くうたてさよ」とぞ宣ひける。新中納言知盛の卿、「行末とても賴もしからず。只都の内にていかにもならせ給へと、さしも申しつるものを」とて、大臣殿の御方を、世にも恨めしげにぞ見給ひける。

新釋　池の大納言頼盛卿も、池殿に放火して一旦京都市外まで出られたが、鳥羽の離宮の

南門のところで、「やッ大切な事を忘れた」と云つて、部下の兵士たちが何れも鎧の上につけてゐた赤色の標識を、皆引きむしつて捨てさせて、全隊三百餘騎、再び京都へ歸り上られた。越中の次郎兵衛盛嗣は、此の時、弓を小脇に挾んで、內大臣殿の御前へ駈けて參つて、急いで馬から飛んで下りて、禮儀を正して、「あれを御覽下さい、池殿があとへお殘りになるので、大勢の武士たちも御一緒に引返して參りますが、不都合千萬な事です。池殿にまで矢をお射かけ申すのは恐れ多い點もありますから、武士どもに矢を一本射てやりませう」と申上げたが、大臣殿が、「今、一族がこれ程までの悲況に陷つてゐるのに、其の先途も見屆けないで仲間はづれをするやうな道義心の痲痺した人間には強ひてそんな事をしなくともいゝだらう」と仰やつたので、仕方なく射るのを止めた。大臣が「そして小松殿の公達たちはどうされた」とお尋ねになると「まだお一方もお見えになりません」とお返事申上げると、「京都を出離れてからまだ一日とたゝないのに、もう早人々の心がこんなに變つて了ふなんて、何て情ない事だらう」と大臣は痛歎された。新中納言の知盛卿は「今からこんな事では前途もどうなるかアテになつたものぢやありません。だから此の儘京都に踏止まつて、運命に任せて御決戰なさいと、私があれ程申したんですのに」と云つて、內大臣の方を、ひどく怨めしさうに御覽になつた。

抑も池殿の御留まりをいかにといふに、兵衛の佐賴朝、常はなさけを懸け奉つて、「全く御方をばおろそかに思ひ奉らず、偏に故池殿(1)の御わたらせとこそ存じ候へ。八幡大菩薩も御せうばつ(2)候へ」など、度々誓狀を以て申されけり。平家追討の討手の使の上る毎に、「相搆へて、池殿の侍に向つて弓引くな」なんど、事に觸

(1)故池殿。池の禪尼即ち清盛には繼母、賴盛には實母である。曾て賴朝が平治の亂に捕はれて殺されうとした時に清盛に助命を求めてくれた婦人である。

(2)照罰。照し見て罰を下すこと。

れて芳心せられたりければ、一門の平家は運盡きて都を落ちぬ、今は兵衛佐にこそ助けられむずれとて、落ち留まられたりけるとぞ聞えし。八條の女院(3)は、都をば軍に恐れさせ給ひて、仁和寺の常磐殿に忍うでまし／＼ける所へ、參り籠られけり。此頼盛の卿と申すは、女院の御乳母宰相殿と申す女房に相具せられたりけるに因てなり「自然の事も候はゞ、頼盛助けさせ在しませ」と申されければ、女院、「今は世が世であらばこそ」と、世に頼もしげもなうぞ仰せける。凡は兵衛佐ばかりこそ芳心を存ずといへども、自餘の源氏等は如何があらむずらむ、憖に一門には引き別れて落ち留まりぬ、波にも磯にもつかぬ(4)心地ぞせられける。

新釋 大體池殿お一人がどういふわけでお殘りになつたかといふに、今は平家の敵である兵衛の佐頼朝が、此のお方には常に同情を表して「全然あなたの事は疎そかには思ひません。只もうお亡くなりになつた池殿の尼御前が今も御生存になつてゐるのと同樣に思つてゐます。どうか八幡大菩薩も御照覽下さつて此の誓を破つたら御罰をお下し下さい。私は決してうそを申しません」などと、何度も誓約書を書いてよこして申入れられた。そして平家討伐の軍隊が上京する度毎に、「注意してゐて、池殿方の武士に對しては弓を引くなになどと、機會のある毎に、好意の表示をせられたので、頼盛卿は、自分の一門の平家は運が盡きて都を逃落ちて了つたんだから、此の上は兵衛の佐に助けられようと思つて、お殘りになつたのだといふ事であつた。此の時八條の女院が、戰爭がこはさに、京都市内から避難して、仁和寺の常磐殿に忍んでおいでになつたが、頼盛卿は取敢ずそちらへ參つて身

(3)八條の女院。八條にゐられた女院、即ち暲子内親王。鳥羽天皇御寵愛の皇女で、御母は美福門院藤原得子。應保元年十二月、院號があつた。建暦元年崩御の時は七十五歳であつたといふから、此の年壽永二年には四十七歳である。

(4)波にも磯にもつかぬ。どちらとも附かず中間に漂ふといふ事のたとへである。

（1）淀の六田河原　其の場所が一寸わからぬ

を隱してゐられた。それといふのは、此の卿は、女院のお乳の人の宰相殿と申す女官と夫婦になつて連添うて居られたからの事である。「自然私の身の危いやうな事がございましたら、此の頼盛をお助け下さいませ」と申されると、女院は「今は私の力ではどうすることも出來ない時ですから」とひどく頼もしげのない仰せであつた。概して兵衛の佐だけは好意を持つてゐるとしても其の外の源氏たちの心持はどうあらうか分らないし、なまなか一門には別れて逃げ殘つたのではあるし、どちらつかずの不安定な境地に漂うて、卿の心は徒らに不安を感ずるのであつた。

さる程に小松殿の公達、兄弟六人、都合其勢一千餘騎、淀の六田河原(1)にて、行幸に追つつき奉らる。大臣殿斜ならず嬉しげにて「いかにや今までの遲參候」と宣へば、三位の中將「幼き者どもが餘に慕ひ候ふを、とかう拵へ置かむと仕る程に、存の外の遲參候」と申されければ、大臣殿「など六代殿をば召し具せられ候はぬぞ。心強くも留め給ふものかな」と宣へば、三位の中將「行末とても賴もしうも候はず」とて、問ふにつらさの涙を流されけるこそ悲しけれ。

新釋　其のうちに小松殿の令息たちが兄弟六人で、其の勢力合計一千餘騎を率ゐて、淀の六田河原で行幸にお追ひつき申された。内大臣殿は非常に嬉しさうな御樣子で「どうしてこんなに遲く來られたのですか」と仰やると、三位の中將維盛卿は「子どもがあんまりあとを追ふ者ですから、色々なだめて置いて出ようとしてゐましたので、意外の遲參をしたのです」と申された。大臣殿はそれを聞いて「どうして六代殿をおつれに成らないのです。よくお氣強く殘しておいでになれましたね」と仰やると、三位の中將は「前途だつてあん

まり頼もしくもありませんよ」と投げるやうに云つて、強ひて忘れようとした事を尋れ出されたのがつらさにハラハラと涙を流されたのは悲慘であつた。

落ち行く平家は誰々ぞ。前内大臣宗盛公、平大納言時忠、平中納言教盛、新中納言知盛 修理太夫經盛 右衞門督清宗、本三位中將重衡、小松三位中將維盛、同じく新三位中將資盛、越前三位通盛。殿上人には內藏頭信基、讃岐中將時實、左中將清經、同じき少將有盛、丹後侍從忠房、皇后宮亮經正、左馬頭行盛、薩摩守忠度、武藏守知章、能登守教經、備中守師盛、尾張守清定、淡路守清房、若狹守經俊、藏人太夫業盛、經盛のおと子大夫敦盛、兵部少輔正明。僧には二位僧都專親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師仲快、經誦坊の阿闍梨祐圓。武士には受領、(1)撿非違使(2)衞府(3)諸司の尉(4)百六十人、都合其勢七千餘騎。是は此三箇年が間、東國、北國度々の軍に討ち洩らされて、僅に殘る所なり。

新譯 此の時逃げ落ちて行つた平家一門の人々は誰々かと云ふと、公卿では前の內大臣宗盛公、大納言平の時忠、中納言平の教盛、新中納言知盛、修理の大夫經盛、右衞門の督清宗、本三位の中將重衡、小松三位の中將維盛、同じく新三位の中將資盛、越前の三位通盛殿上人では、內藏の頭の信基、讃岐守兼中將の時實、左中將の清經、左少將の清經、丹後守兼侍從の忠房、皇后宮の亮經正、左馬頭の行盛、薩摩守の忠度 武藏守の知章、能登守の教經、備中守の師盛、尾張守の清定、淡路守の清房、若狹守の經俊、藏人の大夫の經盛經盛の末子の大夫敦盛、兵部少輔の正明。僧侶では二位の僧都專親、法勝寺の執行能圓、

(1)受領。國司に任ぜられた人。
(2)撿非違使。追捕撿斷を掌る官人。
(3)衞府。左右近衞、左右兵衞、左右衞門等の官人。
(4)諸司の尉。諸司は內膳司、造酒司、采女司、主水司等の司、尉は四等官で、正佑の次の官人である。

中納言の律師仲快、經誦坊の阿闍梨祐圓。武士としては諸國の地方官や按察使、衞府、諸司の尉官などで百六十人，其の勢力合計七千餘騎である。これは此の三ケ年の間、關東及び北國地方での度々の戰鬪に討漏らされて、僅に殘つてゐる人々である。

平大納言時忠の卿、山崎の關戸の院(1)に玉の御輿をかきすゑさせ、男山(2)の方伏し拜み「南無歸命頂禮八幡大菩薩、願はくは君を始め參らせて、我等を今一度故鄕へ歸し入れさせ給へ」と、祈られけるこそ悲しけれ。各後を顧み給へば、霞める空の心地して、煙のみ心細うぞ立ちのぼる。平中納言教盛

はかなしなぬしは雲井に隔つれば宿はけぶりとたちのぼるかな

修理太夫經盛

故鄕をやけ野が原とかへり見て末もけぶりのなみ路をぞゆく

實に故鄕をば一片の煙塵に隔てつゝ、前途萬里の雲路に赴かれけむ心の中、推し量られて哀なり。

新釋 大納言の平の時忠卿は、山崎の關戸の院に陛下の御乘輿を舁下ろさせ、男山八幡宮の方に向いて恭しく禮拜されて、「南無歸命頂禮、八幡大菩薩、どうか陛下を始め奉り、我々を、今一度故鄕の京都へ歸らせて下さいますやうに」とお祈りになつたのは悲しい事であつた。御銘々が皆言ひ合はせたやうに、後を振返つて御覽になると、霞か雲のやうに茫漠として、只今まで御自分達のお住み馴れになつた家々の燒けてゐる煙ばかりが心細く立

(1)山崎關戸の院。京都府乙訓郡大山崎村の西に關戸といふ村があつて、其處に關戸明神社があるが、關戸の院といふのは其の隣の攝津國三島郡島本村大字山崎にあつたのだといふ。新古今集にも「せきどの院といふ所にて羇中月を見るといふ心を」といふ前書のついた歌が出てゐる。

(2)男山。男山八幡宮を指す。

(1)川尻。　淀川の川尻即ち河口。
(2)うどの。鵜殿である。大阪府三島郡五領村大字鵜殿。上牧の南十町、淀川の沿岸にある。

ち上つてゐるのが見えるばかりであつた。中納言教盛卿は感に堪へかねて

　はかなしなぬしは雲井に隔つれど宿は煙と立ちのぼるかな

と遊ばされると、修理の大夫經盛卿も目をしばたゝいて

　ふるさとを燒野が原とかへりみて末もけぶりの波路をぞゆく

とお詠みになつた。實際故郷を一片の煙塵に隔てつゝ、前途萬里只雲ばかりが見える遠い旅路に赴かれた心中はさぞかしと推量されてあはれである。

　肥後守貞能は、川尻(1)に源氏待つと聞いて、蹴散らさむとて、その勢五百餘騎で發向したりけるが、非事なればとて、取つて返して上る程に、うどの(2)の邊にて行幸に參りあひ、急ぎ馬より飛んで下り、大臣殿の御前に參り、畏まつて「あな心憂や、こは何地へとて渡らせ給ひ候ふやらむ。西國へ下らせ給ひたらば、落人とて、あそこゝにて打ち洩らされて、憂き名を流させましまさむ事、口惜しう候ふべし。只都の内にていかにもならせ給ふべうもや候ふらむ」と申しければ、大臣殿「貞能は未だ知らぬか。木曾既に北國より五萬餘騎で攻め上り、比叡山、東坂本に充ち滿ちたり。法皇も過ぎし夜半に失せさせ給ひぬ。人々は、都の内にていかにもならむと申し合はれけれども、まのあたり女院二位殿に憂き目を見せ參らせむも、わが身乍ら口惜しければ、せめて行幸ばかりをもなし奉り、各をも引き具して西國の方へ落ち下り、一先づもと思ふぞかし」と宣へば「然候はゞ貞能は

身の暇賜はつて・都の中にていかにもなり候はむ」とて、召し具したりける五百餘騎の勢をば、小松殿の公達につけ參らせ、手勢三十騎ばかり、都へ取つて返す。平家の餘黨の都に殘り留まつたるを討たむとて貞能が歸り入る由、聞えしかば、池の大納言は、賴盛が身の上でぞあらむずらむと、大に恐れ騷がれけり。

【新譯】 肥後の守の貞能は、淀川の河口附近に敵が待受けてゐると聞いて、己れッ一蹴して吳れようと云つて、五百餘騎の兵力で前進行動を開始したが、誤報だつたと云ふので引返して上つて來る途中で、鵜殿附近の地點で行幸にお遇ひ申したので、急いで馬から飛んで下りて、大臣殿の御前へ參つて、敬禮を正して「まァお情ない、これから何處へおいでに成らうといふんですか。西國へなんかお下りに成りましたら、そらッ落人だ！といつてあつちで討たれ、こつちで討たれ、小人數に成つてまごまごして結局汚名をお立てられになるやうな事があつては殘念で御座いませう。假令どうならうともこのまゝ京都にいらつして、運命に任せて御決戰遊ばした方がよくは御座いませんか」と申すと、大臣殿は「貞能はまだ知らないのか。木曾がもう北國から五萬餘騎で攻め上つて來て、源氏の大軍が比叡山から東坂本へかけて充滿してるんだ。法皇も先だつての夜中に行衞不明になつておしまひになつた。外の人たちは、京都市内に踏止まつてどう成らうとも運命に任せようといふ申合せをされたんだが、目の前に女院や二位殿につらい目をお見せ申すのも、自分ながら殘念な氣がするので、せめて行幸だけでもおさせ申し、一門の人たちも一緒に引伴れて、西國の方へ落ち下つて行つて、一先づ其處で落ちつかうと思ふんだ」と仰やつたので、貞能も仕方がないと思つて、「さやうで御座いますか。ぢやァ私はお暇を頂いて京都市内でどう

にでも成りませう」と云つて、引きつれてゐた五百餘騎の兵を小松殿の令息たちの配下にお附け申して、自分は直屬の部下の兵士三十騎程と共に京都へ引返した。此の時京都では平家の一黨で京都に殘留してゐるものを討つために貞能が歸つて來たといふ情報があつたので、池の大納言は、此の頼盛の身の上であらうと大層こはがつて騷ぎ立てられた。

されども貞能は、西八條の燒跡に大幕引かせ、一夜宿したりけれども、歸り入らせ給ふ平家の公達、一人もおはせざりければ、さすが世の有樣心細くや思ひけむ、源氏の駒の蹄に懸けさせじとて、小松殿の御墓掘らせ、御骨に向ひ奉つて、泣く〳〵申しけるは、「あなあさまし、御一門の御はて御覽候へ。生ある者は必ず滅す(1)樂盡きて悲來るといふ事をば、昔より書き置きたる事にて候へども、まのあたりかゝる憂き事候はず。君はかゝるべかりける事をかねてさとらせ給ひて、佛神三寶に御祈誓あつて、御世を早うせさせまし〳〵ける事こそ、あり難う候へ。いかにもして其時、貞能も後世の御供仕るべう候ひしものを、かひなき命ながらへて、今日はかゝる憂き目に逢ひ候事こそ、口惜しう候へ。死期の時は、必ず一佛土へ迎へさせ給へ」と、泣く〳〵遙に掻きくどき、骨をば高野(2)へ送り、あたりの土をば賀茂川へ流させ、行末賴もしからずや思ひけむ、主と後合せに、東國の方へぞ落ち行きける。貞能は先年宇都宮を申し預つて、其時情ありしかば、今度も亦宇都宮をたのうで下つたりければ、そのよしみにや、芳心しけるとぞ聞えし。

(1)生ある者は必ず滅す。「生アル者ハ必ズ滅ス。釋尊モ未ダ栴檀ノ烟ヲ免レタマハズ。樂ミ盡キテ哀ミ來ル、天人モ猶五衰ノ日ニ逢フ」江相公即ち大江音人の願文の一句である。

(2)高野　高野山。

新釋 しかし貞能が京都へ歸つて來たのはそんな目的ではなかつた。彼は歸りつくと直ぐ西八條邸の燒跡に、大幕を張り廻らせて、一晩其處で露營して友軍の歸着を待つてゐたのだつたが、幾ら待つてゐしも、思ひ返して歸つておいでに成る平家の令息たちは一人もないので、貞能ほどの氣強い男も世の中の形勢を心細く感じたものか、これだけは源氏の馬蹄にはかけさせまいと思つて、小松重盛殿のお墓所を發掘させて御遺骨を掘出して、其の方へ向いて涙ながらに申したには、「あゝあさましい事で御座います。御一門の御果を御覽下さい。生ある者は必ず滅す、樂盡きて哀來る、と云ふ事は、昔の本にも書いてある事でございますが、眼の前にこんなイヤな有樣を見たのは始めてゞございます。あなた樣が斯う成ることを豫てお悟りになつて佛樣神樣にお祈り遊ばして、御壽命をお縮めになりましたのは、ホントに難有いお覺悟でございました。今思ひますと、どうでもしてあの時に、此の貞能もあの世へのお供を致すのでございましたのに、生き甲斐のない生活を續けて、今日斯樣なイヤな目に逢ひますのが殘念でございます。どうか私の壽命の盡きる時が參りましたら、きつと同じところへお呼び迎へ下さい」と、涙ながらに心の中を述べ立てゝ、遺骨は其の場から直ぐ高野山へ送り、其の邊の土を賀茂川へ流させて、前途もこれでは頼もしくないと思つたものか、主人とは背中合はせに東國の方へ落ちて行つた。此の貞能は先年宇都宮の統治を委任されて、其の時に人情味のある行政をしたので、今度も亦宇都宮を頼みにして下向したところが、前年の情誼のためか土地の者は色々好意を盡して之を庇護したといふことであつた。

平家は、小松の三位の中將維盛の卿の外は、大臣殿以下妻子を具せられけれど

(1) 引きしらふ 「しらふ」は「あひしらふ」などと同じ用例で、相互關係的な意味に使ふ語。

(2) 譜第 系圖の意味から轉じて、或る一系の血屬をいふ漢語。宋元通鑑に「李生年ハ壽陽公主ノ譜第也」とある。又、書言故事には「譜第郎從也」とある。近世日本では譜代とも書いて、親代々からの臣從關係をいふことゝ成つた。外樣大名に對する譜代大名の類である。

も、次ざまの人々は、さのみ引きしらふ(1)にも及ばねば、後會其期を知らず、皆打ち棄てゝぞ落ち行きける。人は、いづれの日いづれの時必ず立ち歸るべしと其期を定め置くだにも、別は悲しきならひぞかし。況や是は、今日を最後、只今かぎりのことなれば、行くも留まるも、互に袖をぞ絞りける。相傳譜第(2)のよしみ、年頃日頃の重恩、いかでか忘るべきなれば、老いたるも若きも、皆後をのみ顧みて、先へは進みもやらざりけり。或は磯邊の浪枕、八重の汐路に日をくらし、或は遠きを分け、險しきをしのいで、駒に鞭打つ人もあり、船に棹さす者もあり、思ひ思ひ心々にぞ落ち行きける。

新釋 平家の人々は、小松の三位中將維盛卿以外は、內大臣宗盛公以下何れも妻子を伴れて京都をお立ちのきになつたが、第二位の人たちは、そんな事に關係し合つて居る暇がないので、いつになつたら又逢へるか其の時期は分らないが、仕方なく家族の者を皆棄てゝ置いて落ちて行つた。一體に人間として、何日の何時にはきつと歸つて來ると其の時期の豫定があつてさへも、別れるとなると悲しいのが普通である。それだのに況して此の場合は、今日が最後、眼の前の今を限りに、又と逢へる見込がつかないのであるから、行く者も殘る者も互に泣悲んで、止め度なく流れ落ちる涙に濡れた袖を搾つた。父祖代々からの情誼、長年來の重い恩惠は、どんな事があつても忘れられる物ではないから、何れも主人に隨つて西國へ行くのではあつたが、皆後ばかりを振返つて見て、中々足が先へは行かないのだつた。或は磯邊に寢て浪の音を枕もとに聽き、長い海路に旅の日を暮らし、或は遠

い路を踏分け、嶮岨を凌いで馬に鞭うつて行く人もあり、船に棹さして行く者もあり、銘々が思ひ思ひ、心々の方法をとつて落ちて行つた。

一九、福原落

平家は福原の舊里について、大臣殿、然るべき侍老少數百人召して、宣ひけるは、「積善の餘慶⑴家に盡き、積惡の餘殃身に及ぶが故に、神明にも放たれ奉り、君にも捨てられ參らせて、帝都を出でて旅泊に漂ふ上は、何の賴かあるべきなれども、一樹の蔭に宿るも前世の契淺からず、同じ流を結ぶも、他生の緣猶深し。況や汝等は一旦從ひつく門客⑵にあらず、累祖相傳の家人⑶なり。或は近親の好他に異なるもあり。或は重代の芳恩是深きもあり。家門繁昌のいにしへは其恩波に依つて私を顧みき。何ぞ今其芳恩を報いざらんや。然れば十善の帝王三種の神器を帶して渡らせ給へば、如何ならむ野の末、山の奧までも、行幸の御供申して、如何にもならむとはおもはずや」と宣へば、老少皆淚を抑へて、「あやしの鳥獸も恩を報じ、德を酬ふ心は候ふなり。況や人倫の身として、いかでかその理を存知仕らでは候ふべき。就中弓箭馬上にたづさはるならひ、二心あるを以て恥とす。其上此二十餘年が間、妻子をはぐくみ⑷所從を顧み候ふことも、然しながら君の御恩ならずといふ事なし。然れば日本の外、新羅、百濟、高麗、契丹

(1)積善の餘慶云々　「積善ノ家ニハ必ズ餘慶有リ、積不善ノ家ニハ必ズ餘殃有リ」易經に出てゐる句である。

(2)門客　假に平家に身を寄せて客分として一時旗下に屬してゐる人をいふ。

(3)家人　武家の臣從者のこと。家士、家僕、家臣ともいふのも同意である。

(4)はぐくみ　羽ぐくみである。鳥の親が子を羽がひの下にくゝんで擁護して育てることから、轉じて、すべて扶養すること。

(5)契丹・Katai又Chitanキタンとも呼ぶ。南北朝頃から東蒙古遼河の上流潢河附近を占領して之に據つてゐた蒙古族である。唐の中世武の内亂に乘じて近境を掠め、唐末には（九一六）エルアボキ立つて皇帝を僭し、臨潢に都して漢文化を輸入し佛教を受け、官制を定め契丹文字を作る等治政に力を致し外には回紇の舊地を兼併し東方に進んで渤海國を擊つた。

---

(3)雲の果、海のはてまでも、行幸の御供仕り、いかにもなり候はむ」と、異口同音に申したりければ、人々皆賴もしげにぞ見給ひける。

新釋　平家は福原の舊京に、到着してから、内大臣殿が、相當な武士ばかり、老年者も年の若い者も交ぜて五六百人を呼出して仰やつたには、「積善の餘慶が此の平家には盡き果てて、今や積惡の餘殃が我々の身に及んで來た始末なので、神にも見離され、法皇樣にもお捨てられ申して、斯うして帝都を出て旅の空に漂泊する境遇となつた以上には、將來何の賴みとする事もあらう筈はないが、同じ樹の蔭に雨宿りをし合はせるのも前生からの深い縁であるといふし、一つ流れの水を手にすくうて飲むのも、やつぱり此の世ばかりの淺い縁ではないといふ事だ。それに、況してお前達は一時限り假に身を寄せてゐる食客といふわけではなく、親代々からの家來である。其の中には、親類あひの中で他人とは格別な關係の深い者もあれば、親代々深い恩を受けた者もある。皆曾て一門が繁昌して居た時には、其のお蔭で、一家の生計を立ててゐた人たちばかりなのだ。今此の場合になつて、昔の恩がへしをしないといふ事がどうしてあらう。だから斯うして、恐れ多くも、十善の天子が三種の神器をお持ちになつて在らせられる以上、どんな野の末山の奥までも、一同で行幸のお供を申上げて、どう成らうとも我が一家と飽くまで運命を共にするのが至當だと思ふが、どうだ、皆はさう思はないか」と、さう仰やると、老人も若い者も皆流れ落ちる涙を押さへて、「劣等な鳥や獸にも、恩を報じ德に報いる心はございます。まして人間の身として、どうしてそれ位の理窟を知らない者が御座いませう。中にも武士として弓箭を帶び馬上に行動する者の傳統的精神として、心の方向を二つにすることを恥辱とします。其の上

（1）下の弓張　下弦の事。弦とは月の形が其の一邊は曲線狀を呈し他の一邊は直線をなして、恰も弓の弦を張つた如く見えるからの稱呼。月が自轉して太陽と同一方向にある時が新月で、其後始めて太陽から九十度距れた時が上弦、更に進んで太陽と正反對の方向に來た時が滿月、其後又始めて太陽から九十度距れた時が下弦である。日でいふと舊曆の七八日が上弦、二十二三日頃が下弦に當る。

（2）鴛鴦の瓦　オシドリの形に模した瓦。李庾の東都賦に「鴛瓦鱗翠」とある。翠色の瓦である。昭和五年鳥居博士は遼の古都で、其

に、此の二十年餘りの間、妻子を扶養し、家來の世話をして遣る事が出來ましたのは、何と申しても主君の御恩でございます。ですから、此の日本國内はおろか、新羅、百濟、高麗、契丹、雲の果、海の果までも行幸のお供を申上げて、前途がどうあらうとも死生を共に致しませう」と、口口に聲を揃へて申したので、人々は皆頼もしさうに御覽になつた。

さる程に、平家は、福原の舊里にして一夜をぞ明かされける。折節秋の月は下の弓張(1)なり。深更空夜閑にして、旅寢の床の草枕、露も涙も爭ひて、只物のみぞ悲しき。何時歸るべしとも覺えねば、故入道相國のつくりおきたまへる福原の所々を見給ふに、春は花見の岡の御所、秋は月見の濱の御所、泉殿、松蔭殿、馬場殿、二階のさじき殿、雪見の御所、萱の御所、人々の舘ども、五條大納言國綱卿の承つて造進せられし里内裏、鴛鴦の瓦(2)玉の甃、いづれも〳〵三年が程に荒れはてゝ、舊苔道を塞ぎ、秋の草門を閉づ。瓦に松生ひ、垣に蔦茂れり。臺傾いて苔むせり、松風のみや通ふらむ。簾絶えて閨あらはなり、月影のみぞさし入りける。

新釋 さうかうする間に夜になつたので、平家は福原の舊京で、其の夜を明かされた。折柄秋の月は下弦の頃である。夜が更けて來ると空はヒッソリとして旅寢の床の枕にしてゐる草には露と涙とが爭うて置き、何かにつけて物悲しい心持ばかりがするのだつた。いつ又歸つて來られるか分らないからと思つて、亡くなられた入道太政大臣の造つて置かれ

破片を發見された。

(1)内裏　支那起原の熟字である。舊唐書の李輔國傳に「大家ハタゞ内裏ニ坐シ、外事ヲ老奴ノ處置ニ聽ク」とある。皇居、禁中の意である。

(2)主上　これも漢語である。韓非子揚搉篇に「主上用レ之、其國危亡」とある。人君を尊んでいふ。

(3)極浦　浦の果即ち陸地の盡くるところの海岸。

(4)半天　水天髣髴として相接するところ。

(5)在原のなにがし

た福原の方々を見てお廻りなると、春花見をする爲の岡の御所、秋月見をする爲の濱の御所、泉殿、松蔭殿、馬場殿、二階の棧敷殿、雪見の御所、萱の御所、人々の家々、さては又、五條大納言國綱卿が命ぜられて造進せられた里内裏、鴛鴦の形になつてゐる瓦や、玉を敷きつめたやうなペーブメントなど、どれも皆、たつた三年程の間に荒廢してしまつて、生へた苔が道一面を覆ひ、秋の草が門を鎖してゐる。又瓦にはシダが生へ、垣には蔦がまとひついて繁茂してゐる。樓臺は傾斜して苔が生へてゐる、其處には只松風ばかりが通ふことであらう。簾は斷ちきれて奥の間があけつぱなしに見えてゐる、其處には只月影がさし込んでゐるばかりであつた。

明けぬれば、福原の内裡(1)に火をかけて、主上(2)を初め參らせて、人々皆御船にめす。都を出し程こそなけれども、これも名殘はをしかりけり。海士の燒く藻の夕煙、尾上の鹿の曉の聲、渚々に寄する波の音、袖に宿かる月の影、千草にすだく蟋蟀のきり〴〵す、すべて目に見耳に觸るゝことの、一つとして哀を催し心を傷ましめずといふことなし。昨日は東關の麓に轡を並べて十萬餘騎、今日は西海の波の上に纜を解いて七千餘人、雲海沈々として、青天既に暮れなむとす。孤島に夕霧隔てゝ月海上に泛べり。極浦(3)の波を分け潮に引かれて行く船は、半天(4)の雲に遡る。日數經れば、都は山川程を隔てゝ、雲井の外にぞなりにける。遙々來ぬと思へども唯盡きせぬ物は涙なり。波の上に白き鳥の群れゐるを

見給ひては、かれならむ、在原の何がし(5)の隅田川にて言問ひけむ、(6)名も睦まじき(7)都鳥(8)かなとあはれなり。壽永二年七月廿五日に、平家都を落ちはてぬ。

【新釋】夜が明けると、福原の舊皇居には火をつけて、陛下を始め奉り、人々は何れも船にお乘りになる。京都を出た時ほ　の事はないが、此處を燒いて出るのも名殘が惜しかつた。附近の漁師が濱へ出て夕暮に藻草を燒いてゐる煙、高い山の峯の上で夜明方に鹿の啼いてゐる聲、波打際に打寄せてゐる波の音、袖に照つてゐる月の光、其の邊の草原に集まつて啼いてゐるキリギリス、すべて目に見えるものも、耳に聞こえる事も、何一つとして哀情を催し、センチメンタルな心持に誘はないものはない。昨日東國の關所の山麓で馬の轡を並べて前進したときには、平軍の兵力は十萬餘騎を算したものであつたが、今日西海の波の上に解纜して落ちて行く者は僅に七千餘人である。海上を見ると廣々とした海は沈々として靜に、今迄青々と見えてゐた空は既に暮れんとしてゐる。沖合の島には夕霧がかゝつて視界を限り、月は海上に浮かんで、此時遠い海の果の波を押分け、引潮に誘はれて行く舟は恰も中天の雲の上へ遡つて行くやうに見える。日數が立てば立つ程、都は山川の彼方に益々遠く隔てられて、到頭雲よりもあちらになつて了つた。あゝ遠くまで來たなと思ふにつけて、只盡させぬものは涙である。人々は、波の上に白い鳥の群飛してゐるのを御覽になつて、昔在原の業平が、隅田川で見て、我が思ふ人はありやなしやと尋ねた都鳥といふのはあれだらう、あゝ都といふ名を聞いただけでもなつかしい鳥だと、お思ひになるのもあはれな事である。壽永二年の七月二十五日、平家は此の日を以て全く都を落ちて了つたのであつた。

在原の業平のこと。

(6)言問ひけむ云々　古今集羇旅に武藏國と下總國との中にある隅田川に至りて云々しろき　のはしとあしと赤き川の邊に遊びけり京にはみえぬ鳥なりければ昔人見知らず渡守に是は何鳥ぞと問へば是なん都鳥といひけるをきゝてよめる在原業平朝臣名にしおはゞいざこと問はん都鳥わが思ふ人はありやなしやといふ歌を栽せてゐる。

(7)むつましき　懐かしき。

(8)都鳥　渉禽類に屬する體長一尺二三寸の梟大の鳥。元來海濱に住んで貝類や小魚を捕食してゐるが冬川へも飛んで來る。嘴直で長く楔形を成してゐる。橙黄赤色の美しい嘴を持つてゐる。翼は大きい方で尾は短い。色は頭と頸と背とが黒く、尾の元の方と腹とは白い。又趾は長大で後趾がない。

八の卷

一、山門御幸

壽永二年七月廿四日の夜半ばかり、法皇は按察使大納言資賢卿の子息、右馬頭資時ばかりを御供にて、竊に御所①を出でさせ給ひて、鞍馬の奥②へ御幸なる。寺僧共、「是は猶都近うて、惡しう候ひなむ」と申しければ、さらばとて、篠の峯③、藥王坂④などいふ、さがしき險難を凌がせ給ひて、横川⑤の解脱谷寂定坊へ入らせ在します。大衆起つて「東塔へこそ御幸はなるべけれ」と申しければ、東塔⑥の南谷圓融房御所になる。かゝりしかば、衆徒も武士も、皆圓融房を守護し奉る。法皇は仙洞を出でゝ天台山へ、主上は鳳闕を避けて西海へ、攝政殿は吉野の奥とかや。女院宮々は八幡、賀茂、嵯峨、太秦、西山、東山の片邊について、逃げ隱れさせ給ひけり。平家は落ちぬれど、源氏はいまだ入り代らず。既に此京は主なき里とぞなりにける。開闢⑦よりこのかた、かゝる事あるべしとも覺えず。聖德太子の未來記⑧にも、今日の事こそゆかしけれ。

---

(1)・御・所・　法住寺殿。

(2)・鞍・馬・の・奥・　京都市の北約三里丹波の國境京都府愛宕郡鞍馬村にある鞍馬山の山奥の意。其の半腹に有名な鞍馬寺がある。天台宗の寺で松尾山とも稱する。寶龜元年鑑眞の開基で延曆十五年藤原伊勢人が堂宇を建てた。

(3)・篠・の・峯・　不明。

(4)・藥・王・坂・　不明。

(5)・横・川・　比叡山三塔の一で西塔の東北三十町程の所にある。本院十四坊の別院五坊ある。解脫谷の寂定坊は其の一つである。

(6)東塔・これも比叡山三塔の一で最中心地區にある。所謂根本中堂のある一乘止觀院は此處にある。東塔とは東塔院の義でこゝに出てゐる南谷の外、無動寺谷、西谷、東北谷の五谷に分れ、坊舍總計四十六坊以上に上る。

(7)開闢・天地が開ける意。

(8)聖德太子の未來記・聖德太子が舊事本紀の外に、持統天皇以來末世代々の王業天下の治亂を記された金軸の秘書があつて、其中に未來を豫言した記事があつたのを、楠正成が大阪の四天王寺で披見したといふことが太平記の第六巻に出てゐる。鎌倉時代にそんな傳說があつたのであらう。

(1)當殿・現在の關白殿。

(2)近衛殿・近衛基通のこと。

新釋 壽永二年の七月二十四日の夜中頃に、法皇は按察使大納言資賢卿の令息の右馬の頭資時唯一人だけをお供に、ソッと法住寺御殿をお出になつて、鞍馬山の奥へ御潜幸になつた。しかし鞍馬寺の僧侶どもが、「こゝではまだ京都に近過ぎていけませんでせう」と申上げたので、それぢやアと云ふので、笹の峰だとか藥王坂だとかいふ嶮阻な難路をお凌ぎになつて、横川の解脱谷にある寂定坊へ入らせられた。それと聞くと大衆は直ぐに、團體行動を起して、一同で御前へ參つて、「東塔へ御幸になりましたが宜しうございませう」と申上げたので、改めて又東塔院の南谷にある圓融坊が臨時の御所になつた。かういふ次第であつたので衆徒も武士も皆圓融坊を御守護申上げた。斯うして法皇は仙洞御所をお出ましになつて天台山へいらせられるし、今上陛下は皇居をお立退きになつて西海へ行幸になつたし、攝政基通殿は吉野の奥とかへお入りに成つたとかいふ事で、御銘々が散り散りバラバラである。女院や宮樣方は、八幡、賀茂　嵯峨、太秦、西山、東山など京都郊外の片田舍へ逃げたり避難されたりした。京都市內では、平家は既に總退却をして了つたが、源氏はまだ代つて入城せず、今や帝京は支配者のない無警察の土地となつた。天地が開けて日本の國が出來て以來、こんな事があらうとも思はれない。聖德太子の未來記にも今日の事を何と書いてあるか見たいものである。

さる程に、法皇天台山に渡らせ給ふと聞えしかば、御迎に馳せ參らせ給ふ人々、其比の入道殿とは前關白松殿、當殿(1)とは近衛殿(2)、太政大臣、左右の大臣、內大臣、大納言、中納言、宰相、三位、四位、五位の殿上人、すべて世に人と算へられ、官加階に望をかけ、所帶所職を帶する程の人の、一人も洩るゝはなかりけり。

圓融房には餘に人多く參り集ひて、堂上堂下、門外門內、ひまはざまも無うぞみち〳〵たる。山門の繁昌門跡の面目とこそ見えたりけれ。

【新譯】其のうちに、法皇が天台山においでになるといふことが知れたので、お迎の爲に馳けつけておいでに成る方々には、其の時分の入道殿と申上げたのは前關白の松殿、現任の關白職とは近衛基通殿、太政大臣の師長、左大臣の經宗、右大臣の兼實、內大臣の實定、大納言の忠親、中納言の實宗、長方、參議の通親、泰通其の他の人々、三位、四位、五位の殿上人たちまでも、凡そ世間知名の人で、官位昇進を望み、何等かの所領を持ち任務を帯びてゐる程の人で一人として洩れる者はなかつた。圓融坊ではあんまり大勢參集したので、堂の上も下も、門の外も內も、何處に一つ隙間もわれ目もない程に人で一ぱいに成つた。正にこれ比叡山の繁昌、門跡の面目であると見受けられた。

同じき廿八日、法皇都へ還御(1)なる。木曾五萬餘騎で守護し奉る。近江源氏山本の冠者義高(2)、白旗差いて(3)先陣に供奉す。此廿餘年見ざりつる白旗の、今日始めて都へ入る。珍しかりし見物なり。十郎藏人行家、數千騎で宇治橋を渡つて都へ入る。陸奥の新判官義康が子矢田の判官代義淸、大江山を經て上洛す。又攝津國河內の源氏等同心して、同じう都へ亂れ入る。凡京中には、源氏の勢充ち滿ちたり。

【新譯】其の二十八日に、法皇は又京都へお還りになる。木曾義仲が五萬餘騎で之を御守護

(1)二十八日法皇還御　百錬抄には、二十七日還御とある。尤も其の日は御歸忌日のため、蓮華王院に御着あらせられたのである。

(2)山本の冠者義高　山本義高は賴義には五代の孫山本義經の四男である。

(3)白旗差いて云々　此頃家々の旗は竿に差して立てたのであつて軍人中に旗さしといふ特殊の名目も見える。

旗の差方は鎧の背部にガッタリといふ金物があつてそれに受筒といふ物を差し込み、その受筒の中には丸い穴があつてそれへ旗棹を差しこむのである。

(1)勘解由小路の中納言經房　經房は中宮亮藤原光房の二男である。壽永二年には參議從三位左大辨近江權守で、まだ中納言ではない。權中納言になつたのは翌元暦元年の九月十八日である。

(2)實家　鎌足十六代の孫、右大臣公能の次男で、德大寺左大臣經宗の弟である。

申し上げ、近江源氏の山本の冠者義高は、白旗をさして先登をつとめた。此の二十年餘り見たことの無かつた白旗が、今日始めて都へ入るのは、珍しい見物であつた。十郎藏人行家は、數千騎を率ゐて宇治橋を渡つて都へ入つた。陸奥の新判官義康の子の矢田の判官代義清も、大江山を經由して京都へ上つた。又攝津や河内の國々の源氏等も申合はせて、同じやうに都へ亂入した。凡そ京都の市中には源氏の兵隊が一ぱいに成つてゐる。

評論　長い間不遇の地にあつた諸國の源氏殊に曾ては平軍に一蹴されて一縮になつた近江河内の源氏が時を得顔に肩で風を切つて亂れ入つて來る光景が目前に見えるやうである。そしてこれが又德川幕府の末期に於ての薩長兵の入京を思はせ、江戸に於ける金ぎれの横行を思はせる。「勝テバ是官軍負クレバ是賊」正にこれ何人も笑ふことの出來ない嚴肅な滑稽劇である。此の日に先立つ僅に一週間、廿一日の日には、新三位中將資盛以下三千餘騎が、逆徒たる義仲の追討使として宇治に向つてゐるのである。

勘解由小路中納言經房(1)の卿、檢非違使の別當左衞門督實家(2)兩人、院の殿上の簀子に候ひて、義仲行家を召す。木曾其日の裝束には、赤地の錦の直垂に唐綾縅(3)の鎧着て、いかものづくりの太刀を佩き、二十四さいたるきりふの矢負ひ、滋籐の弓脇に挾み、兜をば脫いで高紐に懸け、跪いてぞ候ひける。十郎藏人行家は、紺地の錦の直垂に、黑糸縅の鎧着て、黑漆の太刀を佩き、二十四さいたる大中黑(4)の矢負ひ　塗籠籐の弓脇に挾み、是も兜を脫いで高紐にかけ、畏まつてぞ候ひける　前内大臣宗盛公を初として平家の一族皆追討すべき由仰せ下さる。兩

(3)唐綾縅　唐から舶來した綾絲でをどした鎧である。
(4)大中黑の矢　上下を白い羽、中央部を黄色の羽で矧いだ矢。
(5)大膳大夫成忠　大江廣元の子である。鎌足から十六代の末孫備中守忠兼の養子となつた。
(6)賀陽の御所　萱の御所ともある。

(1)西國へ仰せ下されけれども　云々　參議左中將加賀權守正三位藤原貞能卿から御教書を遣して、平大納言時忠の許へ仰せ下されたのであるといふが事實不明である。後日平家の

人庭上に畏り、承つて罷り出づ。各宿所なきよしを奏聞す。木曾は、大膳大夫成忠(5)が宿所六條西洞院をくださる。十郎藏人行家は、法住寺殿の南殿と申す賀陽の御所(6)をぞ賜はりける。

新釋　此の夜、勘解由の小路の中納言經房の卿と檢非違使の別當兼左衛門の督の實家との二人が蓮華王院の御所の殿上の簀子に伺候して、義仲と行家とをお召しになる。木曾義仲の其の日の服裝は赤地の錦の直垂に、唐綾縅の鎧を着用し、いかもの作りの太刀を佩び、背中には切斑の矢を二十四本さし込んだ箙を負ひ、滋籐の弓を脇に挾み、兜は脫いで高紐にかけ、跪いて參候した。又十郎藏人行家は、紺地の錦の直垂に、黑絲縅の鎧を着て黑塗鞘の太刀を佩び、大中黑の矢を二十四本挿した箙を背負ひ、籐ごと漆塗りにした弓を脇に挾み、これも兜は脫いで高紐にかけ、禮儀を正して參候した。此時兩人に改めて平家の一族を悉く追討せよとの御命令を下されると、兩人は畏まつて拜承して退出した。何れも宿所が無い由を奏聞したので、木曾には大膳大夫成忠の宿所たる六條西ノ洞院の邸宅を下され十郎藏人行家には、法住寺殿の南殿と呼ばれる賀陽の御所を下された。

主上、外戚の平家にとらはれさせたまひて、西海の波の上に漂はせ給ふことを法皇斜ならず御歎あつて、主上並に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由、西國へ仰せ下され(1)けれども、平家用ゐ奉らず。高倉院(2)の皇子は、主上の外三所おはしましき。中にも二の宮(3)をば、儲君にし奉らむとて、平家取り奉つ

つて、西國へ落ち下りぬ。三四は都にましましけり。八月五日、法皇、此宮だち迎へ寄せ參らせ給ひて、先づ三の宮(4)の五歳にならせまし〳〵けるを、法皇「あれはいかに」と仰せければ、法皇を見參らせ給ひて、大にむつからせ給ふ間、「疾う〳〵」とて出し參らせ給ひけり。其後、四の宮(5)の四歳にならせ坐しけるを、法皇「あれはいかに」と仰せければ、やがて法皇の御膝の上に參らさせ給ひて、斜ならず懷しげにてぞまし〳〵ける。法皇御涙を流させ給ひて、「實にもすゞろ(6)ならむ者の、此老法師を見て爭でか懷しげには思ふべき。是ぞ實のわが孫にておはします。故院の幼生に少しも違はせ給はぬものかな。是程の忘れがたみを今まで御覽ぜられざりつる事よ」とて、御涙せきあへさせ給はず。淨土寺の二位殿(7)其時は未丹後殿とて御前に候はれけるが、「さて御位は此宮にてこそ渡らせ給ひ候はめなう」と申されたりければ、法皇、「子細にや」とぞ仰せける。内々御占(8)のありしにも、四の宮位につかせ給はゞ百王までも日本國の御あるじたるべし、とぞ勘へ申しける。

新釋 法皇は、今上陛下が外戚の平家におつかまりになつて西海の波の上に漂うておいでになることを非常にお歎きになつて、天皇と三種の神器とを御無事に都へお歸らせ申すやうにと西國へ御諭告をお下しになつたが、平家は從ひ奉らなかつた。前代高倉天皇の皇子

一門が殿上の簡を削られた時にも時忠父子だけは削られなかつた。それは前記の事を行はしめんがためだつたと見えた。

(2)高倉院・高倉天皇

(3)二ノ宮・守貞親王

(4)三ノ宮・惟明親王

(5)四ノ宮・後鳥羽天皇のこと。尊成親王と申上げた。

(6)すゞろ・漫の字を當てる。こゝは深い關係もないものの意。

(7)淨土寺の二位殿・丹後局。百練抄壽永元年十二月四日の條に院女房丹後局淨土寺堂供養とある人である。僧章尋の娘で高階榮子といひ、嫁して平業房夫人となつたが後、後白河院に仕へて御寵愛を受け從二位に叙せられて棄ら淨土寺に居た。淨土寺は京都郊外鹿ケ谷の北にある寺。

(8)内々御卜・山槐記

は今上陛下の外にお三方おいでになつたが其中でも第二皇子を、皇太子におさせ申さうさいふので、平家がお奪ひ取り申して西國へ落ちて行つて了つた。三の宮さ四の宮とだけは京都に殘つておいでになつた。八月五日、法皇は此の宮たちをお呼び迎へ申されて、先づ今年五つに成らせられた三の宮の守貞親王を「其處にゐられるのは、誰ぢやな」さ仰せられるさ、三の宮は法皇をお見上げ申されて大層お泣きになつたので、「早くあちらへつれておいで」と云つてお出し申された。それから今度は、お四つに成らせられた四の宮の尊成親王を、「其處にゐられるのは、ごなたぢやな」さ仰せられると、直ぐチヨコチヨコと法皇の方へ駈けておいでに成つて、法皇のお膝の上へお抱かれになつて、非常に懷かしさうにニコニコしていらつした。法皇は思はず御落涙になつて、「實際何の緣もない者が、此の年寄坊主を見てごうして懷かしいと思ふものか。此の宮こそ朕の本當の孫でいらせられる。それにしても亡くなられた高倉院の少年時代によくまアこんなに似てゐられるものぢやな。これ程の生き形見を今まで見なかつたのが殘念だ」さ仰しやつて、流れる涙をさめられないでいらつしやる。淨土寺の二位殿が其の時はまだ丹後殿さいつて、法皇の御前におつき申してゐられたが、「そ　で御即位は此の宮樣でいらつしやいませうれ」と申されるさ、法皇は「勿論だ」と仰せられた。內々お立てさせになつた御卜にも、四の宮が御即位になつたら、百代二百代の後までも引續いて日本國の天皇に成らせられませうと判定した。

御母儀は(1)、七條の修理の太夫信隆(2)の卿の御女なり。中宮の御方に宮仕へ給ひしを、主上に常は召され參らせける程に、宮數多出來參らせ給ひけり。この信隆の卿は、御女多く在しましければ、何れにても女御　后に立て參らせたく思はれけ

によると此の時神祇官でも寮でも御卜が三回まで行はれてゐる。そして第一回には兄宮を吉とした。が第二回目には四ノ宮が第一大吉といふことに成つてゐる。

(1)御母儀　七條院殖子。建久元年四月院號を送られた。

(2)七條の修理の太夫信隆　關白藤原道隆の

三子、隆家の系統で中納言兼大宰帥藤原經忠の孫、入道右京太夫信輔の長男、高倉天皇の承安元年十二月四日、四十六で修理太夫になつた。七條坊門に住んでゐたから七條坊門信隆とも云つた。後鳥羽天皇の外祖として左大臣を贈られた。

(1)能圓法印・・・二位殿即ち平時子の兄で平大納言とは腹ちがひの兄弟である。

るが、人の家に白い鷄を千飼ひつれば、其家に必ず后の出で來、といふことのあればとて、鷄の白きを千揃へて飼はれたりける故にや この御女、皇子數多うみ參らせ給ひけり。信隆の卿も内々嬉しく思はれけれども、或は平家にも恐をなし、或は中宮を憚り奉つて、もてなし奉る事もなかりしを、入道相國の北の方八條の二位殿、「よし〳〵、苦しかるまじ。我育て參らせて、儲君にし奉らむ」とて、御乳母數多附けて、もてなし參らせ給ひけり

新釋 此の宮の御母君は、七條の修理の太夫信隆卿の息女である。中宮の御方に御奉公申されてゐたのを、常住陛下のお召しに預つてゐるうちに、宮樣が大勢お出來になつた。此の信隆卿には姬君が大勢おいでになつたので、其の中のどなたでも女御かお后にお立て申したいと思つておいでに成つたが、人家で白色の鷄を千羽飼養すると、其家から必ず后妃が出るといふ傳説があるからといふので 鷄の白いのを千羽揃へて飼はれたせいか、此の姬君は皇子を大勢お産み申された。それで信隆の卿も内心嬉しくは思はれたが、一つには平家に對して遠慮し、一つには又中宮の思召を憚り奉つて、公然とはお世話もなさらなかつたのを、入道前太政大臣夫人の八條の二位殿が引受けて、「いゝよいゝよ、差支はないだらう。私がお育て申して皇太子におさせ申さう」と云つて、お守役を大勢つけて御後見申させられた。

中にも四の宮は、二位殿の御せうと、法勝寺の執行能圓法印(1)の養君にてぞまし〳〵ける。然るを能圓法印、平家に具せられて、宮をも女房をも京都に捨ておき、

西海へ落ち下られたりけるが、法印、西國より人を上せ、「宮いざなひ參らせて、急ぎ下り給へ」と申し上げられたりければ、北の方斜ならずに悦び、宮誘ひ參らせて、西七條(2)まで出でられたりけるを、女房の兄、紀の守範光(3)、「是は物のつきて狂ひ給ふか。此宮の御運は、只今開けさせ給はむずるものを」とて、取り止め奉つたりける次の日ぞ、法皇より御迎の御車は參つたりけるとかや。何ごとも然るべき事とは申しながら、紀伊守範光は、四の宮の御爲には、さしも奉公の人とぞ見えし。されども其忠をも思し召しよらざりけるにや、空しう年月を送りけるが、ある時範光、もしやと二首の歌を詠んで、禁中に落書をぞしたりける。

　一聲は思ひ出てなけほとゝぎすおいその森の夜半のむかしを

　籠のうちもなほうらやまし山がらの身のほどかくす夕顔のやど

主上(4)此由聞し召して、「是程の事を今まで思し召し寄らざりけるこそ返す〴〵もおろかなれ」とて、やがて朝恩蒙つて、正三位に叙せられけるとぞ聞えし。

新釋　其の大勢の皇子の中でも四の宮は　二位殿の御兄君で法勝寺の執行でいらつしやる能圓法印が預つて御養育申されたお方であつた。ところが法師は平家につれられて、四の宮をも自分の妻をも京都に捨て置いたまゝで西海へ落ち下つて行かれたが、其後西國から使の人を上京させて、「宮をおつれ申して急いで下つておいでなさい」と申されたので、夫人は大喜びで、早速宮をお誘ひ申して、既に七條の西の町はづれまで逃げられたのを、夫人の兄

(2)**西の七條**　七條の西の北はづれ。

(3)**紀の守範光**　能圓法印夫人範子の兄で、刑部卿範兼の子である。(土御門天皇の建仁元年(一八六一)一月二十九日從三位に叙せられてゐる。壽永二年三年(一八四三—一八四四)頃に紀伊守だつた事は事實であるが、「一聲は」の歌は新古今集の詞書に依ると、「夏歌の中に、民部卿範光」とある。範光の民部卿任官は元文二年(一八六五)正月十九日で承元元年(一八六七)三月出家、まで在官してゐるから、其の間の詠とすれば其の頃は既に從三位時代である。

(4)**主上**　後鳥羽天皇を申す。御即位後の御事を筆の序に爰に書いたのである。

君に當る紀伊守範光が驚いて馳けつけて行つて、「これはまア、何か憑き物にでもつかれて氣が違つたんですか、此の宮の御運は今直ぐにもお開けに成るところですのに」と云てお引止め申された其の直ぐ翌日に、法皇からのお迎の御車が參つたのだとかいふ事である。何事も最初からさうなる筈の約束事とは申しながら、此の紀伊守範光は、四の宮の御爲には、此の上もない御奉公をした人であると思はれた。しかし此の男が忠誠を盡したことにはお氣がつかなかつたのか、御即位後別に何の御沙汰もなく、空しく月日がたつたが、或る時に範光は、若しやと思つて二首の歌を詠んで、宮中に落書をした。

　一聲は思ひ出て泣けほとゝぎすおいその森の夜半の昔を

　籠のうちもなほ羨まし山がらの身の程かくす夕顔の宿

陛下には此の事をお聞きになつて、これ程の忠効があつたのに、今まで氣がつかなかつたのはかへすがへすも殘念だつたと仰しやつて、直ぐに御恩典にあづかつて、正三位に敍せられたといふ事である。

一、那都羅

同じき十日の日、木曾、左馬頭(1)になつて越後國を賜はる。其上、朝日將軍といふ院宣をぞ下されける。十郎藏人、備後守になつて備後國を賜はる。木曾、越後を嫌へば、伊豫をたぶ。藏人備後を嫌へば、備前を賜はる。其外源氏十餘人、受領、撿非違使、靭負尉、兵衛の尉にぞなされける。同じき十六日、前内大臣宗盛公以下、平家の一族百六十人が官職を停めて、殿上の御簡を削らる(2)。其中に平大納言時忠卿、内藏頭信基、讃岐中將時實、父子三人をば削られず。其故は、主上並に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉れと、時忠卿の許へ度々仰せ下されけるに由つてなり。

新譯　其の十日の日に、木曾義仲は左馬の頭になつて越後の國を其の領地に賜はつた上に朝日の將軍といふ院宣をも下された。又十郎藏人は備後ノ守になつて、備後ノ國を賜はつた。しかし木曾は越後の國を嫌つたので改めて伊豫ノ國を賜はり、十郎藏人は備後を嫌つたので其の代りに備前を賜はつた。其の外にも十人餘の源氏が、それぞれ國司、檢非違使、靭負の尉、兵衛の尉にせられた。同じ月の十六日には、前の内大臣宗盛公以下、平家の一族百六十人の停職處分をして、殿上の間の日給の簡から其の名を削除された。但し其のう

(1)木曾、左馬頭　玉海に據ると、八月十日義仲は從五位下左馬頭越後守、行家は從五位下、備後守に叙任されたが、行家は義仲の賞と懸隔してゐると云つて賞典に不平を唱へ、忿怒したので、叙日は延引され、十六日に改めて任官されたらしい。

(2)殿上の御簡を削らる。殿上とは宮中にあつて、公卿の參着する所である。簡は其所にある公卿等の名籍で、之を削らるとは勅勘に依つて除名せられて出仕を得ず、又國司を兼める者は任國をも召放されることである。

ちで、大納言平時忠卿、內藏の頭の信基、讃岐の中將時實の親子三人だけは特に除名されなかつた。其の理由は、天皇並に三種の神器を御無事に都へお歸らせ申上げるやうにと、度々時忠卿のところへ仰せ下されたからの事である。

明くる十七日、平家は、筑前國三笠郡太宰府にこそ着き給へ。菊地二郎高直は、都より平家の御供に候ひけるが、大津山の關(1)開けて參らせむとて、肥後國に打ち越え、己れが城(2)に引き籠つて、召せども／＼參らず。其外九州二島の者共、皆參るべき由の御領掌をば申しながら、一人も參らず。當時は岩戸の諸卿大藏の種直(3)ばかりぞ候ひける。同じき十八日、平家安樂寺(4)に參り、終夜歌詠み 連歌(5)して、宮仕へ給ひしに、中にも本三位の中將重衡の卿、

　住みなれしふるき都のこひしさは神もむかしにおもひ知るらむ

人々實に哀に覺えて、皆袖をぞぬらされける。

【通釋】翌十七日、平家は筑前ノ國三笠ノ郡の太宰府にお著きになつた。菊池の次郎高直は京都から平家のお供をして來たが、大津山の關所をあけてお上げ申さうと云つて、肥後の國に越えて、自分の居城に引つこもつたきり、幾ら呼んでも呼んでも、參らなかつた。其の外九州及壹岐對馬二島の武士たちも皆お味方に參りますといふ承諾の意思を表示してゐながら、唯の一人も參らなかつた。今のところでは、只岩戸にゐる太宰の少貳の大藏種直だけが參候してゐた。其の十八日、平家は安樂寺の菅公廟に參詣して、一晩中、歌を詠ん

(1)大津山の關　熊本縣玉名郡と福岡縣山門郡との境界にあつた關。古くは又、松風の關とも云つた。

(2)已が城　菊地の二郎高直自身の居城である。熊本縣菊池郡菊地村大字深川に、祖先則隆以後十五代武光まで居たといふ菊ノ城址が殘存してゐる。

(3)岩戸の諸卿大藏種直。少貳種直のこと。岩戸は地名で、今福岡縣筑紫郡岩戸村の名が殘つてゐる。巨岩に彫つた大日如來像があるので名高い。少貳は太宰少貳のこと。隨つて諸卿は少卿の誤だらうといふ說がある。

(4)安樂寺。太宰府天滿宮の傍にあつた寺。

だり、連歌をしたりして、神に對するサーヴィスをされたが、其の中でも本三位の中將重衡卿は

住みなれしふるき都の戀しさは神も昔に思ひ知るらむ

とお詠み出しになつた。人々は如何にも心から感動されて、皆涙に袖をぬらされた。

同じき二十日の日、都には法皇の宣命(1)にて、四の宮、閑院殿にて位に即かせ給ふ。攝政は、元の攝政近衛殿替らせ給はず。頭や藏人任じおいて、人々皆退出せられけり。三の宮の御乳母、泣き悲しみ後悔すれどもかひぞなき。天に二つの日なし(2)、國に二人の王なしとは申せども、平家の惡行に因つてこそ、京、田舍に二人の王はまし〳〵けれ。

新釋 同じ月の二十日の日、京都では法皇の宣命によつて、四ノ宮が閑院御殿で御踐祚遊ばされる。攝政は元通り近衛基通殿が相變らず御留任で、新に藏人頭や藏人を御任命になつて置いて、一同御退出になつた。三ノ宮のお守役は泣き悲んで後悔したが、今更何とも仕方もない。「天に二日無し、國に二王なし」とは昔から云ふ事であるが、平家の惡行ひのために、此の時は京都と田舍とに二人の國王が在しましたのであつた。

昔、文德天皇、天安二年八月廿三日隱れさせ給ひぬ。御子の宮達數多、御位に望をかけてまし〳〵ければ、內々御祈どもありけり。一の御子惟喬親王(1)をば、木原の皇子とも申しき。王者の才量を御心にかけ、四海の安危(2)を掌の中に照らし、

菅公は曾て此處に宿してゐたといふ因緣で、後に菅公廟になつた。

(5)連歌・・一首の歌を上下兩句に分つて甲者の詠んだ上句をつぎ乙者が下句を詠み續ける一種の文學遊戲。

(1)宣命・・國文で書かれた詔勅である。立后、立太子、神事、改元等の時に發せられるのを慣例とした。其の書き方に一種の定式があつて、祝詞風に漢字と萬葉假名とを混用した。之を宣命書きと稱する。

(2)天に二つの日なし・・・・・・・・「天ニ二日無シ、土ニ二王無シ」禮記の曾子問篇に出てゐる孔子の句である。又孟子には「天ニ二日無シ、民ニ二王無シ」大戴記には、「天ニ二日無シ、國ニ二君無シ」とある。

(1)惟喬親王・・小野宮、水無瀨宮、木原親王とも申上げた。文德天皇の第一皇子として紀虎

雄の女靜子の御腹に生れさせられた。天皇御寵愛深く、清和天皇が當時皇太子として御幼年であらせられたので、御年長ぜさせ給ふまで此の親王を御位につけようと思召されたが、逐に藤原良房を憚つて其の事は行はれなかつた。しかし御位争の事は牽強附會の妄談である。その心して見るべきである。

（2）四海の安危云々・・・・・・白樂天の百錬鏡にある詩の句。「四海安危居二掌內一、百王理亂懸二心中一、乃知天子別有レ鏡、不二是揚州百錬銅一」

（3）惟仁親王・・・・文德天皇の第二皇子。此の親王の御生誕は文德天皇の嘉祥三年三月で、其の十一月に皇太子に立たれ、九才で即位された。

（4）忠仁公・・・藤原良房のことである。しかし嘉祥三年には右大臣

百王の理亂を御心にかけ給へり。されば賢聖の名をも取らせまし〳〵ぬべき君なりと見え給へり。一の宮惟仁の親王(3)は、其頃の執柄忠仁公(4)の御女、染殿の后(5)の御腹なり。一門の公卿列してもてなし奉らせ給ひしかば、是も亦さしおき難き御事なり。彼は守文けいてい(6)の器量あり、此は萬機輔佐の臣相あり。彼も是も痛はしくて、何れも思し召し煩はれき。一の皇子惟喬の親王家の御祈には、柿本の紀僧正眞濟(7)とて、東寺の一の長者、弘法大師の御弟子なり。二の宮惟仁親王家の御祈には、外祖忠仁公の御持僧、比叡山の惠亮和尚(8)ぞ承られける。何れも劣らぬ高僧達なり、頓に事ゆき難う(9)やあらむずらむと、人々内々私語きあはれけり。按の如く帝(10)崩れさせ給ひしかば、公卿僉議ありけり。「抑も臣等が慮を以て、撰むで位に卽け奉らむ事、用捨私あるに似たり。萬人唇を反すべし。如かず、競馬、相撲の節を遂げ、その運を知り、雌雄によつて、寶祚を授け奉るべし」と、議定畢んぬ。

新釋 昔、文德天皇は天安二年八月二十三日におかくれになつた。御子の宮様方が大勢皆皇位を望んでおいでに成つたから、内々御祈禱などをおさせになつた。第一皇子の惟喬親王は木原ノ皇子とも申上げた。王者としての御才分を豊富に御胸中に蓄へさせ給ひ、白樂天の文句ではないが「四海ノ安危ハ掌ノ内ニ居リ、百王ノ理亂」を御心中に懸けさせられ

大將であつた。太政大臣になつたのは、文德天皇の齊衡四年で、天安二年の文德天皇の崩後に攝政となつた。

(5)染殿の后。藤原良房の女明子。京都市正親町の南京極の西にあつた太政大臣藤原良房の邸宅即ち染殿を御所としていらせられたから染殿の后と云つた。文德天皇の皇后。清和帝の即位後皇太夫人と呼ばれ貞觀六年皇太后、元慶六年陽成天皇によつて太皇太后の尊號を受けられた。

(6)守文繼體。史記外戚傳に「帝王及繼體守文之君、非ニ獨內德茂一也、蓋亦有ニ外戚之助一」とある。文は法文の意で、先君の法文を守つて之が承繼者たることをいふ。

(7)柿本の紀僧正眞濟。孝元天皇の二十三代の孫紀御國卿の次男である。延暦十九年に生れた、空海の法弟となつて密

てゐる。さういふわけだから、此お方が天位にお即きになつたら天晴賢士の名を天下にお歌はれになる君と拜された。又第二の宮の惟仁親王は、其の頃の執政者たる忠仁公藤原良房の御息女、染殿の后とお呼ばれになつたお方のお腹である。一門の公卿が協力して御後援申されたから、これも亦捨てゝは置かれない御事である。あちらは先王の法制を守つて立派にお世嗣とならせられる御器量のあるお方であるし、こちらは萬機を御輔佐申上げる大臣宰相の後援がある。どれもこれも捨てるのはいたはしいので、聖上はどうしたものかと御思案にお困りになつた。此の時第一皇子惟喬親王御一家の御祈禱を承つたのは、柿の本の紀僧正眞濟と云つて、東寺第一の長老で、弘法大師の御弟子である。又、第二ノ宮惟仁親王御一家の御祈禱僧は、外祖父たる忠仁公の護持僧である叡山の慧亮和尚が承られた。どちらも優劣のない高僧たちであるから、これは一寸急に事が片づくまいと、人々は內々で囁き合はれた。案の如く未決定のうちに御父帝が崩御なつたので、公卿たちは會議を開いて此の事を評議された。そしてその結果、「一體我々臣下の者の考として、御人才を選んで位にお即け申したのでは、其の間に私意を疑はれる餘地があるから、きつとあとで輿論の非難を受けるだらう。それよりは競馬とか相撲とかの節會を行うて、運を天に任せて其の勝負によつて皇位をお授け申したがよからう」といふことに決定された。

さる程に、同じき九月二日の日、二人の宮達、右近の馬場⑪へ行啓ありけり。こゝに王公卿相、玉の轡を並べ、花の袂をよそほひ、雲の如くに重なり、星の如くにつらなり給へり。是希代の勝事、天下の壯觀、日頃心を寄せ奉りし月卿雲客、兩方に引き別つて、手を握り、心をくだき給へり。御祈の高僧達、何れ疎略あ

法を受け、高尾に修行すること十二年、仁明天皇の時に内供奉となり、文德帝の時僧正となつた。貞觀二年六十一で死んだが、嘗て慧亮法師と驗を爭つて敗れて、以來快々として樂まず、仁壽帝の昇遐後志を失したといふことが傳記に見えてゐる。

(8)慧亮和尚　比叡山の僧、慈覺の法弟である。

(9)事ゆき難う　事のはかどらないのをいふ

(10)帝　文德天皇。

(11)右近の馬場　今の京都北野天滿宮の東南上京區一條北大宮通にあつた競馬場。昔は毎年五月近衛の官人等によつて競馬が行はれた。

(12)眞言院　宮中の内道場のこと。弘法大師が、嵯峨天皇に奏聞の結果、大唐の内道場に准じて元の勘解由使の廳舍を以て眞言院とし、

らむや。眞濟僧正は東寺に壇を立て、惠亮和尚は大内の眞言院⑿に壇を立て、祈られけるが、惠亮は亡せたりといふ披露をなさば、眞濟僧正少したゆむ心もやおはすらむとて、惠亮は亡せたりといふ披露をなして、肝膽を碎いて祈られけり。

既に十番の競馬はじまる。初四番は、一の御子惟喬の親王家勝たせ給ふ。後六番は、二宮惟仁親王家勝たせ給ふ。軈て相撲の節あるべしとて、一の御子惟喬親王家よりは、那都羅⒀の右兵衛督とて、凡六十人が力顯したるゆゝしき人を出されたり。二の宮惟仁の親王家よりは、善雄の少將とて、背小さう、たへにして、片手に合ふべしとも見えぬ人、御夢相の御告ありとて、申しこひてぞ出られける。さる程に那都羅・善雄寄り合ひて、ひし／＼とつまどりして退きにけり。暫くあつて那都羅つと寄り、善雄を取つて捧げ、二丈ばかりぞ投げ上げたる。たゞ直つて倒れず、善雄又つと寄り、那都羅を取つて伏せむとす。然れども那都羅は大の男嵩にまはる。善雄猶あぶなう見えければ、御母儀染殿の后より、御使櫛の歯の如くに繋う走り重なつて、「御方既に負けいろに見ゆ。如何がせむ」と仰せければ、惠亮和尚は大威德の法⒁を行はれけるが、こは心憂き事なりとて、獨鈷⒂を以て首を突き破り、腦をくだき、乳に和して護摩に燒き、黑煙を立てゝ一もみ揉まれたりければ、善雄相撲に勝ちにけり。

毎年正月、國土安穩五穀豐饒の御祈禱をするところとした。

(13)那・都・羅・紀名虎の事。有・常・の・父である。

(14)大・威・德・の・法・一切の悪毒龍を摧伏するといふ忿怒尊で、眞言密敎でいふ五大尊明王の一である大威德明王を本尊として修する法。

(15)獨・鈷・金剛杵の一種、眞言密敎で使ふ鐵又は銅製の修法の具で其の兩端が割れてゐないもの。即ち單獨なもの。

新釋 其のうちに九月二日になると、お二人の宮たちは右近の馬場へ行啓された。そこで此の日右近の馬場には、王公や卿相が何れも皆立派な轡をつけた馬首を並べ、美しい着物を着飾つて雲のやうに重なり合ひ、星のやうに居並ばれた。こんな事は世の中の珍しい大したお催で、實に天下の壯觀である。常からそれそれの宮に御贔屓申上げた公卿や殿上人は兩方に別れて、拳を握り氣を揉んで勝負に注意してゐられた。御祈禱を頼まれた高僧たちは、どちらも疎略があらう筈はない。眞濟僧正の方は東寺に護摩壇を立てるし、慧亮和尙は宮中の眞言院に同じく壇を設けて祈られたが、慧亮は自分が死んだといふ風評をさせたら眞濟僧正も少しは油斷するかも知れないと思つて、慧亮は死んだと專ら言ひふらさせておいて實は精神を盡して祈られた。競馬場では既に十回勝負の競馬が開始されてゐた。最初の四回までは第一皇子惟喬親王御一家の方がお勝ちになつたが、あと六回の勝負では第二皇子惟仁親王家の方がお勝ちになつた。直ぐに今度は相撲の勝負があるといふので、第一皇子惟喬親王家の方からは那都羅の右兵衞の督と云つて、凡そ六十人力があるといふスバラしい人を出された。之に對して第二皇子惟仁親王家からは、善雄の少將といつて背の低い、弱々とした、片手相手にも足りないやうな人が、夢のお告を被つたといつて、自分の方から進んで引受けて出られた。其のうちに勝負になると、那都羅と善雄との兩力士は、互に寄合うて四つに組んだが、少し組合つてつまどりをして互に引解いて退いた。そして暫くは呼吸を計つてゐたが、那都羅から立つて、つゝと寄つたかと思ふと、善雄のミツを取つてウンと持上げて二丈ばかりも投げ上げた。が、善雄は立直つて倒れず、今度は自分の方からつゝと寄つて、那都羅を押伏せようとした。しかし那都羅は大の男である

から、嵩にかけて押潰さうとした。これでは善雄にもう勝味がないと見えたので、二ノ宮の御母君の染殿の后は、お氣がお氣でなく、祈禱僧のところへのお使がまるで櫛の齒を引くやうに頻繁に走り重なつて行つて、「御方はもう負けさうです、どうしませう」と、再々危急を報じた。此の時惠亮和尙は大威德の法を行うてゐられたが、其の報告を聞いて、これは面白くない事だと、持つてゐた獨鈷で自分の頭を打破つて、腦を碎いてドロドロにしてそれを護摩に燒いて、濛々と黑煙を立てつゝ一揉み揉んで祈禱されると、其の呪力が利いたか、果して善雄は相撲に勝つた。

二の宮位に即かせ給ふ。淸和の帝これなり。後には水の尾の天皇(1)とも申しき。それよりして山門には、聊のことにも、「惠亮腦を碎けば、二弟位につき、尊意(2)智劍を振つしかば、菅丞納受し給ふ」とも傳へたり。是のみや法力にてもありけむ、其外は皆天照大神の御はからひなりとぞ見えたりける。

新釋 そこで第二皇子が御卽位遊ばされた。それが淸和天皇であらせられる。後になつては水ノ尾の天皇とも申上げた。それ以來、比叡山では何か一寸した事があると、「我が比叡山では、惠亮が腦を碎いたら第二皇子が御卽位遊ばされ、尊意が智慧の劍を振つたら菅丞相も納受された」と云ひ傳へた。此の事だけは或は法力だつたかも知れないが、其の外の場合は皆、皇位の事は一に天照大神の神慮に依ることゝ拜された。

研究 此の皇位爭ひの一節が荒唐無稽であることは、既に「平家物語考證」にも論じてゐるところである。第一に、文德天皇の御卽位は嘉祥三年四月で、惟仁親王の立太子は其十

(1)水の尾の天皇 淸和天皇の御陵は、京都府葛野郡嵯峨村大字水尾にあつて水尾山陵と申上げるからである。

(2)尊意云々 尊意は延長八年頃の比叡山の座主。此の人が淸涼殿に落雷のあつた時に祈るとさすがの菅丞相の靈も祟を止めて雷がおさまつて玉體には何のお障りもなかつたといふ他愛もない話である。

一月であるから、皇位爭などの行はれる餘地はないのである。思ふにこれは文武天皇が皇長子惟喬親王を御寵愛あらせられて儲貳に立てようと思召し乍らも外戚家を憚らせ給ふて事遂に止んだと傳へられてゐることに基いて立てた臆測であらうが、此の事は元享二年に後醍醐天皇の叡覽に供へたといふ師錬の元享釋書にも、「初メ仁壽帝ノ二皇子儲位ヲ爭フ、帝二皇子ヲシテ藝ヲ鬪ハシメ、勝者立ツ事ヲ得ントス。兄惟喬、弟惟仁、藝敵シテ決セズ、乃チ力士ノ相撲ヲ賭ス。是ニ於テカ惟仁羽林郎將善雄ヲ有シ、惟喬ニハ武衛將軍那都羅ナリ。羅ノ膂力善雄ニ過グ。惟仁亮ニ付シテ法救ヲ乞フ、亮乃チ大威德護摩法ヲ修ス。惟喬又眞濟闍梨ヲ請フテ密供ヲ修ス　都下皆二沙門二皇子ニ加ハルヲ知ル。期日ニ二人力ヲ角ス。那都羅身體壯大、善雄及バズ。群臣惟仁ノ失ナリト以爲ヘリ。時ニ惟仁使ヲ馳セテ亮ニ告グ。亮即チ獨鈷杵ヲ執リ、頭腦ヲ鑿破ツテ爐火ニ投ジテ供ヘ、持念須臾スレバ、忽ニシテ大威德尊騎シ所ノ青牛大吼一聲ス。此ノ時宮中ニ善雄勝ヲ得、惟仁立ツテ太子ト爲ル。貞觀帝是ナリ」とある。思ふに平家物語の記事は、此の釋書の胎を奪うたものであらう。

三、宇佐行幸

平家は筑紫(1)にて此由を傳へ聞き給ひて、「あはれ、三の宮をも四の宮をも具し奉つて落ち下るべきものを」と申し合はれければ、平大納言時忠卿、「さらむには、高倉の宮の御子(2)の宮を、御傳讃岐守重秀(3)が御出家せさせ奉り、具し奉つて北國へ落ち下つたりしを、木曾義仲上洛の時、主にし參らせむとて、還俗せさせ奉り、具し奉つて都へ上つたるをぞ、位には即け參らせむずらむ」と宣へば、人々「いかでか、還俗の宮をば位に即け奉るべき」と申されければ、時忠の卿(1)「さもさうず(4)。還俗の國王の例、異國には其例もやあらむ。我朝には、まづ天武天皇未東宮の御時、大友皇子に襲はれさせ給ひ(5)て、鬢髪を剃り、吉野の奥へ逃げ籠らせ給ひたりしが、大友皇子を亡ぼして、終に位に即かせ給ひき。又孝謙天皇と申しゝも、大菩提心を發させ給ひて、御飾をおろし(6)、御名を法基尼と申しゝかども、二度位に即かせ給ひて、稱德天皇と申ししぞかし。況や木曾が主にし參らせたる還俗の宮なれば、仔細に及ぶべき」とぞ宣ひける。

新釋 平家の人々は都では斯う斯うださうだと云ふことを九州で傳聞されて、「あゝ、三

(1)筑紫 九州地方。
(2)高倉ノ宮の御子 法間。
(3)讃岐守重秀 傳記は不明である。
(4)さもさうず さも候はずの略語。
(5)大友皇子に襲はれさせ給ひ云々 天武御落飾の事は大友皇子に襲はれての故でなく、天智天皇崩御以前自ら望んで御出家あつたのである。
(6)孝謙天皇御飾をおろし 孝謙天皇が皇位

を大炊皇子に讓つて落飾されたのは寶字二年である。

（1）參議長教　當時の參議に長教といふ人は補任に見えない。百錬抄には「九月二日、太上法皇、伊勢ニ公卿ノ勅使ヲ派遣シ給フ」とある下のフートノートに、「參議修範卿」とある。修範ならば、少納言藤原通憲の五男で成範の兄弟に當り、曾て修憲と云つた男で、壽永二年に參議正三位

の宮も四の宮もおつれ申して來るんだつたのに」と云ひ合はれたので、大納言の時忠卿はそれを聞かれて、「そんな事をすれば、高倉ノ宮の御子の宮を、お守役の讃岐守重秀が御出家をおさせ申した上、おつれ申して北國へ流れ落ちて行つたのを、木曾義仲が上京する時に、天皇に奉獻する考へで又還俗をおさせ申し、おつれ上り申した其のお方を、御即位おさせ申すでせう」と仰やると、人々は「どうして還俗の宮なんかを皇位にお即け申されるものですか」と申されたので、時忠卿は又、「そんな事はありません。還俗の國王の例が外國にあるかどうか知りませんが、我が國では先づ天武天皇が、未だ東宮でいらつした時、大友皇子の爲にお襲はれになつて、鬢も髮も剃つて、一時吉野山の奥へお逃げこもりになつたが、後遂に大友皇子を討滅ぼして御即位遊ばされました。又孝謙天皇と申上げたのも、大道心をお起しになつて御落飾になつたので、以來御名を法基尼と申上げましたが、後に又改めて御即位になつて、稱德天皇と申上げた例もあるんです。まして木曾が一旦盟主と仰ぎ奉つた還俗の宮なんだから、議論の餘地はないでせう」と仰やつた。

同じき九月三日の日、伊勢へ公卿の勅使を立てらる。勅使は參議長教(1)とぞ聞えし。太上法皇伊勢へ公卿の勅使を立てらるゝことは、朱雀、白河、鳥羽、三代の蹤跡(2)ありとは申せども、是は皆御出家以前なり。御出家以後の例、是はじめとぞうけたまはる。

新釋　其の年の九月三日に、伊勢へ公卿の勅使を立てられる。勅使には參議修範卿が行かれたとの事であつた。太上法皇が伊勢へ公卿の勅使を立てられることは、朱雀天皇、白河天皇、鳥羽天皇と御三代の先例があるとは申せ、是等は皆御出家以前の事實である。御出家

左京大夫であつたが、補任には「月日變歟」とあつて、以後の辭令を載せてゐない。
（２）法皇勅使の院跡。百錬抄に「寶治天承ノ例ナリ御出家已後此ノ例無シト雖モ譲有リ之ヲ立テラル」とある。
（１）麻の衣は擣たれども。昔は木綿を晒し又布類を洗濯した場合之に折目をつけ、又光澤を出し且つ練る爲に砧で打つたものである。砧は古く石を以て製し兩人の婦人が杵で舂いたものであるが、後には木製になつて槌で打つやうになつた。
（２）十市の里。今の奈良縣磯城郡の舊跡、歌の名所である。新古今集の秋の部に「ふけにけり山の端近く月さえて十市の里に衣うつなり」慈鎭の歌に「衣うつとをちの里のつちの音に寝覺の人や袖ぬらすらん」等例が多い。

以後の例は、これが最初と承つてゐる。

平家は、筑紫に都を定め内裏造らるべしと公卿僉議ありしかども、都も未定まらず。主上は其頃、岩戸の諸卿大藏の種直が宿所にぞまし〳〵ける。人々の家家は野中、田中なりければ、麻の衣は擣たねども①、十市のさと②ともいつつべし。内裏は山の中なれば、かの木の丸殿③もかくやありけむと、中々優なる方もありけり。先づ宇佐の宮へ行幸なる。大宮司公通④が宿所皇居になる。社頭は月卿雲客の居所になる。廻廊は五位、六位の官人、庭上には四國・鎭西の兵ども、甲冑弓箭を帶して、雲霞の如く並み居たり。舊りにし朱の玉垣、二たび飾るとぞ見えし。七日參籠の曉、大臣殿の御爲に夢想の告ぞありける。御寶殿の御戸押し開き、ゆゝしう氣高けなる御聲にて、

世の中のうさには神もなきものをなに祈るらむこゝろづくしに

大臣殿打ち驚き、胸打ち騷ぎ、あさましさに、

さりともと③思ふこゝろも蟲のねもよわりはてぬる秋のくれかな

といふ古歌を、心細げにぞ口ずさみ給ひける。さて太宰府へ還幸なる。

新釋 平家の方では、九州地方に假に都を定めて、皇居を造築すべきであるといふことに公卿會議で御決議にはなつたが、其のまゝでまだ帝都の地點もきまらない。聖上は其の時分岩戸の少卿大藏種直の宿所にいらせられた。臣下の人々の各住宅は、野の中や田の中に

（3）木の丸殿　丸木卽ち皮つきのまゝの粗材で構築したバラック御殿である。齊明帝が御親ら新羅百濟を御征伐になつたとき、今の筑前國朝倉郡須川村大字宮野村に遷くられた行宮の朝倉橘廣庭宮の如きは、此の木丸殿である。當時の太子であつた天智天皇の御歌に朝倉や木の丸殿に我居れば名のりをしつゝ行くは誰が子ぞ」といふのが傳へられてゐる。十訓抄參照。）

（4）大宮司公通。　不明

（5）さりともと。　此の物語が出來た時には古歌もあつたらうがこれは千載集に出てゐる俊成の歌であるから、當時はまだ古歌でない

（1）荻。　チギである、名だけ聞いてゐても餘り多くの人の知らない禾本であるから、注記して置かう。水邊にも生ずるも原野にも自生す

あつたから、麻衣こそ打ちはしないが、十市の里ともいふべき氣分である。皇居は山の中であるから、其の昔の話にある木の丸殿もこんなであつたらうかと聯想されて、却つて優雅な感じもあつた。先づ宇佐の宮へ行幸遊ばされる。大宮司公通の私宅が行在所になり、拜殿は公卿殿上人の居所になり、廻廊には五位六位の下級宮内官等がゐて、廣前には、四國九州の兵士たちが、何れも鎧兜で武裝し、弓箭を持つて、雲か霞のやうに列んでゐた。古くなつて色の褪せた朱塗の外圍ひが、お蔭で再び其の光彩を發揮した觀があつた。一週間のお籠りがすんだ夜明方のこと、内大臣殿の御爲に夢のお告があつた。それは神殿の御扉を中からお押しあけになつて、非常に貴い聲で、

　世の中のうさには神もなきものを何祈るらむ心づくしに

と仰せられたのであつた。内大臣殿は驚いて心臟をドキドキさせて、意外の御宣言に

　さりともと思ふ心も虫の音もよわり果てぬる秋のくれかな

といふ古歌を、心細さうに口吟された。扨御親謁がすんだので、聖上は太宰府へ還幸遊ばされた。

さる程に、九月も十日餘になりぬ。荻(1)の葉むけの夕嵐、獨まろね(2)の床の上、片敷く袖(3)を絞りつゝ、更けゆく秋の哀さは、いづくもとはいひながら、旅の空こそ忍びがたけれ。九月十三夜は、名を得たる月なれども、其夜は都を思ひ出づる涙に、我から曇つてさやかならず。九重の雲の上、久方の月に思ひをのべし夕も今のやうに覺えて、薩摩守忠度、

月を見し去年のこよひの友のみやみやこに我を思ひいづらむ

修理大夫經盛

戀しとよ去年のこよひの夜もすがら契りし人のおもひ出られて

皇后宮亮經正

分けて來し野邊のつゆとも消えずして思はぬ里の月を見るかな

通釋 其のうちに九月も十日過ぎになつた。荻の葉を吹き靡して夕風が吹く折からに、獨りで寂しく床の上に轉び寢をして、身體の下に敷いてゐる袖が涙でぬれるのを搾り搾り、段々更けて行く秋の夜をマジマジと起きてゐる感傷的な心持は、何處だつても變りはないことであるが、遠く故郷を離れて旅に出てゐる身は一層痛切な感じがしてたまらない程であつた。舊暦九月十三日の晩は、名月であるが、其の折角の晩の月も、京都の事を思ひ出す涙の爲に、主觀に的曇つて見えてハッキリとしない。薩摩の守忠度は、それを見るにつけても、曾て宮中で、みんなと月に對して感懷を述べあふた夕の事も、ツイ昨日の事のやうな氣がして、たまらなくなつたので

月を見し去年の今宵の友のみやみやこに我を思ひ出づらむ

修理ノ大夫經盛もそれを聞かれて

戀しとよこぞの今宵の夜もすがらちぎりし人の思ひ出られて

皇后宮の亮經正も續いて

わけて來し野べの露とも消えずして思はぬ里の月を見るかな

と詠じた。

ろ。土地によつて名を異にするので、浪華の芦は伊勢の濱荻などゝいふ諺さへある。ウミがヤとも又チギヨシともいふ。最も著しい特徴は、葉も花もスヽキに似てゐる事であるが、但し花はスヽキよりも大きく、葉もスヽキより潤い。そして葉にはスヽキのやうな鋭い齒がない。宿根草本で、恰も竹のやうに、地中の匍匐根の節々から莖を抜いて到るところに跋扈する。高さは五六尺にも達する。學名Miscanthus sacchariflorus, Hack.

(2)まろね・・・・轉び寢。晝の着物を着たまゝで寢ること。

(3)片敷く袖・・・・轉び寢をする、隨つて蒲團や枕の代りに、片方の袖を體の下へ敷くのである。

四、緒環

豐後國は、刑部卿三位頼輔(1)の卿の國なりけり。子息頼經の朝臣を、代官(2)に置かれたりけるが、京より頼經の許へ使者を立てゝ、「平家は既に神明にも放たれ奉り、君にも棄てられ參らせて、帝都を出でて波の上に漂ふ落人となれり。然るを九州二嶋の者共が受けとつてもてあつかふらむ事こそ然るべからね。當國に於ては、一向從ふべからず。東國北國と一味同心して、九國の中を追ひ出さるべき」由、宣ひ遣されたりければ、之を緒方三郎惟義(3)に下知す。

新譯 豐後の國は刑部卿三位頼輔卿の領國であつた。令息の頼經朝臣を代官として統治させて置かれたが、此の時京都の頼輔卿から頼經朝臣のところへ使を出されて「平家は最早神樣にもお見離され申し、皇室にもお棄てられ申して、京都を逃出し、漂浪の落人となつたものである。それを九州並に二島の者どもが引受けて色々と世話をするといふ事は宜しくない。我が豐後國に於ては、そんな行動に一切追從してはならぬ。東國北國と一致の精神で平家を九州以外に追ひ出すやうに」と仰やつてお遣りになつたので、頼經朝臣は之を部下の緒方三郎惟義に命令された。

彼の惟義と申すは、恐ろしき者の裔にてぞ候ひける。譬へば、昔豐後の國、ある片山里に女ありき。或人の一人女、夫もなかりけるが許へ、男夜な〳〵通ふ程に、

（1）三・位・頼・輔・　正三位權大納言忠教入道の四男。永曆元年正月豐後守になつて以來其辭任後も男頼經を壹岐守に任じて引續いて豐後の國務に當つた。刑部卿になつたのは嘉應二年十二月三十日である。

（2）代・官・　代官といふのは鎌倉室町時代の用語で主人に代つて一定の官務を勤める人のことを云つた。

（3）緒・方・三・郎・惟・義・　九州の豪族、其の傳記は下にある。

年月も隔たれば、身もたゞならずなりぬ。母之を怪んで、「汝が許へ通ふ者は、いかなる者ぞ」と問ひければ、「來るをば見れども歸るを知らず」とぞいひける。「さらば、朝歸りせむ時、しるしをつけて繋いで見よ」とぞ教へける。女、母の教に隨ひて、朝歸りしける男の、水色の狩衣を着けたりける首がみに針をさし、賤の緒環(1)といふ物をつけて、經て行く方をつないで見れば、豐後の國に取つても日向の境、姥が嶽(2)といふ嶽のすそなる大なる岩屋のうちへぞつなぎ入れたる。女岩屋の口に佇んで聞きければ、大なる聲してによび(3)けり。女申しけるは、「御姿を見參らせむがために、是まで參つて候へ」といひければ、岩屋の内より答へていはく、「我は是人の姿にはあらず。汝わが姿を見ては、肝魂も身に添ふまじきぞ。孕める所の子は男子なるべし。弓矢打物取つては九州二島に肩を比ぶる者あるまじいぞ」とぞ教へける。女重ねて、「假令如何なる姿にてもあらばあれ、日頃の好いかでか忘るべきなれば、互の姿を今一度見もし見えられむ」といひければ、「さらば」とて、岩屋の内より、ふしたけ(4)は五六尺、跡枕邊(5)は十四五丈もあらむと覺ゆる大蛇にて、動搖してぞ這ひ出でたる。女肝魂も身にそはず、召し具したる十餘人の所從共、喚き叫んで逃げ去りぬ。首がみに指すと思ひし針は大蛇の咽笛(6)にぞ立つたりける。女歸つて、程なく産をしたりければ、男子にて

(1)賤の緒環・賤の女即ち下流の生活階級の婦人が麻を紡いで緒としたものをグルグル巻にしたもの。
(2)姥が嶽・今は祖母嶽と書くが通りがいゝ。標高六千五百六十七尺。日向と豐後との國境に聳立する。九州第一の高山である。
(3)によぶ・呻吟。うなる。
(4)ふしたけ・臥位に於ける目測身長。
(5)跡枕・枕べ。人の寝姿に就て枕べは頭、跡は後で足の方をいふ。これは大蛇であるから頭から尾までの全長。
(6)咽笛・咽喉にある

笛狀の管。即ち氣管。

(7)赤がり　あかぎれの轉。凍傷による指趾又は肢端皮膚の潰瘍。初は輕度の掻痒感あつて皮膚の潮紅腫脹するに止まるが、高度に達すると水泡を形成して潰瘍又は壞疽に陷る。

(8)高千尾の明神　延喜式に直入郡建男霜凝日子神社がある。祖母ケ嶽の北麓地獄村の媛嶽神社がそれだといふ事になつてゐて、白雉二年の創建で祭神は豐玉姫命だといふが、こゝの高千尾明神とは之を指したものであらう。

ぞありける。母方の祖父、育てゝ見むとて育てたれば、未十歳にも滿たざるに、背大きう顏長かりけり。七歳にて元服せさせ、母方の祖父を大太夫といふ間、是をば大太とこそつけたりけれ。夏も冬も手足に隙なく赤がり(7)破れたりければ、赤がり大太ともいはれけり。彼の惟義は、件の大太には五代の孫なり。斯かる恐ろしき者の末なればにや、國司の仰を院宣と號して、九州二島に廻文をしたりければ、然るべき者共も惟義に皆從ひつく。件の大蛇は、日向の國に崇められさせ給ふ高千尾の明神(8)の神體なりとぞ承はる。

【新譯】其の惟義と申すのは、恐ろしいものゝ末葉であつた。早い話が昔豐後ノ國の或る片山里に一人の女があつた。或る人物の一人娘で、まだ夫もなかつたが、其の娘のところへ一人の男が毎晩通うて來るうちに年月がたつたので、娘はいつの間にか普通のからだではなくなつた。母親が之を怪んで「お前のところへ通つて來るのは何者だ」と尋ねると、「來る時の姿は見るが、歸る時は知らない」と娘は答へたので、「それでは朝になつて別れて歸るときに、何か目印になるものを附けて繋いで御覽」と教へた。それで娘は母親に教へられた通り、朝になつて男が歸つて行く時に、其の着てゐる水色の狩衣の衿に、グルグル卷いて束にしてある麻緒の先端を通した針をそつと突刺して、歸つて行く道筋を糸について段々尋ねて行くと、豐後の國の中でも、もう日向の境である姥ケ嶽といふ山の麓の大きな岩窟の中へ續いてゐた。娘が其の岩屋の入口に立つて聞き耳を立てゝゐると、岩窟の中では大きな聲で苦しさうに唸つてゐた。娘が、「お姿を見たさに、私はこゝまで參りま

した」と云ふと、中からは「私は人間の姿ではない。お前が私の本宮の姿を見たら、恐ろしさに氣絶するだらうよ。お前の腹の子は男だらう。弓矢や刀を持たせたら、此の九州二島では肩比べをする者もあるまい」と答へる聲がした。しかし女が、更に今一度「たとひどんな姿でもよう御座んす。長い間の二人の仲は、どんな事があつても忘れられるものぢやないんだから、互の姿をもう一度見合ひませう」と云つたので、それではといふので、岩窟の中から、丸まつて寢てゐても五六尺、全長は十四五丈もあらうと思はれる大蛇の姿を現して、よろよろと這出して來た。と見ると、女は驚いて正氣を失ひ、つれて行つた十人餘りの下男たちも、ワーッと大聲あげて逃去つて了つた。着物の衿に突刺したと思つた針は大蛇の氣管に立つたのだつた。娘は歸つてから間もなく産をしたが、其の子は男であつた。母方の祖父に當る者が、一つわしが育てゝ見ようと云つて手元に置いて養育したところが、まだ十歲にもならないのに、背丈も大きく顏が目に立つて長かつた。七つで元服させて母方の祖父の名を大太夫といふ處から、此子にも大太といふ名をつけた。夏も冬も手足にビッシリとアカギレが出來てゐたのでアカギレ大太とも綽名された。その惟義といふ武士は、此の大太には五代目の孫である。こんな恐ろしいものゝ末孫であるせいか、國司の命令を院宣だと云つて、九州二島に檄文を廻したので、相當な身分の者も皆此の惟義の部下になつた。其の大蛇は日向ノ國に崇め祭られておいでになる高千尾ノ明神の御神體だと承つてゐる。

研究 此の說話を讀んで、誰でも直ぐに聯想するのは大物主ノ神の三輪山傳說である。古事記在來の訓み方は面倒臭いから漢文讀みにして引いて見ると、「神壯夫有り、其ノ形姿

威儀時ニ於テ比無シ、夜半ノ時、倏忽トシテ到來ス。故ニ相感ジテ共ニ婚シ共ニ住ムノ間、未ダ幾時ヲ經ズ、其ノ美人姙身ス。ソノ父母其ノ姙身ノ事ヲ怪ミ、其ノ女ニ問フテ曰ク、汝ハ自ラ姙メリ、夫無キニ何ニ由リテ姙身セリヤト。答ヘテ曰ク、麗美ノ壯夫有リ、其ノ姓名ヲ知ラズ。夕毎ニ到來シ共ニ住ムノ間自然ニ懷姙スト。是ヲ以テ其ノ父母其ノ人ヲ知ラント欲シ、其ノ女ニ誨ヘテ曰ク、赤土ヲ以テ床前ニ散シ、閇蘓紡麻ヲ以テ針ニ貫イテ其ノ衣ノ襴ニ刺セヨト。故ニ敎ノ如クシテ旦時ニ見レバ、針ニ著クル所ノ麻ハ戸ノ鉤穴ヨリ控ケ通リテ出デ、唯遺レル麻ハ三勾ノミ。ココニ即チ鉤穴ヨリ出ヅルノ狀ヲ知ッテ、糸ニ從ッテ尋ネ行ケバ、美和山ニ至ッテ神社ニ留マル。故ニ其ノ神ノ子ナルヲ知ル。故ニ其ノ麻ノ三勾遺レルニ因ッテ其ノ地ヲ名ケテ美和ト謂フ」といふのが其の說話の全部である。論ずるまでもなく此の兩說話は同系のものであるが、更に此の說話はヒーローたる大蛇を、池の主である鯉とか鰻、蝦蟇に變へ、或は又森に棲む狐狸にかへ、種々に體樣を變へて、殆んど日本全國に、而も又超時代的に擴がつて居る。正直に日本內地だけの事實を見てゐる人は、自分の頭腦の中で豫斷的なシステムを作つて、古事記の三輪山傳說が漸次に各地に語り傳へられたものと觀てゐるが、朝鮮の各地にも古來此の種の說話があつて、「三國遺事」などにも殆んど古事記のと同じ筋の話が語られてゐるのである。引用文は省略するが、要するに娘に每夜身分不明の美しい男子が通つて來ること、娘が孕んで後母親が怪んで質問し、其敎に由つて針に糸を通して其の行方を確めることに於て一致してゐる。それで當然此の話は朝鮮にまでも糸を引くことゝなるのであるが、此の類型的の神婚說話中で、なほ特に我等の注意を惹くのは、常陸風土記に出てゐる話の娘は「產ム可キ月ニ至ッテ終ニ小蛇を生ム」であることである。出雲地方の話を見ても又同じく「懷胎してゐた娘は月滿ちて大

盥に數十疋の蛇の子を産ん」でゐるし、上野國の蛇林傳說にも、やがて臨月になつて娘は數個の盥に滿つる多數の小蛇を産落し、アイヌの間に傳はつてゐる日本昔噺でも、「懷姙して六疋又は六十疋の小蛇を産」んでゐる。話が北海道まで上つて行くと、朝鮮での話が長白山の麓にまで北上して行つてゐるのと相對比して、北方系統の傳說の如く思はれるが、實は此の盥に小蛇を生んだ話は、「盥に蚯蚓を産んだ話」になつて、臺灣の各蕃社に可なり廣く亘つて存してゐるのである。私は此の話が南方に起原し漸次北方に語り傳へられたものであることを確信するものである。此の事はアイヌに於ての話が、日本の昔噺として傳へられてゐることに由つても證せられるが、更に有力な證據は南洋諸島と深甚の關係を持つてゐる前印度に於て蛇神が國神として祭られ、其の國王は蛇神の後裔として古くから語られてゐることである。大物主說話は恐らく朝鮮の或る地點を經て傳へられたものと信ずるが、朝鮮へは南島人が持つて來たものであると見るのが最も自然である。私は此の說話を持つた民族の移動及び雜婚の痕跡を其處にサゼストする何ものかを感ぜざるを得ない。

五、太宰府落

さる程に、平家は筑紫に都を定め、内裏造るべしと、公卿僉議(1)ありしかども、惟義が謀反によつてそれも叶はず。新中納言知盛卿の意見に申されけるは、「彼の緒方の三郎は小松殿の御家人なり。然れば君達御一所向はせ給ひて、拵へて御覽ぜらるべうもや候らむ」と申されければ、此義最も然るべしとて、新三位の中將資盛、其勢五百餘騎、豐後國に打ち越え、漸うに拵へ宣へども、惟義從ひ奉らず。剰へ「君達をも、是にて取り籠め參らすべう候へども、大事の中の小事なり。取り籠め參らせずばとて、何程の事か候ふべき。唯太宰府へ還らせ給ひて、御一所でいかにもならせ給へ」とて、おつかへし奉る。

新釋 其の時平家の方では九州に帝都を定めて、皇居を造られるがよいさいふこさに、公卿會議で決議されたのであつたが、惟義が叛旗を飜したゝめにそれも不可能になつた。そこで新中納言知盛卿が意見を出して申されたには、「あの緒方の三郎といふのは、亡くなられた小松重盛殿の御家來である。だから其の令息方の中で、どなたか一人お出でになつて、何とか説諭して御覽になつたらどんなものでせう」さ、さう申されたので、それが一番上策だらうさいふこさに成つて、新三位の中將資盛が、五百餘騎の兵を率ゐて、豐後ノ國へ山越をして行つて、段々と諭告されたけれども、惟義は聞入れないで、お負けに「實

(1)僉議・今までに、度々出て來た字であるが、こゝで一括して云つておかう。これは晉書の羊祜傳に「縉紳僉議」とあるのが比較的古い用例である。僉議はミナさも訓んで、衆議の意さ熟するさ、に當る。

はあなた方もここで包圍して捕虜にして了ふ所ですが、大事の前の小事です、捨てゝ置いたつて、何アに、どれだけの事がお出來になるものですか。いゝから早く太宰府へ歸つて御一門の方々と御一緒にどうとも成るやうにお成りなさい」と云つてお追ひ返し申した。

その後、惟義が次男野尻の次郎惟村①を使者にて、太宰府へ申しけるは、「平家こそ重恩の君にてまし〳〵候へば、兜を脱ぎ弓の絃を外いて、降人に參るべく候へども、一院の仰には、速に九國の中を追ひ出し奉るべき由候」と、申し送つたりければ、平大納言時忠の卿、緋緒括の袴②、糸葛の直垂③、立烏帽子にて、惟村に出で向ひて宣ひけるは「それわが君は天孫四十九世の正統、神武天皇より人王八十一代に當らせ給ふ。されば天照大神、正八幡宮も、わが君をこそ守り參らせ給ふらめ。就中當家は、保元平治より以降、度々の逆亂を鎭めて、九州の者共をば、皆内ざまへこそ召されしか。然るに其恩を忘れて、東國、北國の凶徒頼朝・義仲等に語らはれて、しおふせたらば國を預けむ、庄をたばむと申すを、實と思ひて、その鼻豐後が下知に從ふらむことこそ、然るべからね」とぞ宣ひける。豐後の國司刑部卿の三位頼輔卿は、極めて鼻の大なりければ、かやうには宣ひけるなれ。惟村歸つて、父にこの由を告げたりければ、「こはいかに、昔は昔今は今、その義ならば九國の中を追ひ出し奉れや」とて、勢揃ふると聞えしかば、源

（1）野尻の次郎惟村　緒方三郎惟義の二男。

（2）緋緒括の袴　袴の裙へ直衣の露紐の様に緋の緒で綴ぢて括るやうにしたもので、即ち直垂の袴の式である。緒が赤くて花やかに見えたものである。

（3）絲葛の直垂　葛布で作つた直垂、葛は一般に澱粉食料として知られてゐるが昔は葛の莖の纖維を絲にして織つたのが葛布で、古くから着物にも袴にも使はれた。葛は學名Pueraria Thunbergiana Benth.と言つて山野自生の荳科の纏繞草本。葉は三個の小葉から成つてゐる大きなもので其葉面にも莖にも褐色の毛茸がある。長さは引延ばして見ると二三丈もある。秋になると蔓骸

大夫判官季貞、攝津判官守澄、「向後傍輩のため奇怪に候。召し捕り候はむ」とて、其勢三千餘騎で筑後の國に打越え、竹野の本庄(4)に發向して、一日一夜攻め戰ふ。されども惟義が方の勢、雲霞の如くに重なれば、力及ばで引き退く。

新釋　其の後になつて惟義は、次男の野尻次郞惟村を使者として太宰府へ申して遣つたには、「平家は代々御恩を受けた主君でおいでになりますから、兜を脫ぎ、弓の弦をはづして降伏に參る筈でございますが、一ノ院樣の仰せでは、速に九州から平家をお追出し申せとの御命令ださうで御座いますから」とさう申し送つたところが、其の時大納言の時忠卿は、緋色の緒のついた括り袴に葛布で仕立てた直垂を着け、立烏帽子を冠つて出て、惟村に向つて仰やつたには、「我々の奉戴してゐる陛下は、天孫四十九代目の御正統で、神武天皇から算へて八十一代目の天皇に當らせられる。されば天照大神も、正八幡宮も、我々の陛下をこそ御守護申される事であらう。又多くの人臣の中でも、我が平家は保元平治以來、度々の內亂を鎭定して、九州方面の者は其の援引で皆宮中關係の官職に召出されたものだ。それだのに其の恩惠を忘れて了つて、東國や北國の兇徒たる賴朝、義仲輩に說さつけられて、若し成功したら領地を預けよう莊園を遣らうと、いゝ加減な事をいふのをホントだと思つて、其の鼻豐後のいひつけに盲從してゐるのはよくなからうぞ」と仰せられた。豐後の國司を兼ねてゐられる刑部卿の三位賴輔卿は至極鼻が大きかつたから、こんなに仰やつたのである。惟村が歸つて此の事を父に報告すると、惟義は、「これは何さいふ言ひ草だ。昔は昔、今は今だ。さういふわけなら九州からお追ひ出し申せ」と云つて直ぐに兵力を集中した。其の情報が平家の方に達するさ、大夫判官源季貞、攝津の判官守澄等は、

から紫亦色の蛾形花を五六寸の穗狀に抽く。莖は殊に強仭である。

(4)竹野の本庄　福岡縣浮羽郡を、舊く竹野(多加乃)と云つた。今はタケノと呼んで、村名に殘つて居る。中世は竹野莊と稱し和名抄には竹野、二田、柴刈川會、船越、長栖の六鄕を截せてゐる。

「將來もあることです、同僚の爲にも捨て、置けない不都合な奴で御座いますから、引捕へて來ませう」とさう云つて、三千餘騎の兵力で筑後の國へ山越えして竹野ノ本庄に前進し、一晝夜戰鬪を繼續した。しかし惟義軍の方からは大部隊が雲か霞のやうに密集して進んで來たので、到頭壓倒されて退却した。

(1)駕輿丁　主上の鳳輦を舁き奉る仕丁をいふ。丁とは壯年男子のことで年齡で正丁次丁の區別がある。其の丁の公務に奉仕する者を仕丁といふのである。

(2)葱花鳳輦　屋蓋の頂點に寶珠形の葱の花を金屬で作つて飾りつけてある輿。天皇の御乘輿である。

(3)腰輿　タゴシともいふ。手で舁く輿の意。前後に各一人がゐて手に轅を持つて腰のところまで擡げてゐるから腰輿と稱する。

(4)水城の戶　水城の

平家は緒方三郎惟義が、三萬餘騎の勢にて、既に寄すと聞えしかば、取る物も取りあへず、太宰府をこそ落ち給へ。さしも頼もしかりつる天滿天神の注連の邊を、心細くも立ち別れ、駕輿丁(1)もなければ、葱花鳳輦(2)は只名をのみ聞えて、主上腰輿(3)に召されけり。國母をはじめ參らせて、やむごとなき女房達は、袴の裾を高く取り、大臣殿以下の卿相雲客は、指貫の稜を高く挾み、徒跣足で水城の戶(4)を出でて、箱崎の津(5)へこそ落ち給へ。折節降る雨車軸の如し(6)。吹く風砂をあぐとかや。落つる泪、ふる雨、分きて何れと見えざりけり。住吉(7)、箱崎(8)、香椎(9)、宗像(10)伏し拜み、主上唯舊都の還幸とのみぞ祈られける。垂水山(11)、鶉濱(12)などいふ嶮しき險難を凌がせ給ひて、渺々たる平砂へぞ赴かれける。何時ならはしの御事なれば、御足より出づる血は砂を染め、紅の袴は色を增し、白き袴は裾紅にぞなりにける。かの玄弉三藏(13)の、流砂(14)葱嶺(15)を凌がれたりけむ悲も、是にはいかでか勝るべき。それは求法のためなれば、自他の利益もあり

けむ。是は闘戰の道なれば、來世の苦かつ思ふこそ悲しけれ。

新釋 平家は緒方の三郎惟義が、三萬餘騎の勢力で最早近く押寄せて來たといふ情報に接したので、持つて退かなければならぬ大切な物も取つてゐるヒマがなしに、周章てゝ太宰府を落ちられた。あれ程にもタヨリにしてゐられた天滿天神の神域の近くを心細くも後にして、行幸とは申せ場合が場合で、お輿をお舁き申す正式の駕輿丁もゐないから、葱花輦などと申すのも只名ばかりで、聖上は腰輿に召された。國母の建禮門院を御始めとして、高位の女官たちも皆袴の裾を高くからげ、前内大臣以下の公卿や殿上人は皆指貫袴の角を取つて帶に挾み、何れも跣足で、水城の關門を出て、我れがちに博多灣までお落ちに成つた。折も折とて、降る雨はまるで車軸のやうで、烈しく吹きあれる風は、もしこれが晴天の日だつたらそれこそ砂を揚げるといふ勢である。頬に落ちる涙は降る雨とどちらがどちらと區別も出來ない位であつた。道々で住吉、箱崎、香椎、宗像の各社を禮拜しては、只聖上が早く舊都へ御還幸が出來るやうにと、其の事ばかりを祈られた。御一行はそれから又、垂水山、鶉濱などといふ險難の路を冒してお進みになつて、廣々とした砂原へおいでになつた。いつの日にも御經驗のない御事であるから、お足から出る血で砂は眞赤に染まり、紅い袴は其の爲に一層紅くなり、白い袴の裾は眞紅になつた。あの玄弉三藏が流砂を過ぎ葱嶺の險を冒して旅をせられた悲しい心持も、どうしてこれ以上ではあるまい。殊に玄弉の旅行の目的は法を求める爲であるから自他の利益もあつたらうが、此の一行は戰鬪が目的で行く旅であるから、來世で受ける苦みを聯想して、一入の悲しさが加はるのであつた。

原田の大夫種直（8）は、二千餘騎で、京より平家の御供に參る。山鹿の兵藤次秀

關門のこと。水城といふのは太宰府附近、今の筑前國筑紫郡水城村にあつた。關も其の附近にあつた。

（5）箱崎の津・・・ 福岡縣箱崎町のこと。博多灣に臨んでゐる。附近の千代の松原に箱崎八幡宮がある。

（6）降る雨車軸の如し・・・ 「漸降大雨、滴如車軸」と阿含經に出てゐる句。雨の滴の大きさが車の軸ほどの心持位あるといふ意である。

（7）住吉・ 福岡縣福岡の南、筑紫郡住吉村にある神社。神功皇后の御出征に當つて威靈を示された神で、攝津の住吉社よりも根本的なものと云はれてゐる。大正四年十一月十日、縣社から昇格して官幣小社となつた。

（8）箱崎・ 福岡縣博多市附近及び千代の松原の林中にある箱崎八幡宮

延喜二十一年創建の式内大社。

（9）香椎。福岡市の北二里福岡縣糟屋郡香椎村にある官幣大社香椎宮のこと。祭神は神功皇后で奈良朝代の創建である。

（10）宗像。福岡縣宗像郡田島村大字田島字上殿と大島村字大岸、同村字沖津島の三ヶ所に分在する官幣大社で延喜式の名神大社。多紀理姫命、市杵島姫命、多岐都姫命を祭神とする。

（11）垂水山。太宰府時代の官道にあつた峠。筑前の宗像郡田島から、この坂を一つ越せば直ちに、遠賀郡岡縣村の内浦である。

（12）鶴濱。今は内浦濱と稱する。ウツラ貝と稱する大蛤の漁獲で名高い。名寄其他には鶴濱と稱してある。遠賀郡の西端岡縣村の海岸である。こゝも太宰府京鄕間の官道に當つてゐ

遠(17)數千騎で平家の御迎に參りけるが、種直、秀遠以ての外に不和なりければ、種直は惡しかりなむとて、路より引き返す。それより蘆屋の津(18)といふ所を過ぎさせ給ふにも、是は都より我等が福原へ通ひし時朝夕見馴れし里の名なればとて、何れの里よりも懷かしく、今更哀をぞ催されける。新羅、百濟、高麗、契丹、雲の果、海の果までも、落ち行かばやとは思はれけれども、波風向うて叶はねば、力及ばず、兵藤次秀遠に具せられて、山鹿(19)の城にぞ籠り給ふ。

新釋 此の時、原田ノ太夫種直は二千餘騎の兵力で、京都から平家の御供に參り、又山鹿の兵藤次秀遠は約五六千騎の兵を率ゐて、平家のお迎に參つたが、種直と秀遠とは非常に仲がわるかつたので、種直は二人が顔を合せては面白くなからうと思つて、途中から引返した。平家の一行はそれから、芦屋の津といふ所を御通過になるにつけても、これは京都から我々が福原へ通ふた時に朝晩見なれた里の名と同じだからといふので、外のどんな里よりも懷かしい氣がして、今更哀感を催された。新羅、百濟、高麗、契丹は勿論の事、雲の果、海の果までも落ちて行かうと最初は思はれたのであつたが、波や風に逆らうては行くことが出來ないから、兵藤次秀遠につれられて山鹿城に籠られた。

山鹿へも又敵寄すと聞えしかば、取る物も取敢ず、平家は小船共に取り乗つて、終夜豐前國柳ケ浦(20)へぞ渡られける。 こゝに都を定めて内裏造らるべしと、公卿僉議ありしかども、分限なければそれも叶はず。又長門より源氏寄すと聞えしか

ろ。
(13)玄・弉・三・藏・唐の河南洛陽の人で本姓は陳名を緯と云つた。太宗の貞觀七年に西遊して印度に赴き、戒賢論師について瑜伽唯識を研究し十九年に歸つた。後に帝の命を承けて經論約七十五部一千三百三十卷の漢譯をしたので、太宗から三藏の尊號を授けられた。
(14)流・沙・沙漠に起る現象で、砂が烈風の爲に吹流されて高低起伏の舊狀を變ずることをいふのである。
(15)葱・嶺・天山々脈の一部で天山南路の端に當つてゐる峠、古來嶮難の名がある。
(16)原・田・大・夫・種・直・筑前原田氏の祖。
(17)山・鹿・の・兵・藤・次・秀・遠・筑前蘆屋の城主。
(18)蘆・屋・の・津・筑前の蘆屋である。福岡縣遠賀郡遠賀河口にある小

ば、取る物もとりあへず、蜑小船に召して、海にぞ泛び給ひける。神無月の頃ほひ、小松殿の三男左中將清經は、何事も深う思ひ入り給へる人にておはしけるが、或月の夜、船ばたに立ち出で丶、やうでう音取・朗詠して遊ばれけるが、都をば源氏のために攻め落され、鎭西をば惟義がために追出さる、網にかゝれる魚の如し、いづちへ行かば遁るべきかは、ながらへはつべき身にもあらずとて、靜に經讀み念佛して、海にぞ沈み給ひける。男女泣き悲めどもかひぞなき。

新釋　ところが其の山鹿へも亦敵が攻寄せて來るといふ事であつたので、取り集めて行かればならぬ物も取りきれないで、平家の人々は一同小舟に乘り、徹夜で豐前ノ國の柳が浦へ渡られた。こゝに都を奠めて皇居を造られるがよいと公卿方は決議せられたが、それだけの地域がないから、是亦實行性がなかつた。するさ、其處へ又、長門方面から源氏が攻寄せて來るといふ情報があつたので、又取收める物も取りきれずに、急いで小さな漁舟にお乘りになつて海上に出られた。それはちやうど十月時分の事であつた。小松殿の三男てある左中將清經は、何事にも深く思ひ込まれる性質のお方でいらつしたが、或る月のよい晩に舷頭に立出でて、横笛の調子を色々にかへて吹いたり、又朗詠をしたりして遊んでおいでになつてゐるうちに、あゝ都は源氏の爲に攻落され、九州からは惟義の爲に追出されてまるで自分たちは網にかゝつた魚のやうである、何處へ行つたからつて遁れられるものぢやない、所詮いつまでも生きてゐられる身の上ぢやないんだからと觀念して、心靜に經を讀み念佛をしてから、海中へ投身された。後になつて一行の男女達が其の事を知つて騷ぎ

立つて泣き悲んだが、今更何と仕樣もなかつた。

長門の國は、新中納言知盛卿の國なりけり。目代は、紀伊の刑部の太夫通資(21)といふ者なり。平家蜑小舟に召されたるよし承つて、大船百餘艘點じて參らせたりければ、平家是に乘り移り、四國へぞ渡られける。阿波の民部成能(22)が沙汰として、讚岐國八島(23)の磯に、かたのやうなる板屋の內裏や御所をぞ造らせける。其程は、あやしの民屋を皇居とするに及ばねば、船を御所とぞ定めける。

新釋 長門ノ國は新中納言知盛卿の領國であつた。目代は紀伊ノ刑部ノ太夫通資といふ者である。平家一門が漁船に乘つて海上にいらつしやるといふ事を承つて、百餘艘の大船を選定して差上げたので、平家は其の船に乘換へて、四國へ渡られた。其處で初めて阿波ノ民部重能の指揮の下に、讚岐ノ國の八島の海岸に、形式だけの板葺の皇居や御所を造らせられた。それが竣成するまでの間は、見苦しい民家を皇居とすることも出來ないから、其のまゝ船を以て御所と定めた。

大臣殿以下の卿相雲客は、海士の笘屋に日を暮らし、舟の中にて夜をあかす。龍頭鷁首(1)を海中に浮べ、波の上の行宮(2)は靜なる時なし。月を浸せる潮の深き愁に沈み、霜を覆へる蘆の葉の脆き命を危む。洲崎に噪ぐ千鳥の聲は、曉の恨を增し、磯間にかゝる檝の音は、夜半に心をいたましむ。白鷺の遠松に群れ居るを見ては、源氏の旗を揚ぐるかと疑はれ、野雁の遼海に鳴くを聞いては、兵

津港、若松の西方三里和歌の名所の蘆屋の浦は其の海濱に當る。

(19)山鹿の城・・・熊本市の東北七里にある肥後鹿本郡の山鹿とは異つてゐる。蘆屋川の洲渚に築かれた小城壘である。

(20)柳ヶ浦・・・今豐前國企救郡大里町の舊稱。明治四十一年までは柳ヶ浦と唱へたのを、安徳天皇の行宮が置かれた地だと云ふ理由で、ダイリと改めたのである。柳ヶ浦の名も「柳の御所」と關係がある、門司市の西にあつて、直に馬關海峽に臨んでゐる。

(21)紀伊の刑部大夫通資・・・不明。

(22)阿波ノ民部重能・・・田口成能。

(23)八島・・・讚岐國木田郡潟元村。古高松の直前に見える海島。

(1)龍頭鷁首　龍の繪

焚き、又鷁といふ海鳥の形を船首に附けた船である。これは海難に罹らない爲のマジツクとして附けるので、天子の御乘船に限られてゐる。

（2）行宮。行在所といふのと同意、「行イテ在ル所」で旅中の假の御所をいふ。

（3）埴生の小屋。埴生とは赤土の地面で、其處に建つてゐる小屋であるから、即ち脆弱な地盤に建てられた粗造の小家屋を意味する。

共の終夜舟を漕ぐかと驚かる、晴嵐膚を侵しては、翠黛紅顔の色漸う衰へ、蒼波眼を穿げて、外土望郷の涙抑へ難し。翠帳紅閨に代れるは埴生(3)の小屋の葦すだれ、薫爐の煙に異なるは、海士のたく藻鹽火。賤しきにつけても、女房達は、盡きせぬ物思ひに、紅の涙せきあへ給はねば、翠の黛亂れつゝ、その人とも見え給はず。

【通釋】大臣以下の公卿や殿上人は、皆苫を屋根さした漁師小屋で日を暮らして、夜は船の中で寢た。龍頭鷁首の御乘船を海上に浮べて、それを行宮としてあるのだから、始終波にゆられ通して、暫くも靜な時つたらない。人々は皆、月の影を浸してゐる潮のやうに深い愁に沈み、霜をかぶつてゐる蘆の葉のやうに、脆い命の危さを思ふた。州崎に鳴騷いでゐる千鳥の聲は夜明方の恨めしい心持を一層募らせ、磯に碇泊しようとして漕寄る船の舵の音は、夜更けに眼が覺めてゐる人たちの心を一入感傷的にする。遠くの松の枝に白鷺が群れてゐるのを見ては、源氏が旗を揚げてゐるのかと疑はれ、雁が遙な海上に鳴渡つて居るのを聞いては兵士たちが夜通し船を漕いでゐるのかと驚かされる。烈しい潮風が肌を吹き荒すので、翠のまゆずみも、ホンノリ赤みを帶びた美しい顏色も、段々に褪せ衰へゐるし、波の反射が視神經を刺戟するので、旅の空で故郷を思ふ悲みの涙は一層止めどがない。今までの翠の帳、紅の閨は、掘立小屋の葦簾とかはり、香をくゆらす煙の代りには、漁師たちが海藻を燒く烟が見えるなど、何を見ても汚くて下品な事ばかりであるにつけても、女官たちは絶える間もない物思ひに、紅涙を止めきれないでいらつしやる有樣で、翠のまゆずみも亂れほうけて、これがあの人かと思はれるばかりである。

六、征夷將軍の院宣

さる程に、鎌倉の前右兵衛佐頼朝、武勇の名譽長じ給へるに因つて、居乍ら征夷將軍の院宣(1)を下さる。御使は左史生中原の康定(2)とぞ聞えし。十月四日の日關東へ下着。兵衛の佐殿宣ひけるは、「抑も頼朝武勇の名譽長ぜるによつて、居ながら征夷將軍の院宣をかうむる。されば私にてはいかでか請取り奉るべき。若宮(3)の拜殿にして請取り奉るべし」とて、若宮へこそ參り向はれけれ。八幡は鶴が岡に立たせ給ふ。地形石清水にたがはず。廻廊あり、樓門あり、作道(4)十餘町を見下ろしたり。

通釋 其の間に、京都では鎌倉にゐる前の右兵衛の佐頼朝は、武勇の名譽が高いからと云ふので、鎌倉現住のまゝで征夷將軍に任ずる旨の院宣を下されることになつた。御使は左史生中原康定であるとの事であつたが、十月四日の日には關東へ其の御使が到着した。兵衛の佐殿が仰やつたには「一體頼朝は武勇の名譽が高いからといふことで、關東に居ながら征夷大將軍の院宣を戴くことになつた。ついては私邸ではどうして院宣をお受取申す事が出來るものではない。若宮の拜殿で拜戴しよう」と云つて、八幡の若宮へ參向された。八幡といふのは鎌倉鶴ケ岡の丘陵の上に建つておいでの神社で、地形も石清水の八幡と寸分違はず、廻廊もあれば、樓門もあり、作り立てた十餘町の參道を一目に見下ろせるやう

(1)征夷將軍の院宣。　頼朝が征夷大將軍に任ぜられたのは建久三年である。東鑑建久三年七月二十日條に大理飛脚參着、去十二日任征夷大將軍給、其除書を勅使被欲進之由被申送云々とあつて、二十五日の條に儀式を委しく書いてある。これは恐らく頼朝が壽永二年十月九日本位に復したことゝ混同してゐるのであらう。

(2)御使は左史生中原。　康定。　吾妻鏡には勅使廳官肥後介中原景良、同康定とある。

(3)若宮。　鶴岡八幡の若宮である。

(4)作道。　工作によつて造りたてた道、即ち石段其他社前の參道をいふのである。

(1)三浦の平太郎爲嗣　他の本には爲繼、又高繼とある。
(2)比企の藤四郎能員　吾妻鏡には、「義澄、比企ノ左衛門尉能員、和田ノ三郎宗實並ニ郎從十人ヲ相具シ宮寺ニ詣リ彼ノ狀ヲ請取ル」とある。
(3)大名　古くは多大の名田を持つてゐるものを云つたが、後には名田の有無に拘らず、土地を多く領有して家臣を多く養つてゐるものは皆大名と云つた。

に出來てゐ。

抑も院宣をば、誰してか請取り奉るべきと評定あり。三浦の介義澄して、請取り奉るべし、其故は八箇國に聞えたる弓矢取三浦の平太郎爲嗣(1)が末葉なり、父大介も、君のために命をすてし兵なれば、かの義明が黃泉の冥闇を照らさむが爲とぞ聞えし。院宣の御使康定は、家の子二人郎等十人具したり。三浦の介も、家の子二人郎等十人具したりけり。二人の家の子は、和田の三郎宗實、比企の藤四郎能員(2)なり。郎等十人をば、大名(3)十人して、一人づつ俄に仕立てられたり。三浦の介、其日は褐衣の直垂に黑絲縅の鎧着て、黑漆の太刀をはき、廿四さいたる切斑の矢おひ、滋籐の弓腋に挾み、兜をば脫いで高紐にかけ、腰を屈めて院宣を受け取り奉らむとす。

新釋　それにしても院宣を誰にお受取らせ申したらよからうかといふ事が問題にたつて色々の議論が出たが、結局三浦の介義澄に請取らせるがよからうといふ事に決定した。其のわけは、義澄は第一に、關東八ヶ國に其の名の聞こえた武士三浦の平太郎爲嗣の末孫である。それに又義澄の父親の大介も主君頼朝の爲に命を棄てた忠義者の武士であるから、一つには其の大介義明の靈魂を慰めて冥土の道を明るくしてやる爲だといふ事であつた。院宣の御使たる中原康定は一族を二人と、家來を十人とつれてゐたが、三浦の介も同じやうに一族を二人と、家來十人をつれて行つた。二人の一族といふのは和田三郎宗實と、比

企の藤四郎能員である。家來十人は、十人の大名から一人宛、急に仕立てられて出されたのである。三浦ノ介其日の服裝は、褐衣の直垂の上に黒絲で縅した鎧を着、黒塗鞘の太刀を佩び、背中には切斑の矢を二十四本挿した服を負ひ、滋籐の弓を小脇に挾んで、兜は脱いで高紐にかけ、御使康定の前へ出て、院宣を受取り奉らうとした。

左史生申しけるは、「只今院宣請け取り奉らむとするは誰人ぞ、名のり給へ」といひければ、兵衛の佐の字にや恐れけむ、三浦の介とは名のらず(1)して、本名三浦荒次郎義澄とこそ名のつたれ。院宣をば蘭箱(2)に入れられたり。兵衛佐殿に奉る。やゝあつて蘭箱をば返されけり。重かりければ、康定之を開いて見るに、砂金百兩入れられたり。若宮の拜殿にして、康定に酒を勸めらる。齋院の次官(3)陪膳(4)す。五位一人役送(5)をつとむ。馬三疋引かる。一疋に鞍置いたり。宮の侍(6)狩野の工藤一郎祐經(7)これを引く。舊き萱屋をしつらうて、康定を入れらる。厚綿の衣二領、小袖十かさね、長持に入れてまうけたり。紺藍摺(8)白布千端を積めり。杯盤豐にして美麗なり。

新釋 すると其の時に左史生が申したには、「只今院宣をお受取申さうとされるのはドナタですか、お名のりなさい」とさう云つたので、義澄は三浦ノ介と云はうと思つたが、主君頼朝が兵衛ノ佐であるので、佐といふ字に恐れをなしたのか、三浦ノ介とは名のらないで、本名通り三浦ノ荒次郎義澄と名のつた。院宣は蘭箱に入れられてあつた。それを其の

(1)三浦の介とは名のらず。吾妻鏡には「景良等名字ヲ問フノ處、介ノ除書未ダ到ラザルノ間三浦次郎ノ由名ノリ畢ンヌ」とある。

(2)蘭箱。何の事か分らぬ。盛衰記には覽箱とある。ともあれ院宣を入れた箱の事である。

(3)齋院ノ次官。齋院司の次官藤原親能。

(4)陪膳。膳に陪してお給仕をする人。

(5)役送。途中にあつて持運びをする役。

(6)宮の侍。京都の近衛河原にゐられる大宮即ち太皇太后の宮の侍。

(7)工藤一郎祐經。南家の末裔で伊豆の押領

使であつた維義の五代の孫。

(8)紺藍摺。紺と藍とで模様を摺染めにした布であらう。

(1)内外に侍あり。此の侍は侍所即ち侍の出仕する所をいふ。侍所には別當以下所役人が定められて事を管掌するのであつて、其詰所は廿五間即ち二十五區割にも及んだ。其中で寝殿に近い方を内侍、遠い方を外侍と呼んだ。源平盛衰記に隨ふと、寝殿に引續いて内侍が九室、外侍が七室、合計十六間あつたといふ。

(2)高麗縁。白地の綾に黒色で雲形、菊花等の紋を織出した疊の縁

まゝ兵衛ノ佐殿に差出した。暫くして蘭箱は返された。康定が受取つて見ると、ドッシリと重味があつたので、あけて見たら砂金が百兩目入つてゐた。終つて、若宮の拜殿で康定に酒を出される。齋院の司の次官がお給仕をして、五位が一人通ひをする。御祝儀には馬を三疋引かれた。其の一疋には鞍が置いてある。以前大宮御所の侍であつた狩野の工藤一郎祐經がそれを引出した。康定の宿舎には古い萱葺の家を臨時に修繕して其處へ入れられる。厚く綿の入つた衣を二領と、小袖を十かさね、長持に入れて用意してあつて、別に紺藍摺の布と、越後産の白布千端とを、餞別として積重ねてある。お料理萬端は何れも豊富で美しいことである。

次の日、兵衛の佐の館にむかふ。内外に侍あり。ともに十六間までありけり。外侍(1)には家の子、郎等、肩を列べ膝を組むで並み居たり。内侍には、一門の源氏上座して、末座には八箇國の大名小名居ながれたり。源氏の上座には、康定をすゑらる。やゝあつて寝殿に向ふ。高麗縁(2)の疊をしき、廣廂(3)には紫緣の疊を敷いて、康定をすゑらる。御簾高く捲き上げさせて、兵衛の佐殿出でられたり。其日は布衣に立烏帽子なり。顔大にしてせいひきかりけり。容貌優美にして言語分明なり。まづ仔細を一事述べたり。「抑も平家、賴朝が威勢に恐れて都を落つ。其跡に木曾義仲、十郎藏人等が打ち入つて、わが高名顔に官加階を思ふ樣に仕り、剩へ國を嫌ひ申す條奇怪なり。又奥の秀衛が陸奥の守になり、佐竹の冠者(4)が常陸守になつて、是も賴朝の下知に從はず。彼等をも急ぎ追討すべきよしの院宣、

(3)廣廂 母屋の外側にある廂の間。廣緣ともいふ。
(4)佐竹の冠者 常陸にあつた佐竹四郞隆義の子佐竹冠者秀義のこと。
(5)名簿 名札、名刺といふのと同意。昔は貴人に謁して二心なく服從する意思を表示する場合、其證據として自己の名を書きつけて提出したものである。

賜はるべき由」を申さる。康定「頓て是にて、名簿(5)をも參らせたうは候へども、當時は御使の身で候へば、罷り上つて、頓て認めてこそ進らせめ。弟で候ふ史太夫重能も、この義を申し候」と申しければ、兵衛の佐殿あざわらうて、「當時賴朝が身として、各の名簿思ひもよらず。さりながらもいたされば、さこそ存ぜめ」とぞ宣ひける。康定頓て今日上洛の由を申す。今日ばかりは逗留あるべしとて留めらる。

新釋 次の日に御使は兵衛の佐賴朝の私邸へ行つた。私邸には內外に侍所があつて、どちらも十六室まであつた。そして外侍の方には家の子や郞黨が肩を列べ膝を組合はせて並列してゐたし、內侍の方には一門の源氏が上座に坐り、末座には關東八ヶ國の大名小名が順次に並んでゐた。康定が行くと、直ぐに源氏の最上席にすゑられた。暫くして正殿に向つて進んだ。其處には高麗緣の疊を敷き廣緣には別に紫緣の疊を敷いて康定をすゑられた。やがて御簾を高く捲上げさせて、兵衛の佐殿が出座された。其の日は狩衣に立烏帽子といふ姿である。見ると、顏が大きくつて、背が低かつた。しかし容貌は優美で、言葉づかひもハキハキしてゐる。一番先に一と事理窟を述べられた。「全體平家は、賴朝の威勢に恐れて都を落ちたのです。それだのに平家のあとへヌケヌケと木曾義仲や、十郞藏人行家等が入り込んで、自分の手柄かほに思ふ存分官位を頂くばかりか、其上にまだ折角下された國を嫌うて交換を願ふなんて不屆き至極です。それに又奥州の秀衡は陸奥守になり、佐竹の冠者は常陸守になつて、これも賴朝の命令には隨ひません。彼等をも急いで討伐しろと

(1)大口•　直垂水干の下に穿く大口袴。主として白い精巧で作り、後の方は太糸を用ゐて織つて紐を強くしめると後へ張出すやうに出來てゐる。之を着ると張出して大きな口があくから大口袴といふのである。
(2)鏡の宿•　滋賀縣蒲生郡にある鏡山の北方にあつた古驛である。
(3)施行•　所謂慈善のためにする米の無料配給。

いふ院宣を戴きたいものです」と云ふ事を申される。康定が「直ぐこゝで名刺を差上げたいと思ひますが、只今はお使の資格で參つたのですから、都へ歸りましてから直ぐと認めて差出しませう。弟の史ノ大夫重能も左樣申しました」と申すと、兵衛ノ佐殿は一笑に附して「現在の頼朝として、別に諸君の名刺なんか貰はうとも思つてゐません。しかし送つて下さるといふなら、其のツモリでゐませう」と仰やつた。康定は直ぐ今日出立して歸京すると申したが、「せめて今日だけは泊つていつたらいゝでせう」と云つて引留められた。

次の日又、兵衛の佐の館へむかふ。萠黄絲威の腹卷一領、白う作つたる太刀一振、滋籐の弓に野矢添へてたぶ。馬十三疋ひかる。三疋に鞍置いたり。十二人の家の子郎等共にも、直垂、小袖、大口(1)、馬、物具に及べり。馬だにも三百疋まであける。鎌倉出の宿よりも、近江の國鏡の宿(2)に至るまで、宿々に十石づつの米をぞ置かれたりければ、澤山なるによつて、施行(3)に引きけるとぞ聞えし。

新釋　翌日も亦、康定は兵衛ノ佐の邸へ行つた。すると餞別として萠黄絲で縅した腹卷を一領と、銀ごしらへの太刀を一本、其の外に滋籐の弓に狩獵用の矢を添へて下された。又馬を十三疋引出された。其中の三疋には鞍が置いてある。十二人の家の子郎等たちにも直垂や小袖、大口、馬、武具に至るまで色々の物を下された。馬だけでも三百疋まであつた。なほ鎌倉を出て最初の宿場から近江の國の鏡の宿までの間の宿場々々には各十石宛の米を配置して途中の食糧に宛てられたので、あまり澤山過ぎるからと云つて、康定は其の殘つた米を窮民たちに配給したといふ事であつた。

（1）猫間●此の一篇は木曾義仲の野人性を現すエピソードとして取入れられたナンセンス物語である。猫間といふ所に住宅があつた爲に猫間の中納言と呼ばれた人物と、動物の猫との混同が出來事を滑稽化してゐるのである。猫間とは猫の事であるが「間」は當て字で、本當は猫丸(Nokomar)の輕いｒがドロップしたものである。烏丸、猿丸、犬丸、翁丸、など外にも例が多い。

七、猫　間（1）

康定都へのぼり、院參して、御坪の内に畏まつて、關東の樣を具に奏聞申したりければ、法皇大に御感ありけり。公卿も殿上人も、ゑつぼに入らせおはしまし、如何なれば兵衛の佐は、かうぞゆゝしうおはしませしか、當時都の守護して候はれける木曾義仲は、似も似つかずあしかりけり。色白う、みめはよい男にてありけれども、起居の振舞の無骨さ、物いうたる言葉つゞきのかたくななる事限なし。ことわりかな、二歳より三十にあまるまで、信濃の國木曾といふ片山里に住み慣れておはしければ、なじかはよかるべき。

新釋　康定は京都へ歸り上つて、早速院の御所へ參つて、御前の小庭の内に畏まつて、關東の狀況を委しく奏上したところが、法皇は聞こし召されて大層御感心遊ばされた。公卿も殿上人もお側で聞いてゐて、會心の笑を催されて、「何だつて兵衛の佐は、そんなにえらくてゐられるんだらうか。當時京都の守備をしてゐられる木曾義仲は、それに比べると似ても似つかないよくない人だ。色は白くて、顔だちだけはいゝ男だが、起居動作が蠻野で、言葉づかひのギクシヤクしてゐる事つたらありやしない。しかし其の筈だよ、何しろ二つの年から三十過ぎになるまで、信濃國の木曾といふ片山里に住み慣れてゐられたのだからね。どうしていゝ筈があるものか」と云はれた。

其比猫間の中納言光隆①の卿といふ人ありけり。木曾に宣ひ合はすべき事あつておはしたりけるを、郎等ども、「猫間殿の入らせ給ひて候」といひければ、木曾大に笑うて、「猫は人に對面するか」とぞいひける。「是は猫間の中納言殿とて公卿にて渡らせ給ひ候」といひければ、さらばとて對面す。木曾、猫間殿とは得いはで、「猫殿の食時にまればれわいたに、②物よそへ③」とぞいひける。「中納言殿、「いかでか、只今さる事の在すべき」と宣へども、木曾、何をもあたらしきものをば無鹽④といふぞと心得て、「ぶゑんの平茸⑤こゝにあり、疾う／＼」と急がす。根井小彌太陪膳す。田舍合子⑥の、極めて大に凹かりけるに、飯うづたかうよそひ、御菜三種して、平茸の汁にてまゐらせたり。木曾が前にも、同じ體にてすゑたりけり。木曾箸とりて食す。中納言は、餘に合子のいぶせさにめさゞりければ、木曾、「汚うな思ひ給ひそ。それは義仲が精進合子で候ふぞ、疾う疾う」とすゝむる間、中納言殿、めさでもさすが惡しかりなむとや思はれけむ、箸取つて食すよしゝて、さしおかれたりければ、木曾大に笑うて、「猫間殿は小食におはすよ。聞ゆる猫おろし⑦し給ひたり。かい給へ⑧／＼や」とぞ責めたりける。中納言殿は、かやうの事によろづ興覺めて、宣ひあはすべき事ども一言もいひ出さず、急ぎかへられけり。

（1）猫間の中納言光隆　入道中納言清隆卿の長男藤原光隆のこと。六條天皇の仁安二年八月一日に參議から權中納言になつたが翌年二月十一日に辭任した。壽永二年には正二位前權中納言で五十七歳であつた。猫間さは七條坊門壬生邊をば北猫間南猫間と呼ぶ其北猫間に住まれたから猫間中納言と稱したのである。

（2）まればれわいたに　「稀々在したるに」の轉訛だ。「わいた」は「在した」の方言化、「まればれ」の Bare は mare の訛である。

（3）よそへ　「盛れよ」この意である、裝ふといふ言葉の方言化である。

（4）無鹽　鹽物に對して生物の魚を無鹽といつたのである。

（5）平茸　餘り多くの人の知らないものであるが、古來食用に供

せられたもので、毎年八九月頃から春にかけて山林中の諸種の潤葉樹の枯木に生ずる茸である。又必要に應じてクルミ、エノキ、カヂノキ、ブナ、ナラ、シデ、ハンノキなどを利用して人工栽培をすることもある。平茸は學名 Agaricus subfincrens Berk. 松茸に似て多數叢生し形も大體に於て松茸に似てゐるが柄は細くして短く殆ご見えない。蓋は薄く扁平で恰も貝殼の形をなし斜に上を向て出來る。大きさは普通二四寸であるが大きな物は五六寸にも達する。蓋の表の色は灰色又は茶褐色で裏は白く細かい刻線がある、食へるのには蓋の上皮を剥いて内部の肉の柔い部分を食するのであるが、味は淡白であまり旨くない。往々中毒することがあるが、古來珍味として食膳に上す例である。著聞集に出てゐる九條太政大臣のうたに「平

新釋 其の時分、猫間の中納言光隆の卿さいふ人があつた。木曾義仲と御相談なさる事があつていらつしたのを、家來ごもが取次いで、「猫間殿がいらつしやいました」と云つたさころが、木曾は大層笑つて、「ハヽヽ猫が人に逢ふものかい」さ云つた。「いゝえ只今いらつしてゐるのは猫ではございません、猫間の中納言殿と申して公卿でおいでになります」と云ふと、それぢやアさいふので、對面した。しかし木曾は猫間殿とは正確に云ひ得ないで、「猫殿が食時にまればれわいたに、ものよそへ」と云つた。中納言が「ごうして只今はまだそんな時刻ぢやございませんでせう」と仰やつたが、木曾は何でも新しい物なら皆無鹽と云ふのださ心得て、「無鹽の平茸がちやうごあるから、早く早く」さ急がせた。根井の小彌太がお給仕をする。田舍椀の頗る大きくてコツポリしてゐるのに、飯を山盛に盛上げて、菜を三色に、平茸の汁で御膳部を差上げた。木曾の前にも同じ要領で置いた。木曾は直ぐに箸を執つて食べた。中納言はあんまりお椀が見苦しいので召上らないでゐると木曾は、見咎めて「汚くはありません、それは義仲の精進椀です。さアお早く」さ勸めるので、中納言は召上らないのもいくら何でもわるからうと思はれたものか、箸を執つて召上る眞似だけをして、下へ置かれた。すると木曾は大層笑つて「猫殿は小食でいらつしやるわい。話に聞いてゐる猫おろしをされただ。さアおかいなさい、おかいなさい」と云つて責めた。中納言殿は折角御相談があつていらつしたのであるが、こんな目にあつたので呆れ返つて、肝腎御相談にならうとした事も一言もいひ出さないで急いで歸られた。

その後(のち)、義仲院參(よしなかゐんざん)しけるが、官加階(くわんかかい)したる者(もの)の、直垂(ひたたれ)にて出仕(しゆつし)せむ事(こと)あるべうもなしとて、俄(にはか)に布衣(ほうい)となり、さうぞく、冠(かんむり)ぎは⑨、袖(そで)のかゝり⑩、指貫(さしぬき)の輪(りん)⑪に

非はよき武士に、そ似たりけれ恐ろし乍らさすが見まほし」一名ムキタケ、アハビタケ。

(6)合子・・合器さふのも同じである。今日の漆椀の事。蓋と實さを合はせるから合子さ稱するのである。

(7)猫おろし・・猫は少し食べると直ぐに食ひ餘す、それで云つたのであらう、といふ意味に「平家物語考證」は解してゐる。

(8)かひたまへ・・おかへなさい。即ちそれを皆食べて代りを御請求なさい、の意。

(9)かぶりぎは・・烏帽子のかぶりぎは即ち烏帽子をかぶつた額ぎは。

(10)袖のかゝり・・袖の紐のくゝり工合。

(11)指貫の輪・・指貫袴の袴をくゝつて輪状をさせるさころの工合。

(12)すゑ飼ふ・・居飼にしておいて、食糧ばか

いたるまで、頑なることかぎりなし。鎧取つて着、矢かき負ひ、弓押し張り、兜の緒をしめ、馬に打ち乘つたるには、似も似ずあしかりけり。されども車にゆがみ乘んぬ。牛飼は八島の大臣殿の牛飼なり。牛車もそれなりけり、逸物なる牛のすゑ飼う(12)たるを、門出づるとて、一揩(13)あてたらうに、なじかはよかるべき。牛は飛んで出づれば、木曾は車の中にて仰向にたふれぬ。蝶の羽をひろげたるやうに、左右の袖を廣げ、手をあがいて、起きむ／＼としけれども、なじかは起きらるべき。木曾、牛飼とは得いはで、「やれ小牛ごてい(14)よ、やれ小牛ごていよ」といひければ、車をやれといふぞと心得て、五六町こそあがかせ(15)けれ。今井の四郎、鞭鐙を合はせて追つつき、「何とて御車をばかやうには仕るぞ」といひければ、「餘に御牛の鼻が強う候うて」とぞのべたりける。牛飼、木曾に中直せむとや思ひけむ、「それに候ふ手形(16)と申すものに、取りつかせ給へ」といひければ、木曾手形にむずと掴み附いて、「あつぱれ支度や、牛ごていがはからひか、殿のやうか」とぞ問うたりける。

新釋　其の後、義仲は院の御所へ參つたが、苟くも官位のある者が、直垂で出仕するさいふ事はないといふので、急に狩衣姿になつた。ところが裝束の着こなしから、烏帽子をかぶつた額ぎはの格好、袖の紐のくゝり工合、指貫の輪の樣子までが、ギゴチない事つたら

りやつて使はない事。
(13)一楉スハヘと訓む。細く眞直な小枝のこと。昔はこれで笞刑に當る犯人を鞭つたものである。それから轉じて牛馬に鞭當てることに使つた。
(14)小牛ごてい　ごていは健兒の字を當る、軍團に屬するものである。此頃にも其名稱は殘つて居たが、牛飼の年齡なごが健兒に似てゐたので、斯く呼んだのであらう。
(15)あがかせ　足搔くの音便、足で水を搔く如き動作をすること。卽ち走ること。
(16)手形。手かけである。車に昇降する時、それにつかまる爲のもの。

ない。鎧を取つて着て、矢を背負ひ、弓を押當てゝ弦を張つて、兜の緒をシッカリと締め馬に乘つた姿とは、似もつかない程わるかつた。しかしどうやら斯うやら曲りなりに車に乘るだけは乘つた。此の車の牛飼は今八島にゐられる前内大臣宗盛殿の牛飼で、牛車も亦同樣であつた。逸物の牛を長い間居食ひさせて置いたのを、門を出ると直ぐ、一鞭當てたんだから、どうしてたまつたものぢやない。牛は烈しい勢で飛出したので、木曾はハヅミを食つて車の中で仰向けさまに倒れた。蝶が翅をひろげたやうに、左右の袖をひろげて、手をバタバタやつて、起きよう起きようとしたが、どうして起きられるものぢやない。それで木曾は牛飼に、車をもツと靜にやらせようと思つて、呼びかけたが、牛飼とは能う云はないで、「やれ牛飼ごていよ、やれ牛飼ごていよ」と云つたので、牛飼は、「もつと車を早くやれ」と云ふのだと思つて、五六町程も疾走させた 供についてゐた今井の四郎は驚いて急いで馬を走らせて行つて、漸く追ひついて、「何だつて御車をこんなに走らせるのだ」と云ふと、牛飼は「あんまり御牛の鼻ツぱりが強いもので御座いますから」と陳述した。でも、牛飼は流石にわるいと思つて、義仲と仲直りをしようとでも思つたのか、「其處にございます手形といふものにおつかまりなさいませ」と云ふたので、木曾は手形にムンヅと摑みついて、「あゝこれはうまい仕懸がしてあるな、これは牛ごていが發明したのか、それとも殿がこんな工夫をしておかれたのか」と尋ねた。

さて院の御所へまゐり、門前にて車かけはづさせ、後よりおりむとしたりければ、京のものゝ雜色に召し使はれけるが、「車には召され候ふ時こそ、後よりはめされ候へ。下りさせ給ふ時は、前よりこそおりさせ給ふべけれ」といひければ、木曾、

「いかでか車ならむからに、何條すどほりをばすべき」とて、終に後よりぞ下りてける。其外をかしき事ども多かりけれども、恐れてこれを申さず。牛飼は終に斬られにけり。

新釋 それで院の御所へ參ると、御門前で車をかけをはづさせて、後部から下りようとしたので、京都人で雜色として使はれてゐたものが見かねて、「車にお召しになります時には後から御乘車になるのでございますが、お下りの時は、前の方からお下りになるのでございます」と注意をすると、木曾は「車だからつて、素通りをするといふ法があるものか」といつて、到頭後から下りた。其の外にも滑稽な事が多かつたけれども、祟がこはいから云はないで置かう。牛飼は到頭斬罪に處せられた。

八、水島合戰

さる程に、平家は讃岐の八島にありながら、山陽道八箇國(1)、南海道六箇國(2)都合十四箇國をぞ討ち取りける。木曾安からぬことなりとて、頓て討手を向けらる。大將軍には、陸奥新判官義康が子矢田の判官代(3)義清、侍大將には、信濃の國の住人、海野の彌平四郎行廣(4)を先として、都合其勢七千餘騎、山陽道へ發向す。備中の國水島が渡に舟を浮べて、八島へ旣に寄せむとす。閏十月一日の日、水島が渡(5)に小舟一艘出で來り。海士船、釣船かと見る處に、さはなくして平家の方より牒の使(6)の船なりけり。源氏の方の兵共之を見て、干しあげたりける五百餘艘の船共を、皆我先にノ\とぞ下ろしける。

新釋 其のうちに、平家は讃岐の八島に根據地を置いてゐて、山陽道八ケ國、南海道六ケ國合計十四ケ國を占領した。木曾義仲は、小癪にさはる事だと云つて、直ぐに討伐軍を出征させた。司令官には陸奥の新判官義康の子の矢田の判官代義清、隊長には信濃ノ國の住人である海野の彌平四郎行廣を最初に算へて、其の兵力合計七千餘騎の者が、山陽道に向つて出動を開始した。備中ノ國の水島水道から全軍悉く船に乘つて、今にも八島を進撃しようとした〻と、閏十月一日になつて、水島水道に一隻の小舟が現れた。漁船か釣船かと思つて見てゐると、さうではなくつて平家から挑戰の使だつた。源氏方の兵等は之を見て、

(1)山陽道八箇國 中國地方の脊梁山脈を境として、其の北を山陰道とし、南を山陽道とした。山陽道八箇國は、即ち播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門で、今日の縣でいへば岡山東部から順次に兵庫、岡山、廣島、山口の諸縣である。

(2)南海道六ヶ國 阿波、讃岐、伊豫、土佐の四國に紀伊、淡路を加へたもので、今の和歌山縣全部、兵庫縣の一部、愛媛、香川、德島、高知の諸縣。

(3)判官代 院中の職である。上皇脫履の後六位の藏人を此職に任ぜらるゝのである。

(4)海野の彌平四郎行廣 信州小縣郡の武人。

(5)水島 今の岡山縣淺口郡柏崎村の地。今

海岸へ引上げて乾かしてあつた五百餘隻の船を一齊に下ろして、我れがちにと海上に乘り出した。

平家は千餘艘でご寄せたりける。大將軍には新中納言知盛の卿、副將軍には能登の守教經なりけり。能登殿大音聲を上げて、「いかに四國の者共、北國の奴原に生捕にせられむをば、心憂しとは思はずや。御方の船をば組めや」とて、千餘艘の纜舳綱を組み合せ、中にもやひ(1)を入れ、歩の板を引き渡し／＼渡いたれば、船の中は平々たり。鬨つくり矢合して、遠きをば射ておとし、近きをば太刀で斬る。或は熊手(2)にかけて引き落さるゝものもあり、或は引組み、指し違へて、海へ飛び入るものもあり。いづれ隙ありとも見えざりけり。

新譯　此の時平家は源氏の兵力に約二倍する千餘艘の船で來襲して來た。司令官には新中納言知盛卿、副司令官には能登ノ守教經だつた。中にも能登守教經は大きな聲を張上げて「どうだ四國の者等、お前たちは北國の奴等に捕虜にされる事を情ないとは思はないかい、皆味方の船を組合せろ」と云つて、千艘餘の船の纜は纜、舳綱は舳綱と互に結び合せて聯結し、歩み板を船と船とへ多數にかけ渡したから、船の上は廣々としたものになつた。さうして置いて、鬨の聲をドッとあげて、空矢の射合ひをしてから、遠くに居る敵は射撃し、近くにゐる敵は肉迫して行つて太刀を以て斬つた。中には又熊手で引つかけられて海中へ落される者もあり、又互に組合ひをして刺し違へて飛込む者もあり、何處に一點の乘ぜられる隙間があらうとも見えなかつた。

は陸續きに成つてゐるが、當時は島だつた。

(6)牒の使　てふの使とあるので、或は朝の使さ解し、又邏の使即ち撿非違使、諜の使即ち偵察の使と解する等、様々であるが、牒の使即ち開戦の使と解するのが穏當だらう。

(1)もやひを入る　聯結すること。

(2)熊手　熊手状に曲げた鐵製の爪を裝ふた武器。これに長い柄がついてゐて、戦場では之をさし延べて敵を引つかけ倒すのである。

源氏の方の侍大將、海野の彌平四郎行廣討たれぬ。之を見て矢田判官代義淸、安からぬ事なりとて、主從七人小船に乘り、眞前に進むで戰ひけるが、船踏み沈めて亡せにけり。平家は船に馬を立てたりければ、船共乘り傾け〳〵馬共追ひ下し〳〵、船に引きつけ〳〵泳がす。馬の足立、鞍爪(1)浸る程にもなりしかば、ひた〳〵と打ち乘つて、能登殿五百餘騎、をめい(2)て先をかけ給へば、源氏のかたには大將軍は討たれぬ、我先にとぞおち行きける。平家は今度水島の軍に勝つてこそ、會稽の恥をば雪めけれ。

新釋 源氏の方では隊長の海野の彌平四郎行廣が戰死したので、之を見た矢田の判官代義淸は小癪に障る事だと云つて、家來と共に七人で小船に乘つて、最前線に進んで奮鬪してゐたが、あまり船を踏傾けたゝめに沈沒して溺死した。平家の方では船の上に豫め馬を立たせて置いたから、陸岸近く進んで來ると船を乘傾けては馬を追下ろし、追下ろし、皆船に引きつけて泳がせて置いて、馬が水の中に立つて、鞍の下部にある突角がちやうど水に浸る位の淺さに達した時分を見計らつて、一同ヒラリヒラリと飛乘ると、能登守敎經は五百餘騎の兵士の先登に立つて吶喊して前進されたので、源氏の方では司令官まで旣に戰死したあとではあるし、我先にと逃げ落ちて行つた。平家は此の時水島に戰勝して初めて會稽の辱を雪いだ。

(1)鞍爪。前出。鞍の前輪の股の如く下へ張出てゐる先端をいふ。其邊まで水のつく程の海の深さをいふのである。

(2)をめく。わめくこと。大に叫ぶこと。

九、瀨尾最後

木曾の左馬頭此由を聞いて、安からぬ事なりとて、其勢一萬餘騎で備中の國へ馳せ下る。こゝに平家の御方に候ひける備中の國の住人瀨尾の太郎兼康は、聞ゆる兵にてありけれども、去んぬる五月北國の戰の時、運や盡きにけむ、加賀の國の住人倉光の次郎成澄(1)が手にかゝつて、生擒にこそせられけれ。其時、既に斬らるべかりしを、木曾殿、あつたら男を左右なう斬るべきにあらずとて、弟三郎成氏(2)に預けられてぞ候ひける。人おひ心ざま、誠に優なりければ、倉光も懇にもてなしけり。蘇子卿(3)が胡國に囚はれ、李少卿が(4)漢朝へ歸らざりしが如し。遠く異國につけること(5)も、昔の人の悲めりしが所なりといへり。おしかはのたまき(6)、かものばく、以て風雨をふせぎ、腥きしゝ、らくのつくりみづ、以て饑渴に充つ。夜は寢ぬることなく、晝はひねもすに仕へて、木を伐り草を苅らずといふばかりに從ひつつ、いかにもして敵を窺ひ討つて、今一度舊主を見ばやと思ひ立ちける兼康が、心の中こそ恐ろしけれ。

新譯　左馬頭木曾義仲は此の報告を聽いて、小癪に障る事だと云つて、一萬餘騎の兵を率ゐて備中の國へ馳け下つた。こゝに平家方に屬してゐた備中の國の住人瀨尾の太郎兼康は

---

(1)倉光ノ次郎成澄　林、利仁將軍九代の孫、加賀介成家の子。
(2)三郎成氏　成澄の弟である。
(3)蘇子卿　蘇武のこと、子卿は字である。
(4)李少卿　李陵のこと。
(5)遠く異國につける　こと。「遠ク異國ニ托ケルコト」昔ノ人ノ悲シメリシ所」李陵が胡國に留つて蘇武に與へた書に出てゐる句。
(6)おしかはのたまき　これも李陵の書中にある句「韋ノ鞲、毳ノ幕、以テ風雨ヲ禦ギ、羶キ肉、酪ノ漿、以テ飢渴ニ充ツ」韋は、なめし皮。鞲は、舊注に「タマキ」と訓ませてある。弓を射るときに臂に當てるものであるが、それを防寒具にしたのであらう。毳幕は毛氈の帳のこと、酪はコンデンスミルク。

名を知られた武士であつたが、去る五月の北陸方面の戰鬪に際して、運が盡きたといふものか、加賀の國の住人の倉光次郎成澄の手にかゝつて捕虜にせられた。本當なら此の時もう首を斬られてる筈だつたのを、木曾殿は、惜しい男を無やみと斬つてはならぬと云つて成澄の弟の倉光三郎成氏に預けて置かれた。ところが此の兼康といふ男は人づきもよく、性質が誠に優雅だつたから、倉光も親切に待遇した。ちやうど蘇武が胡國に捕虜となり、李陵が匈奴に留まつて漢朝へは歸らなかつたのと同じやうな境遇である。李陵は蘇武に答へて、「遠ク異國ニ托ケルコトモ昔ノ人ノ悲メリシ所」であると云つてゐる。所謂る「韋ノ韝毳ノ幕以テ風雨ヲ禦ギ、羶肉酪漿以テ飢渇ニ充ツ」で、夜もロクロク寝ず、晝間は一日勞役に從うて、只木を伐つたり草を刈らないと云ふばかりに働き、さうして油斷をさせて置いて、どうでもして敵の隙を覗うて討ち、もう一度舊主人にあひたいと思ひ立つた兼康の心中は實に恐ろしい事であつた。

或時瀬尾太郎、倉光の三郎にいひけるは、「去んぬる五月より、かひなき命を助けられ參らせて候へば、誰を誰とか思ひ參らせ候ふべき。今度御合戰候はゞ、命をば先づ木曾殿に奉らむ。それにつき候ひては、先年兼康が知行し候ひし備中の瀬尾といふ所は、馬の草がひよき所にて候。御邊申して給はらせ候へ。案内者せむ」といひければ、倉光三郎、木曾殿に此由を申す。木曾殿「さては、不便の事をも申す。ござんなれ。實には汝下つて、馬の草などをも構へさせよ」とぞ宣ひける。倉光の三郎畏まり承つて、手勢三十騎ばかり、瀬尾太郎を相具して、備

(1)播磨の國府。今の兵庫縣飾磨郡御國野村大字國分寺。こゝに昔は播磨國の地方廳があつた。

(2)三石。岡山縣備前和氣郡にある。岡山市から少し北へ寄つて東方十里の地點に當つてゐる。船坂峠の直ぐ西麓で、山間の小都市ではあるが、山陽道の兵要の陣地である。

(3)備前の國府。備前國赤坂郡西高月村大字馬屋にあつた。

中の國へ馳せ下る。

新釋 或る時、瀬尾ノ太郎が倉光の三郎に云つたには、「去る五月に生き甲斐のない命を助けられて以來、斯うやつてお世話に與つて居りますから、源氏の外に誰の事を思ひませう。今度若し戰爭があるやうでしたら私の命は一番先に木曾殿に差出しませう。それにつきましては、先年兼康が貰つて支配して居りました備中の瀬尾といふ所は、馬糧の豐富な屈強の根據地です。私が案内しますから、あなたから木曾殿にさう申上げて下さい」とさう云つたので、倉光の三郎は木曾殿に其の由を申した。木曾殿は聞かれて、「さりとては可愛い事をいふ奴だ。よしよし、實際今からお前が一緒に行つて、馬に食はせる草やなんかの用意をさせろ」と仰しやつた。倉光の三郎は謹んで主人の命令を承つて、直屬の兵士三十騎程をつれ、瀬尾ノ太郎と同伴して、備中ノ國へ馳下つた。

瀬尾が嫡子小太郎宗康は、平家の御方に候ひけるが、父が木曾殿より暇賜はつて下ると聞いて、年來の郎等ども催し集めて、其勢百騎ばかりで、父が迎に上りけるが、播磨の國府(1)で行き逢うたり。それより打ち連れて下る程に、備前國三石(2)の宿に留まつたりける夜、瀬尾が相知つたる者ども酒を持たせて來り集まり、終夜酒もりしけるが、倉光が勢三十騎ばかりを強ひ臥せて、起しも立てず、倉光の三郎を始として、一々に皆刺し殺してける。備前國は十郎藏人の國なりけり。其代官の國府(3)にありけるをも、やがて押し寄せて討つてけり。

新釋 瀬尾の太郎の長男である小太郎宗康は平軍に屬して居たが、父が木曾殿からヒマを貰つて下つて來ると聞いたので、長年召使うてゐた部下の兵士たちを召集して、百騎ばかりの兵力で、父兼康の出迎に上つてゆく途中、播磨の國府で行きあつた。それで其處から一緒に伴れだつて下るうちに、備前國三石の宿驛で泊つた晩に、瀬尾の古馴染の者が、酒を持寄つて來て、其の晩一晩飲みあかさうさいふので一同で酒宴をした。其の時に兼康側の者は、倉光のつれて來た三十人ばかりの兵士たちに頻に酒を勸めて、醉倒れさせて、倉光の三郎初め其の部下の全部を、起直る時間も與へずに一人一人皆刺殺して了つた。此の備前の國は、源氏方の十郎藏人行家の領國だつたが、其の代官が地方廳にゐたのをも、直ぐに押寄せて行つて襲撃した。

瀬尾太郎申しけるは、「兼康こそ木曾殿より暇賜はつて、是までまかり下つたれ。平家に御志思ひ參らせむ人々は、今度木曾殿の下り給ふに、矢一つ射かけ奉れや」と披露しければ、備前、備中、備後、三箇國の兵共、然るべき馬・物具・所從などをば平家の御方へ參らせて休み居たりける老者ども、瀬尾に催されて、或は柿の直垂(1)につめひも(2)し、或は布の小袖にあづまをり(3)し、破腹卷綴り着、山靱(4)竹箙(5)に矢共少々さし、搔き負ひ〳〵、都合其勢二千餘人、瀬尾が舘へ馳せ集まる。備前國福隆寺縄手(6)、篠のせまり(7)を城廓に構へて、口二丈、深さ二丈に濠を堀り、搔楯かき、高櫓(8)し、逆木引いて待ち懸けたり。

(1)柿の直垂 柿色の直垂。
(2)つめひも 直垂の紐をつめ直したのであるさいふ風に舊註には解してゐる。
(3)あづま折 新六帖にあづまからげとあるに同じく着物の裙を端折ることである。
(4)山靱 靱は矢を入れる器で、其外部を獸類の毛皮で蔽ふてあるもの。矢は其の毛皮の陰にスッポリさ隱れ

ろやうに出來てゐる。ウツボといふ名は、空洞即ちウツロの轉である。之を背中へ斜に負うて出るのである。山靱といふのは田舍出來といふ程の意。

(5)竹箙。竹製の箙。

(6)福隆寺繩手。笹の迫と同所。

(7)笹の迫り。備前國御津郡伊島村西坂に今城址が殘つてゐる。現稱はサヽ、ハサマとあるが、ハザマ、セマリ、セコ何れでもよいので、共に山間又は河岸の陸路に名づけられる。

(8)高櫓。望樓兼兵器室。

(1)舟坂山。岡山縣ノ和氣郡にある。昔和氣郡のあつた處で、今も備前と播磨との境に當つてゐる。

(2)はたばり。鰭張である。俗に横幅又は幅ノ廣サといふのに當つてゐる。

十郎藏人の代官、瀨尾に討たれて、その下人の逃げて京へのぼるが、播磨と備前の境なる舟坂山(1)にて、木曾殿に行き逢ひ奉り、此由かくと申しければ、木曾殿「にくからむ瀨尾めを、斬つて捨つべかりつるものを、手延にして、たばかられぬる事こそ安からね」と、後悔せられければ、今井四郎が申しけるは、「きやつが頰魂、たゞものとは見え候はず。自體斬らうと申し候ひしも、こゝ候ふぞかし。さりながら何程の事か候ふべき。兼平先づ罷り向つて見候はむ」とて、其勢三千餘騎で備前の國へ馳せくだる。備前國福隆寺繩手は、はたばり(2)弓杖一杖(3)ばかりにて、遠さは西國道の一里(4)なり。左右は深田にて馬の脚も及ばねば、

新釋　瀨尾ノ太郎は、さうして置いて、やがて「兼康は木曾殿から解放されて、こゝまで下つて來た。平家に忠誠の志を持つてゐる人は、今度木曾殿が下つて來られるのを待受けて、たとひ一筋の矢でもお射かけ申せ」と宣令したので、備前、備中、備後と三ヶ國の武士どもの中で、相當な馬や、武器従卒などを平家の方へ差出して、自分だけが後へ殘つて休養してゐた老軍人どもは、瀨尾に催促されて、或るものは柿色の直垂につめ紐をなし、或る者は又、布の小袖に縫上げをして、こはれた腹卷を修理して着用し、手製の田舍胡籙や竹箙に矢を少しばかり挿込み、ズリ落ちて來るのを搖上げ搖上げ、其の兵力合計二千人餘りの者が、瀨尾の住宅へ驅集まつて來た。兼康はそれ等の者どもで、備軍を編成して、備前ノ國の福隆寺繩手篠の迫に防壘を築造し、幅二丈深さ二丈の壕を掘鑿して、防柵を高く設け、鹿柴をしいて待構へてゐた。

三千餘騎が心は前に進めども、力及ばず、馬次第にぞ歩ませける。今井四郎押し寄せて見ければ、瀬尾太郎は、急ぎ高櫓に走り上り、大音聲を上げて「去んぬる五月より、かひなき命を助けられ參らせて候、各の芳志には、是をこそ用意仕つて候へ」とて、二十四さいたる矢を、差しつめ引きつめ散々に射る。今井四郎宮崎三郎(5)、海野、望月、諏訪、藤澤などいふ一人當千の兵ども、是を事ともせず、兜のしころを傾け、射殺さるゝ人馬をば、取り入れ引き入れ、堀を埋め、或は左右の深田に打ち入れて、馬の草わき(6)鞅(7)つくし、太腹に立つ所をも事ともせず、群つて押し寄せ、或は谷ふけ(8)をも嫌はず、駈け入り〳〵、をめき叫んで攻め入りければ、瀬尾が方の兵共、助かる者は少く、討たるゝ者ぞ多かりける。

【通釋】其の間に十郎藏人の代官が、瀬尾の爲に襲撃されて討たれたので、其の雜卒どもは京都の方へ逃げ上つて行つたが、播磨と備前との國境にある船坂山で、木曾殿とバッタリ出會つたので、其の委しい報告をすると、木曾殿は聞いて「あのにつくい瀬尾めを早く斬つてしまふのだつたのに、ツイ延々にして置いて欺されたのが殘念だ」と後悔せられた。すると今井ノ四郎が申したには、「見た所、あいつの骨相は、人並のおとなしい人間とは見えません。全體私があの男を斬つてしまひませうと申したのも、此の爲だつたんです。しかし何アに高が知れてゐます。兼平が先へ行つて來て見ませう」と云つて、三千餘騎の兵力で備前ノ國へ馳下つた。兼康が防壘を築いて居た備前ノ國の福隆寺繩手は、横幅が七

(3)弓杖一杖　弓を尺杖に代用して弓一張の長さを單位に、弓一杖二杖と算へるのである。即ち弓杖一杖とは七尺五寸をいふ。

(4)西國道の一里　西國の一里は六町一里である。

(5)宮崎三郎　不明

(6)草わき　馬が草を分けて進むところ、即ち胸。

(7)鞅　胸部から背中へかけて縛る綱。

(8)谷ふけ　谷の深い所の意味だらうといふ。

尺五寸位程で、距離は西國道の一里ばかりしかない道である。道の左と右とは何れも馬の足も立たない位の深い泥田であるから、三千餘騎の者は心ばかりは前へ行つてゐるが、どう仕方もないので、馬の足に任せてあるかせた。今井ノ四郎が城壘の近くまで突進して行つて見ると、瀨尾ノ太郎は急いで望樓へ走り上り大きな聲を張上げて、「此の五月以來、生甲斐のない命をお助け下さつた諸君の御厚意に對するお禮には、これを用意して置きました」と云つて、二十四本挿してゐた矢をつがへては引き、つがへては引いて、盛に射た。今井ノ四郎、宮崎三郎、海野、望月、諏訪、藤澤などといふ一人で千人にも當る程の武士たちは、雨のやうに降つて來る矢を何とも思はず、兜の錣を傾けて進み乍ら、射殺された人や馬は片端から後へ引きずり込んで、堀を埋め、或は左右の深田へ馬を乘入れて馬の胸先から鞅までも泥に沒し、太腹に立つ所をも事ともせず、群がり立つて押寄せ、或は谷の凄いところをも問題とせずに、驅入り驅入り、吶喊して攻入つたので、瀨尾方の兵どもは何れも命を助かる者は少く、戰死する者が多かつた。

夜に入つて、瀨尾が賴み切つたる篠のせまりの城廓を破られて、敵はじとや思ひけむ、引き退く。備中國板倉川(1)の端に、搔楯かいて待ちかけたり。今井四郎やがて續いて攻めければ、瀨尾が方の兵共、山靫竹箙に矢種のある程こそ防ぎけれ、矢種皆つきければ、力及ばず、我先にとぞ落ち行きける。瀨尾太郎唯主從三騎に打ちなされ、板倉川の端に着いて、緣山(2)の方へ落ちぞゆく。

新譯　夜に入つて瀨尾が大丈夫と確信してゐた篠の迫の城廓を遂に破られたので、瀨尾軍

（1）板倉川。岡山縣備中國吉備郡福谷の山中に發源して南流し、宇井田、日近井（ヒチカキ）の南川と合し、足守川を經て都窪郡に入り、こゝに笹瀬川と會して備前備中の國境を流れ、兒島灣に注いでゐる足守川の別稱。所によつては大井川、矢部川とも云ふ。

（2）緣山。不明。

の者は、これはとてもかなはないと思つたものか、守を捨てゝ退却した。そして備中ノ國の板倉川の河岸に、防楯を立て列べて敵の追撃を待つてゐた。すると今井ノ四郎は又追撃戰に移つて攻寄つて來たので、瀨尾方の兵どもは、山靭や竹箙に矢のある間は防戰したがもう射るべき矢が一本も無くなつて了ふと、どう仕方もないので、我れ先にと逃げ落ちて行つた。瀨尾太郎は遂に家來と唯だ三人に討ち滅らされて了つて、板倉川の河岸に沿うて綠山の方へ落ちて行つた。

去んぬる五月、北國にて瀨尾を生捕にしたりける倉光次郎成澄は、弟の三郎成氏を討たせて、安からずや思ひけむ。今度も又、瀨尾めに於ては生捕にせむとて、唯一騎、群にぬけて追つてゆく。あはひ一町ばかりに追つつき、「あれはいかに瀨尾とこそ見れ。まさなうも敵に後を見するものかな。返せやかへせ」と詞をかけゝれば、瀨尾太郎は板倉川を西へ渡すが、川中に控へて待ちかけたり。倉光の次郎、鞭鐙を合はせて追つつき、押し並べてむずと組むで、どうと落つ。互に劣らぬ大力ではあり、上になり下になり轉び合ひけるが、河岸に淵のありけるに轉び入りぬ。倉光は無水練、瀨尾は屈竟の水練にてありければ、水の底にて倉光が腰の刀を拔き、鎧の草摺引き上げて、柄も拳も通れ〳〵と、三刀さいて首を取る。

新釋　去る五月の、北陸方面の戰鬪の時に、瀨尾を捕虜にした倉光の次郎成澄は、弟の三

郎成氏を討たれて、殘念に思つたものか、今度も亦瀨尾の奴は自分が捕虜にしてやらうといふので、唯一騎で、仲間から拔けて追つかけて行つた。約一町程の間隔まで追つついて「其處へ行くのは瀨尾だと認めるが、違ふか。武士らしくもない敵に後を見せるぢやないか、引返せ引返せ」と呼びかけると、瀨尾の太郎は其の時板倉川を西へ渡らうとしてゐたが、川の中に止まつて待ち受けてゐた。倉光は馬を疾驅させて行つて追つついて、馬と馬とを乘並べてムンヅと組合つて、二人共ドサリと下へ落ちた。どちらも優劣のない大力ではあるし、互に上になり、下になつて、暫くは轉び合つてゐたが、到頭河岸へ寄つたところにあつた深い淵へ轉がり込んだ。ところが倉光の方はテンで游泳の心得がないし、瀨尾は水泳の達人だつたから、水の底で倉光の腰の刀を拔いて、鎧の草摺を引上げて、柄も拳も通れ通れと、三刀刺貫いて首を取つた。

瀨尾太郎、わが馬をば乘り損じたりければ、倉光が馬に打ち乘つて落ちて行く。嫡子小太郎宗康は、年は二十になりけれども、餘に太つて一町とも得走らず。之を見棄てゝ、瀨尾は廿餘町ぞ延び(1)たりける。瀨尾太郎、郎等にいひけるは、「日來は千萬の敵に逢うて軍するには、四方晴れて覺ゆるが、今日は小太郎宗康を棄てゝ行けばにやあらむ、一向先が闇うて見えぬなり。今度の軍に命生きて、二度平家の御方へ參つたりとも、兼康は六十に餘つて幾程生かうと思うて、唯一人ある子を棄てて、是まで遁れ參つたるらむなど、同僚共にいはれむ事こそ口をしけれ」といひければ、郎等「然候へばこそ、唯御一所でいかにもならせ給へと申しつるは

(1)延びる　逃げ延びる。

(2)かんばかり　斯ばかりの音便である。

(3)五逆罪　殺父は五逆罪の一つだからである。

(4)鷺が森　地點不明

こゝ候ふぞかし。返させ給へ」とて、又取つて返す。案の如くに小太郎宗康は足かんばかりに(2)腫れて、伏せりゐたる所へ、瀬尾太郎取つて返し、急ぎ馬より飛んで下り、小太郎が手を取つて、「汝と一所にていかにもならむと思ふために、是まで歸りたるはいかに」といひければ、小太郎涙をはら〱と流いて、「假令此身こそ不器量に候へば、こゝにて自害を仕り候ふとも、我故御命をさへ失ひ參らせむ事、五逆罪(3)にや候はむずらむ。只とう〱延びさせ給へ」といひけれども、「思ひ切つてむ上は」とて、休み居たりける所に、又新手の源氏五十騎はかりで出で來る。瀬尾太郎、射殘したる八筋の矢を指しつめ引きつめ、散々に射る。生死は知らず、矢庭に敵八騎射落し、其後太刀を拔いて、先づ小太郎が首ふつと打ち落し、敵の中へかけ入り、竪ざま横ざま、蜘手、十文字に駈け廻り、散々に戰ひ、敵數多討ち取つて、そこにて討死してけり。郎等も主に些とも劣らず戰ひけるが、痛手負うて生捕にこそせられけれ。中一日あつてやがて死にゝけり。彼等主從三人が首をば、備中國鷺が森(4)にぞ懸けたりける。木曾殿「あはれ剛のものや、是等が命を助けて見で」とぞ宣ひける。

新釋　瀬尾ノ太郎は自分の馬を乘りつぶしたので、倉光の馬を取つて、それに乘つて落ちて行つた。此の時、兼康の長男の小太郎宗康は、年は二十であつたが、あんまり太りすぎ

て居るために、一町とは能う走らなかつたので、兼康は仕方なくそれを見捨てゝ置いて、二十町餘りも逃げ延びた。しかし暫くしてから瀨尾太郎は部下を顧みて、「いつも敵に會戰する時には、たとひ敵が何千騎何萬騎居ようとも、氣がセイセイしてるのに、今日は小太郎宗康をあとに見棄てゝ來たせいか、まるで先が眞闇で見えない。それによし今度の戰爭に命が助かつて、又と平家の御方に參つたつても、兼康はもう六十過にもなつて、これから先何年生きるつもりで、唯た一人の子ごもまで見棄てゝ、こゝまで逃げて來たのだらうなごと仲間の者に云はれるのは口惜しいからね」と云ふと、部下の者は「だから、たとひごう成らうとも御一所においでに成りませ、と申したのです。さア今一度引返しませう」と云つて、又引返した。前の地點まで歸つて見ると、果して小太郎宗康は、足がこんなにも腫れて、道ばたに倒れてゐた。引返して來た瀨尾ノ太郎は、それを見ると、急いで馬から飛んで下りて、小太郎の手をシッカリと握つて、「お前と運命を共にしようと思つて歸つて來たのだが、どんな工合だ」といふと、小太郎は涙をハラハラと流して、「私は假令、こゝで自殺をしましても、自分の不束故ですから何とも思ひませんが、私故にお父さんを殺しては、五逆罪になるでせう。いゝから早く此處を落ち延びて下さい」と云つたがしかし兼康は、「イヤ一旦決心した上は俺の意志を決行しよう」と云つて、暫く息を休めてゐるところへ、又新鋭の源軍が五十騎程驅けて來た。瀨尾ノ太郎は射殘した矢がまだ八本だけ箙にあつたのを、つがへては引き、つがへては引きして、盛に射撃したので、生きてるか死んだか、與へた傷の程度は不明であるが、即座に敵を八騎馬から射落して了ふと太刀を拔いて、先づ我が子の小太郎の首をサッと斬落し、敵の中へ飛込んで、竪ざま横ざま、蜘蛛手十文字に驅廻つて奮闘した上、敵を大勢討取つて其の場で戰死を遂げた。部下の者も主人に少しも負けない位勇敢に戰つたが、重傷を負ふたゝめに捕虜にされた。しかし中一日置いて間もなく死んだ。源軍では彼等主從三騎の首を備中ノ國の鷺ケ森に晒し首にした。木曾殿はそれを見て、「あゝ皆えらい奴だ、是等の者どもの命を助けて味方として働かして見たかつた」と仰やつた。

一〇、室山合戰

さる程に、木曾は備中國萬壽庄(1)にて勢揃して、八島へ既に寄せむとす。其間都の留守に置かれたりける樋口次郎兼光、西國へ使者を奉つて、「殿の渡らせ給はぬ間に、十郎藏人殿こそ、院の切人(2)して樣々に讒奏せられ候ふなれ。西國の軍をば暫くさしおかせ給ひて、急ぎ上らせ給へ」といひければ、木曾さらばとて、夜を日に繼いで馳せ上る。十郎藏人行家は、木曾と中違うて惡しかりなむとや思はれけむ、其勢五百餘騎で、丹波路に懸かつて、播磨國へ落ち下る。木曾は、攝津國を經て都へ入る。

(1)萬壽の庄　今、岡山縣都窪郡に萬壽(マス)村がある。其の地方を含んだ莊であらう

(2)院のきり人　院の御所中での權勢のある人。今キレモノ、キレル人と云ふのと同意である。

【新譯】其の間に木曾は備中ノ國の萬壽の庄に全軍を集中して、八島へ今にも襲撃しようとしてゐると、其處へ、かねて自分の不在中に京都の留守軍司令官として殘して置かれた樋口ノ次郎兼光から、西國へ使をよこして「殿の御不在中に、十郎藏人殿は、院の御所の有力者を介して殿の事を色々と惡しざまに讒奏せられました。西國の戰爭の事は暫く其のまゝにして置いて、急いで御上洛下さい」と云つて來たので、木曾はさういふ事なら直ぐに歸らうといふので晝夜兼行で驅け上つた。十郎藏人行家は、木曾と不和になつては結果がよくあるまいと思はれたものか、五萬餘騎の兵を率ゐて丹後街道から播磨の國へ落下られ

た。それと入れちがひに、木曾は攝津の國を經由して京都へ入つた。
平家は木曾討たむとて、大將軍には新中納言知盛卿、本三位中將重衡卿、侍大將には、越中次郎兵衛盛嗣、上總五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清、伊賀平内左衛門家長を先として、都合其勢二萬餘騎、播磨國に押し渡り、室山(1)に陣をぞ取つたりける。十郎藏人行家は、平家と軍して、木曾と中直りせむとや思ひけむ、其勢五百餘騎、室山へこそかけられけれ。平家は陣を五つに張る。先づ伊賀平内左衛門家長、二千餘騎で一陣を固む。越中の次郎兵衛盛嗣、二千餘騎で二陣を固む。上總の五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清、三千餘騎で三陣を固む。本三位の中將重衡卿、三千餘騎で四陣を固め給ふ。新中納言知盛の卿、一萬餘騎で五陣に控へ給へり。先づ一陣伊賀の平内左衛門家長、暫くあひしらふ體にもてなし、中をあけてぞ通しける。二陣越中次郎兵衛、是もあけてぞ通しける。三陣上總の五郎兵衛惡七兵衛、共にあけてぞ通しける。四陣本三位中將重衡卿も、同じうあけてぞ入れられける。先陣より五陣まで、豫て約束したりければ、源氏を中に取り籠めて、我打ち取らむとぞ進みける。十郎藏人行家、こはたばかられにけりとや思はれけむ。面も振らず命も惜まず、こゝを最後と攻め戰ふ。新中納言の宗と賴まれたりける、紀七衛門、紀八衛門、紀九郎などいふ、一人當千の兵共、皆そこにて

(1)室山。兵庫縣播磨國揖保郡室津港の後背にある山。

(2)高砂　兵庫縣加古郡加古河口の町。高砂の松の名所である。
(3)吹飯の浦　今の大阪府泉南郡深日(フケ)村の海濱。近く播淡の翠巒を望み、海岸には海潮の浸蝕作用が形成したグロテスクな岩石が一起一伏して、風光佳絶の白砂青松地帶である。昔は千鳥の名所であつた。
(4)長野　大坂府南河内郡の村。千早城の西北二里、後村上帝の行在所があつて天野山から東方へ一里の地點にある。

十郎藏人にうち取られぬ。かくして、五百餘騎の勢共、僅三十騎ばかりにうちなされ、雲霞の如くなる敵の中を割つて出づれども、わが身は手も負はず、廿七騎大略手負ひ、播磨國高砂②より船に乘つて、和泉國吹飯の浦③へおしわたり、それより河内國長野④の城にたてこもる。平家は、室山、水島、二箇度の軍に勝つてこそ、彌勢はつきにけれ。

【新譯】平家は此の時木曾を討取らうと云ふので、司令官には新中納言知盛卿、本三位の中將重衡卿、隊長には越中の次郎兵衛盛嗣、上總の五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清、伊賀の平内左衛門家長を最初に算へて、其の兵力總計二萬餘騎、播磨の國に押渡つて、室山に陣地を占領した。此の時、源氏方の十郎藏人行家に於ては、平家と一戰して、木曾と融和しようとでも思はれたものか、五百餘騎の兵力で室山の平家の陣地へ突撃された。それと見ると平家は防禦陣地を五つに分けて布いた。先づ伊賀の平内左衛門家長は二千餘騎で第一線を守備し、越中の次郎兵衛盛嗣は同じく二千餘騎で第二線を守り、上總の五郎兵衛忠光と、惡七兵衛景清とは三千餘騎で第三線に備へ、本三位の中將重衡卿は三千餘騎で第四線を固められる。新中納言知盛卿は、自ら一萬餘騎を率ゐて第五線に控へておいでになる。最初に第一線の伊賀の平内左衛門家長は暫く應戰する樣子を裝うて、わざと敵に中堅を突破させて通した。第二線の越中の次郎兵衛、これも亦同じやうに道をあけて通した。三線の上總の五郎兵衛と惡七兵衛、何れも共にあけて通した。四線の本三位の中將重衡卿も、同じくあけて入れられた。最前線から第五線まで、前以て牒し合はせてあつたから、源氏の全

軍がこゝまで來ると、忽ち之を四方から包圍して、我こそ討取つて一功名しようと進み寄つた。十郎藏人行家は、これは欺かれたと思はれたか、脇目もふらず、命も惜まず、決死の覺悟で奮闘した。新中納言が一番頼みに思はれてゐた紀七衛門、紀八衛門、紀九郎などといふ一人で千人に當る程の兵たちは、皆其の場で十郎藏人に討たれて了つた。斯ういふ風に烈しい戰をして、行家は五百騎餘つれてゐた兵を僅三十騎程に討減らされ乍ら、雲か霞のやうな敵の大軍の包圍を遂に突破しおふせて、戰線外に出たが、自分は一ヶ所の負傷もせず、部下の二十七騎は大抵負傷して、播磨ノ國の高砂から船で、和泉の國の吹飯の浦へ押渡り、それから轉じて河內ノ國へ越えて、長野の城に立てこもつた。平家は室山と水島と二度の戰に勝利を得て、一層勢がついた。

一一、鼓判官

凡京中には、源氏の勢充ち滿ちて、在々所々に入りどり(1)多し。賀茂。八幡の御領ともいはず、靑田を苅つて秣にし、人の藏を打ちあけて物を取り、路次に持つて逢ふものを奪ひ取る。平家の都におはせし程は、六波羅殿とて唯大方恐ろしかりしばかりなり、衣裳を剝ぎ取るまではなかりしものを、平家に源氏かへおとりしたりとぞ人申しける。

新釋 此の時京都市中は源氏の兵隊で殆ど一ぱいになつてゐたが、其の兵等が到る所の民家へ侵入しては掠奪するので、諸所方々で難に遭ふ者が多かつた。彼等は賀茂の神領でも八幡の御領でも一向お構ひなく、靑々してゐる田の稻を刈取つて馬の秣にし、他人の土藏を押しあけては物を取り、途中で出逢つた者の持物を奪ひ取るといふ有樣なので、人民たちは皆憎み恐れて、平家が京都においでに成つた間は、六波羅殿と云つたつて、概念的に恐ろしかつたばかりである、人の着物を剝ぎ取るといふやうな事まではなかつたのに、これでは平家に源氏が入りかはつて、却つて惡くなつたと申した。

研究 平家物語考證所引の公卿記錄に依ると、源軍士卒の狼藉は既に壽永二年七月二十七日、義仲行家入京頃から起つてゐる。そして斯の如く京都市中に狼藉が行はれるのは士卒

(1)入りどり 他人の住居又は看守する所有地又は邸宅内に侵入して、財物を强取すること。即ち現代の法的觀念でいふ强盜行爲。

が餘り多く入込み過ぎてゐる爲であるから、駐在の兵員を減ずるがよいさする説と、減員を行うても糧食の給養が足らなければ依然さして掠奪が行はれるであらうから、更に一國を賜はるがよいさする説さが相對峙して行はれてゐる。是等の兩説は何れも共に反對があつて行はれなかつたやうであるが、八月六日の記には「京中物取追捕兼日倍增、天下已滅亡了。三界無安之金言誠哉」とあり、九月五日には「近日京中物取今一兩倍增。一塵之物不レ能レ持二出途中一、京中之萬人於レ今者一切不レ能レ存二命一、義仲院御領已下併押領日々倍增、凡緇素貴賤無レ不レ拭レ涙」とある。

法皇(1)より木曾左馬頭のもとへ「狼藉鎭めよ」と仰せ下さる。御使は壹岐守知親が子に、壹岐守の判官知康といふ者なり。天下に聞えたる皷の上手にてありければ、時の人皷判官とぞ申しける。木曾對面して、先づ院の御返事をば申さで、「抑わ殿を皷判官といふは、萬の人に打たれたうたか、張られたうたか」とぞ問ひたりける。知康返事に及ばず、急ぎ還り參つて、「義仲をこの者にて候。早く追討せさせ給へ。只今朝敵になり候ひなむず」と申しければ、法皇やがて思し召し立たせ給ひけり。さらば然るべき武士にも仰せつけられずして、山の座主・寺の長吏に仰せられて、山・三井寺の惡僧共をぞ召されける。公卿・殿上人の召されける勢といふは、向ひ礫(2)、いん地(3)、いひがひなき辻冠者原(4)、さては乞食法師原なり。又信濃源氏、村上の三郎判官代、是も木曾を背いて法皇へぞ參りける。

(1)法皇　元來は維摩經に「法王法力超二群生一、常以二法財一施二一切一」とあるが如く、佛法の王の義であるが、我が國では法體即ち僧體にならせられた天皇の御事を申上げるのである。

(2)向ひ礫　石打の事であらうが委しい事は分らない。

(3)いん地　印地打ともいふ。石打の轉訛であらうといふ。後世の石合戰の事。隊を分つて石を投合ひ勝負を決する兒童遊戲である。之を「いんぢ」といふことは義經記にも「白河の印地五十人かたらひ」としてある。

(4)辻冠者　浮浪の青年。

(1)五畿內　畿は彊の意味で支那では皇居を中心として方千里を王畿とも、近畿とも云つた。畿內は即ち王畿內のことで、我が國の畿內地方は山城、大和、河內、和泉、攝津の五ケ

新釋　法皇から木曾左馬頭のところへ「兵士たちの亂暴を鎭めよ」と云ふ御命令を下される。其のお使に參つたのは壹岐守知親の子で壹岐判官知康といふ者である。世間で評判の皷の上手であつたから、當時の人々は鼓判官と申した。知康が行くと、木曾は直ぐに出て會つて何よりも先に院樣の御命令に對するお返事も申上げないで「全體君の事を世間で鼓判官といふのは、大勢の人に打たれたのかね、それとも張られたのかね」と尋ねた。知康はムツとして返事もせずに急いで還つて了つたが、直ぐ御前へ參つて「あの義仲といふ男は馬鹿者でございます、早く御追討遊ばせ。捨置いては今に朝敵に成りませう」と申したので、法皇は直ぐ其の通りに御決心遊ばされた。しかしそれならさうで相當な武士に御下命になればいゝのに、さうは遊ばさないで、比叡山や三井寺の惡法師たちを御招集になつた。別に公卿や殿上人の御召集になつた兵士といふのは向ひ礫や印地打などの、云ふにも足らぬ、町の浮浪人共や、さては又乞食坊主どもである。其の外には又信濃源氏の村上の三郎判官代、これも木曾を背いて法皇のお味方に參つた。

木曾の左馬頭、院の御氣色惡しうなるときこえしかば、始は木曾に從うたる五畿內(1)の者共、皆木曾を背いて院方へ參る。今井の四郎申しけるは、「是こそ以ての外の御大事にて候へ。さればとて十善の君に向ひ參らせて、いかで御合戰候ふべき。只兜を脱ぎ、弓の弦をはづいて、降人に參らせ給ふべうもや候ふらむ」と申しければ、木曾大に怒つて、「我信濃を出でしより、小見、(2)合田(3)の合戰より

始めて、北國にては、礪並、黑坂、志雄坂、篠原。西國にては福隆寺縄手、笹のせまり、板倉が城を攻めしかども、一度も敵に後を見せず。假令十善の君にて渡らせ給ふとも、兜を脫ぎ、弓の弦をはづいて、降人にはえこそまゐるまじけれ。たとへば都の守護してあらむずる者が、馬一疋づつ飼うて乘らざるべきか、幾らもある田ども苅らせて秣にせむを、強に法皇の咎め給ふべき樣やある。兵粮米つきぬれば、冠者原(4)どもが、西山・東山の片ほとりについて時々入取せむは、何かは苦しかるべき。大臣以下、宮々の御所へも參らばこそ僻事ならめ。いかさま是は、鼓判官が凶害(5)と覺ゆるぞ。其鼓めうち破つて捨てよ。今度は義仲が最後の軍にてあらむずるぞ。且は兵衛佐賴朝が返り聞かむずる所もあり。軍能うせよ者共」とて、打ち出でけり。

【譯】 木曾の左馬の頭に對して、院樣の御機嫌がわるくなつたと云ふ事が聞こえたので、最初のうちは義仲に從うてゐた五畿内の者どもは、皆木曾を背き去つて院樣のお味方に參つた。今井の四郎は此の形勢を觀て木曾殿に申したには「これは非常な一大事です。それかと申して恐れ多くも十善の君に對し奉つて、どうして御交戰なさる事ができませう。此の上は唯一つ、兜を脫ぎ弓弦をはづして御降參なさる外に仕方はございませんでせう」とさう申すと、木曾は大層腹を立てゝ「俺は信濃を出てから、小見、合田の戰から、北陸地方では、礪波、黑坂、篠原、西國では福隆寺縄手、笹の迫、板倉の城を攻めたが、まだ

國から成つてゐたから之を五畿内と云つた。

(2) 小見・今の長野縣東筑摩郡の麻績村地方であらう。それならば猿ヶ馬場峠の南麓に當る。

(3) 合田・今の長野縣東筑摩郡會田村の事。こゝに海野氏の城があつた。

(4) 冠者原・新に冠したる者をいふことで若年の人の總稱。

(5) 凶害・害惡を加へむとする意思を以てする不法行爲。

一度も敵に背中を見せたことはない。よし相手が十善の君でいらつしたからつて、兜を脱いだり、弓の弦をはづしたりまでして　降參するなんて事は俺には出來ない。早い話が常都の守備に當つてゐる程の者が、馬の一疋宛位は乘用に飼つてないといふ事があらうか。さすれば、此の京都の近郷近在に幾らもある田を少し位刈取らせて秣にしたからつて、何もそれを法皇が强ひてお咎めにならなければ成らぬといふ法もあるまい。又兵糧が無くなつたら、若い者共が西山東山の一部地方で、時々徴發をやつたからつて、何の差支があるものか、大臣以下の邸宅や、宮樣方の御所へまで侵入してもしたらそれこそ不都合だらうが、これ位の事で彼是非難される理由は少しも無いのだ。察する所これはあの鼓判官めの惡だくみだらう。やア皆の者、あの鼓めを打破つて了へ。今度は義仲の最後の戰爭だぞ。それに兵衛の佐頼朝に聞かれた場合の事もあるから、氣をつけて立派な戰爭をしろ」と云つて打つて出た。

北國の者ども、初は五萬餘騎ときこえしが、皆落ち下つて、僅六七千騎ぞありける。義仲が軍の吉例なればとて、七手に分ち、先づ樋口次郎兼光、二千餘騎で、新熊野(1)の方より搦手に差し遣す。殘る六手は、各が居たらむずる條里・小路(2)より皆打ち立つて、六條河原で一つになれと、合圖を定めて打ち立ちけり。御方の笠印には　松の葉をぞ附けたりける。

【新譯】北國から義仲について來た兵數は最初五萬餘騎といふ事であつたが、此の時には大抵皆脫隊して逃歸つて了つて、僅六七千騎ばかりに成つてゐた。義仲が今までの戰に於て

(1)新熊野　洛東泉涌寺附近。
(2)條里・小路　條里とは町通のこと。一條、二條三條と云ふやうな大通りをいふ。小路は其の間の小さな道筋。

の目出度い例だからといふので、全軍を七隊に分けて、先づ樋口ノ次郎兼光には二千餘騎の兵力で、新熊野方面から院の御所の背面に向つて前進させ、殘る六隊は各其の現在地點の條里の隘路から皆前進行動を開始して、六條河原で集合しろと、一般方略を授けて出發させた。自軍の標識としては全軍の軍用笠に皆松の葉をつけさせた。

一二、法住寺合戰

(1)軍の行事　軍奉行といふ所か。官家では行事といつたのである。

(2)四天を書きて　增長、廣目、持國、多聞の四天王の名を紙に書いて兜へ貼つたのである。

(3)金剛鈴　前に註した。金剛杵を柄につけた鈴。金剛杵は又鈴杵。僧侶の修法の具である。

(4)澆季　澆は薄い、ことを示す。澆季は末で、世が末になつて人情が輕薄になつたことを「世が澆季になつた」といふ。

軍は十一月十九日の朝なり。院の御所法住寺殿にも、軍兵二萬餘人參り籠つたる由聞えけり。木曾、法住寺殿の西門へ押し寄せて見ければ、鼓判官知康は軍の行事①承つて、御所の西の築墻の上に登り上つて立つたりけるが、赤地の錦の直垂に、兜ばかりぞ着たりける。兜には四天を書いてぞ②押したりける。片手には鉾を持ち、片手には金剛鈴③を持つて打振り〳〵、時々は舞ふ折もあり。公卿殿上人は、「風情なし、知康には天狗ついたり」とぞ笑はれける。知康大音聲を上げて、「昔は宣旨を向つて讀みければ、枯れたる草木も忽に花咲き實生りけり。飛ぶ鳥も地に落ち、惡鬼惡神も從ひき。末代澆季④なればとて、いかでか十善の君に向ひ參らせて、弓を引き矢をば放つべき。放たむ矢は、却つて汝等が身に立つべし。拔かむ太刀は、却つて身を斬るべし」など罵つたりければ、木曾「さな言はせそ」とて、鬨をどつとぞ造りける。

【新譯】 戰爭は十一月十九日の朝である。院の御所の法住寺殿にも、兵が二萬人餘りお味方に參つて立てこもつてゐると云ふことであつた。木曾が法住寺殿の西門へ攻寄せて行つて

見ると、鼓判官知康は全軍の指揮官を命ぜられて、御所の西側の土塀の上へ上つて立つてゐたが、赤地の錦の直垂に鎧は着ないで只兜だけを着てゐた。兜には四天王の像を書いて貼りつけてゐたが、片手には鉾、片手には金剛鈴を持つて、何度もそれを打振つては、時々踊つて見せたりした。公卿や殿上人はそれを見て「沒趣味な事をする奴だ、知康には天狗がついたぞ」などと笑はれた。知康は此の時大きな聲を張上げて「昔は宣旨を讀みかけたら枯れ果てた草や木にも忽ちに花が咲き、實が生り、飛ぶ鳥も地上に落ち、荒ぶる鬼や恐ろしい神も服從したものだ。如何に世が末になつたからつて、どうして十善の君に對し奉つて、弓を引き矢を放つといふ事があつて可いものか。お前等が射放した矢は、却つてお前等の身體に立つだらう。お前等の拔いた太刀は、却つて自分の身を切るだらう」などと木曾軍に向つて罵倒しかけると、木曾は怒り立つて「糞ッ、あんな事をいはすな」と云つて鬨の聲をドッとあげた。

さる程に樋口次郎兼光、二千餘騎、新熊野の方より、同じう鬨の聲をぞ合はせける。今井四郎兼平、鏑の中に火を入れて、法住寺殿の御所の棟に射立てたりければ、折節風は烈しゝ、猛火は天に燃え上つて、焰は虛空に充ち滿てり。黑烟押しかゝりければ、軍の行事知康は人より先に落ちにけり。行事が落つる上はとて、二萬餘人の兵共、我先にとぞ落ち行きける。餘にあわてさわいで、弓とる者は矢を知らず、矢取る者は弓を知らず。或は長刀逆さまに突いて、わが足つき貫く者もあり。或は弓の弭、物に掛けてえ外さで、捨てゝ逃ぐる者もあり。

新譯　其のうちに又、背面攻撃に廻つた樋口次郎兼光等二千餘騎の一隊は、正面攻撃が始まつたと見ると、同時に鬨の聲を合はせて、新熊野の方面から攻めた。此の時今井四郎兼平は、鏑矢の鏑の中へ火を入れて、法住寺殿の御所の棟へ射立てたから、ちやうど烈風の吹いてゐる折ではあるし、猛火は天を焼くが如くに高く燃え上つて、火焔は空中に充滿した。眞黒な煙が渦を卷いて襲ひかゝつて來るのを見ると、誰より先に總指揮官の知康が逃げ落ちた。指揮官が落ちた以上はといふので、二萬人餘り居た兵等も皆、我一にと落ちて行つたが、あんまりあわてゝ騒いで、弓を持つてゐる者は矢を忘れ、矢を取上げたものは弓を忘れ、或は又長刀を反對に突立てゝ自分の足を突刺すものもあり、或は弓の先を何かに引つかけて、どうしても外れないために、捨てゝ逃げる者もあつた。

七條が末をば、攝津の國の源氏の固めたりけるが、院の御所より、落人あらば用意して皆打ち殺せと、下知せられたりければ、在地の者共、屋根に楯を突き並べ、襲の石(1)を取集めて、待ち居たる所に、攝津の國の源氏の落ちけるを、あはや落人とて、石を拾ひかけ、散々に打ちければ、「院方にてあるぞ、過失すな」といひけれども、「さないはせそ、院宣であるに、唯打ち殺せ〳〵」とてうつ程に、或は頭打ち破られ、或は腰打ち折られて馬より落ち、はふ〳〵逃ぐる者もあり、或は打ち殺さるゝ者も多かりけり。

新譯　七條の町はづれは、攝津の國の源氏が御命令を受けて守備に當つてゐたが、別に院の御所から町の者に御布令になつて、若し落人が逃げて行くのを見たら、準備をして置い

(1)襲の石　盛衰記には襲の石と書いてあるのに據つた。敵を襲ふ爲の用意の石といふ義であらう。

(1)主水正親業　主水正は宮內省に屬し、供御の水漿饘粥水室の督を管掌する主水司の長官である。古くは水取造の職であつた。親業は賴業の子。

(2)上り。北進すること。

(3)大外記賴業　顯長ともいふ。天武帝十三代の孫で、從五位下大外記祐隆の子清原氏。

(4)明經道の博士　經書を明らかにする道。郎ち儒學專門の博士。清原、中原の二氏專ら之に任じた。博士は今日の如く學位ではなく官

八條が末をば、山僧共の固めたりけるが、はぢある者は討死し、つれなき者は落ちて行く。こゝに主水正親業(1)は、薄青の狩衣の下に、萠黄縅の腹卷を着、白月毛なる馬に乘つて、河原をのぼりに(2)落ちけるを、今井四郎兼平おつかゝり、よつ引いて、しや頸の骨をひやうふつと射て、馬より逆さまに射落す。清大外記賴業(3)が子なりけり。明經道の博士(4)甲冑をよろふ事、是初とぞ承る。近江の中將爲清(5)、越前の少將信行(6)、伯耆守光綱、子息伯耆判官光經も、射落されて頸とられぬ。木曾を背いて院へ參つたる信濃源氏村上三郎判官代も討たれぬ。按察使大納言資賢卿の孫右少將雅賢(7)も鎧立烏帽子で軍の陣へ出でられたりけるが、樋口次郎兼光が手にかゝつて、生捕にこそせられけれ。天台座主明雲(8)大僧正、寺の長吏圓慧法親王も、御所に參り籠らせ給ひたりけるが、黑烟既に押しか

て皆打殺せと御下命になつたので、所の町人ごもは、屋根の上にずうつと防禦施設をなして攻擊用の石ころを寄せ集めて待受けてゐると、其の前を攝津の國の源氏が落ちて行つたので、「さあ落人だぞ」と云つて石を拾うて投げ拾うては投げ、散々に打ちつけたので、「こら待て、我々は院方だぞ、間違ひをするな」と云つたが、「そんな口を利かせるな、誰でも彼でも落人はみな殺せといふ院宣なんだから打殺せ打殺せ」と言つて打ちつけたので、或は頭をわられ、或は腰の骨を折られて馬から落ち、這ふやうにして逃げて行く者もあり、或は打殺される者も多かつた。

で、大學教授に相當する。

(5)近江少將爲淸　藤原氏、鎌足十八代の孫美濃守貞淸の子。

(6)越前少將信行　鎌足十七代の孫左京大夫信輔の子。

(7)右少將雅賢　按察使大納言資賢の長男で嘉應二年七月二十六日に右少將に任ぜられた。

(8)明雲　久我大納言顯通の子である。

(1)豐後少將宗長　豐後守賴經の子。

(2)木蘭地の直垂　木蘭といふ木の皮を煎じて染めたもので、赤黑い色である。

ゝりければ、御馬に召して、急ぎ出でさせ給ひけるを、武士共散々に射奉る。明雲大僧正、圓慧法親王も、御馬より射落されて、御頸取られさせ給ひけり。

【通釋】八條通りの町はづれは、山法師が警備してゐたが、苟くも恥辱を知つてゐる者は戰死し、恥を知らぬ者は逃げ落ちて行つた。此の時、主水正の親業は、薄青の狩衣の下に、萠黄縅の腹卷をつけ、白月毛の馬に乘つて、鴨川の河原を北に向つて落ちて行つたのを、今井の四郎兼平は追つかけて行つて、思ひきり強く弓を引いて、首の骨を目標にピユッと射擊して、馬から眞逆さまに射て落さした。これは大外記淸原賴業の子であつた。明經道の博士が武裝をしたのはこれが最初だと聞いてゐる。近江の中將爲淸、越前の少將信行、伯耆守光綱、其の子の伯耆の判官光經も馬から射落されて、首を取られた。又木曾方を背いて、院の御所へお味方に參つた信濃源氏村上の三郎判官代も討たれた。按察使の大納言資賢卿の孫の右少將雅賢も、鎧に立烏帽子といふ姿で戰線へ出られたが、樋口の次郎兼光の手にかゝつて捕虜にされた。天台座主の明雲大僧正、三井寺の長吏圓慧法親王も、院の御所へ御籠城になつてゐたが、鼠黑な煙が最早おそひかゝつたので騎馬で急いで出られたのを、木曾方の武士共が散々に御射擊申上げた。明雲大僧正、圓慧法親王お二方とも此の時御馬から射落されて、お首をお取られになつた。

法皇は御輿にめして、他所へ御幸なる。武士共散々に射奉る。豐後の少將宗長(1)、木蘭地の直垂(2)に折烏帽子で供奉せられたりけるが、「是は院にて渡らせ給ふぞ。過仕るな」と申されたりければ、武士共皆馬より下りてかしこまる。何

（3）矢島● 嵯峨本に行綱とある。矢島氏は信州佐久郡南御牧村大字矢島にゐた一族。

（1）三位賴輔● 前出八七二ページ參照。此の時に賴輔は七十二歲である。此の老公卿が全裸體で、舊曆十一月の寒風に吹きさらされ、僧衣をかぶつてブルブルと戰慄してゐる樣が想像される。

者ぞと御尋ありければ、「信濃國の住人、矢島四郎行重(3)」と名のり申す。やがて御輿に手かけ參らせて、五條內裏へ入れ奉つて、嚴しう守護し奉る。

通釋 法皇も御輿に召して、御所から他の場所へ御幸遊ばされる。と見るや、武士どもは又散々に之を射奉つた。此の時お輿の側には、豐後ノ少將宗長が、木蘭地の直垂に折烏帽子を着て、お供をしてゐられたが、「これは院樣でいらせられるぞ、間違ひをするな」と申されると、武士どもは皆、馬から下りて敬禮した。「何者か」とお尋ねになると「信濃の國の住人矢島ノ四郎行重でございます」とお名のり申上げた。直ぐにお輿に手をおかけ申して五條內裏へお入れ申上げて、嚴重に御守護申上げる。

評釋 「これは院にてわたらせ給ふぞ、過ち仕るな」と云ふ一言で、荒くれない田舍武士も、忽ち馬から下りて畏つたといふところに日本人の美しい傳統的國民意識がある。戰場に於てさへも、皇室のお方々は常に敵ではないのだ。前に木曾義仲に向つて、今井ノ四郎が「十善の君に向ひ參らせて、いかで御合戰候ふべき。只兜をぬぎ、弓の弦をはづいて、降人に參らせ給ふべうもや候はむ」と云つた言葉と相俟つて、注意すべき記事である。「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」といふ我帝國憲法の規定の精神を、最も明白に解釋するものは實に此の心持である。

豐後の國司刑部卿三位賴輔卿(1)も、御所に參り籠られたりけるが、黑煙既に押し懸かりければ、急ぎ河原へ逃げられけるが、武士の下部共に、衣裳皆剝ぎ取られて眞裸にて立たれたり。比は十一月十九日の朝なれば、河原の風さこそは烈しかりけ

め。三位の兄越前の法橋性意が中間法師(2)のありけるが、軍見むとて出たりけるが、三位の裸にて立たれたるを見つけて、「あなあさまし」とて急ぎ走り寄る。此法師は、白き小袖二つに衣をぞ着たりける。さらば小袖をも脱いで着せ奉れかし。衣を脱いで投げかけたり。短き衣うつぼ(3)に被つて、帶をもせず、後の體さこそは見苦しかりけめ。さらば急ぎも歩み給はで、白衣なる法師を供に具しておはしけるが、あそこゝに立ちやすらひ、「あれなるは誰が家ぞ、こゝなるは何者の宿所」なんど問ひ給へば、見る人、手を叩いて笑ひあへりけり。

新釋 豐後ノ國司兼刑部卿である三位頼輔卿も御所へ參つて一緒に籠城しておいでになつたが、黒煙が既に襲ひかゝつて來たので、急いで河原へ逃出された途中で、武士の下男どもに着物を皆剝ぎ取られて、全裸體で立つてゐられた。時分はちやうど十一月十九日の朝方の事であるから、河原の風は嘸强かつたらうと思はれる。此の三位の卿の兄君に當る越前の法橋性意に召使はれてゐる中間法師があつて、折柄軍見物をしようと思つて出かけたが、三位の卿が裸で立つてゐられたのを不圖見つけて、「まア淺ましい」と云つて急いで駈寄つた。此の法師は白い小袖を二枚重ねて、其上へ衣を着てゐた。それなら其小袖でも脫いでお着せ申せばいゝのに、衣の方を脫いで投げかけた。それで卿は早速それを借りて着られたが、ツンツルテンの短い衣をスッポリと素肌にかぶつて、帶もせずにゐられる格好は、後から見たら嘸見つともなかつたらう。それも急いでゝもお歩きになることか、白衣の法師を供につれて、あつちこつちで悠々と立止つては、「あそこにあるのは誰の家だ、こゝに

(2)中間法師。雜役を勤める法師で、身分の稍低い者。

(3)うつぼ。素肌に衣だけをスッポリとかぶつたのである。

あるのは何者の宿所か」などと尋ねたりしていらつしやるので、それを見るものは皆手を打つて笑ひ合つた。

主上は御船に召して、池に浮ばせ給ひたりけるに、武士共頻に矢參らせければ、七條の侍從信清(1)紀伊守範光、御船に候はれけるが、「是は内にて渡らせ給ふぞやあやまち仕るな」と申されければ、武士共皆馬より下りて畏まる。やがて閑院殿へ行幸なし奉る。行幸の儀式のあさましさ、申すもなか／＼おろかなり。

〔通釋〕　聖上陛下はお船に召して、池へ御避難になつたところが、武士どもはそれとも知らずに頻に矢をお射かけ申したので、其の時お船に伺候してゐられた七條ノ侍從信清と紀伊守範光とが、「これは陛下でいらせられるぞ、間違をするな」と申されると、武士どもは皆驚いて馬から飛んで下りて敬禮した。すぐにそれから閑院御殿へ行幸おさせ申上げる。其の時の行幸のお儀式の淺ましかつた事は、なまなか云ひ立てゝも實狀を十分には盡くせない程である。

源藏人仲兼(1)は、其勢五十騎ばかりで、法住寺殿の西の門を固めて防ぐ所に、近江源氏山本の冠者義高、鞭鐙を合はせて馳せ來り、「いかにおの／＼は誰をかばはむとて、軍をばし給ふぞ。御幸も行幸も他所へなりぬとこそ承れ」といひければ、さらばとて大勢の中に驅け入り、散々に戰へば、主從八騎に討ちなさる。八騎が中に、河内の日下黨(2)に、加賀房といふ法師武者あり。月毛なる馬の口のこはき

(1)七條侍從信清　鎌足十八世の孫七條修理大夫信隆の長男。承安元年四月ン日侍從に任じた。

(1)源藏人仲兼　河内守源光遠の子である。嵯峨本には近江守仲兼とある。

(2)日下黨　今の大坂府中河内郡日下村に本據を有した日下氏の一黨。

にぞ騎つたりける。「此馬は餘に口が强うて、乘りたまるべしとも存じ候はず」といひければ、源藏人、「さらば此馬に乘り替へよ」とて、栗毛なる馬の下尾白いに騎り替へて、根の井の小彌太が、二百餘騎ばかりで控へたる河原坂(3)の勢の中へ駈け入り、散々に戰ひ、そこにて八騎が五騎討たれぬ。加賀房はわが馬のひあひ(4)なりとて、主の馬に乘り替へたりけれども、運や盡きにけむ、そこにて終に討たれにけり。爰に源の藏人の家の子に、次郎藏人仲賴といふ者あり。栗毛なる馬の下尾白いが、駈け出でたるを見つけて、下人を呼び、「こゝなる馬は、源の藏人の馬と見るは僻事か」。「さん候」(5)と申す。「さてその陣へや駈け入つたると見つる」。「河原坂の勢の中へこそ入らせ給ひつるなれ。御馬も、やがてあの勢の中より出で來て候」と申しければ、次郎藏人、涙をはら〱と流いて、あなむざんや、はや討たれ給ひたり。幼少竹馬のむかし(6)より、死なば一所で死なむとこそ契りしに、今は所々に伏さむ事こそ悲しけれ」とて、妻子の許へ最後の有樣いひ遣し、唯一騎河原坂の勢の中へ駈け入り、鐙踏むばり立ち上り、大音聲を上げて、「敦躬の親王に八代の後胤、信濃守仲重が子に、次郎藏人仲賴とて、生年二十七に罷りなる。我と思はむ人々は寄りあへや、見參せむ」とて、竪樣、横樣蜘手、十文字に駈け破り駈け廻り戰ひけるが、敵あまたうち取つて、終に討死し

(3)河原坂　京都の八條から宇治方面へ行く道にあつた坂。

(4)ひあひ　危險なこと。我が馬が口强くて自由に御せられぬ爲危く覺えたといふのである。今でも關西方面では危い目にあつたことをばヒヤイ目にあつたといふ。

(5)さん候　さに候の音便。さうでございますの意である。

(6)竹馬の昔　一緒に竹馬に乘つた昔の意「殷浩既ニ廢セラル、桓温人ニ語ツテ曰ク、少時ソレ、コレト共ニ竹馬ニ騎ル」と晉書に出てゐる。

(7)攝政殿　藤原基通
(8)木幡山　京都から宇治へ行く路にある山
(9)富家殿　故兼實公を申す。其別業の此頃もあつてそこへ落ちて行かれたのである。

てけり、源の藏人之をば知り給はず、兄の河内守仲信打ち具して、主從三騎南をさして落ち行きけるが、攝政殿(7)の都をば軍に恐れさせ給ひて、宇治へ御出ありけるに、木幡山(8)にて追つつき奉り、馬より下りて畏まる。「何者ぞ」と御尋ありければ、仲信。仲兼と名乘り申す。「東國北國の兇徒等かなんど思し召したれば」とて御感あり。「やがて汝等も御供に候へ」と仰せければ、承つて、宇治の富家殿(9)まで送り參らせて、それより此人々は河内の國へぞ落ち行きける。

【新譯】當時藏人であつた源仲兼は、五十騎程の一隊で法住寺殿の西門を守備して防戰してゐると、其處へ近江源氏の山本の冠者義高が、鞭と鐙との調子を合はせて驅けて來て「君たちは全體誰を庇ふツモリで戰鬪してるんですか。聖上陛下も法皇樣も何處か外へいらつしたといふ事ですよ」と云つたので、それではと云つて、群がる敵の大軍の中へ驅入つて散々に奮戰したので、到頭主從合はせて八騎に討ち減らされて了つた。其の殘つた八騎の中に、河内の日下一黨の者で加賀房といふ坊主武士がある。月毛の馬の肝の強いのに乘つてゐたが「此の馬はあんまり肝が強いので、乘つてゐられさうにもありません」と云つたので「それでは此の馬に乘替へろ」と云つて、栗毛の馬の尾先の白いのに乘換へさせて、根の井の小彌太が二百騎程で控へてゐた河原坂方面の敵軍の中へ驅入つて、又散々に奮戰して、其處で八騎が五騎まで戰死した。加賀房は自分の馬が危險だからつて主人の馬に乘替へたが武運がなくなつたか其處で到頭戰死した。こゝに此の藏人源仲兼の一族に、次郎藏人仲頼といふ者がある。栗毛の馬の尾先の白いのが驅けて出て來たのを見つけて、下男

を呼んで「こゝにゐる馬は源藏人の馬だと思ふが、どうだ違つてるか」といふと「いゝえそれに相違御座いません」と申した。「それでどの敵陣へ駈込んだやうだつたか」と重ねて聞くと、下男は「河原坂の敵軍の中へお駈込みになつたんです。お馬もやつぱり其の敵軍の中から出て參りました」と申したので、次郎藏人は涙をハラハラと流して「あゝ情ないもう早戰死されたのか。まだ一緒に竹馬に乘つて遊んでゐた子供時分から、死ぬ時には一所に死なうと固い約束をしてゐたのに、今は別々の所で死ぬのが悲しい」と云つて、妻子の所へ最後の有樣を言つて遣つて、自分だけ唯一騎で河原坂の敵軍の中へ駈込んで、鐙を強く踏ん張つて馬上に立上つて、大きな聲を張上げ「敦明の親王には八代の後胤、信濃の守仲重の子の次郎藏人仲賴と云つて、今年二十七になるものだ。我こそ勇力があると思ふ人々は、寄つて來られい、お相手をしよう」と云つて、縱横無盡に敵の中を駈破り駈廻つて、奮戰したが、敵を大勢殺して烈しい働をした後に、到頭戰死した。源藏人はそんな事とは御存じなく、兄の河内の守仲信とつれだつて主從三騎で南の方向へ落ちて行つたが、攝政近衞基通殿が京都の戰爭騷ぎを恐れられて、宇治へお出でになつたのに木幡山でお追ひつき申して、馬から下りて敬意を表した。「何者だ」とお尋ねがあつたので「仲信・仲兼」と名のつてお聞かせ申上げた。すると攝政は「東國か北國の惡者どもかと思つたらお前たちだつたのか」と仰やつて、お喜びになつて、「直ぐにお前たちも供をしろ」と仰やつたので、御命令に隨つて宇治の富家殿までお送り申して、それから此の人々は河内の國へ落ちて行つた。

明くる廿日の日、木曾の左馬頭義仲、六條河原に打立つて、昨日斬る所の首(1)共、

(1)斬る所の首　百錬抄には「院中ノ輩ノ首

百十一、五條河原ニ懸ク。義仲臨ミ、軍呼ブコト三度」とある。

（1）宰・相・修・範・一本には修憲とあるが此の人が修憲と云つたのは永暦元年二月二十九日まで、後に修範と改めたのである。非参議で左京太夫だつた。参議には壽永二年四月五日に任ぜられてゐる。

皆懸け並べてしるいたれば、六百三十餘人なり。其中に天台座主明雲大僧正、寺の長吏圓慶法親王の御首も懸からせ給ひたり。之を見る人、涙を流さずといふ事なし。木曾の左馬頭、都合其勢七千餘騎、馬の頭一面に東向けて、天も響き大地も搖ぐばかりに、鬨をぞ三箇度作りける。京中又騒ぎあへり。但し是はよろこびの鬨とぞ聞えし。

【通釋】翌二十一日に、木曾の左馬頭義仲は六條河原に出かけて行つて、昨日斬つただけの首を、ズラリと皆列べて晒し首にして一々書留めて行つたら、六百三十人の餘もあつた。其の中には天台座主の明雲大僧正、三井寺の長吏圓慶法親王の御首も梟木におかけられになつた。之を見る者は誰一人として涙を流さない者はなかつた。木曾の左馬ノ頭は、合計七千餘騎の兵と共に、馬の首を一列に皆東へ向けて、天にも響き大地も之が爲に動搖するばかりの大音で、鬨の聲を三度あげた。京都市中はそれを聞いて、又何事が起つたのかと騒ぎ合つた。但しこれは喜びを表する鬨の聲だといふ事であつた。

さる程に、故少納言入道信西の子息宰相脩範(1)、法皇の渡らせ給ふ五條内裏へ參つて、門より入らむとすれば、守護の武士共許さず。案内は知つたり、或る小家に立入り、俄に髪剃りおろし、墨染の衣袴着て、「此上は何か苦しかるべき、開けて入れよ」と宣へば、其時許し奉る。泣く〳〵御前へ參つて、今度討たれ給ふ人々の事、一々に申したりければ、法皇「明雲は、非業の死すべきものと、

露も思し召し寄らざりしものを、今度は唯、わが如何にもなるべかりつる御命に代りたるにこそ」とて、御涙せきあへさせ給はず。

新釋 そのうちに、亡くなつた少納言入道信西の子息である參議修範卿は、法皇のあらせられる五條内裏へ參つて、門から入らうとすると、門衞の武士たちは拒んで入門を許さなかつた。それで修範卿は、其の邊の案内は知つてるしするので、或る小さな家へ入つて、急に髮の毛を剃つて頭をまるめて、墨染の衣に袴をはいて出て來て、「さア斯ういふ姿になつた以上、もう何も差支はあるまい。早速、門をあけて入れて貰ひたい」と仰やると、其の時漸くお許し申した。涙ながらに法皇の御前へ出て、今度お討たれになつた人々の事を一々お話し申したところが、法皇は聞し召して、「明雲はあたりまへに壽命で死ぬ人間だらう、まさか横死なんかしようとは思ひもつかなかつたのに、今度は朕がどうにか成る筈だつたのを其の身代りになつて殺れたのに違ひない」と仰やつて、お涙が抑へきれないでいらつしやる。

同じき廿三日、三條中納言朝方卿(1)以下四十九人が官職を停め(2)て、追ひ籠め奉る。平家の時は、四十三人をこそ停められしが、是は既に四十九人なれば、平家の惡行には尚超過せり。松殿(3)の姫君取り奉つて、關白殿の聟に押しなる(4)。其日又木曾左馬頭、家の子郎等ども召集めて評定す。「抑も義仲一天の君に向ひ參らせて、軍には打ち勝ちぬ。主上にやならまし。法皇にやならまし。法皇にならうと思へども、法師にならむもをかしかるべし。主上にならうと思へど

(1)三條中納言朝方 中納言正三位朝隆の長男、壽永二年四月五日に四十九歲で權中納言から中納言になつた。此年十一月二十八日義仲の爲に解官された。

(2)四十九人が官職を停めて云云 盛衰記に三條中納言朝方卿以下

も、童にならむも然るべからず。よし〳〵さらば關白にならう」といひければ、手書に具せられたりける太夫房覺明、進み出でて、「關白には大織冠の御裔、執柄家の公達こそならせたまへ。殿は源氏で渡らせ給へば、それこそ叶ひ候ふまじ」とぞ申しける。さらばとて、院の御廐の別當に押しなつ（4）て、丹波の國をぞ知行しける。院の御出家あれば法皇と申し、主上の未御元服なき程は御童形にてまし〳〵けるを、知らざりけるこそうたてけれ。

新釋　同じ月の二十三日に、三條の中納言朝方卿以下四十九人の解職處分をなして、御監禁申上げる。平家の時代には四十三人を解職處分にしたのであつたが、今度は既に四十九人にも達してゐるのであるから、平家の暴惡な行動よりも一層超過してゐる。松殿關白の姫君をお奪ひ取り申して、強制的に關白の聟になつた。其の日又、木曾の左馬ノ頭は、一族並に家來の者どもを召集して會議を開いて「全體義仲は一天の君をお相手に戰爭をして勝つたのだから、聖上にならうか、それとも法皇にならうかとも思ふが、法師になるのも滑稽だらうし、聖上にならうにも子供姿になるのが面白くない。よしよし、それでは關白にならう」と云ふと、書記役に伴れられてゐる大夫坊覺明が此の時進んで出て「關白には大織冠鎌足公のお血筋の執政家の令息が成られるものです。殿は源氏でおいでに成りますからそれこそ不可能でせう」と申した。それぢやアと云ふので、院ノ御所の御廐の別當に強ひて成つて、丹波ノ國を支配した。院樣が御出家遊ばされた場合には法皇と申上げ、聖上がまだ御元服遊ばされないうちは御幼童のお姿でいらつしやるのを知らなかつたのは、情

文武百官諸國の受領都合四十九人官職を停む。其中公卿五人とぞ聞えし僧には權少都範玄法勝寺執行安能も所帶を没官せられき云々とある。百錬抄十一月廿八日の條に「院ノ近習ノ入中納言朝方卿以下數十人解官、兼雅卿出仕を止められ所領收公」とある。公卿補任を見ると此の外にも公卿では參議基家の名が見えなほ太宰大貳藤重清、大藏卿高階泰經、參議平親宗、右中將源雅賢、右馬頭源資時、肥前守同康綱、伊豆守光遠兵庫頭藤章綱、越中守平親家、出雲守藤朝經、壹岐守平知親、能登守高階隆經、若狄守源政家、備中守源資定、左衛門尉知康、此外衛府二十六人も處分せられてゐる。

（3）松殿　基房。

（4）押しなる　強ひてなるといふ義。

（1）範頼。頼朝の弟。蒲冠者といふ。義朝の第六子である。弟義經の死後建久四年八月に同じく頼朝の爲に殺された。

（2）宮内判官公朝。盛衰記には公友とある。北面の下臈である。

ない話であつた。

さる程に、鎌倉の前右兵衛佐頼朝、木曾が狼藉鎭めむとて、範頼(1)・義經に六萬餘騎を相添へて、さし上せられけるが、都には軍出で來て、御所・内裏皆燒き拂ひ、天下闇黑となつたる由聞えしかば、左右なう上つて軍すべきやうもなしとて、尾張の國熱田の邊なる所にぞまし〳〵ける。北面に候ひける宮内判官公朝(2)、藤内判官時成、この事訴へむとて、尾張國へ馳せ下り、此由かくと申しければ、範頼義經、「これは公朝の關東へ下らるべきで候ふぞ。其故は、仔細を存ぜぬ使は、反して問はるゝ時、不審の殘るに」とぞ宣ひける。

新釋　其のうちに、鎌倉にゐる前ノ右兵衛佐頼朝は、木曾の暴行を鎭定せんが爲に、弟の範頼義經の二人に六萬餘騎の兵を附けて上洛せしめられたが、範頼等は途中で聞くと、何でも京都では戰爭が起つて院ノ御所も皇宮も皆燒拂はれ、殆ど無警察の狀態だと云ふ事であつたので、ムヤミに踏込んで戰鬪するわけには行かないと云つて、暫く尾張の熱田町附近に留まつて形勢を觀てゐられた。すると其處へ北面の武士として院の御所に伺候してゐた宮内判官公朝、藤内判官時成の二人が事情を訴へて救を求めようと云ふので、尾張の國へ馳下つて來て、今までの顚末を斯々と申したので、範頼義經の二人は、「これは公朝君、君が關東へ下つて行つて直接話すべきだよ。なぜかと云ふと、委しい事情を知らない使をやつたんぢや、反問された時に返事が出來ないで、不審が殘るからだ」と仰やつた。

研究　公卿の舊記に依つて見ると、此の時範頼が義經と一緒にゐた形跡はなく、却つて齋

院ノ次郎親能などが來てゐる。兵數も六萬餘騎といふのは誇張で、義經直屬の兵は僅に五百騎で、其の外には伊勢方面の召募兵、和泉守信兼の後援軍が幾らかゐたに過ぎない。そして尾張ではなく、其の時は伊勢にゐたので、伊勢から頼朝の處へ飛脚を遣つて報告してゐる。無論これは軍隊の増遣を請ふたのだらう。これが十一月二十一日の事である。

今度の軍に、所從皆落ち失せ討たれにしかば、子息宮内所公茂とて、生年十五歳になりけるを、相具してぞ下りける。夜を日に繼いで鎌倉へ馳せ下り、此由訴へ申されければ、鎌倉殿、「是は鼓判官が不思議の事申し出でて、君をも惱まし奉り、多くの高僧貴僧をも失ひける事こそ、返す〴〵も奇怪なれ。是等を召し使はせ給はゞ、此後も天下の騒動絶ゆまじう候」と申されければ、知康此事陳ぜむとて、夜を日に繼いで鎌倉へ馳せ下り、梶原平三景時(1)について、様々陳じ申しけれども、鎌倉殿「しやつに目なかけそ、あひしらひなせそ」と宣へば、日毎に兵衛佐の舘へ向ふ。終に面目なくして、又都へ返り上り、辛き命生きつゝ、稻荷の邊なる所に、微なる體にて住まひけるとぞ聞えし。

【新譯】此の宮内判官の公朝は、今度の戰爭騒ぎで家來たちが皆逃げ落ちたり戰死したりしたので、子息の宮内所公茂と云つて今年十五になるのを伴れて一緒に下られた。晝夜兼行で鎌倉へ驅けつけて、今度の義仲一件をお訴へ申されたところが、鎌倉殿は「これは鼓判官が常識では考へられないやうな事を申し出した爲に、法皇様にも御難儀をかけ、大勢の高僧、貴僧方のお命をお取り申すやうなことにもなつたので、どう考へて見ても不都合で

(1)梶原平三景時　桓武天皇十三代の末孫で梶原五郎景清の子である。

す。そんな者をいつまでもお召使ひになつてゐたら、今後も世の中には騷動が絶えますまい」と申された。それで知康は其の辯明をしようと思つて、又晝夜兼行で鎌倉へ驅けつけて、梶原平三景時に取次を頼んで、色々と辯解をしたが、鎌倉殿は「あんな奴を見向きもするな、構はずに捨てゝ置け」と仰やつたと云ふので、毎日のやうに兵衛の佐殿のお邸へ日參した。しかしいつまで經つても顧みられなかつたので、到頭面目なさに、又京都へスゴスゴと引返して、僅に命だけはどうか斯うか繋ぎ乍ら、稻荷邊の或る所に、微々たる生活をして住んでゐたといふことであつた。

木曾西國へ使者(1)を立てゝ、急ぎ上らせ給へ、一つになつて關東へ馳せ下り、兵衛佐討つべき由、いひ遣したりければ、大臣殿を初め奉つて、一門の人々は皆悦ばれけれども、新中納言知盛卿の意見に申されけるは、「假令世季になつて候へばとて、木曾なんどに語らはれて、いかでか都へ上らせ給ふべき。十善の帝王、三種の神器を帶して渡らせ給へば、兜を脱ぎ弓の弦をはづいて、これへ降人に參れと申させ給ふべうもや候ふらむ」と申されければ、大臣殿其樣を御返事ありしかども、木曾用ゐ奉らず。

【譯】此の時木曾は西國にゐる平家の方へ使の者を出して、「此の際急いで御上洛なさい、あなたの方と聯合して、關東へ急行して、兵衛の佐を討滅しませう」と云つてやると、前内大臣の宗盛卿を初めとして、平家一門の人たちは皆喜ばれたが、新中納言の知盛卿は意見を陳述して「たとひ世が末に成つたからつて、木曾輩に說きつけられて、京都へお上りに

(1)木曾西國へ使者を立つ。公卿の日記によると木曾が播磨國室の平軍大本營に使者を遣つたのは十二月上旬の事らしい。

なるなんて事があるもんですか。忝なくもこちらには、十善の帝王が三種の神器を奉じていらせられるのですから、一所になりたければ、向ふから兜を脱ぎ弓の弦をはづして、降服して來い、とお返事になつたがよからうかと思ひます」と申されたので、大臣殿は其の通りのお返事をお遣しになつたが、木曾は其の仰せにはお從ひ申さなかつた。

入道の松殿殿下、木曾を召して、「清盛公惡行人たりしかども、希代の善根をしおきたればにや、世をばおだしう二十餘年まで保ちたんなり。惡行ばかりにて世を治むる事はなきものを、させる故なうて押し籠め奉つたる人々の官途ども皆赦すべき由」仰せければ、一向荒夷のやうなれども、隨ひ奉つて、押し籠め奉つたる人々の官途ども、皆赦し奉る。松殿の御子師家公①、其時は未從二位の中納言にてましまし〱けるを、木曾がはからひにて、大臣攝政になし奉る。折節大臣あかざりければ、德大寺殿②、その比は內大臣の左大將にてましまし〱けるを借り奉つて③、大臣攝政になし奉る。いつしか人の口なれば、新攝政殿をばかりの大臣とぞ申しける。同十二月十日の日、法皇をば五條內裏を出し奉つて、大膳太夫成忠④が宿所、六條西洞院へ御幸なし奉る。同じき十三日、歲末の御修法⑤始めらる。其日除目行はれて、木曾がはからひにて、人々の官加階、思ふ樣になしおきてけり。

（1）師家公　從二位中納言とあるのは誤であらう。補任に依ると師家は壽永二年には正三位で、前權中納言であつたが、八月二十五日權大納言に陞任してゐる。內大臣に任じ攝政藤氏の長者たるべき由宣下せられたのは其の十一月の二十一日である。

（2）德大寺殿　實定のこと。元大納言、左大將であつたのが壽永二

年四月五日内大臣に進まれた。
(3)借・り・奉・り・て・　攝政たるには大臣大將たる資格を要するのに、大臣の空位がなかつた爲一時徳大寺卿の内大臣左大將を借りたのである。實定は當時服喪のために停任して其復任するまでの間之を借りた由が百錬抄に見えてゐるが補任には「十一月二十一日任ジ替ヘラル」とあり翌十三年正月二十二日に至つて師家内大臣を辭すると共に實定が還任してゐる。
(4)大・膳・大・夫・成・忠・　不明。
(5)歳・末・の・御・修・法・　歳末に宮中で行はれる眞言の法事である。

新釋 入道の松殿々下は、木曾をお呼びになつて、「清盛公は隨分暴惡な行ひをした人であるが、珍しい善い功徳を前世に積んでおかれたせいか、一生無事で、二十年餘りも權勢を保つたのである。暴横な事ばかりで世の中は治まるものでないから、別にこれと云ふ理由もなしに御監禁申した人々の官職は皆元通りにお赦し申上げた方がよからう」と仰せられたので、只もう野蠻人のやうな人間ではあるが、木曾は其の仰せにお從ひ申して、曾て御監禁申上げた人々の各官職を皆お赦し申上げた。そして松殿の御子の師家公が、當時はまだ從二位の中納言でいらつしたのを、木曾の計らひで大臣攝政におさせ申上げた。ちやうど其の時大臣の空位がなかつたので、徳大寺殿が其の頃は内大臣の左大將でいらつしたのを一時拜借して、豫期の通り大臣攝政におならせ申した。人といふものは口のわるいものであるから、いつの間にか其内情を聞きつけて、新攝政の師家殿の事を「借り大臣」と申した。同じ十二月の十日には、法皇を五條内裏からお出し申して、大膳ノ大夫成忠の私邸である六條西ノ洞院へ御幸おさせ申上げた。又同月十三日には、歳末恒例の御祈禱が始められる。其の日に任官式が執行せられて、木曾の取計らひで人々の官位昇進の沙汰を思ひのまゝに定め行うた。

平家は西國に、兵衞佐は東國に、木曾は都に張り行ふ。前漢後漢の間、王莽(1)が世を討ち取つて、十八年治めたりしが如し。四方の關々皆閉ぢたれば、公の貢物をも獻らず、私の年貢ものぼらねば、京中の上下、たゞ少水の魚に異ならず。あぶなながらに年暮れて、壽永も三年になりにけり。

(1)王莽云々　孝元皇后の弟の曼の子。漢の平帝の外戚として權威を振つたが、元始五年(日本紀元六六五)平帝を毒殺し、初始元年(六六八)終に自ら帝位に上つた。在位十五年更始元年(六八三)に至つて劉玄の爲に亡ぼされた。

新譯　斯うして平家は西國に、兵衞ノ佐は東國に、木曾は京都に各根據を置いて、銘々の威勢を張つた。前漢と後漢との間に、王莽が天下を制して、十八年間支那の統治をしたやうなものである。四方の各關門は皆防備の爲に閉鎖してあるから、朝廷への貢進物を差上げるものもなく、同時に又私領の年貢も屆かないので、京都市中にゐる者は、只もう僅かばかりの水の中にアプアプしてゐる魚のやうなものである。不安定な心持の中に此の年も暮れて、壽永も三年になつた。

(1)院の拝禮　毎春元旦、院の御所で行はれる朝賀の儀式で、大府記によると、其日は闕白、前太政大臣、右大臣並に大中納言、參議以上の公卿は庭中に一列となり、殿上人四位以下、別當列宮代までも一列となつて拝禮するのである。

(2)小朝拝　元日に清涼殿の東庭に列立して群臣主上を拝し奉り歳首を賀して袖をつられて舞踏する儀式。小朝拝と特に小の字を冠するのは朝拝即ち朝賀の略式だからである。

(3)元三　元日のこと

九の巻

一、小朝拝

壽永三年正月一日の日、院の御所は、大膳大夫成忠が宿所、六條西の洞院なりければ、御所の體しかるべからずとて、院の拝禮(1)も行はれず。院の拝禮なかりければ、内裡の小朝拝(2)もおこなはれず

新釋　壽永三年の正月一日には、院の御所とは申しても、六條西ノ洞院にある大膳大夫成忠の私宅であつたから、御所の狀況が不適當であるといふので、其年は院の拝禮も行はれなかつた。院の拝禮が無かつたのであるから、宮中の小朝拝も隨つて又行はれなかつた。

平家は讃岐國八島の磯に送りむかへて、年の始なれども、元日元三(3)の儀式事よろしからず。主上渡らせ給へども、節會も行はれず。四方拝(4)もなし。腹赤(5)も奏せず。吉野の國栖(6)も參らず。世亂れたりしかども都にてはさすが斯うはなかりしものをとぞ、各宣ひあはれける。青陽(7)の春も來り、浦吹く風も和かに、日影も長閑になり行けど、たゞ平家の人々は、いつも氷に閉ぢ籠められたる心地

年、月、日三つ乍らに改まるから云ふ。

(4)四方拜・・・正月元日の午前四時に、天皇親しく清涼殿の東庭に出でさせ給うて天地、四方、山陵を拜し、其年の災禍を攘ひ、五穀の豊饒と、皇位の永遠とを祈らせ給ふ御儀式。光孝天皇の仁和五年に行はせられたのが、四方拜の文獻に出てゐる初であるが事實は更に古いやうである、又臣民の家でも之を行ふた

(5)腹赤・・・筑紫の國より奉る貢物の魚是も元日に奏するもので、景行天皇の御代に筑紫宇十郡長濱村の海人が天皇に獻じ、聖武帝の天平十五年正月十四日に太宰府から進獻したのが後の恒例になつた腹赤は腹の中の赤い魚のことで、恐らく鯡であらうといふ。

(6)吉野の國栖・・・・大和吉野郡國樔といふ村の

して、寒苦鳥(8)に異ならず。東岸西岸の柳遲速をまじへ、南枝北枝の梅開落既に異にして、花の朝月の夜、詩歌、管絃、鞠、小弓、扇合(9)、繪合(10)、草づくし(11)、蟲づくし、様々興ありし事ども、思ひ出で語り續けて、長き日を暮らしかね給ふぞあはれなる。

【新釋】平家は讃岐ノ國八島の海岸に、舊年を送り新年を迎へるといふ有様で、年の始ではあるが、元日の諸儀式を行ふには萬事都合がよろしくない。隨つて聖上はいらせられるが、節會も執行されず、四方拜もなく、腹赤の進獻もなく、吉野の國栖も來ない。亂世でこそあつたが、京都では幾ら何でもこんな事はなかつたのにと、皆でテンデに仰やり合はれた。こんなわけで、青陽の春が來て、海面から吹いて來る風も靜に、日光も何となくノンビリした心持をさせるやうになつて來たが、只平家の人々だけは、いつまでも氷の中に閉ぢこめられてゐるやうな氣がして、何の事はない、印度の雪の中で寒さを苦にして歎くといふ寒苦鳥ソツクリである。同じ河ばたにある柳でも東の岸と西の岸とでは、芽出しに早い遲いがあり、又同じ梅でも南の方の日當りのよい所に出てゐる枝と、北向の枝とでは花の咲く時も散る時も別々であるのと同樣に、等しく春が來ても、境遇の相違によつて人の感情にも差等を免れないもので、今悲況に陷つてゐる平家の人々は、曾て其の全盛時代には、花の晨月の夕、其の折々につけて、或は詩歌音樂の遊に耽り、鞠、小弓、扇合、繪合、草づくし、虫づくしといふ風に色々面白い事ばかりして遊んだ事を思ひ出し、話し續けて、長い日を暮らしかねていらつしやるのは、お氣の毒であつた。

土人部落のこと。當時の異民族だつたといふ說もある。每年節會の時一献の後には、國栖人參加して歌笛を奏して、栗茸、鮎などの贄を献ずるのが恒例である。國栖十二人、笛工五人が定まつた人數で、何れも靑摺の布衫をつけて出る。

(7)靑陽　春は大氣が靑くして温陽であると云ふ所から、支那では春の事を靑陽と云つた。

(8)寒苦鳥　佛經の譬喩譚にある鳥。印度の大雪山に棲息してゐて、夜間は寒氣に苦んで、夜があけたら早く巣を作りたいと啼くが、一旦夜があけて暖い日光の照射に浴すると、夜來の寒苦を忘れ果てるといふ。

(9)扇合　組を二つに別けて、各組から詩歌を書いた扇を出して、それを組合はせ、別にアンパイアがあつて、其優劣を判する一種の文學遊戲。延長承平頃からある。

(10)繪合　これも各組から畫を出して、其優劣を爭ふものである。

(11)草づくし　思ひ思ひの草を出して行ふ團體遊戲。

二、宇治川

同じき正月十一日、木曾左馬頭義仲院參して、平家追討の爲に西國へ發向すべき由を奏聞す。同じき十三日既に門出すと聞えしかば、鎌倉の前右兵衛佐賴朝木曾が狼籍鎭めむとて範賴・義經を先として、數萬騎の軍兵をさし上せられけるが、既に美濃の國、伊勢の國にも着くと聞えしかば、木曾大に驚き、宇治、勢多の橋を引いて、軍兵共を分ち遣す。折節勢こそなかりけれ、先づ勢田の橋へは、大手なればとて、今井四郎兼平、八百餘騎にて差し遣す。宇治橋へは、仁科、高梨、山田次郎、五百餘騎で遣しけり。一口(1)へは、伯父の志田の三郎先生義教、三百餘騎で向ひけり。

(1)一口・・淀方面の地點。久世郡巨椋湖の餘水が形成してゐる沼澤地方。

【新釋】 同じく壽永三年の正月十一日に、木曾の左馬頭義仲は院の 所へ參つて、平家討伐の爲に西國方面へこれから進發する由を奏上した。そして其の十三日には既に出立するといふ事であつたが、此の時、鎌倉にゐる前右兵衛ノ佐の賴朝に於ては、木曾の暴行を取鎭めむがために、範賴・義經等の大將分を始めとして數萬騎の軍隊を上洛させられたのが、最早美濃ノ國並に伊勢國にも到着したといふ情報があつたので、木曾は大いに驚いて、宇治川並に勢多川の橋梁を破壞して各主要陣地に軍隊を分遣することにした。ちやうど折わる

く、大部隊の兵員は手もとにゐなかつたが、先づ勢多の橋へは、正面進路であるからといふので、今井ノ四郎兼平を八百餘騎の兵力で派遣した。次に宇治橋方面へは仁科、高梨、山田ノ次郎等を五百餘騎で派遣した。一口へは伯父の志田ノ三郎先生義敎が、三百餘騎の兵力で進發した。

さるほどに、東國より攻めのぼる大手の大將軍(1)には、蒲の御曹司(2)範頼、搦手の大將軍には、九郎御曹司義經、宗との大名三十餘人、都合其勢六萬餘騎とぞ聞えし。其頃鎌倉殿には、生食。磨墨とて、聞ゆる名馬ありけり。生食をば梶原源太景季(3)頻に所望申しけれども、「是は自然の事あらむ時、頼朝が物具して乘るべき馬なり。是も劣らぬ名馬ぞ」とて、梶原には磨墨をこそ賜ひてけれ。其後近江國の住人佐々木四郎(4)の御暇申に參られたるに、鎌倉殿如何が思し召されけむ、「所望の者はいくらもありけれども其旨存知せよ」とて、生食をば佐々木にたぶ。佐々木畏つて申しけるは、「今度此御馬にて、宇治川の眞先渡し候ふべし。若し死にたりと聞し召され候はゞ、人に先をせられてけりと、思し召され候ふべし。未生きたりと聞し召し候はゞ、定めて先陣をば高綱ぞしつらむものをと、思し召され候へ」とて、御前を罷り立つ。參會したる大名、小名「あつぱれ荒涼の申しやうかな」とぞ人々さゝやきあはれける。

(1)大手の大將軍　大手正しくは追手で敵を追ふを主として正面より向び、搦手は追ひ掛た敵を搦め捕る義で、裏手、或は横合から討つを主とする義である故に寄せる方からいふ詞であるが、轉じて受ける方からもいふ事となつた。大手門などといふのは後のことである。

(2)蒲の御曹司範頼　範頼は遠江國蒲生の御厨て生れたから蒲生冠者と云つたのだといふ。御曹司とは他人の子たる青少年に對する尊稱。曹司とは局と同じく家屋内の限局せられたる一部の事で、御曹司とは即ち部屋住の意である。

(3)梶原源太景季　景時の長男。

(4)佐々木四郎　近江源氏、宇多天皇の末葉である。従四位下兵庫介成頼が其家の祖で、それから算へて五代目の孫佐々木秀義の四男である。

(1)足柄　神奈川縣足柄上郡の駿河の國境に連立してゐる山。其の東南部の一峰たる足柄峠は標高二四四二尺である。梅澤から此の山を越えて沼津へ出るの

新釋　其のうちに關東から攻上つて來た正面攻撃軍の司令官には蒲の御曹司範頼、背面攻撃軍の司令官には九郎御曹司義經、其の外には重立つた大名たちが三十人餘り之に加はつて、其の勢力は總てゞ六萬餘騎に上ると云ふ事であつた。其の時分鎌倉殿のお廐には、生食と云ふのと、磨墨といふのと、どちらも世間に聞こえてゐる名高い御愛馬があつた。其の中の生食を、梶原源太景季が頻に欲しがつて頂戴したいと申したが「これは萬一の事があつたときに、此の頼朝が武裝して乘つて出る馬だから遣れない。これも生食に負けない名馬だから代りに此の磨墨をやらう」と仰やつて、梶原には磨墨を賜はつた。ところが其の後に成つて、近江の國の住人佐々木の四郎がお暇乞に參つた時に、鎌倉殿は何と思はれたものか「外に欲しがつた者は幾人もあつたのに遣らなかつたのだから、其のつもりでゐよ」と云つて、生食を佐々木に賜はつた。佐々木は畏まつてお禮を述べて申したには「今度の戰爭には此の頂いた馬で宇治川の先陣を致しませう。若し不幸にして私が死んだとお聞きになりましたら、外の者に先を越されたのだなと思召し下さい。まだ生きてゐるとお聞きになりましたら必ず高綱が先陣をしたらうと思召し下さい」と申して御前を退出した。ちやうど參り合はせてゐて此の事を聞いてゐた大名小名は「あゝ何てズバ拔けた口の利きやうだらう」と、何れも囁き合はれた。

各鎌倉を立つて、足柄(1)を經て行くもあり、箱根にかゝる勢もあり、思ひ思ひに上る程に、駿河國浮島が原にて、梶原源太景季、高き所に打ち上り、暫く控へて、多くの馬共を見けるに、思ひ〳〵の鞍置かせ、いろ〳〵の鞦かけ、或は乘口(2)に引かせ、或は諸口(3)に引かせ、幾千萬といふ數を知らず、引き通し〳〵

が足柄越である。箱根越は小田原から三島へ出る。
(2)乘口・・・・・にひかせ。馬の左の手綱ん從者に引かせること。
(3)諸口・・・・に引かせ・雙口である。兩方の手綱を左右から從者に引かせて進むこと。
(4)小緒・・鞦に裝飾の爲に附いてゐる緒糸の小さいもの。
(5)白鑞・・鐵を磨いて白銀色に光らせた白く光る鑞をいふ。
(6)白泡かませ・・・・痟の強い馬は反抗して從順に引かれて來ないため口を強く攻められて白泡を吐きながら歩む樣子を形容して云つたものである。

しける中にも、景季が賜はつたる磨墨に勝る馬こそなかりけれと、嬉しう思ひて見る所に、爰に生食と思しき馬こそ一騎出で來たれ。金覆輪の鞍置かせ、小總(4)の鞦かけ、白鑞(5)はげ・白泡かませ(6)て、舍人數多附けたりけれども、猶引きも撓めず、跳らせてこそ出で來たれ。梶原打ち寄つて、「是は誰が御馬ぞ」、「佐々木殿の御馬候」と申す。「佐々木は、三郎殿か、四郎殿か」「四郎殿の御馬候ふ」とて引きとほす。梶原、「安からぬことなり。同じやうに召し使はるゝ景季を、佐々木に思し召し替へられけるこそ、遺恨の次第なれ。今度都へのぼり、木曾殿の御內に、四天王と聞ゆる今井、樋口、楯、根井と組んで死ぬるか、然らずば西國へ向つて、一人當千と聞ゆる平家の侍共と軍して、死なむとこそ思ひしに、此御氣色では、それも詮なし。詮ずる所、こゝにて佐々木を待ち受け、引き組み、刺しちがへ、好き侍二人死んで、鎌倉殿に損とらせ奉らむ」と、つぶやいてこそ待ちかけたれ。

新釋 源氏の將士たちは、銘々鎌倉を出發して、足柄越の道を經由して行くものもあり、箱根山へかゝつて行く一隊もあり、思ひ思ひに上つて行くのであつたが、其の間に梶原源太景季は、駿河の國の浮島ケ原の小高い所へ上つて、暫く休憩し乍ら、澤山通つて行く馬を見てゐると、皆思ひ思ひの鞍を馬背に置かせて、臀の方には色々の鞦をかけ、或は左の

口だけを從者に取らせ、或は兩方の口を左右から取らせて、幾千萬とも數が知れない位に、通り通りして行く中には、景季が頂戴した磨墨以上の馬はないので、嬉しく思つて見て居た所へ、こゝに生食らしい馬が一騎出て來た。金覆輪の鞍を置かせて、小總のついた轡をかけ、口にはピカピカと白磨きをした銀の轡を銜め、白い泡を吐かせて、馬丁が大勢つけてあるが、それでもまだ手綱をピンと強く張切らせて、跳り上がり乍ら出て來た。梶原は近寄つて「それはどなたのお馬だ」と聞くと「佐々木殿のお馬でございます」と申した。一佐々木は三郎殿か四郎殿か」と重ねて尋ねると「四郎殿のお馬でございます」と答へて引いて通つた。梶原は聞いて「癪に障る話だなあ。同じ樣に部下として使はれてゐる景季を別け隔てして、佐々木の方へ特別にお目をかけられるなんて、實に殘念だ。今度京都へ上つたら、木曾殿の一黨の中で四天王と云はれてゐる今井か、樋口か、楯か、根ノ井かを相手に組打して死ぬか、さなくば西國へ進發して、一人で千人分の働きをすると云はれてゐる平家の武士たちと烈しい戰をして、花々しい戰死をしようと思つてゐたんだが、こんなお心持だと分つたら、そんな事をしたつて仕方がない。結局はこゝで佐々木の來るのを待つてゐて組打をして刺違へて死んで、役に立つ侍二人の命を無いものにして、鎌倉殿に損をおさせ申さう」と、ブツブツ云つて待受けてゐた。

佐々木何心もなう歩ませて出で來たり。梶原押し並べてや組む、向ふ樣に當てや落すべきと思ひけるが、先づ詞をぞかけゝる、「いかに佐々木殿は、生食賜はらせ給ひて上らせ給ふな」といひければ、佐佐木、あつぱれ、この仁も內々所望申しつると聞きしものをと思ひ、「さ候へば、今度此御大事に罷り上り候ふが、定めて宇治・

勢多の橋をや引いたるらむ。乗つて河を渡すべき馬はなし、生食を申さばやとは存じつれども、御邊の申させ給ふだに御許されなきこと承つて、まして高綱などが申すとも、よもたまはらじと思ひ、後日にいかならむ御勘當もあらばあれと存じつゝ、曉立たむとての夜、舍人に心を合はせて、さしも御祕藏の生食を、盗みすまして上りさう(1)はいかに　梶原殿」といひければ、梶原この詞に腹がいて(2)「ねつたい。(3)さらば景季も盗むべかりけるものを」とて、咄と笑うてぞ退きにける。佐々木四郎の賜はられたる御馬は、黑栗毛(4)なる馬の、極めて太う逞しきが、馬をも人をも、あたりを拂つて喰ひければ、生食とはつけられたり。八寸の馬(5)とぞ聞えし。梶原が賜はつたりける御馬も、極めて太う逞しきが、實に黑かりければ、磨墨とはつけられたり。何れも劣らぬ名馬なり。

新釋 すると其處へ佐々木は何の氣もなく馬を歩ませて出て來た。梶原は見て、馬を乘並べて組打しようか、それとも正面衝突をして落して呉れようかと考へたが、先づ言葉をかけた「やアどうです佐々木君、君は生食を頂戴して上洛するんですね」と云ふと、佐々木は心の中で、あゝさうだつた、此の男も內々生食を頂戴したいと願つて出たつて事を聞いたんだつけと思つて、「御存じの通りのわけで、今度の此の大事の戰に私も上洛するんですが、それに就ては、定めて宇治川や勢多川の橋々は敵の方で橋板を取つちまつたらうが、乘つて河を渡るのに馬は無しするので、生食を頂戴したいとは思ひましたが、あなたがお

(1)上りさう　「上り候」の轉訛。
(2)腹がいる　腹が癒える。憤慨の念が消散する。
(3)ねつたい　「妬い」の方言。
(4)黑栗毛　體色が帶黑赭赤色で、鬣の純黑な馬。
(5)八寸の馬　四尺八寸の高さのある馬。馬は四尺を基準として算へる。

願ひになつてさへ、お許しがなかつたと聞いて、まして高綱なんかゞ申しても、とても下さるまいと思つたものですから、遣ッ、あとでお叱りがあればその時の事だと思つて、翌日の夜明方に出立しようといふ其晩に、馬丁と云ひ合せて、あれ程御秘藏の生食をマンマと盗み出して上つて來たのはどんなもんです。梶原君」と云つた。すると梶原は此の話を聞いて、スッカリ氣を好くして「そいつは妬ましい、そんな事なら景季も盗んで來るのだつたに」と云つて、ドッと笑つて引下がつた。此の佐々木四郎が頂いたお馬は、黒栗毛で、至極太つて丈夫丈夫してゐる馬であるが、馬でも人でも、近づくものには食ひついて寄せつけなかつたので生食といふ名をつけられたのである。背の高さが四尺八寸ある馬だといふことであつた。梶原が頂いたお馬も、至極肥え太つて丈夫丈夫してゐるが、毛色が純黒であつたので、磨墨といふ名をつけられた。どちらも殆ど優劣のない名馬である。
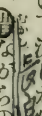
さるほどに、東國より攻め上る大手。搦手の軍兵、尾張の國より、二手に分つて攻め上る。大手の大將軍には、蒲の御曹子範頼、相伴ふ人人、武田の太郎、加賀見の次郎、一條の次郎、板垣の三郎、稻毛の三郎、榛谷の四郎、熊谷の次郎、猪股の小平六を先として、都合其勢三萬五千餘騎、近江の國野路(1)篠原(2)にぞ陣をとる。搦手の大將軍には、九郎御曹司義經、同じく伴ふ人々、安田の三郎、大内の太郎、畠山の庄司次郎、梶原源太、佐々木四郎、糟屋の藤太、澁谷の右馬の允平山の武者所を先として、都合其勢二萬五千餘騎、伊賀の國を經て、宇治橋の詰

(1)野路。草津驛の南今の滋賀縣栗太郡老上村大字野路。瀬田の橋から近い。「打わたる瀬田の長橋程もなく一むら見ゆる野路の松原」といふ夫木集の歌は之を證する。

にご押し寄せたる　宇治も勢多も橋を引き、水の底には亂杭(3)打つて大綱張り、逆木繋いで流しかけたり。頃は睦月二十日餘のことなれば、比良の高嶺(4)、志賀の山(5)、昔ながらの雪も消え、谷々の氷打ち解けて、水は折ふしまさりたり。白浪夥しう漲り落ち、瀬枕(6)大に瀧鳴つて、逆卷く水も早かりけり。夜は既にほのぼのと明け行けど、川霧深く立ち籠めて、馬の毛も鎧の毛(7)もさだかならず。

新釋　其のうちに關東から攻上つて來た正面攻撃軍と背面攻撃軍とは、尾張の國から二方面に別れて各別々に攻め上つた。正面攻撃軍の司令官は蒲の御曹司範頼で、それに從うてゐる人々は武田の太郎、加賀美の次郎、一條の次郎、板垣の三郎、稻毛の三郎、榛谷の四郎、熊谷の次郎、猪股の小平六等を最先に算へて其勢力合計三萬五千餘騎、近江ノ國の野路・篠原に陣地を布いた。次に背面攻撃軍の司令官には、九郎御曹司義經が之に當り、同じくこれに伴ふ人々は、安田の三郎、大内の太郎、畠山の庄司次郎、梶原源太、佐々木四郎、糟屋の藤太、澁谷の右馬允、平山の武者所を初として、其の勢力合計二萬五千餘騎、伊賀の國を經由して宇治橋の畔まで押寄せた。見ると、宇治橋も勢多の橋も、橋板を撤し、水底には亂杭を打つて之に太い綱を張渡し、木の枝を結びつけて流しかけてある。ちやうど時分は正月の二十日過の事であるから、比良の峰や滋賀山の上に積つてゐた去年來の雪も溶解し始めて、谷々の氷も解け、水量は折も折とて增加してゐる。白濁した水はひどい波を打つて縱々と漲り流れ、早瀬の河床は大瀑布の落下するやうな鳴響を轟かして、逆卷き躍る水流の速度は實に驚くべきものであつた。夜はもう仄々と明けかけてゐるので

(2)篠原。滋賀縣野州郡篠原村。

(3)亂杭。亂雜に河床に打込んだ杭。

(4)比良の高根。近江八景の比良の暮雪で有名な山。滋賀縣近江國琵琶湖の西岸に聳立してゐる。海拔二九〇〇尺。

(5)志賀の山。滋賀縣滋賀郡滋賀村の山。長等山、逢坂山と共に比叡山脈の連峰である。

(6)瀬枕。川の瀬の枕になつてゐる所、即ち一段上つての河床。

(7)鎧の毛。緘毛（チドシゲ）とも云ふ。鎧の札（サネ）を綴つた糸又は革の並列して恰も相連つてゐる形が、毛を撫で附けたやうに、見えるから「毛」といふのである。

あるが、川霧が深く其の邊に立てこめて、馬の毛色も鎧の糸の色もハッキリ見えない。

大將軍九郎御曹子、河の端に打ち出で、水の面を見渡いて、人々の心を見むとや思はれけむ、「淀。一口へや向ふべき。又河內路へや廻るべき。水の落足や待つべき。如何がせむ」と宣ふ所に、爰に武藏國の住人畠山の庄司次郎重忠、生年廿一になりけるが、進み出でて、「此河の御沙汰は、鎌倉にても能々候ひしぞかし。豫ても知ろし召されぬ海河の、俄に出で來ても候はゞこそ。近江の湖の末なれば、待つとも〳〵水乾まじ。橋をば又誰が渡いて參らすべき。去んぬる治承の合戰に、足利の又太郎忠綱が生年十七歲にて渡しけるも、鬼神にてはよもあらじ。重忠先づ瀨踏仕らむ」とて、丹の黨①を宗として五百餘騎、犇々と轡を並ぶる所に、茲に平等院の艮②、橘の小島③が崎より、武者二騎引懸け〳〵出で來り。一騎は梶原源太景季、一騎は佐々木四郞高綱なり。人目には何とも見えざりけれども、內々先に心をかけたるらむ、梶原は佐々木に一反④ばかりぞ進むだる。佐々木、「いかに梶原殿、此川は西國一の大河ぞや。腹帶の延びて見えさうぞ、緊め給へ」といひければ、梶原さもあらむとや思ひけむ、手綱を馬のゆがみ⑤に捨て、左右の鐙を踏みすかし⑥、腹帶を解いてぞ緊めたりける。佐々木その隙に、其處をつと馳せ拔いて、河へ颯とぞ打ち入つたり。梶原謀られぬとや思ひ

---

(1)丹の黨　丹比氏の支族の一黨である。熊谷直實等の「丹治」も同族である。

(2)艮　子を北方に當て、順次に東へ丑寅とかぞへる。正東は卯であるから丑寅即ち艮は東北である。

(3)橘の小島　宇治橋の西にある島。

(4)一反　古くは六十間の距離を以て一反としたものである。

(5)ゆがみ　考證には「ゆひがみ」即ち結び髮のことであらうとしてゐる。鬣のこと。

(6)鐙を踏みすかし　鐙をピッタリさ馬の腹につけずに、少し橫へ踏張つて腹との間を透かすこと。

けむ、軈て續いて打ち入つたり。梶原、「いかに佐々木殿、高名せうとて不覺し給ふな。水の底には大綱あるらむ。心得給へ」といひければ、佐々木さもあらむとや思ひけむ、太刀を拔いて、馬の足にかゝりける大綱共を、ふつ／＼と打切り／＼、宇治川早しといへども、生食といふ世一の馬に乘つたりけり。一文字にさつと渡いて、向の岸にぞ打ち上げたる。梶原の乘つたりける磨墨は、川中より篦撓形(7)に押し流され、遙の下より打ち上げたり。其後佐々木、鐙踏張り立ち上り、大音聲をあげて、「宇多天皇に九代の後胤、近江の國の住人佐々木三郎義秀が四男佐々木四郎高綱、宇治川の先陣ぞや」とぞ名のつたる

新釋　司令官の九郎御曹司は、河岸近く出て行つて、水面を見渡して、將士たちの氣を引いて見ようと思はれたのであらうか、「淀、一口の方面へ行つたものだらうか、又河内街道へ迂回行進をしたものだらうか、それとも又、此處で水量の減退を待つて居るのがよいだらうか、どうしたものだらう」と仰やると、其の時に武藏の國の住人畠山の庄司次郎重忠といふ當年二十一歳になつた者が進んで出て、「此の河の事に就いては、鎌倉でもう十分御議論が御座いました。前から少しも御存じのない海河が急に出來たのなら知らぬこと、今更問題にするがものは御座いますまい。此の河は近江の琵琶湖の末流ですから、どんなに待つてゐたつても減水することは御座いますまいし、又、誰が橋を架けて吳れるものですか。去る治承年間の戰爭には足利の又太郎忠綱が、十七歳で此の河を强行渡渉しましたが、其の忠綱もまさか鬼神では御座いますまい。重忠がお先へ乘込んで實地に深淺を測つて見

(7)篦撓形。篦とは矢の軸部をいふ名だ。篦撓形とは其の曲りを矯正するために反對に押し曲げる形をいつたもので、曲線形を云ふのであらう。

ませう」と云つて丹比氏の一黨を中心として五百餘騎の者が、密集して、馬の轡を列べて、今や乘入れようとしてゐる所へ、平等院の東北にある橋の小島の一端から、武士が二騎烈しい勢で駈出して來た。其の一騎は梶原源太景季、今一騎は佐々木の四郎高綱である。脇目には別に何とも見えなかつたが、二人とも内心では互に先陣を爭ふ氣組であらう、梶原は、見る見るうちに、佐々木よりも一反程前方に進んだ。佐々木はそれを見て「オイ梶原君、此の川は西國一番の大河だぞ、腹帶がゆるんで見えるぞ、緊め給へ」と後から聲をかけると、梶原は、成る程、そんな事もあらうと思つたものか、手綱を馬のユガミのところへ引つかけて置いて、兩方の鐙を馬の腹から橫へ踏み透かし、腹帶をほどいて緊め直した。と、其の間に佐々木は、梶原の側をツヽと駈け拔けて、河へサツと乘入れた。梶原は、やツ欺されたぞと思つたものか、直ぐに續いて馬を乘入れた。そして後から「オイ佐々木君、手柄をしようとあせつて足もとに油斷しちや駄目だぞ、水の底には大綱が張つてあるだらうから氣をつけ給へ」と云ふと、佐々木は、そんな事もあらうと思つたものか、刀を拔いて馬の足にからまる大綱を、プツリプツリと切つては進み、又切つては進んだ。當時の宇治川が如何に急流であつたとは云つても、生食といふ日本一の馬には乘つてゐるし、直線にサツと渡りぬいて、對岸へ乘上げた。梶原が乘つてゐた磨墨は、中流のところから水流に運動を妨げられて曲線形に押流され、ずツと下流へ行つて乘上げた。佐々木は對岸へ渡り着くと、鐙を強く踏張つて立上つて、大きな聲をして「宇多の天皇には九代の後胤、近江の國の住人佐々木三郎義秀の四男、佐々木四郎高綱が宇治川の先陣をしたぞツ」と名のりを上げた。

畠山五百餘騎打ち入つて渡す。向の岸より山田の次郎が放つ矢に、畠山馬の額を篦深(1)に射させ、跳ぬれば、弓杖を突いて(2)下り立つたり。岩波(3)兜の手先へ颯と押し掛けゝれども、畠山是を事ともせず、水の底を潜つて、向の岸にぞ着きにける。打ち上らむとする所に、後より物こそむずと控へたれ。誰そと問へば、重親と答ふ。「大串(4)か」さん候」。大串の次郎(4)は、畠山が爲には烏帽子子(5)にてぞ候ひける、「餘に水が早うて、馬をば川中より押し流され候ひぬ。力及ばで是まで着き參つて候ふ」といひければ畠山、いつも和殿原がやうなる者は、重忠にこそ助けられむずれといふまゝに、大串を摑むで、岸の上へ投上げたる。投げ上げられてたゞ直り、太刀を拔いて額に當て、大音聲を上げて、「武藏國の住人、大串次郎重親、宇治川の歩立の先陣ぞや」とぞ名のつたる。敵も御方も是を聞いて、一度にどつとぞ笑ひける。其後畠山、乘替に乘つて喚いて駈く。爰に魚陵(6)の直垂に緋縅の鎧着て、連錢蘆毛なる馬に金覆輪の鞍を置いて乘つたりける武者一騎、まつ先に進んだるを、畠山、「爰に駈くるは何者ぞ、名のれや」といひければ、「是は木曾殿の家の子に、長瀬判官代重綱」と名のる。畠山今日の軍神祝はむ(7)とて、押し並べてむづと組んで引き落し、わが乘つたりける鞍の前輪に押しつけ、些とも働かさず、首捻ぢ切つて、本田の次郎が鞍のとつ附け(8)にこそつけさせけれ。是を

(1)篦深・篦即ち矢の軸部が深く貫通すること。

(2)弓杖を突いて・弓を杖に突いて。

(3)岩波・岩に當つて激し立つ川波。

(4)大串・名は重親、畠山重忠を烏帽子親として元服した。武藏七黨の一たる横山黨の一派で、今埼玉縣比企郡南吉見村大字大串の毘沙門堂附近に、其の墓があると傳へられる。

(5)烏帽子子・元服の式の時に、烏帽子を着せて將來を祝福して呉れるのが烏帽子親で、それに對して、其の祝福を受けた本人の冠者を烏帽子子といふ。

(6)魚陵・魚綾とも書く。色の名だといふもの、織物の名だといふもの、紋様だといふもの等種々あるが、要するに一種の綾織物と見るのが通説である。

(7) 軍神祝はむとて云々　軍神を祭るには所謂血祭と云つて武運を祈る爲に人の首を切つて供物にするのだ。

(8) 鞍のさつゝけ　馬のムナガヒ、シリガヒを定着するために鞍の前後の輪に各二ケ所宛附ける紐のこと。四方に出てゐる緒であるから四方出、四方手、四緒手などとも云ふ。戰陣中必要に應じて之に各種の物を取附ける。

(9) 稲毛三郎重成　小山田別當有重の子。東京府橘樹郡橘、中原、高津等を包含する舊稲毛庄の住人。

(10) 田上の供御ノ瀬　滋賀縣栗太郡下田上村の黒津から對岸の滋賀郡石山村南郷へ勢多川を横断する渡渉地點のこと。此の邊は勢多川の河幅が迫つて約二町程になつてゐる。其處に幅七間ほどの淺瀬がある。供御ノ瀬といふ。

始めて、宇治橋固めたりける兵共、暫支へて防ぎ戰ふといへども、東國の大勢皆渡いて攻めければ、力及ばず、木幡山、伏見を差してぞ落ち行きける。瀬多をば、稲毛三郎重成(9)がはからひにて、田上の供御の瀬(10)をこそわたしけれ。

【新譯】 續いて畠山の一隊五百餘騎が乘入れて渡河した。對岸から敵の山田ノ次郎が射て放した矢に畠山は馬の前額部を矢の竹がズブリと入る程深く射られて、馬が跳上つたので、弓を杖について飛んで下りた。其の時河の中の岩に當つて激する波が、ザッと兜の前緒まで襲ひかゝつて來たが、畠山はそんな事を何とも思はず、水の底を潜つて行つて對岸へ着いた。そして今や上陸しようとすると、後から何者かゞグッとつかんで引止めた。「誰だ」と云ふと「重親です」と答へた。「大串か」と反問すると「さうです」と云つた。大串ノ次郎重親といふのは、畠山の爲には烏帽子子であつた。「あんまり水が早くつて、馬を中流のところで押流されて了ひました。仕方がないからこゝまで泳いで來たんです」と重親が云ふと、畠山は「いつも君たちのやうな人間は、重忠に厄介をかけるんだ」と云ふと同時に、大串をつかんで、岸の上へほうり上げた。投上げられてヒョッコリと立直ると、大刀を拔いて額に當て、大きな聲を張上げて「武藏の國の住人大串の次郎重親、宇治川の歩き渡りの先陣だぞッ」と名のりを上げた。敵も味方も之を聞いて一度にドッと笑つた。畠山も對岸へ上ると、直ぐ乘替馬に乘つて、吶喊して突撃した。すると其の時、魚綾の直垂に緋縅の鎧を着て、連錢蘆毛の馬に、金覆輪の鞍を置いて乘つてゐた武者が一騎、敵の先頭に進んで來たので、畠山は「其處へ駈けて來るのはどういふ人物だ、名のれッ」と云ふと「これは木曾殿の族類で、長瀬の判官代重綱」と名のつた。畠山は今日の軍神の捧げ物にしよ

のはそれである。名の起りは此ノ瀨の網代で捕つた魚を朝廷への供御としたからである。

うと云つて、馬を乘並べてムンズと組合つて引落し、自分の乘つてゐた馬の鞍の前輪に押附けて、少しも行動の自由を與へず、首をねぢ切つて、之を本田の次郎の鞍の取附に附けさせた。之を戰鬪の最初として、宇治橋を守備してゐた敵の兵等は、暫く其の陣地を支へて防戰したが、關東の大軍が全部渡河して攻擊したので、戰鬪力を失つて、木幡山・伏見方面へと退却した。勢多川の方は、稻毛の三郎重成の方略で、田上の供御の瀨を渡つて前進した。

研究 軍神の血祭と云ふことは原始時代は勿論或るピリオッドまでの歷史時代に於ても、殆ど世界的の事實であつたと云つてよい。アフリカの沿岸、今のチュニス附近にあつた古代都市國の Carthage は五世紀以來屢々、シシリー島東南岸の都府國たる Syracuse と事を構へて相爭うたが、其の亡滅前に於て或る貴族は族類二百人の生命をバアルの神に犧牲として戰勝の祈禱をしたことが傳へられてゐるし、又古代希臘ビオシヤ州の首府たる Thebes の軍將として曾て紀元前三七一年にスパルタ王クレオンブルタスの軍を Leuctra に痛擊して、其名を全希臘に歌はれた Epaminondas の如きは、自己の生命を軍神の血祭に捧げて祖國の勝利を希つた。其の他ルシタニア人やギリシア人が戰前に軍神への勝利の祈禱の爲に人間の血を流して犧牲とした事實は一々算へられない程多くある。畠山が軍神の血祭にと云つて長瀨の判官代の首を捻切つたのも、畢竟さう云つた思想の殘り物であると云つてよい。次に又討取つた敵の首を鞍のシホデに附けるといふことは、戰功を證明する爲以外、マナの思想が入つてゐるやうにも思ふ。

三、河原合戰

軍敗れにければ、九郎御曹司義經、飛脚を以て、鎌倉殿へ合戰の次第を委しう記いて申されけり。鎌倉殿まづ御使に、「佐々木はいかに」と御尋ありければ、「宇治川の眞先候」と申す。さて日記を開いて見給へば、「宇治川の先陣佐々木四郎高綱、二陣梶原源太景季」とぞ書かれたる。

【新釋】木曾軍が敗退したので、軍司令官たる九郎御曹司義經は、飛脚を遣つて戰鬪の經過を鎌倉へ詳報された。鎌倉殿は其の使の顔を見ると一番に「佐々木はどうした」と御尋ねになると「宇治川の戰に先陣を致しました」と申した。それで早速に、其の使の持つて來た陣中日記をあけて御覽になると、如何にも明白に「宇治川の先陣佐々木四郎高綱、二陣梶原源太景季」と書かれてあつた。

宇治・勢多敗れぬと聞えしかば、木曾は最後の御暇申さむとて、院の御所六條殿へ馳せまゐる。木曾門前まで參つたりしかども、さして奏すべき旨もなくして、取つてかへし、六條高倉なる所に、始めて見そめたりける女房のありければ、そこに打ち寄つて、最後の名殘をしまむとて、頓に出でもやらざりけり。こゝに新參したりける越後の中太家光(1)といふ者あり。「御かたき既に河原まで攻め入つて

(1)越後の中太家光……不明。恐らく中原氏の出であらう。

候ふに、何とて然様に打ち解けては渡らせ給ひ候ふやらむ。只今犬死せさせ給ひ候ひなむず。疾う〳〵御出で候へ」と申しけれども、猶出でもやらざりければ「然候はゞ、家光は先づ先立ち參らせて　死出の山(2)にてこそ待ち參らせ候はめ」とて、腹搔き切つてぞ死にゝける。木曾、これは我を勸むる自害にこそとて、即て打ち立ち給ひけり。爰に上野國の住人　那波太郎廣純(3)を先として、其勢百騎(4)ばかりには過ぎざりけり。六條河原に打ち出でゝ見れば、東國の勢とおぼしくて、先づ三十騎ばかりで出で來る。其中より武者二騎、先に進むだり。一騎は鹽谷五郎惟廣(5)、一騎は勅使河原五三郎有直(6)なり。鹽谷が申しけるは、「後陣の勢をや待つべき」。又、勅使河原が申しけるは、「一陣破れぬれば殘黨全からず。唯驅けよや」とて、をめいてかく。木曾は今日を最後と戰へば、東國の大勢、木曾を中に取り籠めて、我討ち取らむとぞ進みける。

【通釋】宇治の防禦陣地も勢多の防禦陣地も悉く突破されたと云ふ情報に接したので、木曾は最後のお暇乞を申上げようと思つて、院の御所の六條御殿へ參つた。しかし門前まで參つては見たが、格別これと云つて申上げる事もないので、引返して、此の頃になつて愛し初めた婦人が六條高倉にゐる、其の家へ立寄つて、最後の別れを惜むために入つて行つたが、急には出て來なかつた。此の時木曾の部下に新參者の越後の中太家光といふ者があつた。木曾の行動を自烈度がつて、「敵が既に鴨河原まで攻込んで來てゐますのに、何だつて

(2)死出の山　冥途の難路。
(3)那波太郎廣純　今の群馬縣佐波郡の南部、利根、神流（カンナ）二川の合流域、約三方里八二の地方に據つて居た那波氏の一族。
(4)其勢百騎ばかり　盛衰記には楯、根井等が勢を合せて三百騎程とある。
(5)鹽谷五郎惟廣　下野國鹽谷郡の一部地方にゐた一族。
(6)勅使河原ノ五三郎有直　丹比氏の一黨。武藏兒玉郡の賀美村の大字に、今も勅使河原の名が殘つてゐる。

そんなに悠々緩々としていらつしやるんでせうか。そんな事をしていらつしやると、今に見苦しい死に方をなさいますよ。早く出ていらつしやい」と申したが、やつぱり木曾が出て來なかつたので「それぢやあ家光はお先へ失禮して、冥途でお待ち申しませう」と云つて、切腹して死んだ。木曾は其の事を聞いて「これは俺を激勵するための自殺だな」と云つて、直ぐに戰線へ出た。此の時の木曾軍の中堅兵力は、上野の國の住人である那波太郎廣純を最初に算へて、僅に百騎ほどに過ぎなかつた。六條河原まで進出して行つて見ると、關東軍の一隊らしいものが、先づ三十騎ほどで前進して來るのが見えた。そして其の隊中から二騎の武士が、先に立つて進んで來た。一騎は鹽谷の五郎惟廣、一騎は勅使河原五三郎有直である。鹽谷が勅使河原を顧みて「オイ君、後續部隊の來るのを待たうか」と云ふと、勅使河原は「第一線が敗れたら殘軍もきつと敗れると昔から云ふよ。何でもいゝから突進しよう」と云つてワーッと吶喊した。木曾はそれと見ると、今日こそ最後の戰だと奮鬪したが、關東の大軍は、木曾を中に包圍して、我こそ此の敵將を討取つて見せようとばかりに前進した。

大將軍九郎御曹司義經、軍をば軍兵共にせさせ、わが身は院の御所のおぼつかなきに、守護し奉らむとて、混兜五六騎、院の御所六條殿へ馳せ參る。御所には、大膳大夫成忠、御所の東の築垣の上に登り上つて、わなゝく〳〵見渡せば、武士五六騎仰兜(1)に戰ひなつて、射向の袖(2)春風に吹きなびかせ、白旗さつと差しあげ、黑煙蹴立てゝ馳せまゐる。成忠「あなあさまし、木曾が又參り候」と申し

(1)仰兜・激しく戰うた爲に兜の緒がゆるんで兜が後の方へ少しズ

ければ、院中の公卿、殿上人、傍の女房達にいたるまで、今度ぞ世のうせはて(3)とて、手をにぎり、立てぬ願もましまさず。成忠重ねて奏聞しけるは、「今日始めて都へ入る東國の武士と覺え候。いかさまにも笠印が異つて候」と、申しもはてぬに、大將軍九郎御曹司義經、門前にて馬より下り、門を叩かせ、大音聲を上げて、「鎌倉の前右兵衛佐賴朝が弟九郎義經こそ、宇治の手を攻め破つて、この御所守護の爲に馳せ參つて候へ。あけて入れさせ給へ」と申されたりければ、成忠あまりの嬉しさに、急ぎ築垣の上より跳り下るゝとて、腰を突き損じたりけれども、痛さは嬉しさに紛れて覺えず、這ふ〳〵御所へ參つて、此由奏聞したりければ、法皇大に御感あつて、門をあけさせてぞ入れられける。義經其日の裝束には、赤地の錦の直垂に、紫裾濃の鎧着て、鍬形打つたる兜の緒をしめ、黄金作の太刀を佩き、廿四さいたる切斑の矢負ひ、滋籐の弓の鳥打(4)の本を、紙を廣さ一寸ばかりに切つて、左卷に卷きたる、是ぞ今日の大將軍の印とは見えし。法皇中門の櫺子(5)より叡覽あつて、「ゆゝしげなる者どもかな、皆名のらせよ」と仰せければ、先づ大將軍九郎義經、次に安田の三郎義定、畠山の庄司次郎重忠、梶原源太景季、佐々木四郎高綱、澁谷右馬允重資とぞ名のつたる。義經共して、武士は六人、鎧は色々異つたりけれども、頬魂、事がらいづれも劣らず。成忠仰承

り落ちて所謂阿彌陀かぶりになつた事をいふ。

(2)射向の袖・鎧の左の袖をいふ名。弓を射る時敵へ向ける故の名である。廻轉自在になつてゐて、敵の射撃に對する防禦の役目をも兼ねてゐる。

(3)世のうせはて・世界の終滅。

(4)鳥打・弓の上弭と握皮の中程に當る所。其所を紙で卷いて大將の印とするのは古實であるが、武家のみに限らず衞府の弓にもかやうに卷いたものがある。

(5)中門の櫺子・中門は東、西廊の中央にある小門、櫺子とは其傍にある

ある櫺子窓即ち櫺子のはまつた窓のこと。

つて、義經を大床の際へ召して、合戰の次第を委しう御尋あり。義經畏まつて申されけるは、「鎌倉の前右兵衛佐頼朝、木曾が狼藉しづめむとて、範頼・義經を先として、都合六萬餘騎をさし上せ候ふが、範頼は瀨多より參り候へども、未だ一騎も見え候はず。義經は宇治の手を攻め破つて、この御所守護の爲に馳せ參じて候へ。木曾は河原をのぼりに落ちつるを、軍兵共を以て追はせ候ひつるが、今は定めて討ち取り候ひなむず」と、いと事もなげにぞ申されける。法皇大に御感あつて、「又木曾が餘黨など參つて、狼藉もぞ仕る。汝は此御所よく〳〵守護仕れ」と仰せければ　畏まり承つて、四方の門を固めて待つ程に、兵共馳せ集まつて程なく一萬餘騎ばかりになりにけり。

新釋　源軍の司令官たる九郎の御曹司義經は、戰爭は兵士たちに任せて置いて、自分は院の御所が心配だから御守護申上げようと云ふので、五六騎の者が全部武裝して院の御所の六條御殿へ駈付けて參つた。此の時院の御所では、戰爭がどう成つたかと思つて、大膳太夫の成忠が、御所の東側の土塀の上へ上つて、慄へ乍ら見渡すと、武士が五六騎、如何にも奮戰して來たらしく、兜が幾分か後へズリ氣味になつた姿で、鎧の左の袖を折柄そよそよと吹いて來る春風に吹き靡かせ乍ら、白旗をサツと高く差上げて、砂煙を眞黑に立てつつこちらへ駈付けて參るのだつた。成忠「さあ大變大變、又木曾が參ります」と申すと御所に居合はされた公卿や殿上人、又別間にゐられる婦人達も、今度こそ破滅の時が來たと、

云つて、夢中で手を握りしめて、あらゆる願を神佛に立てゝおいでになると、其の時、成忠が又報告して、「さつきのは間違ひでございました。どうやら今日始めて都へ入つた關東の武士らしう御座います。如何にも皆笠の標識が變つてゐます」と申しきるか申しきらないうちに　源軍司令官の九郎の御曹司義經は、御所の門前で馬から下りて、御門を部下の者に敲かせ、大きな聲をあげて、「鎌倉の前右兵衛佐頼朝の弟九郎義經が、宇治の敵線を突破して、只今此の御所を御守護申上げるために馳けつけて參りました。どうか御門をあけてお入れ下さい」と申されたので、成忠はあまりの嬉しさに、急いで土塀から飛んで下りる拍子に、腰を打つて怪我をしたが、嬉しさに紛れて痛いことも忘れて、這ふやうにして御前へ參つて、其の事を奏上すると、法皇は大層お喜びになつて、直ぐ門をあけさせて義經をお入れになつた。義經の此の日の服裝は、赤地の錦の直垂に、紫ぼかしの鎧を着て、鍬形の前立を打つた兜の緒をキッと緊め、金裝飾の太刀を佩び、切斑の矢を二十四本挿した箙を背負ひ、滋籐の弓の鳥打の部分を、幅一寸程に切つて左卷に卷いたのを持つてゐるのは、これが今日の司令官の標識であると思はれた。法皇は中門の脇の櫺子窓から覗いて御覽になつて「勇ましさうな者共だな、皆姓名を云はせろ」と仰やつたので、其のお言葉を傳へると、最初に司令官の義經、次に安田ノ三郎義定、畠山ノ庄司重忠、梶原源太景季、佐々木四郎高綱、澁谷ノ右馬允重資と名のつた。義經をいれて六人の武士は、それぞれ皆鎧の色こそ變つてゐるが、相貌といひ態度といひ、何れも優劣のない人物である。成忠は仰せを承つて、義經をお廣縁の近くへお召しになり、戰況を詳細にお尋ねになつた。すると義經は敬禮を正して申されるには、「鎌倉に居ります前の右兵衛佐頼朝は、木曾の亂暴を鎭定させますために、範頼・義經を最初と致して總計六萬餘騎の者を今度上洛致させたの

で御座いますが、兄範頼の方は勢多の方から參りましたのが、まだ一騎も見えません。不肖義經は、宇治の方から前進致しましたが、只今木曾軍の防禦陣地を突破致しまして、此の御所守護の爲に驅付けて參つたのでございます。木曾は鴨河原を北へ向つて逃げ落ちましたのを、兵士どもに追撃致させて置きましたが、今頃はきつと討取つてゐることゝ存じます」と、木曾なんかテンで問題ではないやうに申された。法皇は大層御感賞になつて、「又木曾の殘兵なんかが參つて亂暴をするかも知れないから、お前は此の御所をよくよく守護してゐてくれ」と仰せられたので、謹んで拜承して、四方の門に兵士を配備して待つてゐるうちに、兵士どもが段々に驅集まつて來て、間もなく一萬餘騎に成つた。

木曾は、自然の事あらば、法皇を取り奉つて西國へ落ち下り、平家と一つにならむとて、力者二十人揃へて持つたりけれども、御所には又、九郎義經まゐつて、嚴しう守護し奉ると聞いて、今は叶はじとや思ひけむ、河原をのぼりに落ち行きけるが、六條河原と三條河原との間にて、既に討取られむとする事度々に及ぶ。木曾涙を流いて、斯くあるべしとも期したりせば、今井を瀨多へは遣らざらまし、幼少竹馬のむかしより、死なば一所で死なむとこそ契りしが、今はところ／＼で討たれむ事こそ悲しけれ、さりながら今一度、今井が行方を聞かむとて、河原をのぼりにかゝる程に、六條河原と三條河原との間にて、敵襲ひかゝれば、取つて返し／＼、木曾僅なる小勢にて、雲霞の如くなる敵の大勢を五六度まで追つかへ

し、賀茂川さつと打ちわたり、粟田口①松坂②にもかゝりけり。去年信濃を出でしには、五萬餘騎と聞えしが、今日四宮河原③を過ぐるには、主從七騎になりにけり。まして中有の旅の空、思ひやられてあはれなり。

新譯 木曾は、萬一敗戰する事があつたら、法皇をお奪ひ申して西國へ逃げ落ち、平家と聯合して、鎌倉軍に當らうといふ豫定で、力の強い者を二十人ばかり選揃へてつれてゐたが、院の御所には既に、九郎義經が參つて、嚴重な防備をして御守護申上げてゐると聞いて、もう斯う成つたら駄目だと思つたものか、鴨河原を北へ向つて逃落ちて行く内に、六條河原と三條河原との間で、最早討取られようとしたことが幾度もあつた。木曾は思はずハラハラと涙を流して、「あゝこんな事に成ると知つたら今井を勢多へは遣らなかつたのに竹馬に乘つて一緒に遊んだ子供時分から、若し死ぬ時には一緒に死なうと約束した二人が、今や別々の所で戰死するのは悲しい事だ。しかしもう一度、今井がどう成つたか樣子を聞いて見よう」とさう思つて、又、河原を北へ行くうちに、又敵が襲撃して來たので、引返しては戰ひ、引返しては戰ひ、劣勢な兵力で、雲か霞のやうな敵の大軍を五六度までも追返して、賀茂川をサッと東へ渡り、粟田口から松坂の方へと道を採つた。木曾が去年信濃を出たときには、其の兵力は約五萬騎と云ふ事であつたが、今日四ノ宮河原を通過するときには、主人と家來とを合はせてたつた七騎に成つて了つてゐた。まして本據を離れた旅中の事であるから、其の心の中もさこそと想像せられて可哀想である。

（1）**粟田口**　現在の京都市三條通白川橋の東から蹴上迄の間の地　昔はこゝを粟田口と云つて、關東から京都への入口の兵要陣地であつた。附近には粟田院址、粟田御所又粟田宮といはれた青蓮院、粟田山、粟田神社等がある。

（2）**松坂**　京都府宇治郡山科村日ノ岡の坂路の一つ。山科から京都の粟田口に通ずる坂路で、ちやうどインクラインの第二トンネルの入口になつてゐる。

（3）**四ノ宮河原**　仁明天皇の四ノ宮即ち第四皇子の人康親王の御居館があつた地で、櫃川流域に當つてゐるから四ノ宮河原と稱する。今の京都府宇治郡山科村大字四宮に當つてゐる。

(1)巴・中三權頭の女で、今井や樋口とは同胞に當つてゐる。

(2)札・鎧の胸部、即ち胸板にあてゝ盲傷を防ぐ爲にする鐵板のこと、薄く鍛へたもの、、それを何枚も綴り合はせてある。時には又革實の札を鐵札と一枚おきに綴ることもある。之を「こがれ交ぜたる鎧」、又は「一枚交の鎧」さもいふ。表面は染革を以て包んで、弓弦の引つかゝらないやうにする。

四、木曾の最後

木曾は信濃を出でしより、巴(1)、山吹とて、二人の美女を具せられたり。山吹はいたはりあつて都に留まりぬ。中にも巴は、色白う、髮長く、容顏實に美麗なり。究竟の荒馬乘の、惡所を落し、弓矢、打物取つては、如何なる鬼にも神にもあふといふ一人當千の兵なり。されば軍といふ時は、札(2)よき鎧着せ、強弓、大太刀持たせて、一方の大將に向けられけるに、度々の高名肩を雙ぶる者なし。されば今度も多くの者落ちうせ討たれたる中に、七騎が中までも巴は討たれざりけり。

通釋　木曾は信濃を出てから、巴。山吹と云つて二人の美しい女をつれてゐられた。山吹は病氣だつたので、京都に殘つた。二人の中でも巴は色が白くつて、髮も長く、實際美しい容姿をしてゐた。而もそれでゐて、荒馬乘の妙手で、嶮阻なところを馬で乘下ろすことも出來れば、又、弓矢や刀を持たせたら、どんな鬼や荒神の相手にでも成ると云ふ、それこそ一人で千人分の働きをする立派な軍人の資格を持つてゐる。だから、さア戰爭があるといふ時には、此の巴に丈夫な鐵板を入れた鎧を着せ、強い弓や大きな太刀を持たせて、一方の隊長として敵に向はせられるのであつたが、其の度毎に殊勳を奏する點に於て、誰一人肩をならべる者もなかつた。今度も大勢の者が落伍したり戰死したりした中に、巴ば

(1)長坂・京都府愛宕郡鷹ヶ峰村から西北へ十八町ほど寄つた所から葛野郡の小野郷村を經て丹波へ出る山路。

(2)龍華越・京都府愛宕郡大原村の小出石から近江へ抜ける山路で、此處を抜けると直ちに滋賀縣滋賀郡伊香立村の龍華へ出られるから龍華越の名がある。

(3)打出の濱・近江の琵琶湖畔、今の滋賀縣大津市松本・石場邊の古名である。夫木抄の爲相の歌に「關こえて打出の濱のしのゝめに云々」とある。

(4)卷いて持たせたる旗・此頃は凡て流旗即ち吹流しであるから不必要な時には卷いて棹へ附けたのである。幟と稱へて乳の附いたのは後世の物である。

かりは何處までも奮鬪を續けて、七騎になつても其の中に殘つてゐた。

木曾は、長坂(1)を經て、丹波路へとも聞ゆ。龍華越(2)にかゝつて、又北國へとも聞えけり。かゝりしかども、今井が行末のおぼつかなさに、取つて返して、勢多の方へぞ落ち行きたまふ。今井の四郎兼平も、八百餘騎で勢多を固めたりけるが、五十騎ばかりに討ちなされ、旗をば卷かせて持たせつゝ、主の行方のおぼつかなさに、都の方へのぼる程に、大津の打出の濱(3)にて、木曾殿に行き逢ひ奉る。中一町ばかりより、互にそれと見知つて、主從駒を早めて寄り合ひたり。木曾殿、今井が手を取つて宣ひけるは、「義仲六條河原にていかにもなるべかりしかども、汝が行方のおぼつかなさに、多くの敵に後を見せて、是まで遁れたるはいかに」と宣へば、今井の四郎、「御諚誠にかたじけなう候。兼平も勢多にて討死仕るべう候ひしかども、御行方のおぼつかなさに、是まで遁れ參つて候ふ」と申しければ、木曾殿、「さては契未朽ちせざりけり。義仲が勢、山林に馳せ散つて、此邊にも控へたるらむぞ。汝が旗上げさせよ」と宣へば、卷いて持たせたる今井が旗(4)さし上げたり。是を見つけて、京より落つる勢ともなく、又勢多より參る者ともなく馳せ集まつて、程なく三百騎ばかりになり給ひぬ。

【新釋】都では木曾は長坂を經出して丹波の方へ落ちたとも云ひ、又龍華越に路をとつて北

（一）一條次郎　今の甲府市を中心としてゐた甲斐國の豪族。

國へ落ちたとも云はれた。義仲も實際さうするツモリであつたが、今井の成行きが氣がかりになつたので、途中から引返して勢多方面へ落ちて行かれた。今井ノ四郎兼平も八百騎餘りで勢多川の陣地を守備してゐたが、五十騎ほどに討滅らされたので、旗を卷かせて持たせながら、主人義仲の方の戰鬪經過が心配さに、京都方面へ向つて上つてゆくうちに、ちやうど大津の打出ノ濱で、木曾殿にお出あひ申した。一町ばかりの距離になつた時分から、互にそれと認識して、主人も家來も兩方から馬の足を早めて寄合うた。其の時木曾殿は今井の手をシツカリ握つて仰やつたには、「義仲は六條河原で最後の決戰をするところだつたが、お前がどう成つたかと氣がかりなので、大勢の敵に後を見せて、こゝまで逃げて來たのだが、お前の方はどうだ」とさう仰やると、今井ノ四郎も「お言葉は誠に難有う存じます、兼平も勢多で戰死するところで御座いましたが、御行方が氣になりましたので、こゝまで逃げて參りました」と申したので、木曾殿は「さうか、それではまだ縁が盡きないのだと見える。味方の兵等で山や森へ駈込んだものが、此の邊にもまだ幾らかゐるだらう、お前の旗を上げさせろ」と命ぜられた。それで今まで卷いて持たせてゐた今井の旗を高く上げさせると、それを發見して、京都から逃げ落ちて來るともなく、又勢多からも參るともなく、方々から駈寄つて來て、間もなく三百騎ほどの勢力になられた。

木曾殿斜ならずに喜んで、「この勢では、最後の軍一軍などかせざるべき。あれにしぐらうて見ゆるは、誰が手やらむ」、「甲斐の一條の次郎殿の御手とこそ承つて候へ」。「勢はいか程あるらむ」。「六千餘騎と聞え候」。「さては互によい

（二）いしうちの矢　鷲は海上から飛ぶ時に、其の尾羽十四枚の中で最下に重なつてゐる羽で石を打つて其反動で飛揚する。それで其の羽で作つた矢を石打の矢と稱する。大將軍の持つ征矢である、

敵、同じう死ぬるとも、大勢の中へかけ入り、好い敵に逢うてこそ討死をもせめ」とて、眞先にぞ進み給ふ。木曾殿其日の装束には、赤地の錦の直垂に、唐綾縅の鎧着て、いかものづくりの太刀を佩き、鍬形打つたる兜の緒をしめ、二十四差いたるいしうちの矢（二）の、其日の軍に射て、少々殘つたるを頭高に負ひなし、滋籐の弓の眞中取つて、聞ゆる木曾の鬼葦毛といふ馬に、金覆輪の鞍を置いて乘つたりけるが、鐙踏張り立ち上り、大音聲を上げて、「日頃は聞きけむものを、木曾の冠者、今は見るらむ左馬頭兼伊豫守、朝日の將軍源の義仲ぞや。甲斐の一條次郎とこそ聞け。義仲討つて兵衛佐に見せよや」とて、喚いて驅く。一條の次郎これを聞いて、「只今名のるは大將軍ぞや。餘すなものども、洩らすな若黨、討てや」とて、大勢の中に取りこめて我打取らむとぞ進みける。木曾三百餘騎、六千餘騎が中へ驅け入り、竪様、横様、蜘手十文字にかけ破つて、後へつと出でたれば、五十騎ばかりになりにけり。そこを破つて行くほどに、土肥の二郎實平、二千餘騎で支へたり。そこをも破つて行く程に、あそこにては四五百騎、こゝにては二三百騎、百四五十騎、百騎ばかりが中を、かけわりかけわり行く程に、主從五騎にぞなりにける。五騎が中までも巴は討たれざりけり。

【新譯】木曾は非常に喜んで、「これだけの兵力がある以上、どうして最後の一戦をしないさ

云ふことがあるものか。あそこに眞黒になつて密集して來るのは何者の一隊だらうか」と云ふと「甲斐の一條の次郎殿の隊だと聞いて居ります」と答へた。「どの位の兵力だらう」と聞くと、又「六千餘騎と聞いて居ります」と答へた。木曾殿はそれを聞いて「それでは互格の敵だ。同じ死ぬにしても、大軍の中へ突入して、立派な敵と會戰して戰死することにしよう」と云つて、先頭に立つて進まれた。木曾殿其の日の服裝はといふと、赤地の錦の直垂に唐綾縅の鎧を著て、いかもの作りの太刀を佩び、鍬形を打つた兜の緒を強く緊め、二十四本挿してあつた石打の矢が、其の日の戰鬪に射て、僅ばかり殘つてゐたのを、高く拔出して背負ひ、滋籐の弓の眞中を握つて、世間に知られてゐる木曾の鬼葦毛といふ名馬に、金覆輪の鞍を置いて乘つてゐたが、鐙を強く踏張つて、馬上に立上り、大きな聲を張上げて「平生から木曾の冠者の名は聞いてゐたらう。そして今こそ其の姿を見たらう。俺は左馬頭兼伊豫守、朝日の將軍源義仲だ。此の方面の隊長は甲斐の一條の次郎と聞いた。さあ義仲を討取つて兵衞の佐に見せろ」と名のりを上げると、ワーッと喊聲して突撃した。一條の次郎は之を聞いて「今名のりを上げたのは敵の大將だぞ。逃がすな者共、外へやるな若い者等。討てつ、討てつ」と云つて、大軍の中に包圍して、みんなが我こそ討取つてくれようと猛進した。木曾軍の約三百騎は、六千餘騎の敵軍の中へ突入して、縱橫に驅破つて、後へつッと驅出したが、見ると味方はもう五十騎程に減つてゐた。其處を突破して行くと、今度は土肥次郎實平が、二千餘騎で待受けてゐて、其の進出を妨げた。其處をも突破して行つて、あそこでは四五百騎、こゝでは二三百騎、百四五十騎、百騎ばかりの中を突破し突破してゆくうちに、到頭主人と家來とを合はせて五騎になつて了つた。そんな

（1）御田の八郎師重　傳記不明。

（2）手塚の別當　齋藤實盛を討つた手塚の太郎光盛の伯父だと云ふ。

にまで成つても其の五騎の中に巴は討たれないで殘つてゐた。

木曾殿巴を召して、「おのれは女なれば、これより疾う〳〵何地へも落ち行け。義仲は討死をせむずるなり。若し人手にかゝらずば自害をせむず。義仲が最後の軍に、女を具したりなどいはれむ事、口をしかるべし」と宣へども、落ちも行かざりけるが、餘に强ういはれ奉つて、「あはれ好からう敵の出で來よかし、木曾殿に最後の軍して見せ奉らむ」とて、控へて敵をまつ所に、爰に武藏國の住人、御田の八郎師重(1)といふ大力の剛の者、三十騎ばかりで出で來る。巴その中へ割つて入り、先づ御田の八郎に押し並べ、むずと組むで引き落し、わが乘つたりける鞍の前輪におしつけて、些とも働かさず、首ねぢ切つて捨てゝけり。其後物具脫ぎ棄てゝ、東國の方へぞ落ち行きける。手塚の太郎討死す。手塚の別當(2)落ちにけり。

新釋　木曾殿は此の時、巴を側近くお呼びになつて、「お前は女だから、こゝから早く何處へでも逃げてゆけ、義仲は戰死をしようと思ふのだ。若し人手にかゝつて討たれなかつたら、自分で切腹して死ぬつもりだ。義仲ほどの者が最後の戰爭にまで女をつれてゐたなんて云はれては殘念だから」と仰やつた。巴はそれでも、やつぱり立ちのいて行かうともしなかつたが、あんまり强く云はれたので、「あゝ强さうな敵が出て來ればいゝ。木曾殿に最後の軍をしてお目にかけるのだのに」と云つて、待ち受けてゐると、其處へ武藏ノ國の住

人で御田の八郎師重といふ大力の强い武士が、三十騎ほどで出て來た。巴は忽ち其一隊の中へ突入して、一番に御田の八郎と馬を乘並べ、ムンズと組み合つて引き落し、自分の乘つてゐた馬の鞍の前輪に押附けて、少しも行動の自由を與へず、首を捻切つて捨てた。それから靜に武裝を解除して、唯一人關東の方へ落ちて行つた。手塚の太郎は此の時に戰死した。手塚の別當は逃げ落ちた。

木曾殿。今井四郎、唯主從二騎になつて宣ひけるは、「日頃は何とも覺えぬ鎧が、今日は重うなつたるぞや」と宣へば、今井の四郎申しけるは、「御身も未だ疲れさせ給ひ候はず、御馬も弱り候はず、何に因つて一領の御着長を俄に重うは思し召され候ふべき。それは御方に續く勢が候はねば、臆病でこそ然は思し召し候ふらめ。兼平一騎をば、餘の武者千騎と思し召し候ふべし。爰に射殘したる矢七つ八つ候へば、暫く防矢仕り候はむ。あれに見え候は、粟津の松原（1）と申し候。君はあの松の中へ入らせ給ひて、靜に御自害候へ」とて、打つて行く程に、又新手の武者五十騎ばかりで出で來る。「兼平は此御敵暫く防ぎ參らせ候ふべし。君はあの松の中へ入らせ給へ」と申しければ、義仲「六條河原で、いかにもなるべかりしかども、汝と一所でいかにもなりなむためにこそ、多くの敵に後を見せて、これまで遁れ來たんなれ。所々で討たれむより、一所でこそ討死をもせめ」とて、馬の鼻を並べて、既に驅けむとし給へば、今井四郎、急ぎ馬

（1）粟津の松原　滋賀縣大津市の東北に當つて居る。粟津の晴嵐と云つて近江八景の一に算へられて居る。勢多川沿岸大津・膳所間の地帶。

（2）水つき…前出。八一一頁參照。別に轡の左右にある鈕の事だといふ說もある。

より飛んで下り、主の馬の水つき(2)に取りつき、涙をはら〳〵と流いて、「弓矢取は、年頃日頃いかなる高名候ふとも、最後に不覺しぬれば、長き瑕にて候ふなり。御身も疲れさせ給ひ候ひぬ。御馬も弱つて候。いふがひなき人の郎等に組み落されて討たれさせ給ひ候ひなば、さしも日本國に鬼神と聞えさせ給ひつる木曾殿をば何某が郎等の手にかけて討ち奉つたり、なんど申されむ事、口惜しかるべし。唯理を曲げて、あの松の中へ入らせ給へ」と申しければ、木曾、さらばとて、唯一騎、粟津の松原へぞかけ給ふ。

【新釋】木曾殿は今井の四郎と主從たつた二騎になつて仰やつたには「平生は別に何とも思はない鎧が、今日は重くなつたよ」とさう仰やると、今井の四郎が申したには「お身體はまだそんなにお疲れになつてはいらつしやらないし、お馬も弱つては居りませんのに、何だつて僅一領の鎧を急にお重がりに成ることがあるものですか。そんなお氣がするのは、味方が負け軍になつておあとに續く軍隊がないからお氣おくれがするので御座いませうが、此の兼平一騎が斯うしておつき申して居ります以上、外の者の千騎にも當ると思召してお心丈夫に願ひます。こゝに射殘しました矢がまだ七八本御座いますから、それを射盡すまで、暫く私がこゝで防戰して居りませう。あそこに見えるのは粟津の松原と申します。あなた樣はあの松林の中へお入りになつて、お心靜に御自害なされませい」と云つて、乘り進んでゆくうちに、又新鋭の兵が五十騎ほど出て來た。それて「兼平は此の敵を暫くこゝで防いで居りますから、あなた樣はあの松林の中へお入り下さい」と重ねて申すと、義仲

は「六條河原で、決戰して死ぬつもりだつたけれども、お前と一所に死なうと思つたからこそ、大勢の敵に後を見せて、こゝまで逃げて來たのだ。別々の所で討たれるより、一所に戰死なしよう」と云つて、兼平と同じ方向に馬の鼻を並べて、今にも駈出さうとせられたので、今井の四郎は急いで馬から飛んで下りて、主人の馬の水づきに取縋つて、涙をハラハラと流して「武士は今まで長い間に、どんな名譽を博したつても、最後に失敗をすれば、それが永久の疵なんです。お身體もお疲れになつてゐれば、お馬も隨分弱つて居ます。言ふにも足らない者の下郎やなんかに組落されて、若しやお討たれになるやうな事でも御座いましたら、あれ程日本全國に鬼神とまでお云はれになつた木曾殿だが、到頭運が盡きて何とか云ふ者の下郎の手にかゝつてお討たれになつたなんて世間では評判するでせう。私はそれが殘念です。どうか私の申す事が無理でもお聞き入れ下すつて、あの松原の中へいらしつて下さい」と申した。それで木曾も到頭、「そんなにお前が云ふなら」と承知して、唯一騎で、粟津の松原へ駈けておいでに成つた。

今井の四郎取つて返し、五十騎ばかりが勢の中へ駈け入り、鐙踏張り立ち上り、大音聲をあげて、「遠からむ者は音にも聞け、近からむ人は目にも見給へ。木曾殿の傅子に、今井の四郎兼平とて、生年三十三に罷りなる。さる者ありとは鎌倉殿までも知ろし召されたるらむぞ。兼平討つて兵衛佐殿の御見參に入れよや」とて、射殘したる八筋の矢を、差しつめ引きつめ散々に射る。死生は知らず、矢庭に敵八騎射落し、その後太刀を拔いて切つて廻るに、面を合はする者ぞなき。只「射取れ

(1)開間　鎧の隙間、非装甲部。

(1)入相　日が西の山に入る間際の意。
(2)あふる　馬の臀部に打撃を與へて、其の反動で躍り上らせること。

やゝ」とて、差しつめ引きつめ、散々に射けれども、鎧良ければうらかゝず、開間(1)を射ねば手も負はず。

新釋　今井ノ四郎は、それから直ぐに引返して、五十騎程の敵の一隊の中へ突入して、鐙を踏張つて立上り乍ら、大きな聲を張上げて、「遠くにゐる者は聲を聞いて知るがよい、近くにゐる者は其の眼で見ろ。木曾殿の乳母子で今井の四郎兼平といふのは俺の事だ。今年取つて三十三になる。さういふ者がゐるとは、鎌倉殿も御存知でいらつしやるだらう。此の兼平の首を討取つて兵衛の佐殿のお目にかけろ」と云ふと、射殘した八本の矢を、つがへては引き、つがへては引きして、思ふ存分に射た。それで死んだか死なゝいかは分らないが、瞬間に敵を八騎射落して、矢がなくなると今度は太刀を拔いて切つて廻つたが、面と向つて相手になる者は一人もない。只「射殺せ、射殺せ」と云つては、皆、矢をつがへては引き、つがへては引きして思ひ切り射續けたけれども、鎧が丈夫だから裏へは通らず、又空隙を覘つて射ないから負傷もしなかつた。

木曾殿は唯一騎、粟津の松原へぞ驅け給ふ。比は正月二十一日、入相(1)ばかりの事なるに、薄氷は張つたりけり。深田ありとも知らずして、馬を颯と打ち入れたれば、馬の頭も見えざりけり。あふれども(2)／＼、打てども／＼働かず。かゝりしかども、今井が行方のおぼつかなさに、振り仰き給ふ所を、相模國の住人三浦の石田の次郎爲久追つかゝり、よつぴいてひようと放つ。木曾殿は内兜射させ、

痛手なれば、兜の眞甲を馬の頭に押し當てゝ、うつぶし給ふ所を、石田が郎等二人落ち合つて、既に御首をば賜はりけり。即て首をば太刀の先に貫き、高くさし上げ、大音聲をあげて、「此日頃、日本國に鬼神と聞えさせ給ひつる木曾殿をば、三浦の石田の次郎爲久(3)が討ち奉つたるぞや」と名のりければ、今井の四郎は軍しけるが、之を聞いて「今は誰を庇はむとて軍をばすべき。是見給へ東國の殿ばら、日本一の剛の者の自害する手本よ」とて、太刀の鋒を口に含み、馬より逆さまに飛び落ち、貫かつてぞ亡せにける。

【通譯】　木曾殿は唯一騎で粟津の松原へ馬を驅けさせられた。ちやうど時節は正月の二十一日の日沒ごろの事であるのに、薄氷は張つてゐたし、深い泥田があるとも知らないで、馬をサツと乘入れられたところが、ズブズブと踏み込んで、馬の頭も見えなくなつた。木曾は驚いて馬を乘煽つたが、いくら煽つても煽つても、又打つても打つても馬は動かなかつた。こんな急場ではあつたが、今井がどうなつたか其の成行きが氣がかりだつたので、ヒヨイと振仰がれたところを、相模ノ國三浦の住人である石田の次郎爲久が追驅けて行きさまに、十分に弓を強く引いて、ヒユツと射放した。木曾殿は兜の內部を射られて、重傷を受けたので、兜の前額部を馬の首の上へ當てゝ、俯向けになられる所を、石田の家來たちが二人一所に行つて、到頭お首を戴いてしまつた。そして直ぐに首を太刀の先に刺通して高く差上げ、大きな聲をあげて、「此の長い間、日本國で鬼神とお云はれになつた木曾殿を、三浦の石田の次郎爲久がお討ち申したぞ」と名のると、其の時、今井ノ四郎はまだ奮鬪を續け

(3)石田次郎爲久・・・・・・相模國三浦の住人だとあるが、恐らく隣國の人間であらう。

てゐたが、之を聞いて「もう斯うなつたら、誰も庇ふ者はないから戰鬪は無要だ。これを見給へ關東の諸君。日本一の剛の者が自殺する模範はこんなものだ」と云つて、太刀の尖頭を口にくはへ、馬から逆さまに飛び落ちて、我と我が太刀に刺通されて死んだ。

五、樋口の斬られ

今井が兄の樋口の次郎兼光は、十郎藏人討たむとて、其勢五百餘騎で、河内國長野の城へ越えたりけるが、そこにては討ち漏らしぬ。紀伊の國名草(1)に在りと聞いて、やがて續いて寄せたりけるが、都に軍ありと聞いて、取つて返して上る程に、淀の大渡の橋(2)にて、今井が下人に行き逢うたり。「是はされば何地へとて渡らせ給ひ候ふやらむ。都には軍出で來て、君は討たれさせ給ひぬ。今井殿も御自害候」といひければ、樋口次郎、涙をはら〱と流いて、「是聞き給へ殿原、君に御志思ひ參らせむ人々は　是より疾う〱いづちへも落ち行き、如何ならむ乞食頭陀の行(3)をもして、君の御菩提を弔ひ參らせ給へ。兼光は洛へ上り討死して、冥土にても君の御見參に入り、今井をも今一度見ばやと思ふためなり」とて、打つて行く程に、五百餘騎の兵共、あそこ〱に控へ〱落ち行く程に、鳥羽の南の門を過ぐるには、其勢僅に二十餘騎にぞなりにける。

新釋　今井の兄の樋口次郎兼光は、十郎藏人を討たうと思つて、五百餘騎の兵力で河内ノ國の長野城へ山を越えて出かけて行つたが、其處では討漏らした。紀伊ノ國の名草にゐる

(1)名草・和歌山縣海草郡・名草山の山麓地方
(2)淀の大渡の橋・宇治川と木津川との合流地點。古くはこゝが渡津になつてゐたのである。架橋地點は不明。
(3)乞食頭陀の行・頭陀は梵語で抖擻と譯する。物を擧索すること。抖擻には十二行あるが常行乞食といつて、常に村里を歩いて各家に食をこふのも其一種の行である。

と聞いたので、其のまゝ前進を續けて攻寄せたが、京都で戰が起つたと聞いて引返して上洛する途中、淀の大渡の橋で今井の下卒に行きあうた。「これから何處へいらつしやらうと云ふんですか。京都では戰爭が起つて、主君はお討たれになりました。今井殿も御自害なさいました」と其の下卒が云つたので、樋口ノ次郎は涙をハラハラと流して、「これを聞き給へ諸君。主人の爲に志のある人々は、早々此の場から何處へでも逃げ落ちて行つて、ごんな乞食の行でもして主君の御成道を祈つてあげて下さい。此の兼光は京都へ上つて戰死をして、冥途で主君にお目にかゝつて、もう一度今井の顏も見たいと思ひますから」とさう云つて、乘進んで行くうちに、つれてゐた五百餘騎の兵等は、あつちでも少しばかり、こつちでも少しばかり宛殘り留まつて落伍して、鳥羽離宮の南門前を通過する時分には、殘る兵力は僅に二十騎餘りに成つて了つた。

樋口の次郎今日既に都に入る、と聞えしかば、黨も高家(1)も、七條(2)、朱雀(3)、作道(4)、四塚(5)へ馳せ向ふ。樋口が手に茅野の太郎光廣といふ者あり。四塚に幾らもありける勢の中へ駈け入り、鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げ「此勢の中に甲斐の一條次郎殿の御手の人やまします」、と問ひければ、「一條次郎が手でなくば軍はせぬか、誰にも會へかし」とて、どつと笑ふ。笑はれて名のりけるは、「かう申す者は、信濃の國諏訪の上の宮(6)の住人茅野の太夫光家(7)が子に茅野の太郎光廣(8)といふものなり。必ず一條次郎殿の御手の人を尋ぬるにはあらず。弟の七郎(9)それにあり。子供二人信濃國に置いたるが、あつぱれ我父は善うてや死

(1)黨も高家も　黨は紀清兩黨武藏七黨などの如く一黨一族集つて一隊を編成せるもの、高家とは將軍の一族其他家系のよい大名にいふ。

(2)七條　京都市の南部、今の京都ステーションのある所。

(3)朱雀　京都市の西郊朱雀門朱雀大路のあつた邊をいふ。

(4)作道　京都九條の羅生門から京都府紀伊郡鳥羽に至る間に造られた新開の大道路。其南方下鳥羽に鳥羽殿があつた。

んだるらむ、悪しうてや死んだるらむと歎かむずる處に、弟の七郎が前にて討死して、子供に慥に聞かせむと思ふためなり。敵をば嫌ふまじ」とて、あれに馳せあひ此に馳せあひ、武者三騎斬つて落し、四人に當る敵に押し並べ、むずと組んでどうと落ち、刺し違へてぞ死にゝける。

新釋　樋口ノ次郎が今日はもう京都へ入つて來る、と云ふ情報があつたので、各黨の人々も諸大名も、そらッとばかりに七條、朱雀、作道、四塚へ向かつて駈けつけた。樋口の率ゐてゐる一隊の中に、茅野ノ太郎光廣と云ふ者がある。四塚に幾隊もゐた敵軍の中へ駈込んで、鐙を踏張つて立上がり、大きな聲をあげて「此の隊の中に、甲斐ノ一條ノ次郎殿の隊のお方はいらつしやいませんか」と尋ねると「何だ、一條ノ次郎の隊とでなければ戰爭をしないと云ふのかい、誰とでもやればいゝぢやないか」と云つて、ドッと笑つた。笑はれて名のつたには「斯樣に申す者は信濃ノ國の諏訪の上ノ宮の住人、茅野ノ大夫光家の子で茅野ノ太郎光廣といふ者です。是非とも一條ノ次郎殿の隊のお方を尋ねて戰はうと云ふのではありません。實は弟の七郎が其の隊にゐるんです。私は自分の子供を二人信濃ノ國へ置いて來ましたが、天晴れ父は立派な死に樣をしたか、それとも見苦しい死に樣をしなかつたか、と歎いてゐるでせうから、弟の七郎の前で潔く戰死して、子供に確な事實を聞かせてやらうと思ふからです。但し相手を選好みするわけではありません」と云つて、あつちで駈けあつては戰ひ、こつちで駈け合つては戰ひ、敵の武士を三人斬落し、四人目の敵と馬を乘並べてムンズと組んで、ドサッと落ちて、刺違へて死んだ。

(5)四塚　京都府葛野郡大内村大字八條の辻のこと。南へ行けば上鳥羽村であらう。こゝから西國街道が續いてゐる。

(6)諏訪の上の宮　諏訪神社の上社のある町、即ち上諏訪、

(7)茅野大夫光家　上諏訪から東南二里、諏訪郡宮川村の大字に今茅野村の名が殘つてゐる。其の地にゐた名族である。

(8)茅野太郎光廣　光家の子である。茅野七郎の兄。

(9)七郎　茅野七郎である。光家の子で、光廣の弟である。

樋口の次郎は、兒玉黨にむすぼゝれたりければ、兒玉の人ども寄り合ひて、「抑も弓矢取の、我も人も廣中へ入るといふは、自然の時一先づ息をも繼ぎ、暫時の命をも生かうと思ふ爲なり。されば樋口が我等にむすぼゝれけむも、さこそありけめ。命ばかりを助けむ」とて、樋口が許へ使者を立てゝ、「木曾殿の御内に、今井樋口、楯、根井と聞えさせ給ひて候へども、木曾殿討たれさせ給ひ候ひぬ。今井殿も御自害候ふ上は、何か苦しう候ふべき。我等が中へ降人になり給へ。今度の勳功の賞に申し替へて、御命ばかりをば助け奉らむ」といひ送つたりければ、樋口の次郎は聞ゆる兵なりしかども、運や盡きにけむ、おめ〳〵(1)と兒玉黨の中へ、降人にこそなりにけれ。大將軍範賴、義經に此由を申す。院へ伺ひ申されたりければ、院中の公卿、殿上人、局の女房、女の童(2)に至るまで、「木曾が法住寺殿へ寄せて、御所に火をかけ燒き亡ぼし、多くの高僧貴僧を失ひたりしには、あそこにもこゝにも、今井、樋口といふ聲のみこそありしか。是等を助けられむは、無下に口惜しかるべし」と、口々に申されたりければ、叶はずして、又死罪にぞ定められける。

新釋 樋口ノ次郎は兒玉一黨に多少の關係があつたから、兒玉の人たちが、會議して、「全體武士が、御互ひに交際を廣くするといふ事は、萬一の場合に一時の息つぎにしたり、又假

(1)おめおめ　おめる即ち恐れ怯れること。それを二度重ねて使つたのである、畏怖の狀態。

(2)女の童　部屋もちの女官に使はれてゐる少女。

令暫くの命でも生きようと思ふからである。だから樋口が我々と關係をつけたのも、さう云ふ意味だつたらう。命だけは何とかして助けてやらうぢやないかと云ふので、樋口の所へ使を出して「木曾殿の御内で、今井、樋口、楯、根井と云へば評判のお方でいらつしやいますが、木曾殿も最早お討たれに成りましたし、それに今井殿も御自害に成つた上は、何の差支がございませう。我々のところへ降服者として於いで下さい。我々の今度の勳功に對する交換條件として命だけはお助け申しませう」と云つて遣つたので、樋口の次郎は名の知れた武士であつたけれども、運が盡きたといふものか、ノメノメと兒玉黨の中へ、降參して出た。それで早速に軍司令官の範頼義經二將に其の事を申告すると、司令官からは又、直ぐに院の御所へ申上げて指令を待たれた。ところが院の御所中の人々が、公卿殿上人は勿論、部屋持の女官から、お附の女中までが「木曾が法住寺御殿へ押寄せて來て、御所へ火をかけて燒いて了ひ、大勢の高僧や貴僧方のお命をお取り申した騷ぎの時には、あちらでもこちらでも、今井・樋口といふ聲ばかりが聞こえてゐた。そんな者の命をお助けになつたんぢやア、非常に殘念です」と口々に申されたので、助命の目的は達せられないで、これも亦死刑に處することに決定された。

同じき廿二日、新攝政殿停(1)められさせ給ひて、元の攝政(2)還着し給ふ、僅六十日の中に替へられさせ給ひぬれば、いまだ見果てぬ夢の如し。昔粟田の關白(3)は、慶申(4)の後、唯七日だにありしぞかし。是は六十日とは申せども、其間に節會も除目も行はれぬれば、思出なきにあらず。同じき廿四日、木曾左馬頭、餘黨五人が首(5)を

(1)新攝政殿停めらる。師家（前關白基房の子）が攝政を止められたのは壽永三年の正月二十二日である。壽永二年十一月二十一日詔して攝政と爲されたのから正に六十日に當つてゐる

(2)元の攝政。例の基通のこと。正月二十二日元の如く攝政と爲された。
(3)粟田關白。法興院入道兼家公の次男道兼のこと。舍兄の道隆の薨後に關白となり拜賀の後七日にして薨じた。世に七日關白といふ。
(4)木曾の餘黨五人が首。五人の首が渡されたといふことは記錄にない。百錬抄には「伊豫守義仲ノ首……東獄門ノ樹ニ懸ク、見ル者堵ノ如シ、此外根井、今井、樋口等降人タリト雖モ路頭ヲ渡ス」とある。
(5)藍摺。白地に藍色で模樣を摺染にしたもの。
(6)養虎の患。「今釋シテ擊タズンバ、此レ謂ハユル虎ヲ養ツテ自ラ患ヲ遺スモノ也」史記項羽本紀にある句。
(7)虎狼の國。秦の國。

都へ入れて大路を渡さる。樋口の次郎は降人たりしが、頻に首の供せむと申しければ、さらばとて、藍摺(5)の直垂。立烏帽子にてぞ渡されける。明くる廿五日、樋口の次郎遂に斬られにけり。範頼、義經樣々に申されけれども、今井・樋口・楯・根井とて、木曾が四天王のその一つなれば、是等を助けられむは、養虎の患(6)あるべしとて、殊に沙汰あつて斬られけるとぞ聞えし。つてに聞く、虎狼の國(7)衰へて、諸侯蜂の如くに起つし時、沛公先に咸陽宮へ入るといへども、項羽が後に來らむことを恐れて、妻は美人をも犯さず、金銀珠玉をも掠めず、徒に函谷の關を守つて、漸うに敵を亡ぼし、天下を治することを得たりき。されば今の木曾の左馬の頭も、先づ都へ入るといへども、頼朝朝臣の命に從はましかば、彼の沛公が謀には劣らざらまし。

新釋　四月二十二日、新攝政の師家殿は御停職になつて、前攝政の基家殿が又復任された。僅々六十日間に更迭をお命ぜられになつたのであるから、まだしまひまで見ないうちに夢が覺めたやうな心持である。昔の粟田ノ關白は就任のお禮廻りをしてから、唯だ一週間だけ在任したものだ。それから見ると、今度のは僅に六十日間とは申すものゝ、其の間には節會もあれば、叙任式も行はれたのであるから、何の思出も殘らないといふわけではない。次いで其の二十四日には、木曾ノ左馬の頭其の他殘黨五人の首を京都へ搬入して大通りを引廻される。樋口ノ次郎は降伏者として檻置されてゐたが、頻に主人の首の供をしたいと

をさす。始皇の暴なるを虎狼に譬へていうたのである。史記の蘇秦傳にも「蘇秦、楚ノ威王ニ說イテ曰ク、夫レ秦ハ虎狼ノ國也、天下ヲ呑ムノ心有リ」とある。

（１）一の谷　兵庫縣武庫郡須磨村の西部で、鐵拐山の徙崖が發達して海に伸びてゐる所にある第一の淺渓が即ち一の谷で、續いてなほ二の谷三の谷がある。一の谷の谷口は落須磨の波打際から六十間餘のところにある。廣さ二十間高さ十二間ある。

申したので「そんなに言ふなら」といつて、藍色摺の直垂に立烏帽子の姿で引廻された。其の翌二十五日に、樋口ノ次郎は到頭首を斬られた。頼朝も義經も、色々に申して宥恕を請はれたのであつたが、今井・樋口・楯・根ノ井と並稱されて、木曾の四天王の一人であるから、そんな者を助けて置かれるのは、虎を飼うて置くやうなもので、後々が心配だといふので、特に御指令があつて斬られたのだと云ふことであつた。何でも人の話では、支那で秦の統制力が衰へて、諸侯が蜂起したときに、沛公劉邦は第一番に秦軍を破つて咸陽宮を占領したが、項羽が後から來るであらうと恐れて、妻妾は美人でも之を犯さず、金銀や寶石なんかも掠奪せず、只函谷關だけを堅固に守備して、漸次に敵軍を擊滅し、天下を平定することに成功した。だから現代の木曾の左馬ノ頭も、先へ京都へ入りはしたが、頼朝朝臣の命令に從うたならば、あの沛公の方略にもヒケを取るやうな事はなかつたであらうに、惜しむべき事であつた。

さる程に、平家は去年の冬の頃より、讃岐の國八島の磯を出でて攝津の國難波潟に押し渡り、西は一の谷（1）を城廓に構へ、東は生田の森（2）を、大手の木戸口とぞ定めける。その間、福原、兵庫、板宿（3）、須磨に籠る勢、山陽道八箇國、南海道六箇國、都合十四箇國を打ち從へて、召さるゝ所の軍兵十萬餘騎とぞ聞えし。一の谷は北は山、南は海、口は狹くて奥廣し。岸高くして、屛風を立てたるに異ならず、北の山際より、南の海の遠淺まで、大石を重ねあげ、大木を伐つて逆木に引き、深き所には大船どもをそばたてゝ、搔楯にかき、城の面の高櫓には、四

國・鎭西の兵ども、甲冑・弓箭を帶して、雲霞の如くに並み居たり。櫓の前には鞍置馬ども、十重廿重に引つ立てたり。常に太鼓を打ちて亂聲(4)す。一張の弓のいきほひ(5)は、半月胸の前にかゝり、三尺の劍の光は、秋の霜腰の間に横たへたり。高き所には赤旗多く打ち立てたれば、春風に吹かれて天に飜へるは、只火炎の燃えあがるに異ならず。

新釋 其の間に平家の方では、去年の冬時分から、讃岐ノ國の八島の海岸を出て、攝津國の大坂灣に渡り着き、西は一ノ谷を境として城壘を構築し、東は生田の森を正面の門と定めた。其の間に、福原・兵庫・板宿・須磨に集中した兵力は非常なもので、山陽道八ヶ國・南海道六ヶ國合計十四ヶ國を征服して召募された軍兵の數は、十萬騎以上であると稱せられた。一ノ谷は北は山であり、南は海で、谷口は狹く奥は廣く、絶壁が高く聳えて恰も屏風を立てたやうである。北の山際から南の海の遠淺までの間には、大きな石を積み重ねて障壁とし、大きな木を伐つて鹿柴を連れ、深い所には大きな船を列ねて防柵に代用し、城の正面の望樓には、四國九州の兵士等が、何れも鎧兜で武裝し、弓矢を持つて、雲か霞のやうに列んでゐた。又、望樓の前には鞍を置いて、いつでも乘れるやうに用意された馬が十横列二十横列にも列立してゐる。そして絶えず太鼓が亂打されて、全軍の士氣を更に强く刺戟してゐる。所謂る「一張ノ弓ノ勢ハ半月胸ノ前ニ懸カリ、三尺ノ劍ノ光ハ秋ノ霜腰ノ間ニ横タヘタリ」といふ光景で、小高い所には、赤旗を無數に立てゝあるのが、折からの春風に吹かれて空中高く飜へつてゐる有樣は、只もう火炎の燃えあがつてゐるのと同樣である。

(2)生田の森 神戸市下山手通所在の官幣小社生田神社の後方にある森。

(3)板宿 不明。

(4)亂聲 ランザウさ讀む。元來、天皇の奉迎の場合に樂人が奏する器樂の一種であるがこゝでは頻に太鼓をたゝくこと、恰もスリバンの事を關西で亂打(ランウチ)といふのと同意である。

(5)一張の弓の勢 「三尺ノ劍光氷手ニ在リ、一張ノ弓勢月心ニ當ル」睦將軍の李郎使に送つた詩の句から取つたのである。和漢朗詠集にも出てゐる。

六、六ケ度合戰

さる程に、平家一の谷へ渡り給ひて後は、四國の者共一向從ひ奉らず。中にも阿波・讃岐の在廳等、皆平家を背いて、源氏に心を通はしけるが、さすが昨日今日まで平家に隨ひ奉つたる身の、今日始めて源氏へ參つたりとも、よも用ゐ給はじ、平家に矢一つ射かけ奉つて、それを表(1)にして參らむとて、門脇の平中納言敎盛、越前の三位通盛、能登の守敎經、父子三人、備前の國下津井(2)にましますと聞いて、兵船十餘艘にて寄せたりける。能登殿大に怒つて、「昨日今日まで我等が馬の草きつたる奴原が、いつしか契を變ずるにこそあんなれ。其儀ならば、一人も洩らさず討てや」とて、小船共押し浮べて追はれければ、四國の者ども、人目ばかりに矢一つ射て退かむとこそ思ひしに、能登殿に餘に手痛う攻められ奉つて、敵はじとや思ひけむ、遠負(3)にして引き退き、淡路の國福良(4)の泊につきにけり。其國に源氏二人ありと聞えけり。故六條の判官爲義が末子加茂の冠者義嗣、(5)淡路の冠者義久(5)と聞えしを、大將に賴むで、城廓を構へて待つ處に、能登殿押し寄せて、散々に攻め給へば、加茂の冠者討死す。淡路の冠者は

(1)おもて　「表」「面」どらでもよい。それを表にしてはそれを表面の口實にしての意。
(2)下津井　岡山縣兒島郡下津井町のこと。四國街道は此處で盡きて、此處からは水路に依る事になつてゐる。其の東南部は直ぐに海である。
(3)遠負　近く寄つて行つて戰はず、敵が遠い間に負けて退却すること。
(4)福良　淡路の三原郡鳴門海峽の南口にある東向の港。

痛手負うて、生擒にこそせられけれ。殘り留まつて防矢射ける者ども二百三十餘人が首斬り懸けさせ、討手の交名(7)しるいて、福原へこそ進らせられけれ。

新釋 其のうちに、平家が一ノ谷の新城へ海を渡つてお引移りになつてからは、四國の者ごもは全然其の命令を奉じなくなつた。其の中でも阿波・讃岐の在廳役人たちは、皆平家を背いて、源氏に心を通はしてゐたが、幾ら何でも、ツイ昨日まで平家にお從ひ申してゐた身として、今日始めて源氏の方へ味方に參つてもよもや信用しては貰へまい。形式上平家に矢の一二本もお射かけ申して、それを表面の言ひたてにして行かうさいふので、門脇の中納言敎盛卿が、御子息の越前の三位通盛、能登ノ守敎經の御兩人と親子お三方で備前の國の下津井にいらつしやると聞いて、十餘隻の軍船を列ねて襲擊した。能登ノ守は大層怒つて「ツイ昨日今日までも我等の爲に馬の秣を切つて居た奴等のくせに、いつの間にか變心して誓約を破棄しようさ云ふんだな。よしさう云ふわけなら、一人殘さず討取つて了へ」さ云つて、輕捷な小船に乘つて反擊されたので、四國の者等は、只人目をつくらふだけの事をして、矢を一二本射て立去らうさ思つたのに、能登ノ守殿に手ひどく攻擊せられて、これはたまらないと思つたものか、まだ能登ノ守の船が近づかないうちに敗色を示して退却して、淡路ノ國の福良港に逃込んだ。其の淡路ノ國には源氏が二人ゐるさ云ふ事であつた。それは亡くなつた六條ノ判官爲義の末の子の賀茂ノ冠者義嗣と、淡路ノ冠者義久さ呼ばれた者であるが、それを大將に頼んで、城壘を構築して待つてゐると、能登ノ守殿は又其所へ押寄せて來て、極力お攻めになつたので、賀茂ノ冠者は戰死し、淡路ノ冠者は重傷を負うて捕虜になつた。能登ノ守殿は、城内に殘り留まつて盛に射擊を續けて防戰し

(5)加茂冠者義嗣　式内社加茂神社を有する淡路國舊津名郡賀茂郷の内で洲本川流城に屬する一部地方。即ち今の三原郡加茂村にゐた名族で源爲義の子である。

(6)淡路冠者義久　これも同じく爲義の子である。加茂冠者さ共に加茂城にゐたらしい。

(7)交名　ケウミヤウと讀む。連續して書いた多數の人名、交は重ね合はす意味の語、交魚なごさいふのさ同じ意。

た者等二百三十人餘の首を斬つて、梟木にかけさせ、討伐軍所屬の將士の連名を書いて、福原へ申達せられた。

(1)**花園城**　「豫章記」には、阿波國北郡花園御所とある。今の德島縣名東郡南井上村大字花苑が其の地である。

(2)**簑島**　一名箕島。蘆田川の河口にある方十八町程の小島。砂州を以て內陸と接續してゐる。行政上は備後國沼隈郡水呑村に屬してゐる。本は孤島であつたのが、堆積作用で海面が埋められたのである。

それより門脇殿は、一の谷へぞ參られける。子息たちは、伊豫の河野の四郎が、召せども參らぬを攻めむとて、四國へぞ渡られける。兄越前の三位通盛卿は、阿波の國花園の城(1)にぞ着き給ふ。弟能登守敎經は、讃岐の八島に着き給ふ由きこえしかば、伊豫の國の住人河野の四郎通信は、安藝の國の住人奴田の次郎は母方の伯父なりければ、一つにならむとて、安藝の國へおし渡る。能登殿この由を聞き給ひて、八島を立つて追はれけるが、其日は備後の國簑島(2)といふ所に着いて、次の日奴田の城へぞ寄せられける。奴田の次郎、河野の四郎一つになつて、城廓を構へて待つ所に、能登殿やがておし寄せて、散々に攻め給へば、奴田の次郎敵はじとや思ひけむ、兜を脱ぎ弓の弦をはづいて、降人にまゐる。河野は猶も從はず、其勢五百餘騎ありけるが、五十騎ばかりに討ちなされ、城を落ちて行く處に、こゝに能登殿の侍に平八兵衛爲員といふ者二百騎ばかりが中にとりこめられ、主從七騎にうちなされ、助舟に乘らむとて細道にかゝつて、汀の方へ落ち行く處を、平八兵衛が子息讃岐の七郎義範、究竟の弓の上手なりければ、追つ懸かり、能引いて、七騎を五騎射落す。主從二騎にぞなりにける。河野が身に替へ

（3）なつく●●●　何かの誤記であらう。「難なく」であらうと普通に解釋せられてゐる。又「はなふつて」即ち「放振つて」の誤と見る說もある。

て思ひける郎等に、讃岐七郎押しならべ、むづと組むでどうと落ち、取つて抑へて首を搔かむとする所に、河野の四郎取つて返し、わが郎等の上なる讃岐の七郎が首搔き切つて、深田へ投げ入れ、大音聲を揚げて「伊豫の國の住人河野の四郎越智の通信、生年二十一、軍をばかうこそすれ。我と思はむ人々は、寄つて止めよや」と名のり捨てゝ、郎等を肩に引懸け、そこをばなつく(3)逃げ延び、伊豫の國へおしわたる。能登殿、河野をば討ち漏らされたりけれども、奴田の次郎が降人たるを召し具して、一の谷へぞ參られける。

新釋　それから門脇殿は一ノ谷へ參られた。子息たちは、伊豫ノ國の河野ノ四郎がお味方に參らないのを攻擊せんがために、二人とも四國へ渡られた。兄の越前ノ三位通盛卿は阿波ノ國の花園城に到着され、弟の能登ノ守教經は、讃岐ノ國の八島に到着されたといふ情報が河野方に達したので、伊豫ノ國の住人河野ノ四郎通信は、安藝國の住人奴田の次郎か母方の叔父に當るので、其の方へ合體しようとして安藝ノ國へ押渡つた。能登ノ守殿は其の事をお聞きになつて、八島を出發して追擊せられたが、其の日は備後ノ國の簑島といふ所に到着して、翌日奴田城へ攻寄せられた。奴田の次郎と河野ノ四郎とは其兵力を合して、城壘を構築して待受けてゐると、能登殿は直ぐ其所へ押寄せて行つて、極力攻擊せられたので、奴田ノ次郎は到底敵することが出來ないと思つたものか、兜を脫ぎ、弓の弦をはづして降參した。しかし河野の方はやつぱりまだ服從せず、約五百騎程あつた兵力を五十騎ばかりに打滅らされ、城を後にして逃げ落ちて行つたが、其の途中で、能登守殿の部

下の武士の平八兵衛爲員といふ者の指揮する二百騎ほどの一隊に包圍せられ、主從七騎に討減らされて、助け舟に乘るつもりで、細い小道へ入つて海岸の方へ逃落ちて行くところを、平八兵衛の子の讃岐ノ七郎義範は、特別な弓術の達人であつたから、追つかけて行つて、思ひきり強く弓を引いて、忽ちの間に七騎を五騎まで射落したので、到頭主從二騎に成つて了つた。さうして置いて讃岐ノ七郎は、河野が自分の身を犧牲にしてもと云ふ位に愛してゐた家來の横へ馬を乘並べ、ウンと組みついて、ドサリと落ちると、シッカリと押附けて首を斬らうとしたのを、河野四郎は其處へ又引返して來て、自分の家來の上へ馬乘になつてゐた讃岐ノ七郎の首を斬つて、道ばたの泥深い田の中へ投込み、大きな聲を張上げて「伊豫ノ國の住人河野ノ四郎越智の通信、今年生れて二十一歳だ。戰爭といふ者は斯うしてする者だぞ。我こそ相手にならうと思ふ者は寄つて來て止めて見ろ」と名のり捨てにしたまゝ、家來を肩に引つかけると、難なく其の場を逃げのびて、伊豫ノ國へ渡つた。こんなわけで能登守殿は河野を討漏らされたが、奴田ノ次郎が降服して出たのを引きつれて、一ノ谷へ參られた。

又阿波の國の住人阿萬の六郎忠景、(1)是も平家を背いて、源氏に心を通はしけるが、大船二艘に兵粮米積み、物具入れ、都を指して上りけるを、能登殿、福原にて此由を聞き給ひて、小舟共押し浮べて追はれたれば、西の宮(2)の沖にて返し合せて防ぎ戰ふ。能登殿、餘すな洩らすなとて、散々に攻め給へば、阿萬の六郎敵はじとや思ひけむ、和泉の吹飯の浦(3)にたて籠る。又紀伊の國の住人園部の兵衛忠

(1)阿萬六郎　阿波とあるが淡路三原郡舊阿萬鄕に、占據してゐた大部族である。

(2)西の宮　大阪の西方にある武庫郡の海邊

康、是も平家に心よからざりけるが、阿萬の六郎が能登殿に手痛う攻められ奉つて、和泉國吹飯の浦にありと聞いて、其勢百騎ばかりで、和泉の國へ打ち越えて、阿萬の六郎・園邊の兵衛(4)一つになつて、城郭を構へて待つ處に、能登殿聽ておし寄せて、散々に攻め給へば、阿萬の六郎・園邊の兵衛、敵はじとや思ひけむ、身がらは逃げて京へ上る。能登殿、殘り留まつて防矢射ける兵共百三十餘人が首切つて、福原へこそ參られけれ。

新釋 又、阿波ノ國の住人である阿萬の六郎忠景、これも平家を背いて源氏に心を通はしてゐたが、二艘の大きな船に、糧食を滿載して、武器をも積込み、京都に向つて航上してゐたのを、能登ノ守殿は福原で其の事をお聞きになつて、急いで小艇を放つて、追擊させると、敵船隊は西ノ宮沖で引返して防戰した。しかし能登守殿が、「逃がすな、一人も漏らさず討取つて了へ」と云つて、極力お攻めになると、阿萬ノ六郎は到底敵することが出來ないと思つたものか、急に針路を變へて逸走して、和泉ノ國の吹飯の浦に逃げこもつた。此の外に又紀伊ノ國の住人の園部の兵衛忠康といふ者、これも平家に不快の念を持つてゐたが、阿萬ノ六郎が能登ノ守殿にひどくお攻められ申して、和泉ノ國の吹飯の浦にゐるといふことを聞いて、百騎ほどの兵力で和泉ノ國へ山を越えて行つて、園邊の兵衛と合體して、城壘を構築して待つてゐると、能登ノ守殿は直ぐに又其處へ押寄せて行つて極力お攻めになつたので、阿萬ノ六郎も園部の兵衛も、これは勝てないと思つたものか、單身京都へ逃上つた。それで能登ノ守殿は、あとへ殘つて防戰した兵士等百三十人餘りの首を斬

の町、有名な西ノ宮の戎神社がある。

(3)吹飯浦・・ 大阪府和泉國泉南郡深日(フケ)の海岸地帶、白砂青松の處から遠く、濃淡の翠巒が望まれ、磯には奇岩が聳立してゐる。古歌にも「ふけひの浦」の名は著しい。

(4)園部兵衛・・ 盛衰記には「重茂」或る本には「忠安」とある。傳記未詳。紀伊國海草郡有功村大字園部に居舘があつた。今淨土宗西山派の一樂寺が其の舊地である。

（1）今木・・現に今城村の名が邑久郡の東大川流域に殘つてゐる。大亮軒が寶永六年（二三六九）に著した「和氣絹」には、豐原村長沼にあるとしてゐるが、それは砥石城の誤であらう。

（2）こはい御敵・・・・・手强い御敵の義である。緒方も河野も武勇の人であるからである。

（3）手の際・・・力限り。手一ぱい。

つて、福原へ參られた。

又、豐後の國の住人臼杵次郎惟隆、緒方三郎惟義、伊豫の國の住人河野四郎通信一つになつて、都合其勢二千餘人、小船どもに取り乘つて、備前の國へおしわたり、今木(1)の城にたて籠る。能登殿福原にて此由を聞き給ひて、安からぬ事なりとて、其勢三千餘騎で、備前の國へ馳せ下り、今木の城を攻め給ふ。能登殿、「きやつ原はこはい御敵(2)で候。重ねて勢を給はるべき」由申されたりければ、福原より數萬騎の軍兵を差し向けらるゝ由聞えしかば、城の内の兵共、手の際(3)戰ひ、分捕高名し、極めて敵は多勢なり、御方は小勢なりければ、取り籠められては叶ふまじ、こゝをば落ちて、暫時の息をつけやとて、臼杵の次郎惟隆、緒方の三郎惟義は、豐後の國へ押し渡り、河野は伊豫へぞ渡りける。能登殿、今は攻むべき敵なしとて、福原へこそ參られけれ。大臣殿以下の月卿雲客、寄り合ひ給ひて、能登殿の每度の高名をぞ感じあはれける。

新釋 又、豐後國の住人である臼杵ノ次郎惟隆、緒方ノ三郎惟義、伊豫ノ國の住人である河野ノ四郎通信、以上三人が一體となつて、其の兵力合計二千餘人の者が、一同小舟に乘つて備前國へ渡り、今木城にたてこもつた。能登殿は福原で此の事をお聞きになつて、癪に障る奴等だと云つて、急に三千餘騎の兵力を率ゐて備前の國へ下つて行つて、今木の城をお攻めになる。能登殿が、「彼奴等は强敵ですから、更に增援軍を頂きたいものです」と

申されたので、其の三千餘騎の上へ、新に福原から數萬騎の軍兵を差遣せられるといふ事であつたので、城内の兵どもは、力限り奮鬪して、敵の兵器を鹵獲し勳功を立てた上で、「敵は絶對多數であるし、味方は劣勢であるから、包圍されてはたまるまい。一先づ此處を落ちて、暫く息やすめをしろ」と云つて、臼杵ノ次郎惟隆、緒方ノ三郎惟義は、豐後ノ國へ渡り、河野は伊豫へ渡つた。能登殿は、此の上はもう攻める敵がないといふので、福原へ參られた。大臣殿以下公卿や殿上人たちはお寄合ひになつて、能登守殿の度々の勳功を感嘆し合はれた。

七、三草勢ぞろへ

同じき正月廿九日、範頼・義經院參して、平家追討のために西國へ發向すべきよしを奏聞す。本朝には、神代より傳はれる御寶三つあり。神璽(1)・寶劍(2)、内侍所(3)これなり。事故なう都へ返し入れ奉るべき由仰せ下さる。兩人庭上に畏り承つて罷り出づ。

新釋 同じ正月の二十九日に、範頼と義經とは院の御所へ參つて、これから平家討伐の爲に西國へ出發致しますといふことを奏上した。すると上意として、我が日本には神代から傳はつてゐる神寶が三種ある、神璽と寶劍と内侍所とがそれである。無事に帝都へお返し申上げるやうにと御下命遊ばされる。兩人は庭上に跪いて敬禮を正して、謹んで御命を拜承して退出した。

二月四日の日、福原には、故入道相國の忌日とて、佛事式の如く遂げ行はる。朝夕の軍立に過ぎ行く月日は知らねども、去年は今年にめぐり來て、うかりし春にもなりにけり。世の世にてあらましかば、いかなるきりふ塔婆(1)の企、供佛施僧(2)の營もあるべかつしかども、只男女の君達さしつどひて、歎き悲み合はれけり。福原には、このついでに除目行はれて、僧も俗も皆つかさ任されけり。

(1)**神璽** 八坂瓊の曲玉のこと。三種の神器の全體をも包括的に「天璽」又は「神璽」とも呼ぶが、こゝでは曲玉だけを指す。

(2)**寶劍** 叢雲劍。

(3)**内侍所** 八咫鏡のこと。此の鏡は内侍所即ち宮中の温明殿に奉祭されてあるからの稱であるが、温明殿を内侍所といふのは、内侍が奉侍して神器の守護を承つてゐるからである。

(1)**きりふ塔婆** 起立塔婆。死者の冥福を祈る爲に其墓畔に塔を建てゝ供養すること。現在七七日の法事又は一

週忌などに遺族親戚などが塔婆と稱へる塔形の木片を建てるのは其遺風である。

(2)供佛施僧　佛に香花を供へ僧に衣服金銀等を布施として與へること。

(3)相馬の郡　今の東京府東葛飾郡の一部及び千葉縣北相馬郡。

(4)平親王　將門の建都地は大日本史、將門記其他には下總國猿島郡石井であるとしてゐる。そして將門自ら新皇と稱したのだとある。

(5)曆博士　リヤクハカセ又コヨミノハカセと訓む。陰陽寮の被官で、曆を編成し、曆生を教授する從七位上相當官。

中にも門脇の平中納言教盛卿をば、正二位大納言に上り給ふべきよし、大臣殿より宣ひつかはされたりければ、教盛の卿、

今日までもあればあるかの我身かは夢の中にもゆめを見るかな

と御返事申させ給ひて、終に大納言にはなりたまはず。大外記中原の師直が子周防の介師純、大外記になる。兵部の少輔尹明、五位の藏人になされて、藏人の少輔とぞ召されける。昔將門、東八箇國を打ち從へて、下總の國相馬の郡(3)に都を立て、我身を平親王(4)と稱して、百官を任したりしには、曆の博士(5)ぞなかりける。是はそれには似るべからず。主上舊都をこそ出でさせ給ふといへども、三種の神器を帶して萬乘の位に備はり給へば、叙位除目行はれむも僻事にはあらず。

新釋　二月四日の日に、福原では亡くなられた入道前太政大臣の命日に當るといふので、佛事を定式通り執行される。朝晩の戰爭騷ぎで、月日のたつのもウツカリとしてゐるが、去年の次には今年といふ風に、又其の日が廻つて來て、情なかつた春ともなつた。世が世であつたら、どんな立派な塔をお建てになる計畫でも出來たらうし、御佛前のお供物や僧たちへのお布施なども思ふ存分の事が出來るのであるが、今は只御令息方や令孃方がお集りになつて、歎きあひ悲み合はれるばかりであつた。福原では此の機會に叙任式が行はれて、僧も俗人も皆官位を進められた。其の中でも門脇の平中納言教盛卿を、前内大臣殿から内々仰やつておあげになつたとこ

ろが、教盛卿は

今日までもあればあるかの我が身かは夢のうちにも夢を見るかな

とお返事申されて、到頭大納言には成られなかつた。又、大外記中原の師直の子の周防ノ介師綱は大外記になつたし、兵部の少輔の尹明は、五位の藏人に任ぜられて、藏人の少輔と呼ばれた。昔、平將門は、關東八ヶ國を征服して、下總ノ國の相馬郡に新都を立て、自ら平親王と僭稱して、百官を任命したが、其の時にには不思議に暦博士がなかつた。しかし此の度の叙任はそれとは全然場合が違ふ。聖上が舊都をこそお出になつてはゐるが、歴然として三種の神器をお持ちになつて皇位にお即きになつていらせられるのであるから、叙位任官が行はれたからつて決して不當ではない。

論評　「三種ノ神器ヲ帶シテ萬乘ノ位ニソナハリ給ヘバ、叙位除目行ハレムモヒガコトニハアラズ」といふ結論は注意に値する。大日本史が、神器の所持を以て適正なる皇位の必要條件とし、神器の授受行爲無かりし北朝の列聖を閏に置いて、南朝を正統と斷論した一事は、所謂三大特筆の一として顯著な事であるが、此の物語の作者も亦、遠く鎌倉時代に於て三種の神器の所持によつて天皇大權の適法性を認めてゐるのである。

平氏既に福原まで攻め上つたる由聞えしかば、故郷に殘り留まり給ふ人々、皆勇み悦びあはれけり。中にも二位の僧都專親(1)は、梶井の宮(2)の年比の御同宿にておはしければ、風の便にも申されけり。宮よりも亦御文あり「旅の空のよそひは、御心苦しけれども、都も未鎭まらず」など、細々とあそばいて、奥には一首の歌

(1)專親・・刑部卿忠盛の七男、專眞と書いた本もある。

(2)梶井ノ宮・・・天台座主承仁法親王の御事、梶井第十六世の門主で圓融房とも申上げた、

後白河院の第七皇子で丹波局の御腹である。

ぞありける。

人しれずそなたを忍ぶこゝろをば傾く月にたぐへてぞやる

僧都是を顔に押し當てゝ、悲の涙せきあへず。

新釋 平氏が既に福原まで攻め上つて來たといふ情報があつたので、故郷の京都に殘留しておいでに成つた關係者の方々は、皆勇みたつて喜び合はれた。其の中でも二位の僧都專親は、梶井ノ宮と年來同じ僧房に起き臥しされた中でいらつしたから、一寸した機會がある度毎に必ずお便を申された。梶井ノ宮からも亦お手紙があつて、「旅の空での生活は、嘸かしと心苦しく思ふが、京都もまだ鎭まらないで」などと細々お書きになつて、其の奥には一首の歌をお書きになつてあつた。

人知れずそなたをしのぶ心をば傾く月にたぐへてぞやる

僧都は其のお手紙を顔に當てゝ、悲しさに流れ落ちる涙を止めかねてゐるのだつた。

さる程に、小松の三位の中將維盛の卿は、年隔たり日重なるに從つて、故郷に留め置き給へる北の方、稚き人々のことをのみ、歎き悲み給ひけり。商人の便に文などの通ふにも、北の方の都の御住居心苦しう聞き給ひて、さらば是へ迎へまゐらせて一所でいかにもならばや、と思はれけれども、我身こそあらめ、御爲痛はしくてなど、思し召し沈むで明し暮し給ふにぞ、せめての御志の深さの程は顯れにける。

新譯 さうかうするうちに、小松の三位中將維盛卿は、年を隔て日を重ねるにつれて、故郷に殘してお置きになつた夫人やお子たちの事ばかり思うて、歎き悲んでおいでになつた。商人が京都へ往來するついでに、それに托して御文通があるにつけても、夫人の京都での御生活狀態を心苦しくお聞きになつて、そんな樣子ならいつそこちらへ呼んであげて、たとひどうならうとも一所にゐる事にしようかとも思つて御覽になつたが、自分の身はどうでもよいが、若しもの事があつては夫人の爲に氣の毒だから、などゝ思案に沈んで日々を送つていらつしやる。如何に此の卿が夫人に對して深い切なお志を持つていらつしやるかといふ事は、此の一事でも知れるのであつた。

二月四日の日、源氏福原を攻むべかりしかども、故入道相國の忌日と聞いて、佛事遂げさせむがために其日は寄せず。五日は西塞がり①、六日は道虛日②、七日の日の卯の刻に、一の谷東西の木戶口で、源平矢合とぞ定めける。されども四日は吉日なればとて、大手・搦手の軍兵、二手に分けて攻め下る。大手の大將軍には、蒲の御曹子範賴、相伴ふ人々、武田の太郎信義③、加賀美の次郎遠光④、同じき小次郎長淸⑤、山名の次郎範義⑥、同じき三郎義行、侍大將には梶原平三景時⑦、嫡子の源太景季、次男平次景高、同じき三郎景家、稻毛の三郎重成⑧、榛谷の四郎重朝⑨、同じき五郎行重、小山田四郎朝政⑩、中沼の五郎政宗②、結城の七郎朝光⑫、佐貫の四郎太夫廣綱⑬、小野寺の禪師太郎道綱⑭、曾我の太郎

（1）**西塞がり** 此の日は天一神が西へ遊行する方角に當るから、其方へ向ふのを忌んだのだといふのが舊註の說であるが、天一神は巳西の日に天から來て、東北の隅にゐること六日、乙卯の日に正東に移つて六日、庚申の日に東南隅に移つて又六日は其處に留まり、丙寅の日南に移つて居ること五日、辛未の日西南隅に移つて六日、丁丑の日初めて正西に移

ろのである。然るに治承三年二月六日は甲子であるから、天一神ならば東南隅にゐる筈である。西の方が塞がりだといふ理由は天一神遊行の爲ではない。

(2)道・虚日・陰陽道の思想で他行を忌む日、台記によると久安四年十一月二十六日、明月記によると嘉祿元年十二月二十三日が之に當つてゐる。

(3)武田の太郎信義・逸見冠者清光の子。

(4)加賀美の次郎遠光・逸見冠者の三男。

(5)小次郎長清・小笠原。

(6)山名の次郎範義・一本に教義。

(7)梶原平三景時・五郎景清の子。

(8)稻毛三郎重成・小山田別當有重の子。

(9)榛谷の四郎重朝・重成の弟に有重といふ。

祐信⑮、中村の太郎時經⑯、江戸の四郎重春⑰、玉井の四郎祐景、大河津の太郎廣行、庄の三郎忠家、同じき四郎高家、勝の大八郎行平、久下の次郎重光、河原太郎高直、同じき次郎盛直、藤田三郎太夫行泰を先として、都合其勢五萬餘騎、二月四日の日、辰の一點に都を立つて、其日の申酉の刻には、攝津の國昆陽野に陣をぞ取つたりける。搦手の大將軍には、九郎御曹子義經、同じう伴ふ人々、安田の三郎義定⑱、大内太郎惟義⑲、村上判官代康國⑳、田代の冠者信綱㉑、侍大將には、土肥の次郎實平㉒、子息の彌太郎遠平　三浦の介義澄㉓、子息の平六義村、畠山の庄司次郎重忠、同じき長野の三郎重淸㉔、佐原の十郎義連㉕、和田の小太郎義盛㉖、同じき次郎義茂、三郎宗實、佐々木四郎高綱、同じき五郎義淸、熊谷の次郎直實、子息の小次郎直家、平山の武者所季重、天野の次郎直經㉗、小河の次郎助義、原の三郎淸益、多々羅の五郎義春　其子の太郎光義、渡柳の彌五郎淸忠、別府の小太郎淸重、金子の十郎家忠、同じき與一親範、源八廣綱、片岡太郎經春、伊勢の三郎義盛㉘、奥州の佐藤三郎繼信㉙、同じき四郎忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶㉚、是等を先として、都合其勢一萬餘騎、同じ日の同じ時に都を立つて、丹波路にかゝり、二日路を一日にうつて、丹波と播磨との界なる三草の山㉛の東の山口、小野原㉜に陣をぞ取つたりける。

もの〻次男。

(10)小山田四郎朝政　下野ノ掾政光の子。

(11)中沼の五郎政宗　右の政光の次男で淡路守と號した。

(12)結城の七郎朝光　政宗の弟。

(13)佐貫の四郎廣綱　太郎廣光の子。

(14)小野寺の禪師太郎道綱　通綱ともある。

(15)曾我の太郎祐信　資信ともある。

(16)中村の太郎時綱　小三郎時經と盛衰記にある。

(17)江戸の四郎重春　不明。

(18)安田の三郎義定　安田冠者義清の男。義貞ともある。

(19)大内の太郎惟義　源滿仲六代の孫、大内四郎義信の子。

(20)村上判官代康國

新譯 二月四日の日に、源氏は福原の攻撃を開始する豫定であつたが、亡くなつた入道前太政大臣の命日だと聞いて、其の佛事を遂行させむが爲に其の日は進攻を中止した。其の翌五日は西が塞がりであるからいけないし、六日は道虚日で、これ亦進軍は出來ないから、七日の日の午前六時に一ノ谷の東西の城門で、源平兩軍が互に射撃を開始することを定めた。しかし四日はいゝ日だからといふので、正面攻撃軍と背面攻撃軍と軍兵が二軍に別れて攻め下つた。正面攻撃軍の司令官には蒲の御曹司範頼で、之と同行する人々は、武田の太郎信義、加賀美の次郎遠光、同じく小次郎長清、山名の次郎範義、同じく三郎義行、隊長には梶原平三景時、其の長男の源太景季、次男の平次景高、同じく三郎景家、稻毛の三郎重成、榛谷の四郎重朝、同じく五郎行重、小山田の四郎朝政、中沼の五郎政宗、結城の七郎朝光、佐貫の四郎太夫廣綱、小野寺の禪師太郎道綱、曾我の太郎祐信、中村の太郎時經、江戸の四郎重春、玉井の四郎資景、大河津の太郎廣行、庄の三郎忠家、同じく四郎高家、勝大の八郎行平、久下の次郎重光、河原の太郎高直、同しく次郎盛直、藤田の三郎太夫行泰を初めとして、其の勢力合計五萬餘騎、二月四日の日の午前正八時に京都を出立して、其の日の午後四時乃至六時には、攝津の國の昆陽野に到着し、陣地を布いた。一方背面攻撃軍の司令官は、九郎御曹司義經が之に任じて、之と同行する人々には、安田の三郎義定、大内の太郎惟義、村上の判官代康國、田代の冠者信綱、隊長には土肥の次郎實平、其の子の彌太郎遠平、三浦の介義澄　其の子の平六義時、畠山の庄司次郎重忠、同じく長野の三郎重清、佐原の十郎義連、和田の小太郎義盛、同じく次郎義茂、三郎宗實、佐々木四郎高綱、同じく五郎義清、熊谷の次郎直實、其の子の小次郎直家・平山の武者所季重、天野の次郎直經、小河の次郎助義、原の三郎清益、多々羅の五郎義春、其の子の太郎光義、

義信の二男で武藏守である。昇殿を許された人。

(21)田代の冠者信綱　狩野介宗茂の娘の生んだ子。

(22)土肥の次郎實平　平氏である、高望王の末孫で、宗平の子。相模國土肥の土豪である。

(23)三浦の介義澄　賴朝の爲に三浦城に死んだ三浦大介義明の子。

(24)長野の三郎重清　重忠の弟。

(25)佐原の十郎義連　三浦大介義明の六男。

(26)和田の小太郎義盛　常の侍大將ではなく侍所別當の資格を以て出陣したのである。板木四　義宗の子。

(27)　野の次郎直經　伊豆國田方郡川西村大字矢野にゐた一族。

(28)伊勢の三郎義盛　義經の四天王の一人。

(29)佐藤の三郎繼信　藤原秀郷八代の孫。正衡の弟。

(30)武藏坊辨慶　辨正卽ち熊野の別當湛増の子だといふ。

(31)三草山　兵庫縣加東郡卽ち丹波と播磨との境にある。淸水山が其の東北に聳えてゐる。

(32)小野原　兵庫縣多紀郡の西南寄りに僻在する山間地方の舊稱。現在は今田(コンダ)と稱する。

渡柳の彌五郎清忠、別府の小太郎清重、金子の十郎家忠、同じく與一親範、源八廣綱、片岡の太郎經春、伊勢の三郎義盛、奧州出身の佐藤三郎嗣信、同じく四郎忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶など是等を最初に算へて、其の勢力合計一萬餘騎、同じく二月四日の午前正八時に京都を出發して、丹波道へかゝり、二日行程の距離を一日に乘りつけて、丹波と播磨との國境にある三草山の東麓小野原に陣地を布いた。

八、三草合戰

平家の方の大將軍には小松の新三位の中將資盛、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、備中の守師盛、侍大將には、伊賀の平内兵衛清家、(1)海老の次郎盛方を先(2)として、その勢三千餘騎で三草の山の西の山口におし寄せて、陣を取る。其夜の戌の刻ばかりに、大將軍九郎御曹子義經、侍大將土肥の次郎實平を召して、「平家は是より三里隔てゝ、三草の山の西の山口に、大勢にて控へたり。夜討にやすべき、又明日の軍か」と宣へば、田代の冠者進み出でて、「平家の勢は三千餘騎、御方の御勢は一萬餘騎、遙の利に候。明日の軍と延べられ候ひなば、平家に勢附き候ひなむず。夜討よかんぬと覺え候ふ」と申しければ、土肥の次郎、「いしう(3)も申させ給ふ田代殿かな。誰もかうこそ申したう候ひつれ。夜討よかんぬと覺え候」と申しければ、兵共「暗さはくらし、いかゞせむ」と、口々に申しければ、御曹子「例の大續松(4)は如何に」と宣へば、土肥の次郎、「さる事候ふ」とて、小野原の在家に火をぞかけたりける。是を始めて、野にも山にも、草にも木にも火をかけたれば、晝には些とも劣らずして、三里の山をぞ越え行き

(1)伊賀の平内兵衛清家。左衛門と長門本にある。

(2)海老の次郎盛方。江見の太郎守方ともある。

(3)いしう。感じた事にいふ。當時の武士の用語である。「いしは」「好し」の轉訛で、それに更に「く」を副へたのである。

(4)續松。ついまつともいふから續松の字を

當てたのである。松樹の油脂を利用して之に點火し、煙火に代へることで、燒松（タキマツ）の意。

（5）中納言爲綱　誰も分らない。盛衰記によると、後三條天皇の第四皇子御子左有佐五代の孫である（こゝには第三皇子輔仁親王の四代の孫だとある。）

ける。此田代の冠者と申すは、父は伊豆國の前の國司中納言爲綱（5）の末葉なり。母は狩野の介茂光が女を想うて設けたりしを、母方の祖父に預けて、弓矢取には仕立てたんなり。俗性を尋ぬれば、後三條院の第三の皇子輔仁の親王に五代の孫なり。俗性もよき上、弓矢を取つてもよかりけり。

新釋　平家の方の司令官には小松の新三位の中將資盛、同じく少將有盛、丹後の侍從忠房備中の守師盛、隊長には伊賀の平内兵衞淸家、海老の次郎盛方を最初に算へて、三千餘騎の兵力で、三草山の麓に押寄せて陣地を布いた。其の晩の午後八時頃に、源軍司令官の九郎御曹子義經は、隊長の土肥の次郎實平等を呼んで、「平家は此の地點から約三里前方の三草山の西麓に、大部隊で宿營してゐるのだ。どうだ、これから夜襲したものだらうか、それとも又明日の戰にしたものだらうか」と仰やると、其の時田代の冠者が進んで出て、「平軍は三千餘騎で、我が軍の兵力は一萬餘騎なんですから、遙にこちらの方が優勢です。明日に戰鬪をお延ばしになりましたら、其の間に平家の勢力が增加するでせう、夜襲するのがよいと思ひます」と申されたので、土肥の次郎も贊成して「田代君、よく云はれた。僕だつてもさう云ひたい處だつたんだ。私も夜襲がいゝと思ひます」と申した。兵士たちがそれを聞いて「夜襲は結構ですが、闇さは闇し、どうしたものでせう」と口々に、申すと、御曹司は「そんな事を心配する奴があるもんか。オイ、例の大續松はどうだい」と仰やつたので、土肥の次郎は「さうです、さうです」と云て、小野原の民家に火を放つた。之を最初として、野にも、山にも、草にも、木にも火をつけたので、あたり一面晝間にも

負けない位明るくなつたから、源氏は之を便りに安々と三里の山路を越えて行つた。この田代の冠者と云ふのは、父は伊豆國の前國司中納言爲綱の末孫である。又、母は狩野の介茂光の娘であつたのを、父の爲綱が想を懸けて、夫婦になつて、二人の間に出來たのがこの冠者で、それを母方の祖父即ち茂光に預けて、武士として育て上げたのである。遠く家系を穿鑿して見ると、後三條の院の第三皇子輔仁親王の五代の孫に當つてゐる。此の通り血筋も立派な上に、武器を持たせても優秀な男であつた。

(1)ふためく　はためくの轉訛、バタバタすること。

平家の方には、其夜夜討にせむずるをば夢にも知らず「軍は定めて明日の軍にてぞあらむずらむ。軍にも睡たいは大事のものぞ。能く寢て軍せよ、ものども」とて、先陣はおのづから用心しけれども、後陣の兵共は、或は兜を枕にし、或は鎧の袖・箙などを枕として、前後も知らずぞ臥したりける。其夜の夜半ばかり、源氏一萬餘騎、三草の山の西の山口に押し寄せて、鬨を咄とぞ作りける。平家の方には、餘にあわて騷いで、弓取るものは矢を知らず、矢を取る者は弓を知らず、あわてふためき(1)けるが、馬に當てられじとや思ひけむ、皆中をあけてぞ通しける。源氏は落ち行く平家を、あそこに追つかけ、こゝに追つつめ、散々に攻めければ、矢庭に五百餘人討たれぬ。手負ふ者共多かりけり。大將軍新三位の中將資盛、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、三草の手を破られて面目なうや思はれけむ、播磨の高砂より舟に乘つて、讃岐の八嶋へ渡り給ひぬ。備中の守師盛ばかりこそ、

何として漏れさせ給ひけむ、平内兵衛・海老の次郎を召し具して、一谷へご參られける。

新釋 平家の方では、其の晩源軍に夜襲の計畫がある事を夢にも知らず「戰鬪開始はきつと明日の事だらう。戰爭にも睡たいのは大禁物だ。オイみんな、今夜はウンと寢て、あしたは元氣よく戰へ」と云つて、何と云つても第一線では當然警戒を怠らなかつたが、第二線第三線の者等は、或は兜を枕にし、或は鎧の袖を身體の下へ敷き、靴やなんかを枕として、殆ど夢中で熟睡した。すると其の晩の夜中頃に、一萬餘騎の源軍が、三草山の西麓にあつた平軍の陣地へ急襲して來て、ワアと鬨の聲を上げた。不意を打たれた平軍は、餘りの意外に、あわてて騷いで、弓を取つたものは矢を何處かへ見えなくし、矢を取つた者は弓の在り場所を知らないで、バタ〳〵したが、源軍が目前に疾驅して來たのを見ると、馬蹄に蹴つけられまいと思つたものか、皆左右へよけて、中を開いて通して遣つた。源軍は逃落ちて行く平軍を、あちらで追ひかけ、こちらで追ひ詰めて、攻めて〳〵攻めぬいたので、瞬く間に五百人餘り討たれた。負傷した者は一層多かつた。平軍の司令官新三位の中將資盛、同じく少將有盛、丹後の侍從忠房は、源軍の爲に三草の防禦線を突破されたことを面目ないと思はれたものか、播州高砂から乘船して、讃岐の八島へお渡りになつた。備中守師盛だけはどうして其の中にお洩れになつたものか、平内兵衛と海老の次郎とを伴れて一の谷へ參られた。

九、老馬

大臣殿、安藝の右馬助能行①を使者にて、人々の許へ宣ひ遣されけるは、「九郎義經こそ、三草の手を攻め破つて、既に亂れ入るよし聞え候。山の手が大事で候へば、各向はれ候ひなむや」と宣ひつかはされたりければ、皆辭し申されけり。能登殿の許へも「度々の事②では候へ共、今度も亦御邊向はれ候ひなむや」と、宣ひ遣されたりければ、能登殿の返事に、「軍は然樣に狩漁などのやうに、足立のよからう方へは向はう、惡しからう方へは向はじなど候はむには、軍に勝つ事はよも候はじ。幾度でも候へ、强からむ方へは、教經承つて罷り向ひ候ふべし。一方打ち破つて進らせ候はむ。御心安う思し召され候ふべし」と、申されたりければ、大臣殿斜ならずに悅び給ひて、越中の前司盛俊を先として一萬餘騎、能登殿にぞ附けられける。兄越前の三位通盛の卿を相具して、山の手へぞ向はれける。此の山の手と申すは、一の谷の後、鵯越③の麓なり。通盛の卿、能登殿の假屋へ、北の方迎へ寄せ給ひて、最期の名殘惜まれけり。能登殿大に怒つて「此手は大事の方とて、教經向けられ候ふが、誠にこはう候ふなり。只今も上の山より敵落す程ならば、取る物もとりあへ候ふまじ。縱令弓をば持つたりとも、矢を矧げずば惡しかるべし。縱令矢をば矧げたりとも、引かずば猶も惡しかるべし。

(1)右馬の助能行。盛衰記には基康とある。

(2)度々の事　前に見えてゐる六箇度の合戰等も大方教經の軍功で漸く平軍が勝つたからである。

(3)鵯越　福原から播磨國美囊郡へ通ずる山路で、猪、鹿、兎、狐の外通ぜぬ險路であるといふ。

まして然樣に打ち解けて渡らせ給ひては、何の用に合はせ給ふべき」と諫められて、通盛の卿實にもとや思はれけむ、急ぎ物具して、人をば返し給ひけり。

新釋 前内大臣殿は、安藝の右馬の助能行を使として、一門の人々のところへ仰やつてお遣りになつたには「九郎義經が最早三草の防禦線を突破して亂入して來るといふ事です。就ては山地の防禦が大切だと思ひますから、諸君のうちで誰か行つて吳れませんか」とさう通告されたところが、どなたも皆御辭退になつた。能登の守殿のところへも又、「度々の事で御苦勞ですが、今度も亦、あんたが行つて下さいませんか」と仰やつてお遣りになると、能登守殿のお返事には、「戰爭といふものは、そんなに獸獵か魚釣にでも行くやうに、地の利のいゝ方へならゆかう、惡い方へはゆくまいなんて云つて居た日には、とても勝てる時はないでせう。たとひ幾度でも構ひません、手ごはさうな方へは敎經が御命合を承つて參りませう。そして必ず一方を擊破してお見せしませう。どうか御安心下さい」と申されたので、前内大臣殿は非常にお欣びになつて、越中の前司盛俊を初めとして一萬餘騎を能登守殿の指揮下に屬せしめられた。それで能登守殿は兄の越前の三位通盛卿をつれて山の手の方へ向はれた。此の山の手といふのは、一の谷の後方、鵯越の山麓である。ところが通盛卿は、其の忙しい場合に能登守殿の假屋へ夫人をお呼び寄せになつて、最後の別れをお惜みになつたので、能登守殿は大層腹を立てゝ「此の方面の防備は大切だからと云ふので、敎經を向けられたのですが、實際敵は强いんです。今にも上の山から敵が攻め落して來たら、取る物も取つてゐられないでせう。そんな場合、よし弓だけは持つてゐてもつがへる矢がなければ都合がわるいでせうし、よし又矢をつがへたところで、引かなかつ

たら、一層不都合でせう。ましてそんなに気を許して打解けていらつしたんぢやア何の役に立つものですか」とお諫めになつたので、通盛卿も、成る程さうだと思はれたものか、急いで武装して、夫人をおかへらせに成つた。

五日の日の暮方に、源氏昆陽野を立つて、漸う生田の森へ攻め近づく。雀の松原(1)御影(2)の松、昆陽野の方を見渡せば、源氏手ん手に陣を取つて、遠火(3)を焼き、更け行くまゝに眺むれば、山の端出づる月の如し。平家も遠火焼けやとて、生田の森にも形の如くぞ焼いたりける。明け行くまゝに見渡せば、晴れたる空の星の如し。これや昔、河邊の螢(4)と詠じ給ひけむも、今こそ思ひ知られけれ。かやうに源氏は、あそこに陣取つては馬休め、こゝに陣取つては馬飼ひなどしける程に、急がず。平家の方には、今や寄する今や寄すると相待つて、安い心もせざりけり。

新譯　五日の日の夕暮れ方に、源軍は昆陽野を出立して、そろ〳〵生田の森へ近く進攻した。雀の松原から御影の松原、昆陽野方面を遙に望むと、源軍は各隊思ひ〳〵に、陣地を占領して遠火をたいてゐるのが、夜が更けてゆくにつれて眺めわたすと、まるで山から出はづれようとする月の光のやうである。平家の方でも、こちらでも負けないで、遠火をたけといふので、生田の森に形式ばかりの遠火をたいた。夜が明けてゆくにつれて遠く望むと、晴れ渡つた空に輝いてゐる星のやうである。昔在原業平が、晴るゝ夜の星か河邊の螢かも我が住む方のあまのたく火か」とお詠みになつたのはこんな光景だつたらうか、と今になつて初めて思ひ知られた。斯ういふ風に源軍の方では、あちらで陣地を占領しては、

(1)雀の松原　武庫郡魚崎から深江邊へかけての海岸地帯で、昔は其處に松林があつたのである。

(2)御影　これも武庫郡の海岸地である。住吉の西南に當つてゐる。花崗岩を御影石と呼ぶのは、此の地が其特産地だからである。

(3)遠火　示威のため遠くからも見えるやうにたく篝火。

(4)河邊の螢云々　業平朝臣の此地でよまれた歌に「晴るゝ夜の星か河邊の螢かも吾住む方の海士の焼く火か」とあるのをとつたののである。

人馬を休養させ、こちらに、陣地を取つては馬に秣を與へたりして、せかず急がず悠々たるものであつたが、平家の方では、今に攻めて來るか、今に攻めて來るかとビクビクして待つてゐるので、暫くも安心する間がなかつた。

同じき六日の日の曙に、大將軍九郎御曹子義經、一萬餘騎を二手に分けて、土肥次郎實平に七千餘騎をさし添へて、一の谷の西の木戸口へ差遣す。我身は三千餘騎で、一の谷の後、鵯越を落さむとて、丹波路より搦手へこそ向はれけれ。兵共「是は聞ゆる惡所であんなり。同じう死ぬるとも、敵に會うてこそ死にたけれ、惡所に落ちては死にたからず。あつぱれ此山の案内者やある」と、口々に申しければ、爰に武藏の國の住人平山の武者所進み出でて、「季重こそ此山の案内能く存知仕つて候へ」と申しければ、御曹子「わ殿(1)は東國そだちの者の、今日始めて見る西國の山の案内者、大に實しからず」と宣へば、季重重ねて申しけるは「是は御諚とも覺え候はぬものかな。吉野・泊瀬(2)の花をば、見ねども歌人が知り、敵の籠つたる城の後の案内をば、剛の武者が知り候ふ」とぞ申しける。是亦旁若無人(3)にぞ聞えし。

【新譯】同月六日の日のほんのり明け頃に、源軍司令官の九郎御曹司義經は、一萬餘騎を二隊に分つて、土肥の次郎實平に七千餘騎をつけ、一の谷の西の城門へ向はしめられた。そ

(1)わ殿。我れ殿の意である。稍親しい中でいふ詞。

(2)泊瀬。吉野山と相並んで、櫻の名所として知られた大和國磯城郡長谷。初瀬とも書く。

(3)旁若無人。直譯すれば「傍ラ人無キがゴトシ」で、意氣昂然として人を眼中に置かないこと。晉書に「王猛詣二桓溫一、面談二當世事一、捫レ蝨而言、旁若レ無レ人」とある。

して義經自身は三千餘騎で、一の谷の背後に當る鵯越を、馬で乘落さうとして、丹波路から城の背面へ向はれた。すると兵士たちがぶつ／＼云ひ出して「是は名高い險惡な所だ。同じ死ぬなら敵と戰うて立派に死にたい、危險な所を行つて轉げ落ちて死ぬなんかイヤなこつた。あゝ誰か此の山の案内を知つてゐる奴がないかなア」と口々に、申したので、其の時、武藏の國の住人平山の武者所が進んで出て、「此の山の案内なら、季重がよく存じて居ります」と申した。御曹司はお聞きになつてゐて「君は關東生れの人間なんだのに、今日始めて見る西國の山の案内を知つてるんなんて、頗る眞實性に乏しいね」と仰やると季重が又申したには「これは大將のお言葉とも思はれません。歌人は吉野泊瀨の花を實際に見ないでも知つてゐますし、えらい武士は敵が立てこもつてゐる城の背後の案内をよく心得てゐるもんです」と申した。これ亦人を食つた言ひ分だと思はれた。

又武藏國の住人別府の小太郎清重とて、生年十八歲になりけるが、進み出でゝ申しけるは、「父にて候ひし義重法師が敎へ候ひしは、譬へば山越の獵をもせよ、又は敵にも襲はれよ、深山に迷ひたらむずる時は、老馬に手綱結んで打ちかけ、先に追立てゆけ、必ず道へ出でうずるぞとこそ敎へ候ひしか」と申しければ、御曹子、「やさしうも申したるものかな。雪は野原を埋めども(2)、老いたる馬ぞ道を知るといふ例あり」とて、白葦毛なる老馬に鏡鞍置き、白轡はけ、手綱結んで打ち懸け、先に追つ立てゝ、未知らぬ深山へこそ入り給へ。頃は二月始の事なれば、

(1)別府の小太郎清重　盛衰記には忠澄とある。別府氏は、武藏國大里郡別府村大字別府にゐた一族で、西別府の九品佛には賴重の墓がある。

(2)雪は野原を埋めども　齊の桓公が孤竹を討つて歸る時に、雪が降つて埋めて分らなくなつてるので行方何處となつて惱んでゐると、其臣の

管仲が「老馬ノ智用フベシ」と云つて老馬を放して其の後からついて行つたら、果して街道へ出たと日ふ「春秋後語」所載の支那の故事を取つたのである。
(3)むら・消・え・て　塊狀に消え殘つて。
(4)皓・々・　Pure white
(5)松・の・雪・だ・に・消・え・や・ら・で・　「深山には松の雪だに消えなくに、都は野べの若菜つみけり」古今集の歌である。

峯の雪斑消えて、花かと見ゆる所もあり。谷の鶯音づれて、霞に迷ふ處もあり。登れば白雪皓々として聳え、下れば青山峨々として岸高し。松の雪だに消えやらで、苔の細道幽なり。嵐にたぐふ折々は、梅花ともまた疑はれ、東西に鞭を揚げ、駒を早めて行く程に、山路に日暮れぬれば、皆下り居て陣をとる。

新釋　又、武藏の國の住人で別府の小太郎清重と云つて、今年十八になる青年武士が進んで出て申したには「父で御座いました義重法師が教へましたには、例へば山を越えて敵に行くにもせよ、又、敵の襲撃を受けた場合にもせよ、深い山で迷ふた時には年取つた馬に手綱を結び合はせて投げかけ、先に立てゝ追つて行くがよい、きつと道へ出ることが出來ると教へて呉れまして御座いますが」と、さう申上げると、御曹司は聞召されて、「感心な事を云ふなア、雪は野原を降埋んでゐても老馬は道を知つてゐるといふのは例話のある事だ」とさう云つて、白葦毛の老馬の背に鏡鞍を置いて、白磨きの銀の轡をはめ、手綱を結んで投げかけ、先に立てゝ追ひ遣りつゝ、勝手のわからぬ深い山へお踏込みになつた。ちやうど時節は二月の初旬の事であるから、高峯に積つた雪は斑に消え殘つて、花が咲いてゐるのかと見える所もあり、谷の鶯がもう啼いてゐて、うつすりと棚曳いてゐる霞に、前途を見迷ふ所もあり、登つて見ると、峯々は、白々と雪を裝うて聳え、下りて見ると、青い山は峨々として高く斷崖を成してゐる。あたりには松の雪さへまだ消えないで、苔に蔽はれた細徑が僅に通じ、嵐に伴はれて折々雪片がチラチラと散り落ちる光景は、梅の花が散つてゐるのかとも疑はれる。東西に、鞭をあげ、馬の足を早めて行くうちに、途中の山路で日が暮れたので、皆馬から下りて宿營地を占領した。

爰に武藏坊辨慶、或老翁一人具して參つたり。御曹子、「あれは如何に」と宣へば、

（1）雪のあさき　雪中に食を求める意であらう。一本には雪あまりとある。
（2）印南野　兵庫縣印南郡地方。

「是は此山の獵師にて候」と申しければ、「さては案内能く知つたるらむ」。「いかでか存知仕らでは候ふべき」。御曹子「さぞあるらむ。是より平家の城廓、一の谷へ落さうと思ふは如何に」。「ゆめ〳〵適ひ候ふまじ。凡三十丈の谷、十五丈の岩さきなどをば、容易う人の通ふべき樣も候はず。其上、城の内には、落穴をも堀り、菱をも植ゑて待ち進らせ候ふらむ。まして御馬など思ひも寄り候はず」と申しければ、御曹子、「さて然樣の所は鹿は通ふか」「鹿は通ひ候。世間だに暖になり候へば、草の深きに臥さむとて、播磨の鹿は丹波へ越え、世間だに寒うなり候へば、雪のあさきに食まむとて、丹波の鹿は播磨の印南野(2)へ越え候」とぞ申しける。御曹子、「さては馬場ござんなれ。鹿の通はむずる所を、馬の通はざるべき樣やある。さらば軈て汝案内者せよ」と宣へば、「此身は年老いて、如何にも適ひ候ふまじ」と申す。「さて汝に子はないか」「候ふ」とて、熊王とて、生年十八歳になりける小冠者を奉る。御曹子、やがて髻取り上げさせ給ひて、父をば鷲尾の庄司武久といふ間、是をば鷲尾の三郎義久と名のらせて、一の谷の先打せさせ、案内者にこそ具せられけれ。平家亡び源氏の代になつて後、鎌倉殿と中違うて奥州へ下り、討たれ給ひし時、鷲尾の三郎義久と名のつて、一所で死にける兵なり。

新釋　此の時、お供をして居た武藏坊辨慶が一人の老翁を伴れて歸つて來た。御曹子が「

其處へ來たのはどういふ人物だ」と仰やると、私は此の山の獵師でございます」と申上げた。「それぢやア、此の山の勝手をよく知つてるだらう」とお聞きになると、「どうして知らいで成るものですか」と申上げる。御曹子が又「さうだらうなア、そこで俺はこれから平家の城のある一の谷へ乘落さうと思ふのだがどうだらう」とお尋ねになると、老翁は、「とても駄目でせう。凡深さが三十丈もあらうと思はれる谷底や、十五丈も高さがあらうと云ふ岩の鼻なんかを、容易に人が通れるものぢや御座いません。其の上に城內では落し穴も堀つてゐませうし、菱材を植ゑ込んでお待ち申してゐるでせう。ましてお馬でなんて思ひも寄らぬ事です」と申上げたので、御曹子は、又「それで、そんな所を鹿は通るか」と御質問になつた。すると老人は「ハイ鹿は通ります。世間さへ暖になりますれば、草深いところへ行つて寢ようと思つて播州の鹿どもは皆丹波へ山越を致しますし、世間が寒くさへなれば、雪の淺い方へ行つて食物を探して食べようと思つて、丹波の鹿は播州の印南美野の方へ山越えを致し　す」と申上げた。御曹子は「それぢやア馬の行ける場所なんだ。鹿の通れるところを、　が通れないなんて事があるものか。それぢやア直ぐお前案內者に成つて吳れ」と仰やると「私はもう年を取りまして、とても其のお役は勤まりかねます」と申上げた「それでお前に子はないのか」と聞かれると「ハイ御座います」と云つて、熊王といつて、今年十八になる靑年を差出した。御曹子は直ぐ髮をお結上げさせになつて、父の名を鷲尾の庄司の武久と云つたので、其の若者をば鷲尾の三郞義久と名のらせて、一ノ谷へ先乘をさせ、案內者として召しつれられた。これは平家が亡んで源氏の代になつてから、御曹子が鎌倉殿と兄弟中がわるくなつて、奧州方面へ下つてお討たれになつたときに、鷲尾ノ三郞義久と名のつて、同じ所で戰死した武士である。

一〇、二のかけ

六日の夜半ばかり迄は熊谷・平山、搦手にぞ候ひける。熊谷、子息の小次郎を呼うでいひけるは「此手は惡所であんなれば、誰先といふ事もあるまじいぞ。いざうれ、土肥が承つて向うたる西の手(1)へ寄せて、一の谷の眞先かけう」といひければ、小次郎「此儀最然るべう候。誰もかくこそ申したう候ひつれ。さらば疾う寄せさせ給へ」と申す。熊谷、「實や、平山(2)も此手にあるぞかし。打込の軍好まぬ者なれば、平山が樣見て參れ」とて、下人を見せに遣す。案の如く平山は、熊谷よりさきに出で立つて、「人をば知るべからず、季重に於ては一引も引くまじいものを〳〵」と、獨言をぞし居たる。下人が馬を飼ふとて、「憎い馬の長食かな」と打ちたれば、平山「さうなせそ。其馬の名殘も今夜ばかりぞ」とて、打ち立ちけり。下人走りかへつて、主に此由告げければ、「さればこそ」とて、是もやがて打ち立ちけり。熊谷が其夜の裝束には、褐の直垂に赤革縅の鎧着て、紅の母衣(3)を掛け、權太栗毛といふ聞ゆる名馬にぞ乘つたりける。子息の小次郎直家は、澤瀉を一入摺つたる直垂に、拇繩目の鎧(4)着て、西樓といふ白月毛なる馬に

(1)西の手　一ノ谷城の西門にある平軍の防禦線。吾妻鏡には「卯尅偷カニ一ノ谷ノ前路ニ廻リ、海邊ヨリ舘際ニ競ヒ襲フ」とある。

(2)平山　平山武者所季重のこと。平山氏は武藏國南多摩郡七生村大字平山にゐた一族。

(2)打込の軍　團體戰鬪。混戰、

(3)母衣・防禦武裝の一種。布帛で作つて鎧の後背部上下兩所に紐緒で結びつけ、中間を空洞にして矢を防ぐ用に供した。古くは五幅で、長さ五尺八寸が定尺であつたが、後には十二幅十二尺といふ大きなものを作るに至つた。色は紅、濃紅、淡紅、赤、絣地、金泥、紫、淡紫色、黒、白、黄、等思ひ〱で、地質も錦、綾、練貫、金襴等色々である。

(4)捎繩目の鎧・捎繩目革即ち白さ青と紺との三色を交互に三重に並べてあるのが繩のやうに見える革を細く斷つて縅した鎧。

(5)黄蘿・鞠蘿ともいふ。蒴黄地に、黄色の紋様のあるもの。

(6)田井の畑・兵庫縣武庫郡須磨村の大字。

ぞ乘つたりける。旗差は黄蘿(5)の直垂に、小櫻を黄にかへしたる鎧着て、黄河原毛なる馬にぞ乘つたりける。主從三騎うちつれ、落さむずる谷をば弓手になし、馬手へ歩ませ行く程に、年比人も通はぬ田井の畑(6)といふ古道を經て、一の谷の波打際へぞ打ち出でける。一の谷近う鹽屋(7)といふ所あり。まだ夜深かりければ、土肥の次郎實平、七千餘騎で控へたり。熊谷夜に紛れて、波打際よりそこをばつと馳せ通り、一の谷の西の木戸口にぞ押し寄せたる。其時も未夜深かりければ、城の内には靜まり返つて音もせず。熊谷、子息の小次郎にいひけるは「此手は惡所であんなれば、我も〱と先に心を掛けたるものども多かるらむ。已に寄せたれども、夜の明くるを相待つて、此邊にも控へたるらむぞ。心せばう直實一人と思ふべからず。いざ名のらむ」とて、搔楯の際に歩ませ寄り、鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げて、武藏の國の住人熊谷次郎直實 子息の小次郎直家、一の谷の先陣ぞや」と名のつたる。城の内には是を聞いて、「よし〱音なせそ。敵の馬の足疲らかさせよ、矢種を射盡させよ」とて、あひしらふ者こそなかりけれ。

新譯 六日の夜中時分までは、熊谷次郎直實も、平山武者所季重も、二人とも確、背面攻撃軍の中にゐた。ところが其の晚、熊谷は我子の小次郎直家を呼んで云つたには、「此の方面は足場の惡いところだから、誰が先陣といふこともあるまい。さアおい、今からあの土

今は多井ノ畑と稱する鐵枴、鉢伏の山蔭に當る地で、道は鹽屋に通じてゐる。

（7）鹽屋　これも鐵枴山麓の地である。播磨國明石郡垂水村の大字で、直ちに明石・須磨と接してゐる）

肥が御命令を受けて行つた西部防禦線へ押寄せて行つて、一ノ谷の先登をしよう」とさう云ふと、小次郎も「それは頗るいゝお考へです。私もさう申上げたいところでした。ぢやア早くいらつしやい」と申した。熊谷は、「あゝさうださうだ、平山も此の邊にゐるんだ。あいつも團體戰を好かない奴だから、うつかりしてゐられない。オイ誰か、平山がどうしてゐるか樣子を見て來い」と云つて、卒を見せに遣つた。行つて見ると、豫期した通り、平山は、熊谷よりも先に、陣地を出て、「外の奴はどうだか知らないが、此の季重は一歩も引かないぞ。何糞ッ、一歩だつて引くものか」と獨語してゐた。部下の卒が馬に秣を食はせ乍ら、「此の憎い馬め、何て長食ひをしてやがるんだらう」と云つて打つてゐるのを見て、平山は「そんな事をするな、其の馬も今夜がお名ごりだか知れないんだから」と云つて、出かけて行つた。樣子を見に行つた卒は急いで走つて歸つて、主人の熊谷に其の事を報告すると「果して思つて居た通りだつた」と云つて、これも直ぐに出發した。熊谷直實の其の晩の服裝は、褐色の直垂に、赤革で緘した鎧を着て、紅の母衣をかけ、權太栗毛といふ名高い馬に乘つてゐた。又其の子の小次郎直家は、澤瀉の模樣を一層濃く摺染めにした直垂に、摺繩目緘の鎧を着て、西櫻といふ白月毛の馬に乘てゐた。旗手は黃塵の直垂に、小櫻を黃に返した鎧を着て、黃かはら毛の馬に乘つてゐた。主從三騎の者は打伴れだつて、これから乘落さうとする谿谷を左手に見ながら、右の方へ馬を乘り進ませ、長い間人一人通らなかつた田井の畑といふ舊道を通つて、一の谷の波打際へ出た。此の一の谷の近くに鹽屋といふ所があるが、其の時はまだ深夜であつたので、土肥ノ次郎實平は七千餘騎でこゝに、宿營してゐた。熊谷は其の深夜の闇にまぎれて、海岸から其の實平の陣場をツッと走り抜けると、直ぐに一の谷の西門に押寄せた。其の時もまだ夜中であつたから、平家の

城内はシーンとして物音一つしない。熊谷は我子の小次郎を顧みて、「此の方面は足場のわるい所だから、却つて我も我もと先陣を志してゐるものが多いだらう。もう押寄せては來たが夜が明けたら攻めかゝらうと思つて、此の邊で待受けてゐる者もあるだらう。狹い了簡をして此處へ來たのは直實一人だと思つてはゐられない。さア名のりを上げよう」とさういふと、敵の防術列の傍近く進み寄つて、鐙を踏張つて立上り乍ら、大きな聲で、「武藏の國の住人熊谷の次郎直實、其の子の小次郎直家、一ノ谷の先陣だぞッ」と名のつた。城の中ではそれを聞いて、「よし〳〵」、皆默つてゐる。敵の馬の足を疲れさせろ。あるだけの矢を射盡さして了へ」と云つて、相手に成る者も無かつた。

やゝあつて、後より武者こそ二騎續いたれ。「誰そ」と問へば、「季重」と答ふ。「問ふは誰そ」「直實ぞかし」「奈何に熊谷殿はいつよりぞ」「宵より」とこそ答へけれ。「季重も即て續いて寄すべかりつるを、成田五郎(1)に謀られて、今までは遲々したりつるなり。成田が、死なば一所で死なむと契りし間、打ちつれて寄せつれば、『いたう平山殿、先懸はやりなし給ひそ。軍の先をかくるといふは、御方の勢を後に置いて、先をかけたればこそ、高名不覺をも人に知らるれ。あの大勢の中へ、只一騎駈け入つて討たれたらむには、何の詮にかあふべき』といふ間、實にもと思ひ、小坂のありつるを打ち上せ、下りざまに馬の頭を引つ立てゝ、御方の勢を待つ所に、成田も續いて出で來り。打ち並べて軍の樣をもいひ合はせむずるかと思

(1)成田五郎　傳記不明。成田氏は、兒玉の一黨で、武藏國北埼玉郡忍町地方にゐた一族である。

（3）東雲　古くから之をシノノメと訓むことに成つてゐる。白々明け、拂曉。

ひたれば、さはなくして、季重が方をばすげなげに見なしつゝ、傍をつと馳せ通る間、あつぱれ此者季重たばかつて、先懸くるよと思ひ、五六段ばかり進んだるを、あれが馬は我馬より弱げなるものをと目をかけ、一鞭打つて追着き、『いかに成田殿は、まさなうも季重程の者を、たばかり給ふものかな』といひかけ、打ち捨てゝ寄せつれば、今は遙に下りぬらむ。よも後影をば見たらじ」とこそ語りけれ。さる程に東雲(3)やう／＼明け行けば、熊谷、平山、彼此五騎でぞ控へたる。熊谷は先に名のつたりけれども、平山が聞く前にて、又名のらむとや思ひけむ、掻楯の際へ歩ませ寄り、鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げて、「抑以前名のつたる武藏國の住人熊谷の次郎直實、子息の小次郎直家、一の谷の先陣ぞや」とぞ名のつたる。城の内にはこれを聞いて、いざ終夜名のる熊谷親子を、提げて來むとて、進む平家の侍誰々ぞ　越中の次郎兵衞盛嗣　上總の五郎兵衞忠光、惡七兵衞景清、後藤内定經を先として、宗徒の兵二十餘騎、木戸を開いてかけ出でたり。

新釋　暫くして、後方から武士が二人、やつぱり馬に乘つてついて來た。「誰だッ」尋ねると「季重だ」と答へて、「さう云ふ君は誰だ」と反問した。「直實だよ」と云ふと「どうだい熊谷君はいつから來てるんだ」と又聞いた。「宵からだよ」と熊谷は答へた。「此の季重も恐らく直ぐ君のあとに引續いて來るんだつたのを、成田の五郎に一杯食はされたゝめに、今まで遲く成つたんだ。成田の奴め、どうせ戰死するんなら君と一緒に死なうなんて約束し

やがるもんだから、一緒に出て來たら「平山君、あんまり急いで先陣をしようと思ひたまふな。戰場で先登するときには、味方の隊を後に置いといて、勇ましく先登して見せてこそ、どんな勳功を立てたか、又失敗したかを一般に認識されるんだ。あの大軍の中へ、たつた一騎ばかりで駈込んで討たれて了つたんぢやア、何の甲斐もないぢやないか」と奴が言ふんだ。で俺も成る程と思つて、小さい坂のあつた所を登つて、いつでも下りられるやうな姿勢に馬の首を引立てゝ、味方の隊が來るのを待つてゐると、成田も後から追つかけて來たので、一緒に馬を並べて、作戰方略でも協議するのかとばかり思つてゐたら、さうではなくつて、此の季重の方を冷やかに見て、スツと傍を驅けて通らうとするので、こやア此奴、此の季重をすつぽかして置いて、自分が先陣するツモリだな」さ思つたものだから五六段ほども先へ行つたのを、あいつの馬は俺の馬より弱さうだと云ふ所に目を着けて、一鞭當てて追ひついてから、「どうだい成田れ、季重ほどの者を欺すなんて卑怯ぢやないか」と言ひ捨てゝ置いて、走つて來たんだ。今ぢやズーッとまだ後方にゐるだらう。まさかあいつより遲れなかつたツモリだ」と話した。其の　に東の空が段々明けて行つたので、見ると、其處には熊谷、平山を始め、約五騎が控へてゐた。熊谷は前に一度名のりを上げたのであつたが、平山が聞いてゐる前で後日の爲にもう一度又名のつて置かうと思つたものか、防衛列の傍近く馬を乘進めて、鐙を蹈張つて立上り乍ら、大きな聲で「これは前にも名のつた武藏の國の住人熊谷の次郎直實、其の子の小次郎直家、一の谷の先陣だぞツ」と名のつた。城の中ではそれを聞いて「さア、一晩中名のり續けてゐる熊谷父子を引提げて來よう」といふ、、前進する平軍の武士は誰々であるか。先づ越中の次郎兵衞盛嗣、上總の五郎兵衞忠光、惡七兵衞景清、後藤内定經を一番に算へて、重立つた武士二十餘騎が

城門を押開いて駈出して來た。

爰に平山は、滋目結(1)の直垂に、緋縅の鎧着て、二引兩(2)の母衣を掛け、目糟毛(3)と聞ゆる名馬にぞ乘つたりける。旗差は黑革縅の鎧に、兜を猪頸に着なしつゝ、宿月毛(4)なる馬にぞ乘つたりける。「保元・平治二箇度の軍に先懸けて高名したる武藏の國の住人平山の武者所季重」と名のつて、をめいてかく。熊谷かくれば平山續き、平山かくれば熊谷續き、互に我劣らじと、入替へ〱〱、名のりかへ〱、揉みに揉うで、火出づる程にぞ攻めたりける。平家の侍共、熊谷、平山に、餘に手痛う攻められて、敵はじとや思ひけむ、城の內へ颯と引いて、敵を外樣になしてぞ禦ぎける。

〔通譯〕此の時平山は滋目結の直垂の上に緋縅の鎧を着て、二引兩の母衣をかけ、目糟毛といふ名高い馬に乘つてゐた。旗手は黑革縅の鎧をつけ、兜を後下がりに着て、宿月毛の馬に乘つてゐた。平山は「保元、平治二度の戰鬪に先登をして殊勳を立てた武藏國の住人平山武者所季重だッ」と名のりを上げると、ワーッと吶喊して前進した。熊谷が乘進むと平山が其のあとに續き、平山が駈出すと熊谷が其のあとに續き、互に負けるものかと入りかはりたちかはり、名のりかへ名のりかへ、揉みに揉んで、火が出る　にも白熱的に攻撃した。平家の武士だちは、熊谷と平山と此の二人にあんまり手ひどく攻めつけられたので、これではとてもたまらないと思つたものか、城門內へサッと引きあげて、敵に締出しを食はせて防禦した。

(1) 滋目結。目を糸で結んで染めたもので、今の絞染の事である。滋とは目の繁いことをいふ。
(2) 二引兩。母衣の半から上の所へ二線を横に染め貫いたものである。
(3) 目糟毛。灰色に白色の交つてゐるのが糟毛で、其の糟毛馬の眼邊が斑になつてゐるのを特に目糟毛といふ由である。
(4) 宿月毛。月毛に赭黄色の加はつたもの。

(1)肘　手の前腕部。

(2)鎧づき　鎧の着様を常の通りに整へよとなり此時直家屢戰ひて鎧つき亂れし故なり（日本文學全書）といふ解釋と、鎧をつき動すことを常にせよ（平家物語評釋）といふ解釋と二つあるが前者の方が正しいやうである。

(3)小村濃　部分的に濃淡をつけた紫色染のこと。

熊谷は馬の太腹射させ、跳ぬれば、弓杖突いて下り立つたり。子息の小次郎直家も、生年十六歳と名のつて、眞先懸て戰ひけるが、弓手の肘(1)を射させ、是も馬より下り、父と並んでぞ立つたりける。熊谷「如何に、小次郎は手負うたるか」。「さん候」「鎧づき(2)を常にせよ。裏かゝすな　錣を傾けよ。内兜射さすな」とこそ敎へけれ。熊谷は鎧に立つたる矢共かなぐり棄て、城の内を睨まへ、大音聲を揚げて、「去年の冬、鎌倉を立ちしより以來、命をば兵衞の佐殿に奉り、骸を一の谷の汀に曝さむと、思ひ切つたる直實ぞかし。去ぬる室山、水島、二箇度の軍に打ち勝つて、高名したりと名のるなる越中の次郎兵衞、上總の五郎兵衞、悪七兵衞はないか。能登殿はおはせぬか。高名不覺も敵に依つてこそすれ、人毎には得せじものを。只熊谷父子に落合へや、組めや組め」とぞ罵つたる。城の内には是を聞いて、越中の次郎兵衞盛嗣、好む裝束なれば、小村濃(3)の直垂に赤縅の鎧着て、鍬形打つたる兜の緒をしめ、金作の太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋籐の弓脇に挾み、連錢葦毛なる馬に金覆輪の鞍置いて乘つたりけるが、熊谷父子を目にかけて歩ませ寄る。熊谷父子も中を割られじと、間も透かさず立ち並び、太刀を拔いて額にあて、後へは一引も引かず、彌前へぞ進んだる。越中の次郎兵衞是を見て、敵はじとや思ひけむ、取つて返す。熊谷、「あれはいかに、越中の次郎兵

衛とこそ見れ。敵にはごこを嫌ふぞ、押し並べて組めや組め」といひけれども、次郎兵衛「さもさうず」とて引き返す。上總の五郎兵衛是を見て、「穢い殿原の振舞かな、しや組まむずるものを、落合はぬことはよもあらじ」とて、既に驅け出で組まむとしければ、次郎兵衛、五郎兵衛が鎧の袖を控へて「君の御大事これに限るべからず。あるべうもなし」と、制せられて、力及ばで組まざりけり。

【新譯】熊谷は盛に奮鬪してゐるうちに、馬の腹部を射撃されたので、持つて居た弓を杖にしてヒラリと飛んで下りた。其の子の小次郎直家も、當年十六歳と名のりを上げて、最先頭に立つて戰うてゐたが、左の手の前腕部を射られたので、これも馬から下りて、父と並んで立つた。熊谷は見て、「どうした小次郎、負傷したのか」と聞いた。「さうです」「鎧をチヤンとしろ、矢が鎧の裏へ射通させるな、兜の錣を傾けろ、額をやられるな」と教へた。此の時、熊谷は鎧に立つて居た矢を皆引きもぎつて捨てゝ、城内を睨みつけて、大きな聲で「去年の冬、鎌倉を出立して以來、自分の命を兵衛の佐殿に差上げて、屍骸を一ノ谷の海岸に曝さうと決心した直實だぞツ、先だつての室山と水島と二度の戰爭に勝つて殊勳を立てたと自慢さうに名のつてる越中の次郎兵衛や上總の五郎兵衛、惡七兵衛はゐないのか、能登の守殿はいらつしやらないのか。手柄をするのも醜い負をするのも相手に依る事だ。誰にでも勝てると思つてるとアテが違ふぞ。外の誰彼といふより只此の熊谷親子にかゝつて來い、さア出て來て組め！組め！」と罵倒した。城内では之を聞いて、越中の次郎兵衛盛嗣は、自分の好みの服裝だといふことで、小村濃の直垂の上に、赤縅の鎧をつけ、鍬形の前立を打ちつけた兜の緒をシツカリと緊め、黄金裝飾の大刀を佩び、切斑の矢を二十四

本插した箙を負ひ、滋籐の弓を小脇に挾み、連錢蘆毛の馬に金覆輪の鞍を置て乘つてゐたが、熊谷父子を目標にして進み寄つた。するとそれと見た熊谷父子の方でも、中を割かれまいと互に一分の隙もなくピツタリと寄添うて立並び、太刀を拔いて額に當て、あとへは一歩も引かずに、益々前進した。越中の次郎兵衞は之を見て、これはとても敵することが出來ないと思つたものか、急に方向を轉換して背進した。熊谷は見て、「其處へ行くのは越中の次郎兵衞だと見たがどうだ。何處が不足で俺の相手をしないのだ。さア馬を乘並べて組め！組め！」と呼びかけたが、次郎兵衞は、「イヤだ」と云つて引返した。上總の五郎兵衞は之を見て、「何て諸君は卑怯な眞似をするんだ、糞ツあいつに組んでくれうものを、あんなに云はれて誰もかゝらないで事があるもんか」と云つて、今にも駈出して組打をしようとすると、次郎兵衞と、五郎兵衞とはあわてゝ其鎧の袖を引きとめて、「主君の爲に一大事の場合は今だけぢやない、飛んでもない事だ」と制止したので、是非なく組みついて行かなかつた。

其後、熊谷は乘替に乘つて、喚いて驅く。平山も熊谷父子が戰ふ間に馬の息やすめ、是も同じう續いたり。平家の方には是を見て、只射取れや射取れとて、指しつめ引きつめ散々に射けれども、敵は小勢なり、御方は大勢なりければ、勢に紛れて矢にも當らず。只押し並べて組めや組めと下知しけれども、平家の方の馬は、飼ふ(1)は稀なり、乘繫し、舟に久しうたてたりければ、皆彫りきつたる樣なりけり。熊谷。平山が乘つたる馬は、飼ひに飼うたる大の馬ごもなり、一當あて

(1)飼ふ。 榮養飼料を給與して、エナージーを養ふこと。

ば皆蹴倒されぬべき間、さすが押し並べて組む武者一騎もなかりけり。爰に平山は、身にかへて思ひける旗差を討たせて、安からず思ひけむ、城の中へ驅け入り、やがて其敵の首取つてぞ出でたりける。熊谷父子も分捕數多してけり。熊谷は先に寄せたれども、木戸を開かねば驅け入らず。平山は後に寄せたれども、木戸を開けたれば驅け入りぬ。さてこそ熊谷・平山が、一二のかけをば爭ひけれ。

【新譯】それから又、熊谷は乘替馬に乘つて、吶喊して乘進んだ。平山も熊谷父子が奮戰してゐる間、馬に息つぎをさせてゐたが、これ亦同じくあとに續いた。平家の方では之を見て、只射殺せ、射殺せと云つて、矢をつがへては引き、矢をつがへては引きして、極力猛射したが、敵は少數であるのに、味方は大部隊だつたから、大勢の味方の中に紛れて矢にも當らない。只乘並べて組め！組め！と指揮したけれども、平家の方の馬は飼料を十分に與へて置いて休養させるといふやうな機會は稀で、乘廻しが頻繁なのに、長い間船の上に立たしておいたから、皆榮養不足になつて、まるで彫り込んだやうに肉が脊せて骨立つてゐた。之に反して熊谷や平山が乘つてゐる馬は、豐富に飼料を遣つて十分に鋭氣を養はせた丈夫な馬ばかりであるから、それに一蹴り蹴つけられたが最期、平軍の馬どもは皆蹴倒されさうなので、さうは云つても乘並べて組みつかうとする武士は一騎も無かつた。此の時平山は、自分の身を犧牲にしてもと思ふ位に賴みにしてゐた旗手を平軍の爲に討たれて癪に障ると思つたものか、城内へ驅込んで、直ぐに其の相手の首を取つて出て來た。熊谷父子も多くの分捕をした。斯ういふわけで、熊谷は平山より先へ攻寄せたけれども敵の城

門があいてゐなかつたから駆込まないし、平山はおくれて攻寄せたが、木戸があいてゐたから駆込んだといふことに成る。後になつて熊谷と平山とが先陣と二陣とを互に爭ふたのは之が爲である。

一一、二度のかけ

さる程に成田五郎も出で來る。土肥の次郎實平七千餘騎、色々の旗さし上げ、喚き叫んで攻め戰ふ。大手生田の森をば、源氏五萬餘騎で固めたりけるが、其勢の中に、武藏の國の住人、河原太郎(1)河原次郎とて兄弟あり。河原太郎、弟の次郎を呼うでいひけるは「大名は我と手を下さねども、家人の高名を以て名譽す。我等は自ら手を下さでは叶ひがたし。敵を前に置きながら矢一つをだに射ずして待ち居たれば、餘に心もとなきに、高直は城の中へ紛れ入つて、一矢射むと思ふなり。されば千萬が一つも生きて還らむことありがたし。汝は殘り留まつて、後の證人に立て」といひければ、弟の次郎涙をはら／＼と流いて、「只兄弟二人ある者が、兄を討たせて弟が跡に殘り留まつたればとて、幾程の榮花をか保つべき。所々で討たれうより、一所でこそ討死をもせめ」とて、下人共呼び寄せ、妻子の許へ最期の有様いひ遣し、馬には乘らで、芥下(2)をはき、弓杖を突いて、生田の森の逆木を上り越えて、城の中へぞ入つたりける。星明に鎧の毛さだかならず。河原太郎大音聲を揚げて、「武藏の國の住人、河原太郎私市の高直、同じき次郎盛

(1)河原太郎　傳記不明。私市黨の出身で兄は高直弟は忠家と云つた。利根川流域の武藏北埼玉郡河原村にゐた一族。

(2)芥下　詳でない。今の草履のやうなもので藺又は藁で作つたものだといふ。

直、生田の森の先陣ぞや」とぞ名のつたる。城の中には是を聞いて、「あつぱれ東國の武士程怖ろしかりける者はなし。此大勢の中へ、只兄弟二人駈入つたらば、何程の事をか爲出すべき。只置いて愛せよや」とて、討たむといふ者こそなかりけれ。河原兄弟、究竟の弓の上手なりければ、さしつめ引きつめ散々に射る。城の内には是を見て、今は此者愛しにくし、討てや」といふ程こそありけれ。西國に聞えたる強弓の精兵、備中の國の住人眞名邊の四郎、眞名邊の五郎(3)とて兄弟あり。兄の四郎をば一の谷に置かれたり、弟の五郎は生田の森にありけるが、是を見て能つ引き、暫し保つて兵と射る。河原太郎が鎧の胸板を、背へつと射ぬかれて、弓杖にすがりすくむ所を、弟の次郎はしりより、兄を肩に引つかけて、生田の森の逆木上り越えむとする所を、眞名邊が二の矢に、弟の次郎が鎧の草摺のはづれを射させて、同じ枕に伏しにけり。眞名邊が下人落合はせて、河原兄弟が首を取る。大將軍新中納言知盛の卿の御見參に入れたりければ、「あつぱれ剛の者や、是等をこそ一人當千の能き兵共ともいふべけれ。あつたら者共が命をば助けて見で」とぞ宣ひける。

新釋　さうかうするうちに、成田の五郎も出て來た。土肥の次郎實平の率ゐてゐる七千餘騎の者も色々の旗をさし上げ、ワーッと吶喊し乍ら前進して奮戰した。城の正面に當る生

(3)眞名邊の四郎、五郎　盛衰記には、兄を祐久、弟を祐光とある。眞鍋氏は備中國淺口郡大島中村から約九里の海上にある眞鍋島の領主である。

田の森には、源軍が五萬餘騎で據守してゐたが、其の部隊の中に、武藏の國の住人で河原太郎、河原次郎といふ兄弟の武士があつた。兄の太郎が弟の次郎を呼んで云つたには、「大名は自分が直接手を下ろさないでも、家來の勳功のために名譽を博することが出來るが、我々は自分が手を下ろして戰はなければ成らぬ。敵を前に置き乍ら、矢一本射かけないで待つて居たんぢやアあんまりたよりないから、此の高直はこれから城中へ紛れ込んで、一矢射ようと思ふ。さうなれば先づ生きて還れる可能性は萬分の一どころか千分一もない。お前は生き殘つて、あとで證據人に立つてくれ」とさう言ふと、弟の次郎は涙をハラハラ流して、たつた二人しかない兄弟の中で、兄を戰死させて、弟が一人であとに生殘つてゐたつて、將來どれだけの榮耀榮華を續けることが出來るものか、別々に討たれるよりも、一所に戰死しようと云つて、從卒たちを呼寄せ、妻子の所へ最期の樣子を言いで遣つて、馬には乘らずに草鞋を穿き、持つてゐた弓を杖に、生田の森の前面にある鹿柴を飛び越えて城内へ入込んだ。星明りで鎧の色合もハッキリとは見えなかつたが、河原太郎は大きな聲を張上げて「武藏の國の住人、河原太郎私市の高直、同じく次郎盛直、生田の森の先陣だぞッ」と名のりを上げた。城内の平軍は之を聞いて、「あゝ關東武士程怖ろしい者はない。この大軍の中へ、兄弟唯だ二人で驅込んだつて、どれ程の事が出來るものか、可哀想だから只捨てゝ置け」と云つて、討取らうといふ者はなかつた。ところが河原兄弟は、射術の妙を極めたものであつたから、矢をつがへては引き、つがへては引きし、極力平軍を射擊した。城内では之を見て、「もう此の上は、あいつ等に同情してゐられない、討てッ」といふ間もなく、西國での强弓引きと云はれる精兵に備中の國の住人眞名邊の四郎

眞名邊の五郎と云ふ兄弟の武士があつた。兄の四郎は一の谷に配置され、弟の五郎は生田の森にゐたが、之を見ると矢をつがへて思ひきり強く引きしぼり、暫くヂッとしてゐてからピユーッと射て放つた。其の鋭い矢に河原太郎が鎧の胸板を後へツッと射貫かれて、弓を杖にグタリとなるところを、それを見た弟の次郎が走り寄つて、兄を肩に引つかけて、生田の森の鹿柴を、乘越えて出ようとしたが、其處を又眞名邊がすかさず二の矢をつがへて狙撃したので、弟の次郎は鎧の草摺のはづれを射られて、兄と同じ方向に倒れ伏した。眞名邊の部下の卒は、それと見ると忽ち打寄つて河原兄弟の首を取つた。二人の首を司令官の新中納言知盛卿のお目にかけると、「あゝえらい奴だ。こんな人物をこそ一人當千の優秀な軍人と云ふべきだ。惜しい者等の命を助けて我軍の爲に働かして見られないのが殘念だ」と仰やつた。

（1）**私の黨**　河原氏其の他私市黨の一團體を私の黨と云つたのである。故に河原兄弟を討せたるは一隊中の不注意ださ景時が云つたのである。景時は侍所の所司即ち人事係であつたからである。

其後、河原が下人走り散つて、「河原殿兄弟こそ只今城の中へ眞先懸けて、討たれさせ給ひぬるは」と呼ばはつたりければ、梶原平三是を聞いて、「是は私の黨(1)の殿原の不覺でこそ河原兄弟をば討たせたれ。時よくなりぬるぞ、寄せよや」とて、梶原五百餘騎、生田の森の逆木を取り除けさせて、城の内へ喚いて驅く。次男平次、餘に先を懸けうこ進む間、父平三使者を立てゝ、「後陣の勢のつゞかざらむに、先懸けたらむ者には勸賞あるまじきよし、大將軍よりの仰ぞ」こいひ送つたりけれ

ば、平次暫く控へて、

武夫の取りつたへたるあづさ弓ひきては人のかへすものかは

と申させ給へやとて、喚いてかく。梶原是を見て、「平次討たすな者共、景高討たすな續けや」とて、父の平三、兄の源太、同じき三郎續いたり。梶原五百餘騎、大勢の中へ駈け入り、縱樣、横樣、蜘蛛手、十文字に駈け破つて、颯と引いて出でたれば、嫡子の源太は見えざりけり。梶原、郎等共に、「源太はいかに」と問ひければ、「餘に深入して討たれさせ給ひて候ふやらむ、遙に見えさせ給ひ候はず」と申しければ、梶原、涙をはら〳〵と流いて、「軍の先を駈けうと思ふも子どもがため、源太討たせて、景時命生きしも何にかはせむなれば、返せや」とて、又取つて返す。其後梶原鐙踏張り立ち上り、大音聲を揚げて、「昔八幡殿(2)の後三年の御戰(3)に出羽の國(4)千福、(5)金澤(6)の城を攻め給ひし時、生年十六歳とて眞先懸け、弓手の眼を兜の鉢附の板に射附られながら、其矢を拔かで當の矢を射返し、敵射落し、勸賞を蒙り、名を後代にあげたりし鎌倉權五郎景政(7)に五代の末葉、梶原平三景時とて、東國に聞えたる一人當千の兵ぞや。我と思はむ人々は寄合へや見參せむ」とて、喚いて驅く。城の内には是を聞いて、「只今名宣るは、東國に聞えたる兵ぞや、餘すな、漏らすな、討てや」とて、梶原を中に取りこめて、我う

(2)八幡殿　八幡宮の祠前で元服して八幡太郎と云つた源義家のこと。

(3)後三年の御戰　清原武衡・家衡の討伐戰、討伐に三年を要したから云ふ。後三年の戰といふのは前九年の戰に對するものである。

(4)出羽の國　今日の羽前羽後兩國を合はせたもの。

（5）千福・後の羽後國仙北（センボク）郡地方を、古くは「山北」又「千福」と呼んだのである。
（6）金澤・今の秋田縣仙北郡金澤町のこと。
（7）鎌倉の權五郎景政・源義家に臣從した勇士其傳記は前太平記に出てゐる。
（8）大童・兜を脫し髻を放つて亂髮になつた姿が大きな童子即ち兒童のやうだ、と云ふのである。

ちとらむとぞ進みける。梶原先づ我身の上をば知らずして、源太は何處にあるやらむと、駈け破り駈けまはり尋ぬる程に、案の如く、源太は馬をも射させ徒立になり、兜をも打ち落され、大童(8)に戰ひなつて、二丈ばかりありける岸を後に當て、郎等二人左右に立て、打物ぬいて、敵五人が中に取り籠められて、面も振らず、命も惜まず、爰を最後と攻め戰ふ。梶原これを見て、源太は未討たれざりけりと、嬉しう思ひ、急ぎ馬より飛んで下り「いかに源太、景時爰に在り。同じう死ぬるとも、敵に後を見すな」とて、父子して五人の敵を三人討ちとり、二人に手負はせて、「弓矢とりは、駈くるも引くもをりにこそよれ、いざうれ源太」とて、かい具してぞ出でたりける。梶原が二度の駈けとはこれなり。

新譯　河原兄弟が戰死してから、其の部下の卒等は、あつちこつち走り廻つて、「河原殿御兄弟は、ツイ今し方城中へ先登してお討たれになつたーッ」と絕叫したので、梶原平三はこれを聞きつけて、「河原兄弟を戰死させたのは私市黨の人たちの手ぬかりだ。さアみんな今こそ前進すべき時機が來たぞ、進め！」と云つて、五百餘騎の梶原隊は、生田の森の前面にあつた敵の鹿柴を排除させて、城内へ吶喊して駈け込んだ。此の時に平三景時の次男平次は、我こそ先登しようとしてあんまり突進したので、父の平三は使に追つかけさせて「後續部隊に離れて先登した者には一切行賞をしないといふ司令官の告示だぞ」と云はして還ると、平次は暫く足をとめて

「ものゝふの取りつたへたる梓弓ひいては人のかへすものかは

と申して奐れ給へ」と云ひ捨てゝ吶喊しつゝ突擊した。梶原は之を見て、「オイみんな平次を討たすな、景高を討たせるな、續いて進め」と云ひて、父の平三も、兄の源太も同じく三郎も、直ぐ其のあとから突擊した。忽ちの間に五百餘騎の梶原隊は、平家の大軍の中へ駈込んで、縱橫無盡に敵の防禦線を突破して、サツと退却して出て見ると、長男源太の姿が見えなかつた。梶原は從卒たちに「源太はどうした」と尋ねると、「あんまり深入をなさり過ぎて、お討たれになつたんぢや御座いませんか、さつきからお見えになりません」と申したので、梶原は覺えず淚をハラ〳〵と流して、「先登して手柄を立てようと思ふのも皆子供の爲だ。源太を討たせて、此の景時が生きてゐたつて何もならないから、さアもう一度引返せ」といつて、又敵の中へ引返した。それから、梶原は鐙を踏張つて、馬上に立上りながら「昔八幡殿の後三年の御戰に、出羽の國の千福、金澤の城をお攻めになつた時に、當年十六歲と名のりをあげて先登して、左の眼を兜の鉢つけの板まで射ぬかれ乍ら、其の矢を拔きもしないで、相手を射かへし、見事敵を射落して、行賞せられ、武名を後世にあげた鎌倉の權五郎景政から算へて五代目の末孫、梶原平三景時と云つて、關東で名を知られてゐる一人當千の武士だぞッ、我こそ相手にならうと思ふ人たちは寄つて來い、相手にならうぞ」と云つて、吶喊して突擊した。城內では之を聞いて「今名のりをあげてるのは關東で名高い武士だぞ、逃がすな、討漏らすな討てッ！討てッ！」と云つて梶原一人を包圍して、我こそ討取らうと前進した。梶原は自分の身の上の危險も何もかも忘れて、我子の源太は何處にゐるかと、敵の戰線を突破しつゝ駈廻り駈廻りして尋ね探してゐると果して源太は馬をも射倒され、徒步になつて、奮戰したゝめ兜も打落され、大きな子供を

見るやうな亂髮の姿となり、二丈ほどもある斷崖を後にして、從卒二人を左と右とに立たせ、太刀を拔いて、五人の敵の中に包圍せられ乍ら、よそ目一つせず、命を惜いとも思はないで、今こそ最後だと決心して必死の奮戰をしてゐた。梶原はそれを見て、あゝ源太はまだ生きてゐたのだッと嬉しく思つて、急いで馬から飛んで下りて、「さア源太、父の景時はこゝにゐるぞ、同じ戰死するにしても、敵に後を見せるな」と聲をかけて、親子二人して五人の敵を三人まで討取り、二人に負傷させて、「武士は進退共に、時宜に隨ふべきものだ、さア來い源太」と云つて、我が子を伴れて敵線から脫出した。梶原の二度の駈とは此の事を云ふのである。

一二、逆落し

是を始めて、三浦、鎌倉、秩父、①足利黨②には猪俣、③兒玉、④野井與、⑤横山⑥、にしたう⑦、鈴木黨、⑧總じて私の黨⑨の兵共、源平互に亂れあひ、喚き叫ぶ聲は山をひゞかし、馳せ違ふ馬の音は雷の如く、射違ふる矢は雨の降るに異ならず。或は薄手負うて戰ふものもあり、或は引組み刺違へて死ぬるもあり、或は取つて抑へて首を搔くもあり、搔かるゝもあり、何れひまありとも見えざりけり。かゝりしかども源氏、大手ばかりではいかにも叶ふべしとも見えざりしに、七日の日の曙に、大將軍九郎御曹子義經、其勢三千餘騎、鵯越⑩に打ち上つて、人馬の息休めておはしけるが、其勢にや驚いたりけむ、牡鹿二つ牝鹿一つ、平家の城郭一の谷へぞ落ちたりける。平家の方兵共是を見て、「縦令里近からむ鹿だにも、我等に恐れて山深うこそ入るべきに、只今の鹿⑪の落樣こそあやしけれ。いかさまにも、是は上の山より敵落すにこそ」とて、大に騷ぐ處に、爰に伊豫の國の住人高市の武者所清教⑫進み出でて、「たとひ何者にてもあらばあれ、敵の方より出で來たらむずる者を、通すべきやうなし」とて、牡鹿二つ射とめて、牝鹿

(1)秩父・・埼玉縣の荒川峡谷地方にゐた一黨。天文年中に平良文の子孫がこゝにゐて秩父氏を稱した。重忠も其末葉であるが男衾郡畠山に移つて畠山氏を稱した。

(2)足利黨・・今の栃木縣足利郡足利町にゐた一黨。

(3)猪俣・・猪俣は丹、兒玉、横山、私、平山、清等と共に武藏七黨の一である。小野、村山と共に孝昭帝の裔米餅搗命の後と云はれる。今の埼玉縣兒玉郡大澤村大字猪俣に蟠居してゐた一族である。小野武藏守孝康の子の横山時資の支族。

をば射いでぞ通しける」越中の前司(1)是を見て、「詮ない殿原の鹿の射様かな。只今の矢一筋では敵十人をば防がむずるものを、罪つくりに矢だうなに」とぞ制しける。

新譯　之を最初にして三浦、鎌倉、秩父、足利黨では猪股、兒玉、野井與、横山、西黨、鈴木黨、すべて私市黨の武士たちは、源氏も平氏も互に亂れ合つて交戰した。吶喊の聲は山に反響して、四方に馳け違ふ馬蹄の音はまるで雷鳴の如く、交射する矢はまるで雨が降るやうである」 兩軍の武士たちの中には、或は微傷を負ひながら勇敢に戰ひ續けてゐる者もあり、或は取組み合ひ、互に敵の咽喉部を刺傷して死ぬ者もあり、或は組敷いて敵の首を取る者もあり、反對に首を取られる者もあり、どちらにも乘ずべき隙があらうとは見えなかつた。しかし乍ら源氏は、正面攻擊軍だけの勢力では、何としても勝利を得られさうに見えなかつた所へ、七日の夜明方に背面攻擊軍の司令官九郎御曹司義經は、三千餘騎の兵力で鵯越に登攀し、兵士にも馬にも暫く息をつかせておいでに成つたが、人が俄に大勢上つて來たのを見て驚いたのか、牡鹿が二頭と牝鹿が一頭、平家の城壘を構へてゐる一ノ谷へ轉げ落ちた。平家方の兵士たちは之を見て「よし此の人里の近くにゐる鹿だつても我々に恐れて山の奥へ逃げて入る筈だのに、今の鹿の落ちて來方はどうも不思議だ。何としてもこれは上の山から敵が乘落して來るのに違ひない」と云つて大騷ぎをしてゐると、其の時伊豫の國の住人の高市の武者所清教が進んで出て、「よし何者にもせよ、敵の方から出て來た者を、其のまゝ通すといふ事はない」と云つて、牡鹿二頭を射留め、牝鹿だけは

(4)兒玉・今の埼玉縣兒玉郡地方に蟠居した一族、秩父、比企及入間の諸郡は黨の勢力範圍で、武藏七黨の中でも最強大であつた。

(5)野井與・西ノ黨の支族「日野由井」の轉訛であらう。

(6)横山・今の小佛峠以東淺川南方一帶即ち東京府南多摩郡横山村に蟠居してゐた一族。小野武藏守孝康の子の義孝が横山太夫と名のつたのが初めである。武藏七黨の一で猪股と祖を同じうする。

(7)西黨・秩父國造と同族で、高皇產靈神の遠裔だと云はれる。

(8)鈴木黨・不明、一本には綴喜黨とある。或は秩父西神山麓にゐた滿黨ではあるまいか。

(9)私の黨・前にあげたキサイ(私市)黨である。武藏七黨の一である。今の埼玉縣北埼玉

郡騎西町にゐた一族で、同町の東に後世の城址がある。私市黨の祖先は丹治貞成である。

(10)鵯越・　前出神戸市夢野町から西北に進んで山田村に至り、淡河村、三木町方面へ出る山路。

(11)しゝ・　總て猪鹿に限らず、獸類の總稱である。故に鹿をもしゝといふ。

(12)高市の武者所清數・　一本には武智とあるが高市が正しい。奈良縣高市郡に越智岡、高市の二村があるのは注目に値する。

(13)越中の前司・　盛俊

(1)釣瓶下し・　井戸へ釣瓶を垂下したやうに垂直線を描いてゐること、即ち傾斜のないこと。

(2)佐原の十郎義連・　平作川の沿岸神奈川縣三浦郡久里濱村大字佐原村にゐた武士。三浦義明の末子である。

射ずに通してやつた。越中の前司盛俊は之を見て、「鹿を射るなんて諸君はつまらない事をするんだね、今の矢が一本あつたら少くとも十人の敵は防げるものを、罪作りな、矢なんか射なければよいのに」と制止した。

さる程に、大將軍九郎御曹子義經、平家の城廓を遙に見下して在しけるが、「馬共落いて見む」とて、少々落されけり。或は中にて轉んで落ち、或は足打ち折つて死ぬるもあり。されども其中に、鞍置馬三匹、相違なく落ちついて、越中の前司が舘の前に、身振してこそ立つたりけれ。御曹子、「馬は主々が心得て落さむには、痛うは損ずまじかりけるぞ。只落せ、義經を手本にせよ」とて、先づ三十騎ばかり眞先かけて落されければ、三千餘騎の兵共、皆續いて落す。其處しも小石交の砂なりければ、流れおとしに二町許、颯とおといて、壇なる所に控へたり。それより下を見渡せば、大盤石の苔むしたるが、釣瓶下(1)に十四五丈ぞ下つたる。それより先へは進むべきとも見えず、又後へ取つて返すべきやうもなかりしかば、兵共爰ぞ最期と申して、あきれて控へたる所に、三浦の佐原の十郎義連(2)、進み出でて申しけるは、「我等が方では、鳥一つ立つてだにも、朝夕かやうの所をば馳せありけ。是は三浦の方の馬場ぞ」とて、眞先懸けて落しければ、大勢皆續いて落す。後陣に落す者の鐙の鼻は、先陣の鎧・兜にさはる程なり。餘りのいぶせさに、

目を塞いでぞ落しける。えい〳〵聲をしのびにして②、馬に力をつけて落す。大方人のしわざとは見えず、只鬼神の所爲とぞ見えし。落しもはてぬに、鬨を咄とぞ作りける。三千餘騎が聲なれども、山彦應へて、十萬餘騎とぞ聞えける。

新釋 さう斯うする間に源軍の方では、司令官たる九郎御曹司義經は、平家の城壘を遙に見下ろしておいでに成つたが、試みに馬を落して見ようと云つて少しばかり落された。すると或は中途で轉げ落ちる者もあり、又脚部の骨折をして死ぬ者もあつたが、其中で鞍を置いた馬三頭だけは、無事に下り着いて、越中の前司の館の前で、身ぶるひして立つた。御曹司はそれを見屆けて、「馬は其持主が銘々注意して乘落しさへすれば、そんなにひどい怪我はしないらしいぞ。いゝから皆乘落せ、此の義經を手本にしろ」とさう云ふと、先づ三十騎程の人々が、先に立つて乘落されたので、三千餘騎の兵士たちも皆、其のあとに續いて乘落した。其の地點は小石交りの砂質土であつたから、惰勢で三町ほどもサーツと滑り落しに落して、中腹の平地で止まつた。其處から更に下を見下ろすと、苔が一ぱい密生してゐる大きな岩が垂直に十四五丈の斷崖を形成してゐて、それより先へは進めさうには見えず、又あとへ引返せさうにもなかつたので、兵士たちは「あゝこゝで死ぬんだ」と云つて、呆れ返つて躊躇してると、其處へ三浦半島の佐原の住人である十郎義連が進んで出て申したには、「我々の地方では鳥が一羽飛出したのを見たゞけでも、毎日これ位の所は平氣で駈歩くんです。こゝは三浦地方では手頃の馬場です」と云つて、一番先に乘落したので、大勢の者が皆それに續いて乘落した。しかし何と云つてもそんな場所であるか

ら、あとから乗落す者の鐙の先端が、先に立つてゐる者の鐙や兜にさはる程である。あまりの氣味わるさに、皆目を塞いで乗落した。皆「エ、、エ、」と云ふ聲を小聲でかけ乍ら、馬を勵まして乗落して行くのが先づ人間わざとは見えない、只もう鬼神の仕業と見えた。そして全軍がまだ乗落しきるか、きらないかといふ瞬間に、ワーッと鬨の聲をあげた。僅に三千騎餘の聲であるが、山谷に反響して、十萬騎餘りもゐるやうに聞こえた。

（1）**判官代**　院の御所の職員。藏人にして宮中の辨官同様の事務を管掌した。之に五位の判官代と、六位の判官代とがある。五位又は六位の藏人がそれぞれ補せられた。

村上の判官代(1)康國が手より火を出いて、平家の屋形、假屋を、片時の烟と燒き拂ふ。黒烟既に押し懸りければ、平家の兵共、若しや助かると、前なる海へぞ多く走り入りける。渚には助船ども幾らもありけれども、船一艘には、鎧ったる者共が四五百人、千人許混み乗つたらうに、なじかはよかるべき。渚より三町許漕ぎ出でて、目の前にて大船三艘沈みにけり。其後は、よき武者をば乗するとも雑人原をば乗すべからずとて、太刀、長刀にて打ち拂ひけり。かくする事とは知り乍ら、敵に會うては死なずして、乗せじとする船にとりつき、摑みつき、或は臂打斬られ、或は肘うち落されて、一の谷の汀に、朱になつてぞ列みふしたる。さる程に、大手にも濱の手にも、武藏相摸の若殿原、面も振らず、命も惜まず、こゝを最期と攻め戰ふ。能登殿は度々の軍に一度も不覺し給はぬ人の、今度は如何が思はれけむ、薄墨といふ馬に打乗つて、西を指してぞ落ち給ふ。播磨の高砂より御船に召して、讃

岐の八島へ渡りたまひぬ。

通釋 其の中に、村上の判官代康國の隊中から火を出して、平家の居館やバラックを、唯一瞬時の煙として燒拂つて了つた。眞黑な煙が渦を卷いて蔽ひかゝつたので、平家の兵たちは、若し助かるかと、我れ一に前面の海中へ大勢で走り込んだ。海岸には救助用の船が幾隻もゐたが、何しろ一艘の船に重い武裝をした者が四五百人乃至千人程もゴチヤ〳〵と乘込んだから、どうしてたまるものでない。海岸からやつと三町程沖へ漕出したと思ふと目の前で大きな船が三艘も沈沒した。それからは、相當な身分の武士は乘せてもいゝが、下級の雜卒を載せては成らんぞと云つて、泳ぎついて來る者を刀又は長刀で打拂ふた。しかし見す〳〵さうされる事は分つてゐながら、敵と戰うて死なうとはしないで、乘せまいとする船に取りつき、摑みついて、或る者は臂を斬られ、又或る者は腕を打落されて、一の谷の海岸に血で眞赤になつて倒れ伏した。其の間に陸上では、正面の城門でも、海岸方面でも、武藏、相模の青年武士たちは、脇見一つせず、命を投出して、こゝを最後の死に場所と痛烈な攻撃を續行した。能登守殿は度々の戰鬪に曾て一度も醜い負け方をした事のない人であるが、今度は何と思はれたものか、薄墨といふ馬に乘つて、西の方を目ざしてお逃げ落ちになつた。そして播磨の高砂から乘船して、讃岐の八島へお渡りになつた。

研究 能登守教經が一ノ谷から八島へ落ちたと云ふ此の物語の記事は、吾妻鏡と異つてゐる。吾妻鏡では安田(義定)隊が教經を討取つたことを報告してゐる。そして司令官義經の戰況報告にもそれを肯定してゐる。隨つて佐藤嗣信が八島で戰死する場合にも、教經は現れてゐない。是等の記事を照合して見ると恐らく教經は一ノ谷で戰死したといふのが事實で

あるらしい。しかし此の物語の外、同系の書たる盛衰記にも寫本四卷本の「醍醐寺雜事記」にも教經が壇ノ浦戰に參加して、壯烈な死を遂げたことを裏書してゐる。又。藤原兼實の「玉葉」にも壽永三年二月十八日に於て教經が生存してゐることを記錄してゐる。何れも斷定的の材料ではないが、平家衰亡史の卷末を飾る花やかなエピソードのヒーローとして、教經の如き人物は長く生かして置いた方が興味があると思ふ。

一三、盛俊最期

新中納言知盛卿は、生田の杜の大將軍にておはしけるが、東に向うて戰ひ給ふ處に、山の岨より寄せける兒玉黨の中より使者を立てゝ、「君は一年、武藏の國司(1)にて渡らせ給へば、そのよしみを以て、兒玉の者共が中より申し候。未だ御後をば御覽ぜられ候はぬやらむ」と申しければ、新中納言以下の人々、後を顧み給へば、黑烟おしかけたり。「あはや西の手は破れにけるは」といふ程こそありけれ、取る物もとりあへず、我先にとぞ落ち行きける。

(1)武藏の國司　平知盛は永曆元年(一八二〇)二月二十八日、其の九歳の時に、武藏の守に任ぜられて、仁安二年(一八二七)十二月三十日まで在任した。勿論遙任である。

【新譯】 新中納言知盛卿は、生田の森方面の司令官でゐられたが、東の方を向いて戰つていらつしやると、此の時嶮岨な山の方から攻寄せた兒玉黨の一隊の中から、此の中納言の所へ使をよこして「あなたは先年武藏の國司でいらつしやいましたから、其の情誼上兒玉の者どもの中から申上げます。まだ後を御覽にならないのぢや御座いませんか」と申したので、新中納言以下の人々は、何心なく後を振返つて御覽になると、既に眞黑な烟が襲ひかゝつてゐた。一同ハツと驚いて、「やア西部の防禦線が破れた」と云ふと等しく、何一つ必要な物も收容し得ないで、我れ一にと逃落ちて行つた。

越中の前司盛俊は、山の手の侍大將にてまし〳〵けるが、今は落つとも叶はじと

や思ひけむ、控へて敵を待つ所に、猪股の小平六則綱、好い敵と目をかけ、鞭鐙を合せて馳せ來り、押し並べてむずと組むで、どうとおつ。猪股は八箇國に聞えたるしたゝか者(1)なり。鹿の角の一二の草かり(2)をば、容易う引割きけるとぞ聞えし。越中の前司も、人目には二三十人が力顯すと雖も、内々は六七十人して上げ下す船を、只一人して押し上げ押し下す程の大力なり。されば猪股を取つて抑へて働かさず。猪股下に伏しながら、刀をぬかうとすれども、指の股はだかつて(3)刀の柄を握るにも及ばず。物をいはうとすれども、餘に強う抑へられて聲も出でず。されども猪股は大剛の者にてありければ、暫し息を休めて「敵の首を取るこいふは、我も名のつて聞かせ、敵にも名のらせて、首取つたればこそ大功なれ。名も知らぬ首取つて、何にかはし給ふべき」といひければ、越中の前司、實にもとや思ひけむ「元は平家の一門たりしが、身不肖なるによつて、當時は侍になされたる越中の前司盛俊といふ者なり。わ君は何者ぞ、名のれ、聞かう」といひければ、「武藏の國の住人猪股の小平六則綱といふ者なり。只今わが命助けさせおはしよせ。沙汰にも候はゞ、御邊の一門何十人もおはせよ。今度の勳功の賞に申し換へて、御命ばかりをば助け奉らむ」といひければ、越中の前司大きに怒つて「盛俊身不肖なれども、さすが平家の一門なり。盛俊源氏を賴まうとは思ひも寄らず、

(1)したゝか者　剛勇で、而も幾分無骨な者の意。えら者、しつかり者。

(2)鹿の角の一二の草かり　鹿の角の樹枝狀部をいふ。一二とは上から順に第一枝、第二枝と算へたのである。

(3)はだかる　股を廣げて立つてゐることを立ちはだかるといふのと同じ用例で、指が廣がつたまゝで把握不能であること、上から強い勢で壓迫されてゐるから筋肉の隨意運動が出來ないのである。

源氏又盛俊に賴まれうともよも思ひ給はじ。にくい君が申樣かな」とて、既に首を掻かむとしければ、「まさなう候、降人の首掻くやうやある」といひければ、「さらば助けむ」とて宥しけり。前は堅田(4)の畠のやうなるが、後は水田のごみ深かりける畔の上に、二人ながら腰打ちかけて、息つき居たり。やゝあつて、緋縅の鎧を着、月毛なる馬に金覆輪の鞍置いて乘つたりける武者一騎、鞭鐙を合せて馳せ來る。越中の前司怪しげに見ければ「あれは猪股に親しう候人見の四郎(5)で候ふが、則綱があるを見て、まうで來ると覺え候。苦しうも候はぬ」といひながら、あれが近づく程ならば、しや組まむずるものを、落ち合はぬ事はよもあらじ、と思ひて待つ處に、間一段ばかりに馳せ來る。越中の前司、始は二人の敵を一目づゝ見けるが、次第に近づく敵をはたと守つて、則綱を見ぬ隙に、猪股力足を踏むで立ち上り、拳を強く握り、越中の前司が鎧の胸板をはたと突いて、後へのけに突き倒す。起き上らむとする處を、猪股上に乘つかゝり、越中の前司が腰の刀を拔き、鎧の草摺引き上げて、柄も拳も通れ〳〵と、三刀刺いて首をとる。さる程に人見四郎も出で來たり。かやうの時は論ずる事もありとて、やがて首をば太刀の先に貫き、高く指し上げ、大音聲を揚げて、「此日頃平家の御方に鬼神と聞えつる越中の前司盛俊をば、武藏の國の住人猪股の小平六則綱が討つたるぞや」と名の

(4)堅田　陸田のことである。軟泥から成る水田に對していふ。

(5)人見四郎　武藏國大里郡藤澤村大字人見にゐた一族、同郡寄居町から山一つ越えれば猪俣黨のゐた兒玉郡大澤村大字猪俣は一里の近くである。

つて、其日の高名の一の筆にぞつきにける。

【新譯】越中の前司盛俊は、山地方面の隊長でおいでに成つたが、もう今となつては逃落ちようとしても駄目だらうと思はれたものか、殘り留まつて敵の來るのを待受けてゐると、其處へ猪股の小平六則綱が出て來て、いゝ相手がゐるなと目をつけて、全速力で疾驅して來て馬を押並べると、ウンと組みついて、ドサリと下に落ちた。猪股は關東八ヶ國に名の聞こえた剛健な武士である。嘗て鹿の角の第一第二の草かりを、苦もなく引裂いたことがあると傳へられた。ところが相手の越中の前司も、一寸見た所では二三十人力位のやうであるが、内實は六七十人がゝりで上げ下ろしする程の大船をたつた一人で押上げたり又押下ろしたりする程の大力である。だから猪股を膝の下へ組敷いて身動きもさせなかつた。猪股は下に押伏せられながらも刀を拔かうとしたけれども、指の股が廣がつたまゝに成つて、刀の柄を握ることも出來ず、物を言はうとしても、あんまり強く押へつけられてゐるので聲も出ない。しかし猪股は大した剛強の武士であつたから、暫く呼吸を靜めてから、「敵の首を取る時には、自分も名のつて聞かせ、敵にも名のりをさせて、首を取つてこそ殊勳なのだ。名前も分らぬやうな首を取つたつて、何にもならないぢやありませんか」と云つたので、越中の前司も成る程と思つたものか、「己は平家の一門であつたが、自分の不行屆な爲に、今では家來分にされた越中の前司盛俊といふものだ。君は何といふ者だ。名のれ、聞かう」と云ふと、猪股は聞いて「私は武藏國の住人で猪股の小平六則綱といふ者です。此の際どうか私の命を助けて下さい。若しさうおきめ下さつたら、あなたの一門の方が何十人いらつしたにせよ、今度の勳功の行賞と交換條件にして、お命だけはお助け申

しませう」と云つた。すると越中の前司は大層腹を立てゝ、「盛俊はつまらない人間だけれども、それでも平家の一門だ。源氏をたよつて命を助からうなどとも考へないし、又源氏にしてもまさか此の盛俊にたよられようとも、思はれまい。君の言ふことは癪に障る」と云つて、今にも首を切りさうにしたので、猪俣はあわてゝ、「何といふ無法な事をなさるんです、降服者の首を切るといふ事がありますか」と云ふと、「それぢやア助けよう」と云つて許した。其の地點の前面にある田は陸田で一見畠地のやうに見えたが、背面はごみの深い水田であつた。二人は格闘を止めると、其 の畦の上へ腰をかけて、暫く呼吸を靜めてゐた。すると暫くして、身には緋縅の鎧をつけ、月毛の馬に金覆輪の鞍を置いて乘つてゐる武士が一騎、全速力で其處へ疾驅して來た。越中の前司が怪しさうに其の方を見ると猪俣は「あれは此の猪俣と親しくしてゐる人見の四郎といふ者ですが、則綱が此處にゐるのを見て出て來るのでせう。なアに構ひませんよ」と云ひ乍ら、心の中では「あの男が近くへ來たら、嚢ッ此の盛俊に組みついてやらう。まさか力を貸して呉れない事はあるまい」と思つて待つてゐるうちに、人見にもう一段程の距離のところまで驅けて來た。越中の前司は、最初のうちは、間斷なく二人の敵に心を配つてかはる〴〵注視したが、段々近寄つて來る新來の敵の方をヂッと視て、則綱の方を見ない間に、猪俣は力足を踏んで立上つて拳を強く握ると、いきなり越中の前司の鎧の胸板をパッと突いて後へ、仰向けに突倒した。そして盛俊が起上らうとするところを、上へ乘りかゝつて、盛俊が腰に佩びてゐる刀を拔き、鎧の草摺を引上げ、柄も拳も通れ〳〵と、三刀刺込んで首を取つた。其のうちに、人見の四郎も其處へ出て來たので、猪俣はこんな時にはあとで議論の種に成る事もあるか

らと云つて、直ぐに首を太刀の先に突刺して、高くさし上げ、大きな聲を張上げて、「此の頃平家の御方に鬼神とまでお云はれになつた越中の前司盛俊を、武藏の國の住人猪股の小平六則綱が討取つたぞーッ」と名のりをあげて、其の日の戰に於ける殊勳者の冒頭に書上げられた。

一四、忠度の最期

薩摩守忠度は、西の手の大將軍にておはしけるが、其日の裝束には、紺地の錦の直垂に黒糸縅の鎧着て、黒き馬の太う逞しきに、沃懸地の鞍置いて乘り給ひたりけるが、其勢百騎許が中に打ち圍まれて、いと騒がず、控へ〳〵落ち給ふ所に、爰に武藏國の住人岡部の六彌太忠澄(1)、よい敵と目をかけ、鞭鐙を合せて追つかけ奉り、「あれはいかに、よき大將軍とこそ見參らせて候へ。正なうも敵に後を見せ給ふものかな。返させ給へ」と詞をかけゝれば、「是は御方ぞ」とて、振り仰ぎ給ふ内兜を見入れたれば、鐵醤黒(2)なり。「あつぱれ御方に鐵醤つけたる者はなきものを、いかさまにも是は、平家の公達にてこそおはすらめ」とて、押し並べてむずと組む。是を見て、百騎ばかりの兵ども、皆國々の驅り武者なりければ、一騎も落ち合はず、我先にとぞ落ち行きける。

新釋 薩摩の守忠度は、西部方面の司令官でおいでになつたが、其日の服裝としては、紺地の錦の直垂に黒糸縅の鎧を着け、黒毛の馬の太つて丈夫々々してゐるのに、金砂子を蒔いた鞍を置いて乘つておいでになつたが、部下の兵百騎ほどの中に護衛されて、少しも騒

(1)**岡部の六彌太忠澄** 埼玉縣の大里郡岡部村に據守してゐた岡部一族の武士。普濟寺に六彌太の墓がある。

(2)**鐵醤黒** 所謂お歯黒の事で、涅歯をしてゐたのである。鳥羽天皇が容儀を好ませ給うたので、堂上公卿は眉をぬき鐵醤をつけて歯を黒むるに至つたのである。源氏は地下で一人も、歯ぐろめした人がないから忠澄に敵と看破されたのである。

（1）**最後の十念**　一佛の名を十回念ずる事。淨土教では「具足十念稱阿彌陀佛」と云つて、阿彌陀の名號を十度稱念することを十念具足の念佛といふ。臨終の際の十念は殊に、淨土往生の所因だとされてゐる。

かず、踏止まり踏止りまして御退却になるさ、此時其處へ來かゝつた武藏國の住人岡部の六彌太忠澄は、よい相手だと思つて目をつけ、馬にスピードを與れて追駈けて來て、「其處へおいでに成るのは相當な一軍の司令官とお見受け申しますが、どなたですか、敵に後姿をお見せになるなんて卑怯ぢやありませんか。お引返しなさい」と言葉をかけたので、「私は味方の者だよ」と云つて、振返つて仰向かれた兜の內側を覗き込むと、黑々と鐵漿をつけていらつしやる。「ヤア、味方には鐵漿なんか附けてる者は一人もない、何にしてもこれは平家の貴公子でいらつしやるだらう」と、馬を乘並べて行つて、ウンと組みついた。すると之を見て、今まで附いてゐた百騎ほどの兵士は、何れも皆諸國で臨時に驅り集めた傭兵ばかりだつたから、一騎も寄つて來て助ける者はなく、我れ一にと逃げ落ちて行つた。

薩摩守は、聞ゆる熊野そだちの大力、究竟の早業にておはしければ、六彌太を摑うで「憎い奴が、御方ぞといはゞいはせよかし」とて、六彌太を取つて引き寄せ、馬の上にて二刀、おちつく所で一刀、三刀までこそ突かれけれ。二刀は鎧の上なれば通らず、一刀は內兜へ突入れられたりけれども、薄手なれば死なざりけるを、取つて抑へて首を搔かむとし給ふ所に、六彌太が童、後ればせに馳せ來て、急ぎ馬より飛んで下り、打ち刀をぬいて、薩摩守の右の腕を、肘の本よりふつと打ち落す。薩摩守今はかうとや思はれけむ、「暫し退け、最後の十念(1)となへむ」とて、六彌太を摑うで、弓杖(2)ばかりぞ投げ退けらる。その後西に向ひ、「光明遍照

(二)弓杖ばかり。弓の長さほどの距離。
(三)光明遍照十方世界。觀無量壽經に出てゐる句である、

十方世界、念佛衆生、攝取不捨」(三)と宣ひも果てねば、六彌太うしろより、薩摩守の首をとる。よい首討ち奉つたりとは思へども、名をば誰とも知らざりけるが、箙に結ひ附けられたる文を取つて見ければ「旅宿花」といふ題にて、歌をぞ一首よまれたる。

行きくれてこの下かげを宿とせば花や今宵のあるじならまし　忠度

と書かれたりける故にこそ、薩摩守とは知つてけれ。やがて首をば太刀の先に貫き、高くさしあげ、大音聲をあげて「此日頃日本國に、鬼神と聞えさせ給ひたる薩摩守殿をば、武藏國の住人岡部の六彌太忠澄が討ち奉つたるぞや」と名のつたりければ、敵も御方も是を聞いて「あないとほし、武藝にも歌道にも勝れて、よき大將軍にておはしつる人を」とて、皆鎧の袖をぞぬらしける。

新釋 薩摩の守は熊野の山で成人された有名な大力者で、お負けに此上もない輕捷な働きをするお方でいらつしたから、六彌太を摑んで「憎い奴めが、味方だと云つたら云はせて置けばいゝのに」と云つて、自分の手先へグッと引寄せ、馬の上で二刀、下へ轉げ落ちたところで又一刀、合はせて三刀までお突刺しになつた。しかし二刀は鎧の上からだつたから貫通せず、一刀は兜の内部へ突込まれたが、淺傷だつたから死なゝかつたのを、下へ組敷いて、首を切らうとしておいでに成るところへ、六彌太の部下の少年兵士が、おくれながらに驅けつけて來て、急いで馬から飛んで下りると、刀を拔いて、薩摩の守の右の腕を

臂のところからスカリと切つて落した。薩摩の守は、もう斯うなつたら駄目だと覺悟されたものか、「暫く退いて居ろ、最後の十念を稱へるから」と云つて、六彌太を摑んで、一間程向ふへ投げつけられた。それから西の方へ向いて、「光明遍照十方世界、念佛衆生攝取不捨」と觀無量壽經の一句を心靜にお唱へに、なるかならないに、六彌太は後から首を取つた。六彌太は心の中で、値打のある首をお討ち申したとは思ふものゝ、それが誰だか名前も知らなかつたところが、箙に結びつけられてあつた書札樣のものを取つて見ると、「旅宿の花」といふ題で

行きくれて木の下蔭を宿とせば
花や今宵のあるじならまし　忠度

と書かれてあつたので、薩摩の守だと知つた。直ぐに其の首を太刀の先に突刺して、高くさし上げつゝ、大きな聲を張上げて、「この長い間、日本の國に鬼神とお言はれになつてゐた薩摩ノ守殿を、武藏の國の住人岡部の六彌太忠澄がお討取申したぞッ」と名のりを上げると、敵も味方も之を聞いて「まアお氣の毒な、武藝にも歌道にも優秀で、立派な司令官でいらつしたお方だつたのに」と云つて、皆鎧の袖をぬらした。

一五、重衡いけどり

本三位中將重衡の卿は、生田の森の副將軍にておはしけるが、其日の裝束には、褐に白う、黄なる糸を以て、岩に群千鳥繡うたる直垂に、紫裾濃の鎧着て、鍬形打つたる兜の緒をしめ、金づくりの太刀を佩き、廿四さいたる切斑の矢負ひ、滋籐の弓持つて、童子鹿毛といふ聞ゆる名馬に、金覆輪の鞍置いて乘り給へり。めのと子の後藤兵衛盛長(1)は、滋目結の直垂に、緋縅の鎧着て、三位中將のさしも秘藏せられたる、夜目なし月毛にぞ乘らせられたる。主從二騎、助船に乘らむとて、渚の方へ落ち給ふ所に、庄の四郎高家(2)梶原源太景季、よい敵と目をかけ、鞭鐙を合せて追つかけ奉る。渚には助船共多かりけれども、後より敵は追つかけたり、乘るべき隙もなかりければ、湊河(3)、苅藻河(4)をも打ち渡り、蓮の池(5)を馬手に見て、駒の林(6)を弓手になし　板宿(7)須磨をも打過ぎて、西をさしてぞ落ち給ふ。

新釋　本三位の中將重衡卿は、生田の森方面の副司令官でいらつしたが、當日の服裝としては、濃紺色に白と黄色の絲で、岩の上に一群の千鳥が飛んでゐる所を刺繡した直垂に、

(1)後藤兵衛盛長　不明。

(2)庄四郎高家　庄といふのも武藏七黨の一族である。

(3)湊河　楠正成の戰死した場所として有名な河。神戸市の北方山田村から出てゐる烏原川と、天王谷川の合流したので、昔は東南に流れて海に入つてゐた。

(4)苅藻川　今では會下山の下を通つて來た湊河が、長田、東池尻を經由して此の川に合流してゐるが、昔は湊

河と苅藻川とは連絡してゐなかつた。鴨越から発して鷹取山の脇を迂廻し、湊戸市を貫流して松田村で海に注いでゐる小さな川。
（5）蓮の池・・・武庫郡長田の西にあつたといふが不明確である。
（6）駒の林・・・不明。
（7）板宿・・・不明。
（1）もり伏せたる馬・・・「もみ伏せ」或は「乗り伏せ」の誤であらう。烈しい戦場に乗り疲らせた馬の意。

紫ぼかしの鎧を着け、鍬形の前立を打つた兜の緒をシッカリと緊め、黄金装飾の太刀を佩び、切斑の矢を二十四本挿した箙を背負ひ、滋籐の弓を持つて、童子鹿毛といふ有名な馬に、金覆輪の鞍を置いて乗つておいでになる。又乳兄弟の後藤兵衛盛長は、滋目結の直垂に緋縅の鎧を着て、三位の中将があれ程にも大切にしておいでになつた夜目なし月毛に乗せられてゐた。主従二騎で、救助船に乗らうとして、海岸の方へお逃げ落ちになるところを、庄の四郎高家と梶原源太景季とが、よい相手だと注目して御追撃申上げた。海岸には澤山救助船があつたが、敵は後方から急速力で追撃して来るし、乗るだけの余裕が無かつたので、湊河を渡り苅藻川も渡つて、蓮の池を右に、駒の林を左手にし、板宿、須磨をも通過して、西に向つてお逃げになつた。

三位中将は、童子鹿毛といふ聞ゆる名馬には乗り給へり、もり伏せたる馬どもは、容易う追付くべしとも見えざりければ、梶原若しやと、遠矢によつ引いて兵と放つ。三位中将の馬の三頭を箆深に射させて、弱る所に、傅子後藤兵衛盛長、わが馬召されなむとや思ひけむ、鞭を打つてぞ逃げたりける。三位中将「いかに盛長、我をば捨てゝ、何処へゆくぞ。日来はさは契らざりしものを」と宣へども、空聴かずして、鎧に附きたる赤印ども、かなぐり捨てゝ、只逃げにこそにげたりけれ。三位中将、馬は弱る、海へさつと打ち入れ給ふ。身を投げむとし給へども、そこしも遠浅にて、沈むべきやうもなかりければ、腹を切らむとし給ふ所に、庄の四郎

高家、鞭鐙を合せて馳せ來り、急ぎ馬より飛んで下り「まさなう候。何處までも御供仕り候はむずるものを」とて、わが乘つたりける馬に掻き載せ奉り、鞍の前輪にしめつけ奉つて、わが身は乘替に乘つて、御方の陣へぞ入りにける。

新釋 此の時梶原は、三位の中將は童子鹿毛といふ評判の名馬に乘つておいでになつてゐるし、自分等の乘り疲らした馬では、容易に追つつけさうにも見えなかつたので、萬一の僥倖を期して、遠矢にかけるツモリで、矢をつがへて思ひきり強く引くとピユツと射て放した。三位中將の乘馬は其の矢に三頭を深く射通されてヨロヨロとした。するとそれを見た傅子の後藤兵衞盛長は、自分の乘馬をよこせと云はれては大變だと思つたものか、いきなり強く鞭を當てゝ逃出した。三位の中將は、「どうしたんだ盛長、俺を捨てゝ何處へ行くんだ、それでは平生の約束と違ふぞ」と仰やつたが、盛長は聞こえないフリをして、鎧に附いてゐる赤色の標識を引きむしつて捨てゝ、只もう逃げられるだけ逃げた。三位の中將は馬は段々弱るしするので、海へザブリと乘込まれた。其處へ投身して死なうとされたのであるが、生憎其の邊は遠淺で死れさうにもなかつたので、腹を切らうとしていらつしやると、其處へ庄の四郎高家が、全速力で疾驅して來て、急いで馬から飛んで下りると、「そんな事をなさつてはいけません、何處までもお供致さうと思つて居りますのに」と云つて、自分の乘つてゐた馬にお抱き乘せ申し、鞍の前輪にお縛りつけ申して、自分は乘替馬に乘つて、味方の陣地へつれ込んだ。

めのと子の盛長は、そこをばなつく逃げのびて、後には熊野の法師に尾中の法橋

を頼うで居たりけるが、法橋死んでの後、後家の尼公の訴訟のために都へ上るに供して上つたりければ、三位中將のめのと子にて、上下多くは見知られたり。「あなにくや、後藤兵衛盛長が、三位中將のさしも不便にし給ひつるに、一所でいかにもならずして、思ひもよらず、後家尼公の供して上つたるよ」とて、指爪彈をぞしける。盛長もさすが恥しうや思ひけむ、扇を顏にかざしけるとぞ聞えし。

新釋　めのと子の盛長は、其場を難なく逃げのびて、其の後は熊野の法師の尾中の法橋といふ者をたよつて寄食してゐたが、法橋が死んでから其の未亡人の尼が何か歎願する事があつて京都へ上洛するのに、供をして一緒に上洛した。すると何しろ三位中將のめのと子だといふので、各階級の人々に大抵顏を知られてゐたから、それを見て「あゝ憎らしい後藤兵衛盛長だよ、三位の中將があれ程まで情をかけておやりになつたのに、一所に戰死でもする事か、思ひもかけない後家の尼の供をして上洛して來るなんて、呆れて物が云へない」と云つて指爪彈きをした。盛長もそんな男ではあるが、恥かしいと思つたものか、扇で顏を隱して通つたといふ事であつた。

（1）練緯・緯を練糸、經を生絲で織つた一種の絹布である。色は種々ある。

一六、敦盛最後

さる程に、一の谷の軍敗れしかば、武藏の國の住人熊谷の次郎直實、平家の公達の、助船に乘らむとて汀の方へ落ち行き給ふらむ、あつぱれ好き大將軍に組まばやと思ひ、細道にかゝつて、汀の方へ歩まする所に、爰に練緯(1)に鶴ぬうたる直垂に、萌黄匂の鎧着て、鍬形打つたる兜の緒をしめ、金づくりの太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋籐の弓持ち、連錢蘆毛なる馬に金覆輪の鞍置いて乘つたりける武者一騎、沖なる船を目にかけ、海へ颯と打ち入れ、五六反ばかりぞ泳がせける。

【通釋】さうかうするうちに、一ノ谷の戰は平軍の敗に歸したので、武藏の國の住人熊谷の次郎直實は、平家の貴公子が救助船に乘らうとして海岸の方へお逃げ落ちになるだらう、あゝ立派な一方の司令官だと思はれる人を誰でもいゝから一人とつつかまへたいものだ、と思ひ乍ら、細い小道へ乘入つて、海岸の方向へ馬を歩かせて行くと、其時、練緯の絹に鶴の模樣の刺繡をした直垂の上に、萌黄ぼかしの鎧を着て、鍬形の前立を打ちつけた兜の緒をシツカリと緊め、黄金裝飾の太刀を佩び、切斑の矢を二十四本挿した箙を背負ひ、滋籐の弓を持ち、連錢蘆毛の馬に金覆輪の鞍を置いて乘つてゐる者が一騎、沖に碇泊してゐ

る船を目標にして海中へザブリと馬を乗入れ、五六段程も泳がせて行くのが見えた。
熊谷「あれはいかに、好き大將軍とこそ見參らせて候へ。まさなうも敵に後を見せ給ふものかな。返させ給へ〳〵」と、扇を揚げて招きければ、招かれて取つてかへし、汀に打ち上らむとし給ふ所に、熊谷波打ち際にて押し並べ、むずと組むで、どうと落ち、取つて抑へて首をかゝむとて、兜をおし仰けて見たりければ、薄化粧して鐵漿黑なり。我子の小次郎が齡程して、十六七ばかんなるが、容顏まことに美麗なり。「抑も如何なる人にて渡らせ給ひ候ふやらむ、名のらせたまへ、助け參らせむ」と申しければ、「先づかういふわ殿は誰そ」。「物その數にては候はねども、武藏國の住人熊谷の次郎直實」と名のり申す。「さては汝が爲には好い敵ぞ。名のらずとも、首を取つて人に問へ、見知らうずるぞ」とぞ宣ひける。熊谷「あつぱれ大將軍や、この人一人討ち奉つたりとも、負くべき軍に勝つべきやうなし。又助け奉つたりとも、勝つ軍に負くる事もよもあらじ。今朝一の谷にて我子の小次郎が薄手負うたるをだにも、直實は心苦しう思ふに、此殿討たれ給ひぬと聞き給ひて、さこそは歎き悲み給はむずらめ。助け參らせむ」とて、後を顧みたりければ、土肥、梶原、五十騎ばかりで出で來る。熊谷涙をはら〳〵と流いて「あれ御覽候へ。いかにもして助け參らせむとは存じ候へども、御方の軍兵、

雲霞の如くに充ち滿ちて、よも遁し參らせ候はじ。あはれ同じうは、直實が手にかけ奉つて、後の御孝養(1)をも仕り候はむ」と申しければ、「只何樣にも、疾う／＼首を取れ」とぞ宣ひける。熊谷餘りにいとほしくて、何處に刀を立つべしとも覺えず、目もくれ、心も消え果てゝ、前後不覺に覺えけれども、さてしもあるべき事ならねば、泣く／＼首をご搔いてげる。

(1)御孝養　中古の詞に亡父母の爲に追福作善をなするを孝ずるといひ、また孝養ともいつたが、更に轉じて他人の爲に追善するのをも孝養といふ事になつたのである。

通釋　熊谷はそれを見つけて「其處へおいでになるのはどなたですか、立派な一方の司令官とお見受けします。敵に後姿をお見せになるとは卑怯ぢやありませんか。お引返しなさい、お引返しなさい」と、扇をあげて招いた。そして其の武將が招かれて引返して來て、今や海岸へ馬を乘上げようとされる所を、熊谷は驅け寄つて、波打ちぎはで馬を乘並べてムンと組みついて、ドサリと落ち、組敷いて首を取らうとして、兜をグツと押しのけて見ると、薄化粧をして鐵漿を黑々と附けてゐられる。年はちやうど我が子の小次郎位で、十六七ばかりであるが、御器量は眞にお美しい。「全體どういふお方でいらつしやるのでせうか、お名のり下さい、お命はお助け申しませう」と申すと、「先づさういふ君は誰だ」と聞かれた。「一人前の人數に算へ入れられる程の人間ぢやございませんが、武藏の國の住人熊谷の次郎直實です」と熊谷は名のりを申した。すると「それぢやア君の爲には立派な相手だ。名のらないでも首を取つてから人に聞くがよい。知つてる者があるだらう」と仰やつた。熊谷は聞いて、「あゝ立派な大將軍の資格のある人だ。此の人一人をお討取申したつて、負ける戰爭なら勝てよう筈がないし、又お助け申したからつて、まさか勝つ筈の戰爭

に負けることもあるまい。今朝一ノ谷で、我が子の小次郎が少しばかり負傷したのを見てさへ、この直實は苦痛を感じたんだから、此の殿がお討取られになつたと其の親御がお聞きになつたら、嘸愁しがつてお嘆きになるだらう。これはお助け申さう」と、さう思つてフッと後を振返つて見ると、土肥や梶原が五十騎ほどで出て來るのだつた。熊谷は涙をハラハラと流して「あれを御覽なさい。どうともしてお助け申さうと思ひましたが、味方の軍兵が、雲か霞のやうに其邊に一ぱいに成つて居りますから、とてもお遁がし申しますまい。あゝ是非も御座いません、同じ事なら此の直實の手におかけ申して、後々の御とむらひを申上げませう」と申すと、「何でもいゝから、早く首を取るがよい」と仰やつた。熊谷はあんまりのおいたはしさに、何處へも刀の當て場所がないやうな氣がして、目がクラクラとして、心持がボーッとして、殆ど意識を失つたやうな感じがしたが、しかしいつまでさうしてゐられる事でもないから、思ひきつて、涙ながらに首を切つた。

「あはれ弓矢取る身ほど、口惜しかりけることはなし。武藝の家に生れずば、何しに唯今かゝる憂き目をば見るべき。情なうも討ち奉つたるものかな」と、袖を顏に押しあてゝ、さめ〴〵とぞ泣き居たる。首を包まむとて、鎧直垂を解いて見ければ、錦の袋に入れられたりける笛をぞ、腰にさゝれたる。「あないとほし、この曉、城の内にて管絃し給ひつるは、此人々にておはしけり。當時御方に東國の勢何萬騎かあるらめども、軍の陣に笛もつ人はよもあらじ。上﨟はなほもやさしかりけるものを」とて、是を取つて、大將軍の御見參に入れたりければ、見る人

涙を流しけり。後に聞けば、修理太夫經盛の乙子、大夫敦盛とて、生年十七にぞなられける。それよりしてこそ、熊谷が發心(2)の心は出で來にけれ。件の笛は、祖父忠盛、笛の上手にて、鳥羽の院より下し賜はられたりしを、經盛相傳せられたりしを、敦盛笛の器量たるに由つて持たれたりけるとかや。名をば小枝とぞ申しける。狂言綺語の理(3)とはいひながら、遂に讃佛乘(4)の因となるこそ哀なれ。

新釋 討つて了つてからも、「あゝ武器を執つて戰鬪に從事する職業者程、情ないものはないといふことに俺は氣がついた。武藝の家に生れて來なかつたら、何しに今こんな苦痛を味はふものか、あゝこんな優しいお方をお討ち申すなんて無情な事をしたものだ」と鎧の袖を顔に當てゝ、暫く潸然と泣いてゐた。氣を取直して、切つた首を包まうと思つて、鎧直垂の紐をほどいて見ると、錦の袋に入れられた一管の笛が腰に挿してあつた。「あゝお氣の毒な、今朝夜明方に城中で音樂の合奏をしていらつしたのは此のお方々だつたんだ。現在味方には關東の將士が何萬騎とゐようが、戰線へ笛を持つて出る人はまさかあるまい。貴族といふ者は、やつぱり優雅な心持があるんだなア」と云つて、それを持つて歸つて、司令官義經のお目にかけたところが、見る人は皆涙を流した。あとで聞くと、其の若い武將は修理の大夫經盛の末子の大夫敦盛と云つて、當年十七歲に成られたお方だつた。此の事が原因になつて熊谷の菩提心は起つたのだつた。其の笛は、祖父の忠盛が笛の名人だつたので鳥羽の院から特に御下賜になつたのを、經盛が受け傳へてゐられたのを、敦盛が笛の妙技に達してゐるために、貰ひ受けて持つてゐられたのだとか云ふ事である。笛は其の名

(1)上臈・一座の中では高官の人、同官中では先任者をいふ詞であるが、此頃では高位の人をいふ詞である。

(2)發心・發菩提心の略。佛道修行の心を發起すること。

(3)狂言綺語の理・云々・「願ハクハ今生世俗文字ノ業、狂言綺語ノ過ヲ以テ、翻ツテ當來世々讃佛乘ノ因、轉法輪ノ縁ト爲サン」―白氏文集の香山寺白氏洛中集記に出てゐる句、狂言綺語とは文飾した言葉のこと。

(4)諸佛乘・佛乘の乘は運び乘せる意で、人を乘せて佛陀の涅槃の最高理想に到達せしめること、即ち佛乘である。讃佛乘とは其の佛の理想を讃美することである。

を小枝と申した。盛に文飾した小說の文句でさへ時には大乘佛教の最高理想を讃仰する原因となるのは自然の妙理であるとは云へ、熊谷の此の日の勳功が、結局成佛得脫を欣求する原因となつたのは、あはれな話である。

研究　此の一場のローマンスが、ドラセデエとしての「一谷嫩軍記」の一齣となつてゐる事は周知の事實である。劇作者は、熊谷が先陣を競ふたと云ふ當の相手の平山武者所を點出して來て、彼の出現の爲に敦盛の首を斬ることを餘儀なくさせさせ、更に熊谷の子の小次郞直家を敦盛の「身代り」にさせると云ふ舊劇家の常套手段を用ゐて、見物の涙を誘導することに成功してゐるが、事實を云ふと、既に此の物語の記事それ自身が、多大の劇的誇張を施してゐるのだ。熊谷が發心して僧侶生活に入つたのは事實であるが、彼の遁世の動機は、賴朝の處置に對する不平にあつて、坊主じみた無常觀や、女性的な同情心に發してゐるのではない。彼は先づ自己の戰に對する行賞の不當を憤り、次には賴朝が武士の自尊心を傷けたことを憤り、最後に建久三年舊怨ある姨の夫久下直光との所有權確認訴訟に於て賴朝の判決の不公正を憤つて、出家したのである。

一七、濱軍

門脇殿(1)の末子藏人の大夫業盛(2)は、常陸の國の住人土屋の五郎重行(3)と組むで、討たれ給ひぬ。皇后宮の亮經正は、武藏の國の住人河越小太郎重房(4)が手に取り籠め奉つて、遂に討ち奉る。尾張守清定、淡路守清房、若狹守經俊、三騎づれで敵の中へ割つて入り、散々に戰ひ、分捕あまたして、一所で討死してけり。新中納言知盛卿は、生田の森の大將軍にておはしけるが、其勢皆落ち失せ討たれにしかば、御子武藏守知章、侍に監物太郎頼賢、(5)主從三騎、汀の方へ落ち給ふ所に、爰に兒玉黨と思しくて、團扇の旗(6)さしたる者どもが十騎ばかり、鞭鐙を合せておつかけ奉る。監物太郎は、究竟の弓の上手なりければ、取つてかへし、眞先に進むだる旗差が首の骨を、ひやうつぱと射て、馬より逆樣に射落す。其中の大將と思しき者、新中納言に組み奉らむとて馳せ並ぶる所に、御子武藏守知章、父を討たせじと中に隔たり、押し並べてむずと組むで、どうと落ち、取つて抑へて首を搔き、立ち上らむとし給ふ所に、敵の童落ち合はせて、武藏守の首をとる。監物太郎落ち重なり、武藏守討ち奉つたりける敵の童をも討つてけり。

(1)門脇殿　前出、平教盛。
(2)藏人の大夫業盛　平教盛の末子。五位の藏人である。
(3)土屋の五郎重行　不明。
(4)河越小太郎重房　埼玉縣入間郡河越町地方に居住してゐた一族の人。武藏七黨の中である。
(5)監物太郎頼賢　頼方ともある。監物は中務省の屬官で、宮中倉庫の出納監理官である。當時は大監物、小監物の二階級あつた。

（一）團扇の旗・軍配團扇の紋は、兒玉一黨の標識であつた。今日でも兒玉氏を稱する家は、多く軍配團扇を家紋としてゐる。

其後矢種のある程射盡し、打物拔いて戰ひけるが、弓手の膝口をした、かに射させ、立ちも上らで、居ながら討死してけり。」

【新釋】門脇殿の末子である藏人の大夫業盛は常陸の國の住人の土屋の五郎重行と組打なしてお討たれになつた。皇后宮の亮經正は、武藏の國の住人河越の小太郎重房の一隊が包圍して、到頭お討取り申した。清盛公の九男、尾張の守清定、同じく七男淡路の守清房、經盛の子の若狹守經俊に、三騎一緒に相伴うて敵線を突破して馳込み、極力奮戰した上、敵の首を多く取つて同じ場所で戰死した。又、新中納言知盛卿は、生田の森の司令官でいらつしたが、部下の將士は皆何處かへ逃げ落ちたり、戰死したりしたので、御子の武藏守知章、侍の監物太郎賴賢と、主從三騎で海岸の方へ落ちて行かれると、此の時其處へ兒玉黨の者らしく團扇の旗をさした者どもが十騎程出て來て、馬にスピードをかけてお追ひかけ申した。監物太郎は此の上もない弓術の達人だつたから、引返して行つて、先頭に立つて前進して來る旗手の頭骨をピユーツプツリと狙撃して、馬から眞逆さまに射落した。すると其の一隊の中の大將らしい者が、新中納言殿にお組みつき申さうとして馬を馳け並べて來る所を、御子の武藏の守知章は、父を討たせまいと思つて、其の中に隔たつて、其者の側に馬を乘並べて、ウンと組みついてドサリと落ち、組み敷いて首を取り、起き上がらうとしていらつしやると、其處へ敵の大將の侍童が馳け寄つて格鬪に加はり、武藏の守の首を取つた。すると今度は其の上へ又監物の太郎が押重なつて、武藏の守をお討取り申した敵の少年をも討取つた。それから矢種のあるだけは皆射てしまつて、次には刀を拔い

（1）阿波の民部成能。前出。阿波人で民部大輔の田口成能。

（2）片手矢はげて。弓に矢をつがへて左手の握皮の所へ持ち添へ、弓も矢も共に一本の手に持つてゐること。

（3）院。後白河院。

（4）泰山府君。支那五岳中の東岳卽ち泰山に祭られる冥府の書記官だといふ。元來道敎の神で之を祈れば長命する事が出來るといふ。神道では之を素戔嗚尊の事とし、佛家では本地を地藏菩薩であるとしてゐる。我國でいつ

て戦ふたが、左の膝關節部をひどく射られたので、立上ることも出來ないで、坐つたまゝ戦死した。

この紛れに、新中納言知盛の卿は、そこをつと逃げ延びて、究竟の息長き名馬には乘り給ひぬ、海の面二十餘町泳がせて、大臣殿の御船へぞ參られける。船には人多く取り乘つて、馬立つべき樣もなかりければ、馬をば渚へ追つかへさる。阿波の民部成能(1)、「御馬、敵の物になり候ひなむず。射殺し候はむ」とて、片手矢はげて(2)出でければ、新中納言、「假令何の物にもならばなれ、只今我命助けたらむずる者を、あるべうもなし」と宣へば、力及ばで射ざりけり。此馬、主の別を惜みつゝ、暫しは船を離れもやらず、沖の方へ泳ぎけるが、次第に遠くなりければ、空しき渚へ泳ぎかへり、足立つ程にもなりしかば、猶船の方を顧みて、二三度までこそ嘶きけれ。其後陸に上つて休み居たりけるを、河越の小太郎重房取つて、院へ參らせたり。元も此馬、院(3)の御秘藏にて、一の御厩に立てられたりしを、一年宗盛公内大臣になつて、慶申のありし時、下し賜はられたりしを、弟中納言に預けられたりしかば、餘に秘藏して、此馬の祈のためにとて、毎月朔日ごとに泰山府君(4)をぞ祭られける。其故にや、馬の息も長う、主の命も助けゝるこそめでたけれ。此馬、元は信濃の國井上だち(5)にてありければ、井上黑とぞ召されけ

始めて此の神を祭つたかは明らかでないが、朝野群載によると、永承五年（一七一〇）の奏山府君都状が最古である。

（5）井上だち。井上だちは井上育の儀。馬の出所を何所だちといふ慣用語がある。俗に「川だちは川で果てる」といふ「川だち」のダチと同義で、ソダチのソが脱落したのである。井上は千隈川の流域長野縣上高井郡の村である。

る

今度は河越が取つて院へ參らせたりければ、河越黑とぞ召されける。

【譯】此のドサクサ紛れに、新中納言の知盛卿は、其の場をツイとお逃げ延びになつて、此の上もない心臟の强健な馬にはお乘りになつてゐるし、海面二十餘町の間を泳がせて、内大臣殿のお船へ參られた。が船には大勢乘込んでゐて、とても馬を立たせて置けさうにもなかつたので、馬を元の海岸へお追ひかへしに成つた。阿波の民部重能がそれを見て、「お馬が敵のものに成つてしまふでせう。射殺しませう」と云つて、弓に矢をつがへたのを片手に下げて走つて出たが、新中納言が、「よし誰のものにならうとも、現在私の命を助けて吳れたものを、そんな事をしてはいけない」と仰やつたので、是非なく射ないで了つた。此の馬は主人との別れを惜んで、暫くの間は船のそばを離れもせず、沖の方へ附いて泳いで行つたが、段々船との間隔が遠くなつたので、最早其處には主人の居ない海岸へ泳いで歸つて、もう足が立つ位の淺い所まで行くと、再び又船の方を振返つて二三度までゞ嘶いた。此の馬はそれから陸に上つて休息してゐたのを、河越の小太郎重房が鹵獲して後白河院へ差上げた。元來此の馬は院の御秘藏の馬で、常に第一の御厩に繫いでおかれたのを、先年宗盛公が内大臣に任ぜられてお禮廻りをした時に、祝として下賜されたのを、弟の中納言に管理を委任されたので、中納言は之を大切に思ふ餘りに、此馬の無病息災の祈の爲だといつて、毎月の一日にはきまつて泰山府君を祭られた。そのせいか、馬も强健で息が長く續き、お蔭で主人の命も助かつたのは結構な事であつた。此の馬は元來、信濃の國の井上育ちであつたから、井上黑と呼ばれたが、今度に河越が鹵獲して院の御所へ差上げたから、改めて河越黑とお呼びになつた。

(1)もどかし　もどきたい、即ち非難したい。
(2)十六な　十六だつたの義である。
(3)右衛門督　宗盛の子の清宗。

其後新中納言知盛の卿、大臣殿の御前におはして、涙を流いて申されけるは、「武藏守にもおくれ候ひぬ。監物太郎をも討たせ候ひぬ。今は心細うこそまかりなつて候へ。されば、子はあつて父を討たせじと敵に組むを見ながら、いかなる父なれば、子の討たるゝを助けずして、是まで遁れ參つて候ふやらむ。あはれ人の上ならば、いかばかりもどかし(1)う候ふべきに、我身の上になり候へば、よう命は惜しきものにて候ひけりと、今こそ思ひ知られて候へ。人々の思し召さむ御心の中どもこそ恥しう候へ」とて、鎧の袖を顔に押し當てゝ、さめ〴〵と泣かれければ、大臣殿「實に、武藏守の父の命に代られけるこそありがたけれ。手も利き心も剛にして、よき大將軍にておはしつる人を。あの清宗と同年にて、今年は十六な」(2)とて、御子右衛門督(3)のおはしける方を見給ひて、涙ぐみ給へば、其座に幾らも列み居給へる人々、心あるも心なきも、皆鎧の袖をぞ濡らされける。

【新釋】その後に新中納言知盛卿は、前内大臣殿の御前へおいでになつて、涙を流して申されたには「武藏守にも先へ死なれました。監物太郎も敵に討たれました。孤獨になつて了つた今、私は堪へきれない心細さを感じます。それにしても子は子だけあつて、父を討たすまいと敵に組みついて行くのを、現在目の前に見乍ら、其の子の討たれるのを助けないでかまはず逃げて來るなんて、何といふ無慈悲な親でせう。あゝこれが人の事なら、どんな

にか非難したい心持で胸がワクワクするでせうに、自分の事となると、よく〳〵命は惜しいものなのだと、今こそつくづく思ひ知りました。人々がお聞きになつてどんなに思召すだらうと御心中がお耻しう存ぜられます」とさう云つて、鎧の袖を額に押當てゝ潸然と泣かれた。すると大臣殿も「實際武藏守が、父上の身代りに成られたのは珍しい孝義の行ひです。武術にも達してゐられるし、氣性もシツカリしてゐて、天晴未來の立派な大將軍でいらつした人だのに惜しい事をしました。ちやうどあの淸宗と同い年で、今年は十六でしたな」と云つて、御子の右衞門督のいらつしやる方を御覽になつて、淚ぐまれたので、其の席に幾人も列んでおいでに成つた人々は、同情の深い方も、それ程でない方も、皆鎧の袖をぬらされた。

一八、落足

小松殿(1)の末子備中守師盛は、主從七人小船に乘り、落ち給ふ所に、爰に新中納言知盛の卿の侍に、清衞門公長(2)といふもの、轡鐙を合せて馳せ來り、「あれはいかに、備中の守殿の御船とこそ見參らせて候へ。參り候はむ」と申しければ、船を渚へさし寄せたり。大の男の鎧着ながら、馬より船へがばと飛び乘らうに、なじかはよかるべき。船はちひさし、くるりと踏み返してげり。備中守、浮きぬ沈みぬし給ふ所に、畠山が郎等、本田次郎近常(3)、主從十四五騎、轡鐙を合せて馳せきたり、急ぎ馬より飛んで下り、備中守を熊手に掛けて引き上げ奉り、遂に御首をぞ掻いてける。生年十四歲とぞ聞えし。越前の三位通盛卿は、山の手の大將軍にておはしけるが、其勢皆落ち失せ、討たれ、大勢に押し隔てられて、弟の能登守には後れ給ひぬ、心靜に自害せむとて、東に向つて落ち行き給ふ所に、近江國の住人佐々木の木村の三郎業綱(4)、武藏の國の住人玉の井の四郎資景(5)、彼是七騎が中に取り籠め參らせて、遂に討ち奉つてげり。其時までは、侍一人附き奉つたりけれども、是も最後の時は落ちあはず。凡東西の木戶口、時移る程に

(1) 小松殿・重盛。

(2) 清衞門公長・傳記不明、清原氏で衞門府の官吏。

(3) 本田次郎近常・本田は畠山氏の本據たる武藏大里郡木畠村の大字で、畠山村と隣接してゐる。

(4) 木村の三郎業綱・盛衰記によると、近江國佐々木庄の住人木村源三成綱とあつて、紀中將成高の四代の孫、木村槻頭の子で元來、小松大臣及新中納言の從士であつたといふ。

(5) 玉の井四郎助景・埼玉縣大里郡玉田村大字玉の井にゐた一族、四郎の墓が玉井寺にある。

もなりしかば、源平數をつくして討たれにけり。櫓の前、逆木の下には、人馬の肉むら山の如し。一の谷の小篠原、緑の色を引き替へて、薄紅にぞなりにける。一の谷、生田の森、山のそば、海の汀に、射られ斬られて死ぬるは知らず、源氏の方に切りかけらるゝ首ども、二千餘人なり。今度一の谷にて討たれさせ給ひたる宗徒の人々には、先づ越前の三位通盛、弟藏人大夫業盛、薩摩守忠度、武藏守知章、備中守師盛　尾張守清定、淡路守清房、經盛の嫡子皇后宮亮經正、弟若狹守經俊、其弟大夫敦盛、以上十人とぞ聞えし。

新釋　小松殿の末子の備中守師盛は、主従七人で小船に乘つて、お落ちに成る所へ、其の時、新中納言知盛卿の侍で清衛門公長といふ者が疾驅して來て、「其處へいらつしやるのは備中守殿のお舟とお見受け致しますが違ひますか、直ぐ其處へ參りますから」と申したので、船を海岸へ漕寄せた。ところが大きな男が鎧を着たまゝで、馬の上から船の中へドサリと飛乘つたのだから、どうしてたまつたものではない。船は小さいし、其の反動でクルリと顚覆させて了つた。備中守は海中へ投出されて浮いたり沈んだりしていらつしやると其處へ畠山の從卒である本田の次郎親經が主従十四五騎で疾驅して來て、急いで馬から飛んで下りると、備中守を熊手で引つかけてお引上げ申し、到頭お首を切つた。今年十四歳だといふ事であつた。又、越前の三位通盛卿は、山地方面の司令官でおいでになつたが、部下の將士は皆逃落ちるか討たれるかした上に、敵の大軍の爲に押隔てられて弟の能登守

には先へ行かれてお了ひになつたので、心靜に自殺しようと思つて、東の方を目ざして落ちていらつしやると、其所へ近江の國の住人佐々木の木村の三郎成綱、武藏國の住人　の井の四郎資景など、かれこれ七騎の者が出て來て、卿を包圍して到頭お討取申した。其の時までは侍が一人お附き申してゐたが、これも最後の時には戰鬪に加はらなかつた。凡そ東西二方の城門とも、二三時間とたつうちには、源氏も平家も多數の死傷者を出した。櫓の前や鹿柴の下には人や馬の屍骸が山積してゐる。一ノ谷の小篠原は、天然の綠の色がスツカリ淡紅色に變るまでに血だらけに成つた。一ノ谷、生田の森、山の崖、海の岸に、射殺され又斬殺されてゐる者の數は不明であるが、源氏の方で梟木に切懸けられた首だけでも二千人以上である。今度一ノ谷でお討たれになつた平軍幹部の人々は、先づ越前の三位通盛、其の弟の藏人の大夫業盛、薩摩の守忠度、武藏守知章、備中の守師盛、尾張守清定、淡路の守清房、經盛の長男皇后の亮經正、其の弟の若狹守經俊、其の弟の大夫敦盛、以上十人だと云ふことであつた。

軍敗れにければ、主上を始め參らせて、人々皆御船に召して、出でさせ給ふこそ悲しけれ。汐に引かれ風に隨つて、紀伊路へ赴く船もあり、蘆屋(1)の沖に漕ぎ出でて、波に搖らるゝ船もあり。或は須磨より明石の浦傳ひ、泊さだめぬ梶枕、片敷く袖もしをれつゝ、朧に霞む春の月、心を碎かぬ人ぞなき。或は淡路の迫門(2)を押し渡り、繪島(3)が磯に漂へば、浪路遙になぎわたり、友迷はせる小夜千鳥是も我身のたぐひかな。行末いまだいづくとも、思ひ定めぬかと思しくて、一の

(1)蘆屋・兵庫縣武庫郡精道村大字蘆屋。其沿岸を蘆屋浦といふ。

(2)淡路の迫門・淡路と淡路國江崎と播磨國明石との間にある海峽即ち明石海峽のこと。迫門とは海岸の陸地が相迫つて海門を成してゐるところをいふ。

谷の沖に休らふ船もあり。かやうに浦々島々に漂へば、互の生死も知りがたし。國を從ふることも十四箇國、勢の附くことも十萬餘騎、都へ近づくことも僅に一日の路なれば、今度はさりとも(4)と、賴もしうこそ思はれつるに、一の谷をも攻め落されて、いとゞ心細うぞなられける。

(3)繪島・明石海峽の南岸にある島。淡路國津名郡松尾岬から約一浬半の南東に當つてゐる。周回四十間、其の北平坦地の頂上に一基の寶篋印塔がある。

(4)さりとも・「然アりトモ」の約語「現實はさうであつても」の意である。

新釋 平軍は愈々戰に敗れたので、聖上を御初めとして、人々が皆御乘船になつてお出かけになるのは悲しい事であつた。潮流に乘せられ、風の吹くに任せて、紀伊國の方へ行く船もあり、蘆屋の沖に漕出して、波間に動搖してゐる船もあり、或は海岸づたひに、須磨から明石の方へ格別何處で碇泊するといふ目的もなしに行く船もあつたが、楫を枕にわびしく片敷いて寢る袖はいつしか淚でグタグタになつて、ボンヤリ霞んで見える春の月に對して、心を痛めぬ人とてはなかつた。或は又明石海峽を渡つて、對岸の繪島の磯邊に漂泊してゐると、見渡す海面は靜に風さ渡つて、夜だといふのに何を寢ほれてか仲間を迷はせて啼く千鳥の聲が聞こえるにつけても、これも我々の境遇に似てゐるナと思はれた。どちらへ行けばよいかまだ決心がつかないらしく、一ノ谷の沖で躊躇してゐる舟もあつた。斯ういふ風に別れ〳〵になつて浦々、島々に漂泊してゐるのであるから、互に生死の樣も分らなかつた。一時は征服した國の數も十四ヶ國、兵力の加はる事も十萬騎以上に達して、京都へ歸り入るのにも、あと僅に一日行程といふ近い所まで來たのであるから、今度は幾ら何でもとスツカリ當てにしてゐられたのに、折角築き上げた一ノ谷の本據まで攻め落されたので、一層の心細さを感じられた。

(一)見田瀧口時員　通盛の侍、傳記不明。一本には宮田また君田ともある。

(二)一定　必定といふのとおなじである。

一九、小宰相

越前の三位通盛卿の侍に、見田瀧口時員(一)といふ者あり。急ぎ北の方の御船に参つて申しけるは「君は今朝湊河の下にて、敵七騎が中に取り籠め参らせて、終に討たれさせ給ひて候ひぬ。中にも殊に手を下して討ち奉つたりしは、近江國の住人佐々木の木村の三郎成綱、武藏國の住人玉井の四郎資景とぞ名のり参らせて候ひつれ。時員も一所で討死仕り、最期の御供仕るべう候ひつれども、かねてより仰せ候ひしは、通盛如何になるとも、汝は命な棄つべからず、如何にもしてながらへて、御行方をも尋ね進らせよと、仰せ候ひしほどに、甲斐ない命ばかり生きて、つれなうこそ是まで参つて候へ」と申しければ、北の方、左右の返事にも及び給はず、引被いでぞ臥し給ふ。一定(二)討たれ給ひぬとは聞き給へども、若し僻事にてもやあるらむ、生きて歸らるゝ事もやと、二三日は白地に出でたる人を待つ心地しておはしけるが、四五日も過ぎしかば、もしやのたのみも弱り果てゝ、いとゞ心細くぞなられける。只一人附き奉つたりけるめのとの女房も、同じ枕にふし沈みにけり。

(1)かねごと。豫言といふのと同じ事。將來の約束。
(2)さやうの時。臨産時。

【新譯】越前の三位通盛卿の侍に見田の瀧口時員といふ者がある。通盛卿が戰死されると急いで夫人の御乗船へ參つて申したには、「主君は今朝湊河の下流地點で、敵が七騎でお取圍み申して、到頭お討たれになりました。中にも殊に手を下ろしてお討ち申した者は、近江の國の住人佐々木一族の木村三郎成綱と、武藏の國の住人玉ノ井の四郎資景とだと名のりをしたのを聞きました。此の時員も其の場で同じやうに戰死して最期のお供を致す筈でしたが、豫々主君が仰やつたには、通盛がどんな結果にならうともお前は命を捨てゝはならぬ、どうでもして生き永らへて、あなた樣のお行末をお見屆け申せ、と仰せられましたので生がひのない命だけを生きて、強ひて冷靜な心持になつてこゝまでお知らせに參りました」とさう申すと、夫人は、何ともお返事を遊ばさないで、着物を引つかぶつてお泣伏しになつた。たしかにお討たれになつたとはお聞きになつたが、若しやそれは思ひ間ちがひで或は無事に生きてお歸りになるかも知れない、と思召して、二三日は、一寸假にお出かけになつたお方の歸りを待つやうな氣でいらつしやつたが、其のうちに四日五日と空しくたつたので、若しやといふ頼みも微力になつて了つて、一層心細いお氣がした。たつた一人お側におつき申して、何かとお慰め申してゐたお附の女中も、到頭枕をならべて同じやうに泣沈んで了つた。

かくと聞き給ひし七日の暮程より、十三日の夜までは、起きも上り給はず。明くれば十四日、八島へ押しわたる。宵打ち過ぐるまでは臥し給ひけるが、更け行くまゝに船の中靜まりければ、めのとの女房に宣ひけるは、「今朝までは、三位討たれ

にしとは聞きしかども、實とも思はでありつるが、此暮程より、實にさもあるらむと思ひ定めてあるぞとよ。その故は、皆人毎に、湊川とやらむにて三位討たれにしとはいひしかども、其後生きて遇うたりといふ者一人もなし。明日打ち出でむとての夜、白地なる所にて行きあうたりしかば、何時よりも心細げに打ち歎いて『明日の軍には必ず討たれむと覺ゆるはとよ。我如何にもなりなむ後、人は如何がはし給ふべき』などいひしかども、軍はいつもの事なれば、一定然るべしとも思はでありつる事こそ悲しけれ。それを限とだに思はましかば、など後の世と契らさりけむと、思ふさへこそ悲しけれ。只ならずなりたる事をも、日比は隱していはざりしかども、餘に心深う思はれじとて、いひ出したりしかば、斜ならず嬉しげにて『通盛三十になるまで、子といふ者もなかりつるに、あはれ同じうは男子にてもあれかし。浮世の忘記念にもと、思ひおくばかりなり。さて幾月になるらむ。心地は如何があるらむ。いつとなき波の上、船の中の住居なれば、靜に身々とならん時如何がはし給ふべき』などいひしは、はかなかりけるかね言(一)かな。實やらむ、女はさやうの時(二)、十に九は必ず死ぬ(三)るなれば、恥がましう慨てい目を見て、空しうならむも心うし。靜に身身となつて後、稚き者を育てゝ、亡人の記念にも見ばやとは思へども、それを見む度毎には昔の人のみ戀しくて、思の數はまさると

(三)十に九は必ず死ぬ　臨産時に十分の九人迄は必ず産褥死の轉歸を取るといふ考へは、一面舊時の幼稚なる助産術、即ち分娩各期の取扱法、分娩直後の處置、褥婦看護法等の不行屆から來る褥死率の高かつた事實にも基いてゐるが、其の多くは、平安朝に旺盛であつた「物のけ」に取殺されるといふ思想から發してゐる。出産時の盛な祈禱は之が爲である。鎌倉時代に入つても此の思想は續いたが、武士道が勢ひを加へるに隨つて漸滅した。

も、慰む事はよもあらじ。終には遁るまじき道なり。若し不思議に此世を忍び過すとも、心に任せぬ世の習は、思はぬ外の不思議(4)もあるぞとよ。それも思へば心うし。まどろめば夢に見え、覺むれば面影に立つぞとよ。生きて居て、とにかくに人を戀しと思はむより、水の底へも入らばやと思ひ定めてあるぞとよ。そこに一人留まつて、歎かむずる事こそ心苦しけれども、妾が裝束の在るをば取つて、如何ならむ僧にも奉り、亡き人の御菩提をも吊ひ參らせ、妾が後生をも助け給へ。書き置いたる文をば都へ傳へてたべ」など細々と宣へば、めのとの女房、涙を抑へて、「幼き子をも振り捨て、老いたる親をも留めおきて、遙々と是まで附き參らせて候ふ志をば、いかばかりとか思し召され候ふらむ。今度一の谷にて討たれさせ給ふ御一家の公達の北の方の御歎、何れか疎に思し召され候ふべき。必ず一つ蓮へと思し召され候ふとも、生れ變らせ給ひなむ後、六道四生(5)の間にて、何れの道へか赴かせ給はむずらむ。行合はせ給はむ事も不定なれば、御身を投げても由なき御事なり。靜に身々とならせ給ひて、いかならむ岩木の間(6)にても、稚き人を育て參らせ、御樣をかへ(7)、佛の御名を唱へて、亡き人の御菩提を吊ひまゐらせ給へかし。其上都の御事をば、誰見つき參らせよとて、かやうには仰せられ候ふやらむ、恨めしうも承り候ふものかな」とて、さめ〴〵とかき口說きけれ

(4)思はぬ外の不思議。思はぬ人に戀慕せられて豫期せざる結婚生活に入ること。

(5)六道四生。六道は地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六つで、人間が死後に通つて行く道。四生は卵生、胎生、濕生、化生で、古い時代の生物發生學上の分類。

(6)岩木のはざまにても。深山へ入つてもとの義。

(7)御さまをかへて。尼風俗に姿を變へて出家することをいふ。

ば、北の方、此事悪しうも知らせなむ⑻とや思はれけむ、「是は心に代つても推し量り給ふべし。大方の世のうらめしさ、人の別の悲しさにも、身を投げむなどいふは常の習なり。されどもさやうの事は、ありがたき例ぞかし。實に思ひ立つ事あらば、足下に知らせずしてはあるまじいぞ。今は夜も更けぬ。いざや寢む」と宣へば、めのとの女房、此四五日は湯水をだに捗々しう御覽じ入れさせたまはぬ人の、かやうに細々と仰せらるゝは、實に思し召し立つ事もやと悲しうて、「凡は都の御事もさる御事にて候へども、實におぼし立つ事ならば、妾をも、千尋の底までも引きこそ具させ給はめ。後れ參らせなむ後、更に片時ながらふべしとも覺えぬものを」など申して、御側に在りながら、些と打ちまどろみたりける隙に、北の方やはら船ばたへ起き出で給ひて、漫々たる海上なれば、何地を西とは知らねども、月の入るさの山の端⑼を其方の空とやおぼしけむ、靜に念佛し給へば、沖の白洲に鳴く千鳥、天の戸わたる楫の音、折から哀やまさりけむ、忍音に念佛百遍ばかり唱へさせ給ひつゝ、「南無西方極樂世界の教主彌陀如來、本願過たず、飽かで別れし妹背の中らひ、必ず一つ蓮に」と、泣く〳〵遙に搔き口說き、南無と唱ふる聲と共に、海にぞ沈み給ひける。一の谷より八嶋へ押し渡らむとての、夜半ばかりの事なりければ、船の中しづまつて、人是を知らざりけり。

〔8〕知らせなむ　知らせたりの誤であらう。嗟峨本には「悪しうも聞かれぬとや思はれけむ」とある。

〔9〕月の入るさの山の端　西の山の端に沈まんとする蒼白い月光がどんなにか人のウヰークな心を悒鬱にさせ、アブノーマルにさせるだらう。「月の居場が狂うて、人間界に近寄過ぎた」爲にオセロはデスデモナを殺した。烈しい悲しみが人を逆上させるのだ。月光の死への強暴な魅惑は、殆ど世界的である。悲愁を抱く人々にとつては常に、月は「死んだ愛人の顔」であり「悒鬱の權化」でもある。蒼白な月が白波のあなたに沈むとき之を見つめてゐる「我」も亦、共に沈み行くのを感ずるのは、バーンス一人の情緒ではない。

新樽 斯う斯うだといふ晤員の話をお聞きになつた七日の日の夕暮頃から、十三日の晩まで
では、夫人は起き上りさへもせられなかつた。夜が明けて十四日になると、船は八島を目標として發航し始めた。此の晩の宵一寸過ぎ頃まではおやすみに成つてゐたが、段々夜更けになるに伴れて船の中が靜になつたので、お附の女中に仰やつたには、「今朝までに三位樣がお討たれになつたとは聞いてゐても、本當とも思はないでゐたが、此の暮れ方からこつち、如何にもさうだらうと確に思ふやうに成りました。それは 誰も皆、湊河とやらで三位樣がお討たれになつたと云ふ者はあつても、其の後に生きていらつしやるのを見たといふ者が一人もないからです。明日は愈々戰場へ出るといふ前の晩に、一寸したところで出あふたところが、いつよりも心細さうに悲しい事を云つて、「明日の戰爭で僕はきつと討たれさうな氣がするんだ。僕がどうにか成つたら、あんたはどうします」などと仰やつたが、戰爭はいつもの事だから必ずそんな事があらうとも思はないでゐたのが私は悲しい。それ限り逢へないのだと思つたら、どうして次の世でもきつと夫婦ですよと末の約束をしなかつたらうと思ふと、餘計にまらない氣がする。此の頃普通の身體でなくなつた事も、今までは隱して言はないでゐたが、あんまり奥底があり過ぎると思はれてもと思つて打明けて話したところが、非常に嬉しさうな顏をして「通盛は三十になるまで、子どもがなかつたのに、それは嬉しい事だ。あゝ同じ事なら男の子であつて欲しいな。せめて其の子だけでも此の世の忘れ形見に殘して置きたいのだ。それでもう幾月位になるんだい。氣持ちはどうだい。いつになつたら上陸出來るか分らないこんな船の中の萬事に不自由な水上生活の事だから、安靜に身二つにならなければ成らない時に、どうするツモリです」などと

言はれたが、今に成つて見ると、はかない豫期だつたわね。事實はどうか知らないが、女はそんな場合に十分の九まではきつと死ぬつていふから、恥づかしい、情ない目を見て、死ぬのもイヤだわ。どうか無事に身二つになつて、生んだ子供を育て上げて、亡くなつた人の形見だと思はうとも考へないではないが、子供の顔を見れば、其の度毎にきつと又亡くなつた人の事ばかりが戀しく思出されて、心の苦勞はふえようとも、とても氣が慰むなんて事はないでせう。どうせ人間一度は死なねばならぬ身體です。此の分では此の末とても辛抱がし通せないと思ふが、若し萬々一不思議にも辛抱が出來たとしても、凡て思ふ儘にならぬのが浮世の定めだから、それこそ豫想外のどんな不思議なことが起るかも知れない。それも考へるとイヤな事だし、寢ればあの人の姿が夢に見え、目が覺めると直ぐ前に散らついて見えて、少しも悲みの絶えるヒマがないから、生きてゐて亡くなつた夫戀しさに色々とこんなに心を苦めるよりも、いつそ海の底へでも沈んで了はうかと、私は決心しました。そなたが一人あとに殘つて歎くであらうと思ふと、それも苦に成るが、私の着物が其處らにあるから、それを持つて行つて、どんなお坊樣にでもいゝ差上げて、亡くなられたお方の菩提をもおとむらひ申上げ、私の後生も助かるやうにしてお呉れ、そしてこゝに書殘して置いた手紙を京都へのよい序があつたら持たせてやつてお呉れ」などと、細々と仰やると、お附の女中は流れ落ちる涙を抑さへて、「小さな子供も捨て置き、年取つた親までもあとへ殘して置いて、遙々とこゝまでお附添ひ申して參りました私の志を、どれ位まで酌取つてゐて下さいますのですか。今度一の谷でお討たれになつた御一家の若樣方の奥樣のお歎きは、どなただつて決して並大抵の事ではおあり遊ばしませんでせう。是非

未來は一つ蓮へと思召されるでせうが、幾らさう思召したところで、次の世でお生れかはりに成つたとして、六道四生の中で、どの道へいらつしやるか分つたものでは御座いません。さすれば、必ず又あの世でお逢ひに成れるともきまつては居りません。ですから身投げな遊　すなんてつまらない事で御座います。それよりもお心靜に身二つにお成り遊ばして、どんな岩木の間でゝもお小さい方をお育てになり、お姿を變へ、佛樣の御名號を唱へて、お亡くなりに成つたお方の御菩提をとむらうておあげなさいませ。それに京都の事を誰におさせにならうと思召して、そんな事を仰やるので御座いませう。私はあなた樣のお心持がお怨めしいと存じます」と云つて、止め度もなく涙を流して繰返し繰返し訴へたので、夫人はこれは惡いことを云つて聞かせたと思はれたものか、「お前のいふのは尤だが死にたいといふのが無理か、私の心にも成つて推量しておくれ。しかし一概に世の中が怨めしいからとか、又戀しい人と別れたのが悲しいから、身投げをするなどといふのは、誰でも云ふそんな時のきまり文句で、實際に決行する人は、さう幾人もありはしない。若し私が本當にそんな覺悟をしたら、そなたに知らせないで置くものですか。さアもう夜が更けたから寢ませう」と仰やつた。お附の女中は、此の四五日湯水をさへロクに目もおくれにならないお方が、こんなに細々と仰やるところを見ると、ひよつとしたら本當にそんな御決心でおいでに成るのかも知れないと悲しい氣がして「大體は京都の御用事も大切には相違ございませんが、若し實際そんな御決心をなさいましたのなら、どうか此の私も御一緒に海の底までも伴れて行つて下さいませ。あなた樣にあとへ殘されましたら、私はもう一時間が半時間でも生きてゐる氣は致しません」と申して、見張つてゐる氣でお側につい

(1)楫取。船の楫を取つて、操縦する任務に就いてゐる人。舵手。

(2)練緯の二つ衣。練緯は前にもあつた。練つた糸を緯に織込んだ絹のこと。二つ衣のつ二

てゐながら、ツイ一寸ウトウトした間に、夫人はソツと起きて舷側へおいでに成つて、漫々として涯りもない海の上の事であるから、どちらの方向が西に當るかは分らないが、月が入つて行く方の空を、淨土の方角と思召してか、そちらを向いて靜に念佛をしていらつしやると、沖あひの洲渚に啼いてゐる千鳥の聲や、水天髣髴の間を漕ぎ渡つて行く櫓の音が、其の折柄一層哀感を誘ふたものか、小聲に念佛を百遍ばかりお唱へになつて、「南無西方極樂世界の教主阿彌陀如來、御本願の通りお間ちがひなく、どうぞ飽きも飽かれもしないで別れました我々夫婦を、あの世ではきつと同じ蓮座に願ひます」と涙乍らに、遠くから諄々とお訴へ申し、南無と唱へる聲と共に、海中にお沈みになつた。ちやうど其の時、船は一ノ谷から八島へ、渡らうとして航海を續けてゐる夜中頃の事であつたから、船中はシーンと靜まり返つて、誰ひとり其の事を知らなかつた。

其中に楫取(1)の一人寢ざりけるが、此由を見奉つて、「あれはいかに、あの御船より女房の海へ入らせ給ひぬるは」と呼ばはつたりければ、めのとの女房打驚き、側を探れども在せざりければ、唯あれよあれよとぞ呆れける。人數多下りて、取り上げ奉むんとしけれども、さらぬだに春の夜は、習ひに霞むものなれば、四方の村雲うかれ來て、潜けども〳〵、月朧にて見え給はず。遙に程經て後、取り上げ奉つたりけれども、はや此世になき人となり給ひぬ。白き袴に練緯の二つ衣(2)を着給へり。髮も袴もしほたれて、取り上げゝれどもかひぞなき。

つ」は五つ衣の「五つ」などゝ同じく、衣のかされの數的表示で、二領がされの衣のこと。

(1)焦がる……熱烈に思ひ惱むこと。

新釋 其の時、友船の中に、舵手が一人任務に就いてゐて寢ないでゐたのが、其の出來事を發見して「やゝつ誰だかあのお船から御婦人が海へお飛込みになつたぞ」と叫び立てたので、夫人のお附の女中はハッと氣がついて、自分の側を探して見たが夫人はいらつしやらなかつたから、只「あれ、大變です、大變です」とオロオロして只騒ぎ立てるばかりであつた。直ぐに船員たちが大勢飛込んで、お助け上げ申さうとしたけれども、さうでなくてさへ春の夜は、ボンヤリと霞みかゝつてゐるのが常習であるのに、生憎又其の晩は四方から浮雲が漂ひ寄つて來てゐたので、何度潜水して見ても、月光が不明瞭なのでお見つかりにならない。ずーッと時刻が經過してから、漸くお救ひ上げ申したけれども、もう此の世の人ではいらつしやらなかつた。御入水になつた時の御服装は、白い袴に練絹の二領がされの衣をお召しになつてゐた。髪も袴もスッカリ海水でグショグショになつて、折角お救ひ申したけれども効はなかつた。

めのとの女房、手に手を取り組み、顔に顔を押し當てゝ、「などや是程に思し召し立つ事ならば、妾をも千尋の底までも引きこそ具せさせたまふべけれ。恨めしうも只一人留めさせ給ふものかな。さるにても今一度物仰せられて、妾に聞かせ給へ」とて、悶え焦れ(1)けれども、はや此世になき人となり給ひぬる上は、一言の返事にも及びたまはず。纔に通ひつる息も、早絶えはてぬ。さる程に、春の夜の月も雲井に傾き、霞める空も明けゆけば、名殘は盡きせず思へども、さてしもある

（２）戒をたもつて、戒は殺生、偸盗、飲酒、邪淫、妄語の五戒をいふ。其他具足戒に至るまで多くの戒がある。

（３）忠臣は二君に仕へず。「忠臣ハ二君ニ事ヘズ、貞女ハ二夫ニ更ヘズ」史記の田單傳にある王蠋の句である。

べき事ならねば、浮きもや上り給ふと、故三位殿のきせ長の一領殘つたるを、引き纏ひ奉り、終に海にぞ沈めける。めのとの女房、今度は後れ奉らじと、續いて海に入らむとしけるを、人々取り止めければ力及ばず、せめての心のあられずにや手自ら髪を鋏み下し、故三位殿の御弟、中納言の律師忠快に剃らせ奉り、泣く〳〵戒を保つ(2)て、主の後世をぞ弔ひける。昔より夫に後るゝ類多しといへども、樣を變ふるは常の習、身を投ぐるまではありがたき例なり。されば忠臣は二君に仕へず(3)、貞女は二夫に見えずとも、かやうの事をや申すべき。

【新釋】お附の女中は、自分の手で夫人の冷えきつた手をシッカリと握り、其の顔に自分の顔を押當てゝ、「これ程までのお覺悟をなさいましたのなら、どうして私も一緒に深い海の底までも伴れて行つて下さいませんのです、私をたつた一人で、あとへお殘しになつたのがお恨めしうございます、それにしても、もう一度何とか物を仰やつて聞かせて下さい」と云つて、身を悶えて思ひ惱んだが、もう此の世の人ではいらつしやらなくなつたのだから、何一言のお返事もない。僅に通うてゐた呼吸ももう絶果てた。さう斯うするうちに、春の夜の月も西の空の雲間に傾き、霞んでゐる空も段々明るくなつて行つたので、いつまでも名殘は盡きないが、さうしてばかりもゐられない事であるから、此の儘では若しもお浮上がりになるかも知れないと、亡くなられた三位殿御着用の鎧が一領殘つてゐたのをお着せ申して、到頭思ひ切つて海中に沈めた。お附の女中は、今度こそはおくれ申すまいとおあとについて自分も投身しようとしたが、外の人々が見つけて抱止めたので、仕方なく

思ひ止つた。しかし突きつめた心持として其のまゝではゐられなかつたのか、自分で髮を鋏み切つて、亡くなられた三位殿の弟君である中納言の律師忠快に剃つて戴き、涙ながらに五戒を守つて主人の爲に後世の勤めをした。それはさうと昔から男に先へ死なれた婦人は隨分多くあるが、先づ剃髮して姿を變へるのが一般で、あとを慕うて投身するといふまでの例は稀である。されば忠臣は二君に仕へず、貞心は二夫に見えずといふのは斯んな人の事をいふのであらう。

此北方と申すは、頭の刑部卿範賢(1)の女、禁中一の美人、名をば小宰相殿とぞ申しける。上西門院(2)の女房なり。此女房十六と申しゝ安元の春(3)の頃、女院法勝寺(4)へ花見の御幸のありしに、通盛の卿、其頃は未中宮亮(5)にて供奉せられたりけるが、見初めたりし女房なり。初は歌を詠み、文を盡されけれども、玉梓(6)の數のみ積つて、取り入れ給ふ事もなし。既に三年になりしかば、通盛卿、今をかぎりの文を書いて、小宰相殿の許へ遣す。剰へ取り傳へける女房にだに逢はずして、使空しう歸りける途にて、折ふし小宰相殿は、里(7)より御所へぞ參られける。使空しう歸り參らむことの本意なさに、側をつと走り通るやうにて、小宰相殿の乘り給へる車の簾の中へ、通盛卿の文をぞ投げ入れたる。供の者共に問ひ給へば、知らずと申す。さてかの文をあけて見給へば、通盛卿の文なりけり。車に置くべきやうもなし。大路に捨てんもさすがにて、袴の腰に挾みつゝ、御所へぞ參り給ひけ

(1)頭の刑部卿範賢……宮方ともある。左大辨藤原爲隆の子。

(2)上西門院……ジヤウサイモンヰンと讀む。御名は恂子後に統子と改められた。鳥羽天皇の第二皇女で御母は待賢門院である。保元四年二月十三日院號があり、永暦元年二月十七日尼となられ、文治五年七月に六十四で崩ぜられた。此の年治承三年には五十九才である。

(3)安元の春……安元は一八三五年の七月廿八日から一八三七年の八月三日まで約二年の間である。

る。さて宮仕へ給ひし程に、所しもこそ多けれ、御前に文を落されたり。女院これを取らせおはしまし、急ぎ御衣の袂に引き隠させ給ひて、「珍しき物をこそ求めたれ。此主は誰なるらむ」と仰せければ、御所中の女房達、萬の神佛にかけて(8)、知らずとのみぞ申しける。其中に小宰相殿ばかり顔打ち赤めて、つや〳〵物も申されず。女院も内々、通盛の卿の申すとは知ろし召されたりければ、さて此文をあけて御覽ずれば、きろ(9)の烟の匂殊に深きに、筆の立處も世の常ならず。「餘に人の心強きも、今は中々嬉しくて」など、細々と書いて、奥に一首の歌ぞありける。

　我戀はほそ谷川のまろきばしふみかへされてぬるゝそでかな

女院「是は逢はぬを恨みたる文なり。餘に人の心強きも、中々今はあだとなんなるものを」。中頃小野小町とて、みめかたち美しう、情の道あり難かりしかば、見る人、聞く者、肝魂を傷ましめずといふことなし。されども心づよき名をや取つたりけむ、果には、人の思の積りとて、風を防ぐたよりもなく、雨を洩らさぬわざもなし。宿に曇らぬ月星は、涙に浮び、野邊の若菜、澤の根芹をつみてこそ、露の命をば過しけれ。女院「是はいかにも返事あるべきことぞ」とて、御硯を召しよせて、忝くも自ら御返事遊ばされけり。

(4)法勝寺　所謂御六勝寺の一で、京都府愛宕郡東三條森の北にあつた寺。承暦年中白河法皇が其皇居を寺に直されたものである。

(5)通盛の卿・中宮の亮・　平通盛が中宮亮を兼任したのは治承三年（一八三九）十月廿一日である。盛衰記には「時に左衞門佐」とある。

(6)玉づさ・　玉章と書き、玉梓とも書く。文使に冠した枕詞から Letter 其のものゝ別稱に轉じたのだといふ説もある。

(7)里・　自宅のこと。

(8)神佛にかけて・　神佛に誓をかけての意。

(9)きろ・　香爐の事である。一本には。綺爐の字を當てゝゐるが、和漢朗詠集に橘正通が「繞レ簷梅正開」と題してゐる詩の句には、「淺紅鮮娟、仙方之雪媿レ色。濃黄芬郁、妓爐之烟讓レ薫」とある。

併し是も當字らしい。支那では、鼎足つきの釜を鋳といふから恐らく鋳爐であらう。

〔10〕胸の中の思は「むれはふじ袖はきよみが關なれや」といふ平祐擧の歌がある。

〔11〕みめは幸ひの花　婦女の容顔の美しいのは幸福を受くべき花だといふ諺が當時あつたのである。

たゞたのめ細谷川のまろ木ばしふみかへしてはおちざらめやは

胸の中の思は⑩富士の烟にあらはれ、袖の上の涙は清見が關の波なれや、みめは幸の花⑪なれば、三位此女房を賜はつて、互の志浅からず。されば西海の波の上、船の中までも引き具して、遂に同じ道へぞ赴かれける。門脇の中納言は、嫡子越前三位・末子業盛にも後れ給ひぬ。今賴みたまへる人とては、能登守教經、僧には中納言の律師忠快ばかりなり。故三位殿のかたみとも、この女房をこそ見給ふべきに、それさへかやうになり給へば、いとゞ心細うぞなられける

新釋　此の夫人は、藏人頭兼刑部卿の範方といふ人の娘、宮中第一の美人で、其の名を小宰相殿と申した。上西門院附の女官である。此の婦人が十六であつた安元年間の春の事、上西門院が法勝寺へ花見に御幸遊ばされた時に、通盛卿は其の時分、まだ中宮の亮で、お供に參られたが、其の時に見染められたのが此の婦人である。最初のうちは歌を詠んで送つたり、文章に力を盡して書いてお遣りになつたが、文通の回數が積るばかりで、テンで受附けられなかつた。そんな風で最早三年にも成つたので、通盛卿は、それを最後としての熱意をこめた手紙を書いて、小宰相殿の處へ持たせてお遣りになつた。ところが其時はおまけに、今迄取次をして吳れた女中にさへ逢へなかつたので、使は空しく歸つて來ると其の途中で、ちやうど其の夜小宰相殿が自宅から御所へ參られる所へ出あふた。使の者は折角こゝまで來て空しく歸るのは本意ない事だと思つたので、小宰相殿の乘つていらつしやる車の側をツッと走つて通るやうに見せかけて、其の簾垂の中へ通盛卿の手紙を投入れ

た。小宰相殿は、自分の側へバタリと手紙らしい者が落ちたので、供の者たちに「今誰がこゝへ投込んだか」と聞いて御覽になると、皆「存じません」と答へた。それで何心なく其の手紙を開封して御覽になると、通盛卿の手紙だつた。そんなものを[illegible]の中へ捨てゝ置くべきでもないし、それかと云つて幾ら何でも大道へも捨てられまいと思はれたので、仕方なく自分の袴の腰に挾んで、御所へ參られた。そして御前で色々お上の御用をしていらつしやるうちに、場處もあらうに、御前で其の手紙を取落された。上西門院は目ざとくそれをお拾ひ取りになつて、「珍しいものを手に入れたよ、此の持主は誰だらう」と仰やつてお示しになると、御所中の女官方は皆、一切の神佛に誓を立てゝ私は存じませんと申上げた。所が其の中で、小宰相殿だけは、眞赤な顔をして、ロクに物も申されない。上西門院も御內心で、これは通盛卿の手紙だなと云ふことは御存じでいらつしたから、さう云つて置いて、其の手紙をあけて御覽になると、香爐の烟を炷き染めたらしい殊によい香ひがプンプンとする紙に、筆の運び方も平凡でなく「あんまりあなたのお氣強いのも、今となつては却つて嬉しい氣がして」など〻細々と書いて、奥に一首の歌が記してあつた　それは

　わが戀は細谷川の丸木橋ふみ返されてぬるゝ袖かな

といふのである。女院樣は御覽になつて「これは逢つて吳れないのを怨んだ手紙である。あんまり女の氣強いのも、これまでになつては却つて豫期に反した結果になるだらうに」と仰やつた。中古時代に小野の小町と云つた女は、容貌の美しい、珍しい戀歌の名人であつたから、其姿を見た者は勿論、人の話に聞いた者も、心を惱まさない者はなかつたが、しかし氣強い女だといふ評判をされたせいか、しまひには、人の思ひが積もつて、寒い風を遮る設備もなく、雨漏りを防ぐ手段もなく、家の中から晃々と照る月や星を涙の目に眺

めて、野生の若菜や、沼澤池に自生する根芹などを摘取つて、漸く命を繋ぐばかりの生活に落ちぶれた。上西門院は「これはどうしても返事をせねば成りません」と仰やつて、お硯をお取寄せになつて、勿體なくも御自身でお返事をお書きになつた。

たゞ頼め細谷の丸木橋ふみ返しては落ちざらめやは

といふのが其の時のお返事である。胸の中の燃える思が富士の煙なら、袖の上に流れる涙はさながら清見が關の海波であらう。容貌の美しいのは昔人にとつて花やかな幸福の基であるから、三位は此の婦人を女院樣から戴いて、夫婦の仲は深かつた。それなればこそ、西海の波の上、船の中までも同伴して行つて、到頭同じ死の道へと赴かれたのであつた。門脇の中納言は、其の長男の越前の三位や末つ子である業盛にも先へお死なれになつて、今のところで、おたよりになさる人と云つては、只能登守の教經と、僧侶では中納言の律師忠快がゐられるだけである。だから、亡くなられた三位殿の忘れ形見とも思つて、此の婦人を御覽になつてゐるのだつたらうに、それさへも斯んな事に成られたので、一層心細く思召された。

一、首わたし

壽永三年二月七日の日攝津國一の谷にてうたれ給ひし平氏の首(1)ども、十二日に都へ入る。平家に結ぼれたりし人々は、今度我方ざまに如何なる憂き事をか聞き如何なる憂き目をか見むずらむと、歎きあひ悲みあはれけり。中にも、大覺寺(2)に隱れ居給へる小松の三位の中將維盛の卿の北の方は、いとゞ覺束なう思はれけるに、今度一の谷にて一門の人々殘りずくなに討ちなされ、今は三位の中將といふ公卿一人、生捕にせられて上るなりと聞き給ひて、此人離れ給はじものをとて、もだえこがれ給ひけり。或女房の大覺寺に參つて申しけるは、「三位の中將殿とは、是の御事では候はず(3)。本三位の中將殿の御事なり」と申しければ、さては首どもの中にこそあるらめとて、猶心安うも思ひ給はず。

新釋 壽永三年二月七日の日に攝津國の一ノ谷でお討たれになつた平氏の方々の首は十二日に京都へ入つた。平家と直接間接に關係のあつた人たちは、今度は自分の方で、どんな情ない事を聞かされる事か、又どんなつらい目にあはされることかと、歎きあひ、悲しみ

(1)平氏の首 吾妻鏡に據ると、此時着京したのは、通盛、忠度、經正、教經、敦盛、知章、經俊、業盛、盛俊等の首である。

(2)大覺寺 前出。京都の西郊、葛野部嵯峨村北嵯峨にある眞言宗大覺寺派の大本山。嵯峨天皇の離宮を貞觀十八年二月寺院に改められたものである、弘法大師も常住の寺。後嵯峨帝も後宇多帝も皆此寺に入御あつた。大覺寺御所といふのはこれである。

(3)是の御事にては候はず 中將維盛卿ではないとの意である。

あはれた。其の中でも大覺寺に隱れておいでになる小松の三位の中將維盛卿の夫人は、一層氣がゝりに思はれてゐたところが、今度一ノ谷で一門の人々は殆んど數を盡して討たれて、三位の中將といふ公卿がたつた一人捕虜として上京して來るといふ事を聞かれて、きつとそれは夫に違ひあるまいのにと云つて、煩悶して胸を惱ましておいでになつた。すると或る婦人が大覺寺へ參つて申したには、「三位の中將様と申すのはこちらの事ではございません、本三位の中將様の御事でございます」とさう申すと、「それでは首の中にきつと入つていらつしやるだらう」と云つて、矢張り御安心はなさらなかつた。

同じき十三日、大夫の判官仲賴(1)以下の檢非違使共、六條河原(2)に出で向つて、平氏の首ども受けとる。東の洞院を北へわたいて、獄門にかけらるべき由、範賴、義經奏聞す。法皇此事如何があらむずらむと思し召し煩はせ給ひて、太政大臣(3)左右の大臣(4)內大臣(5)堀河の大納言忠親卿(6)に仰せ合せらる。五人の公卿申されけるは(7)、「昔より卿相の位にいたる人の首、大路を渡さるゝこと先例なし。中にも此輩は、先帝の御時より戚里の臣(8)として、久しく朝家に仕うまつる。範賴義經が申條、あながちに御許容あるべからず」と申されければ、渡さるまじきに定められたりしかども、範賴、義經、重ねて奏聞しけるは、「保元の昔を思へば祖父爲義が仇、平治の古を按ずるに父義朝が敵なり。されば君の御憤をやすめ奉り父の恥を淸めむがために、命を捨てゝ朝敵を亡す。今度平氏の首、大路を渡され

(1)大夫判官仲賴　判官源季の子。檢非違使の尉仲賴。

(2)六條河原　京都六條通を加茂川原へ通り拔けたところ。吾妻鏡によると、此の日通盛等の首級は六條室町にあつた義經の家から、八條河原へ持出して、其處で仲賴等に渡されたとある。

(3)太政大臣　此の頃太政大臣はない。但し前太政大臣として藤原忠雅が居る。

(4)左右の大臣　左大臣は藤原經宗。右大臣

は同じく鈴、實である。
(5)内大臣　藤原實定である。
(6)堀河の大納言忠親　故權中納言忠宗の二男で、權大納言である、壽永二年正月廿二日に中納言から陞任した。
(7)五人の公卿申されけるは云々、吾妻鏡によると九日に先づ義經が平氏の首、大路を渡されんことを、奏聞せしが爲に入洛し、次いで兄範頼と共に奏聞を經たので公卿等に陛下から御諮詢あり、彼の一族朝廷に仕へて已に年久し、優恕の沙汰有るべき歟、將又範頼義經私の宿意を果さんが爲に申し請ふ所も、道理無きに非ざる歟、兩様の間、叡慮に決し難し宜しく計ひ申すべきの旨を仰出されたが、意見區々で容易に決せず。其間に勅使右衛門權佐定長は數度往復するといふ有様であつたが、「兩將強ひて申し請う

ざらむに於ては、自今以後何の勇あつてか、兇徒を退けむや」と、頻に訴へ申されければ、法皇力及ばせ給はず、遂に渡されけり。見る人幾千萬といふ數を知らず。帝闕に袖を連ねし古は、恐ぢ怖るゝ輩多かりき。巷に頭を渡さるゝ今は又、憐み悲まずといふことなし。

新釋　其の十三日に、大夫の判官仲頼以下検非違使廳の役人等は、六條河原まで出張して平氏一族の首を受領した。其處から東の洞院を北へ持つて渡つて、獄門の木に懸けることを勅許ありたいと範頼義經の兩人から奏聞した。法皇は聞召して、此の事は許したものかどうしたものだらうと御思案にお餘りになつたので、太政大臣、並に左右の兩大臣、内大臣、堀河の大納言忠親卿に御諮問になつた。すると五人の公卿たちが申したには「昔から大臣公卿にまで陞つた人の首が大道を持渡られたといふことは先例のないことで御座います。中にも平家一族は先帝の御代から外戚の重臣として、長い間朝廷の御爲に御奉公申上げたものです。範頼や義經の申す事は、どんな事があつてもお聽入れになりませんやうに」と申された。それで、渡すまいといふことに、御決定になつたが、範頼と義經とが重ねて奏聞したには「保元の昔の事を思ひますと平家は祖父爲義の仇でございます。平治の古への事を考へますと父義朝の敵でございます。さればこそ我々どもは、陛下の御憤をお休め申上げ、父の恥辱を雪ぐために、命を捨てゝ朝敵を討滅致しました。今度平氏の首を大路をお渡しにならないやうな事では、今後は何に氣を引立てられて兇徒を撃退致すことが出來ませうか」と頻にお訴へ申されたので、法皇も是非なく其の申請を御許可になつて、

到頭大路を渡すことを御命令遊ばされたのであつた。當日其の沿道には幾千萬人とも數が知れない程の夥しい見物人が出て群集した。是等の人々が、帝宮に袖を列れて威を張つてゐた昔は、平家といへば恐れ憚る人々が多かつたが、今や街頭に首級を渡される時となつては、又其の悲慘な末路を可哀想に思つて悲まない者はなかつた。

中にも大覺寺に潜れ居たまへる小松の三位の中將維盛の卿の若君六代御前につき奉つたりける齋藤五、齋藤六、(1)あまりの覺束なさ(2)に、樣をやつして見ければ御首どもは皆見知り奉つたれども、三位の中將殿の御首は見え給はず。されどもあまりの悲しさに、包むに堪へぬ涙のみ滋かりければ、よその人目も恐ろしくて、急ぎ大覺寺へぞ歸り參りける。北の方「さていかにや〳〵」と問ひ給へば、「人々の御首どもは皆見知り奉つたれども、三位の中將殿の御首は見えさせ給ひ候はず。御兄弟の御中には、備中守殿(3)の御首許こそ見えさせ給ひ候ひつれ。その外は、そんぢやうその首」と申しければ、北の方「それも人の上とは覺えず」とて、引きかづいてぞ臥し給ふ。やゝあつて齋藤五、涙をおさへて申しけるは、「この一兩年は隱れ居候ひて、人にもいたう見知られ候はねば、今暫く候ひて見參らせたう存じ候ひつれども、世に案内委しう知つたる者の申し候ひしは、『今度の合戰に、小松殿の公達はあはせ給はず　その故は、播磨と丹波との境なる三

間、途に渡さる可きの由に治定」したのである。

(8)戚里の臣・・・・戚里は外戚家即ち后妃の實家のことである。史記の萬石君傳に「高祖……徙其家長安中戚里以姉爲美人故也」とあつて、其の註記に「於上有姻戚者、則皆居之、故名其里爲戚里」とある。

(1)齋藤五、齋藤六・・・・「三位の中將の年頃の侍」として、第七卷「維盛都落」に出てゐる兄弟の武士。

(2)あまりの覺束なさ・・・・主人維盛の身の上があんまり不安心さに。

(3)備中の守・・・・維盛の弟師盛。

(4)新三位中將・・・・資盛

(5)同じく少將・・・・有盛

(6)丹波の侍從・・・・忠房

(7)いたはり・・・・病氣、所勞。

草の手を固めさせ給ひ候ひけるが、九郎義經に破られて、新三位の中將(4)殿、同じき少將(5)殿・丹波の侍從(6)殿は、播磨の高砂より御船にめして、讃岐の八島へ渡らせ給ひ候ひぬ。何としてかは離れさせ給ひて候ひけるやらむ、その中に、備中の守殿ばかりこそ、今度一の谷にて討たれさせ給ひて候へ』と語り申し候ひし程に、さて三位の中將殿の御事は如何に、と問ひ候ひつれば、それは軍以前より大事の御いたはりにて、讃岐の八島へ渡らせ給ひて、今度は向はせ給はずと申すものにこそ逢ひて候ひつれ」と細々と語り申したりければ、北の方「それも我等が事を心苦しう思ひ給ひて、朝夕歎かせ給ふが病となつたるにこそ。風の吹く日は、今日もや舟に乘り給ふらむと肝を消し、軍といふ時は、只今もや討たれ給ひぬらむと心をつくす。ましてさやうの御いたはりなんどをば、誰か心安うあつかひ奉るべき。それを委しう聞かばや」と宣へば、若君・姫君も「など何の御いたはり(7)とは問はざりける」と宣ひけるこそ哀なれ。

新釋　中にも大覺寺に隱れておいでになる小松の三位の中將維盛卿の若君六代御前にお附き申してゐる齋藤五と齋藤六とは、あんまり主人の事が氣にかゝるので、態と見苦しい姿に變裝して行つて見ると、渡された人々の首は、皆お見知り申してゐる方々のであつたが三位の中將樣のお首はお見えにならなかつた。しかし關係の深い人々の變り果てた顏を目前に見て、あまりの悲しさに、隱すに隱せない程涙が止め度もなく出て來たので、誰かに

見咎められるのが恐ろしくて、急いで大覺寺へ歸つて參つた。すると維盛卿の夫人は、待ちかねてゐた樣に聲をかけて、「アノ、どうだつたい、どうだつたい」とお尋ねになつた。「お渡されになつた方々のお首は、皆お見知り申上げてゐるお顏でございましたが、三位の中將樣のお首はお見えになりません。御兄弟の中でお見えになつたのは、備中の守樣のお首だけでございます。其の外は、どなた樣のお首、どなた樣のお首」と申上げると、夫人は、「それも人事とは思はれません」と云つて、お召物を引つかぶてお泣伏しになつた。暫くして齋藤五が、やつと涙を抑さへて申したには、「此の一兩年は、私どもも隱れてばかり居りまして、世間の人にもそれ程顏を見知られて居りませんから、もう暫く見てゐたいと存じましたが、見物の中に此の頃のニュースを委しく知つて居る者が居りまして、其の者が申しましたには『今度の一の谷の戰爭には小松殿の若樣がたはお出あひにならなかつた。其のわけは、播磨と丹波との國境にある三草方面をお固めになつてゐたところが、九郎義經のために防禦線をお破られになつたので、新三位の中將樣と、同じく少將樣、丹波の侍從樣は、播磨の高砂から御乘船になつて、外の誰よりも先に讃岐の八島へお渡りになつて了つたからだ。但しどうしてまだお一人お離れになつたのか、其の中で備中の守樣だけは、今度一ノ谷でお討たれになつたのだ』とさう申して話しましたので、それで三位中將樣はどう遊ばしたのか知らないのかと尋ねましたら『それは戰爭よりも前から、御大切に遊ばさなければならぬ御病氣だといふので、讃岐の八島へお渡りになつて、今度は戰線へお出にならなかつた』と申す者に、逢ひましてございます」と詳細にお話し申上げると夫人は、それも大方、私たちの事を御心配遊ばして毎日歎いてばかりおいでになるのが

御病氣の原因になつたのに違ひない。こちらでも風の吹く日だと、今日は船に乘つていらつしやりはしないかとビク／＼するし、軍が初まつたと聞くと、若しや今頃はお討たれになつてゐはしまいかと氣が氣でない。ましてさういふ御病氣の時には、誰かゞお側についてゐてお氣の休まるやうに御介抱申上げるだらうか。それを委しう聞きたいものです」と仰やると、若君や姫君も「どうして何の御病氣だと云ふことを聞いて來なかつたの」と仰やつたのはあはれなお話である。

三位の中將(1)も通ふ心なれば、さても都には如何に心もとなう思ふらむ。假令首どもの中にこそなくとも、矢に當つても死に、水に溺れて失せぬらむ、今まで此世にある者とは、よも思ひ給はじ、露の命の消えやらで、未浮世にながらへたるを知らせ奉らむとて、使を一人したてゝ上せられけるが、三の文をぞ書かれける。先づ北の方への御文には、「都には敵充ち滿ちて、御身一つの置所だにあらじに(2)、をさなき者共引き具して、如何に悲しうおはすらむ。これへ迎へ參らせて、一つ所にて如何にもならばやとは思へども、我身こそあらめ、御爲いたはしくて」なんど、こまぐ＼と書いて、奧には一首の歌ぞありける。

　いづくともしらぬあふせの藻鹽草かきおく跡をかたみとも見よ

さて幼き人々の御許へは、「徒然をば何としてかは慰むらむ。やがてこれへ迎へ

(1)三位中將　維盛のことである。以下は專ら中將維盛の意中をかいたのである。
(2)あらじに　あるまいのにの意。

取らうずるぞ」と言葉もかはらず書いて上せらる。使都へ上り、北の方に御文取り出いて奉る。これをあけて見給ひて、いとゞ思ひやまさられけむ、引きかづいてぞ臥し給ふ。かくて四五日も過ぎしかば、使「御返事たまはつて歸り參り候はむ」と申しければ、北の方泣く〳〵御返事書き給ふ。若君姫君も面々に筆を染めて「さて父御前への御返事をば、何と書き申すべきやらむ」と問ひ給へば、北の方「只左も右も、わごぜ達③が思はむずる樣を申すべし」とぞ宣ひける。「などや今まで迎へさせ給ひ候はぬぞ。餘に御戀しう思ひ參らせ候ふに、疾く迎へさせ給へ」と同じ詞にぞ書かれたる。使御文たまはつて、八島へ歸り參つて、三位の中將殿に御返事取り出いて奉る。先づをさなき人々の御返事を見給ひて、いとゞせむ方なげにぞ見えられける。「抑も是より穢土④を厭ふにいさみ⑤なし。閻浮愛執の綱⑥強ければ、淨土を願はむも物憂し。只是より山傳ひに都へ上り、戀しき者どもをも今一度見もし見えて後、自害をせむには如かじ」とぞ、泣く〳〵語りたまひける。

（3）わごぜ達・・・汝等といふのとおなじ。

（4）穢土・・・佛敎の最高理想の境地を淨土といふのに對して、此の現世界を、穢れた國土即ち穢土といふのである。

（5）いさみ・・・勇氣。

（6）閻浮愛執の綱・・・閻浮は、古代印度人の頭腦に描かれた現實の國土、即ち前印度をいふ。轉じて日本では、日本の者のこと。愛執は愛着執念の意、綱は現實の世界に引きつける強い力の物的表示。

新釋　三位の中將の方でも、互に靈感の交通がある間柄の事であるから、「それにしても、京都の方ではどんなにかこちらの事を心配してゐるだらう。よし一門の首の中には無くとも、流れ矢に當つて死んだか溺死したものと思つてゐられるだらう。今まで壯健で此の世

にゐる者とは、とても考へられまい。はかない命がまだ消え失せもしないで、此の浮世に生を保つてゐるといふことを知らせて上げよう」と思はれて、特使を一人準備させて上洛させられたが、其の時手紙を三本お書きになつた。先づ夫人へのお手紙には、「京都には敵が一ぱいで、あなた一人の安全な隠れ場所さへもあるまいに、小さい子供までつれてどんなにか心細く悲しくてゐられるだらう。こちらへ呼迎へて、同じ所でどうにでもなりたいとは思ふが、私はどうでもいゝにしてもあなたの爲に痛はしいと思つて躊躇してゐる」などと細々と書いて、其の奥には次のやうな一首の歌が記してあつた。

　いづくとも知らぬあふせの藻鹽草書きおく跡をかたみとも見よ

それで、小さいお方々のところへは、「毎日退屈で困るだらうが何をして遊んでゐますか、直ぐ近いうちにこちらへ呼んで上げますよ」と、どちらにも同じ文句で書いてお上げになつた。お使が上京して、夫人にお手紙を差出すと、夫人は早速それを開封して御覧になつて、一層お悲しさが加はつたか、お召物を頭から引つかぶつてお泣伏しになつた。そんなこんなで四日も經過したので、お使に參つた者は「お返事を戴いて歸りませう」と申上げると、夫人は涙ながらにお返事をお書きになる。若君、姫君も御銘々に筆を墨に浸して「ではお父樣へのお返事は何と書けばいゝので御座いませうか」とお尋ねになると、夫人は「どうにでも、あなた方が思ふた通りを其のまゝ申上げなさい」と仰やつた。で、お二人とも「どうしてお父樣は今まで呼んで下さらないんですか、あんまり戀しくてたまりませんから早く呼んで頂戴」と、言合はせたやうに同じ文句で書かれた。お使は其のお手紙を八島へ頂いて歸つて、三位の中將樣の御前でお返事を取出して差上げると、中將は一番先

にお小さい方々のお返事を御覽になつて、一層手段に盡きたやうな御樣子であつた。「あゝ凡そこれからは此の塵の世を厭ひすてる勇氣がなくなつた。日本といふ此の國に引きつける執着の力が强いから、極樂往生を願ふのも氣が向かない。いつそこれから直ぐ出づたびに京都へ上つて、戀しい人たちの顏をもう一度見もし、こちらの顏を見せもしてから、自殺をする外に上分別はあるまい」と淚ながらお話しになつた。

二、内裏女房

同じき四日、生捕本三位の中將重衡の卿、都へ入つて、大路をわたさる。小八葉の車(1)の前後の簾をあげ、左右の物見(2)を開く。土肥の次郎實平は、木蘭地(3)の直垂に小具足(4)ばかりして、隨兵(5)三十餘騎引き具して、車の前後を打ち圍んで守護し奉る。京中の上下、是を見て「あないとほし、幾らもまします公達の中に、この人一人かやうになり給ふことよ。入道殿(6)にも二位殿(7)にも覺えの御子(8)にてましませば、一門の人々も重き事にして、院・内へ參らせ給ひしにも、老いたるも若きも所をおきて(9)もてなし奉らせ給ひしぞかし。今又かやうになり給ふことは、いかさまにも、奈良を燒き給へる伽藍の罰」といひあへり。六條を東へ河原まで渡いて、それより歸つて、故中の御門の頭中納言家成(10)の卿の御堂、八條堀川なる所にすゑ奉つて、嚴しう守護し奉る。

新譯 同じ月の十四日に、源軍の捕虜たる本三位の中將重衡卿は、入京して大道をお引廻されになつた。小八葉の車の簾を前も後もスッカリと捲上げ、左右の物見もあけ渡してある。土肥の次郎實平は本蘭地の直垂に、小具足だけを着け、三十餘騎の護衛騎兵をつれて

(1)小八葉の車　八葉の車の一種である。八葉の車とは車の箱の外部に八葉の紋の附いてゐるもので、大小は乗用者の階級による差別である。公卿以上又は僧綱等の乗用は大八葉で、小八葉は本来四五位の人々、僧侶の乗用であるが、必すしも嚴定的ではなかつたらしい。

(2)物見　車の上部に附てゐる窓。乗り乍ら外部の事物を見るに便だから、物見といつたのである。これに長物見と切物見との別がある。前者は前袖と後袖との間の全部が窓としてあいてゐるもの、後者は其二分の一のもの。

(3)木蘭地　前出。帶黒黄赤色の地色。

（4）小具足　籠手脛當等の附屬具のみをつけて、胴をつけないこと。
（5）隨兵　護衛騎兵。
（6）入道殿　故清盛入道。
（7）二位殿　清盛の妻從二位時子。
（8）覺えの御子　最愛の子といふ義。
（9）所をおく　公式の場合其他宴席等に於て其の人の座所を置くこと、轉じて席を讓ること。
（10）故中の御門の頭中納言家成　故參議從三位行修理大夫家保の三男、權中納言には崇德天皇の保延四年十一月十七日　正中納言には近衛帝の久安五年七月二十八日に任ぜられてゐる。但し藏人頭になつた事實はない。左衛門督である。一本には藤中納言雅成とある。

車の前後を取圍んで御監視申上げる。京都中の人々は上流の者も下流の者も出かけて行つて、其の有樣を見て「まアお可哀想に、幾たりもお出でになる御子息の中で、此のお方お一人だけがこんな事にお成りになつたなんて、ホントにお氣の毒ですこと、入道樣にも二位樣にも一番御寵愛のお子樣でいらつしやるから、一門の人々も御尊重申して、院の御所へお上りになつた頃でも、お若い方は勿論お年上の方でさへ、此のお方には席を讓つて御歡待申上げられたものです。それだのに今度は又、こんな目にお會ひに成つたのは、何としてもこれは奈良の結構なお寺をお燒きになつた罰ですわ」と云ひ合つた。お車は六條通をズツと東へ加茂の川原まで引いて行つて、そこから又引返して、亡くなられた中の御門の中納言家成卿のお建てになつた御堂が八條の堀河にある、其處へお置き申して、嚴重に御監守申上げた。

院の御所より御使あり。藏人の左衛門の權の佐定長(11)、八條堀川へぞ向ひける。赤衣(12)に、けん・しやくをぞ帶したりける。三位の中將はこむらご(13)の直垂に、折烏帽子引き立て〻おはします。日比は何とも思はれざりし定長を、今は冥途にて罪人共が冥官にあへる心地ぞせられける。仰せ下されけるは、「八島へ歸りたくば一門の方へいひ送つて、三種の神器を都へ返し入れ奉れ。然らば八島へ返さるべし」との御氣色(14)なり。三位の中將申されけるは、「さしもに我朝の重寶三種の神器を、重衡一人にかへ參らせむとは、内府以下一門の者どもがよも申し候はじ。女性で候へば、若し母儀の二品なんどもやさも申し候はむ。さり乍らも、

居ながらに院宣を返し奉らむことは、その恐も候へば、速に申し送つてこそ見候はめ」とぞ申されける。

新釋 院の御所からお使がある。藏人兼左衛門の權ノ佐定長が、旨を受けて八條堀河へ向つた。赤色の袍に帶劍して笏を持つてゐた。三位の中將は紺村濃の直垂に、折烏帽子を引立てゝいらつしやる。今までは問題にもしてゐられなかつた定長を、今は冥途で罪人どもが司獄官に出あふたやうなお心持で迎へられた。此の時院の御所から仰せ下されたには、「八島へ歸りたければ、お前の一門の方へ言つて遣つて、三種の神器を此の京都へ御返へ申上げろ。さうすれば八島へ歸して遣らう」との御意である。三位の中將がお答へ申されたには、「我が日本の寶物として大切な三種の神器程のものを、此の重衡一人とお取換へ申さうとは、前内大臣以下一門の者どもが、まさか申しますまい。女の事でございますから、若しかしたら母の二位などは、さう申すかも知れませんけれど…… しかしこゝにヂツとして居すわつたまゝで院宣に御反對申上げるといふのは恐れ多い事でございますから、早速仰の趣を申し送つて見ませう」と申された。

院宣の御使は、御つぼのめしつぎ花かた（1）、三位の中將の使は平左衛門重國（）といふものなり。大臣殿・平大納言へは、院宣の趣を申さる。二位殿へは、御文細細と書いて參らせらる。私の文をば許されなければ、人々の許へは言葉にて言づてらる。北の方大納言の典侍殿（3）へも、言葉にて申されけり。「旅の空にても、人は我に慰み、我は人に慰みしものを、引き別れて後、如何に悲しうおはすらむ。

（11）藏人の左衛門の權の佐定長　衛門府の權の佐は左右何れにしても從五位下相當官で、五位の藏人の任ぜらるゝ本官である。

（12）赤衣　赤衣は赤色の袍のこと。五位の袍は二藍の赤ばんだものだからである。

（13）こむらご　紺村濃のこと。白地の帛の所々に紺色を斑紋の狀に、染め出したもの。

（14）御氣色　お顏色、即ちお心持。

（1）御坪の召次花方　院宮にある召次所の召次花方丸であらうと「平家物語考證」にある。召次は院の雜用に從ひ時報を擔任する職で、御坪の召次は院中歌會の時御坪の中に伺候して硯水の御用を勤める者

契は朽ちせぬものと申せば、後の世には必ず生れあひ奉るべし」と、泣く〳〵言傳て給へば、重國も實に哀に覺えて、涙をおさへて立ちにけり。

新釋 院宣の御使は御坪の召次の花方、二位の中將からの使者は平左衛門重國といふ者である。前内大臣殿や平大納言時忠卿へは、院宣の御趣旨を申し通じられ、二位殿へは御文を細々と書いて差上げられる。私用の手紙は許されないから、他の人々のところへは口上で傳言される。夫人の大納言の佐殿へも、口上で申された。「たよりない旅の空にゐても、あなたは私に慰められ、私はあなたに依つて慰められてゐたのに、意外な事で別れ別れになつてからは、どんなにか悲しくつてゐられるだらう。しかし夫婦の縁は永久に朽廢しないものだといひますから、あの世ではきつと又生れあひませう」と涙ながらに傳言されると、重國も衷心から感動して、流れおちる涙を押さへて出立した。

爰に三位の中將の年來の侍に、木工右馬允知時(1)といふ者あり。八條の女院に兼參(2)の者にて候ひけるが、土肥の次郎實平が許に行いて、「是は年來三位の中將殿に召し使はれ候ひし何某と申す者にて候ふが、今日大路にて見參らせ候へば、目もあてられず、餘に御いたはしう思ひ參らせ候ふ。何か苦しう候ふべき、知時ばかりは御許されを蒙つて、今一度近づき參つて、はかなき昔語をも申して、慰め奉らばやと存じ候。弓矢を取る身にても候はねば、軍合戰の御供仕つたる事も候はず　朝夕たゞ御前に伺候せしばかりで候ひき。それも覺束なう思し召さ

……だと職原抄大全に見えてゐる。

(2)平左衛門重國　或記に平三左衛門重國とある。吾妻鏡には「去る十五日、本三位の中將、前の左衛門尉を西海に遣す」とある。

(3)大納言の典侍　重衡夫人、前大納言藤原邦綱の女で典侍。

(1)木工右馬允知時　右馬允は右馬寮の第三級の官。大允と少允との區別があつて六位乃至七位の人が之に任ずる。木工右馬允とは、木工允と右馬允との兼官である。知時の傳記は不明。

(2)兼參　八條の女院のお目通りを許されて其の方へも常に參り馴れてゐるもの。

れ候はゞ、腰の刀を召し置かれて、枉げて御許されを被り候はゞや」と申しければ、土肥の次郎なさけあるものにて、「實に御一身は何か苦しう候ふべき。さりながらも」とて、腰の刀を請ひ取つてぞ入れてける。

新釋 こゝに三位の中將に年久しく使はれてゐた武士に、木工允兼右馬允の知時といふ者がある。八條の女院のお目通りを許されて始終參りつけてゐる者であつたが、土肥の次郎實平のところに行つて「私は長年の間、三位の中將殿に使はれて居りました斯々の者でございますが、今日大通りで圖らずお見上げ申しまして、見てゐられない程あんまりおいたはしい事に存じました。就ては別に何もお差支は御座いますまいから、此の知時一人だけ特に御許可を被つて、今一度お側へ參つて、つまらない昔の話でも申してお慰め申したいと存じます。私は武器を執る身分の者でも御座いませんから、曾て戰爭のお供を致した事もなく、朝晩に只御前へ伺候しただけで御座いました。しかしそれでもまだ御不安心に思召されましたら、腰の刀をお預り置き下さいまして、御無理でも御許可を戴きたいものです」と申すと、土肥の次郎は人情のある者だつたので「如何にもあなたお一人だけなら何も差支はないでせう、しかしお刀だけは」と云つて、腰刀を要求して受取つて、入れてやつた。

右馬允斜ならず喜び、急ぎ參つて御有樣を見奉るに、實に深う思ひ入り(1)給へると思しくて、御姿もいたうしほれ返つておはしけるを見參らするに、知時、涙も更におさへ難し。中將夢に夢見る心地して、とかうの事をも宣はず。やゝあつて昔

(1)思ひ入る　考へ込む。憂愁に沈む。

今の物語どもし給ひて後、「さても汝して物言ひし人(2)は、未だ内裏にとや聞く(3)」「さこそ承り候へ(4)」。中將「我西國へ下りし時、文をも遣らず、言ひ置くこともなかりしかば、世々の契は皆詐になりにけるよと、思ふらむこそ恥しけれ。文を遣らばやと思ふはいかに。尋ねて行きてむや」と宣へば、知時、「易い程の御事に候」と申す。中將斜ならず悅び、やがて書いてぞたうび(5)ける。知時これを賜はつて、罷り出でむとしければ、守護の武士ども、「如何なる御文にてか候ふらむ、見參らせ候はむ」と申しければ、中將「見せよ」と宣へば、見せてげり。「苦しかるまじ」とて取らせけり。知時是を取つて、急ぎ内裏へ參り、晝は人目の繁ければ其邊なる小家に立ち寄り、日を待ち暮し、黃昏時にまぎれ入つて、件の女房の局の下口邊に彳むで聞きければ、此女房の聲と思しくて、「あないとほし、幾らもまします公達の中に、此人一人(6)かやうになり給ふよ。人は皆奈良を燒きたる伽藍の罰といひあへり。中將もさぞいひし。我心に發つては(7)燒かねども、惡黨多かりしかば、手んでに火を放つて、多くの堂塔を燒き亡す。末の露本の雫の例(8)あれば、我身一つの罪業にこそならむずらめといひしが、實にさと覺ゆるぞや」とて泣かれければ、知時、是にもかく歎き給ふことのいとほしさよと思ひ、「物申さう」といへば、「何事」と答ふ。「是に本三位の中將殿よりの御文の候」と申した

（２）汝して物言ひし人　以下にある女のこと。お前を使にして、物をいひかけた人の意。

（３）いまだ内裏にとやきく　いまだ内裏に居ると云ふ風に聞いてゐるかの意。

（４）さこそ承り候へ　知時の返事に、さう承つて居りますといつたのである。

（５）たうびける　賜ひけるの意。タウビはたまひの轉訛で「たび」と同じである。之を「タッデ」とよんで、「たもうて」の轉訛とする説もある。

（6）此人一人重衡のことをいふのである。
（7）わが心に發つては自發的には。
（8）末の露本の雫の例　葉末の露がつもり／＼て遂に其の本幹の雫となるといふ意味の諺である。

りければ、日頃は耻ぢて見え給はぬ人の「いづらや、いづら」とて走り出で、手づからこの文を取つて見給ふに、西國にて生捕にせられたりし有樣、今日明日をも待たぬ身の行方など、こまごまと書いて、奥には一首の歌ぞありける。

涙川うき名をながす身なりとも今一たびの逢ふ瀬ともがな

女房此文を顏に押當てゝ左右の事をも宣はず、引被いてぞ臥し給ふ。かくて時刻遙に推移りければ、知時「御返事賜はつて歸り參り候はむ」と申しければ、女房泣々御返事書き給へり。心苦しういぶせくて、此二年を送つたりし有樣、細々と書いて、

君故に我も浮名を流すとも底のみくづと共に成りなむ

新釋　右馬允は非常に喜んで、三位の中將のいらつしやる所へ、急いで參つて、御樣子をお見上げ申すと、如何にも何か深く思ひ沈んでいらつしやるらしく、お姿もひどく悄然としていらつしやるのを拜見して、知時は涙を制することが出來なかつた。中將は夢の中で夢を見るやうな氣がして、暫くはヂッと知時の顏をお見つめになつたまゝ、何一言も仰やらなかつた。暫くして昔の事や近頃の事をお話しになつてから「それはさうと、お前を使に遣つて、物を言ひかけた女はまだ宮中に御奉公申してゐようか」と尋ねられた。「ハイ其の樣に承つて居ります」と知時が答へると、中將は、「私が西國へ下つた時に、手紙の一本も遣らず、何一と事言ひ置きもしなかつたから、先々の約束は皆ウソになつて了ふたと思うてゐるだらうと考へると耻づかしい。手紙を遣らうと思ふがどうだらう。お前それ

を持つて尋ねて行つてはくれまいか」と仰やつたので、知時は「お易い御用でございます」と申上げる。中將は非常にお喜びになつて、直ぐに書いてお渡しになつた。知時はそれを頂戴して、退出しようとすると、監視の武士たちが、「どういふお手紙でせうか、拜見しませう」と申した。中將が「見せろ」と仰やつたので、見せると「差支ございますまい」と云つて返した。知時はそれを受取つて、急いで宮中へ參つて、晝間は人目が頻繁だから其の附近の小さな家に立寄つて、其處で日の暮れるのを待ち、夕暮頃に紛れ込んで、目的の女官の居る部屋の下口の近くに立つて樣子を聞いてゐると、其の女官らしい聲で「まアおいとしい、お幾たりもいらつしやる若樣方の中で、あの方お一人がこんな目にお遭ひになるなんて。世間の人は皆奈良のお寺をお燒きになつた佛罰だと言ひ合つてゐるし、中將もいつか仰やつた、自分の心から燒いたのではないが、惡黨が大勢ゐたからテンデに火をつけて方々のお堂や塔を燒いて了つたのだ。しかし葉末の露がたまつて本木の雫になるといふ例もあるから、みんな私一人の罪業になることだらうとさう云はれたが、實際さうだと思ふわ」と云つてお泣きになつてるのが聞こえたので、知時は、こゝでもこんなに歎いていらつしやる、おいとしい事だとさう思つて、小聲で「御免下さい」といふと、中から「ハイ何御用」と應じた。「こゝへ本三位の中將樣からのお手紙を持つて參りました」と申したところが、平生はキマリをわるがつて顏をお見せになつた事もないお方が、「何處に何處に」と言つて走つて出て來て、手づから其の手紙をお受取りになつた。そして御覽になつて見ると、西國で、捕虜にせられた時の有樣から、今日明日知れぬ自分の運命などを細々と書いて、奧には次のやうな一首の歌が記されてあつた。

涙川うき名を流す身なりとも今ひとたびのあふせともがな

女官は此のお手紙を顔に押當てゝ、何一言も仰やらずに、頭からお召物を引つかぶつてお泣伏しになつた。さうして時刻が徒らに經過したので、知時は待ちかねて「お返事を頂いて歸ります」と申上げると、女官は涙ながらお返事をお書きになつた。それには、胸苦しい憂鬱な心持で此の二年間を送つた有樣を細々と書いて、其の末に「君故にわれもうき名を流すとも底のみくづとともになりなむ」と一首の歌が書いてあつた。

知時是を賜はつて歸り參つたりければ、守護の武士ども　又「如何なる御文にてか候ふらむ、見參らせむ」と申しければ、見せてけり「苦しう候ふまじ」とて奉る。中將是を見給ひて、いとゞ御物思やまさられけむ、やゝあつて、土肥の次郎實平を召して宣ひけるは「さても此程、各の情深う芳心(1)せられつるこそ、ありがたう嬉しけれ。扨今一度芳恩蒙りたき事あり。我は一人の子なければ、浮世に思ひ置くことなし。年來契つたりし女房に、今一度對面して、後生の事をもいひおかばやと思ふはいかに」と宣へば、土肥の次郎情あるものにて、「實に女房などの御事は、何か苦しう候ふべき。疾う〳〵」とて許し奉る。中將斜ならず喜び、人に車借つて遣されたりければ、女房取りあへず、急ぎ乘つてぞおはしける。緣に車やり寄せ、此由斯くと申したりければ、中將車寄まで出で向ひ、「武士どもの見

(1)芳心する　親切にすること。

參らせ候ふに、下りさせ給ふべからず」とて、車の簾を打ちかづき、手に手を取り組み、顔に顔をおし當てゝ、しばしはとかうの事をも宣はず、只泣くより外の事ぞなき。稍あつて中將、涙を押へて宣ひけるは、「西國へ下り候ひし時も、今一度御見參に入りたかりしかども、大方の世の物騷がしさ、申送るべき便もなくして罷り下り候ひき 其後御文をも奉り、御返事をも見參らせたく候ひつれども、旅の空の物憂さ、朝夕の軍立に隙なくて、空しく罷り過ぎ候ひき。今度一の谷にて如何にもなるべかりし身の、生きながら捕はれて再都へ罷り上り候ふも、御見參に入るべきとのことにて候ふぞや」とて、又涙をおさへて伏し給ふ。互の心のうち、推し量られてあはれなり。かくて、小夜もやうやう更け行けば、守護の武士ども、「此程は大路の狼籍もぞ候ふに、疾う／＼」と申しければ、中將力及びたまはず、やがて返したまふ 車やり出せば、中將、女房の袖をひかへて

　　逢ふことも露の命ももろともに今宵ばかりやかぎりなるらむ

女房取りあへず、

　　かぎりとて立ち別るればつゆの身の君よりさきに消えぬべきかは

さて女房は 內裏へ參り給ひぬ。その後は 守護の武士ども許さねば、時々只御文ばかりぞ通ひける。この女房と申すは、民部卿入道ちかのり(2)の女なり。みめ

(2)民部卿入道ちかのり　一本には親範とある。

かたち世に勝れ、情ぶかき人なれば、中將南都へ渡されて斬られ給ひぬ、と聞えしかば、やがてさまをかへ、濃き墨染にやつれはて、彼の後世菩提を弔ひ給ふぞあはれなる。

新釋 知時が其のお返事を頂戴して歸つて參ると、監視の武士たちは又「どんなお手紙でせうか、拜見致しませう」と申したので見せた。すると「差支ございますまい」と云つて中將に差上げた。中將はそれを御覽になつて、一層御物思ひが加はられたか、暫くして土肥の次郎實平を呼んで仰やつたには、「扨過日來、諸君が此の重衡に情をかけて親切にして下さつたことは、實に難有い嬉しいお志だと感謝してゐます。ついては其の御親切に甘えてもう一度御恩に預りたい事があります。私には一人も子供がありませんから、此の世に何も思ひ置く事はありませんが、長年云ひかはした婦人に、もう一度逢うて後生の事も言ひ殘して置きたいと思ひますが、どんなものでせう」と仰やると、土肥の次郎は人情のある武士なので「如何にも御婦人なんかの事は、何の差支がございませう、早速お呼びなさいませ」と申して、お許し申上げた。中將は非常にお喜びになつて、知つてゐる人に車を借りて婦人を迎へにお遣りになると、婦人は取る物も取りきらずに急いでそれに乘つてお出でに成つた。縁側へ車を横づけにして、其の由を申し入れると、中將は車寄までお出迎へになつて「武士どもが傍で見てゐますから、下りないで」と云つて、車の簾を頭から引つかぶつて、上半身を中へ入れて、手と手とを取合ひ、婦人の顏に自分の顏を押當てゝ、暫くは何にも仰やらずに、互に只泣くより外の事はなかつた。暫くして中將は、流れ落ちる涙を抑さへて仰やつたには、「西國へ下つた時も、もう一度お目にかゝりたかつたんですが、

世間一般が物騷がしくつてあなたのところへ申し送つてゐる機會もなかつたので、殘念乍ら其のまゝ下りました。その後お手紙も差上げ、お返事も拜見したかつたんですが、旅の空では憂欝な日が續いて、朝夕戰爭騷ぎでこちが無くつて、空しく時を過ごして了ひました。今度一ノ谷で戰死する筈であつた身が、生きながらへて捕虜になつて、二度と又京都へ上つて來たのも、斯うしてあなたに逢ふやうにといふ神のお取計らひですよ」といつて、又涙を抑さへてお泣伏しになる。お互の心の中も推量されてあはれである。さう斯うするうちに、夜も段々更けて行つたので、監視の武士たちが「この頃は大通りも物騷で、どんな亂暴者が出るかも知れませんから、さア早くお歸りなさい」と申したから、中將も是非なく、直ぐにお返しになる。車をソロソロと引出すと、中將は婦人の袖を引留めて

逢ふ事も露の命ももろともにこよひばかりや限りなるらむ

とお詠みかけになつた。すると婦人も早速

限りとて立ち別るれば露の身の君より先に消えぬべきかは

と御返歌になつた。そして婦人は宮中へ歸つて行かれた。その後は、監視の武士たちが斷然許可しないから、時々只御文通だけがあつた。此の女官と申すのは民部卿入道親範の娘である。容貌もすぐれて美しく、人情の深い人であるから、中將が奈良へ引渡されて首をお斬られになつたといふ事が聞こえると、直ぐに剃髮して眞黒な法衣に着かへ、中將の後生のためにに問ひとむらひなされたのはあはれな話である。

三、八島院宣

日數經れば、院宣の御使おつぼのめしつぎ花かた、同じき廿八日、讃岐の國八島の磯に下り着いて、院宣を取り出いて奉る。大臣殿以下の卿相雲客、寄り合ひ給ひて、この院宣を開かれけり。「一人聖體、北闕の九禁(1)を出で、諸州に幸し、三種の神器、南海四國に埋もれて、數年を經、最朝家の歎、亡國の基なり。抑彼の重衡の卿は、東大寺燒失の逆臣なり、すべからく賴朝の朝臣申し請くる旨に任せて死罪に行はるべしといへども、獨親族にわかれて、已に生捕となる。籠鳥(2)の雲を戀ふるおもひ、遙に千里の南海に浮び、歸雁友を失ふ心、定めて九重の中途に通せむか。然れば則ち三種の神器、都へ返し奉らむに於ては、彼卿(3)を寬宥せらるべきなり。てへれば(4)院宣かくの如く、仍つて執達件の如し。壽永三年二月十四日、大膳の大夫なりたゞ(5)が承り、進上、前の平大納言殿へ」とぞ書かれたる。

新釋 其のうちに、日數が經過すると、院宣の御使たる御坪の召次花方は、其の月の二十八日に、讃岐ノ國の八島の海岸に下着して、院宣を取出して差上げた。前内大臣宗盛卿以

(1)北闕。北闕は、皇宮の北門のこと。九禁は九重の禁門のことである。
(2)籠鳥。籠の中に囚はれてゐる鳥。
(3)彼卿。重衡のことをさしたのである。
(4)てへれば。古く「者」の字を當てゝある「トイヘレバ」の約。
(5)大膳の太夫なりたゞ。成忠。

下の公卿や殿上人はお集まりになつて、此の院宣を開かれた。其の紙面には

「一人聖體出二北闕九禁一幸二諸州一、三種神器埋二南海四國一經二數年一、最朝家之歎、亡國之基也。抑彼重衡卿、東大寺燒失之逆臣也。須任二賴朝朝臣申請旨一、雖レ可レ被レ行二死罪一、獨別二親族一、已成二生捕一。籠鳥戀レ雲思、遙浮二千里南海一、歸雁失レ友心、定通二九重中途一乎。然則三種神器、於レ奉二返入一レ都、彼卿可レ被二寛宥一者也。院宣如レ此。仍執達如レ件。壽永三年二月十四日、大膳太夫成忠承。進上。前平大納言殿へ」

と書かれてあつた。

四、請　文

大臣殿、平大納言の許へ院宣の趣を申されけり。二位殿、中将の文をあけて見給ふに、「重衡を今生で今一度御覽ぜむと思し召され候はゞ、三種の神器の御事をよきやうに申させ給ひて、都へ返し入れさせ給へ。さらずば御目にかゝるべしとも存じ候はず」とぞ書かれたる。二位殿(2)この文を顔に押し當てゝ、人々のおはしける後の障子を引きあけて、大臣殿の御前に仆れ伏し、しばしは物をも宣はず、やゝあつて起き上り、涙をおさへて宣ひけるは、「これ見たまへ宗盛、京より中將が言ひおこしつる事のむざんさよ。實にも心の中に、如何ばかりの事をか思ふらむ。只我に思ひゆるして、三種の神器の御事をよきやうに申して、都へ返し入れ奉らせ給へ」と宣へば、大臣殿申させ給ひけるは、「宗盛もさこそは存じ候へども、さしもに我朝の重寶三種の神器を、重衡一人に換へ參らせむ事、且は世のため然るべからず。且は頼朝が返り聞かむずる所も、いひがひなう候ふ。その上、帝王の御世を保たせ給ふ御事も、偏に此内侍所(3)の渡らせ給ふ御故なり。さて餘の子共、親しい人々をば、中將一人に思し召しかへさせ給ふべきか。子の

(1)大臣殿　前内大臣宗盛を指す。
(2)二位殿　從二位平時子即ち二位尼の事。重衡は清盛の五男で、此の尼の愛子である。
(3)内侍所　八咫鏡のこと。内侍所にをさめてあるからかくいふ。

かなしいといふ事も、事にこそより候へ、夢々叶ひ候ふまじ」と宣へば、二位殿世にも本意なけにて、重ねて宣ひけるは、「我故入道相國に後れて後は、一日片時も命生きて世にあるべしとは思はざりしかども、主上の何時となく西海の波の上に漂はせ給ふ御心苦しさに、再代にあらせ奉らむがためにこそ、憂きながら今日までも存らへたれ。中將一の谷にて生捕にせられぬと聞きし後は、いとゞ胸せきて、湯水も喉へ入れられず。中將この世になきものと聞かば、我も同じ道に赴かむと思ふなり。再物を思はせぬ先に、只我を失へや」とて、をめき叫び給へば、實にさこそはといたはしくて、皆伏眼にぞなられける。新中納言知盛の卿の意見に申されけるは、「さしもに我朝の重寶、三種の神器を都へ返し入れ奉つたりとも、重衡返し給はらむことありがたし。只そのやうを、恐なく御請文に申させ給ふべうもや候ふらむ」と申されければ、此儀最然るべしとて、大臣殿、御請文を申さる。二位殿は涙にくれて、筆の立所も覺え給はねども、志をしるべに泣く／＼御返事書きたまへり。北の方大納言のすけ殿(4)は、こかうの事をも宣はず、引きかづいてぞ伏し給ふ。

(4)北の方大納言のすけ殿。重衡夫人のことである。

新釋　前内大臣殿は、平大納言のところへ院宣があつたことを申された。二位殿は中將から來た手紙をあけて御覽になると、「重衡の顏を此の世でもう一度見たいと思召したら、三

種の神器の御事を、いゝやうにお申しになつて、帝都へ御返入になるやうにして下さい。さうして下さらなければ、又とお目にかゝれようとも思はれません」と書かれてあつた。二位殿は、其の手紙を顏に押當てゝ、一門の人々がおいでになるお部屋の後の襖をあけて入ると、其のまゝ內大臣殿の御前に泣倒れて、暫くの間は物も仰やらなかつた。暫くしてから、やつと起上がつて、まだ流れ止まぬ淚を抑さへ抑さへ仰やつたには、「これ御覽なさい宗盛。京から中將が云つてよこした事は、何といふ情ないタョリでせう。實際心の中ではどんなにかつらい情ないと思つてゐるでせう。どうか私に免じて、三種の神器の御事をいゝやうに申上げて、都へお返し入れ申して下さい」とさう仰やると、前內大臣殿が申されたには、「此の宗盛もさうしたいとは存じますが、我が日本の皇室の貴重なお寶物である三種の神器ともあらう程のものを、重衡一人とお取換へ申すといふ事は、一つには國家の立場から觀て宜しく御座いません。又一つには賴朝に聞かれても、イクヂのない事です。其の上に天皇が其の御代をお保ちになる事も、只もう此の內侍所がいらせられゝばこそです。それでもあなた樣は、重衡以外の子どもや、一門の人たちまでも中將一人にお見かへにならうと遊ばしますか。子が可愛いといふ事も時と場合とによります。斷じてお望みはかなひますまい」とさう仰やると、二位殿は、此の上もなく不本意な御樣子で、重ねて仰やつたには「私は亡くなられた入道相國に死なれてからは、一日はおろか半時間と生きながらへて居る氣はなかつたが、聖上陛下が、いつを限と申す事もなく西海の波の上に漂うていらつしやるのが氣がゝりなので、どうかして又此の陛下の御代にして差上げたいとさう思へばこそ今日まで此のイヤな浮世に生きながらへてゐました。しかし中將が一ノ谷で

捕虜になつたと聞いてからこつち、一入胸が一ぱいになつて、湯水も滿足には喉へ通りません。若し中將がもう此の世にはゐなくなつたと聞いたら、私も同じ冥途とやらへ行きたいと思ひます。どうか二度と私に苦勞をさせないうちに、早く私を殺して下さい」とさう云つて大聲をあげてお泣叫びになつたので、如何にもさう思召すだらうとお痛はしくなつて、誰も皆顔をうつむけられた。此の時新中納言知盛卿が自分の意見として申されたには「それ程までに大切に思召す我が皇室の重寶三種の神器を都へ御返入申上げたところで、恐らく重衡をお返し下さる事は先づあるまいと私は思ひます。ですから只こちらの思ふ通りを恐れも憚りもせずにお請書に書いて差出されたがよからうかと思ひます」とさう申されたので、この意見が最もよからうといふので、前内大臣殿はお返事を申される。二位殿は涙に眼がボーツとなつて、筆の運びもハツキリとはお分りにならないが、斯う書かうと思ふ心持をタヨリにして、涙ながらにお返事をお書きになつた。中將夫人の大納言の典侍殿は何一言もおつしやらず、頭からお召物を引つかぶつてお泣伏しになつてゐた。

其後平大納言時忠の卿、院宣の御使おつぼのめしつぎ花方を召して、「汝法皇の御使として、多くの波路を凌いで、遙々と是まで下つたるしるしに、汝が一期の間の思出一つ與ふべし」とて、花かたが面に、波がたといふ燒印をぞせられける。都へ歸り上つたりければ、法皇叡覽あつて「汝花かたか」「さん候ふ」「よしよし、さらば波かたともめせかし」とて、笑はせおはします。その後うけ文をぞ開かれける。

(1)幼帝　高倉天皇を申す。天皇は治承二年(一一七八)の御生誕で壽永三年(一一八四)には御七歳の幼年に在しました。
(2)母后　建禮門院。
(3)臣は君を以て心とす。「臣ハ君ヲ以テ心トス、君ハ臣ヲ以テ體トス、心安ケレバ則チ體安ク、君泰ケレバ則チ臣泰シ、未ダ心中ニ疾ミテ而シテ體外ニ悦ビ、君上ニ憂ヒテ而シテ臣下ニ樂ムモノハ有ラズ云々」禮記の臣軌に出てゐる句である。
(4)故亡父太政大臣　清盛入道。

「今月十四日の院宣、同じき二十八日讃岐の國八島の磯に到來、謹んで以て承はる所件の如し。但し此について彼を案ずるに、通盛の卿以下當家數輩、攝州一の谷にて既に誅せられ畢んぬ。何ぞ重衡一人が寛宥を悦ぶべきや。それ吾君は故高倉の院の御讓を受けさせ給ひて、御在位既に四箇年、政堯舜の古風を訪らふ所に、東夷北狄、黨を結び群をなして入洛の間、且は幼帝(1)母后(2)の御歎き最深く、且は外戚近臣の憤淺からざるによつて、暫く九國に幸す。還幸なからむに於ては、三種の神器いかでか玉體を離ち奉るべきや。それ、臣は君を以て心とす(3)。君は臣を以て體とす。君泰ければ即ち臣泰く、臣泰ければ則ち國泰し。君上に憂ふれば、臣下に樂まず。心中に愁あれば、體外に喜なし。曩祖平將軍貞盛、相馬の小次郎將門を追討せしより以來、東八箇國を靖めて、子々孫々に傳へ、朝敵の謀臣を誅罰して、代々世々に至るまで、朝家の聖運を守り奉る。然れば則ち、故亡父太政大臣(4)、保元平治兩度の逆亂の時、勅命を重んじて私の命を輕んず。是偏に君の爲にして、全く身の爲にせず。就中彼賴朝は、去んぬる平治元年十二月、父左馬の頭義朝が謀反によつて、已に誅罰せらるべき由、頻に仰せ下さるゝといへども、故入道大相國慈悲の餘、申し宥められしところなり。然るに、昔の洪恩を忘れて芳意を存ぜず、忽にらうるゐの身(5)を以て猥に蜂

（5）らうゐの身。分らぬ句である。「狼羸」又「浪羸」の字を當てゝある本もあるが、意味が徹らない。「狼戾」とか云ふ熟字はあるが、これもこゝには適しない。盛衰記には「流人の身を以て」とある。
（6）八十一代の御宇。安德天皇の御代。

起の亂をなす、至愚の甚しき事申すにあまりあり。早く神明の天罰を招ぎ、密に敗績の損滅を期するものか。それ日月は、一物の爲に其明らかなる事を暗うせず。明王は、一人が爲に其法を枉げず。一惡を以て其善を捨てず、小瑕を以て其功を覆ふことなし。且は當家數代の奉公、且は亡父數度の忠節、思し食し忘れずば、君辱くも西國の御幸あるべきか。時に臣等院宣を承つて、二たび舊都にかへつて、會稽の耻を雪めむ。若しからずば、鬼界、高麗、天竺、震旦に到るべし。悲しいかな、人皇八十一代の御宇(6)に當つて、我朝神代の靈寶、遂に空しく異國の寶となさむか。宜しく是等の趣を以て、然るべき樣に洩らし奏聞せしめ給へ。宗盛頓首、謹むで言す。壽永三年二月二十八日、從一位前の内大臣平朝臣宗盛が請文」ここそ書かれたれ。

新釋　其の後に平大納言時忠卿は、院宣の御使である御坪の召次花方を呼んで、「お前は法王のお使として、長い間の波路を凌いで遙々こゝまで下つて來た記念に、お前が一生の思出になることを一つして遣らう」といつて、花方の顏に「波形」といふ燒印を押された。花方が其の顏で都へ歸つて來ると、法皇は御覽になつて、「お前は花方か」とお聞き遊ばされた。「ハイ左樣でございます」と申上げると、法皇は「よしよし、それぢやアこれから波形とも名のれ」と云つて、笑つていらつしやる。そして其のあとで、請文を開かれた。それには

今月十四日院宣、同二十八日、讃岐國八島礒到來、謹以承處如レ件。但就レ此案レ彼、通盛卿以下當家數輩、於二攝州一谷一既被レ誅了。何可レ悅二重衡一人寛宥一哉。夫吾君受二故高倉院御讓一、御在位既四箇年、政訪二堯舜古風一處、東夷北狄結レ黨、成レ群入洛間、且幼帝母后御歎尤深、且依二外戚近臣憤不一レ淺、暫幸二九國一。於レ無二還幸一、三種神器爭可レ奉レ離二玉體一哉。其臣以レ君爲レ心、君以レ臣爲レ體。君安則臣安、臣泰則國泰。君上憂、臣下不レ樂。心中有レ愁、體外無レ悅。曩祖平將軍貞盛自レ追二討相馬小次郎將門一以來、靖二東八箇國一、傳二子子孫孫一、誅二罰朝敵謀臣一、至二代代世世一、奉レ守二朝家聖運一。然則故亡父太政大臣、保元平治兩度逆亂時、重二勅命一輕二私命一。是偏爲レ君、全不レ爲レ身。就中彼賴朝、去平治元年十二月、依二父左馬頭義朝謀叛一、已可レ被二誅罰一由、頻雖レ被二仰下一、故入道相國慈悲餘、所レ被二申宥一也。然忘二昔洪恩一、不レ存二芳意一、忽以二狼羸身一、猥成二蜂起亂一。至愚甚中有レ餘。早招二神明天罰一、竊期二敗績損滅一者乎。夫日月爲二一物一不レ暗二其明一。明王爲二一人一不レ枉二其法一。以二一惡一不レ捨二其善一、以二小瑕一莫レ覆二其功一。且當家數代奉公、且亡父數度忠節、不二思食忘一、君辱可レ有二西國御幸一乎。時臣等承二院宣一、二還二舊都一、雪二會稽恥一。若不レ然可レ到二鬼界、高麗、天竺、震旦一。悲哉當二人王八十一代御宇一、我朝神代靈寶逐空作二異國寶一乎。宜以二是等趣一、可レ然樣令二洩奏聞一。宗盛頓首謹言。壽永三年二月二十八日。從一位前內大臣平朝臣宗盛請文」

と書かれてあつた。

五、戒文

三位の中將、此由を聞き給ひて、「さこそはあらむずれ、如何に一門の人々のわるう思はれけむ」と、後悔せられけれどもかひぞなき。實にも重衡一人を惜みて、さしもに我朝の重寶三種の神器を返し給ふらむとも覺えねば、此請文の趣は、かねてより思ひ設けられたりしかども、未左右を申されざりつる程は、何となう心もとなう思はれけるに、請文既に到來して、關東へ下るべきに定まりしかば、三位の中將、都の名殘も今更惜しうや思はれけむ、土肥の次郎實平を召して「出家せばやと思ふはいかに」と宣へば、此由を九郎御曹子(1)へ申す。院の御所へ奏聞せられたりければ、法皇「頼朝に見せて後こそ、ともかうも計らはめ。只今はいかでか許すべき」と仰せければ、此由を中將殿に申す。「さらば年頃契つたる聖に今一度對面して、後生の事をも申し談せばやと思ふはいかに」と宣へば、土肥の次郎「聖をば誰と申し候ふやらむ」。「黑谷の法然坊(2)といふ人なり」。「さては苦しう候ふまじ、疾う〳〵」とて許し奉る。

---

(1) 九郎御曹子　義經のこと。

(2) 黑谷の法然坊　黑谷は比叡山西塔の釋迦堂の北方八町にある。こゝに青龍寺といふ寺がある。法然の修行を積だのは其所である。法然の名は源空、後に淨土宗を開いて天下の崇仰を受け、元祿十年圓光大師と諡された。

新譯　三位の中將は此の事をお聞きになつて「さうなくてはならぬ所だ、しかしどんなに一門の人々が私の事を恐く思はれたらう」と後悔せられたが、今更何と仕方もなかつた。實際重衡一人を惜んで、それ程までに我が日本の貴重な寶物とされてゐる三種の神器をお返しにならうとも思はれないから、此の御返書の趣旨は、以前から豫期せられたことであるが、まだどちらと確定したお返事を申されない間は何となく氣がゝりに思はれたのに、お返事が最早到着して自分は關東へ護送されることに決定したので、三位の中將は、住み馴れた京都との別れを今更名ごり惜しく思はれたものか、土肥の次郎實平を呼んで「出家したいと思ふがどんなものだらう」と仰やつたので、早速其由を九郎御曹司へ申上げた。そこで御曹司は更に院の御所へ其の旨を奏聞せられたところが、法皇のお答には「頼朝に見せてからならどうとも取計つてよからうが、今のところではどうしても許す事は出來ない」と仰やつたので、其由を中將殿に申した。中將殿は聞いて、「それでは長年師壇の契を結んだお上人にもう一度逢うて、後生の事もよく頼みたいと思ふが、どんなものだらう」と仰やると、土肥の次郎は「其のお上人は何と仰やるお方でせうか」と聞いた。中將が、「黑谷の法然坊といふ人だ」と仰やると「それなら差支ございますまい、早くお呼びになつたらいゝでせう」と實平はさう云つてお許し申上げた。

三位の中將斜ならずに悦び、やがて聖を請じ奉つて、泣く〳〵申されけるは、「今度西國にて如何にもなるべかりし身の、生き乍ら捕はれて罷り上り候ふは、再び上人の御見參に入るべきにて候ひけり。扨も重衡が後生は如何が候ふべき。

身の身にて候ひし程は、出仕に紛れ、政務にほだされ、驕慢の心のみ深うして、當來の昇沈(1)を顧みず、況や運盡き世亂れて、都を出でし後は、こゝに戰ひ、かしこに爭ひ、人を亡ぼし、身を助からむと思ふ惡心のみ遮つて、善心は嘗て起らず。就中南都炎上の事は、王命と申し、武命といひ、君に仕へ、世に從ふ法遁れ難うして、衆徒の惡行を鎭めむがために罷り向つて候へば、不慮に伽藍の滅亡に及びぬるは、力及ばざる次第なり。されども時の大將軍にて候ひし間、責一人に歸すとかや申し候ふなれば、重衡一人が罪業にこそなり候ひぬらめ、とおぼえ候。今又彼是耻を暴すも、乍併ら、其報とのみこそ思ひ知られて候へ。今は髮を剃り、乞食頭陀の行(2)をもして、偏に佛道修行したう候へども、かゝる身に罷りなつて候へば、心に心をも任せ候はず、如何なる行を修しても、一向助かるべしとも覺えぬことこそ口惜しう候へ。つら／＼一生の加行(3)を按ずるに、罪業は須彌(4)よりも高く、善根は微塵ばかりも貯なし。かくて命空しう終り候ひなば、火血刀の苦果(5)敢て疑なし。願はくは上人、慈悲を起し憐を垂れ給ひて、かゝる惡人の助かりぬべき方法候はゞ、示し給へ」と申されければ、上人涙に咽び、うつぶして、しばしはとかうの事も宣はず。やゝあつて上人宣ひけるは、「實に受け難き人身をうけながら、空しう三途(6)にかへりましまさむ事、悲むでもなほ餘あり。

(1)昇沈。浮き沈み、榮枯盛衰。
(2)乞食頭陀の行。鐵鉢を持つて諸國を行脚し食を乞ひつゝ修行すること。
(3)加行。佛道に入る者の準備的修行。
(4)須彌。須彌山ともいふ。蘇命路といふのも同じ事で、ヒマラヤ山のこと。
(5)火血刀の苦果。三大地獄即ち炎熱地獄、血池地獄、刀杖地獄の苦しい果報。
(6)三途。地獄、餓鬼畜生の三惡道。
(7)出離。此の厭ふべき迷執を出で離れること。
(8)末法。末法とは末世の佛法のこと、別項參照。

然るに今穢土を厭ひ、淨土を願はむと思し召さば、惡心を棄てゝ、善心を發しましまさむに於ては、三世の諸佛も定めて隨喜し給ふらむ。夫出離(7)の道まち〳〵なりとは申せども、末法(8)濁亂の機(9)には、稱名を以て勝れたりとす。志を九品(10)に分ち、行を六字(11)に約めて、如何なる愚痴(12)闇鈍の者も唱ふるに便あり。罪深ければとて卑下し給ふべからず、十惡(13)五逆、(14)廻心(15)すれば往生(16)を遂ぐ。功德(17)少ければとて、望を絶つべからず。一念(18)十念の心を致せば來迎す。專稱名號至西方(19)と釋して、專ら名號を稱すれば、西方にいたり　念々唱名常懺悔(20)と宣ひて、念々に彌陀を唱ふれば、懺悔(21)するなり」とぞ教へける。「利劍即是彌陀號(22)と、頼めば魔緣近づかず、一聲唱念罪皆除(23)と念ずれば、罪皆除けりと見えたり。淨土宗の至極は、各々略を存じて、大略これを肝心とす。但し往生の得不は信心の有無によるべし。只この教を深く信じて、行住、座臥、時所諸緣(24)を嫌はず、三業四威儀(25)に於て、心念口稱を忘れ給はずば、畢命を期として、此の苦域の界を出でて、彼の極樂淨土の不退の土(26)に往生し給はむ事、何の疑かあらむや」と教化し給へば、三位の中將斜ならず悦び「願はくは此ついでに戒を持たばやとは存じ候へども、出家仕らでは叶ひ候ふまじや」と申されたりければ、上人「出家せぬ人も戒を持つことは常の習なり」とて、額に剃刀を當てて剃る眞似

(9) **濁亂の機**　濁り亂れた世のこと。佛教では五濁といつて末法の世には劫濁、見濁、煩惱濁、衆生濁、貪濁の五つが現れて亂りがはしくなると稱する。機は時機の意。

(10) **九品**　極樂世界の佛果に、上中下の三品があり、其各三品は更に又上中下に別れるとする。三×三＝九である。

(11) **六字**　南無阿彌陀佛の六字の名號。

(12) **愚癡**　事理に闇い事、即ちボカ（二〇三）。事物の眞相を明らめないから諸惑諸迷が生ずる。故に貪瞋癡と並べて佛教では之を三惡とする。自力佛教の修行は要するに癡より智への展進にある。

(13) **十惡**　身口意三業の中の惡業を身三、口四、意三に配當し之を十惡業と稱する。十惡とは殺生、偸盗、邪淫、妄語、綺語、惡口、兩

をして、十戒を授けらる。中將隨喜の涙を流して、是を受け持ち給ふ。上人も萬物あはれに覺えて、かきくらす心地して、泣く〳〵戒をぞ說かれける。御布施(22)と思しくて、日頃おはして遊ばれける侍の許に、預け置かれける御硯を、知時して召し寄せて上人に奉り、「是をば他人に賜び候はで、常に御目のかゝらむずる所に置かれ候ひて、某がものぞかしと御覽ぜられむ度毎には、御念佛候ふべし。又御暇には、經をも一卷御廻向候はゞ、然るべう候」と申されければ、上人とかうの返事にも及び給はず、是を取つて懷に入れ、墨染の袖を顏に押し當てゝ、泣くなく黑谷へぞ歸られける。件の硯は、親父入道相國、宋朝の御門へ沙金を多く參らせ給ひたりしかば、返報とおぼしくて、日本和田(23)の平大相國の許へとて、送られたりけるとかや。名をば松蔭とぞ申しける。

新釋　三位の中將は非常に悩んで、直ぐに法然上人をお招き申して、涙乍らに申されたには、「今度西國でどうか成る筈だつた私が生き乍ら捕虜として上洛致しましたのは、全くお上人に又お目にかゝる爲でございました。それにしても此の重衡の後生はどう成る事でございませう。私自身自由の身體でございました間は、日々の出仕に紛れたり、政務に縛られたりしてヒマがなかつた上に、驕りたかぶる心ばかりが深くて、將來の運命の變化には想到致しませず、まして一門の運が無くなつて亂世になつて、此の帝都を出ましてからは、こゝで戰ひ、あそこで爭ひ、人を殺して自分が助からうと思ふ惡心ばかりが邪魔をし

舌、貪慾、瞋恚、愚癡をいふ。

(14)五逆・佛教で認める惡逆の重罪。殺母、殺父、殺阿羅漢、破和合僧(僧團不和の破壞)出佛身血の五つである。

(15)廻心・心を轉回すること。エシンと讀む、

(16)往生・往き生れること。死後他の土に往き生れること。死後他の一般には現在佛たる阿彌陀佛の極樂淨土へ往つて生れること。これについて九品の區別がある。

(17)功德・善的功果ある德行、諸善を增長せしめる根本の意。基督教では神よりの恩寵を豫期し得られる特殊の業績の意に解して居る(Meritum・Merit Mérite Nerdinst)

(18)一念・一念とは一念往生義の事で、實は源空門下の偉才成覺坊幸西の立てた新義であり、嚴大台の教義と源空の圓融の敎義とたる淨土教のドクトリンとを打つて一丸としたもの

の。十方衆生を攝取する本願の上に立つた佛智の一念と、願力の一念とが冥合するところに彌陀と凡夫とが一體となつて往生が出來るとするものである。

（19）專稱名號至西方・專念に名號を稱へてゐれば、西方極樂淨土へ往けるとの意。

（20）念々稱名常懺悔・善導大師の「般舟讚」にある句。

（21）懺悔・普通には悔悟の告白及び滅罪のセレモニイを意味するが、淨土門は他力の宗門であるから、特に懺悔といふ式をせずとも、念々に彌陀の名號を稱へることが、やがて懺悔滅罪となるのである。般舟讚に「一聲稱念罪皆除」とある。

（22）利劍即是彌陀號・彌陀の名號を稱へることは、即ち是利劍を以て煩惱を斷ずることであるといふ意。これも般舟讚にある句。

て、善心の起るやうなことは曾てございませんでした。其の中でも奈良の寺々を燒きました事は、勅命でもあり、又軍司令部の命令でもあり、朝臣として職を奉じ、國家の命令に服從する以上、免除を許されない國法上の義務の實行として、モッブの暴動を鎭壓する目的で出動したのですから、私として少しも豫期しなかつた寺々の燒失は、謂はゞ不可抗力の結果です。しかし何と云つても私は當時の司令官だつたんですから、責任不可分の原則に隨つて、結局此の重衡一人の罪業に歸することだらうと思はれます。だから今度斯うして又彼是と恥をさらす事になつたのも、何と云つても其の罪報なのだと思ひ知りました。此の上は剃髮して、乞食頭陀の修行でもして、專念に佛道を修行したいのですが、斯ういふ境遇に成下がりましたから、自分の思ふ通りにも出來ないで、どんな修行をしても、一向救はれる見込がないのは殘念です。ざつと自分で一生涯にどれだけの行をしたかと考へて見ると、罪業はヒマラヤ山よりも高く、善い果報の根源になるやうな行爲はミリリットル程の蓄積もありません。このまゝで空しく死んで了ふとしたら、火血刀のつらい責苦を受けなければならぬことは斷じて疑はありません。どうかお上人樣お慈悲で私を可哀想と思召して、こんな惡人でも救はれるやうな方法がございましたらお教へ下さい」とさう申されると、上人は涙に咽せて、顏をうつむけて、暫くは何一言も仰やらなかつた。稍暫くしてから上人が仰やつたには「如何にも容易に授かることの出來ない人間に生れるといふ仕合せを授かり乍ら、其の甲斐もなく又三惡道にお歸りにならればならぬといふ事は幾ら泣いても悲んでも悲み足りない事です。しかし今此の穢れた生活を厭ひ離れて、西方極樂淨土への往生を願はうと思召すならば、凡ての惡い心を棄て去つて善心をお起しなさい。さうすれば、三世の佛樣がたも必ず一所にお喜び下さるでせう。そこで迷ひを離れる道

(23)一聲稱念。罪皆除。利劍即是彌陀號に續く句、般舟讚にある。

(24)時所。諸緣。時所は時と所、諸緣は諸種の因緣。

(25)三業。四威儀。三業とは體の動作、言語、精神作用の三つをいふ。所謂身口意の三業である。四威儀は、戒の一種で、行往坐臥、即ち歩行時、佇立時、安坐時、平臥時にも各戒律を守ることをいふ。

(26)不退の土。極樂安養淨土のことで、此處まで來れば、再び迷妄の界に退轉することがないと云ふのだ。

(27)布施。布き施すこと。元來一般に普く施す意で、慈善博愛といふと同義であるが、之に財施法施の區別がある。法施は說法讀經すること、財施は有價物出捐である。後世には專ら僧侶の或行爲に對する報酬を意味することゝなつた。

は色々あると云ひますが、濁り亂れた末法の世には念佛稱名をなさるのが一番です。此の道は志す往生の種類を九つに別け、修業を六字の名號に要約してあつて、どんな無智な者でも唱へるのに都合よく出來てゐます。如何に罪障が深いからと云つて卑下なさることはない、十惡五逆を犯した者も廻心をさへすれば往生の望を遂げることが出來る。今までに積んだ德行が少いからと云つて絕望なさる事はない、一念十念の心を致せば阿彌陀樣はきつとおいでになつて淨土へお迎へ下される。されば專稱名號至西方と申して、專念に御名號を稱へさへすれば西方極樂淨土に行く事が出來る、念々稱名常懺悔と仰やつてあつて、一念一念阿彌陀樣のお名を唱へさへすればそれで懺悔滅罪が出來るのです」とお敎へになつた。そして「利劍即是彌陀號と阿彌陀樣さへお賴り申せば魔緣の者は近づかず、一聲稱念罪皆除と念じさへすれば、すべての罪障はそれで皆解除されると「般舟讚」には見えてゐます。淨土宗の敎義は畢竟、何れも簡略な旨として、大要を握むことが肝心だとしてあります。但し往生が出來る出來ないは、信心の有る無しに因ります。だから只もう一心に此の敎を深く信じて、歩いてゐる時でもヂッとしてゐる時でも坐つてゐる時にも寢てゐる時にも、時と場所とを問はず、其の外一切の關係を論ぜず、所謂三業四威儀に於て心に佛を念じ口に名號を稱へることをお忘れに成りさへせれば、臨終の時を最後の限界として此の苦の世界を出離れて、あの極樂淨土即ち二度と迷の娑婆へは歸らない理想の世界に御安住のできる事に、何の疑ひがありませう」と御敎導に成ると、三位の中將は非常に悅ばれて「どうか此の機會に戒を授けて戴いて守り通したいと存じますが、出家をしなければ戒を授けては戴けないでせうか」と申された。上人はそれを聞かれて「出家しない人でも戒を授かつて守るのは一般に許されてゐる慣習です」と云つて、額に一寸剃刀を當て、剃る

(28)回向● 自己の修行の効力を廣く第三者に轉向せしめること。轉じて讀經することによつて死者の菩提をとむらふこと。

(29)日本和田● 兵庫和田の岬、即ち福原に清盛がゐたからいふのである。

眞似をして十戒を授けられた。中將は嬉し涙を流して、戒を受けて之を保持することを御宣誓になつた。法然上人も、何かにつけてセンチメンタルな心持になつて、目前が眞暗になるやうな氣がして、涙ながらに戒律を說いて聞かされた。中將は、それを上人へのお布施にと思はれたらしく、平生チョイチョイといらつしてはお遊びになつた武士の手許に預けてお置きになつた御愛用のお硯を、知時に言ひつけてお取寄せになつて、それを上人の前に差出して、「これをどうか他の者にはお遺しにならないで、いつでもお目につく處へお置き下さつて、これはあの男が持つてゐた物だと御覽になつた度每に、どうか御念佛を遊ばして下さい。又おヒマな折にはお經を一卷御回向下さいましたら有難いと存じます」と申されると、上人は何のお返事もなさらずに、默つてそれを受取つて懷中して、黑い法衣の袖を顏に押當てゝ、涙ながらに黑谷へ歸られた。其の硯は父君の入道前太政大臣が宋の國の天子へ沙金を澤山差上げられたので、其の返禮の爲らしく、日本和田の平大相國のところへといつて送られたのだとか云ふ事である。其の名を松蔭と申した。

研究　清盛が宋ノ國へ沙金を送つたと云ふ事實は正史は勿論公卿の記錄にも所見のない事實である。但し宋國から貢物の來たことは百錬抄第八、高倉院の承安三年三月三日の條に見えてゐて「入道太政大臣通牒ヲ遣ス可キノ由內々之ヲ定メ仰セラル、左大臣(經宗)計ラヒ申ス所ナリ」とある。又宋へ沙金を送つたことは、同書近衞院仁平元年九月二十四日の條に「左大臣、沙金ヲ宋客劉文冲ニ送ル、去年書籍ヲ進送スルガ故也、尙[illegible]三年六月二十四日ノ例ヲ以テ云々」とある。或は清盛の時も沙金を返禮に送つた事があるのかも知れないと思ふ。

六、海道くだり

さる程に、本三位の中將重衡の卿をば、鎌倉の前右兵衛の佐頼朝、頻に申されければ、さらば下さるべしとて、土肥の次郎實平が手より、九郎御曹子の宿所へ渡し奉る。同じき三月十日(1)の日、梶原平三景時に具せられて、關東へこそ下られけれ。西國にて如何にもなるべかりし人の、生きながら捕はれて、都へ上り給ふだに口惜しきに、今更また關の東へ趣かれけむ心の中、推し量られて哀なり。四の宮河原になりぬれば、爰は昔延喜第四の皇子蟬丸の(2)、關の嵐に心をすまし琵琶を彈き給ひしに、博雅の三位(3)といひし人、風の吹く日も吹かぬ日も、雨の降る夜も降らぬ夜も、三年が間歩を運び、立ち聞きて、彼の三曲を傳へけむ、わら屋の束のいにしへも、思ひやられて哀なり。

【通釋】さう斯うするうちに、本三位の中將重衡卿を、鎌倉の前の右兵衛ノ佐頼朝から頻に引渡し方を申請されたので、それでは關東へ下させることにしようといふので、土肥の次郎實平の手から九郎御曹司の宿所へお引渡し申される。そして同じ三月の十日の日に、梶原平三景時につれられて京都を出發し、關東へ下られた。西國でどうにか成る筈だつた人が、生き乍ら捕虜になつて京都へ上洛されるといふ事さへ殘念であるのに、改めて又今

(1)三月十日　元暦元年三月十日である、「吾妻鏡」にも同日の條に「三位中將衡重卿、今日京ヲ出デテ關東ニ赴カル、梶原平三景時之ヲ相具ス、是武衛申請セシメ給フニ依テ也」とある。

(2)延喜第四の皇子蟬丸　延喜は醍醐帝の御事であるが、今昔物語にある通り、蟬丸は宇多帝第八の皇子敦實親王の雜色であつたといふのが事實であらう。蟬丸は「これやこの往くもかへるも別れては知るも知らぬもあふ坂の關」の歌で知られてゐる。

(3)博雅の三位　博雅は源氏である。醍醐帝

の孫、三品兵部卿克明親王の子である。從三位皇后大夫であつたから世に之を博雅の三位と稱した。音樂の好愛者で琵琶の名手たる蟬丸が流泉、啄木の二秘曲を知つてゐることを聞いて之を學ばんと欲し、毎夜逢坂の蘭屋に至る事三年、遂に中秋月下に其の曲を授けられたとの傳說がある。しかし此の人の死んだのは天文三(一六四)年九月十八日で、亨年六十三歳であつたといふ。から生れたのは醍醐天皇の延喜十八年(一五七八)の事である。蟬丸が宇多帝の雜色であつたとすれば、年齡に於て矛盾が出來る。

(4)不破の關屋　不破の關は古代の三關の一で、今日の關ケ原は其址である。岐阜縣不破郡關の藤川の東岸、關ケ原大字松尾大關のあるところが其の地點だといふ。桓武天皇の延

度は關東へ赴かれた中將の心中は嘆かしと推量されて氣の毒である。四ノ宮河原まで來ると、こゝは昔延喜の帝の第四皇子蟬丸が、逢坂の關に吹きおとづれる風に心を澄まして、琵琶をお彈きになつて居たところが、博雅の三位と云はれた人が、風の吹く日も吹かない日も、雨の降る晩も降らない晩も、三年の間續けて其處まで歩いて行つて、物蔭で立ち聞いて、あの名高い三曲を傳へたといふ藁屋の床の故事も聯想されて物あはれである。

○

「逢坂山をうち越えて、勢多の唐橋駒もとゞろと踏み鳴し、雲雀上れる野路の里、志賀の浦浪春かけて、霞にくもる鏡山、比良の高峯を北にして、伊吹の嶽も近づきぬ。心を留むとしなけれども、荒れてなか〳〵優しきは、不破の關屋(4)の板庇、いかに鳴海(5)の汐干潟、涙に袖はしをれつゝ、かの在原の何某(6)の、唐衣(7)きつゝ馴れにしと詠めけむ、三河の國の八橋(8)にもなりぬれば、蜘蛛手にものを(9)とあはれなり。濱名の橋(10)を渡り給へば、松の梢に風さえて、入江にさわぐ波の音、さらでも旅は物憂きに、心をつくす夕まぐれ、池田の宿(11)にも着き給ひぬ。彼の宿の長者(12)熊野が女侍從が許に、その夜は三位宿せられけり。侍從、三位の中將殿を見奉つて、日比はつてにだに思し召し寄り給はぬ人の、今日はかゝる所へ入らせ給ふことの不思議さよとて、一首の歌を奉る。

旅の空はにふの小屋のいぶせさに故郷いかにこひしかるらむ

暦八年七月に廢せられて以來、只其址を存するのみとなつた。

（5）鳴海・愛知縣愛知郡の小都市。東海道五十三次の一驛で、鳴海絞の産地として名がある。鳴海潟は前出。

（6）在原何某　在原業平。

（7）唐衣云々　業平の「から衣きつゝなれにし妻しあればはる〲きぬる旅をしぞ思ふ」の歌をいふ。伊勢物語に出てゐる。

（8）八橋　三河國碧海郡知立町の大字に、今も八橋の名が殘つてゐる。伊勢物語に「そこを八橋といひけるは、水行く河のくもでなれば、橋を八つわたせるによりてなむ」とある。杜若の名所。其の遺跡が東海道線刈谷驛の東北一里二十町にある。

（9）蜘蛛手にものを　歌の引句と思はれるが本歌がわからない。

中將の返事に、

故郷もこひしくもなし旅のそら都もつひのすみかならねば

やゝあつて中將、梶原を召して、「さても只今の歌の主はいかなるものぞ。やさしくも仕つたるものかな」と宣へば、景時畏つて申しけるは「君は未知ろし召され候はずや。あれこそ八島の大臣（13）殿の、未當國の守にて渡らせ給ひし時（14）、召され參らせて、御最愛候ひしに、老母をこれに留め置き、常は暇を申しゝかども、たまはらざりければ、頃は三月の始にてもや候ひけむ、

いかにせむ都の春は惜しけれど馴れしあづまの花や散るらむ

といふ名歌仕り、暇賜ばつて罷り下り候ひし、海道（15）一の名人にて候」とぞ申しける。

新釋　それから逢坂山を越え、勢多の唐橋を、馬蹄の音もトヾロトヾロと踏み鳴らして渡り、雲雀が高く飛び上がる景色も面白い野路の里を過ぎ、折からの春に逢うて涙ものどかな志賀の浦や、霞の爲に曇つて見える鏡山、比良の高峯が北に望んで段々行くさ、いつしか伊吹山も近くなつた。別に注意して見るといふわけではないが、荒廢してゐるのが却つて優雅な感じをさせるのは不破の關の番小屋の板屋根の趣である。干潮の爲に一層海潟面積を擴張してゐる鳴海潟を通るにつけても、末はどうなるみの果てかと、涙に袖は濡れつゝあの在原何とかいふ男が「唐衣きつゝなれにし」と詠んだといふ三河の國の八橋へ來ると

「蜘蛛手に物を」といふ歌の文句ではないが、色々の事が思ひ出されて感傷的な心持に誘はれる。間もなく濱名の橋をお渡りになると、松の梢に吹く風が冴えて、入江に騒ぎ立つてゐる波の音も寂しく、何事がなくとも旅はつらいものであるのに、一層斷腸の思をさせる。夕暮れ頃に、池田の宿にお着きになつた。その宿の長者、熊野の娘の侍從といふ者のところへ、三位は其の晩お泊りになつた。侍從は此の時始めて三位の中將殿をお見上げ申して「これが普通の時なら、間接にさへとてもお思ひ寄りに成らないお方が、今日はこんな所へいらつして下さつたなんて、何といふ不思議な事でせう」と云つて、

旅の空はにふの小屋のいぶせさにふるさといかに戀しかるらむ

といふ一首の歌を差上げた。之に對する中將の御返歌には

ふるさとも戀しくもなし旅の空都もつひのすみかならねば

とあつた。暫くして中將は梶原を側近くお呼びになつて「それにしても今私に歌をよみかけた女はどういふ人間だ、感心にうまい事を云つたものだな」と仰やると、景時が謹んで申したには「あなた樣はまだ御存じがないのですか。あれこそ八島にいらつしやる内大臣樣が、まだ此の遠江の國守でいらつした時、お呼び寄せになつて大變な御寵愛だつたので年取つた親を此の土地に殘して置いて參つて居りましたが、其の母親の事が氣にかゝつてしよつちうお暇を願うても容易にお許しがなかつたので、ちやうど時分は三月の初でもございましたか

いかにせむ都の春は惜しけれど馴れしあづまの花や散るらむ

といふ名歌を詠んで、到頭願通りおヒマを戴いて歸りました此の東海道中での一番の名人でございます」と申上げた。

(10)濱•名•の•橋• 濱名湖の決口なる濱名川にかゝつてゐた橋。

(11)池•田•の•宿• 今も静岡縣磐田郡に池田村がある。天龍川流域の小宿驛。

(12)長•者• 富有な者。

(13)八•島•の•大•臣• 今の八島にゐられる内大臣の意で、宗盛のこと。

(14)當•國•の•守•に•渡•ら•せ•給•ひ•し•時• 平宗盛が遠江守だつたのは平治元年(一八一九)十二月二十七日から永暦元年(一八二〇)の正月二十一日までの二十五日間に過ぎない上に、年齢も十三歳の冬から十四歳の春へかけてゞある。

(15)海•道• 東海道。

(1)北の方大納言すけ　前出。

(2)かしこくぞなかりける　せめて子供がなくつて、仕合だといふ義である。

(3)小夜の中山　佐益の中山(サヤノナカヤマ)といふのが本當である。靜岡縣小笠郡日阪の東にある峠で、東海道が之にかゝつてゐる。

(4)又越ゆべし云云　西行法師の「年をへてまた越ゆべしとおもひきや命なりけり小夜の中山」といふ歌をとつたのである。

(5)うつの山　宇津山又宇津谷峠ともいふ。駿河の安倍郡と志太郡との界にある峠。東海道が之にかゝつてゐる。

(6)蔦の道　靜岡縣志太郡を通する舊東海道の南方岡部町にある小丘で宇都谷峠の西麓に當つてゐる。新拾遺集

都を出でて日數經れば、三月も半過ぎ、春も既に暮れなむとす。遠山の花は、殘の雪かと見えて、浦浦島々霞みわたり、來し方行く末の事ども、思ひ續け給ふにも、「こはされば如何なる宿業のうたてさぞ」と宣ひて、只盡きせぬものは涙なり。御子の一人もおはせぬことを、母の二位殿も歎き、北の方大納言のすけ殿(1)も本意なきことにし給ひて、萬の神佛にかけて祈り申されけれども、そのしるしなし。「かしこうぞなかりける(2)。子だにもあらましかば　如何ばかり思ふ事あらむ」と宣ひけるこそ、せめてものことなれ。小夜の中山(3)にかゝり給ふにも、又越ゆべし(4)とも覺えねば、いとゞ哀の數そひて、袂ぞいたくぬれまさる。うつの山邊(5)の蔦の道(6)、心細くも打ち越えて、手ごし(7)を過ぎて行けば、北に遠ざかつて雪白き山あり。問へば甲斐の白峯(8)といふ。その時三位の中將、落つる涙をおさへつゝ、

「惜しからぬ命なれども今日までにつれなきかひの白ねをも見つ

淸見が關打ち越えて、富士の裾野になりぬれば、北には靑山峩々として、松吹く風颯々たり。南には蒼海漫々として、岸打つ浪も茫々たり。「戀せば瘦せぬべし、(9)戀せずもありけり」と、明神(10)の歌ひ始め給ひけむ足柄の山(11)打ち越えて、こゆるぎの森(12)、鞠子川(13)、小磯、(14)大磯(15)の浦々、やつまと(16)、砥上ケ原、(17)見こ

しが崎(11)をも打ち過ぎて、急がぬ旅とはおもへども、日數やう／＼重なれば、鎌倉へこそ入りたまへ。

新釋 小夜の中山へとかゝつておいでになるにつけても、西行法師の歌ではないが、又と越えて歸れようとも思はれないから、一入悲哀の度が加はつて、袂は餘計涙で濡れるばかりである。うつの山にある蔦の細道を、心細くも越え渡つて、手越を通り過ぎると、北に當つて遠く雪で白くなつてゐる山が見えた。ついてゐる武士に其の山の名を尋ねると、あれこそ甲斐の白嶺であると云つた。其の時に三位の中將は流れ落ちる涙を袖で押さへ乍ら

惜しからぬ命なれども今日までにつれなきかひの白ねをも見つ

と一首の歌を詠み出された。淸見が關を越えて、富士の裾野へ來ると、北方には靑い山が高々と聳えて、松を吹く風の音がサーッサーッと物寂しく聞こえ、南の方には蒼々とした大洋が漫々たる海水を湛へて、海岸に大きな浪が打寄せてゐるのも茫漠たる感じである。「戀せば痩せぬべし、戀せずもありけり」と、其の山の明神が歌ひ始められたとかいふ足柄の山を越えて、こゆるぎの森、鞠子川、小磯、大磯の浦々、八的、砥上ヶ原、みこしが崎をも通過して、別に前途を急がない旅だとは思はれたが、日數が段々重なるうちには、遂に鎌倉へお入りになつた。

新釋 こゝでは兎に角「戀せば痩せぬべし、戀せずもありけり」と足柄明神が歌ひ始められたといふ事が問題である。鼇頭には取敢ず先輩今泉老先生の引證された本朝神社考の文を注記して置いたが、歌ひ始められたとある以上、其の意味を述べた歌がある筈だし、既に本朝神社考に引かれてゐる以上、其の原典がなければならぬ。そこで隨分搜査したが、

定圓の歌に「露しげき蔦のしげみを分け過ぎて岡べにかゝる宇津の山道」

(7)手ごし　手越と書く、安倍川の西岸。靜岡縣安倍郡長岡村手越のことである。これも東海道の宿驛で、繁昌した。

(8)甲斐の白峯　富士山の異名。

(9)戀せば痩せぬべし云々　足柄明神の言葉。「足柄ノ明神、昔唐ニ赴ク。其ノ妻神獨リ留リ守ルコト三歳。明神歸リ朝ス。妻神色白ク肥エ美シ。明神曰ク、思慕ノ情、歸ヲ待ツノ心、必ズ痩セ衰フ可シ、今何ゾ肥エテ麗シキ哉我ヲ思ハザルナリト云テ、遂ニ妻神ヲ去ツ」と林羅山の本朝神社考の四卷に出てゐる。此の事であらう。

(10)明神　延喜式に名神とあるのと同じである。日本後紀へ承和七

途に今日まで見當らない。但し別に「神社啓蒙」（白井宗因著、寛文十年刊）「式外神名考」に（吉野重泰著、文化九年）の二書には、「大和本紀」を引いて

「足柄明神ハ昔シ狩獵ノ人、一日寵妻ニ離レテ悲傷止ム期無シ、其ノ將ニ死ナントスルニ及ンデ一鏡ヲ授ケテ云ク、若シ追慕ノ情有ラバ則チ此ノ鏡ヲ視ヨト、仍テ教ノ如クスレバ其ノ亡妻ノ模テ相ル、猶生平ノ如シ、其ノ鏡ヲ以テ祭ッテ神ト爲ス、神ノ在ル所ノ國ヲ相模ト名ク」

と云ふ地名說話を載せてゐる。これは「國名風土記」「殘本古風土記」などにも出てゐる說で、何れも出典としては確實性の乏しいものであるが、何れにしても非常に夫婦愛の強い神だつたことは確である。此の足柄明神の社は今矢ノ倉明神社とも呼ばれてゐる。祭神は瓊々杵尊で、拜殿に明神、淺間の二座を祀つてある。毎年正月十八日の例祭に、神輿が福泉村一ノ御前、二ノ御前の兩社に渡御ある所から、之を足柄明神の后神だと云ふ俗說もある。足柄の神と云へば古事記日本武尊の條にも出てゐて、由緒の古い神であるのに、之を持ちいつく氏子がなかつた爲、式社の數にも入らず、隨つて曖昧なものとなつて了つたのは惜むべきである。

年著）文德實錄・元慶二年著）などにも既に明神と記してゐる。こゝに明神といふのは足柄明神の事である。

（11）足柄の山・駿相二國の界嶺で、延暦二十一年五月、箱根路が開通するまでは東海道が此山を通つてゐた。今足柄上郡南足柄村大字苅野にある足柄明神社は古く此の山上にあつた。山頂の東寄りに今も「明神」の字を存してゐる。高二五〇五尺。

（12）こゆるぎの森・相摸國舊淘綾郡の地、今神奈川縣大磯、小磯の一帶の河灘をコユルギの濱と稱するのは萬葉集「余呂伎能濱」古今集「小余呂伎の磯」の讀である。以來コユルギの磯は多く歌人の詠に上つてゐるが、森についての所見はない。或は二宮神社であらう。舊淘綾郡二宮庄（古淘綾里）にある神社で式内の川勾神社がそれである。衣通姫、大物忌、級津彦の三柱を祀つてある。別に狩川の附近に、小餘呂幾中將森と呼ぶ地もあつて、そこではないかとも云はれてゐる。

（13）鞠子川・神奈川縣酒匂川の古名、田子川とも書く。富士山麓の東部を流れる鮎澤川が相摸に入つて足柄上足柄下兩郡の諸川を合せ、小田原の北東約一里の處で海に注いでゐるものである。流程二二里。

（14）小磯・小磯は今大字東小磯、西小磯に分れてゐる。神奈川縣大磯町の一部である。

(15)大磯の浦　古今集に所謂コヨロギの磯である。相摸灘沿岸の古驛。今町制を布かれてゐる。

(16)やつまと　八的ともなく。神奈縣高座郡明治村の海濱地方。八松原（ヤツマツバラ）の事であらうといふ。

(17)砥上ケ原　今の神奈川縣藤澤町大字鵠沼南方の海濱である。八松原を出離れて片瀬川の河口へ來れば、直ぐ其處は茫漠たる砥上ケ原であつた。

(18)みこし崎　鎌倉大佛の後背なる甘繩山が御輿崎であると云ふ説もあるが、「相摸風土記」の逸文、萬葉集の歌、何れも激浪岩を崩す海角の事としてゐるから、今の稻村ケ崎を指したものであらう。

(1)案の内　思ひのまゝ。
(2)八島の大臣殿　八島にゐられる前内大臣即ち宗盛。
(3)御成敗　制配ともかく、指揮命令の意。

七、千手

さる程に兵衛の佐殿、三位の中將殿に對面あつて申されけるは、抑も頼朝、君の御憤を休め奉り、父の恥を雪めむと思ひたちし上は、平家を亡ぼさんことは案の内(1)に存ぜしかども、正しうかやうに御目にかゝるべしとは懸けても存じ候はず。この定では、八島の大臣殿(2)の見參にも入りぬべしと覺え候。さても南都炎上のことは、故入道相國の御成敗(3)にて候ひけるか、又時に取つての御計らひか、以ての外の罪業でこそ候ふめれ」と申されければ、三位の中將宣ひけるは、「先づ南都炎上のことは、故入道相國の成敗にもあらず、又重衡が私の發議にても候はず。衆徒の惡行を鎭めむがために、罷り向つて候ひし程に、不慮に伽藍の滅亡に及び候ひぬることは、力及ばざる次第なり。事新しき申事にて候へども、昔は源平左右に爭つて、朝家の御固たりしかども、近き比は、源氏の運傾いたりし事、人皆存知の旨なり。就中當家は、保元平治より以來、度々朝敵を平け、勸賞身にあまり、忝くも一天の君の御外戚として　帝祖太政大臣にいたり、一族の昇進六十餘人、廿餘年がこのかたは、官加階天下に肩を雙ぶるものも候はず。それ

（4）殷湯は夏臺に囚れ●●●●●●●●　殷湯は夏の湯王の事。夏臺は周時代に於ける監獄即ち刑務所のこと。殷で監獄を羑里、周で囹圄と云つたのと同じである。史記の夏紀に、「桀、湯ヲ召シテ之ヲ夏臺ニ囚フ」さある。

（5）文王は羑里に囚る●●●●●●●●　殷時代に於ける監獄の事。文王即ち西伯が、徳を砥き政を修めて、天下之に歸したる爲、紂王が大に恐れて羑里に拘置したことは淮南子及び史記の殷本紀に出てゐる。

につき候うては、帝王の御敵討ちたるものは、七代まで朝恩蠢きずさ申す事は、極めたるひが事にてぞ候ひける。その故は、まのあたり故入道相國は、君の御爲に命を失はむこする事、度々に及ぶ。されども其身一代の幸にて、子孫斯やうになるべきやは　運つき世亂れて都を出でし後は、尸を山野に暴し、浮名を西海の波に流さばやとこそ存ぜしに、生き乍ら囚れて是まで下るべしさは、ゆめゆめ存じ候はず。只前世の宿業こそ口惜しく候へ。但殷湯は夏臺に囚れ、㊃文王は㊄羑里に囚るこいふ文あり。上古猶此の如し。況や末代に於てをや。弓矢取る身の敵の手に渡つて、命を失はむこと、全く耻にて耻ならず。只芳恩には、疾う〳〵頭を刎ねらるべし」こて、其後は物をも宣はず。梶原是を承つて、「あつぱれ大將軍や」とて、淚をながす、侍ごもゝ皆袖をぞぬらしける。

新釋　其のうちに兵衛の佐殿は、三位ノ中將殿に會つて申されたには、「全體此の賴朝は最初から、假にも自分が、上御一人のお憤りを休めて御安心おさせ申し、一つには又、父の耻辱を雪がうと決心して立つた以上、平家を全滅させる事位は、容易な事だと思つてゐましたが、まさかこんな工合にお目にかゝらうさは、豫期してゐませんでした。此の分では、八島の前内大臣殿にも追つけお目にかゝれる事さ思ひます。それにしても、あの奈良をお燒きになつたのは、亡くなられた入道相國の御命令だつたんですか、或は又、あなたの臨機の御處分だつたんですか、兎に角議論を超越した不法行爲のやうですね」さ、さう

申されると、三位の中將が仰やつたには、「何より先にお答へしますが、あの奈良が燒けましたのは、亡くなられた入道相國の命令でも御座いませんし、又、重衡一人の考へに起つた事でも御座いません。衆僧の亂暴を取締めようとして行つた時に、思ひがけなく寺が燒失しましたのは、謂はゞ不可抗力の出來事です。今更らしい申し分ですが、昔は源氏と平家とが左と右とに別れてテンデに競爭し〱、皇室の御守護に任じてゐました。しかし、近頃になつて源氏の運勢が衰へて來たことは、誰しも皆知つてゐる事です。中にも我が平家は保元、平治以來、數回の戰役に朝敵を平定したゝめ、身に餘る賞典を受け、勿躰なくも一天萬乘の陛下の御外戚として、帝祖と崇められ、官は大政大臣にまで達し、其の一族で高位に昇進した者の數は六十人にも餘る有樣で、此の二十年餘りの内に、官位の點では日本全國に肩を列べるものもありません。それにつけても、帝王に敵する者を討平げた者は、七代まで皇室の御恩惠が盡きない、と申す古來の諺は、大變な間違ひでした。何故かと申すと、現に亡くなられた入道相國は、　陛下の御爲には隨分御奉公を盡して、既に死に瀕したことが一度や二度ぢや御座いません。それだのに、之に對する恩惠はと云へば、自分一代仕合せに逢つたといふだけで、子孫がこんな情ない悲運に遭ふなんて事は、あるべき事ぢやないからです。私としては、一門の運が盡きて亂世になつて、京都を逃出された上は、屍骸は山野に曝し、汚名は西海の波に流さうと、さう覺悟してゐましたのに、生き乍ら捕虜になつて、こゝまで下つて來ようなんて、實に思ひもかけない事です。今更愚痴は云ひませんが、只こんな事にならればならぬ前世の宿業が怨めしいと思ひます。但し夏の湯王は夏臺の獄に囚れ、文王ほどの人も羑里で禁獄されたといふ事が、支那の原典にあります。昔ですら其の通りなんですから、況して末代の今日として不思議はないでせう。軍人

が、敵の手に渡つて殺されるといふ事は、恥辱のやうで、決して恥辱ぢやありません。只お情には、どうぞ早く首を斬つて下さい」と云つて、それからはプッツリとも口をきかれなかつた。梶原は其の一言を承つて、「あゝ、立派な大將軍だなア」と云つて思はず落淚した。其の他の武士たちも皆男泣きに泣いた。

兵衞の佐殿も、實にあはれに思はれければ、「抑も平家を、賴朝が私の讐とはゆめ〳〵思ひ奉らず。只帝王の仰こそ重う候へ。さりながらも、南都を亡ぼされたる伽藍の敵なれば、大衆定めて申す旨もやあらむずらむ」とて、伊豆の國の住人、狩野の介宗茂①にぞ預けられける。その體、冥土にて沙婆世界の罪人を、七日々々に十王②の手に渡さるらむも、かくやと覺えて哀なり。されども狩野の介は情ある者にて、いたう嚴しうも當り奉らず。やう〳〵にいたはり參らせ、剩湯殿しつらひなんどして、御湯引かせ③奉る。

新釋 兵衞佐殿も、衷心から感動して、實際氣の毒な事だと思はれたので、「全體私は、平家を此の賴朝一家の私の敵だなぞとは、決して考へてゐません。只陛下の御命令だけを何處までも重んじて行動してゐるばかりです。しかし何と云つても、奈良をお燒きになつた御當人でいらつしやる以上、寺方から觀れば敵ですから、坊主たちがきつと何とか申して來るでせう」と云つて、伊豆の國の住人の狩野介宗茂に引渡し、監護を命ぜられた。其の有樣は、まるで、冥途で此の娑婆世界から行つた罪人を、一週間毎に十王の手へ引渡される時も、こんなだらうかと思はれて悲慘である。しかし狩野介は人情のある者だから、

（1）狩野の介宗茂　伊豆國にあつた院の御領狩野庄の地頭で、其子親光と共に賴朝の家人になつた。

（2）七日七日に十王の手にわたさる　秦廣、初江、宗帝、五官、琰魔、變成、泰山、平等、都市、轉輪の諸王を十王といふ、これ等は皆冥界各地區の支配者で死んで冥途へ行つた者は、其各王の管轄區毎に各七日間の訊問を受けて後、次の王に引渡されるといふ傳說があ

つた。

(3)御湯引かせ・・・・昔の入浴は、今日の如く直接湯浴式でなく、浴室外から竹樋で湯を引いて、所要量だけを浴器に導いたのである。

(1)染附の湯卷・・・・湯卷は今日の物とは違ふ。湯卷本來は湯浴びで、浴室に着衣のまゝ入る時、濕潤を防ぐ爲に纏ふ白色生絹のカバーである。染附は「模樣を染めつけた」の意で、こゝは染め模樣の湯卷のこと。

(2)髮は衵だけなり・・・・衵は、單と下襲さの間に著るもので、綾地に小葵、菊立涌等の紋樣ある短衣。服色は種々あり、夏冬共用ゐる。髮が衵だけ」とは髮と衵の丈と同長の意。

(3)小村濃・・・・村濃染の濃色部が小さいもの。

(4)半挿盥　色葉字類抄には匜の字を當て、「私日匜音夷、洗手器

そんなにひどくもお當り申さず、色々とおいたはり申して、其の上に入浴場の用意までして、お湯にお入れ申上げた。

中將、道すがらの汗いぶせかりければ、身を清めて失はれむにこそと思ひて、待ち給ふ所に、やゝあつて、年の齡二十ばかりなる女房の、色白う清げにて、髮のかかり實に美しきが、めゆひの帷子に染附の湯卷(1)して、湯殿の戶押しあけて參つたり。其後に、十四五ばかりなる女の童の、髮はあこめ(2)だけなりけるが、こむらご(3)の帷子着て、半挿盥(4)に櫛入れて持つて參りたり。此女房介錯(5)にて、やゝ久しう御湯ひかせ奉り、髮洗ひなんどして、暇申して出でけるが、「男なんどは事なう(6)もぞ思しめす、女はなかなか苦しかるまじとて、鎌倉殿より參らせられて候。何事も思し召すことあらば、承つて申せとこそ、兵衞の佐殿は仰せ候ひつれ」中將「今はかゝる身となつて、何事をか思ふべき。只思ふ事とては出家ぞしたき」と宣へば、彼の女房歸り參つて、兵衞の佐殿に此由を申す。兵衞の佐殿「それ思ひよらず。私の讐ならばこそ。朝敵として預り奉つたれば叶ふまじ」とぞ宣ひける。　かの女參つて、三位の中將殿に此由を申し、　暇申して出でければ、中將、守護の武士に宣ひけるは、「さても只今の女房は、優なりつるものかな。名をば何といふやらむ」と問ひ給へば、狩野の介申しけるは、「あれは手越の長者

柄有り、以て水を注ぐ可し」とある。

(5)介錯・・ 手だすけをする事。

(6)事なう・・ 不明の語である。興なしといふ意に解してゐるもあるが、無理である。こゝの意味は、よけいな奴が來なくてもよいのにと厄介に思ふ事であらう。

(7)わりなし・・ 特別なり。二なし。

の女で候ふが、みめかたち、心ざま、優にわりなき(7)者とて、この二三個年は、佐殿に召し置かれて候。名をば千手の前と申し候」とぞ申しける。

新釋 中將は心の中で、道中で汗をかいて不潔になつてゐるから、これは屹度、身を淨めてから殺すんだナと思つて、覺悟して待つていらつしやると、暫くして年頃にして二十歲位な、色の白い小ざつぱりした、髮のぐあひの如何にも美しい女中が、細かい絞り染の帷子の上へ染模樣の湯卷を引つかけて、中將の入つていらつしやる浴場の戶を押しあけて參つた。其の後には十四五歲位の少女で、ちやうど相ほどの長さに髮を垂らしてるのが、小村濃の帷子を着て、半插盥に櫛を入れて持つて來た。女中は色々お世話をして、隨分ゆつくりと御入浴をおさせ申し、お髮を洗つたりしてから、挨拶をして引下つたが、其の時、「男が參つたりしては、來ないでもよいのにとうるさく思召すかも知れないが、女なら差支あるまいと仰やつて、鎌倉殿のお言ひ附で參りました。何でも御希望が御座いましたら承つて來て申すやうにと兵衞の佐殿は仰せられました」と云つた。中將は聞いて、「こんな身の上になつた今日、何の思ふ事があるものですか。只一つの望みは出家したいと云ふ事だけです」と仰やつたので、其の女は早速歸つて參つて、兵衞の佐殿に其の旨を報告すると、兵衞の佐殿は「それは思ひも寄らない事だ。自分一個の敵ならどうでも出來るが、朝敵としてお預り申したのだからさうはいくまい」と仰やつた。其の婦人が又參つて、三位の中將殿に其の由を申し、挨拶をして引下がると、中將は、番についてゐる武士に尋ねて仰やつたには、「それにしても、今來たあの婦人は、感心な女だつたナ、名は何と云ふものだらう」と、さうお聞きになると、狩野の介がお答へ申したには、「あれは手越の長

者の娘でございますが、容貌も精神も非常に立派なものだといふので　此の二三年は、佐殿のお側にずつさお置きになつてゐます。名は千手の前さ申します」さ申した。

其夕、雨少し降つて、萬物淋しけなるをりふし、件の女房、琵琶・琴持たせて參つたり。狩野の介も、家の子郎等十餘人引き具して、中將殿の御前近う候ひけるが、酒を勸め奉る。千手の前酌をさる。中將、少しうけて、いと興なげにておはしければ、狩野の介申しけるは、「日聞し召されてもや候ふらむ。宗茂は本より伊豆の國の者にて候へば、鎌倉では旅①にて候へども、心の及ばむほごは奉公仕り候ふべし。何事も思し召すことあらば、承つて申せと、兵衛の佐殿仰せ候。それ何事にても申して、酒をすゝめ奉り給へ」といひければ、千手の前、酌をさしおき、「羅綺の重衣②たるは情なきことを機婦に妬む」といふ朗詠を、一兩返したりければ、三位の中將、「この朗詠をせむ人をば、北野の天神③、毎日三度翔けつて守らむと誓はせ給ふとなり。されごも重衡は、今生にては早捨てられ奉つたる身なれば、助音しても何かせむ。但罪障輕みぬべきことならば、從ふべし」と宣へば、千手の前やがて、「十惡⑤といへども猶引攝す」といふ朗詠をして、「極樂願はむ人⑥は皆、彌陀の名號を唱ふべし」といふ今樣を、四五返謠ひすましたりければ、其時中將盃を傾けらる。千手の前たまはつて、狩野の

（1）・旅・旅先。・他郷。

（2）羅綺の重衣たるは、「羅綺ノ重衣タルハ、情無キコトヲ機婦ニ妬ム」菅原道眞の作つた「早春ノ内宴ニ侍リテ春娃ノ氣力無キヲ賦ス」と題する詩の句で、美しい宮女の舞姿を見てゐると輕羅も重くてたまらなさうで、そんな着を織出した工女の無情を嫉み怨むさの意である。朗詠集注に羅綺者薄織之綺也、美人力微猶爲二重衣一、是機女無レ情而可レ謂二厚織一也。又曰、伶人主レ紱長久、舞女彌可レ痩とある。

介にさす。宗茂が飲む時に、琴をぞ引きすましたる。三位の中將、「普通には此樂をば五常樂(7)といへども、今重衡がためには、後生樂とこそ觀ずべけれ。やがて往生の急を彈かむ」とたはむれ、琵琶を取り、てん手をねぢて、皇麞の急(8)をぞ彈かれける。かくて夜もやうやう更け、萬心の澄むまゝに、「あな思はずや、吾妻にもかゝる優なる人のありけるよ。それ何事にても今ひと聲」と宣へば、千手の前重ねて、「一樹の蔭に(9)宿りあひ、同じ流をむすぶも、皆是先世の契」といふ白拍子を、實に面白うかぞへたりければ、三位の中將、「燈暗うしては數行虞氏が涙(10)」といふ朗詠をぞせられける。譬へばこの朗詠の心は、昔唐土に、漢の高祖と楚の項羽と位を爭ひ、合戰すること七十二度、戰毎に項羽勝ちぬ。されども遂には、項羽戰負けて亡びし時、騅といふ馬の、一日に千里を飛ぶに乘つて、虞氏といふ后と共に逃げ去らむとし給へば、馬いかゞ思ひけむ、足を調へて働かず。項羽涙を流いて、わが威勢既にすたれたり、敵の襲ふは事の數ならず、只この后に別れむことをのみ歎き悲み給ひけり。燈暗うなりしかば、虞氏心細さに涙を流す。更け行くまゝには、軍兵四面に鬨をつくる。この心を橘相公(11)の詩に作れるを、三位の中將今思ひ出でゝ口ずさみ給ふにや、いとやさしうぞ聞えし。

(3)北野の天神　北野天滿宮の祭神たる菅原道眞。
(4)助音　聲を加へる事。コーラスすること。
(5)十惡と雖も猶引攝す　「十惡ト雖モ猶引攝ス、疾風ノ雲霧ヲ披クヨリモ甚ダシ、一念ト雖モ必ズ感應ス、之ヲ巨海ノ涓露ヲ納ルニ喩フ」。村上帝の王子中納言具平親王御作の「極樂寺ヲ讃スル文」の一節。
(6)極樂願はむ今は云々　今様の句。
(7)五常樂　禮義樂とも五聖樂とも云ふ。仁義禮智信の五常たる宮商角徵羽に配したもの。平調二十九曲中の一。
(8)皇麞の急　皇麞は樂曲の名、急は急調子のこと。
(9)一樹の蔭に云々　白拍子の今様の句。
(10)燈暗うして數行虞

●氏が涙　「燈暗ウシテ數行虞氏ノ涙、夜深ウシテ四面楚歌ノ聲」橘廣相の作た「項羽チ賦ス」と題する詩の句。

（一一）●橘相公　左大臣橘諸兄の五世の孫である。名は廣相（ヒロミ）で詩才を認められ、九歳で昇殿し、文章博士となり寛平二年五十四で死んだ。後に従三位中納言を贈られた。

新釋　其の夕方から小雨が降出して、凡てにつけて哀感の催される折ふしに、其の婦人が琵琶と琴とを持たせて參つた。此の時、狩野の介も一族や家來たちを十人餘も從へて、中將殿の御前近く伺候してゐたが、酒を出してお勸め申上げる。と、千手の前が出てお酌をした。中將が一寸盃を受けたゞけて、一向氣の進まない御樣子をしていらつしやると、狩野の介が申したには、「薄々はお聞きになつてゐるかも知れませんが、此の宗茂は元々伊豆生れでございますから、此の鎌倉は旅先ではございますが、出來るだけのお世話は申上げたいと存じて居ります。何でも斯うしたいとかあゝしたいとか云ふお望みがございましたら、承つて私から申すやうにと、兵衛の佐殿が仰せられました。これ、千手殿、何でもいゝからお聞かせ申して、御酒をおすゝめ申しなさい」とさう云つたので、千手の前は、酌の手を止めて、「羅綺の重衣タルハ情ナキコトヲ機婦ニ妬ム」といふ菅丞相作の朗詠を一二度繰返してうたつた。すると三位の中將は、「何でも此詩を朗詠した人を、北野の天神樣は、日に三度づゝ天翔つて守つてやるとお誓ひになつたさうだが、重衡は、此の世ではもう神々のお見限りを受けた身の上だから、コーラスをしたつても仕方がない。但し幾らかでも罪障が輕くなる事ならおつきあひをしませう」と仰やつたので、千手の前は直ぐ「十惡ト雖モ猶引攝ス」といふ朗詠をして、「極樂願はむ人は皆、彌陀の名號を唱ふべし」といふ今樣を四五遍歌ひすますと、其の時中將は、始めて快げに杯を傾けられた。千手の前は直ぐそれを受取つて狩野の介にさして、宗茂が飲んでゐる間に、琴で五常樂を彈奏した。三位の中將は聞いて「一般には此の樂をゴジヤウラクといふが、今の重衡としては後生樂と觀念するんだね。お次は往生の急を彈かう」と串戯を云ひながら、前にあつた琵琶を取上げて、テンジンを捻ぢて調子を合はして、皇麞の急調を彈奏された。そんなこ

んなでそろそろ夜も更けて、凡てに於て精神が清澄になるにつけて、中將は感に堪へない調子で「あゝ關東にもこんな優雅な人があるなんて意外だつた。それ、何でもいゝからもう一聲賴む」と仰やると、千手の前は重ねて又、「一樹の蔭に宿りあひ、同じ流を掬ぶも皆是先世の契」といふ白拍子を、如何にも面白く繰返して歌つた。すると、三位の中將も「燭暗ウシテ數行虞氏ガ涙」といふ朗詠をせられた。早い話が此の朗詠の意味は、昔支那で漢の高祖と楚の項羽とが帝位を爭つて、七十二回まで交戰したが、戰ふ毎に項羽が勝つた。しかし結局は項羽が戰敗して亡んだ時に、一日に千里を走る騅といふ馬に乘つて、虞氏といふ后と一緒に逃げようとされたところが、馬は何と思つたものか、足を揃へて動かうともしなかつた。項羽は是れを見てハラハラと涙を流して、「俺の威勢はもう地に墜ちた。敵が何萬騎來襲して來たつて、そんな事は問題ぢやないが、俺はお前に別れるのがいやだ」と云つて、只此の虞氏といふ后に別れる事ばかりを歎き悲まれた。其の時、油が乏しくなつたのか、燈火が段々暗くなつて來たので、虞氏は迫り寄る心細さに胸を打たれて涙を流した。外には夜が更けてゆくにつれて、四面に起る敵軍の兵士の鬨の聲が壓迫するやうに高く響いた。――といふ意味を、橘相公が詩に作つたのを、三位の中將は此の場合思ひ出して、朗吟されたのだらうか。誠に優雅な事と聞取られた。

さる程に夜も明けゝれば、狩野の介は暇申して罷り出づ。千手の前も歸りけり。

其朝、兵衛の佐殿は、持佛堂に(1)法華經讀うで在しける所へ、千手の前歸り參つたり。兵衛の佐殿打笑み給ひて、「さても夕、中人(2)をば面白うもしつるもの哉」と宣へば、齋院の次官親義(3)、御前に物書いて候ひけるが、何事にて候ふやらむ」と

(1)持佛堂　日々祈念する護持佛を安置してある堂。
(2)中人　主客の中に

介して酒の坐のとりもちをする人。
(3)齋院の次官親義。明法博士中原廣秀の子此の時齋院司の次官であつた。或本には親能とある。
(4)相勞る。所勞、氣分のすぐれぬこと。
(5)千手の前剃髮。吾妻鏡、文治四年四月二十五日の條に「今曉千手前卒去（年二十四）……前三位中將重衡參向の時、不慮に相馴乙、彼の上洛の後之を戀慕し、朝夕休まざる憶念の積む所、若し發病の因たるかの由、人之を疑ふ」とあるが、剃髮の事はない。

申しければ、佐殿宣ひけるは、「平家の人々は、この二三箇年は、軍合戰の營の外は、又他事あるまじきとこそ思ひしに、さても三位の中將の琵琶の撥音、朗詠の口ずさみ、夜もすがら立ち聞きつるに、優にやさしき人にておはしけり」と宣へば、親義申しけるは、「誰も夕べ承はりたく候ひしかども、折節あひいたはる(4)事の候うて、承らず候ふ。此後は常に立ち聞き候ふべし。平家は、代々歌人才人達にて渡らせ給ひ候。先年あの人々を花に喩へて候ひしには、この三位の中將殿をば、牡丹の花に喩へて候ひしか」とぞ申しける。三位の中將の琵琶の撥音、朗詠の口ずさみ、兵衞の佐殿、後までもありがたき事にぞ宣ひける。其後中將南都へ渡されて、斬られ給ひぬと聞えしかば、千手の前(5)は、中々思ひの種とやなりにけむ、やがてさまをかへ、濃き墨染にやつれはてゝ、信濃の國善光寺に行ひすまして、彼の後世菩提をとぶらひけるぞ哀なる。

新釋　其のうちに夜も明けたので、狩野の介はお暇乞を申して退出した。千手の前も歸つた。其翌朝に兵衞の佐殿は、持佛堂でお經を讀んでいらつしやると、其處へ千手の前が歸つて參つた。兵衞の佐殿はニツコリして、「やあゆふべは、とりもち役を中々面白く勤めたね」と仰やると、其の時御前で書き物をしてゐた齋院次官の中原親義が小耳に挾んで、「一體それは何の事でございます」と申したので、佐殿は說明して「平家の人たちは、此の二三年の間は戰鬪準備ばかりで、外の事は何もする餘裕があるまいと思つてゐたところ

が、どうしてどうして、三位の中將の琵琶の撥音といひ、朗詠の吟聲といひ、實はゆふべ一晩中立聞きしてゐたのだが、立派なものだつた」と仰やつた。判義は承つて、「私もゆふべは是非承りたいと存じてゐましたのですが、ちやうど折わるく少し氣分がわるかつたので、承りませんでした。これからは必ず立聞きを致しませう。平家のお方々は、御代々みんな詠人でもあり風流才子でいらつしやいます。いつぞや、あの人たちを花に喩へて批評した事がございましたが、其の時には、あの三位の中將殿を牡丹の花に喩へました」と申した。兵衛の佐殿はいつ迄も、此の三位の中將の琵琶の撥音と朗詠の吟聲とを褒めて、實に珍しい立派なものだと仰やつた。其の後に中將は、奈良へ引渡されて首をお斬られになつたといふ事であつたので、千手の前は結句、一夕の宴が苦勞の種になつたものか、間もなく頭を剃つて、眞黑な法衣姿にやつれ果て、信濃國の善光寺へ行つて、立派に修行を遂げ、中將の來世の成佛をお祈り申したのは、奇特な事であつた。

八、横笛

さる程に、小松の三位中将維盛卿は、身から(1)は八島にありながら、心は都へ通はれけり。故郷に留め置き給ひし北の方をさなき人々の面影のみ、身にひしと立ちそひて、忘るゝ隙もなかりければ、あるに甲斐なき我身かなとて、壽永三年三月十五日の曉、忍びつゝ八島の館をば紛れ出で、與三兵衞重景(2)、石童丸(3)といふ童、船に心得たればとて武里(4)といふ舍人、是等三人を召し具して、阿波の國結城の浦(5)より船に乘り、鳴戸(6)の沖を漕ぎ過ぎて、紀伊路(7)へ赴き給ひけり。和歌(8)、吹上(9)、衣通姫(10)の神と現れ給へる玉津島の明神(11)、日前國懸の御前(12)を過ぎて、紀伊の湊(13)にこそ着き給へ。これより山傳ひに都へ上り、戀しきものどもを今一度見もし、見えばや、とは思はれけれども、叔父本三位の中将殿の生捕にせられて、京鎌倉に耻を暴させ給ふだにも口惜しきに、此身さへ捕はれて、父の尸に血をあやさむ(14)ことも心憂しとて、千度心は進めども、心に心をからかひて、高野の御山へ參り給ふ。

新釋 話かはつて其の間に、小松の三位の中将維盛卿は、自分の身體は八島にありながら

(1)身から・現實の肉體をいふ。
(2)與三兵衞重景・重盛の從士景政の子。
(3)石童丸・不明。
(4)武里・不明。
(5)阿波の國結城の浦・由岐浦、又、横浦とも書く。徳島縣板野郡瀨戸村大字堂ノ浦の一地點。
(6)鳴門・鳴門海峽。
(7)紀の路・紀州航路。
(8)和歌・和歌山市の南方一里にある和歌の浦のこと。
(9)吹上・吹上の濱のこと。吹井の浦ともいふ。和歌山市の西南部から海草郡雜賀村までの一帶の海濱をいふ。
(10)衣通姫・名は弟姫。允恭天皇の皇后忍坂大中姫の妹で、光りかゞやく其の肉體の美しさは衣を透徹するばかりであるといふので、世

心は常に京都の方へ飛んで行つてばかりゐた。故郷に殘して置かれた夫人やお子達の姿ばかりが、絶えず目の前に浮んでばかりゐて（ピッタリと身について）忘れる間もなかつたので、えゝッ、俺一人がゐたつて何のタソクになる人間かと、壽永三年の三月十五日の夜明方に、ソッと八島の館を忍び出て、家來の與三兵衛重景と、石童丸といふ少年と、それに今一人は、船を漕ぐ技術をよく知つてゐるからといふので武里といふ舍人と、以上三人をつれて、阿波の國の由岐の浦から船に乘つて、鳴門沖を漕いで通つて、紀州の方へ行かれた。和歌の浦、吹上の濱、衣通姫が神と現れておいでになる玉津島明神(11)の社、日前・國懸の社前を通つて、紀州の湊にお着きになつた。それから、山道傳ひに京都へ行つて、戀しい妻子等の顏も、もう一度見、自分の顏も一度見せたいとは思はれたが、叔父の本三位中將殿が捕虜にされて、京都・鎌倉に恥をさらしていらつしやる事だけでさへも、同じ平家の一門としては殘念だのに、自分までが捕へられて、父重盛の死骸に血を流させるのも情ない話だ、と考へて、何度も京都へ行かうとする心は進んだが、強ひて自分で自分の心と烈しい苦闘をして遂に制し抑へゝ、高野山へお登りになつた。

高野に年比知り給へる聖あり。三條の齋藤左衛門茂頼(14)が子に、齋藤瀧口(15)時頼とて、本は小松殿の侍たりしが、十三の年、本所(16)へ參つたり。建禮門院の雜仕に横笛といふ女あり。瀧口是に最愛す。父この由を傳へ聞いて、「世にあらむ者の聟子にもなし、出仕なんどをも心安うせさせむと思ひ居たれば、由なきものを思ひ初めて」など、あながちに諫めければ、瀧口まをしけるは、「西王母と謂つし

に之を衣通姫と呼んだと傳へられる。有名な「わがせこの來べきよひなりさゝがにのくものおこなひ今宵しるしも」といふ歌の作者として和歌三神に數へられてゐる。

(11)玉津島の明神　和歌の浦にある玉津島明神社のこと。祭神は稚日女命で、聖武朝以來の由緒の古い社だといふが、中世以後頽廢して、今は明治二十五年建造の小祠を存してゐるのみである。但し此の社が果して衣通姫が神と現れた社であるや否やは大問題である。

(12)日前・國懸の御前　日前・國懸はヒノクマクニカヽスと訓む。兩神一社で今日は官幣大社である。和歌山縣海草郡宮村秋月に鎭座。齋部廣成の古語拾遺に依ると、天照大神が天の石窟に入らせ給ふた時、石凝姥神が最初に作つた日像の鏡は少し

不完全な點があつたので改鑄した。其の最初に作つたのが日前國懸の神で、後に改鑄した完全なものが伊勢大神だとある。

(12)紀の湊・・・盛衰記には由良の湊とある。由良ならば日高郡由良村前面の港灣で、灣入約二里、港口には小さな島があつて敵障を形つてゐるが、西があいてゐるのは決點である。「ゆらの湊」といふ名は續後撰の平重時の歌、新續古今の後小松院の御歌にも出てゐる。

(13)あやさむ・・・あやすの變化である。流すこと。

(14)三條の齋藤右衛門茂頼・・傳記不明、重盛の臣。時頼の父。

(15)齋藤瀧口・・・・瀧口に詰めてゐる武士の齋藤といふ意。

(16)本所・・瀧口警備員の本部。

人も、昔はあつて今はなし。東方朔と聞えし者も、名をのみ聞いて目には見ず。老少不定の界は、只石の火の光(17)に異ならず。假令人長命といへども、七十八十をば過ぎず。その中に身の盛なる事は、僅に二十餘年なり。夢幻の世の中に、醜きものを片時も見て何かせむ。思はしきものを見むとすれば、父の命を背くに似たり。是善知識なり。如かず浮世を厭ひ、實の道に入りなむ」とて、十九の年髻切つて、嵯峨の往生院(18)に行ひすましてぞ居たりける。横笛此由を傳へ聞いて、「我をこそ捨てめ、樣をさへかへけむことの怨めしさよ。假令世をば背くとも、などかは斯くと知らせざらむ。人こそ心強くとも、尋ねて恨みむ」と思ひつゝ、或昏がたに都を出で、嵯峨の方へぞあくがれける。

新譯　高野山には長年の間お知りあひの聖僧がある。それは、三條の齋藤左衛門茂頼の子の瀧口の武士齋藤時頼と云つて、元は小松殿の侍士であつたが、十三歳の時に、瀧口の本部附として出仕した。其の在勤中のこと、建禮門院の雜仕女に横笛といふ婦人があつて、時頼と最愛の中になつた。父の茂頼は其の事を聞いて、「俺はお前を、もつと社會的地位のある者の聟にでもして、就職の苦勞なんかしないですむやうにしてやらうと思つてゐたのに、とんでもない女と關係したりして」などと、頑固に叱りつけると、時頼が云ふには「西王母とか云つた仙人も、昔は實際居たんでせうが現實にはゐません。又、東方朔とかも名ばかりは聞いてゐますが、今日誰も見た者はありません。老少不定の生物としての生

命はホンの閃光的なものです。人間は假令どんなに長生きだと云つても、先づ七八十歳が限度でせう。其の短い一生の間で、身體も壯健で活動の出來る時はと云つたら、僅二十年餘りです。こんな夢か幻影のやうな、はかない人生に、醜い女を妻にして連添うてゐるなんて事は、一時間だつてつまらないと思ひます。しかし自分の氣に入つた者を愛しようとすると、お父樣の御意見に反抗するやうな形になります。これは何よりの良いお導きです。つまらない事に執着を持つて煩悶してるより、こんなイヤな生活にサヨナラをして、眞の光を佛道に認めるが何よりだと私は決心しました」とさう云つて、十九歳の時頭を剃つて嵯峨の往生院で心靜に修行をしてゐた。横笛は其の事を人から傳へ聞いて、「あれ程までに深く言ひ交した仲の私を捨てるばかりか、頭まで剃つて了つたなんてあんまりだ。假令世の中を捨てるにしても、其の前にさうならさうと唯だ一言私に云つて吳れない法があるものか。いゝわ、あの人がどんなに氣強くつたつて、尋ねて行つて一と言怨を云つてやらなくちや」とさう思つて、或る日の暮れ方に京都を忍び出て、フラフラと夢を追ふやうに嵯峨の方向へ迷うて行つた。

此は二月十日餘のことなれば、梅津の里(1)の春風に、よその匂もなつかしく、大堰川(2)の月影も、霞にこめて朧なり。一方ならぬあはれさも、誰故ここそ思ひけめ。わうじやう院とは聞きつれども、さだかにいづれの坊とも知らざれば、こゝにやすらひ、彼處に佇み、尋ねかぬるぞむざんなる。」住み荒したる僧坊に念誦しけるを、瀧口入道が聲と聞きすまして、「御樣の變りておはすらむをも見もし、

（17）石の火の光　いはゆる電光石火の「石火」である。石と石と相撃つた場合の發火で、生滅の瞬間的な譬によく引かれる。「新論」に「人之短生、猶如二石火一」。白樂天の詩に「石火光中寄二此身一」とある。

（18）嵯峨の往生院　念佛房草創の寺で、洛西嵯峨の二尊院の北、三寶寺の東北、上嵯峨村にあつたといふ。今は其舊地に往生院寺が殘つてゐる。傳説によると妓王が清盛に捨てられて柴の庵を結んでゐたのも此の往生院であり、延元の亂後幻當内侍が愛人新田義貞の菩提を弔ふために住んでゐたのも往生院だとある。

（1）梅津の里　京都の西、四條通を西へ出はづれた所、桂川がカーブ

見えまゐらせむがために、妾こそ是まで參つて候へ」と、具したる女にいはせければ、瀧口入道胸打ちさわぎ、あさましさに、障子の隙よりのぞいて見れば、裾は露、袖は涙にうち萎れつつ、少し面痩せたる顏ばせ、實に尋ねかねたる有樣、如何なる大道心(3)者も心弱うなりぬべし　瀧口入道人を出いて、「全く是にはさる人なし。若し門違にてもや候ふらむ」といはせたりければ、横笛、なさけなく怨めしけれども、力及ばず、涙をおさへて歸りけり。その後瀧口入道、同宿の僧に語りけるは、「こゝも世に靜にて、念佛の障碍は候はねども、飽かで別れし女に、此住居を見えて候へば、假令一度は心強くとも、又も慕ふことあらば、心も動き候ひなむず。暇申す」とて、嵯峨をば出でて高野へ上り、淸淨心院(4)に行ひすましてぞ居たりける。横笛もやがて樣をかへ(5)ぬる由聞えしかば、瀧口入道、一首の歌をぞ送りける。

　剃るまではうらみしかどもあづさ弓まことの道に入るぞうれしき

横笛が返事に、

　剃るとても何かうらみむ梓弓引きとゞむべきこゝろならねば

新釋　ちやうど其の時分は、二月の十日過の事であつたから、梅津の里の方向からそよそよと吹いて來る春風に、よい匂ひのするのが、目ざす所ではないが、何となく懷かしく、

を描いて其の南を流れてゐる。京都府葛野郡梅津村のこと。
(2)大堰川・・　丹波の北桑田郡田原村から發してゐる保津川の下流、嵯峨邊では大堰川、嵐山の下では桂川である。秦氏が大堰を築設して水利を圖つたから大堰川といふのである。
(3)大道心・・　大菩提心のこと。
(4)淸淨心院・・　和歌山縣高野山上にある金剛峰寺の一支院で、蓮華谷にある。
(5)樣をかへ・・　姿態を變へて尼になつた事。

大堰川の水面を照らしてゐる月光も、霞に隔てられてボッカリと朧である。そんな光景に對して人一倍强い哀感を覺えるにつけて、「これも誰故」と、横笛はつくづく怨めしく思つた事であらう。往生院とだけは聞いて來たが、其の中の何處の坊といふことは確に知らないので、あつちでは躊躇し、こつちでは立ち止つて、探し當てかねてゐるのは悲慘であつた。其のうちに、ひどく住み荒した或る僧房の中で、お念佛を唱へてゐる聲が聞こえたので、若しやと耳を澄まして聞いて見ると、確に瀧口入道の聲らしい。で早速、「お變りになつたお姿をお見上げ申しもし、又私の無事な姿もお目にかけたさに、横笛がここまで參りました」と、つれて居た女にさう言ひ込ませると、瀧口入道は聞いて、胸をドキドキさせて、こはごは、障子のスキ間から覗いて見ると、如何にも横笛である。着物の裾は露でビショビショに濡れ、袖や袂は涙でグッタリとなつて、苦勞したせいか少し頬のこけて見える顔つきといひ、實際探しあぐんでゐるらしい樣子を見ては、どんな道心の堅固な者でも氣弱く覺悟がゆるみさうな程である。しかし瀧口入道は、それでは成らないと思つたから、外の人を代りに出して、「こゝにはそんな人は全然ゐません。若しやお門違ひぢやありませんか」と云はせると、横笛は聞いて、情ない怨めしい事だとは思つたが何と仕方もないので、涙を押さへ押さへ歸つて行つた。其のあとで瀧口入道は、同じ宿房にゐる僧に「こゝも非常に閑靜な處で、念佛の邪魔をされるやうな事はありませんが、互に飽きも飽かれもしないで別れた女に、こゝの住居を見つけられましたから、たとひ一度は氣强く追返す事が出來ても、又慕うて尋ねて來るやうな事があつたら、其れが爲に折角の道心が動搖するかも知れません。殘念ながらお暇申します」と云つて、嵯峨を出て、高野山へ上

つて清淨心院で心靜に修行をしてゐた。するとそれから間もなく、横笛も又尼になつたと云ふ事が聞こえたので、瀧口入道は、次のやうな一首を詠んで送つた。

剃るまでは怨みしかども梓弓まことの道にいるぞ嬉しき

横笛から返歌には斯うあつた。

剃るとても何か怨みむ梓弓引きとゞむべき心ならねば

その後横笛は、奈良の法華寺(1)にありけるが、その思のつもりにや、幾程なくて遂にはかなくなりにけり。瀧口入道此由を傳へ聞いて、彌深う行ひすまして居たりければ、父も不孝を許しけり。親しき者ども皆用ゐて、高野の聖とぞ申しける。三位の中將此聖に尋ね逢ひて見給ふに、都に在りし時は、布衣に立烏帽子、衣紋をつくろひ、鬢をなで、花やかなりし男なり。出家の後は、今日始めて見給ふに、未三十にもならざるが、老僧姿に痩せ衰へ、濃き墨染に同じ袈裟、香の煙に染みかをり、さかしげに思ひ入りたる道心者、羨ましうや思はれけむ。彼の晉の七賢(2)、漢の四皓(3)が住みけむ商山(4)竹林のありさまも、これには過ぎじとぞ見えし。

新釋　其の後、横笛は奈良の法華寺で尼僧生活を送つてゐたが、あんまり氣苦勞をしたせいか、間もなく到頭死んで了つた。瀧口入道は其の事を人傳に聞いて、一層心深く修行し續けてゐたので、父の茂賴も其の不孝の罪を許した。親しい人たちも、皆信用して、之を

(1)奈良の法華寺。奈良縣添上郡佐保村大字法華寺にある眞言律宗の尼寺。天平年中光明皇后創建の總國分尼寺である。近衞家出身の尼公が代々住職になられる定めである。横笛が住房としてゐたといふ小堂が門前にあつて、横笛堂の名がある。

(2)晉の七賢。陳留の阮籍、譙國の嵆康、陳留の阮咸、河内の山濤と向秀、沛國の劉伶、瑯琊の王戎の七人をいふ。司馬晉の世の人で、常に竹林の中に會して酒を飲んでゐたので、世に之を竹林の七賢人と稱した。

(3)漢の四皓。漢の高

祖時代に隱棲してゐた四人の老人 四人とも皆髮も鬚も眉も白かつたから四皓と云つた。皓は白いといふ字である。陳留の襄邑の人東園公、綺里季、四明の人夏黄公、角里先生といふのが其名である。後に至つて漢惠帝、四人の爲に碑祠を隱所につくつた。

(4)商山 秦の商於地方にあつた山。

高野山の聖と申した。三位の中將は高野上へつて此の聖に逢うて御覽になると、嘗て京都にゐた時分は、狩衣姿に立烏帽子を着て、衣紋もキチンと正し、鬢の毛もきれいに撫でつけ、見たところがおシャレな男であつたが、出家してからの姿を今日始めて御覽になると、まだ三十にもならないのに、老僧のやうに瘦せ衰へて、身體には眞黑な衣に同じ色の袈裟をかけ、香の煙がしみついてゐるせいか、近づくとプーンと抹香臭いにほひが薫り、如何にも賢者らしく悟りきつてゐる樣子なのを、さぞ羨しく思はれた事であらう。あの昔の七賢人が栖んでゐたといふ竹林や漢の四皓が棲んでゐたといふ商山の有樣も、これ以上ではあるまいと見受けられた。

九、高野の巻

瀧口入道、三位の中將を見奉り、「こは現とも覺え候はぬもの哉、さても八島をば、何としてかは遁れさせ給ひて候ふやらむ」と申しければ、三位の中將、「さればとよ、都をば人なみ／＼に出でゝ西國へ落ち下つたりしかども、故郷に留め置いたりしをさなき者共が面影のみ、身にひしと立ちそひて、忘るゝ隙もなかりしかば、その物おもふ心や、いはぬに著く見えけむ、大臣殿も二位殿も、此人は池の大納言(1)の樣に、賴朝に心を通はして二心ありなむと思ひ隔て給ふ間、いとゞ心も留まらで、是まであくがれ出でたんなり。是にて出家して、火の中水の底へも入りなばやとは思へども、但熊野へ參りたき宿願あり」と宣へば、瀧口入道申しけるは「一夢幻の世の中は、とてもかくても候ひなむず。只長き夜の闇こそ心憂かるべう候へ」とぞ申しける。やがて此瀧口入道を先達にて、堂塔順禮して、奥の院へぞ參られける。高野山は、帝城を去つて二百里、郷里を離れてむにんじやう(2)、晴嵐梢を鳴らしては、夕日の影閑なり。八葉の峯(3)、八つの谷(4)、誠に心も澄みぬべし。花の色は林霧の底に綻び、鈴の音は尾上の雲にひ

(1)池大納言賴盛。

(2)むにんじやう　無人聲。人の聲も聞こえない。

(3)八葉の峯。大日如來の住所として建てられた高野山金剛峯寺の大塔を中臺として、法域の周圍を繞る内八葉、並に外八葉の峰のことで、内外を合はせて高野山十六峰といふ。八葉とは胎藏界曼荼羅の中心たる中台八葉院(〜

ゞけり。瓦に松生ひ(5)、垣に苔むして、星霜久しく覺えたり。

新釋 瀧口入道は、三位の中將をお見上げ申して、「これは夢ぢやないでせうか、とても本當とは思はれませんね。それにしても八島の御陣地を、どうして逃出しておいでになつたのですか」と申すと、三位中將は、「其の事だよ。私も人並に京都を出て、西國へ逃げ落ちたものゝ、故鄕へ殘して置いた子供の顏が、目の前にチラチラして離れなくつて、暫くの間も忘れられないものだから、默つてゐてもその心の中が自然と顏へ出て目だつて見えたものか、前內大臣殿も、二位殿も、此の人は池の大納言のやうに賴朝に內通する二心があるやうだと、隔てをお置きになるので、一層落ちついてゐられなくなつて、こゝまでフラフラと迷ひ出して來たんだ。こゝで出家して、其のあとは火の中へ飛込むか、水の底へ身を投げて死にたいものだと考へてゐるが、但し死ぬまでには是非一度熊野へ參つて宿願を果したいと思つてゐるんだ」と仰やつた。瀧口入道は承つて、「夢か幻のやうな人生の事は、どうあらうと別に問題ぢやございませんが、只あの世の闇黑世界で長い間お苦みにならねばならぬといふ事を考へると、情ない氣が致します」と申した。中將は直ぐに此の瀧口入道を先達に賴んで、お堂や大塔を順々に禮拜して、奧の院へ參られた。高野山は京都を出て二百里、人里を遠く離れてゐるので、あたりには話聲一つ聞こえず、雲もないのに風があつて梢の吹き搖ぶれる音も寂しく、夕日の薄光が靜に其の無人の境を照らしてゐる。仰げば八葉の峯々が高く聳え、下を見れば八の谷々が閑を鎖して、實際身も心も淸澄になるやうである。花は林を立てこめてゐる濃霧の中で蕾を開き、ふりならす鈴の音は高峯の上に立蔽ふ雲に反響してゐる。そして、寺々の瓦には齒朶科の雜草が生え、垣

中央は大日如來の所住とし、四方には其の別德の表現たる四佛、四隅には同じく四菩薩を配し、其形恰も八葉の蓮華の如くであるから斯く稱する）に原づいた稱呼で、內山即ち現在の境內を繞る峰々が、阿閦・寶生・彌陀・釋迦・普賢・文珠・觀音・彌勒の內八葉、其外に聳えてゐるのが、同じく外八葉である。

（4）八・つ・の・谷・　本中院谷、西院谷、南谷、小田原谷、蓮華谷、千手院谷、一心院谷、五室谷。

（5）瓦・に・松・生・ひ・　葱が瓦に生へてゐること。葱は古びた屋根の上に生へる草で、「蓬の初生の如く、高さ尺餘り、遠く望めば松を栽うるが如し」とも「屋瓦の上及び深山の石縫の中に生ず、莖漆の如く圓鋭く、葉の背に白毛有り」と本草綱目にある。「古鄕の垣根のつたも色づきて瓦の松に秋風

には苔が青々と生へて、如何にも創建以來長い月日がたつてゐることを思はせるのであつた。

昔延喜の御門①の御時、御夢想の御告②あつて、ひはだ色③の御衣を參らさせ給ふに、勅使中納言④扶閑の卿、般若寺⑤の僧正くわんげん⑥を相具して、この御山に上り、御廟⑦の扉を押し開き、御衣を着せ奉らむとしけるに、霧厚う隔たつて大師拜まれさせ給はず。時にくわんげん深く愁涙して、「我ひも⑧の胎内を出で、、師匠の室に入つしよりこのかた、いまだ禁戒を犯せず。さればなごか拜み奉らざるべき」とて、五體を地に投げ、發露涕泣し給へば、やうやう霧はれて、月の出づるが如くに大師拜まれさせ給ひけり。その時觀賢隨喜の涙を流いて、御衣を着せ奉り、御ぐしの長く生ひ延びさせ給ひたるをも、剃り奉るぞあり難き。勅使と僧正こは拜み給へども、僧正の御弟子石山の内供淳祐⑨、其時はいまだ童形にて供奉せられたりしが、大師を拜み奉らずして、深う歎き沈むでおはしけるを、僧正手をとつて、大師の御膝に押し當てられたりければ、其手一期が間芳し⑩かりけるとかや。其移香は石山の聖教⑪に殘つて、今に在とぞうけたまはる。大師、御門の御返事に⑫申させ給ひけるは、「我昔薩埵⑬に値うて、まのあたり悉くいんみやう⑭を傳ふ。無比の誓願を發して、邊地の異域に陪り、晝夜に萬

ぞふく」といふ古歌もある。

（1）延喜の御門　醍醐天皇。

（2）御夢想の御告。延喜二十一年十月二十一日の夜、天皇の御夢に弘法大師が現れて「自分の衣が朽ち弊れたから、どうか御衣をお惠みに預りたいと奏上した由が、元享釋書に出てゐる。又、「高野山むすぶ庵に袖くちて苔の下にぞ有明の月」と詠んだともいふ。

（3）ひはだ色　蘇枋の稍黑みがかつた色（檜皮色の漢字を當てる。健陀樹即ち齊墩果科の木本たる安息香樹の果實、樹皮、樹脂の液汁で染める。

（4）中納言扶閑　扶閑と書いて、スケズミと訓むのである。但し「外記日記」及び「扶桑略記」二十四には少納言維助が勅使だともあ

る。

(5)般若寺・奈良市般若寺町にある眞言律宗の寺、白雉五年孝德帝の御重篤の際蘇我日向臣の創建したものだといふが明らかでない。聖武天皇が勅書の大般若經を埋めた上へ高さ五丈の十三重塔をお建てになつたから般若寺といふのだと傳へられる。

(6)僧正くわんげん・觀賢である。山城宇治にある眞言宗醍醐派の總本山醍醐寺第二代の座主で、延喜十九年任に就き、延長三年僧正となつたも、般若寺は[illegible]に此僧正が再興したのである。

(7)御めう・御廟、弘法大師が承和二年三月二十一日の午前四時に結跏趺座し、大日の定印を結んで入定された其の時其の儘の肉身の安置されてゐる高野山奥の院の御廟である。

(8)ひも・悲母。

民を憐むで、普賢の悲願⑮に住し、肉身に三昧を證じて、慈氏の下生⑯を待つとこそ申させ給ひける。彼の摩訶迦葉⑰の鷄足の洞⑱に籠つて、翅頭の春の風を期し給ふらむも、かくやとぞ覺えける。御入定は、承和二年三月廿一日寅の一てんの事なれば、過ぎにし方は三百餘歳、行末も猶五十六億七千萬歳の後、慈尊⑲の出世、三會の曉⑳を待たせ給ふらむこそ久しけれ。

新釋 昔、醍醐天皇の御時代に、弘法大師の夢のお告があつたゝめ、檜皮色の御衣をお贈りになるといふので、勅使の中納言扶閑卿が、般若寺の觀賢僧正を引きつれて、此の高野のお山に登つて、奥の院の御廟の扉を押しあけ、法衣をお著せ申さうとされたところが、眼前は一面の濃霧が厚い壁のやうに視線を遮つて、大師のお姿を拜することが出來なかつた。其の時に觀賢僧正は、ひどく歎いて落涙して、「私は母の胎內を出て、師僧のお居間へ入つて以來、まだ一度も戒律を破つたことはないのだから、此の私に大師のお姿が拜めないといふことがあるものぢやない」と云つて、身體を地に投げだして、涙を流してお泣きになると、其のうちに段々と霧が晴れて來て、まるで月が雲を出るやうに、大師のお姿が拜まれた。其の時に觀賢は、嬉し涙を流して、新しい法衣をお著せ申し、お髮が長くお延びになつてゐたのをもお剃り申されたのは、珍しい事であつた。しかし勅使と僧正とは大師のお姿をお拜みになつたが、僧正のお弟子の石山の內供奉淳祐が、其の時はまだお稚兒姿でお供をされた。其の淳祐といふお方は、大師をお拜みになることが出來なかつたので、大變に歎きに沈んでいらつした。其の時に僧正はこれを見て、其のお方の手を持つ

て、大師のお膝にお押當てになつたものだから、其の手は一生の間よいにほひがしたといいふことで、其の時に移つたにほひは、石山寺のお經卷に殘つて、今でも香ふと承つてゐる。弘法大師から、醍醐天皇へのお返事には、「私は昔菩薩に逢うて、眼前でスッカリ印明の傳授を受けました。類のない大きな願を起して、こんな邊土に居りまするが、晝も夜も民百姓をあはれと思つて、普賢菩薩の誓願を支持し、肉身のまゝ三昧に入り得ることを實證して、彌勒出世の時を待つて居ります」と申された。あの印度の摩訶迦葉が雞足山の洞窟に籠居して、翅頭の春の風の吹く時を期待してゐられる心持も、こんなであらうかと思はれた。大師の御入定になつたのは、承和二年三月二十一日の午前四時の事であるから今迄に經過した年月は三百年餘りになるが、將來もまだ五十六億七千萬歲殘つてゐる。其の間、只管、彌勒の出世して三度の集會を開かれる機會をお待ちになつてゐるといふのは、隨分長い話である。

(9)石山の内供淳祐　右中辨淳茂の子で、菅原道眞の孫。觀賢僧正を師として金胎兩部の大法を承けたが、病身の爲石山普賢院に靜養してゐた。内供は内供奉のこと。但し、淳祐が童形で供奉したといふのは談である。淳祐は、寛平二年（一五五〇）に生れて、天暦七年（一六一三）に示寂してゐるから、延喜二十一年（一五八一）には正に三十二歳の壯年者である。

(10)其の手一期が間芳し。其の時にお膝を撫でた淳祐の手に異香が移つて生涯消散しなかつたといふのである。一說に「世之を匂の僧正と呼んだ」と傳へる。又其の時淳祐は生きた人間にさはるやうな軟暖を感じたともいふ。

(11)聖教。古來聖教の字を當てゝゐる。淳祐が弘法大師の遺骸を撫でた手で謄寫し又は繙いた經典には其の香ひが皆うつつてゐたといふのである。

(12)大師御門の御返事に　此の時、勅使が弘法大師と謚せらるゝとの詔を齎したから其れに對する奉答である。

(13)薩埵　サンスクリットで單に薩埵と云ふ時は Sattva 即ち有情又は衆生と漢譯すべきであるが、こゝは菩提薩埵(Bodhisattva)の略稱である。菩提薩埵は即ち菩薩のことで、覺有情と漢譯する。佛たらんとして大乘の修行をする者のこと。南方佛教的には釋迦佛の前身、或は彌勒、

(14)いんみやう　空海は唐に遊學して京城青龍寺の惠果和尚から三密の法印を授かり、儀軌を學んだといふことが大師行狀記に出てる。いんみやうは印相の事であらう。密宗に傳はる一種のシンボリズムで、左右兩手の各指に悉く何等か

の佛意を含むとし、其の屈伸又は離合によつて法界無盡の萬象を示現するとする。これが即ち印相、略しては印で、兩手の指の組合せ方には定式があり、其の法の如く印を結べば、修行者と其のシンボルの本尊との身密が一致し、諸尊の德が悉く一身に備はるといふのである。

(15)普賢の悲願　普賢菩薩の大誓願をいふ。普賢菩薩は文珠と共に釋迦佛二脇士の一で、殊に慈悲の相を具し、右手には金剛杖左手には金剛鈴を持ち、五智の寶冠を戴き、白象背上の大蓮華に座してゐる。

(16)慈氏の下生　慈氏は彌勒(Maitreya)のこと。釋迦佛滅後の未來佛で、兜率天に淨土を構へ、佛滅度五十八億七千萬年の後此の世界に下り、佛として衆生を濟度すると信ぜられた。

(17)摩訶迦葉　釋迦十弟子の一人。摩訶は Maha で、Hina(小)に對する「大」の義である。

(18)雞足の洞　摩訶迦葉の入定した雞足山の洞窟。

(19)慈尊　慈氏と同じこと。

(20)三會の曉　龍華三會の曉ともいふ。佛が滅度して五十六億七千萬歲の後には彌勒が世に出て、龍華樹下に三回に亘つて法會を開き衆生を化導するといふのである。

(1) せつせんの鳥　雪山の鳥である。寒苦鳥のこと。既出。

(2) 後夜晨朝　後夜晨朝共に同じ時を云つたもので、午前四時の事である。

(3) とうぜん院　東禪院であらう。これも高野の一院であるが、今は亡んで無い。

(4) 知覺上人　不明。

一〇、維盛の出家

「維盛が身のいつとなく、せつせんの鳥(1)の鳴くらむやうに、今日よ明日よと思ふ事を」とて、涙ぐみたまふぞ哀なる。潮風にくろみ、盡きせぬ物思に痩せ衰へて、其人とは見え給はねども、猶世の人には勝れ給へり。其夜は瀧口入道が庵室にかへつて、昔今の物語どもし給ひけり。更け行くまゝに、聖が行儀を見給へば、至極信心の床の上には、眞理の玉を研くらむと見えて、後夜晨朝(2)の鐘の聲には、生死の眠を覺すらむとも覺えたり。遁れぬべくは、かくてもあらまほしうや思はれけむ、明けゝれば、とうぜん院(3)の知覺上人(4)と申す聖を請じ奉つて、出家せむとし給ひけるが、與三兵衛しげかげ、石童丸を召して宣ひけるは、「維盛こそ人しれぬ思を身に添へながら、道狹う遁れ難き身なれば、如何にもなるといふとも、汝等は命を捨つべからず。此比は世にある人こそ多けれ。我如何にもなりなむ後、急ぎ都へのぼつて、各おのが身をも助け、且は妻子をもはぐゝみ、且は維盛が後世をも弔へかし」と宣へば、二人の者ども涙に咽び、うつぶして、しばしはとかうの御返事にも及ばず。

新釋 中將は斯ういふ靈境を拜するにつけても、「あゝ此の維盛の身の上は、いつどうなるかも知れないのに、まるで雪山の鳥のやうに、目前の刹那に即して、今日よ明日よと思ひつゝ空しく日を送つてゐるのは淺ましい事だ」と云つて、お涙ぐみになるのがあはれである。潮風に吹かれて顏は淺黑くなり、盡きる時もない心配苦勞に衰弱して、とても昔美男の譽の高かつた其の御本人とはお見えにならないが、でもやつぱり世間並の人と比べると、ずつと優雅でいらつしやる。其の晩は、瀧口入道の庵室へ歸つて、昔の事や近頃の事を色々夜と共にお話しになつた。夜が更けてゆくにつれて聖僧の行動を御覽になつてゐると、信心の極致に達してゐる人は、座臥の間にも眞理の追究を怠らないことが看取せられ、後夜晨朝のお勤をする鐘の聲は、無自覺な人々の精神的惰眠を呼覺ますかとも思はれた。若し幸に死を免れることが出來るならば、斯ういふ生活をしてゐたいものだと思はれたことであらう、夜が明けると維盛卿は、東禪院の知覺上人を呼迎へて、出家しようと思召したが、其の前に、與三兵衛重景と石童丸とを側近く呼んで仰やつたには、「此の維盛は人の知らない色々の物思ひを胸に持つて、此世に身の置き所もない世間狹い境遇だから所詮逃れられない運命だ。私がどうならうとも、お前等は命を捨てゝはならぬ。京都へ行けば、現在、時を得てゐる人間も澤山ある事だから、私がどうにでも成つたら、急いで京都へ上つて、銘々の自活の手段も考へ、一つには又妻子の扶養もして、此の維盛の後世の問ひとむらひもして吳れ」とさう仰やると、二人の者は涙にむせて、ジッとさしうつむいて、暫くは何のお返事もしなかつた。

やゝあつて重景、涙をおさへてまをしけるは、「重景が父、與左衞門景康(1)は、平治の逆亂の時、故殿(2)の御供に候ひて、二條堀川の邊にて、鎌田兵衞(3)と組むで、悪源太に討たれ候ひぬ。重景も何かは劣り候ふべきなれども、其時は未二歳になり候へば、少しも覺え候はず。母には七歳にて後れ候ひぬ　情をかくべき親しき者一人も候はざりしに、故大臣殿(4)御憐み候ひて、あれは我命に代つたりし者の子なればとて、朝夕御前にて育てられ參らせて、生年九つと申しゝ時、君の御元服候ひし夜、忝くも頭をとり上げられ參らせて、盛の字は家の字なれば五代(5)につく、重の字をば松王(6)にと仰せられて、重景とは召され參らせけるなり。其上童名をば、松王と申しけることも、生れて忌五十日(7)と申すに、父が抱いて參つたりしかば、『此家を小松といへば、祝うてつくるなり』と仰せられて、松王とはつけられ參らせて候ひけるなり。父かやうで死にけるも、我身の冥加(8)と覺え候ふ。隨分とうれい(9)どもにも、芳心せられてこそ罷り過ぎ候ひしか。されば御臨終の御時も、此世の中の事をば思し召し捨てゝ、一事も仰せられざりしに、重景を御前へ召して、『あなむざん、汝は重盛を父がかたみと思ひ　重盛は、汝を景康が記念と思ひてこそ過しつれ。今度の除目にゆけひの尉(10)になして、父景康を呼びしやうに召さばや、とこそ思しめしつるに　空しうなるこそ悲しけれ。相

(1)與左衞門景康　景政であらう。與三兵衞重景の父である。平治の亂に重盛待賢門を攻めて源義平と『』內の大椋樹下に戰ふや、鎌田政家の爲に馬を射られて危險に迫つた。其時重盛の從士與三兵衞景政は政家を備して主を救うたが、義平の爲に刺された。

(2)故殿　平重盛。

(3)鎌田兵衞　政家のこと。

(4)故大臣殿　重盛。

(5)五代　平氏の第五代目、即ち維盛。

(6)松王　重景の幼名。

(7)忌五十日　産後の血忌である。其忌は五十日で明ける。

(8)冥加　冥界からする加護。

(9)とうれい　同僚である。鎌倉時代にはレウをレイと讀んだもの

で、現に、前田家本の色葉字類抄には同條の字の下に、ドウレイとある。
（10）ゆげひの尉。靭負の尉と書く。衞府の尉官のこと。常に靭（ユキ）を負うて禁門を衞るからの稱である。
（11）少將殿。維盛のこと。當時はまだ少將で、あつた。

構へて、少將殿(11)の御心にばし違ひ參らすな」とこそ仰せ候ひしか。日比は自然の事も候はゞ、先づ眞先に命を奉らうとこそ存じ候ひしに、見捨てまゐらせて落つべきものと思し召され候ふ御心の中こそ、恥しく候へ。此比は世にある人こそ多けれど、仰を蒙り候ふは、當時の如くんば、皆源氏の郎等共こそ候ふらめ。君の神にも佛にもならせ給ひなむ後、樂み榮え候ふとも、千年の齡を經るべきか。假令萬年を保ち候ふとも、遂には終のなかるべきかは。是に過ぎたる善知識何事か候ふべき」とて、手づから髻切つて、瀧口入道にぞ剃らせける。石童丸も是を見て、元結際より髪を切る。是も八つよりつき參らせて、重景にも劣らず不愍にし給ひしかば、同じう瀧口入道にぞ剃らせける。是等が先立ちて、斯やうになるを見給ふにつけても、いとゞ心細うぞなられける。「あはれ如何にもして、かはらぬ姿を今一度戀しきものどもに見えて後、かくならば、思ふ事あらじ」と宣ひけるこそ、せめてのことなれ。

【新譯】暫くしてから、重景は、まだ盛に流れ落ちる涙を押さへ押さへ申したには、「此の重景の父で御座います與左衛門景康は、平治の戰亂の時に、お亡くなりになつた先殿様のお供に參つて、二條堀川附近で、鎌田の兵衛と組打をしまして、惡源太の爲に討たれました。何アに此の重景だつても今なら父には負けないツモリでございますが、何しろ其の時はまだやつと二つになつたばかりでしたから、其の時の事は少しも記憶にございません。

母には七つの年に死なれました。そんなわけで私には誰あつて情をかけて呉れる者もございませんでしたのに、お亡くなりになつた内大臣様お一人は可哀想だと思召して、あれは俺の身代りになつて死んだ者の子だからと仰やつて、お蔭で毎日御前で御養育を被りまして、ちやうど九つになりました時、あなた様の御元服遊ばした晩に、勿體なくも先殿様に髮を結上げて戴いて、「盛」の字は俺の家の字だから五代目の相續人につける、「重」の字は松王に遣らうと仰やつて、重景とお呼び下すつたのです。それに私の幼名を松王と申したのも生れて血忌五十日明と申す日に、父が抱いて參りますと、「俺の家名を小松といふから、其の子の將來を祝福してつけてやるのだよ」と仰やつて、松王とお附け下すつたのでした。父があのやうに先殿様のお身代りになつて死にましたのも、私の身の上を冥土から守つてくれようとしての事だと存じます。お蔭で隨分同僚たちにも親切にされて、暮らしました。ですから先殿様は、お臨終の御時にも、此の世の事は一切お思ひ捨てになつて、何一と言も仰やいませんでしたのに、此の重景を御前近くお呼び寄せになつて、「あゝ可哀想に、お前は此の重盛を父の形見と思ひ、重盛は又お前を景康の形見と思つて今日まで暮らして來た。今度の叙任の機會には、お前を靭負の尉にして、親父の景康を呼んだやうに呼ばうと考へてゐたのに、凡てが駄目になつて了つたのは悲しい事だ。これからは十分氣をつけて、少將殿のお氣に逆らはないやうにしろよ」と仰やいました。で平生から、若しもの事がございましたら、誰よりも先に此命を差出さうと存じて居りましたのに、あなた様お一人をお見捨て申して逃げ落ちる人間だと思召してゐるのかと思ふと、お心の中が耻かしうございます。成る程此の頃地位を得てゐる人は澤山ございますが、何かゝ仰を承

つて居ります者は、只今の處では、皆源氏の乾兒どもでございませう、あな樣が、おなくなり遊ばした後に生きながらへて、榮耀榮華を樂んだと致しても、千年と生きられるものですか。よし一萬年生き延びたにしたところで、結局は命の果てる時が來ないではすみますまい。私はこんないゝお導きの機會は又とあるまいと思ひます」と云つて、我と我が手で髻を切つて、瀧口入道に剃つて貰つた。すると石童丸もそれを見て、元結で結んだ際の所から同じやうにプッツリと髮を切捨てた。この石童丸も八つの年から重盛卿におつき申して、重景にも負けない位御寵愛を受けたものであるから、同じく瀧口入道に剃つて貰つた。維盛卿は是等の從者どもが、自分より先に斯うした姿になつたのを御覽になるにつけても、「あゝどうかして無事な姿をもう一度戀しい妻子にも見せてから、自分も斯うした姿になつたら、思ひ殘す事もあるまいのに」と仰やつたのは、如何にも切迫した感情の發露である。

さてしもあるべき事ならねば、ゐてん三がいちう、(1)おんあいふのうだん、きおんにふむゐ、しんじつはうおんしやと、三返唱へ給ひて、終に剃りおろさせ給ひてけり。三位の中將と與三兵衛は同年にて、今年は二十七歳なり。石童丸は十八にぞなりにける。やゝあつて、舍人武里を召して「あなかしこ、汝は是より都へは上るべからず。その故は、遂には隱れあるまじけれども、正しう此有樣を聞いては、やがて樣をも變へむずらむと覺ゆるぞ。只是より八嶋へ參つて、人々に申さむずることはよな、且御覽じ候ひしやうに、大方の世間も物憂く、あぢきな

（1）ゐてん三がいちう。「流轉三界中、恩愛不能斷、棄恩入無爲、眞實報恩者」僧侶が引導を渡す時に云ふ文句ださうだ。

さも萬數添ひて覺え候ひし程に、人々にも知らせ參らせずして　かやうに罷りなり候ひぬることは、西國にて左の中將(2)失せ候ひぬ。一の谷にて、備中の守(3)討たれ候ひぬ。維盛さへかやうになり候へば、如何に各の便なう思召され候はむずらむと、それのみこそ心苦しう候へ。抑も唐皮といふ鎧(4)、小鳥といふ太刀(5)は、平將軍貞盛より以來、當家に傳へて、維盛までは嫡々九代に相當る。此後若し運命開けて、都へ歸り上らせ給ふことも候はば、六代(6)に賜ぶべしと申すべし」とぞ宣ひける。たけ里、涙に咽び、うつぶして、しばしはとかうの御返事にも及ばず。やゝあつて涙をおさへて申しけるは、「いづくまでも御供申し、最後の御有樣をも見參らせて後こそ、八島へも參らめ」と申しければ、さらばとて召し具せらる。善知識のためにとて、瀧口入道をも具せられけり。

新釋　しかしいつまでさうしてもゐられない事であるから、「流轉三界中、恩愛不能斷、棄恩入無爲、眞實報恩者」と三度繰返しお唱へになつて、到頭すつかり御剃髮になつた。此の三位の中將と與三兵衛とは同じ年で、今年は二十七歳である。石童丸は十八になつたのだつた。暫くしてから中將は舍人武里をお呼寄せになつて、「オイ、お前は直ぐ今から京都へ行つてはいけないぞ。何故かといふと、どうせ其のうちには知れないでゐまいが、現在斯う斯うだといふことを聞いたら、奥は直ぐ其の場で尼にでも成りかねまいと思ふのだ。但し八島の方へは直ぐ今から行つて、皆樣に言はうにはな。御承知の通り、世の中の

(2)左中將。左中將清經のこと。維盛には弟である。
(3)備中の守。備中守平師盛。これも弟である。
(4)唐皮といふ鎧。日本にはゐない虎の皮で縅した鎧だから、外國産の皮革で製した鎧の意味で、さう云ふ名をつけたのだといふ。
(5)小鳥といふ太刀。昔天皇が南殿で東天を拜しておいでになると、其處へ八尺の大靈鳥が飛んで來て、大神宮のお使だと云つて、翼の下から落した太刀で、代々宮中の秘寶だつたのを、貞盛が賜つたのだといふ神秘的傳説のある刀。
(6)六代。維盛の子、六代御前。

事も面白くないし、ロクでもない事ばかり何度も經驗しましたので、皆さんには無斷で、こんな事になりました。弟の左中將は西國で亡くなりましたし、備中守は一ノ谷で討たれましたし、其の上に又此の維盛までがこんな事になりましたから、どんなにか皆さん方がタヨリなく思召すだらうと、それぱかりが苦になります。それにしても、あの唐皮といふ鎧、小烏といふ太刀は、平將軍貞盛以來我が平家の嫡男から嫡男へと讓傳へて、維盛で恰度九代目に當ります。將來若し御運が開けて、目出度く又京都へお歸りになるやうな事もございましたら、我が子の六代にお渡し下さいますやうに、と、さうお賴み申して吳れ」と仰やつた。すると、武里は承つて、淚にむせて、チツとさうつむいたまゝ、暫らく何のお返事もしなかつたが、暫くして淚を押さへて申したには、「何處までもお供をして、御最後の御樣子をお見屆け申してから、八島へも參りませう」とさう申したので、それではといふので武里もお伴れになる。又、其の外に、色々敎導を受けたいからといふので、瀧口入道も一緒にお伴れになつた。

高野をば、山伏修行者(1)の樣に出で立つて、同じき國の內さんとう(2)へこそ出でられけれ。ふぢしろの王子(3)を始め奉つて、王子々々を伏し拜み、參り給ふほどに、千里の濱(4)の北岩代の王子(5)の御前にて、狩裝束なる者七八騎が程行き過ひ奉る。既に搦め捕らむずるにこそ、腹を切らむと、各腰の刀に手をかけ給ふ所に、然はなくして、馬より下り近き奉つたりけれども、少しも過つべき氣色もなく、深う畏つて通りぬ。この邊にも見知り參らせたる者のあるにこそ、誰なるら

(1)山伏修業者　山野に起臥して苦行する一派の佛教修行者、役小角一派の密教僧から始まつて、後には三寶院流、聖護院流等に別れた。大和の金峰山、紀州の熊野山、出羽の羽黑山、加賀の白山等は其の主要な修行の靈場であつた。頭に兜巾を戴き鈴懸と稱する修行衣を

著し、袈裟をかけ、笈を負ひ、法螺を携ふる等、一定の服裝があつた。
(2)さんさう　山東。和歌山縣名草郡にあつた庄の名。今では海草郡の中に東山東、西山東に別れて名を留めてゐる。所謂龍神街道が村内を通つてゐる。
(3)ふぢしろの王子　ふぢしろは藤白で、海草郡内海村の大字である。熊野街道の坂路があつて、上りきつた所に若一王子の神祠がある。昔は此處から和歌浦は勿論、淡路島も見えた。
(4)千里の濱　和歌山縣日高郡岩代村の海岸地帶。花山院、熊野參にも此處をお通りになつてゐる。
(5)岩代の王子　熊野街道の通過してゐる日高郡の海村にある王子社。
(6)湯淺權守宗重　熊

んと恥しくて、いとど足早にぞさし給ふ。是は當國の住人、湯淺の權守宗重が子、湯淺の七郎兵衞宗光といふ者なり。郎等ども、「あれは如何に」と問ひければ、「あれこそ小松の大臣殿の御嫡子三位の中將殿よ。抑も八島をば何としてかは遁れさせたまひたりけるやらむ。はや御樣かへさせ給ひたり。與三兵衞、石童丸も、同じう出家して御供にぞ參りける。近き參つて、御見參にも入りたかりつれども御憚もぞ思し召すとて通りぬ。あな哀なりける御事かな」とて、袖を顏におし當てゝ、さめざめと泣きければ、郎等どもゝ、皆狩衣の袖をぞぬらしける。

新釋　高野山を山伏修行者のやうな服裝で出かけて、同じく紀伊の國の山東村へ出られた。藤白の王子社を最初にして、途中の各王子社を順次に參拜していらつしやるうちに、千里の濱の北に當る岩代の王子の社前で、狩衣姿をしてゐる者約七八騎がお行きあひ申した。「今に逮捕しようとするに違ひない、其の時には切腹して死なう」と、銘々背腰の刀に手をおかけになつてゐると、意外にもさうではなくつて、馬から下りてお側近く來るには來たものゝ、少しも手出しをする樣子もなく、深く敬意を表して其のまゝ通り過ぎた。中將は、「この邊にも私の顏を見知つてゐる者があるんだな。一體誰だらう」と恥しい氣がしたので、一層足早に目的の方向へお進みになつた。此の者は當紀伊の國の住人である湯淺の權の守宗重の子で、湯淺の七郎兵衞宗光といふ人物である。家來たちが、「あれはどなたですか」と尋ねると、「あれこそ小松內大臣殿の御長男の三位の中將殿だよ。一體

野街道に當る有田郡湯淺の支配者で、賴朝の臣。今湯淺の鍛冶屋町の北に殿屋敷といふ地名の殘つてゐる所が、其居館の址だらうといふ。

八島をどうして御脫出になつたのだらう。もう御剃髮に成てお姿をお變へになつてゐる。與三兵衛や石童丸も、同じやうに出家姿になつてお供をしてゐた。お側へ參つて御挨拶もしたかつたんだが、あちらでお憚りになるかも知れないと思つて、知らない顏で素通りした。あゝお氣の毒な事だなア」と云つて、袖を顏に當てゝ、潸然と泣いたので、家來たちも皆狩衣の袖をぬらした。

(1)さし給ふ・・・・「さす」は「指す」で、目的地をさして進むこと。
(2)いはた川・・・岩田川である。前出。
(3)煩惱・・本能的生來的又は正しからぬ思惟によつて起るエゴイスチックな感情、例へば眼前的の苦樂に迷ひ、肉慾、激情、愚癡(貪嗔癡)に基く心の動搖より來る不良な傾向の精神作用。其の種類は百八種あるといはれてゐる。
(4)無始の罪障・・・・發生の初のわからない程遠い過去からの罪障。
(5)本宮しようじやうでん・・熊野本宮の證誠殿即ち熊野坐神社の本殿を云ふ。
(6)音無川・・熊野川の

一一、熊野參詣

漸うさし給ふ(1)程に、いはた川(2)にも着き給ひぬ。この川の流を一度も渡るものは、惡業・煩惱(3)・無始の罪障(4)も消ゆなるものをと、憑もしうぞ思召す。本宮しようじやうでん(5)の御前にて、靜に法施參らせて、夜もすがら御山の體をながめ給ふに、心も詞も及ばれず。大悲擁護の霞は、熊野山にたなびき、靈驗無双の神明は、音無川(6)に跡を垂る(7)。一乘修行(8)の岸には、感應の月隈もなく、六根懺悔(9)の庭には、妄想(10)の露も結ばず。いづれも／＼憑もしからずといふ事なし。夜更け人靜まつて後、啓白し給ひけるは、父の大臣殿の、此御前にて、命を召して後世を助けさせ給へと、祈り申させ給ひし御事などまでも、思し召し出て哀なり。「中にも當山權現は、本地阿彌陀如來にて在します。攝取不捨の本願誤たず、淨土へ導き給へ」と祈り申されける。中にも故郷に留め置き給ひし妻子安穩に、と祈られけるこそ悲しけれ。浮世を厭ひ實の道に入り給へども、妄執は猶盡きずと覺えて、哀なりし事どもなり。

新釋　段々と熊野を指していらつしやるうちに、もう岩田川にお着きになつた。此の川を

一名。上流は大和の十津川である。

（7）迹を垂る・・・・所謂本地垂迹のこと。自覺覺他の佛の本地身が衆生教化の方便として種々の身相を示して現はるのが垂迹で、それが日本にも跡を垂れて神として現れてゐるとするのが兩部神道家の根本原理として説く佛本神迹説である。

（8）一乘修行・・・・一乘とは一佛乘とも云つて、衆生を解脱の境に輸送する乘り物即ち教法は唯一つよりないと主張する説である。就中法華經は此の一乘説を強調するもので、隨つて之を所依の經典とする天台宗は一乘宗義の最たるものである。だから其の見地から顯教たる法華華嚴兩經の教も密教たる大日、金剛頂兩經の教も等しく秘密の教であると見て、之を合せて一乘密教と稱した。そこで密教たる

一度でも向ふへ渡つた者は、惡業も、煩惱も、前生からの罪障も消滅するといふんだから難有いと、頼もしく思召される。熊野本宮證誠殿の御前で、心靜にお經をお讀上げになつて、其の曉一晩中、お山の有樣をヂッと眺めておいでになるのに、實に其の尊いことは、心も言葉も及ばない程である。大慈悲心を以て衆生を抱擁してお守り下さる佛の御力は、恰も霞が熊野全山に長く引き渡してゐるやうにお山に滿ちわたり、信仰する者に比類のない靈妙な効驗をお示しになる神明は音無川に跡を垂れておいでになる。一乘密教を修行するこゝの河岸の聖地には月光が少しの小蔭もなく照してゐるやうに、佛の感應が明らかに行き屆き、多くの人々が六根の罪を懺悔する神聖な廣庭には、妄想の露も結ばない。何も彼も一切が頼もしくないものはないのだつた。其のうちに、夜が更けて凡ての人音が靜まりかへつてから、中將は神前に出て御胸中の所願を謹み敬つて申上げられたが、それにつけても、御父内大臣が此處の御神前で、どうか私の命をお取り下さつて後生をお助け下さいとお祈り申された事やなんかまでお思ひ出しになつて、シンミリしたお心持になられた。「我國には數多くの神佛がいらせられる中にも、此のお山の權現樣の御本地は、阿彌陀如來でいらせられます。どうか攝取不捨の御本願通り、西方極樂淨土へお導き下さい」とお祈り申された。そして殊に其の中でも、故郷にお殘し置きになつた妻子の方々の御無事なやうにとお祈りになつたのは悲しい事であつた　此のたよりない世の中を見限つて、宇宙の眞理であ　佛道にお入りにはなつたが、妄執はまだ盡きないのだなと思はれて、お氣の毒な事である。

明けぬれば、本宮より舟に乘り⑿、新宮⒀へぞ參られける。神倉⒁を拜み給ふに、

眞言宗の修行をも一乘修行と云つたのである。
(9)六根懺悔・六根とは眼、耳、鼻、舌、身、意の六つである。懺悔とは諸法實相の理を悟り斯の如き六根から生じた罪過は本來自己の妄心から出て迷惑であることを達觀し、之を反省意識して大衆に告白し其の容認を乞ふて滅罪を圖ることである。
(10)妄想・迷妄の想念
(11)妄執・妄想に執着すること。
(12)本宮より舟に乘り……本宮から新宮へ行くには本宮南の巴ヶ淵といふ所から乘船して八里の水路を下るのである。日程約一日。
(13)新宮・本宮に對して、熊野速玉神社の事を熊野新宮と稱する。これも三山の一で、東牟婁郡新宮町にある。景行天皇の時に初めて社殿が出來たといふ。

巖松高く聳えて、嵐妄想の夢を破り、流水清く流れて、浪塵埃の垢を濯ぐらむとも覺えたり。飛鳥の社(14)伏し拜み、佐野の松原(15)さし過ぎて、那智の御山(16)に參り給ふ。三重に漲り落つる瀧(17)の水、數千丈までよぢのぼり、觀音の靈像は(18)岩の上に顯れて、補陀落山(19)ともいつつべし。霞の底には法花讀誦の聲聞ゆ、りやうじゆ山とも申しつべし。抑も權現當山に跡を垂れまし／＼てより以來、我朝の貴賤上下歩を運び、頭を傾け掌を合せて、利生(20)に預らずといふ事なし。されば僧侶甍を並べ、道俗(21)袖を聯ねたり。寛和の夏(22)の比、花山の法皇、十善の帝位をすべらせ給ひて、九品のじやうせつ(23)を行はせ給ひけむ御庵室(24)の舊蹟には、昔を忍ぶと思しくて、老木の櫻(25)ぞ咲きにける。幾らも並み居たりける那智籠の僧どもの中に、この三位の中將殿を都にて能く見知り參らせたると思しくて、同行の僧に語りけるは、「これなる修行者をば誰やらむと思ひゐたれば、あな事もおろかや、小松の大臣殿の御嫡子　三位の中將殿にてましますなり。あの殿の未だ四位の少將(26)なりし安元の春(27)のころ、院の御所法住寺殿で、五十の御賀のありしに、父小松殿は、内大臣の左大將(28)にておはします。叔父宗盛の卿は、大納言の右大將(29)にて、階下に着座せられき。其外三位の中將知盛(30)、

頭の中將重衡㉜以下、一門の公卿殿上人、今日を晴と時めき、かいしろ㉝に立ち給ひし中より、此三位の中將殿櫻の花をかざいて、青海波㉞を舞うて出られたりしかば、露に媚びたる花の御姿風に飜る舞の袖、地をてらし天も輝くばかりなり。女院㉟より關白㊱殿を御使にて、御衣をかけられしかば、父の大臣座を立ち、これを賜はつて右の肩にかけ、院を拜し奉り給ふ。面目類少うぞ見えし。傍の公卿殿上人も、如何ばかり羨ましう思はれけむ。内裏の女房達の中には、深山木の中の楊梅とこそおぼゆれ、なんどいはれ給ひし人ぞかし。只今大臣ゝ大將を待ちかけ給へる人とこそ見奉りしに、今日はかくやつれはて給へる御有樣、かねては思ひよらざりしをや。うつれば變る世の習とはいひながら、あはれなりける御事かな」とて、袖を顏に押し當てゝ、さめ〲と泣きければ、那智籠の僧ども、皆うち衣㊲の袖をぞしぼりける。

【新釋】夜が明けると、本宮の前から船に乘つて、新宮へ參られた。仰いで神倉山を御拜になると、其處には岩松が丈高く聳えてゐて、吹きおとづれる嵐は妄想の夢を破り、前には淸らかな水が流れて、さゞめく浪は心の塵を洗ひそゝぐかとも思はれた。それから飛鳥の社を禮拜し、佐野の松原を通過して、今度は那智のお山へ參詣される。三段になつて漲り落ちてゐる那智の瀧の水を、數千丈の上まで傳ひ上つた所に一體の觀音の靈像が岩の上にお顯れになつてゐる有樣は、補陀落山の聖境其のまゝとも云ふべきである。又、遠く耳を

(14)**神の倉**　神の座の字を當てゝある本もあろが神座の意ではないこれは神倉山又は神藏山といふ。新宮の修行所の山である。日本紀に所謂高倉下命が神劔を得たといふ傳説の地。古來魔所と呼ばれ、午後四時以後は人の交通なく、毎年正月六日の夕に信徒が特に精進潔齋して手に手に松明を持つて山上の不動堂に至り、下山の時には松明を皆堂の中へ投入れて爭うて急ぎ下るのである。其の際最早く下りたものは其年の間吉事があるといふ。

(15)**飛鳥の社**　新宮攝社の一。新宮城址から西南にある小社。高倉下ノ命を祭つてある。本地は大威德明王だといふ。

(16)**佐野の松原**　新宮から那智へ行く順路にある。後鳥羽上皇御幸の時の歌にも「冬の日

たゝ霞ふりはへ朝たてば涙に涙こす佐野の月影」といふのがある。法岸の村で、帯の松原の中に王子の小祠がある。

(17)那智の御山●●●●●　新宮町の西南に聳立してゐる山。海抜約二六五○呎。那智三山の一で那智（熊野夫須美）神社がある。伊邪那美命を祭つた社。仁徳帝代の創設といはれる。

(18)三重に漲り落つる●●●●●●●瀧　那智の瀧は、直下八十丈、幅約三間、四十八瀧中著名なものは一の瀧、二の瀧、三の瀧で、順次に上へ三段になつてゐる。三重に漲り落つるとは其事である。

(19)觀音の靈像●●●●●●　仁王門から右手の道を上つて、松の樹間を分け登ると、札所最上一番の瀧本觀音堂に達する。閻浮檀金の如意輪觀音が

澄ませると、霞の奥には法華經を讀誦する聲が聞こえて、さながら靈鷲山ともいふべきである。抑も熊野權現が此の山に御垂跡になつて以來、全日本人は生活階級の上下を問はず皆こゝへ足を運んで來て、頭を下げ、兩手を合はせて、御利益を被らないものはない。さればこそ到る所に僧房は屋根を並べ、參詣の修行者や俗人が、あとからあとからと續いて來る。寛和二年の夏時分に、花山法皇が畏くも帝位をお退きになつて、九品の淨土をお願ひになつた御庵室の舊跡には、昔の事を思ひ出してゐるらしく、老木の櫻の花が咲いてゐた。幾人も列座してゐた那智參籠の僧侶たちの中に、此の三位の中將を京都でよくお見知り申してゐるらしくて、同じやうに修行に來てゐる僧侶に話して聞かせたには、「あそこにゐる修行者を誰だらうと思つてゐたら、まア大抵な人ではない、小松内大臣殿の御嫡子の三位の中將殿でいらせられるのだ。あの殿がまだ四位の少將だつた安元二年の春頃、院の御所の法住寺御殿に、法皇樣の五十のお祝があつた時には、お父君の小松殿は内大臣の左大將でいらつしやる。叔父御の宗盛卿は大納言の右大將で、階下に御着席になつた。其の外に三位の中將知盛　左馬頭中將の重衡以下、平家一門の公卿や殿上人が、今日を晴と時を得がほに、垣代として御整列になつた中から、此の三位中將が、櫻の花をさし翳して青海波を舞うて出られた處が、露にぬれて媚を含んでゐる花の樣な美しいお姿といひ、折からの風に飜る舞の袖の華やかさは、近く大地に反照して天もそれが爲に輝いて見える程であつた。餘りの見事さに女院建春門院から關白基房殿をお使に御衣を御褒美にお出しになつたので、父君の内大臣は席を立つて行つて、それを頂いて右の肩にかけ、院樣の方を向いてお禮を申されたが、實に類の少い名譽な事だと思はれた。傍にゐられた公卿や殿上人

もどんなにか羨ましう思はれただらう。何しろ宮中の女官たちの間では、奥山育ちの木の中のヤマモヽでいらつしやると思ひますわなどゝ噂をおされになつたお方なんだ。今に大臣の大將にお成りなさる機會の期待されるお方だとお見上げ申してゐたのに、今日見るとあんな見すぼらしいナリをしていらつしやる。あの御様子は實に豫期もしなかつた事だ。時の推移につれて人の運命が轉變するのは人生の常習だとはいふが、それにしてもあんまりお氣の毒だなア」と云つて、袖を顔に押當てゝ、潸然と泣くと、同じやうに參籠してゐる僧侶たちも、皆下着の袖を涙でぬらした。

其處にあるが、こゝに岩の上に現るといふのは瀧見堂の千手觀音のことであらう。

(20)補陀落山　觀音所住の靈境。南海にあるといはれる。

(21)利生　衆生に利益を與へること。

(22)道俗　修行者と俗人。

(23)寛和の夏を東宮に献じた時　寛和二年六月二十二日の夜、天皇ひそかに宮中を出て花山寺で出家遊ばされたので、左少將道綱、劍璽のこと。

(24)九品のじやうせつ　九品の淨刹であらうといふ、九品の淨土のこと。

(25)御庵室　御庵室の址は布引瀧の西方少し下つた處にある。老木の茂つてゐる深山で、石の櫃の中に、御天目が二つ、水瓶が二つある。

(26)老木の櫻　紀州熊野總歷志といふ(小野木氏撰)寶永七年寫本に、花山院御庵室の「傍ニ枯木有、ムカシ名木ノ高根櫻ニテモ可有ヤト云リ」とある。

(27)四位の少將なりし　安元二年三月には、維盛は從四位下右近權少將であつた。

(28)安元の春　法皇五十の御賀が法住寺の仙居に行はれたのは安元二年三月四日である。

(29)父小松殿は內大臣の左大將　此の時重盛はまだ右大將だつた。師長の後任として左大將に遷任したのは翌安元三年の正月廿四日、內大臣になつたのは三月五日である。

(30)宗盛の卿は大納言の右大將　これも御賀の翌年のことを誤つたのである。安元二年の春には權中納言左衞門督で、翌三年正月二十四日右大將を兼ね、治承二年四月五日權大納言となつたのである。

(31)三位の中將知盛　知盛は仁安三年三月二十三日、既に左中將であつたが、位は正四位下で、治承二年に從三位となつたのである。

(32)頭の中將重衡　これも仁安元年には既に左馬頭であつたが、左近衛中將になつたのは治承三年正月十九日の事である。

(33)かいしろ　垣代と書く。舞樂の青海波が演ぜられる時、庭上に並列する樂手。多く笛を吹奏するのである。

(34)青海波　印度傳來の樂だといふ。海洲の干滿をシンボライズした一種のダンスで、ダンサーは二人である。服裝の優美を以て有名である。

(35)女院　後白河の皇后たる建春門院平滋子。

(36)關白　基房。

(37)うち衣　下着の單衣のこと。

一二、維盛入水

三つの御山(1)の參詣、事故なう遂げ給ひしかば、濱の宮と申し奉る王子(2)の御前より、一葉の舟に棹して萬里の滄海にうかび給ふ。遙の沖に山なりの嶋(3)といふ所ありき。中將それに舟漕ぎ寄せさせ、岸にあがり大なる松の木を削つて、泣く〳〵名籍をぞ書附けられける。「祖父太政大臣平朝臣清盛公法名淨海、親父小松の内大臣左大將重盛公法名淨蓮、三位の中將維盛法名淨圓、年二十七歳、壽永三年三月二十八日、那智の沖にて入水す、と書きつけて、また舟に乘り、沖へぞ漕ぎ出で給ひける。

新釋 熊野三山の御參詣を無事にお濟ましになつたので、濱ノ宮と申し上げる王子社の神前から、一隻の小舟に棹さして萬里無際涯の青海原にお浮びになつた。其のずつと沖合に山也の島といふ所があつた。中將は其處へ舟を漕ぎ寄せさせて上陸し、大きな松の木の幹を削つて、涙ながらに姓名を書きつけられた。「祖父太政大臣平ノ朝臣清盛公法名淨海、親父小松の内大臣左大將重盛公法名淨蓮、三位の中將維盛法名淨圓、年二十七歳、壽永三年三月二十八日、那智ノ沖にて入水す」と書きつけて置いて、又元の船に乘つて、沖へお漕ぎ出しになつた。

（1）三つの御山　熊野三山。

（2）濱ノ宮と申し奉る王子　濱宮村の王子社である。新宮から那智へ行く沿道に當つてゐる。三輪崎、宇久井、濱宮と續いてゐる。一名錦ノ浦とも云ふ海濱の地で、右手の森の中に若一王子の小社がある。錦浦大明神といふのが、それである。

（3）山なりの島　經歷志には「山也の島」の字を當てゝある。濱宮村の眞言寺補陀洛寺の前面にある。こゝに維盛の墓もあつて、何人が建てたのか大野村には維盛宮といふのが古くあつた。

思ひ切りぬる道なれども、今はの時にもなりぬれば、さすが心細う悲しからずといふことなし。比は三月廿八日のことなれば、海路遥に霞みわたり、哀を催すたぐひかな。只大方の春だにも　暮れ行く空は物憂きに、況や是は今日を最後、只今限の事なれば、さこそは心細かりけめ。沖の釣舟の波に消え入るやうに覚ゆるが、さすが沈みもはてぬを見給ふにつけても、御身の上とや思はれけむ。己が一つら引きつれて、今はとかへるかりがねの、越路をさして鳴き行くも、故郷へ言傳せまほしく、蘇武が胡國の恨まで、思ひ殘せる隈もなし。こはされば何事ぞや、猶妄執の盡きぬにこそと思ひ反し、西に向うて手を合せ、念佛したまふ心の中にも、さても都には　今を限とはいかでか知るべきなれば、風の便の音づれをも、今や〳〵とこそ待たむずらめと思はれければ、合掌を亂り、念佛を止め、聖に向つて宣ひけるは、「あはれ人の身に、妻子といふものをば持つまじかりけるものかな。今生にて物を思はするのみならず、後世菩提の妨となりぬる事こそ口惜しけれ。只今も思ひ出でたるぞや。かやうの事を心中に殘せば、餘に罪深かむなる間、懺悔(1)するなり」とぞ宣ひける。

新釋　決心して行かうと思つた「死」への旅路であつても、いよいよといふ時になると何と云つても心細い悲しい氣がしないものはない。ちやうど時分は陽春三月二十八日頃の事

(1)懺悔　漢語では共にクユルである。例へば、梁武帝の詩に「今日此衆誠心懺悔」とある如きは其れである。しかし原語としてのサンスクリツトではクシャマで、罪の容認を求める意味がある。故に懺悔滅罪と云ふのである。懺悔は手段で、滅罪は結果である。

であるから、海上は遠くの方までウラウラと霞み渡つてゐて、凡ての情景が人を感傷的な心持にさせる誘因である。只何事もない一般的な境遇であつてさへも、春の夕暮方といふものは、メランコリツクなものであるのに、まして此の維盛卿は、今日が最後の日、今が限りの時であるから、嘸心細い事であつたらう。沖に出てゐる漁船が、遠くから見てゐると浪の間に沒入するかと思はれ乍ら、やつぱり沈んでしまひもしないのを御覽になるにつけても、御自分の境遇其のまゝだと思はれた事であらう。自分たち仲間の一群を引きつれて、今は此の土地とも別れであるとして歸つて行く鴻雁類が三越方面の空をさして鳴いて行くのをお聞きになるにつけても、出來る事なら故郷の京都へ傳言を賴みたい氣がして、蘇武が胡國に幽囚の月日を送つてゐた間の恨めしい心持まで、あらゆる點に聯想が飛んで、哀愁の情は盡きる所を知らないのであつた。其の中に、これはまア何んたる事だ、やつぱりまだ妄執が盡きないのだナと氣がついたので、我と我心に反省して、西の方向に手を合はせ、お念佛を唱へられるのであつたが、其の間にも、「それにしても京都では、自分が今を最後として死んで行くものとは、どうして知る筈がないから、何かの好便には通信が來るものと思つて、今か今かと待つてゐるだらう」と思ひ出すと、もう堪へられなくなつたので、堅く組合はせてゐた兩手を解いて、念佛を止めて、瀧口入道の方を振向いて「あゝ、人間妻子なんてものは持つべきでないねえ。此の世で色々苦勞の種になるばかりでなく、後世成道を祈る邪魔にまで成るのが殘念だ。實は今も今とて妻子の事を思ひ出したんだ。こんな事を心の中に持つてゐては、あんまり罪障が深いから懺悔する」と仰やつたお聲はうるんでゐた。

聖も哀におもひけれども、我さへ心弱うては叶はじとや思ひけむ、淚押し拭ひ、さらぬ體にもてなして、「あはれ貴きも賤しきも、恩愛の道は思ひ切られぬことにて候へば、實にさこそは思召され候ふらめ。中にも夫妻は、一夜の枕を並ぶるも五百生の宿縁と承れば、先世の契淺からず候ふ。生者必滅、會者定離(1)は、うき世の習にて候ふなり。末の露本の雫の例(2)あれば、假令遲速の不同ありといふとも、後れ先立つ御わかれ、終になくてしもや候ふべき。彼の驪山宮の秋の夕の契(3)も遂には心を碎く端となり、かんせん殿の生前の恩(4)も終なきにしも非ず。しようし(5)ばい生(6)しやうがいの恨あり、とうがく(7)十地(8)猶生死の掟に從ふ。假令君長生の樂に誇り給ふとも、此御恨は終になくてしもや候ふべき。假令又百年の齡を保たせ給ふとも、此御別はいつも只同じ事と思し召さるべし。第六天の魔王(9)といふ外道(10)は、欲界(11)の六天を皆我物と領じて、中にも此界の衆生の生死に離るゝを惜み、或は妻となり、或は夫となつて、是を妨げむとするに、三世の諸佛は、一切衆生を一子の如くに思し召して、彼の極樂淨土の不退の土(13)に勸め入れむとし給ふに、妻子はむしくはうこう(12)よりこの方、生死に輪迴するきつななるが故に、佛は重う戒め給ふなり。さればとて、御心弱う思し召すべからず。源氏の先祖伊豫の入道賴義(14)は、勅命によつて、奥州の夷阿部の貞任宗任

〔1〕生者必滅會者定離・有生物には必ず死滅の時があり、會合者には必ず離別の時があるといふ意。大般涅槃經にある句。

〔2〕末の露本の雫の例・「末の露本の雫や世の中のおくれさきだつためしなるらむ」有名な僧正遍昭の歌。

〔3〕驪山宮の秋の夕の契・唐の玄宗皇帝が其の寵姫楊貴妃と、驪山宮で共に秋の月を眺め乍ら偕老を契つた事。驪山宮は「唐書地理志」に「京兆府昭應縣、本新豐ニ宮有リ驪山ノ下ニ在リ、貞觀十八年ニ置ク、咸亨二年始メテ温泉宮ト名ク、天寶六載、更メテ華清宮ト曰フ」とある。

(4) 甘泉殿の生前の恩　李夫人が甘泉殿にあつて、其生存中漢武帝に恩寵を受けたことをいふ。

(5) せうし　松子である。神農の治世にゐたといふ仙人赤松子のこと。史記の留侯世家に「願ハクハ人間ノ事ヲ棄テ、赤松子ニ従テ游バン耳」とある。

(6) ばいせい　梅生である。西漢の世の仙人梅福のこと。初め南昌縣々令の屬官卽ち尉であつたが、言が用ゐられなかつたたので、去つて仙術を學び、吳の市に隱れて門衛の卒となり、終る所を知らなかつた。

(7) とうがく　とうがくは等覺である。菩薩修行五十二階位中の五十一階位で、既に此の階位に達すれば其の自覺が究竟圓滿の佛と等しいといふので斯く稱するのである。卽ち菩

を攻め給ひし時、十二年が間に人の首を斬る事一萬六千餘人なり。其外山野の獸江河の鱗、その命を絶つ事幾千萬といふ數を知らず。されども終焉の時、一念の菩提心を發しゝによつて、往生の素懷を遂げたりとこそ承れ。就中御出家の功德莫大なれば、先世の罪障は皆滅び給ひぬらむ。若し人あつて、七寶の塔を立てむこと高さ三十三天⑯に至るといふとも、一日の出家の功德には及ぶべからず。又人あつて、百千歳が間百羅漢⑰を供養したらむずるよりも、一日の出家の功德には及ばずとこそ說かれたれ。罪深かりし賴義も、心猛きが故に往生を遂げ申し候はむや。君はさせる御罪業もましまさゞらむに、などか淨土へ參らせ給はでは候ふべき。其上當山權現は、本地阿彌陀如來にて在します。始無三惡趣の願⑱より、終得三ぱうにん⑲の願に至るまで、一々の誓願衆生化度の願ならずといふ事なし。中にも第十八の願⑳に、設我得佛㉑、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺と說かれたれば、一念十念のたのみあり。只この敎を深く信じて、ゆめ／＼疑をなすべからず。無二の懇念を致いて、もしは一返も、若しは十返も唱へ給ふものならば、彌陀如來、六十萬億なゆたごふがしやの御身㉒を縮め、丈六八尺の御形にて、觀音勢至無數の聖衆、化佛㉓菩薩、百重千重に圍繞し、伎樂歌詠して、只今極樂の東門を出で、來迎し給はむずれ

ば、御身こそ滄海の底に沈むと思し召さるとも、紫雲の上に上り給ふべし。成佛得脱して悟を開き給ひなば、娑婆の故郷に立ち還つて、妻子を導き給はむ事、還來穢國土(11)、人天(12)少しも過ち給ふべからず」とて、頻に鐘打ちならし、念佛を勸め奉れば、中將も然るべき善知識と思し召し、忽に妄念を飜し、西方に向ひ手を合はせ　高聲に念佛百返ばかり唱へ給ひて、南無と唱ふる聲共に、海にぞ飛び入り給ひける　與三兵衞、石童丸も、同じう御名を唱へつゝ、續いて海にぞ沈みける。

新釋　高野山の聖と云はれた瀧口入道も、お氣の毒には思はれたが、自分までが此の場合氣弱くては成るまいと思つたものか、流れ落ちる涙を無理にふき取つて、無關心な態度を裝うて、「やァ生活階級の高下に拘らず、恩愛の方面のことは中々に思ひ切られないものですから、實際さう思召すでせう。其の中でも夫婦は、たつた一晩枕を並べるだけでも五百生の前からの繋がる縁があつての事と申しますから、並々ならぬ深い關係です。しかし盛者必滅、會者定離といふことは人生の定則なのです。僧正遍昭の歌にも「末の露本の雫や世の中のおくれ先だつためしなるらむ」とある通り、たとひ遲いか早いかの差別こそあれ、どちらかゞ先に死別する時が無くては濟みません。あの玄宗皇帝と楊貴妃との驪山宮での秋の夕の約束も、遂には皇帝を煩悶させる端緒となり、また李夫人が甘泉殿で受けた生存中の恩寵にも、終末がないではありませんでした。仙人と云はれた赤松子や梅福にも其の生存期に制限があるといふ遺憾を免れませんでした。等覺、十地の高い自覺の

薩としての最上位である。

（8）十地•ジフヂとよむ。菩薩修行階級の第五十位で、菩薩よりも一階位下る。之を更に歡喜地、離垢地、發光地、焔慧地、難勝地、現前地、遠行地、不動地、善慧地、法雲地の十地に別ち、其の最上位なる法雲地に達する者は、他人のために利益し、大慈雲となつて人のために利潤するとする。

（9）第•六•天•の•魔•王•　第六天とは欲界六天中の六番目の天たる他化自在天の事である。四王天、三十三天、夜摩天、覩史多天、樂變化天、他化自在天の六つが所謂欲天である。魔王とは惡の人格的表現で魔とは智的生命を害して正義への進展を妨げるものゝ總稱である。

（10）外•道•　妄執を持して、眞理の絶對性に歸し

域に達しても、やつぱり生死の原理に從はねばなりません。ですから、よし、あなた樣がどれだけ長生きして現世の驕樂をお誇りにならうとも、人間死を免れないといふことの恨は、どうして無くてすむものですか。たとひ百年の御壽命をお保ちになつたとしても、此の死別といふ事だけは何處迄もついて廻る事だと思召せ。第六天の魔王と云はれる外道は、欲界の六天をすつかり自分の物のやうに支配して、其の中でも此の人間界の衆生が佛のお力に依つて生死を脫離することを殘念がり、或る時は人の女房となり、或る時は夫となつて、之を邪魔しようとするのに對して、三世の佛樣方は一切の衆生を自分の一人子のやうに思召して一旦其處へ入りさへすれば最早迷界へは引戻されないと云ふ保證の附いてゐるあの極樂淨土へ勸めて入れてやらうとなさるのです。然るに妻や子は、悠久の昔からの羈絆で、人間がいつまでも生死の界を出られずに、同じ所をグルグル廻りしてゐるのは皆その爲ですから、佛は之を嚴重に御戒告になるのです。しかし、それだからと云つてお氣を弱くお持ちになつてはなりません。源氏の先祖の伊豫入道賴義が、勅命を受けて、奥州の蠻人である安倍の貞任・宗任をお攻めになつた時には、前後十二年の間に、人の首を切つたことが一萬六千餘級に上りました。其の他にも、野生の獸類や淡水産の魚類どもの命を取つた事は幾千萬か數が知れない位です。でも其の臨終の際には、一念の菩提心を起しましたから、立派に極樂往生の本懷を遂げたと承つて居ります。ましてあなた樣は、御出家遊ばしたといふ大きな功德がございますから、前生の罪障は皆消滅したでせう。若し今茲に特志者があつて、結構な七種の寶石で飾り立てた塔を、三十三天の高さまで建てたとしても、其の功德は一日の出家の功德に比べて、とても及ぶものではない、又若し特志者があつて、百年千年の長い間ずつと繼續して、毎日百僧供養をしたのよりも、一日

順しないもの。

（11）欲界・・ 梵語 Kāmadhātu 食欲性慾等の貪慾に充滿する衆生の住する世界。

（12）欲界の六天・・・・ 第六天の魔王參照。

（13）不退の土・・・・ 不退轉の國土、卽ち再び元の迷界へは退轉しない國土。

（14）むしくはうごう・・・・・・ 無始曠劫である。 無際限の昔。

（15）伊豫の入道賴義・・・・・・ 源義家の父。鎮守府將軍となり、天喜四年七月、詔を奉じて奥羽に戰ひ、康平五年途に安倍兄弟を服せしめた。功を以て正四位下伊豫守となつたが、承保二年剃髪した。世に之を伊豫入道と云つた。

（16）三十三天・・・・ 帝釋のゐる忉利天のこと。須彌山卽ち世界の最高頂にあるといはれる。

（17）百羅漢・・・ 羅漢とは

の出家の功德の方が遙に大きいと、佛はお說きになりました。罪障の深かつた賴義だつても、氣が强かつたから極樂往生を遂げたのでは御座いません。ましてあなた樣は、格別これといふ御罪業もおありにならないでせうから、どうして淨土へいらつしやれない事があるものですか。其の上に此のお山の權現樣の御本地は阿彌陀如來でいらせられます。四十八ケの御誓願中の第一願である無三惡趣の願から最終願の得三法忍の願に至るまで・一々の御誓願は、どれもこれも皆衆生を教化し濟度しようとする御願でないものはございません。其の中でも第十八願には、「設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺」とお說きになつてありますから、一念十念の頼みがあります。只此敎を深く御信心になつて、決して少しの疑もお持ちになつては成りません。一心をこめて一遍でもよろしい、十遍でも宜しい、御唱名さへなされましたら、阿彌陀如來は、六十萬億、那由陀恒河沙の無限大の御身を縮め、丈六八尺のお姿で、觀音、勢至、其の外數も知れない程の大勢の聖衆や化佛菩薩を引きつれ、百重にも千重にも取り圍まれて、微妙の音樂を奏し、歌をうたひつゝ、今にも極樂の東門を出て、お迎へにおいでになりませうから、御自身では靑海原の底へ身投をしたと思召しても、實際は紫の雲の上へお上りになるのです。成佛得脫して悟をお開きになりさへすれば、娑婆の故鄕へ又お返りになつて、妻子のお方々を御化導遊ばす事が出來ますことは、還來穢國土といふお經の文句がございます以上、諸天のお言葉に少しもお間違ひはございますまい」と云つて、頻りに鐘を鳴らして、念佛をお勸め申上げると、中將は結構なお導きだと思召して、早速思ひかへして妄念を排け、西方に向つて手を合はせ、大きな聲で念佛を百遍ばかりお唱へになつて、南無といふ聲と共に、海中へお飛込みになつた。與三兵衞や石童丸も・同じ樣に阿彌陀佛のお名

阿羅漢のこと。サンスクリットでは Arhat、パーリ語では Arahat である。淨行を完成して究竟の理想地に到達した覺者のこと。古くは佛をも羅漢といつたが後世は之を菩薩の下位に配した。こゝでは百僧といふ程の意。

(18)無三惡趣の願。三惡趣無からしめんとの阿彌陀佛の誓願といふ意。三惡趣とは地獄、餓鬼、畜生の三つの惡趣をいふ。阿彌陀四十八願中の第一願。

(19)とく三ばうにんの願。阿彌陀佛特有の本願たる四十八願中の最終願たる得三法忍の願。三法忍とは音響忍、柔順忍、無生法忍の三つである。

(20)第十八の願。四十八願中第十八號は念佛往生願である。四十八願は要するに此の一願に集中總攝せられる。故に王本願ともいふ。

を唱へて、續いて海に沈んだ。

研究 義經に蝦夷落の傳說があるやうに、豐臣秀賴の薩摩亡命說、南洲翁の露國亡命說などもあるが、維盛も熊野地方の傳說の上では、海に入ると號して色川といふ所に隱れて村民の庇護を受けたとか、熊野參詣の後有田郡上湯川に蟄居してゐて、現に德川時代まで小松彌助といふ苗裔が其の地方に殘つてゐたなどと云はれてゐる。事實は兎も角、さう云ふ傳說のあるといふ事も頭に留めておいてよからう。

（21）設我得佛　阿彌陀經の聖句。

（22）十六萬億那由陀恒河沙の御身　那由陀は多量を意味する數的表現、恒河沙は恒河即ちガンヂス川の沙のことで、之も多量を意味する。こゝは阿彌陀の身長の超數量的に高いことをいつたのである。

（23）化佛　本相を假に變化した佛。

（24）還來穢土　本來の佛地を淨土といふに對して此の人間世界を穢土とも穢國ともいふ。其の穢國に再び還つて、一切衆生を濟度すること。

（25）人天　人と天とであるが、寧ろ天に重きを置いてゐる。

一三、三日平氏

舎人武里も、續いて海に入らむとしけるを、聖とり止め、泣く〳〵教訓しけるは、「如何にうたてくも、君の御遺言をば違へ參らせむとはするぞ。下﨟こそ猶うたてけれ。今は如何にもしてながらへて、御菩提を弔ひ參らせよ」といひければ、「後れ奉つたる悲しさに、後の御孝養の事も覺えず」とて、舟底に仆れ伏し、をめき叫びし有樣は、昔悉達太子(1)の檀特山(2)へ入らせ給ひし時、しやのく舎人(3)がこんでい駒(4)を賜はつて、王宮に歸りし悲も、是には過ぎじとぞ見えし。浮きもや上りたまふと、暫は舟を押し廻して見けれども、三人共に深く沈むで見え給はず。いつしか經讀み念佛して、囘向しけるこそあはれなれ。さる程に夕陽西に傾いて、海上も暗くなりければ、名殘はつきせず思へども、さてしもあるべき事ならねば、空しき舟を漕ぎかへる。とわたる舟の櫂の雫、聖が袖より傳ふ涙、別きていづれと見えざりけり。

【新譯】舎人の武里も、續いて海へ飛込まうとしたのを、聖僧の瀧口入道は取押へて涙ながらに云つて聞かしたには「どうして君は御主人の御遺言に背くやうな情ない眞似をしよう

(1)悉達太子　釋迦(Siddhārtha)の出家前の名。正しくは悉達多(Siddhārtha)である。太子とあるのは悉達多は西洋紀元前五世紀頃の印度カピラバスツ(Kapilavastu)國の城主淨飯王(Śuddhodana)の太子だつたからである。

(2)檀特山　印度の西北部健陀羅國にあるといふ山。

(3)しやのくとねり　車匿といふ舎人。

(4)こんでい駒　「こんでい」は馬の名であるが、健陟、乾陟、金泥と色々に書く。

とするのだ。下郎といふ者はヤツパリ情ない者だ。斯うなつた以上どうにでもして生活を續けて御主人の御菩提をお弔ひなさい」とさう云ふと、舍人武里は、「御主人にお死に別れ申した悲しさで胸が一パイで、あとあとの問ひ弔ひの事なんか考へてゐられません」と船底に泣倒れて、大聲で絶叫した有樣は、昔悉達太子が檀特山へ御修行にお入りになつた時に、舍人の車匿が、健陟といふ御乘馬をお形見に戴いて、空しく王宮へ歸つて行つた時の悲みも到底これ以上ではあるまいと見えた。若しかしたらお浮上りになるかも知れないと思つて暫くは其の附近を漕廻つて見たけれども、三人共に深く沈んでお見えにならない。其のうちにいつか到頭諦めて、お經を讀み、お念佛を申して、廻向をしたのはあはれな事である。さうかうする間に、夕日が西の空に落ちかゝつて、海の上も、そろ〳〵暗くなつて來たので、名殘はなか〳〵盡きないが、いつまでさうしてゐられる事でもないから、主人のない空船を漕いで返つた。瀨を漕ぎ渡つてゆく船の櫂の雫と、瀧口入道の顏に當てゝゐる袖から傳はり落ちる涙と、どれがどれだか見別けがつかなかつた。

聖は高野へ歸りのぼり、たけ里は泣く〳〵八島へ參りけり。御弟新三位の中將(1)殿に、御文取り出いて奉る。是をあけて見給ひて、「あな心憂や、わが思ひ奉る程、人は思ひ給はざりけることよ。さらば引き具して、一所にも沈み果て給はで、所々に伏さむことこそ悲しけれ。大臣殿も二位殿も、賴朝に心を通はして都へこそおはしたるらめとて、我等にも心を置き給ひしに、さては、那智の沖にて御身を投げてまし〳〵けることさんなれ。さて、御詞にて仰せられし事はなきか」

(1) 新三位の中將　資盛。

と宣へば、「御詞で申せと仰せ候ひしは、且御覽じ候ひしやうに、大方の世間も物憂く、あぢきなさも萬數添ひて覺えさせまし／＼候ふ程に、人々にも知らせ參らせずして、かやうにならせ給ふ御事は、西國にて左中將殿うせさせ給ひ候ひぬ、一の谷にて備中守の殿討たれさせまし／＼候ひぬ、御身さへかやうにならせまし／＼候へば、如何に各の便なう思し召され候ふらむと、只是のみこそ、御心苦しう仰せられ候ひつれ」と唐皮、小烏の事までも細々と語り申したりければ、新三位の中將殿「今はわが身とてもながらふべしとも覺えぬものを」とて、袖を顏に押し當てゝ、さめ／＼とぞ泣かれける。故三位殿に太く似參らさせ給ひたりしかば、之を見る侍ども、さし集ひて袖をぞ濡しける、大臣殿も二位殿も「此人は池の大納言のやうに賴朝に心を通はして、都へこそおはしたるらめなどと思ひ居たれば、然はおはせざりしか」とて、今更又もだえこがれ給ひけり。

【新譯】それから瀧口入道は又、高野の山へ歸り上り、武里は涙ながらに、八島へ參つた。御弟の新三位の中將資盛卿にお手紙を取出して差上げると、中將はそれをあけて御覽になつて「あゝ情ない、私が思つてゐる程お兄さまは私を思つて下さらなかつたんだな。それ程までの御決心をなさつたのなら、私もつれて行つて、一所に沈んで下さればよいのに、こんな事になつて別々に死ぬのが私は悲しい。前内大臣殿も二位殿も、維盛卿は賴朝に内通して、京都へいらつしたんだらうと仰やつて、私たちにまで氣をお置きになつてゐたの

に、それでは那智沖で御入水になつたんだナ。あゝしまつた事をした。それで何か外に御口上でお言ひ遺しになつたことはないか」と仰やると、武里は「口上で申せと仰せられましたのは、皆さま方も御承知のやうに、一體に世の中も面白くなく、ロクでもない事ばかり色々起つて、何かにつけておイヤになつたので、どなたにも內々で、斯んな事におなり遊ばされました。先には西國で左中將がお亡くなりに成り、一ノ谷では備中守樣がお討たれになりました上に、御自身までがこんな事にお成り遊ばしましたから、どんなにか皆樣方がたよりなく思召しませうかと、只そればかりがお氣苦勞のやうに仰せられました」と唐皮の鎧や小烏の太刀の事までを詳細にお話し申上げたので、新三位の中將殿は「こんな事になると、もう私だつても生きてゐる氣がしないものを」と仰やつて、袖をお顔に押當てゝ、潸然とお泣きになつた。此のお方は亡くなられた三位の中將に御兄弟中でも一番よくお似になつてゐたから、其の御樣子を拜した武士たちも、寄り集まつて皆貰ひ泣の涙で袖をぬらした。內大臣殿も、二位殿も「あの人は池の大納言のやうに、賴朝に內通して京都へいらつしたのだらうとばかり思つてゐたら、それではさうではいらつしやらなんだのか」と仰やつて、又今更のやうに、煩悶してお慕ひ泣きになつた。

四月一日の日改元(1)あつて、元曆(2)と號す。其日除目行はれて、鎌倉の前右兵衞の佐賴朝、正下の四位し給ふ。本は從下の五位にておはせしが、忽に五階を越え給ふ(3)こそめでたけれ。同じき三日の日、崇德院を神と崇め奉る(4)べしとて、昔御合戰ありし大炊御門が末に、社を立てゝ宮遷あり。是は院の御沙汰にて、內裏

(1)四・月・一・日・改・元。壽永が元曆と改まつたのは三年四月十六日である。

(2)元・曆。壽永三年(一八四四)四月十六日から翌年(一八四五)の八月十二日までゝある

十四日更に元暦は文治と改まつた。

（3）五・階・を・越・え・給・ふ・。従五位下から、従五位上、正五位下、正五位上、従四位下、従四位上と五階位を飛び越えて正四位下になつたことをいふのである。

（4）崇・徳・院・を・神・と・崇・め・奉・る・。大炊御門に崇徳院をお祭りになつた場所は明らかでない。但し其の事實は、百練抄にも出てゐて、四月廿五日、賀茂祭の日に「崇德院並宇治左府遷宮也、件事公家不二知食一、院中沙汰也、仍不レ被レ憚二神事日一也」と見える。一説によると、今の東丸太町熊野神社の前にあつたもので、それを嘉禎三年（一八九七）洪水の爲に東方へ遷した。今の粟田御靈社がそれであると云ふ。

には知ろし召されずとぞ聞えし。五月四日の日、池の大納言頼盛の卿關東へ下向、兵衛の佐殿常は情をかけ奉つて、「御方をば全く疎に思ひ奉らず、偏に故尼御前の渡らせ給ふとこそ存じ候へ、八幡大菩薩も御賞罰候へ」など、度々誓狀を以て申されけり。凡は兵衛の佐ばかりこそ、かうは思はれけれども、自餘の源氏等は如何があらむずらむと、覺束なう思はれけるに、鎌倉より使者を奉つて、「急ぎ下り給へ。故尼御前を見奉ると存じて、疾く見參に入り候はむ」と申されたりければ、大納言下り給ひけり。

【新釋】四月の一日の日に年號が改まつて元暦といつた。其の日に叙任式が執行されて、鎌倉にゐられる前の右兵衛ノ佐頼朝は正四位の下に陞叙された。今までは從五位下でいらつしたのが、忽ちに五階級をお飛越しになつたのはお目出度いことである。同じ月の二十日の日に、崇德院を神とお崇め申さうといふので、昔戰鬪が行はれた大炊の御門通りのはづれの所に神社を創建して御遷宮の式典がある。これは院の御所のお指圖で遊ばした事で、宮中では御存じないと申す事であつた。翌五月の四日の日に、池の大納言頼盛卿は關東へお下りになる。兵衛佐殿は、常に此の卿に御同情申上げて「私はあなたの事を決して疎略にはお思ひ申しません。只もうお亡くなりになつた尼御前が御存命でいらつしやるのだとばかり存じて居ります。八幡大菩薩も御照覽あれ、私は決してウソは申しません」など〻度々誓言書を送つて申し越された。しかし頼盛卿は、右兵衛ノ佐ばかりは、大體其通り思はれてゐるに相違あるまいが、外の源氏の者等はどうだらうと不安心に思つてゐられたとこ

ろが、今度は鎌倉から態々使を差上げて、「急いでお下り下さい、亡くなられた尼御前をお見上げ申すと存じて、一日も早くお目にかゝりたうございます」と申されたので、大納言も愈々決心して下られる事になつたのだつた。

爰に彌平兵衛宗清(1)といふ侍あり。相傳專一の者なりしが、相具しても下らず、「さて如何にや」と宣へば「君こそかくて渡らせ給ひ候へども、御一家の公達の西海の波に漂はせ給ふ御事が心苦しう候うて、未安堵(2)しても覺え候はねば、心少し落しすゑて、追つさまにこそ參り候はめ」とぞ申しける。大納言、耻しう傍痛く思し召して、「誠に一門に引き別れて落ち留まつし事をば、我身ながらいみじとは思はねども、さすが命も惜しう、身も捨て難ければ、なまじひに留まりにき。此上は下らざるべきにもあらず。遙の旅に赴くに、いかでか見送らざるべき。承けず思はゞ、落ち留まつし時、などさはいはざりしぞ。大小事一向汝にこそいひ合はせしか」と宣へば、宗清居直り、畏つて申しけるは、「あはれ貴きも賤しきも、人の身に命程惜しいものやは候ふ。されば、世をば捨つれども身をば捨てずとこそ申し傳へて候ふなれ。御とまりを惡しとには存じ候はず。兵衛の佐も、甲斐なき命を助けられ參らせて候へばこそ、今日はかゝる幸にもあひ候へ。流罪せられ候ひし時、故尼御前の仰にて、近江の國篠原の宿(3)まで打送つたりし事など、今

(1)彌平兵衛宗清　平貞盛八世の孫、左衛門尉季宗の子で、頼盛の臣である。頼盛が尾張守となるや擢んでられて目代となつた。永暦元年、頼朝を捕虜としたが、深く之を憐んで池の尼に告げ、其の死を救ふた。

(2)安堵　堵は牆のことで、安堵は、牆壁の内に安んじて動搖しないこと。即ち安心してゐること。

(3)近江ノ國篠原の宿　滋賀縣野州郡の篠原村のこと、中山道の古驛である。

に忘れずと候ふなれば、御供に罷り下つて候はゞ、定めて引出物、饗應などし候はむずらむ。それにつけても、西海の波の上に漂はせ給ふ御一家の公達たち、又はどうれい共の歸り聞かむずる所も、いひがひなう覺え候ふ。遙の旅に赴かせ給ふ御事は、誠に覺束なう思ひ參らせ候へども、敵をも攻めに御下り候はゞ(4)、先づ一陣にこそ候ふべけれ、これは參らずとも、更に御事闕け候ふまじ。兵衞の佐殿尋ね申され候はゞ、折節相勞る事あつてと、仰せられ候ふべし」とて、涙をおさへて留まりぬ。これを聞く侍ども、皆袖をぞぬらしける。大納言苦々しう、傍痛く思されけれども、「此上は下らざるべきにあらず」とて、やがて立ち給ひぬ。

新釋　こゝに彌平兵衞宗淸といふ武士がある。代々平家に仕へてゐる者の中でも一番家[illegible]の深い者だつたが、主人賴盛と一緒に下らうともしなかつた。賴盛卿が、「そちでもお前にどうするか」と仰やると、「あなた樣こそ斯うして御安泰でいらつしやいますが、御一家の君達方が、西海の波の上に、漂浪しておいでになるのが如何にも苦になりまして、まだ安心するといふところへは參りませんから、少し氣を落ちつけましてから、追つつけ參りませう」と申した。大納言は無恥づかしくもあり、聞きづらく思召して、「如何にも俺一人が一門の者と別れ〳〵になつて、京都に落殘つたといふ事は、自分ながら立派な行ひだとは思はないが、さうはいふもの、、命も惜しいし、思ひきつて身を捨てることも出來にくいから、なまなか踏止まつたのだつた。兎に角斯うして鎌倉から迎ひが來た以上、下らないといふ

（4）敵をも、攻に云々　吾妻鏡にも、宗清の言として、戰場ニ向ハシメ給ハヾ、進ンデ先陣ニ候ス可シ、倩ラ關東ノ招引ヲ案ズルニ、當初ノ恩ヲ酬ハレンガ爲カ。平家零落ノ今、參向スルノ條、尤モ恥ヂ存ズルノ由ヲ稱フ云々」とある。

わけにはゆかない。私が遠い旅に出て行くのに、お前が見送つてくれないといふわけがどうしてあるものか。そんなに不承知に思ふんだつたら、私が落ち殘らうとした時に、どうしてさう云はなかつたのだ。どんな大事件でも又つまらない事でも、すべて一々お前に相談した上でした事ぢやないか」と仰やると、宗清は坐り直して、禮を正して申したには「あゝ身分の高下に拘らず、人の身にとつて命ほど惜しいものはございません。それなればこそ世間の義理は捨てゝも身は捨てられないと昔からの諺にも申します。兵衞の佐も生甲斐のない命をお助けられ申したればりましたのをお惡いとは存じません。流罪になりました時に、お亡くなりになつた尼御前の仰で、私が近江の國の篠原の宿まで送つて參りましたぢやなんかを、あの人は今に忘れないと申してゐるさうですから、今度あなた樣のお供を致して下向致しましたら、きつと色々のプレゼントをくれたり、御馳走騷ぎをしたりなんか致すでせう。そんな事をされるにつけても、西海の波の上に御不安定な生活を送つていらつしやる御一家の若樣方や、又は同僚どもに聞かれました時に、如何にも言ひがひのない氣がします。あなた樣が遙々の旅へお立ちになります御道中の事は誠に氣がゝりには存じますが、これが敵を攻める爲にお下りになるとでも申すのなら、何をおいても先陣に參りますけれども、今度の御旅行には、別に私が參らずとも、少しも御不自由はございますまい。若し兵衞ノ佐殿が私の事を尋ねられましたら、折わるく病氣致しましたのでと仰やつて下さい」と云つて、涙を押さへてあとに殘つた。側で其の事を聞いた外の武士たちは、皆宗清の苦衷に同情して涙で袖をぬらした。大納言は、面白くない聞きづらい氣がしたが、斯うなつた以上下向しないわけにはゆかないと云つて、直ぐに御出發になつた。

（1）宗清が許に預け置かれし時云々　永暦元年頼朝が尾張で捕へられた時、清盛は頼朝を宗清の家に預けて監視せしめた。其後宗清が色々同情して義朝の五七日忌には頼朝の乞ひに任せて百枚の卒都婆を造り與へ、且つ池の尼に情を具して頼朝の命を救ふたのである。

（2）莊園私領……相違あるべからず　吾妻鏡に據ると、壽永三年四月五日、頼朝は池前大納言頼盛夫妻の莊園私領が官沒になつて頼朝へ朝廷から下されたのを「故池ノ禪尼ノ恩徳ニ報イン爲、彼ノ亞相ノ勅勘ヲ申宥メ」た上は、元の如く其の家の管領たるべき旨を宣言してゐる。

（3）大納言に任還さる

同じき十六日、池の大納言頼盛の卿、關東へ下着、兵衛の佐殿急ぎ對面をし給ひて、先づ「宗清は如何に」と問はれければ、「折節相勞る事あつて」と宣へば、「如何に何をいたはり候ふやらむ、猶意趣を存じ候ふにこそ。先年あの宗清が許に預け置かれ候ひし時(1)、事に觸れて情深う候ひしかば、あはれ御供に罷り下り候へかし、疾く見參に入らむと、戀しう存じて候へば、恨めしうも下り候はぬもの哉」とて、知行すべき莊園狀ども數多なし設け、樣々の引出物を賜はむと用意せられたりければ、東國の大名小名、我も〳〵と引出物を用意して待つ所に、下らざりければ、上下本意なき事どもにてぞありける。六月九日の日、池の大納言頼盛の卿、都へ歸り上り給ふ。兵衛の佐殿、「今暫くは斯うでもおはせよかし」と宣へども、大納言、都に覺束なう思ふらむとて、やがて立ち給ひぬ　知行し給ふべき莊園私領、一所も相違あるべからず(2)、並に大納言に任し還さる(3)べき由、法皇へ申さる。鞍置馬三十疋、はだか馬三十疋、長持三十枝(4)に、金、卷絹、染物風情のものを入れて奉らる。兵衛の佐殿斯やうにし給ふ上は、東國の大名小名我も〳〵と引出物を奉らる。馬だにも三百疋までありけり。池の大納言頼盛の卿は、命生き給ふのみならず、かたがた德(4)ついて、都へ歸り上られけり。

新釋　同じ月の十六日に、池の大納言頼盛卿は關東へ御到着になつた。兵衛の佐殿は急い

でお會ひになつて、何よりも先に「宗清はどうしました」とお尋ねになつたので、頼盛卿は「折わるく病氣を致しまして」と仰やると、「一體何の病氣なんでせう、やつぱりまだ古い意趣にこだはつてゐるんですな。先年私があの宗清のところに預けて置かれました時に、何かにつけて親切にしてくれましたから、あゝどうかしてお供をして下つてくれればよい、さうすれば早速會うて禮もいひたいと、なつかしく思つて待つてゐましたのに、下つて來ないとは恨めしい話です」と嗟歎された。豫てから若し宗清が來たらと、それに支配させるつもりの莊園關係の證書類を澤山用意して、其の外にも色々の贈り物を遣らうと準備しておいでになつたから、關東の大名や小名たちも皆、俺も俺もといふ工合に贈り物の用意をして待つてゐたのに、肝腎の宗清が下つて來なかつたので、上下共に不本意な事に思はれた。六月九日の日に、池の大納言頼盛卿は、又京都へお歸りになる。兵衛の佐殿は、「今暫く此の儘御逗留なさい」と仰やるのだつたが、大納言は「イヤ京都でも心配してゐるでせうから」と云つて直ぐに御出立になつた。大納言の支配される筈の庄園や私有地は、どうか一ヶ所も御官沒にならずに、元通り相違なくお下渡し下さいますやう、又、官も元通り大納言に御復任下さるやうにと法皇へ頼朝から奏上される。そして頼盛卿への御餞別には、鞍を置いた馬を三十疋と、裸馬を三十疋、別に長持三十棹の中に、黄金、絹の反物、染物といつたやうな物を入れてお上げになる。兵衛ノ佐殿が先に立つてさういふ風にされる以上、東國の大名や小名も默つて視てゐられないから　俺も俺もといふ風に競うて贈り物を差上げられる。馬だけでも三百疋に達した。斯やうに、池の大納言頼盛卿は死ぬる命をお助かりになつたばかりでなく、色々大儲けをして、京都へ歸られたのであつた。

吾妻鏡には五月二十一日の條に、頼朝が奏經朝臣に書を遺して池前大納言父子の本官還任の奏聞を託してゐる。辭令が出たのは六月五日である。

（4）長持三十枝　今は簞笥長持の類を幾「棹」として數へるが古くは幾エダと云つたのである。

（4）德ついて、損失を單に損といひ、利得する事を「德」と稱する用例は此の頃既に在つたのである。古くは富を有することを以て、其の人の有德に因ると考へた爲であらう。

同じき十八日、肥後の守貞能が叔父平田の入道貞繼[1]を先として、伊賀、伊勢兩國の官兵[2]等、近江の國へ討つて出でたりければ、源氏の末葉等[3]發向して、合戰を致す。同じき二十日の日、伊賀伊勢兩國の官兵等、しばしもたまらず攻め落さるゝ。平家相傳の家人にて、昔の好を忘れぬことはあはれなれども、思ひ立ちこそおほけなけれ[4]。三日平氏とはこれなり。

新釋 同じ月の十八日に、肥後守貞能の叔父の平田の入道貞繼が先に立つて、伊賀、伊勢兩國の平軍の兵等が近江ノ國へ討つて出たので、源氏の末流の者等が驅向つて交戰した。其の二十日の日に、伊賀、伊勢兩國の平軍等は、暫くの間も支へきれないで陣地を陷落せしめられた。これ等は平家代々の家來たちで、舊誼を忘れない點は感心であるが、其の思ひ立は自分たちの實力を過大視したものであつた。三日平氏とは此の事である。

研究 此の物語の記事だけでは何故に世間で之を三日平氏と呼んだかといふことの説明が不十分である。元來貞繼の擧兵の動機は、西海に走つて捲土重來を期してゐる筈の平軍が曠日彌久何の爲す所もない腑甲斐なさを慨することにあつた。そこで奮然として立つて同志を糾合し、敵はぬながらも源軍の不意を擊つて機會の好轉を圖らうとした貞繼は、同志の關信兼と協力して平田城に據り、伊賀の國守大內惟義を急襲して之を敗つた。これが壽永三年六月十八日のことで、凱歌は先づ平軍に揚がつた。そして其の勢に乘じて、近江の敵の來り合しない前に進んで近江に攻入つた。此の攻勢作戰は平軍の一將壬生野能盛の策謀に基いたもので、狹小なる伊賀に據つて敵の大軍を引受けることになつては不利である

(1) 平田入道貞繼　三重縣（伊賀國）阿山郡山田村の大字に平田といふ所がある。伊賀街道の通ずる地だ。こゝが所謂伊賀平氏の本據地で、筑後前司貞能の外平田冠者太郎家貞、平田入道貞繼（一に家繼法師）これ等は皆平田にゐた。貞繼は家貞の長子である。

(2) 伊賀伊勢兩國の官兵　源氏の優勝時代に平軍の事を官兵とは可笑しい。「玉葉」には之を「伊賀伊勢謀叛之輩」として、大內佐々木聯合軍の事を「官兵」又は「官軍」と書いてゐる。

(3) 源氏の末葉等　佐々木源氏秀義等で、佐々木は此の時敗戰して死んだが、入道は遂に大內惟義の爲に討たれて死んだ。

(4) おほけなし　「おほけなく浮世の民に蔽ふかな我が立つ杣に墨染の袖」と百人一首の歌

にもある。身の分に過ぎて。過分。

から、寧ろ進んで近江に入つて、鈴鹿山を自然の防守陣地としようといふにあつたが、平軍が進んで近江の伊賀郡に入ると、近江源氏の佐々木秀義が來り邀へて奮戰した。平軍の壬生野能盛は此の戰に死んだが、それと交換時に敵將佐々木秀義も能盛の射擊に貫通矢創を負うて死んだので、凱歌は又も平軍の陣地にあがつた。しかし勝誇つた平軍は其の後から大内惟義の大軍の追擊して來るのを知らなかつた。そして擧兵から僅に三日目の二十日には、貞繼も其の將富田家資等六十餘人も、悉く戰死して了つた。三日平氏と嘲られた理由はこゝにあるのである。

一四、藤戸

さる程に、小松の三位の中將維盛卿の北の方は、風の便の音づれも、絶えて久しくなりければ、月に一度などは、必ず音づるゝものをと思うて、待たれけれども、春過ぎ夏にもなりぬ。三位の中將、今は八嶋にもおはせぬものをなんど申す者ありと聞き給ひて、北の方餘の覺束なさに、とかうして使をしたてゝ、八嶋へ遣されたりけれども、使やがて立ちも歸らず、夏たけ秋にもなりぬ。七月の末に、彼の使歸り參つたり。北の方「さて如何にや」と問ひ給へば、「過ぎ候ひし三月十五日の曉、與三兵衞重景、石童丸ばかりを御供にて、讃岐の八嶋の舘をば御出あつて、高野の御山へ參らせ給ひて、御出家せさせおはしまし、其後熊野へ參らせ給ひて、那智の沖にて、御身を投げてまし／＼候ふとこそ、御供申したりし舍人たけ里は申し候ひつれ」と申しければ、北の方、さればこそ怪しと思ひたればとて、引きかづいてぞふし給ふ。若君姫君も、聲々にをめき叫び給ひけり。若君のめのとの女房、涙を抑へて申しけるは「是は今更歎かせ給ふべからず。本三位の中將殿のやうに、生きながら捕はれて、京、鎌倉に耻を曝させ給ひなば、如何

（1）內府の芳恩　宗清が賴朝を捕へて歸るや池の禪尼情を聞いて、之を憐み、重盛に依賴して清盛に賴朝の死を宥さんことを説かしめた。重盛は爲に百方清盛を説いたが容易に聽かれなかつたので、重盛再三請うて遂に許され流罪となつた。內府の芳恩とは此の事である。

ばかり心憂く候ふべきに、是は高野の御山へ參らせ給ひて、御出家せさせおはしまし、其後熊野へ參らせ給ひて、後世の御事能く〳〵申させ給ひて、那智の沖とかやにて、御身を投げまし〳〵候ふことこそ、歎の中の御悦にては候へ。今は如何にもして御さまをかへ、佛の御名を唱へさせ給ひて、なき人の御菩提を弔ひ參らさせ給へかし」と申しければ、北の方、やがて樣を變へ、彼の後世菩提を弔ひ給ふぞ哀なる。鎌倉殿この由を傳へ聞き給ひて、「あはれ隔なう打ち向ひてもおはしたらば、さりとも命ばかりをば助け奉つてまし。その故は、故池の禪尼の使として、賴朝流罪に宥められけることは、偏に彼の內府の芳恩(1)なり。その名殘にておはすれば、子息達をも全く疎に思ひ奉らず。ましてさやうに出家などせられなむ上は、仔細にや及ぶべき」とぞ宣ひける。

【新釋】其の間のことである。小松の三位の中將維盛卿の夫人は、時々好便に任せてある夫からの通信がプツヽリと來なくなつて以來、隨分日數がたつたので、今まで月に一度ぐらゐはきつと何かおタヨリがあつたのだからと思つて、心配しながら待つておいでになつたが、到頭春も空しく過ぎてもう夏にもなつた。其のうちに、何でも人の噂では、三位の中將は、現在八島にもいらつしやらないんだのになど〻申す者があると云ふ事がお耳に入つたので、夫人はあんまり氣がゝりさに、色々都合をして使に行く者を一人こさへて、八島まで、聞かせにお遣りになつたが、どうしたのか其の使が又直ぐには返つて來ないで、夏

も深くなり、秋にもなつた。七月の末になつて漸く其の使が歸つて來たので、夫人は「それでどうだつたい」とお尋れになると、「ハッ、段々と承りましたところが、殿樣にはずつと以前三月十五日の夜明方に、與三兵衛重景と石童丸とだけをお召しつれになつて、讃岐の八島のお館を御出立になり、高野のお山へ御參詣になつて、御出家遊ばしてから、又熊野へ御參詣になつて、那智の沖合でお身投げを遊ばしましたと、お供を致した舍人の武里は申しました」と申したので、夫人は「道理こそ變だと思つてゐました」と仰やつて、お召物を引つかぶつてお泣伏しになつた。若君も姫君も皆ワッと大聲でお泣叫びになつた。すると其の時に、若君のお乳母が、涙を押さへ押さへ申したには「これは今更お歎きになつてゐる所ではございません。本三位の中將樣のやうに、生き乍らおめおめと捕虜になつて京、鎌倉に生耻をおさらしになつたんぢや、それこそどんなにか情ない事でございませうが、こちら樣のは高野のお山へお參りになつて御出　遊ばし、其れから又熊野へも御參詣になつて、後生の事をよくよくお頼みになつて、那智沖とかでお身投げを遊ばした　ですから、これはお歎きの中のお喜びと申すものでございます。此の上はどうにでもして尼姿におなりになり、お念佛でも遊ばして、お亡くなりになつたお方樣の御追福を遊ばしませ」と申したので、夫人は直ぐに御剃髮になつて、あの維盛卿の御菩提をお弔ひになつたのは、お氣の毒なことである。鎌倉にゐられる兵衛ノ佐殿は其の事を御傳聞になつて、「あゝ餘計な隔てをせずにツイちよつと私の所へ來て、面と向つてお話しになつたら、幾ら何でもお命だけはお助け申さうもの。なぜかといふと、あのお亡くなりになつた池の禪尼のお使として、此の賴朝の死罪を宥恕して流罪にといふ事に御盡力下さつたのは、只もうあの小松内大臣の御恩である。其の内大臣殿のお血續きでいらつしやるのだから、お子樣方の

(1)うすき・臼杵である。豊後國北海部郡臼杵にゐた一族。
(2)へつぎ・戸次と書く。是も豊後にゐた。今の大分郡に戸次村が殘つてゐる。一族久しくこゝに據つてゐた。
(3)女院・建禮門院。
(4)北の政所　清盛の娘で高倉天皇の御母代となつた盛子のこと。六條基實夫人であるからの稱。
(5)阿波の民部成能・前出の田口氏。

事も實際疎略にはお思ひ申してゐないのだ。ましてそんなに御出家までなすつた以上、彼是問題にするまでもない事だ」と仰やつた。

さる程に、平家讃岐の八島へ渡り給ひて後は、東國より新手の軍兵數萬騎、都に着いて攻め下るとも聞ゆ。又鎭西より、うすき、(1)へつぎ(2)、松浦黨、同心して押し渡るとも聞えけり。彼を聞き、此を聞くにも、只耳を驚かし、肝魂を消すより外のことぞなき。女院(3)、北の政所、(4)二位殿以下の女房達寄り合ひ給ひて、今度我方ざまに、如何なる憂きことをか聞き、如何なる憂きめをか見むずらむと歎きあひ悲みあはれけり。今度一の谷にて、一門の公卿殿上人大略討たれ、宗徒の侍半過ぎて亡びにしかば、今は力盡きはてゝ、阿波民部成能(5)が兄弟、四國の者ども語らつて、然りともと申しけるをぞ、高き山、深き海とも賴み給ひける。さる程に、七月二十五日にもなりぬ。女房達はさし集ひて、「去年の今日は都を出でしぞかし。程なくめぐり來にけり」とて、俄にあわただしうあさましかりし事ども宣ひ出でゝ、泣きぬ笑ひぬぞし給ひける。

【新譯】其の間に讃岐の八島の方では、平家がこゝへお渡りになつて以後、色々の風評があつて、或は關東から數萬騎の軍兵が新に京都に到着して、攻下つて來るとも云へば、又九州から臼杵、戸次、松浦黨の者共が心を合はせて四國へ押渡つて來るとも傳へら

(1)新帝御即位　元暦元年七月、後鳥羽天皇の御即位を申す。

(2)神璽・寶劔、内侍所なくして御即位　前に三種の神器なくして御踐祚なされたのであつたが、即位式にもまだ神器が手に入らなかつたのである。

れた。それぞれの情報を聞くにつけても、一門の人々は只驚きかへつて肝を潰す外には、何の仕でかした事もなかつた。建禮門院や、前關白夫人、二位殿以下の貴婦人たちは、一つ所にお寄りかたまりになつて、此の次には又味方の爲に、どんな情ない事を聞かされ、どんなつらい目を見ることでせうと、歎き合ひ悲み合はれた。今度の戰爭では、一ノ谷で一門の公卿や殿上人は大概討殺され、重だつた武士たちも大半は戰死して了つたから、今は殆ど無力に成り果てゝ、阿波の民部成能の兄弟の者が、四國の者どもを味方に說きつけて何とかしませう、さうすれば、今は悲況にあつても、挽回出來ないことはないでせう、と申したのを、まるで高い山か深い海でゝもあるやうに有力な防備と賴まれた。其のうちに七月の二十五日ともなつた。婦人方は寄り集まつて、「去年の今日は京都を出た日ですわ、ツイ此の間の事のやうだと思つてゐたら、もう一週年が廻つて來ました」と、僅な事だつたので、みんながあわてもし、驚き呆れた事を色々仰やり出して、泣いたり笑つたりせられた。

同じき二十八日、都には新帝の御即位(1)ありけり。神璽、寶劍、內侍所もなくして御即位の例(2)、人王八十二代、是初とぞうけたまはる。同じき八月六日の日、除目行はれて、大將軍蒲の冠者範賴、三河の守になる(3)。九郎冠者義經、左衞門の尉(4)になる。則ち使の宣旨(5)を蒙つて、九郎判官とぞ申しける。

新譯 同じ月の二十八日、京都では新帝後鳥羽天皇の御即位式があつた。神璽寶劔內侍所の三種の神器もなしに御即位式を擧げさせられた例は、人皇第八十二代の此の天皇の御時

が最初だと承つてゐる。次いで其の八月六日には叙任式が行はれて、源軍司令官の蒲ノ冠者範頼は三河ノ守になつた。そして九郎冠者義經は左衛門の尉になつた。そこで即座に檢非違使廳の判官を兼任すべき旨の院宣を受けて、九郎判官と申した。

さる程に、荻の上風もやう〳〵身にしみ、萩の下露もいよ〳〵しげく、怨むる蟲の聲々、稻葉うちそよぎ、木の葉かつ散るけしき、物思はざらむだに、更け行く秋の旅の空は悲しかるべし。まして平家の人々の心のうち、推し量られてあはれなり。昔は九重の雲上にて春の花を玩び、今は八島の浦にして秋の月に悲む。凡さやけき月を詠じても、都の今宵如何ならむと思ひやり、涙をながし心を澄ましてぞ明し暮させ給ひける。左馬の頭行盛(6)。

君住めばこゝも雲井の月なれどなほ戀しきはみやこなりけり

新釋 其の内に秋も深くなつて、荻の上葉を吹き過ぎる風も段々と身にしみて冷やかに、萩の下葉に置く露も益々多くなつて、草むらには恨めしげな蟲の聲々が聞こえ、枯れ黄ばんだ稻の葉が風に搖られてカサカサと鳴り、木の葉がヒラヒラと追ひ頻つて散り落ちる晩秋とはなつた。こんな光景を見ては何の物思ひもない身でさへ、旅の空では悲しくて堪らないであらうに、まして西海の果に漂浪して不安の中に日を送つてゐる平家の人々の心の中は嘸かしと推量せられてあはれである。あゝ昔は九重の奥深い所で春の花盛りを賞翫した身が今は八島の浦の假住居で秋の月を悲みの眼で見るのである。一寸した譬が　明るく

(3)範頼三河守になる　範頼の三河守任官は六月五日の小除目に於てとある。これは頼朝が五月二十一日に泰經朝臣に書を遣して「範頼廣綱義信等、可レ被レ聽ニ一州國司一事、内々可レ被レ計ニ奏聞一之趣」を依頼されたからである。

(4)左衛門の尉　宮城の外門の守衛を職とする左右兩衛門府の中、左衛門府の尉官。

(5)使の宣旨　檢非違使廳の判官たる事の宣旨の略。檢非違使は左衛門府にあつて、其尉即ち判官は衛門の尉が之を兼帶するのが定例であつた。

(6)左馬の頭行盛　清盛の孫で、基盛の子である。壽永三年には正四位下左馬頭だつた。

（1）一品坊しやうげん　一本には卓玄とある。又東鑑には一品房昌寬とある。

（2）播磨の室　兵庫縣播磨國揖保郡の港、室の津とも云つた。今日の室津がそれである。

（3）藤戸　備前國兒島郡藤戸村と稱する地で昔はこゝに兒島灣と備中の大川とを通ずる水道があつた。

照つてゐる月を主材にした歌一つ詠むにしても、これが都だつたら今夜あたりはどんなだらうと想像して、涙を流し心を澄まして、其日其日をお送りになるのだつた。此の時の左馬頭行盛の歌に

君すめばこゝも雲井の月なれどなほこひしきは都なりけり

と云ふのがあつた。

さる程に、同じき九月十二日、大將軍三河の守範頼、平家追討のためにとて、西國へ發向す。相伴ふ人々、足利の藏人義兼、北條の小四郎義時、齋院の次官親義、侍大將には、土肥の次郎實平、子息の彌太郎遠平、三浦の介義澄、子息の平六義村、畠山の庄司次郎重忠、同じき長野の三郎重淸、佐原の十郎義連、和田の小太郎義盛、佐々木の三郎盛綱、土屋の三郎宗遠、天野の藤內遠景、比企の藤內朝宗、おなじき藤四郎能員、八田の四郎武者朝家、安西の三郎秋益、大胡の三郎實秀、中條の藤次家長、一品房しやうけん(1)、土佐坊昌俊、是等を先として、都合その勢三萬餘騎、都を立つて播磨の室(2)にぞつきにける。平家の大將軍には、小松の新三位の中將資盛、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、侍大將には、越中の次郎兵衞盛嗣、上總の五郎兵衞忠光、惡七兵衞景淸を先として、五百餘艘の兵船に乘り連れて漕ぎ來り、備前の兒島に着くと聞えしかば、源氏やがて室を立つて、これも備前の國西川尻、藤戸(3)に陣をぞ取つたりける。さる程に、源平兩方陣を

あはす。陣のあはひ、海の面僅に二十五町ばかりをぞ隔てたる。源氏心は猛う思へども、舟なかりければ力及ばず、徒に日數をぞ送りける。

新釋 其のうちに源氏の方では、其の九月十二日に、司令官三河ノ守範頼は平家討伐の爲として西部地方へ向つて出發することゝなつた。之に隨從する人々は、足利の藏人義兼、北條の小四郎義時、齊院ノ次官親義、隊長には土肥ノ次郎實平、其子の彌太郎遠平、三浦ノ介義澄、其子の平六義村、畠山の庄司次郎重忠、同じく長野の三郎重清、佐原の十郎義連、和田ノ小太郎義盛、佐々木の三郎盛綱、土屋の三郎宗遠、天野の藤内遠景、比企の藤内朝宗、同じく藤四郎能員、八田の四郎武者朝家、安西の三郎秋益、大胡の三郎實秀、中條の藤次家長、一品坊章玄、土佐坊昌俊、是等の者を先に算へて其の勢力合計三萬餘騎、京都を出立して播磨の室に到着した。此の時平家の方でも、司令官には小松の新三位の中將資盛、同じく少將有盛、丹後の侍從忠房、隊長には越中ノ次郎兵衛盛嗣、上總の五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清を先として、總勢が五百餘隻の艦艇に乘込み、舳艫相啣んで漕寄せて來て備前ノ兒島に到着したといふ情報があつたので、源軍は直ぐに室を出發して、これも同じ備前ノ國の西川尻にある藤戸に陣地を占領した。斯して源平兩軍は互に相對して陣地を布いた。兩陣の間隔は海面僅に二十五町ばかりに過ぎなかつた。源軍の方では、心ばかりは頻に勇み立つたものゝ、肝腎の船がなかつたのでどうすることもできず、空しく日數を重ねてゐた。

同じき二十五日辰の刻ばかり、平家の方のはやり男の兵共、小舟に乘つて漕ぎ

(1)佐々木の三郎盛綱。佐々木秀義の第三男、十六歳にして賴朝に配所に謁して元服し、賴朝擧兵の初より戰功があつたといふ。宇治川ので先登した四郎高綱の兄。

(2)月頭。一ヶ月の初頭、即ち上旬。

出し、扇をあげて、「源氏こゝを渡せや」とぞ招きける。源氏の方の兵ども、如何がせむといふ所に、近江の國の住人佐々木の三郎盛綱(1)、二十五日の夜に入つて浦の男を一人かたらひ、直垂・小袖・大口・白鞘卷なんどをとらせ、賺し仰せて「此海に馬にて渡しぬべき所やある」と問ひければ、男申しけるは、「浦の者ども幾らも候へども、案内知つたるは稀に候。知らぬ者こそ多く候へ。この男は案内よく存じて候。たとへば川の瀬のやうなる所の候ふが、月頭(2)には東に候ふ。月の末には西に候ふ。件の瀬のあはひ、海の面十町ばかりも候ふらむ、是は御馬などにては、容易う渡らせ給ふべし」と申しければ、佐々木「いざさらば渡いて見む」とて、彼の男と二人紛れ出て、裸になり、件の川の瀬のやうなる所を渡つて見るに、實にも太う深うはなかりけり。膝、腰、肩に立つ所もあり、鬢の濡るゝ所もあり。深き所を泳いで、淺き所に泳ぎつく。男申しけるは、「是より南は、北より遙に淺う候。敵矢先を揃へて待ち參らせ候ふ所に、裸にては如何にも叶はせ給ひ候ふまじ。只是より歸らせ給へ」といひければ、佐々木實にもとて歸りけるが、下臈はどこともなきものにて、又人にも語らはれて、案内をや敎へむずらむ、我ばかりこそ知らめとて、彼の男を刺し殺し、首搔き切つてぞ捨てゝける。

新釋 すると同じ月の二十五日の午前六時頃に、平軍の方の向ふいきの強い兵士どもが、

ボートに乘つて漕出して來て　扇をさしあげて源氏の方を向いて「オイ源氏の奴等こゝを渡つて來い」と招いた。源軍の兵士たちは「己れどうして吳れよう」と云つて口惜しがつてゐると、其の時源軍の一將校に近江ノ國の住人佐々木の三郎盛綱といふ者は、二十五日の夜になつて、漁村の青年を一人相談相手に捉まへて來て、直垂や小袖、大口袴、白鞘卷などを遣つて、うまく機嫌を取つて「こゝの海を何處か馬で渡れるやうな所があるまいか」と尋ねると、其男が申したには「濱の者は大勢居るだが、それを知つてる奴は少えだ。しかし外の奴は知られえでも、わしはよく案內を知つてますだ。此の海には一寸云つて見りやア川ノ瀨のやうな所がありますだが、月初めには東の方、月末には西の方にあるだ。其の瀨の間は、さうさなア海面十町ばかもあるべいか。そこならハア馬に乘つて易々と渡れますだ」と申したので、佐々木は「さアそれでは渡つて見よう」と云つて、其の男と二人闇に紛れて濱へ出て、すつ裸になつて、その川の瀨のやうだといふ所を渡つて見ると、成る程そんなにひどく深いことはなかつた。膝きりの所、腰まである所、やつと肩の出る位の所もあれば、中には鬢のぬれる所もあるといふ程度だつた。で深い所へ來ると泳いで淺い所まで泳ぎついた。其の時男が申したには「こゝから南は、北よりもズッと淺うごぜえますだ。しかしあんまり向ふサ行くと敵が矢先を揃へて待受けてゐるだから、すつ裸ぢやいくら旦那がえらくてもかなふめエ。もうこゝから引返しなさるがえゝだ」と云つたので、佐々木は如何にもと思つて引返したが、下郎といふ者は操守のない者で、又どんな人に說きつけられて案內を敎へるかも知れない、この秘密を知つてゐる者は俺だけにしようとさう思つて其の男を刺殺し、首を切つて海中へ捨てゝ了つた。

(1)家の子郎等共に七騎。吾妻鏡によると、志賀九郎、熊谷四郎、高山三郎、奥野太郎、橘三、橘五の六人に、盛綱自身を加へて七騎である。

明くる二十六日の辰の刻ばかり、又平家の方のはやり男の兵ども、小舟に乗つて漕ぎ出し、扇をあげて、こゝを渡せやとぞ招いたる。爰に近江の國の住人佐々木の三郎盛綱、かねて案内は知つたり、しげめゆひの直垂に緋縅の鎧着て、連錢葦毛なる馬に、金覆輪の鞍を置いて乗つたりけるが、家の子郎等共に七騎(1)打ち入つて渡す。大將軍三河の守範頼是を見給ひて、「あれ制せよ止めよ」と宣へば、土肥の次郎實平、鞭鐙を合せて追つつき、「いかに佐々木殿は、物の魅いて狂ひ給ふか。大將軍よりの御許されもなきに、止まり給へ」と言ひけれども、佐々木耳にも聞き入れず渡しければ、土肥の次郎も制しかねて、共に續いてぞ渡しける。馬の草わき、むながひ盡し(2)、太腹に立つ所もあり、鞍爪越す所もあり。深き所を泳がせて、淺き所に打ち上る。大將軍是を見給ひて、「佐ゝ木にたばかられぬるは。淺かりけるぞ、渡せや渡せ」と下知し給へば、三萬餘騎の兵ども、皆打入つて渡す。平家の方には是を見て、舟どもを押し浮べ／＼、矢先を揃へてさしつめ引きつめ、散々に射けれども、源氏の方の兵ども是を事ともせず、兜のしころを傾け、熊手、薙鎌(3)を以て、かたきの舟を引き寄せ／＼、喚き叫んで戰ふ。一日戰ひくらし、夜に入りければ、平家の舟は沖に浮び、源氏は兒島の地に打ち上つて、人馬の息をぞ休めける。明けゝれば平家は讃岐の八島へ漕ぎ退く。源氏

（2）むながひづくし　胸がひの水中に沒し盡さんとする所。
（3）薙鎌　長い柄の先端に鋭利な鎌を装置したもの。
（4）御教書　將軍の意思を表示する公文書の一種。主に下僚が其意を受けて認めるのである。平安朝中期には專ら二位以上の公卿が之を出したものであるが、武人としては頼朝が最初の例を開いた。此の時の御教書は「東鑑」に「佐々木盛綱自レ馬渡ニ備前國兒島ニ追ニ伐左馬頭平行盛朝臣一事、今日以ニ御書一蒙ニ御感之仰一、其詞云」として「自レ昔雖レ有下渡ニ河水一之類上、未レ聞下以レ馬凌ニ海波一之例上、盛綱振舞希代勝事也」云々とある。

心は猛う思へども、舟なかりければ、やがて續いても攻めず。昔より馬にて河を渡す兵多しといへども、馬にて海をわたすこと、天竺、震旦は知らず、わが朝には希代のためしなりとて、備前の兒島を佐々木にたぶ。鎌倉殿の御教書(4)にも載せられたり。

新釋　翌二十六日の午前六時頃になると、又しても平家の出過ぎ者の兵士たちが、小船に乘つて漕出して來て、扇を高くあげて、「こゝを渡つて來い」と招いた。此の時、近江ノ國の住人佐々木ノ三郎盛綱は、前以て案内は心得てゐる事であるし、滋目結の直垂に緋縅の鎧を着込み、連錢蘆毛の馬に金綵の鞍を置いて乘つてゐたが、一族や家來を合はせて總勢七騎サッと海へ乘入れたかと思ふと渡り進んだ。司令官の三河守範頼は之を御覽になつて「あれ取押へろ引留めろ」と仰やつたので、土肥次郎實平は、全速力で追附いて行つて「どうしたのだ佐々木君、狐か狸にでも憑かれて發狂したのか、司令官の命令もないのに、前進しちやいかん、止まり給へ」といつたが、佐々木は耳にもかけないで、ドン〳〵渡り進んで行つたので、土肥ノ次郎も引留めかねて、同じやうに後からついて渡つて行つた。進んで行く馬の胸先が胸がひまでズップリつかる所もあり、太腹までの所もあり、さうかと思ふと波が鞍壺を越す程の所もあつたが、深い所へ來ると泳がせて、淺い所へ乘上げた。司令官の範頼は其の樣子を御覽になつて「ヤア佐々木の奴に欺された。淺いんだぞ、皆渡れ渡れ」と指揮されると、三萬餘騎の源氏の兵等は一齊に皆サッと馬を乘入れて押渡つた。平家の方ではそれを見て、急いで多數の舟を漕ぎ出して來て、矢先を揃へて、つがへては

引き、つがへては引き、全力を盡して射撃したが、源軍の兵士等は、それを何とも思はず兜の前を傾けて敵の矢を防ぎつゝ、熊手や薙鎌で敵船をドン〳〵引寄せ、大呼して奮戰した。しかし日暮まで全一日夢中で交戰を續けてゐるうちに、夜になつたので、平家の船は沖合に浮び、源氏の方は兒島に上陸して兵士や騎馬を休養させた。夜が明けると、平家は何と思つたか、其のまゝ讃岐の八島へ退却した。源氏は氣ばかり勇み立つてゐるものゝ、船が無かつたので、直ぐ追擊に移ることも出來なかつた。此日の戰鬪報告が鎌倉に達すると、賴朝は盛綱の殊勳を大いに賞して、昔から馬で敵前渡河をした兵士は多くあるが、特に海を渡つたといふのは、印度、支那ではどうか知らぬが、日本では類例のない事であると云つて、備前の兒島を佐々木に賞賜された。此の事は鎌倉殿の御教書にも記載されてゐる事實である。

一五、大嘗會沙汰

同じき廿八日、都には又除目行はれ、九郎判官義經五位の尉になされて、九郎大夫の判官とぞ申しける。さる程に、十月にもなりぬ。八島には浦吹く風も烈しく、磯打つ波も高かりければ、兵も攻め來らず、商客の行き交ひも稀にして、都のつても聞かまほしく、空搔き曇り、霰うち散り、いとど消え入る心地ぞせられける。都には大嘗會あるべしとて、十月三日の日、新帝の御禊(1)の行幸ありけり。内辨をば、德大寺殿(2)つとめらる。一昨年先帝の御禊の行幸には、平家の内大臣宗盛公つとめらる。せつけのあくや(3)について、前に龍の旗(4)立てゝ居給ひたりしけしき、冠ぎは、袖のかゝり、表袴の裾までも、殊に勝れて見え給へり。其外三位の中將知盛、頭の中將重衡以下、近衞づかさ、みつな(5)に候はれしには、又立ち並ぶ方もなかりしぞかし。今日は九郎大夫の判官義經先陣に供奉す。是は木曾などには似ず、以ての外に京慣れたりしかども、平家の中のえり屑よりも猶劣れり。同じき十八日(6)、大嘗會式の如く遂げ行はる。去んぬる治承、養和の比よりして、諸國七道の人民百姓等、或は平家のために惱まされ、或は源氏のために亡

(1)十月三日新帝の御禊　これは十月二十五日の誤である。
(2)德大寺殿　内大臣大將藤原實定。
(3)せつけのあくや　節下の幄屋である。節下とは節下の大臣をいふ。節とは節旗のことで、大嘗會の御禊の時には、大臣は其節の下に近く立つて大儀の執行に當るから、之を節下の大臣といふのである。幄屋は幄舎のことで、臨時に幕を張つて作つた假屋である。
(4)龍の旗　これが即ち節旗である。旗に龍がついてゐるのであるらしい。
(5)みつな　一鳳輦の左

右に長く垂れ下つてゐる御綱を持つ役。

(6)同じき十八日　「同じき」は誤で、翌月たる十一月の十八日である。

(7)東作　春の農耕を開始すること。書經の堯典に「寅ンデ出日ヲ賓シ、東作ヲ平秩セシム」とある。出日を賓するとは春分の朝に出る日を拜して其影をしるすこと。平秩とは平均し次第することである。

(8)西收　東作に對して秋の收穫をいふ。

ぼさる。家、竈を捨てゝ山林に交り、春は東作(7)の思を忘れ、秋は西收(8)の營にも及ばず。如何にして、かやうの大禮など行はるべきなれども、さてしもあるべき事ならねば、式の如くぞ遂げられける。

新釋　同じ月の二十八日に、京都では又叙任式が行はれて、九郎判官の義經は五位に叙せられ、以來九郎大夫の判官と稱した。其のうちに十月ともなつた。八島の方では沿岸の海面を吹く風も烈しく、磯に打寄せる波も高かつたから、源氏の兵も攻め寄せて來ず、商人の交通も稀で、こんな時には京都の消息も聞きたい氣がするのに、折柄空は陰鬱に曇つて霰が降つて來たので、一層消え入るやうな心持がされた。京都では大嘗會が行はれるといふので、十月の一日には、新帝の御禊の行幸があつた。內辨は德大寺殿が奉仕される。一昨年先帝高倉天皇の御禊の行幸には、平家の內大臣宗盛公が內辨を勤められた。節下の幄舍に著席して、其の前に龍の旗を立てゝおいでになつた樣子は、冠のつけぎはから、袖のくあひ、表の袴の裾さばきまでも、一段と立ちまさつてお見えになつた。其外に三位の中將知盛、頭の中將重衡以下の近衛府の高等官が、御綱持ちの役人として奉仕せられたのは、又と比べるものもない見ものであつた。今日は九郎大夫の判官義經が、先陣にお供を申し上げる。此の人は木曾義仲などの野人ぶりとは引きかへて、非常に京都の風習に慣れてはゐたが、それでも平家の人々に比べると、其の中の選り殘しの屑よりもまだ劣つてゐる。同じ月の十八日に、大嘗會が定式の通りに執行せられる。去る治承養和の頃からして、諸國七道の人民百姓等の苦しみは甚だしいもので、或は平家の爲にひどい目にあひ、或は源

氏の爲に亡ぼされた。それで多くは皆、家も竈も捨て放しにして山林の中に逃れ、春の耕作をすることも忘れ果て、秋の收穫の準備さへもせずにゐる有樣である。これではどうしてさういふ御大禮などの大儀が行はるべきではないが、それかと云つて行はれずに濟ませられる事でもないから、式の通りに遂行された。

研究 こゝで聊か「節下」の事を明かにして置く必要がある。節下が「節旗の下」であるといふことは頭註にも既に記して置いたし、他の類書にも其處までは書いてゐるが、さて其の節旗とはどんなもので、何を表示するものかの研究は出來てゐない。先づ

（一）節旗とはどんなものか。之については僅に「代始和抄」に「節といふは旗の名なり世俗には大がしらと名づく」とあるのと、榮華物語に「大がしらなどいひて、れいのおそろしげにすぢふときかみよりかけて、さすがにうるはしくてわたる」とあるのと、此の物語に「前に龍の旗立てゝ」とあるのとだけである。これで見ると「節旗」とは舊例の御即位式の時にも大庭に立てられる「龍像纛」であるのではないかとも思はれる。これは東西に各二本立てられたもので、各色を異にするが、東方即ち內辨の幄舍に近く立てられたものは、赤地の帛に金色で龍を現し、下半は四筋に裂け、各赤の紐綱で端取がしてあるものである。之を龍像纛と稱するのは、旗竿の頭頂に黑色の馬の尾髮（或は牛ともいふ。後世には黑染の苧を以て代用した）卅把を以て製作した黑色纛を冠してあるからである。「代始和抄」に大がしらといひ「榮華」に「恐ろしげに筋太き髮撚りかけて」とあるのは此の事である。何故に此の龍像纛が節旗と稱せられたかと云ふことは、支那で天子から證符として交附せられる節が「牛の毛」で飾られたものであるのを知れば直ちに了解されよう。漢の旄節といふのも色こそ違ふが同類のものである。「蘇鶚演義」に「節ハ毛ア

編ンデ之ヲ爲ル…癸漢以下、改メテ旌幢ノ形ト爲ス」とあるのは益々之を證する。只我が國では時によつて、纛旗と節旗とを混同し、今日の萬歳旛式のものを纛旗と呼んだ時代もあつた。「明月記」には、嘉禎元年の大嘗會御禊の事を記して、「云々持ニ予纛旗一……相ニ待節旗一之間」と書いてゐるが、これは誤りである。纛といふのは元來毛羽幢のことで、獸の毛又は鳥の羽を以て飾つた原形的な旗である。節旗は即ち其の幾變化した後の或る形式のもので、それが龍像幢であつたことは以上の證憑に依つて先づ確であると云つてよい。

（二）次にはそれが何を表示するものかといふに、漢以來の例によると纛は今日の天皇旗を意味するものである。だから朝賀の式とか即位式、大嘗會の御禊等には、これを持出されるのが當然であつて、鹵簿進行の時には、第一席の大官其の下に供奉し、式場に於ては節旗から一丈乃至一丈五尺を去つて大臣の侍立するのが定例となつてゐた。

大將軍三河の守範頼、やがて續いて攻めたまはゞ、平家はたやすう亡ぶべかりしに、室・高砂(1)にやすらひ、遊君・遊女(2)ども召し集め、遊び戯れてのみ月日を送り給ひけり。東國の大名・小名多しといへども、大將軍の下知に從ふことなれば、力及ばず。只國の費、民の煩のみあつて、今年も既に暮れにけり。

新釋　源軍司令官の三河ノ守範頼が、此の機會に直ぐ息をもつかせずに追撃されたら、平軍は容易に全滅するのであつたのに、室の津や高砂で悠々と休養して、遊君や遊女どもを呼び寄せ、長い間遊び戯れてばかりおいでになつた。其の幕下には關東の大名も小名も大勢居

（1）高砂・　兵庫縣播磨國加古郡加古川河口の小都市。對岸は尾上村で、其間には今相生橋がかゝつて聯絡を通じてゐる。有名な松の名所で、謠曲にも相生松の事が出てゐる。其の名松の所在地である。高砂神社は古く神功皇后の創建社といはれてゐるのを見ても、此地の聚落形成が可なり古いことが知られる。

たのではあるが、軍の行動はすべて軍司令官の命令に待たねばならぬ事であるから、どうすることも出來なかつた。そんなわけで、國帑が空費され、人民が徴發に惱むばかりの事で、其の年も到頭暮れて了つた。

研究　或る一部の人々は、此の物語の作者が、義經ビイキであることを論じて、此の條をも其の一證とし指摘してゐるが、事實此の時の範頼は、曠日彌久、徒らに大軍を擁して、少しも積極的行動に出なかつた。公平な眼で觀て、此の兄弟は頗る性質を異にしてゐたやうで、膽汁質に近い範頼と　神經質で多血的な義經とのコントラストが、東鑑の記事の上にも顯著に認められる。

（2）遊•君•遊•女•　どちらも同じ事である。萬葉集第八にも出てゐる遊行女婦のこと。此種の女は奈良朝時代以前から既にあつたが、畿内に於ては江口、神崎、三島、東國では美濃、三河、遠江、西國では播磨、但馬が其の中心地であつた。播磨では室が殊に盛で、保元、平治以後に出た室の長者の娘室君などは著名なものであつた。

十一之巻

（一）逆櫓

元暦二年(1)正月十日の日、九郎大夫の判官義經院參して、大藏卿泰經(2)朝臣を以て奏聞せられけるは、「平家は神明にも放たれ奉り、君にも捨てられ參らせて、帝都を出でゝ波の上に漂ふ落人となれり。然るを此の三箇年の間攻め落さずして、多くの國々を塞げられぬることこそ口惜しう候へ。今度義經に於ては、鬼界、高麗、契丹、雲のはて、海の果までも、平家を亡ぼさゞらむ限は、王城へ歸るべからざるよし、奏聞せられたりければ、法皇大きに御感あつて、相構へて夜を日についで、勝負を決すべき由仰せ下さる。判官宿處にかへつて、東國の侍共に向つて宣ひけるは、「今度義經こそ院宣を承り、鎌倉殿の御代官として、平家追討の爲に西國へ發向すなれ。陸は駒の蹄の通はむをかぎり、海は櫓櫂のたゝむ處まで攻め行くべし。それに少しも仔細を存ぜむ人々は、これより疾う〳〵

（1）元暦二年　一八四五年に當る。

（2）大藏卿泰經　若狹の前國守であつた高階泰重の子、正二位に到つた。常に義經の爲に執奏したので、頼朝に嫌はれ、義經の亡命後直ちに解職せられた。

（1）隙行く駒　支那の故事である「白駒ノ隙ヲ過グルガ如シ」といふ句を和文流に書き崩したものである。歳月の速かに過去ること。原句は莊子の「知北遊編」史記の「留侯世家」にあるが、別に「駟

一、逆

鎌倉へ下るべし」とぞ宣ひける。

新釋　元暦二年正月十日の日に、九郎大夫判官義經は院の御所へ參上して、大藏卿の高階泰經朝臣を介して奏上されたには、「平家は神々にもお見離され申し、陛下にもお見限りを受けて京都を逃出し、今では波の上に漂ふ落人となつて居ります。それに足かけ三年といふ長い間之を攻め落すことが出來ないで、多くの國々を占領せられてゐるのは實に殘念でございます。それで今度不肖義經におきましては、鬼界ヶ島はおろか、たとひ高麗、契丹まで敵が逃げたと致しましても、雲の果、海の末までも追撃して行つて、平家を全滅せしめない限り、此の京都へは歸るまいと存じます」といふ事を申上げられると、法皇は大層御感動になつて、きつと晝夜兼行で奮闘して決勝しろといふ御命令が下つた。そこで判官義經は自分の宿所に歸つて後、關東の武士たちを呼集して、之に對して仰やつたには、「今度此の義經は院宣を拜し、兄鎌倉殿の御代官として、平家討伐のために西國へ向けて出發することになつた。就ては陸上では馬の蹄が通ふ所まで、海上では櫓櫂の運動の自由な所までを限りとして、何處までも追撃するツモリである。若しそれに少しでも反對の考へを持つてゐる人たちがあつたら、今から早速鎌倉へ下つてゆくがよい」とさう仰やつた。

さるほどに八島には、隙行く駒(1)の足はやくして、正月もたち、二月にもなりぬ。春の草暮れて、秋の風に驚き、秋の風やむで、又春の草にもなれり。送り迎へて、既に三年になりにけり。平家讃岐の八島へ渡り給うて後(2)も、東國より新手の軍兵數萬騎、都へ着いて攻め下るとも聞ゆ。又鎭西より、臼杵・戸次・松浦黨・同

櫓、

ノ隙チ過グルガ如シ」（禮記）「忽然トシテ騏驥ノ隙チ馳過ルガ如シ」（莊子盜跖篇）「六驥チ騁セテ決隙チ過ルガ如シ」（史記李斯傳）ともある。白駒といふのは光線で、隙は壁の罅隙であるとし、壁の穴からさし込んでゐる日影の照射位置が段々移動して行く速度の早さをいふのであるといふ解もあるが、（漢書顏注）問題である。

（ニ）平家八島へ渡り給ひて後　以下「……と嘆きあひ悲しみあひ給ひけり」までの句は、十三巻十四の「藤戸」の條の文の重出である。

心して、押し渡るとも聞えけり。彼を聞き此を聞くにも、唯耳をおどろかし、肝魂を消すより外のことぞなき。女院・北政所、二位殿以下の女房達、さし集ひ給ひて、今度我方ざまに、いかなる憂き事をか聞き、いかなる憂き目をか見むずらむと、嘆きあひ悲みあはれけり。中にも新中納言知盛卿の宣ひけるは「東國北國の兇徒等も、隨分重恩を蒙つたりしかども、忽に恩を忘れ、契を變じて、頼朝・義仲等に隨ひき。まして西國とても、さこそはあらむずらめと思ひしかば、唯都の内にて、いかにもならせ給へと、さしも申しつるものを、我身一つの事ならねば、心弱うあこがれ出でゝ、今日はかゝる憂き目を見る口惜しさよ」とぞのたまひける。誠にことわりと覺えて哀なり。

新釈　其の間に八島では、月日のたつのは早いもので、正月も過ぎて二月にも成つた。青々と柔らかな色の草が快い感じを與へる春も暮れて、今更のやうに秋風の襲來に驚いたかと思ふと、烈しかつた秋の風もいつしか止んで、また春の草の時節になつた。斯ういふ風に春秋を送り迎へてもう三年にもなつた。平家が讃岐の八島へお逃げ渡りになつてからも關東から新鋭の源軍が五六萬騎既に京都に到着して近くこちらへ攻め下つて來るといふ風聞もあり、又九州から、臼杵、戸次、松浦黨が言ひ合はせて攻め渡つて來るとも傳へられた。斯うした情報を色々と聞くにつけても、平家の人たちは只驚き恐れて肝を潰すより外に何の爲す事もなかつた。建禮門院や、前關白夫人、二位殿以下の婦人たちは、何れも心

配し乍ら寄り固まつて、今度は又味方にとつて、どんな情ない事を聞かされ、どんなひどい目に遭ふことかと嘆きあひ悲しみ合はれた。其の中でも新中納言知盛卿の仰やつたには「關東や北陸の兇徒たちも、平家の全盛時代には、隨分厚い恩惠を受けたものだのに、忽ちの間に其の恩を忘れ、契約を變更して、頼朝や義仲等に服從して了つた。だから此の分では、まして一門とは特別に深い關係もない西國も、其の通りだらうと思つたから、外を顧みないで、只京都の中でどうとも運命をお決しになりませと、あんなにまで申したのに自分一個の意思にも任せられなかつた爲に、ツイ心弱くみんなと一緒にフリフリと京都を迷ひ出て、今日はこんな情ない目にあふといふのは何て殘念な事だらう」とさう仰やつたのは、實際御尤な事だと思はれてお氣の毒である。

さるほどに二月三日の日、九郎大夫の判官義經、都を立つて、津の國渡邊①福島②兩所にて船揃し、八島へ既に寄せむとす。兄の三河守範頼も、同日に都を立つて、是も津の國神崎④にて兵船揃へて、山陽道⑤へ赴かむとす。同じき十日の日、伊勢、石清水へ官幣使⑥を立てられ、主上、並に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由、神祇官の官人・諸の社司、本宮、本社にて祈請申すべき旨仰せ下さる。同じき十六日、渡邊・福島兩所にてそろへたりける船ども、纜既に解かむとす。折節北風木を折つて、烈しう吹いたりければ、船ども皆打ち損ぜられて、出すに及ばず。修理のためにその日は留まりぬ。

（1）津•の•國•渡•邊•　攝津の國淀川南岸の地である。古く大江の浦、大江の岸といつたのは其の邊で、「今でも大江橋、渡邊橋があるが「熊野九十九王子記」には京橋と天神橋との間に擬してゐる。宗祇の名所方角抄に「所謂渡邊橋とは今天神橋と名くるの邊」であるとしてゐる。

（2）福•島•　淀川の河口にあつた洲の發達したもの。今も淀川の北に上福島、下福島の地名

新釋　其の内二月三日の日に、九郎大夫の判官義經は京都を出立して、攝津ノ國の渡邊と福島との二ヶ所で船隊を編成し、直ちに山陽道方面へ出發せんとした。京都では此の月の十日に、伊勢の皇太神宮と石清水八幡宮とへ奉幣の勅使を差遣される。前帝並に三種の神器を平家が無事に京都へ御返入申上げるやうに、神祇官の官人や諸社の社司は、各其の本宮、本社で御祈禱を申せと御下命になる。其の十六日に、渡邊、福島の二ヶ所では既に出帆準備を完成した軍船を、今や解纜しようとすると、其の折柄急に起り立つた北風が大きな樹の枝をボキボキ吹折るほどの勢ひで、烈しく荒れたので、どの船も皆損傷を被つて出帆不可能となつた。それで修繕の爲に結局其の日の出帆は中止された。

さる程に、渡邊には東國の大名、小名寄り合ひて、「抑々我等、船軍のやうは未調練⑦せず、如何がせむ」と評定す。梶原進み出でゝ「今度の船には、逆櫓を立て候はゞや」と申す。判官「逆櫓とは何ぞ」梶原、「馬は駈けむと思へば駈け、引かむと思へば引き、弓手へも馬手⑧へも廻し易う候ふが、船はさやうの時、乾度押し廻すが大事で候へば、艫舳に櫓を立てちがへ、脇楫⑨を入れて、どなたへも廻し易い樣にし候はゞや」と申しければ、判官「先づ門出の惡しさよ。軍には一引もひかじと思ふだに、あはひ⑩惡しければ引くは常のならひなり。まして然樣に逃げ設けせむに、なじかはよかるべき。殿原の船には、逆櫓をも、かへさま櫓をも、百挺千挺も立てたまへ。義經は只元の櫓で候はむ」と宣へば、梶原重ねて、

が殘つてゐて、其上福島には十數年前まで逆櫓松といふ枯木の幹だけがもか三叉に張つて祭られてあつた。

（3）範頼都を立つ。三河守範頼は去年の九月に都を出たのであるから、義經と同じく京師を發したとするのは誤である。

（4）神崎。今も神崎驛がある。兵庫縣（攝津國）川邊郡神崎町といふのがエキザクトな稱呼である。大物浦に近い宿驛として古くから榮えてゐる。

（5）山陽道。中國脊梁山脈の南にある諸國の總稱。播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門の八ヶ國が之に屬する。

（6）官幣使。神祇官から一定の時に幣帛を捧げる神社即ち官幣社へ幣帛を奉献にゆく勅使。

（7）調練。調整熟練の

「よき大將軍と申すは、駈くべき所をも駈け、引くべき所をも引き、身を全うして敵を亡ぼすを以て、よき大將とはしたる候。左樣に片趣⑪なるをば、猪武者とてよきにはせず」と申す。判官、「猪のしし、鹿のしし⑫は知らず、軍は只ひらぜめ⑬に攻めて、勝ちたるぞ心地はよき」と宣へば、東國の大名小名、梶原に畏れて高くは笑はねども、目ひき鼻ひきさゞめきあへり。

新釋 其の間に渡邊では、關東軍の大名や小名が集まつて「一體我々は、まだ少しも海戰についての教練を受けてゐないのだが、どうしたものだらう」と色々論じ合つた。すると其の時に、梶原景時が進んで出て「今度の船には逆櫓を立てませう」と申した。判官が「其の逆櫓といふのは何だ」と仰やると、梶原は「馬は前進しようと思ふ時には駈けさせ、退却しようと思ふ時には後退させることが自由ですし、其の外又、必要に應じて、左へでも右へでも容易に轉廻させることが出來ますが、船はそんな時に、急廻轉することが困難ですから、艫部にも舳部にも交互に櫓を裝置し、又舷側に舵を入れて、どちらへでも廻轉の容易なやうにしたいと言ふのです」と申したので、判官は聞いて、「これから出軍しようといふ矢先に緣喜がわるいぞ。戰場では一歩も後退すまいと言つてゐてさへ、其場の形勢がわるければ退却することのあるのが普通だ。それだのに、ましてそんな退却準備を初めからしてかゝつたんぢや、どうしていゝ結果が得られるものか。君等の乘る舟には勝手に逆櫓でもデングリ返り櫓でも澤山立て給へ。義經は普通の櫓で結構だ」と仰やつた。すると梶原は又口を出して「立派な司令官と云はれるには、進むべき場合には進み、退却を

意味」

（8）めて・・右手のこと。馬手の字を當てる。馬の手綱を取るのは右の手であるからの稱だといふ。

（9）脇楫・・廻轉自在のため舷側にも舵を裝置すること。

（10）あはひ・・ぐあひ或は都合のこと。其場の形勢。

（11）片趣・・片面向きの意。或る一方面にのみ偏向すること。

（12）ゐのしゝかのしゝ・・猪と鹿とのこと、古くは野獸のことを凡てシシと云つた。キノシシ、カノシシは「野獸たる猪」「野獸たる鹿」のこと。

（13）ひらぜめ・・正面攻擊、正攻法に依る進擊である。

する場合には退却して、自分の身を全うして敵を撃滅することが必要です。そんなにあなたのやうに前進することばかりに偏してゐる人は、猪武者と云つて、人がよく云ひません」と申した。判官は梶原の言ひ分をお聞きになつて、「猪か鹿か知らないが、戰爭は正面から壓倒的に攻めぬいて勝つたのが一番愉快だ」と仰やると、聞いてゐた關東の大名や小名は、梶原に憚かつて、大きな聲では笑はないが、皆目鼻で知らせ合つて、コソコソ笑ひ合つてゐた。

其日判官(1)と梶原と、既に同士軍せむとす。されども軍はなかりけり。判官「船どもの修理して、新しうなつたるに、各一しゆ一へい(2)して、祝ひたまへ殿原」とて、いとなむ體にもてなし、船に兵糧米積み、物具入れ、馬ども立てさせ、「船疾う仕れ」と宣へば、水主、梶取(3)ども「是は順風にては候へども、普通には少し過ぎて候。沖はさぞ吹いて候ふらむ」と申しければ、判官大に怒つて、「海上に出で浮うだる時、風こはければとて留まるべきか。野山の末にて死に、海川に溺れて失するも、皆是前世の宿業なり。向ひ風に渡らうといはばこそ、義經が非事ならめ。順風なるが、普通に少し過ぎたればとて、是程の御大事に、船仕らじとはいかでか申すぞ。船疾う仕れ。仕らずば、しやつばら(4)一々に射殺せ者共」とぞ下知し給ひける。「承つて候」とて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人

(1)判官。義經。

(2)一しゆ一へい。一種一瓶。即ち肴一種に酒一瓶である。

(3)水主、楫取。水主は船長、楫取は舵手、漕手即ち水夫。

(4)しやつばら。彼奴等。水主楫取など罵倒する語。

(5)御諚。貴人の命令など下輩から言ふ言葉。勅言など口づからごてと源氏物語に見えてゐるから、これもゴテの轉訛であらうとの説もあるが、諚は掟と元同じであると思はれるから、貴人が心中に決定した意思の宣下されたもの

が即ち御諚と見てよかろう。
(6)田代の冠者・・・信綱
(7)後藤兵衛父子・・・實基と實清。
(8)金子兄弟・・・家忠と近範。
(9)船奉行・・・軍用船係
(10)篝・・・カヾりとよむカヾを活用して名詞形としたもの。

當千の兵ども「御諚(5)であるぞ、船疾う仕れ。仕らずば、已ばら一々に射殺さむ」とて、片手矢はげて馳せ廻る間、水主梶取ども、「こゝにて射殺されむも同じ事、風こはくば、沖にて馳せ死にも死ねや者共」とて、二百餘艘が中よりも、只五艘出でゝぞ走りける。五艘の船と申すは、先づ判官の船、次に田代の冠者(6)、後藤兵衛父子(7)、金子兄弟(8)、淀の江内忠俊とて、船奉行(9)の乘つたる船なりけり。殘の船は、梶原に恐るゝか、風におづるかして、出でざりけり。判官「人の出でねばとて、止まるべきにあらず。常の時は、敵も恐れて用心すらむ。かゝる大風、大波に、思ひもよらぬ所へ寄せてこそ、思ふ敵をば討たむずれ」とぞ宣ひける。判官「各の船に篝(10)なともいそ。火數多う見えば、敵も恐れて用心してんずぞ。義經が船を本船として艫舳の篝を守れ」とて、終夜わたる程に、三日にわたる所を、只三時ばかりにぞ走りける。二月十六日の丑の刻に、津の國渡邊福島を出でゝ、明くる卯の刻には、阿波の地へこそ吹きつけゝれ。

新釋 其の日に、判官義經と梶原景時とは、すんでの事に味方同士で決鬪をしようとまでしたが、しかし實際やりはしなかつた。判官は「船の修繕が出來てすつかり新しくなつたから、諸君どうか一杯やつて祝つてくれ給へ、肴は貧弱だが」と云つて、酒宴の用意をする樣子に見せかけて、船内へドンドン糧食を積込み、武器を入れ、馬匹も載せて「さア早

く舟を出せ」と仰やると、船長や水夫たちは反對して「此の風は追ひ風ではございますがあたりまへの吹き方ではございません。沖は烈しく荒れて居りませう」と申したので、判官は大層怒つて「若し沖へ出て了つてゐたとしたら、風が强いからと云つて引返せるかい馬鹿ッ！。野山の果でのたれ死にゝ死ぬのも海や河で溺死するのも、みんなそれは前生からの約束事なんだ。風に逆らうて渡らうと云ふのなら或は此の義經のいふ事が無理かも知れぬが、追風だが只少し强過ぎるといふくらゐの事で、これ程の大切の場合に船を出さないなんてどうしてそんな不埒な事をいふんだ。オイみんなこいつ等が船を今直ぐ出さなければ一人殘らず射殺して了へ」と命令された。すると「オヽ承知しました」と云つて、伊勢ノ三郎義盛、奥州出身の佐藤三郎嗣信、同じく其の弟の四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶など一人で十人の相手をするといふ荒くれ武士たちが「御命令だぞ、さア船を出せ。已れ出さないと、貴樣等みな射殺して了ふぞ」と云つて、弓に矢をつがへたまゝ片手に持つて走つて廻つたので、船長も水夫たちも「こゝで射殺されるのも、嵐に遣られるのも死ぬ味に違ひはねえ、オイみんな風が强かつたら、沖を走れるだけ走り廻つて死ね」と云つて、二百艘あまりあつた中から、只五艘だけが烈風の中を沖へ走り出した。五艘の舟といふのは、一番に判官の乘船、次には田代の冠者信綱の船、三番目には後藤兵衛親子、四番目には金子兄弟の船、最後のは淀の江内忠俊と云つて、軍船司令の乘込んでゐる舟であつた。其の他の舟は梶原をこはがつてか、風に恐れたかして出帆しなかつた。判官は「外の舟が一所に出帆しないからと云つて中止されるもんぢやない、何事もない平穩な時には、敵の方でも襲擊を恐れて用心してるだらう。こんな大風大波の時にまさか攻めても來ないと思つてゐる所へ攻め寄せてこそ、豫想以上の勝利を得られるんだ」

と仰やつた。そして「みんなの船には篝火をさもすんぢやないぞ。火の數が澤山見えたら敵の方でも襲撃を恐れて警戒するだらう。義經の船を旗艦と心得て、艫部と舳部の篝火を目標に進航しろ」と云つて、終夜航行を續けてゆくうちに、三日航程のところを其の六時間程で馳走した。二月十六日の午前二時に攝津ノ國の渡邊、福島を出て、其の明け方の六時には阿波の海岸へ吹きつけた。

【研究】此の一段の事は「東鑑」にも「廷尉昨日渡部ヨリ渡海セント欲スルノ處、暴風俄ニ起ツテ舟船多ク破損ス、士卒ノ船等、一艘トシテ纜ヲ解カズ。爰ニ廷尉云ク、朝敵追討使暫時モ逗留スルコト、其ノ恐有ル可シ、風波ノ難ヲ顧ル可カラズ云々ト。仍テ丑ノ尅、先ヅ船五艘ヲ出シ、卯ノ尅阿波ノ國勝浦ニ著ク。(常行程三箇日也)則チ百五十餘騎ヲ率キテ上陸ス」とある。丑の尅と云へば正に午前二時である。而も海上には烈しい勢ひで風が夜暗の中を荒れてゐる。それを見かけて乘り出さうといふのは、到底常道論者の爲し能はざる所である。義經景時兩人の間に戰術論から感情の衝突があつたといふ事の眞否は分らないが、少くとも義經よりは十五六歳も年長で、随つて又、退嬰的で、所謂思慮分別の持主であつた景時の眼から觀れば、青年氣鋭只進むことあるを知つて退くことを考慮しない義經が猪武者に見えたのは事實であらう。景時は義經が出發した後五六日程も天候の直るのを待受けて、二月二十二日に百四十餘艘を以て悠々と八島の磯に到着してゐるのである。

（1）鞍爪ひたる　大抵の本には、「ひたる」を「乾たる」と解して、今まで水中に沒してゐた鞍の下部尖端が水面に現れる程度の淺所に達したならば、の意に説いてゐるが、「僅に鞍爪が水に浸る程度」さ解する方が自然であらう、何れにしても意味は同じであるが。

一、勝浦合戰

明けゝれば、渚には赤旗少々ひらめいたり。判官「すは我等が設をばしたりけるぞ。渚近うなつて、馬ども追ひ下さむとせば、敵の的になつて射られなむず。渚近うならぬ先に、船ども乘り傾け〱、馬ども追ひ下し〱、船に引きつけ〱游がせよ。馬の足立、鞍爪浸る(1)程にもならば、ひた〱と打ち乘つて、駈けよ者ども」とぞ下知し給ひける。五艘の船には、兵粮米積み、物具入れたりければ、馬數五十餘疋ぞ立てたりける　案の如く渚近うなりしかば、船ども乘り傾け〱、馬ども追ひ下し〱、船に引きつけ〱游がす。馬の足立、鞍づめひたる程にもなりしかば、ひた〱と打ち乘つて、判官五十餘騎、をめいて先をかけ給へば、渚に控へたりける百騎ばかりの兵共、しばしもたまらず、二町ばかりさと引いて控へたり。

【新譯】夜が明けてから見ると、海岸には平軍の赤旗が少しばかりヒラヒラとしてゐる。判官は見て「そら、敵の方でも我軍の奇襲を豫知して防備をしてゐたぞ。海岸近くで馬を追下ろさうとすると、敵の標的になつて射られるから、海岸まで近づかないうちに、皆船を

傾斜させて、馬をすつかり追ひ下ろせ、そして舷側へ引つぱりつけて泳がしてゆけ」馬の足が水底に届いて鞍爪が水から出る程になつたら、敏速に飛びのつて、駈け上れ」と指揮された。五艘の舟には何れも糧食を積載し、武器を乘せ込んだから、甲板に立つてゐる馬の總數は約五十疋ばかりであつた。で豫定の通り、海岸近くなると、兵士たちは皆船を乘りかしげて馬を海中に追ひ下ろし、各船の舷側に引きつけて泳がせた。そして馬の足が立つて鞍爪が水面から出る位になると、一齊にヒラリヒラリと飛び乘つて、判官は部下の五十餘騎と共にワーッと鬨の聲をあげて先頭に突進された。と、海岸に防禦線を張つてゐた百騎ほどの敵兵は暫くの間も支へることが出來ないで、二町ほどもサッさ後退して其の位置を守つてゐた。

判官渚に上り、人馬の息を休めておはしけるが、伊勢の三郎義盛を召して「あの勢の中に然りぬべき者あらば、一人具して參れ。尋ぬべき事あり」と宣へば、義盛畏まり承つて、百騎ばかりの勢の中へ、唯一騎かけ入つて、何とかいひたりけむ、年の齡四十ばかりなる男の、黑革縅の鎧着たるを、兜をぬがせ、弓の弦はづさせ、降人に具して參つたり。判官「あれは何者ぞ」と宣へば、「當國の住人坂西(1)の近藤六親家」(2)と名のり申す。判官「假令何家にてもあらばあれ、しやつに目離すな。物具な脫がせそ。やがて八島への案内者に具せむずるぞ。逃げて行かば射殺せ者共」とぞ下知し給ひける。判官、親家を召して、「こゝをば何とい

(1)坂西・阿波ノ國板野郡の西部地方。今も板野郡西町がある。しかし坂西町が續紀に坂野とあるし、舊那賀郡にも坂野郷があつたのだから坂西が正しい。

(2)近藤六親家・東鑑の一本には近藤七とある。

(3)勝浦・今の德島縣勝浦郡の海岸地方。勝占といふ村もある。和名抄には桂とある。

(4)後矢・内通の意味。

にも使ふが、こゝは後方から攻撃することのやうである。

〔5〕阿波ノ民部成能・・・・・・・阿波國出身の民部大輔田口成能のこと。一本には「成良」ともある。

〔6〕櫻間の介能遠・・・・・・東鑑には散位成良弟、櫻庭介良遠とある。和名抄にも阿波國櫻間郷とあるから、櫻間の方が正しい。今、名西郡高川原村に大字櫻間がある。元暦の頃には田口成良の勢力範圍で、城址が今に殘つてゐる。

ふぞ」と問ひ給へば「勝浦③と申し候」。判官笑つて「色代な」と宣へば「一定勝浦候ふ。下﨟の申しやすきまゝに、かつらとは申せども、文字には勝浦と書いて候ふ」と申しければ、判官斜ならずに悦び給ひて、「あれ聞き給へ殿原、軍しに向ふ義經が、勝浦に着くめでたさよ。若し此邊に平家の後矢④射つべき仁は誰かある」と宣へば、「阿波の民部成能⑤が弟、櫻間の介能遠⑥とて候」と申す。「いざさらば、蹴散らして通らむ」とて、近藤六が勢の百騎ばかりが中より、馬や人をすぐつて、三十騎ばかり、わが勢にこそ具せられけれ。

新釋　判官は海岸に上陸して、暫く人馬を休養させておいでになつたが、伊勢の三郎義盛をお呼びになつて、「あの敵の一隊の中に、相當な者がゐたら、一人連れて來て貰ひたい。尋ねる事があるのだ」と仰やると、義盛は拜承して、約百騎程ゐる敵軍の中へ、唯一騎で駈込んで行つたが、どういふ風に話し込んだものか、年齡四十歳程の男で、黑革縅の鎧を着てゐるものを、兜を脫がせ、弓の弦をはづさせて、降服者として伴れて參つた。判官が「そこへ來たのは何者だ」と仰やると、「ハイ、此の阿波ノ國の住人で坂西の近藤六親家であります」と名のりを申上げた。判官は聞いて「たとひ何家にでもしろ、あいつには目を離すな。そして武裝を解除させるな。直ぐに八島への道案内に連れて行かう。若し途中で逃出すやうだつたら射殺して了へ、オイみんな、いゝか」と御命令になつた。判官は親家を近く呼んで「こゝは何といふ處か」とお尋ねになると、「勝浦と申します」と答へた。判官は笑つて「お世辭をいふな」と仰やると、「イ、ヤ、誠に勝浦であります。下郎が申しや

すいのをよい事にして、カッラと申しては居りますが、漢字では勝浦と書くのでありきす」と申したので、判官は非常にお喜びになつて「あの男のいふ事を聞いたか諸君、これから戦争をしにゆく義經が第一番に勝浦についたのは目出度い。そこで若し此の邊で平家の爲に我が軍の後方を脅す人物があるとしたら、それは誰だ」と仰やると「阿波の民部成良の弟で、櫻間の介良遠といふのが居ります」と申しました。ぢやアそいつを蹴散らして通らうといふので、近藤六の隊員約百騎の中から、馬も人も強さうなのを約三十騎程選出して、自分の部下として引きつれてゆかれた。

（1）究竟　クキヤウとよむ。至極といふのと同じ意味。後には屈強といふやうな字で之を書現すやうになつた。
（2）希有にして　辛うじての意。ヤットの事で。

能遠が城に押し寄せて見給へば、三方は沼、一方は堀なり。堀の方より押し寄せて、鬨をどつとぞ作りける。城の内の兵ども「只射とれや射取れ」とて、さしつめ引きつめ、散々に射けれども、源氏の兵ども、是を事ともせず、堀を越え、兜のしころを傾けて、をめき叫んで攻めければ、能遠敵はじとや思ひけむ、家子郎等共に防矢射させ、我身は究竟(1)の馬を持つたりければ、それに打ち乗り、希有にして(2)落ちにけり。殘り留まつて防矢射ける兵ども二十餘人が首切り懸けさせ、軍神にまつり、よろこびの鬨をつくり、門出よしとぞ悦ばれける。

新釋　能遠の居城に押寄せて御覧になると、三方は沼地、一方は塹濠である。それで、塹濠の方から追進して、鬨の聲をドッとあげた。城内の敵兵等は、それを聞くと「出るな、出るな、只射殺せ、射殺せ」と云つて、弓に矢をつがへては強く引き、又つがへては強く

引いて、全力を盡して射撃を續けたが、源氏の兵等は、それを何とも思はず、塹濠を飛び越え、兜の錣を傾けて矢を防ぎつゝ、ワーッと吶喊し乍ら前進したので、能遠は、これはとても勝利の見込がないと思つたものか、一族や家來の者共に防戰させて置いて、自分は至極優良な乘馬を持つてゐたから、それに乘つて、萬死を免れて逃げ落ちた。源軍の方ではあさへ踏止まつて防戰してゐる二十八餘りの兵士の首を悉く切つて梟木にかけさせ、これを軍神の犧牲に捧げて、歡呼の聲をあげ、第一戰に縁喜がよいと喜ばれた。

三、大阪越

判官また坂西の近藤六親家を召して「八島には平家の勢如何程あるぞ」と問ひ給へば「千騎にはよも過ぎ候はじ」と申す。判官「など寡きぞ」「かやうに四國の浦々島々に五十騎百騎づゝさし置かれて候。其上阿波の民部成能が嫡子、田口左衛門教能〔1〕は、伊豫の國河野の四郎が召せども參らぬを攻めむとて三千餘騎にて伊豫へ越えて候ふ」と申す。判官「さてはよき隙こさんなれ。是より八島へは如何程あるぞ」と宣へば、「二日路で候ふ」と申す。「いざさらば敵の聞かぬ先に寄せむ」とて、馳せつ控へつ、駈けつ歩ませつ、阿波と讃岐の境なる大坂越〔2〕といふ山を夜もすがらこそ越えられけれ。

新釋 判官は又、坂西人の近藤六親家をお呼寄せになつて、「八嶋には平家の軍兵がどれ位ゐるか」とお尋ねに成ると、「千騎以上はとても御座いませんでせう」と申した。判官が「どうしてそんなに少いのだ」とお尋ねになると、「斯ういふ風に、四國の海岸や嶋嶼の各兵要地に、五十騎乃至百騎づゝ配備されてある爲です。それに阿波の民部成能の長男の田口左衛門教能は、伊豫の國の河野四郎が、いくら平家の方でお召しになつても參らないので、それを攻撃する爲に三千餘騎で伊豫の方へ山を越えて行つて居ります」と申した。判

〔1〕田口左衛門教能。一本には成直とある。田内とあるのは田口のあやまりであらう。デンナイと讀ませてある本もあるが、藤内、平内、源内ならばこそ意味もあれ、田内ではおかしい。

〔2〕大坂越。 箸藏寺山脈の東端大坂山の山路のこと。大坂山の南麓が坂西町で、そこから大坂山を讃岐の方へ越えると引田である。一名中山、阿讃兩國の國境にあつて、中を通ずる山越え路だからである。

官は、「ちやア今はちやうどいゝ機會だ。しめたぞ。それで、こゝから八島へはどの位の里程があるのか」と仰やると、「三日行程です」と申した。ちやア直ぐ、敵が我々の來た事を聞きつけない先に襲撃しよう、といふので、馬を疾驅させては少し休み、走らせたり、徐行させたりして、阿波の國境にある大坂越といふ山を、終夜あるき續けて越えられた。

其夜の夜半ばかりに、立文(1)持つたる男一人、判官に行きつれたり。夜のことではあり、敵とは夢にも知らず、御方の兵どもの八島へ參るとや思ひけむ、打ち解けて物語をぞしける。判官「我も八島へ參るが、案内を知らぬぞ。尋所(2)せよ」と宣へば、「此男は度々參つて、案内よく存じて候ふ」と申す。判官「さて其文は何處より何方へ參らせらるゝぞ」と宣へば、「是は京より女房の、八島の大臣殿へ參らせられ候ふ」。「さて何事にや」と問ひ給へば、「別の仔細ではよも候はじ。源氏既に淀川尻に出で浮うで候へば、定めてそれをこそ告げ申され候ふらめ」と申しければ、判官「實にさぞあるらむ。其文奪へ」とて、持つたる文を奪ひ取らせ、「しやつ搦めよ、罪つくりに頸な斬つそ」とて、山中の木に縛りつけさせてこそ通られけれ。判官さて彼の文をあけて見給へば、實に女房の文と思しくて、「九郎はすゝどき(3)男なれば、如何なる大風、大波をも嫌ひ候はで、寄せ候ふらむと覺え候ふ。相構へて、御勢共散らさせ給はで、能く〱用心せさせ給へ」と

(1)立文・書状を白い紙で上包みして、其の上下を左右に斜に折つて、紙撚で結んだもの。
(2)尋所・案内といふのと同じである。「尋承」と書くのが正しい。
(3)すゝどし　するどしと同じこと。

（4）文や　「文や」のやは、現代のヨと同じである。

ぞ書かれたる。判官「是は義經に天の與へ給ふ文や。（4）鎌倉殿に見せ申さむ」とて、深う納めてぞ置かれける。

新譯　其晩の夜なか時分に、立文を持つてゐる一人の男が判官の一隊と道づれになつた。夜の事ではあるし、それが敵だといふことは夢にも知らないで、味方の兵士たちが八島の本營へ參るのだとでも思つたものか、心をゆるして色々の話をした。判官が、「私もこれから八島へ參るのだが、道を知らないのだ、敎へてお呉れ」と仰やると、「私は何度も參つてよく案内を知つてゐます」と申した。判官が、「それで其の文はどちらからどなたへお上げになるお手紙だい」と仰やると、「これは京都の或る御婦人から、八島の大臣樣へお上げになるのです」と云つたので、「それで、どんな用事のお手紙だい」と重ねてお聞きになると「なアに別な御用ではございますまい、源氏がもう淀川口まで出て船に乘つてゐますからきつと其事をお知らせ申されるのでせう」と申した。判官は、「如何にもさうだらう、其の手紙を取上げろ」と仰やつて、男の持つてゐた手紙を奪ひ取らせた上で、「そいつを縛つて了へ、首を斬つたりして餘計な罪つくりをするなよ」と仰やつて、通りかゝつた山中の立木に縛りつけて置いてお進みになつた。判官はそれからその手紙を開封して御覽になると如何にも女の書いた手紙らしく「九郎は鋭い男でございますから、どんな大風でも大波でも厭はずに、そちらへ襲擊して參るだらうと思はれます。出來るだけ兵力を集中して、十分御用心遊ばせ」と書かれてあつた。判官は讀み了つて、「これは天が此の義經にお與へ下さつた手紙だ、鎌倉殿のお目にかけよう」と云つて、懷中深くしまつて置かれた。

明くる十八日の寅の刻に、讃岐の國引田①といふ所に落ちついて、人馬の息をぞ休めける。それより、しろとり②、丹生屋③、うち過ぎ／＼、八島の城へぞ寄せ給ふ。判官又親家を召して、「是より八島の舘へは如何樣なるぞ」と問ひ給へば、「しろしめされねばこそ。無下に淺間に候ふ。潮の乾て候ふ時は、陸と島との間は、馬の太腹もつかり候はず」と申す。「敵の聞かぬ先に、さらば疾う寄せよや」とて、高松④の在家に火をかけて、八島の城へぞ寄せられける。

新釋　翌十八日の午前四時には、讃岐の國の引田といふ所に一旦落ちついて、人馬を休養せしめられた。それから白鳥、丹生の屋といふ風に多くの村落を通過して、八島の要塞へお押寄せになつた。判官は此の時に又親家をお呼寄せになつて、「こゝから八島の敵陣地へはどういふ道をゆけばよいか」とお尋ねになると、親家は「あなた樣は實際の地勢を御存じないから、そんな事を問題になさるのです。此邊の海は非常に淺いんです。引潮の時には此の本陸と島との間は、馬の腹までは水がつかりません」と申した。「敵が我々の來襲を氣づかない前に、ぢやア急いで押寄せろ」と云つて、高松附近の民家に火を放つて、八島の要塞へ押寄せられた。

さる程に八島には、阿波の民部成能が嫡子田口左衞門教能は、伊豫の河野の四郎が、召せども參らぬを攻めむとて、三千餘騎で伊豫へ越えたりしが、河野をば打ち洩らしぬ、家子郎等百五十人が首斬つて、八島の内裏へ參らせたるを、内裏

(1)讃岐國引田　大坂山を讃岐へ下つて約一里程行つたところにある村。阿波街道が通じてゐる。香川縣大川郡所在。

(2)白鳥　シロトリと訓む。これも大川郡の村で、附近の松原村には日本武尊を奉祭した縣社白鳥神社がある。

(3)丹生屋　古くは此邊を入野(Nyunoya Ninoya)郷と云つた。同じく大川郡内にある丹生村の東である、阿波街道の分岐點で、一方は長尾高松への道であるが、海岸沿ひにゆくと、津田、志度の方へゆかれる。

(4)高松　今の香川縣廳の所在地高松市のこと、東鑑には「傘禮高松ノ民屋ヲ焼拂フ」とある。傘禮は高松と志度との間にある。香川縣木田郡の村で、こゝから西へ行けば直ちに八島である、

(1)手過　過失

(2)つゝと　戞然と突進した形容である。

(3)烏頭　馬の後肢の外節の部分。

にて賊首の實檢然るべからずとて、大臣殿の御宿所にて、首どもの實檢しておはしける所に、者ども、高松の在家より火出で來たりとて、ひしめきけり。「晝で候へば、手過(1)にてはよも候はじ。いかさまにも、敵の寄せて火をかけたると覺え候ふ。定めて大勢でぞ候ふらむ。取り籠められては敵ひ候ふまじ。疾う〳〵船に召さるべく候ふ」とて、總門の前の汀に幾らも着け並べたる船どもに、我も〳〵とあわて乘り給ふ。御所の御船には、女院、北の政所、二位殿、以下の女房達召されけり。大臣殿父子は、一つ船にぞ乘り給ふ。其外の人々は、思ひ〳〵に取り乘つて、或は一町ばかり、或は七八段、五六段など、漕ぎ出したる所に、源氏の兵ども、ひたかぶと七八十騎、總門の前の渚に、つゝ(2)とぞ打ち出でたる。潮干潟のをりふし、潮干たる盛なりければ、馬の烏頭(3)、むながひづくし、太腹に立つ所もあり。それより淺き所もあり。蹴上ぐる潮の霞と共にしぐらうたる中より、白旗さつとさしあげたれば、平家は運盡きて、大勢とこそ見てけれ。

新釋　其の間のことである。八島では、阿波の民部成能の長男の田口左衛門教能が、伊豫の河野四郎が、幾ら平軍の方で呼寄せても參らないのを討伐するのだといつて、嘗て三千餘騎を率ゐて伊豫の方へ山越えして行つたが、河野は討漏らしたので、其一族や家來の者百五十人の首を斬つて、それを八島の皇居へ持たせてよこしたのを、宮中で賊の首を實檢

なするのは宜しくないといふので、前内大臣殿の御宿所で、其の首實檢なしていらつしやると、ちやうど其の時、高松の農家から火事が出たといふので、人々は押しあひへし合ふて騒ぎ立つた。「晝間の事ですから、大部分失火ではございますまい。何としてもこれは敵が來襲して火を放つたのだと思はれます。きつと大部隊でございませう。包圍されてはとても勝味はないでせうから早く船へお乘りになりませ」といふ事で、皇居の總門の前の海岸に、幾艘も繋ぎ列べてあつた船に、平家の人たちは我もと、あわてゝ、お乘りになる。前帝室の御用船には、建禮門院、前關白夫人、二位殿以下の婦人たちがお召しになつた。前内大臣殿御父子は一艘の船へ御一緒にお乘りになる。其の外の人たちは、思ひ思ひに乘込んで、或るものは一町ほど、或るものは七八間、五六間といふ風に漕出したところへ、源氏の兵たちが七八十騎、何れもすつかり武裝して、總門前の海岸へパツと乘出して來た。それでなくてさへ遠淺の海潟なのが、ちやうど其の時は干潮の絶頂だつたから、水は馬の後足の第一節までやつと屆くところもあり、胸がひのはづれ、腹の下あたりが水面上に出る所もあり、まだそれ以上に淺い所もあつたのを、一齊に馬で乘入れたから、馬の足で蹴上げる海波の飛沫は、折柄の霞と共に、視界を遮つて、ボーツとして見える中から、源軍がサツと高く白旗をさし上げたのが、平家の運の盡くる所か、如何にも大部隊のやうに見えた。

判官、敵に小勢と見えじとて、五六騎、七八騎、十騎ばかり、打ち群れ／＼出で來たり。判官その日の裝束には、赤地の錦の直垂に、紫裾濃の鎧きて、鍬形打つ

たる兜の緒をしめ、黄金作の太刀を佩き、二十四さいたるきりふの矢負ひ、滋籐の弓の眞中取り、沖の方を睨まへ、大音聲をあげて、「一院(1)の御使、檢非違使五位の尉源義經」と名のる。次に名のるは、伊豆の國の住人、田代の冠者信綱(2)、續いて名のるは、武藏の國の住人、金子の十郎家忠(3)、同じき與一親範、伊勢の三郎義盛とぞ名のつたる。つゞいて名のるは、後藤兵衛實基、子息新兵衛尉基清、奧州の佐藤三郎兵衛嗣信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、聲々に名のつて馳せ來る。平家の方にはこれを見て、あれ射取れや射取れとて、或は遠矢に射る船もあり 或はさし矢に射る船もあり。源氏の方の兵ども、是を事ともせず、弓手になしては射て通り、馬手になしては射て通る。上げ置いたる船どものかげを、馬休め所として、をめき叫んで攻め戰ふ。

新釋 判官は、敵に劣勢であることを見知られまいとして、五六騎、七八騎、或は十騎位宛、切れぎれに小さく固まつては出て來た。判官義經、其の日の服裝としては、赤地の錦の直垂に、紫ばかしの鎧を着て、鍬形の前立を打ちつけた兜の緒をシツカリと緊め、金裝飾の太刀を佩び、切斑の矢を二十四本さした箙を負ひ、滋籐の弓の中程を持つて、沖にゐる敵の方をキツと睨み、大きな聲をあげて、「一ノ院の仰を受けて參つた追討使檢非違使の

(1)一院・後白河院。

(2)田代の冠者信綱・伊豆守爲綱の子。父が任果てゝ歸京して後は茂光に養はれた。日金山の西熱海街道沿の山村田方郡函南村の大字に今田代利の名が殘つてゐる。

(3)金子の十郎家忠・平高望の遠孫家範の子。保元の亂には義朝、平治の亂には義平に屬して勇戰したる古つはものである。埼玉縣入間郡金子村の出身で、大字木蓮寺には家忠開基と傳へる瑞泉寺がある。

五位の尉源の義經であるぞッ」と名のり上げた。次に名のつたのは伊豆國出身の田代の冠者信綱、續いて名のつたのは武藏の國出身の金子の十郎家忠、同じく與一近範、伊勢の三郎義盛と名のり上げた。續いて又名のつたのは、後藤兵衛實基、其の子の新兵衛の尉基清、奥州出身の佐藤三郎兵衛嗣信、同じく四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などといふ一人で千人の働きをする程の武士たちが、聲々に名のつて驅けて來た。平家の方ではそれを見て、あれを射殺せ射殺せ」と云つて、或は遠距離射撃をする舟もあれば、又近距離で亂射する船もあつた。しかし源軍の方の兵士たちは、それを何とも思はず、敵の左に出ては射撃して驅けぬけ、又急に右手へ廻つて射て通り、砂濱に引上げてある船の陰を馬の休め場にしては、大聲をあげて攻撃した。

四、嗣信最後

中にも後藤兵衛實基(1)は、古兵(2)にてありければ、磯の軍をばせず、先づ内裏へ亂れ入り、手ん手に火を放つて、片時の煙と燒き拂ふ。大臣殿、侍どもに、「源氏が勢は如何程あるぞ」と問ひ給へば、「七八十騎にはよも過ぎ候はじ」。「あな心憂や、髮の筋を一筋づゝ分けて取るとも、此勢には足るまじかりつるものを、中にも取りこめて討たずして、あわてゝ船に乘つて、内裏を燒かせぬることこそ口惜しけれ。能登殿(3)はおはせぬか、陸に上つて一軍し給へかし」と宣へば、「承り候ふ」とて、越中の次郎兵衛盛繼を先として、都合五百餘人、小船に乘り、燒き拂ひたる總門の前の汀に押し寄せて、陣をとる。判官も八十餘騎、矢比(4)に寄せて控へたり。

新釋　其の中でも後藤兵衛實基は實戰の經驗を積んだ老功の武士であつたから、海岸で戰鬪をしないで、第一に皇居へ亂入して、部下の兵士たちに銘々に皆手分けして火をつけさせ、一瞬間の煙として燒拂つて了つた。前内大臣殿は武士たちに、「源氏の兵力はどの位あるか」とお尋ねになると、「七八十騎以上は、とてもないでせう」と答へた。「あゝ情ない事

(1)後藤兵衛實基　藤原秀郷の後胤、左衛門尉實遠の子で、右兵衛尉となつた。義平の部下として平治の戰に待賢門を守り重盛の軍を退却せしめた剛の者である。

(2)古つはもの　實戰を幾度も體驗して戰に老熟した兵士。

(3)能登　能登守教經のことであるが、東鑑では教經は既に一ノ谷で死んでゐる。

(4)矢ごろ　敵を矢で射るのに適當な距離。

だ。あいつ等の髮の毛を一本宛分け取りにしても、味方の人數には足らない程だつたのに、大勢の中に包圍して全滅させないで、あわてゝ船へ乘込んで、皇居を燒かせたのは殘念た。能登殿！能登殿！能登殿はいらつしやらないか、あんまり癪だから上陸して一戰して來て下さい」と仰やると、能登守敎經は「承知しました」と云つて、越中の次郎兵衛盛嗣を最初として總計五百人餘りの者が、小艇に乘込み、燒拂はれた總門の前の海岸へ漕寄せて行つて、直ちに陣地を布いた。陸上ではそれと見ると、判官義經等八十餘騎の者が、何れも適當な着矢距離まで前進して、敵の攻擊開始を待受けてゐた。

平家の方より、越中の次郎兵衛、船のやかた(1)に進み出で、大音聲をあげて、「抑以前名のり給ひつるとは聞きつれども、海上遙に隔たつて、その假名、實名分明ならず。今日の源氏の大將軍は誰人にてましますぞ。名のり給へ」といひければ、伊勢三郎進み出で、「あな事もおろかや、淸和天皇十代の後胤、鎌倉殿の御弟、大夫の判官殿ぞかし」。盛繼聞いて、「さる事あり。去んぬる平治の合戰に、父討たれて孤にてありしが、鞍馬のちご(2)して、後には金商人の所從(3)となり、糧料背負うて、奧の方へ落ち下りしその小冠者めがことか」とぞいひける。義盛歩ませ寄つて、「舌の柔なるまゝに、君の御事な申しそ。さいふわ人どもこそ、北國砥並山の軍に打ち負け、辛き命生きつゝ、北陸道にさまよひ、乞食して上つたりしその人か」とぞいひける。盛繼重ねて、「君の御恩に飽き滿ちて、

(1)舟のやかた　船の甲板上に假設した家屋形の建築物。

(2)鞍馬のちご　ちごは稚兒と書く。寺の侍童。義經が洛北愛宕郡の山寺である鞍馬寺の僧覺日の法弟となつて、少年時代を送つたことを云ふのである。

(3)金商人の所從　金賣吉次の從者として義經が奧州へ赴いたことをいふ。

何の不足あつてか乞食をばすべき。さいふわ人どもこそ、伊勢の國鈴鹿山にて山だち(4)し、妻子をもはぐゝみ、我身も所從も過ぎけるとは聞きしか」といひければ、金子の十郎進み出でゝ、「詮ない殿原の雜言かな。我も人もそら言いひつけ、雜言せむに、誰かは劣るべき。去年の春、攝津の國一の谷にて、武藏・相摸の若殿原の手なみの程をば見てむものを」といふ所に、弟の與一、側にありけるが、いはせも果てず、十二そく三ぶせ(5)取つてつがひ、能つ引いてひやうと放つ。次郎兵衛が鎧の胸板に、うらかく程にぞ立つたりける。さてこそ互の詞戰は止みにけれ。

(4) 山だち　山賊。
(5) 十二束三ぶせ　「束」は拳の一握り。「ふせ」は指一本を伏せた形。矢の長さは常に束を單位として計算し、一握りに足りない分は、コンマ以下の「伏せ」即ち指一本を單位として算へる。だから十二束三ぶせとは一二・若くは「十二3/5束」である。

【新譯】其の時平家の方からは、越中の次郎兵衛が船の屋形の前へ進んで出て、大きな聲をあげて「さつきお名のりになつたのを聞いたやうだが、海上遙に隔たつてゐたので、假名も本名もハツキリ分らない。今日の源氏の司令官は全體どなたでいらつしやるのですか、改めてお名のり下さい」と云つたので、源氏の方からは伊勢の三郎が進んで出て、「何だ、まアそれ位の事を知らないのか、清和天皇には十代の後胤、鎌倉殿の弟君の大夫の判官殿だぞツ」と云ひかへした。すると盛嗣は聞いて、「あゝそんな事を聞いたやうな氣がするな。此の前の平治の合戰の時に、親父が討たれたので、孤兒になつてゐたが、鞍馬のお稚兒になつて、其れから兩替屋の小僧になつて、辨當を背負つて、奥州の方へ落ち下つて行つたといふ其の小せがれの事か」と云つた。義盛は、それを聞くと、又二三歩前進して出て、

「舌が自由になると思つて、ペラペラと主君の御事なんか彼是申すな。さういふお前こそ、北國の礪波山の戰爭に負けて、命から〲北陸道をうろついて、道々乞食をしながら京へ上つた本人か」といつた。すると盛嗣は又「主君のお蔭で、飽き飽きする程旨い物ばかり食つてるんだ。何が不足で乞食なんかするもんかい。さういふお前こそ、伊勢の國の鈴鹿山で山賊を働いて、奪ひ取つた人の金で、妻子も養ひ、自分も乾兒ども、やつと其日の生活をしてゐたつて云ふぢやないか」と云つた。此の時金子の十郎が進んで出て、「諸君はつまらない惡口のいひあひをするぢやないか。お互に有りもせぬことを云ひかけて惡口しあふ位の事なら、誰が負けるものか。そんな事より去年の春に、攝津の國の一ノ谷で武藏・相摸の若い者等の腕前がどんなものかは見て知つてゐるだらうに」と、怒鳴りつけると、側にゐてヂリヂリしてゐた弟の與一は、もうたまりかねて、兄の言葉が終るか終らないに、十二束三伏せの大矢を取つてつがへるや否や、思ひ切り強く引いてビユツと射放した其の矢が、次郎兵衛の鎧の胸板に、裏まで貫通する位深く立つた。それで、お互の口喧嘩はそれ限り止んだ。

能登殿、「船軍はやうあるものぞ」とて、鎧直垂をば着たまはず、唐卷染(1)の小袖に、唐綾縅の鎧きて、いかものづくりの太刀を佩き、二十四さいたるたかうすべうの矢(2)負ひ、滋籐の弓を持ち給へり。王城一の强弓・精兵なりければ、能登殿の矢先にまはる者、一人も射落されずといふことなし。中にも源氏の大將軍九郎義經を、唯一矢に射落さむと狙はれけれども、源氏の方にも心得て、伊勢三

(1)唐卷染・・・精巧な卷染。卷染は括り染即ち今の絞り染のことであらうといふ。

(2)たかうすべうの矢・・・「たか」は鷹、「うすべう」は盛衰記に護田鳥尾といふ字を當てゝある。ウスメ鳥の尾羽の

郎義盛、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信、同じく四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、馬の頭を一面に立て並べて、大將軍の矢面(3)に馳せ塞がりければ、能登殿も力及び給はず。能登殿「そこのき候へ、矢面の雜人原」とて、さしつめ引きつめ散々に射給へば、矢庭に(4)鎧武者十騎ばかり射落さる。中にも眞先に進むだる奥州の佐藤三郎兵衛嗣信は、弓手の肩より馬手の脇へつと射拔かれて、しばしもたまらず、馬より倒にどうと落つ。能登殿の童に、菊王丸といふ大力の剛の者、萠黄縅の腹卷に、三枚兜(5)の緒をしめ、打物の鞘をはづいて、嗣信が首を取らむと飛んでかゝるを、忠信側にありけるが、兄が首を取らせじと、能つ引いてひやうと放つ。菊王丸がくさずりのはづれを、あなたへつと射ぬかれて、いぬえ(6)に倒れぬ。能登殿是を見給ひて、左の手には弓を持ちながら、右の手にて菊王丸をつかむで、船へからりと投げ入れ給ふ。敵に首を取られねども、痛手なれば死にゝけり。この童と申すは、元は越前の三位通盛の卿の童なり。然るを三位討たれ給ひて後、弟能登殿にぞ使はれける。生年十八歳とぞ聞えし。能登殿此童を討たせて、餘に哀に思はれければ、其後は軍をもし給はず。

意である。和名抄には「鵠、一名ハ澤虞、即チ護田鳥也、倭名ハ於須賣止里」と出しておる。此の鳥の尾羽は薄くて黒色の部分が少ないので、之に似た羽は凡て之をウスメ尾といひ、減の鷲の眞羽の之に類したものをタカウスメチ、搏じては鷹ウスベツさいつたのであらう。

(3) 矢面　矢の來る道の正面、即ち彈丸でいへば彈道である。

(4) 矢庭に　副詞たちまちに、すぐさま、そのばで、いきなり。

(5) 三枚兜　錣の三枚ついてゐる兜。

(6) いぬえ　犬居である。イヌエと埼玉の方言式に訛つて書いておるのが面白い。犬居は犬のつくばつてゐる形、即ち腰を落して尻餅を突き手を地上についた形。

新釋 能登守殿は此の時、「水上の戰鬪といふものは別に仕方のあるものだ」と云つて、鎧直垂はお着にならず、唐卷染の小袖の上に、唐綾縅の鎧を着て、いか物づくりの太刀を佩き、鷹ウスベウの矢を二十四本さした箙を背中に負ひ、滋籐卷の弓をお持ちになつてゐた。此の能登守殿は京都第一の強弓を引く精鋭な武士であつたから、其射出される矢の前面に廻つた者は、一人として射倒されないものはなかつた。教經は、敵の中でも源氏の司令官である九郎義經を唯一本の矢で見事射倒してやらうと思つて狙はれたが、源氏の方でもそれと悟つて、伊勢の三郎義盛や奥州出身の佐藤三郎兵衞嗣信、同じく四郎兵衞忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などゝいふ一人で千人に當る武士たちが、馬の首を一面に列べて、司令官の前面に駈けつけて邪魔をしたから、能登守殿もどうする事も出來なかつた。「オイ其處をのけ、俺の矢先に立つてゐるやくざ者ども」といつて、矢をつがへては引きつがへては引きして、全力を盡して射續けられると、忽ちの間に源軍の鎧武者が十騎程も射倒されたが其中でも最先頭に進んでゐた奥州の佐藤三郎兵衞嗣信は、左の肩から右の脇腹へヅッと射拔かれて、暫くの間も支へきれず、馬からさかさまにドサリと落ちた。でそれと見ると能登守殿の侍童に菊王丸といふ大力のあるえら者が、萠黄縅の腹卷をつけ、三枚錣の兜の緒を強く緊め、刀を拔き放して、嗣信の首を切取らうと飛びかゝつて行つたが、其の時兄の側にゐた、嗣信の弟の忠信は、兄の首を敵に取らすまいと思つて、持つてゐた弓に矢を番へるが早いか強く手もとに引いてビユッと射て放した。菊王丸は、其の矢に鎧の草摺のはづれの所を、あちらへヅッと射貫かれて、犬つくばひに倒れた。能登守殿は之を御覽になつて、左の手には弓を持つたまゝ、右の手で傷ついた菊王丸の首元をつか

んで、船の中 ボーンとお投込みになつた。それで首を敵には取られなかつたが、重傷だから間もなく死んだ。此の能登守の侍童菊王丸といふのは、元は越前の三位通盛卿お召使の少年であつたのを、三位の卿が戰死されて後は其弟の能登守殿に使はれてゐた。當年十八歳だといふことであつた。能登守殿は此の少年が敵に討たれたのがあんまり可哀想な氣がしたので、其れからはもう戰はうともなさらなかつた。

（1）一日經）法華經を多人數が從事して、一日の中に書寫して供養すること。

判官は嗣信を陣の後へ舁き入れさせ、急ぎ馬より飛んで下り、手を取つて、「如何が覺ゆる三郎兵衞」と宣へば、「今はかうにこそ候へ」、「此世に思ひ置く事はなきか」と宣へば、「別に何事をか思ひ置き候ふべき。さは候へども、君の御世に渡らせ給ふを見參らせずして、死に候ふこそ心にかゝり候へ。さ候はでは、弓矢取は敵の矢に當つて死ぬること、もとより期する所でこそ候へ。就中、源平の御合戰に、奧州の佐藤三郎兵衞嗣信といひけむ者、讃岐の國八島の磯にて、主の御命にかはつて討たれたりなど、末代までの物語に申されむこそ、今生の面目、冥途の思出にて候へ」とて、只弱りにぞよわりける。判官は猛き武士なれども、餘に哀に思ひ給ひて、鎧の袖を顏に押しあてゝ、さめ〴〵とぞ泣かれける。「若し此邊に尊き僧やある」とて、尋ね出させ、「手負の只今死に候ふに、一日經(1)書いて弔ひ給へ」とて、黑き馬の太う逞しきに、かい鞍(2)置いて、彼の僧にぞたびにける。この

(2)かい鞍　一本には、よい鞍とある。かい鞍とすれば替鞍で、「替鞍置いて」は、現に馬背にある鞍の外に、豫備用の鞍を一つ添へて、の意味になる。

(3)大夫黒　元は院の御厩の馬だつたのを、義經が行幸に供奉した時、仙洞から賜はつたのである。

(4)此君の御爲に云々　吾妻鏡に「是レ戰士ヲ撫スルノ計ナリ、美談ナラズトイフコト莫」とあるのを取つて書いた文句である。

馬は、判官五位の尉になられし時、是をも五位になして、大夫黒(3)と呼ばれし馬なり。一の谷の後、鵯越をも、此馬にてぞ落されける。弟忠信を始として、是を見る侍ども、皆涙を流して「此君の御爲に(4)命を失はむことは、全く露塵程も惜しからじ」とぞ申しける。

新釋　判官は負傷した嗣信を、陣地の後方へ舁ぎ込ませて、急いで馬から飛んで下りると、其の手を強く握つて「どんな氣持だ、三郎兵衛」と仰やると「もう駄目でございます」と云つた。「何も此の世に思ひ殘す事はないか」と仰やると、「別に何も思ひを殘す事はございませんが、只あなた樣の御全盛時代を拜見しないで、死にますことだけが如何にも殘念でございます。それを外にしては、軍人が敵の矢に當つて死ぬのは元より豫期してゐる事です。中でも源平晴れの戰ひに、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信と云つた者が、讃岐の國の八島の海岸で、主君のお身代りになつて戰死したなどゝ、後世の傳説に云ひ殘されるといふ事は、此の世での名譽、あの世での嬉しい追憶の種です」と云つて、其のうちにも段々生活力が衰へて弱つて行つた。判官は勇猛の武人ではあるが、あんまり可愛想にお思ひになつて、鎧の袖をお顔にあてゝ、男泣きに潸然とお泣きになつた。若しか此の附近に難有い僧侶はないだらうかと云つて、部下の者に探し出させて、「負傷者が只今死にましたから、どうか皆さんで一日經を書いて弔つてやつて下さい」とさう云つて、黑馬の太つて丈夫々々してゐるのに、豫備の鞍までつけて、其の僧への布施にお遣りになつた。此の馬は判官が五位の尉になられた時に、同じく馬も五位の位に均霑させて、大夫黒とお呼びになつた名馬であ

る。一ノ谷の後峰である鵯越も、此の馬に乘つて下りられたのであつた。嗣信の弟の忠信は勿論として、それを目前に見た武士たちは皆、有難涙を流して、此の主君の爲に命を捨てるのなら、實際少しも惜しくはないと云ひ合つた。

五、那須の與一

さる程に、阿波・讃岐に、平家を背いて源氏を待ちける兵ども、あそこの峰こゝの洞より、十四五騎、二十騎、打ち連れ〳〵馳せ來る程に、判官程なく三百餘騎になり給ひぬ。今日は日暮れぬ、勝負を決すべからずとて、源平互に引き退く所に、沖より尋常に(1)飾つたる小船一艘、汀へ向つて漕ぎ寄せ　渚より七八段ばかりにもなりしかば、船を横さまになす。あれは如何にと見る所に、船の中より、年の齢十八九ばかりなる女房の、柳の五衣(2)に　紅の袴着たるが、皆紅の扇の日出したるを、船のせがひ(3)に挾み立て、陸に向ひてぞ招きける。

新釋　其のうちに、阿波・讃岐地方で、平家に敵意を示して源氏の來着を待つてゐた兵士たちが、あちらの山上、こちらの洞窟から、十四五騎、二十騎といふ風に、打ちつれたつて一かたまりに成つて駈けつけて來たので、判官の配下は間もなく三百騎に成つた。今日はもう日が暮れたから、決戰は出來ないと云つて、源軍も平軍も分に退却しかけてゐると、其所へ沖合から普通の程度に飾り立てた小船が一艘、海岸を目ざして漕寄せて來たが、波打際から約七八間といふ所まで來ると、船首を横に廻轉して舷側をこちらへ向けた。源氏の方では、あれはどうするのだらうと見てゐると、船の中から年齢十八九ばかりの婦人で、

(1)尋常に　此の時代の用語。今も關西に殘つてゐる。常規を逸せぬこと。おとなしやかな事。

(2)柳の五衣　五衣は五枚の袿のこと。五枚共表は同じ色であるのを定則とするから、こゝは柳とあるから、表は白裏は青である。

(3)船のせがひ　船の椽板と椽板との間。

柳の五枚重ねの袿に紅の袴をつけてゐるのが、總紅地に日の丸を白く拔いた扇を、船のせがひに挾んで立て、陸の方へ向いて呼びかけた。

(1)傾城　美人のこと。詩經の大雅篇に「哲夫ハ城ヲ成シ、哲婦ハ城ヲ傾ク」とあるのに原いたといふが、　とは明智の事で、女の明智は城を傾け國を亂ることを指したものであるから、後世の用法とは違ふ。漢書の外戚傳に「一ビ顧レバ人ノ城ヲ傾ケ、再ビ顧レバ人ノ國ヲ傾ク」と李夫人の美を形容してあるのが此の場の用例には適してゐる。

(2)手だれ　熟練な技術、手だれは手なれの轉訛である。

(3)那須の太郎資高　宗高の父。那須氏は中世以降、栃木縣︵下野國︶那須郡を本據としてゐた。

(4)かけ鳥　懸け鳥であらう。鳥を競射する

判官、後藤兵衛實基を召して、「あれは如何に」と宣へば、「射よとにこそ候ふらめ。但し大將軍の矢面に進むで、傾城(1)を御覽ぜられむ所を、手練(2)にねらうて射落せとの謀とこそ存じ候へ。さりながら扇をば射させらるべうもや候ふらむ」と申しければ、判官「御方に射つべき仁は誰かある」と問ひ給へば、「手練ども多う候ふ中に、下野の國の住人那須の太郎資高(3)が子に與一宗高こそ、小兵では候へども、手はきいて候ふ」と申す。判官「證據があるか」。「さん候ふ。かけ鳥(4)などを爭うて、三つに二つは必ず射落し候ふ」と申しければ、判官「さらば與一呼べ」とて召されけり。與一その比は未二十ばかりの男なり。褐(5)に赤地の錦を以て、おほくび(6)、はたそで(7)いろひたる直垂に、萠黄縅の鎧きて、あしじろの太刀(8)を佩き、二十四さいたるきりふの矢負ひ、うすぎりふ(9)に鷹の羽割り合せてはいだりけるぬための鏑(10)をぞさし添へたる。滋籐の弓脇に挾み、兜をば脱いで高紐にかけ、判官の御前に畏まる。判官「いかに與一、あの扇の眞中射て、敵に見物せさせよかし」と宣へば、與一「仕るとも存じ候はず。是を射損ずるものならば、長き御方の御弓矢の疵にて候ふべし。一定仕らうずる仁

に仰せつけらるべうもや候ふらむ」と申しければ、判官大に怒つて、「今度鎌倉を立つて西國へ向はむずる者共は、皆義經が下知を背くべからず。それに少しも仔細を存ぜむ人々は、是より疾う〳〵鎌倉へ歸らるべし」とぞ宣ひける。與一、重ねて辭せば惡しかりなむとや思ひけむ、「然候はゞ、外れむをば存じ候はず、御諚にて候へば、仕つてこそ見候はめ」とて、御前を罷り立ち、黑き馬の太う逞しきに、まろほや摺つたる金覆輪の鞍置いて乘つたりけるが、弓取りなほし、手綱かいくつて、汀へ向いてぞ歩ませける。御方の兵ども、與一が後を遙に見送つて、「此若者一定仕らうずると覺え候ふ」と申しければ、判官も賴もしげに見給ひける。矢比少し遠かりければ、海の中一段ばかり打ち入つたりけれども、猶扇のあはひは、七段ばかりもあらむとこそ見えたりけれ。

新釋　判官は、後藤兵衛實基をお呼びになつて、「あれはどうしたのか」と仰やると「あれを射ろと云ふので御座いませう。但し源氏の大將のあなた樣が、うつかり戰線へ進んで出て、美人を御覽になる所を、精妙な技術で狙擊しようといふ計略もあるだらうと存じます。しかし、扇は誰かにお射落させに成つた方がいゝかも知れません」と實基が申したので、判官は、「味方のうちで見事あの扇を射落せさうな者は誰だ」とお尋ねになると、「弓術に熟練した者は大勢居りまするが、其の中でも、下野の國の住人、那須の太郎資高の子の與一

こと。
（5）褐・濃藍色。
（6）大領・直垂の衿首
（7）端袖・袖の末端。
（8）あしだろの太刀・帶取の紐を通すところの金具だけを白銀で附けたもの。
（9）うすきりふ・切班の矢の薄いもの。
（10）ぬための鏑・ぬた根即ちぬた答の鏑矢であらう。ヌタ答といふものは外の答即ち、さしつかへた時、弓弦の嵌める部分を別に他の物質を以てせず、鎹たつて用ゐ、其根のところだけ殊に竹の皮を残したものである。
（11）まろほやすろ・「すろ」は「摺る」であらうが、「まろほや」がわからぬ、或は青貝の塗鞍て「マロホヤ」は其の模様であらうともいふ。

宗高が、小柄でこそあれ手は利いて居ります」と申した。判官は聞いて「さういふのには何か證據がある事か」と問はれると「さやうでございます、飛んでゐる鳥の射擊競爭なんか致しまして、三羽のうちの二羽はきつと射落します」と申しましたので、判官は「それでは與一を呼べ」と云つてお召出しになつた。與一は其の時分まだ二十歳ぐらゐの男であつた。濃藍色に赤地の錦で、大領や袖の先端部を色々に飾りをつけた直垂に、萠黄縅の鎧を着て、銀足の太刀を佩び、切斑の矢を二十四本挿込んだ箙を負ひ、別に薄羽の切斑に鷹の羽を取交ぜて矧いだヌタ根の鏑矢を一本さし添　てゐた。滋籐卷の弓を脇の下に挾み、兜は脫いで高紐にぶら下げて、判官の御前へ出て敬禮した。判官が、「どうだ與一、あの扇の中心を射て、敵にお前の弓術を見物させてやれ」と仰やると、其の時與一は「私には出來ようとは存じません。若しか射損じでもしようものならば、永久に味方の御武名の疵になりませう。誰か必ず仕遂げることの出來る人に仰せつけられた方がよろしうございませう」と申したので、判官は大層腹を立てゝ「今度鎌倉を出發して、此の西國へ來た者は、一切義經の命令を背いてはならないのだ。それに對して少しでも異議のある人たちは、今から直ぐに鎌倉へ歸つて貰はう」と仰やつた。與一は其のお言葉を承つて、重ねて又お斷りしてはよくなからうと思つたものか「それでは射はづすかも存じませんが、御命令でございますから、致して見ませう」と云つて、御前を立ちのいて、黑馬のよく太つて丈夫々々してゐるのに、圓ほやを靑貝摺にした金覆輪の鞍を置いて乘つて出たが、弓を持ち直し、手綱を操縱して、靜に海岸の方へ向つて馬を進ませた。味方の將士は、其の與一の後姿を遙に見送つて「あの若い者はきつと仕遂げると思はれます」と申すと、判官も賴もしさう

に見ておいでになつた。射中てるのには少し距離が遠かつたので、與一は其の時、海中へ約一間ほども乘入れたが、それでもまだ扇との間隔は、七間ほどもあらうかと見えた。

ころは二月十八日、酉の刻ばかりのことなるに、折節北風烈しう吹きければ、磯打つ浪も高かりけり。船はゆり上げゆりすゑ漂へば、扇も串(1)に定まらずひらめいたり。沖には平家、船を一面に並べて見物す。陸には源氏、くつばみ(2)を並べて是を見る。何れも〱はれならずといふ事なし。與一目を塞いで、「南無八幡大菩薩、別しては我國(3)の神明、日光の權現(4)、宇都の宮、那須のゆせん大明神(5)、願はくは、あの扇の眞中射させて賜ばせたまへ。是を射損ずるものならば、弓切り折り自害して、人に再び面を向ふべからず。今一度本國へ歸さむと思し召さば、此矢はづさせ給ふな」と、心の中に祈念して、目を見開いたれば、風も少し吹き弱つて、扇射よげにこそなつたりけれ。與一、鏑を取つて番ひ、能つ引いてひやうと放つ。小兵といふ條(6)、十二そく三ぶせ、弓はつよし、鏑は、浦響くほどに長鳴して、過たず扇の要ぎは一寸ばかり置いて、ひいふつとぞ射切つたる。鏑は海へ入りければ、扇は空へぞあがりける。春風に一もみ二もみ揉まれて、海へさつとぞ散つたりける。皆紅の扇の、夕日の輝くに白波の上に漂ひ、浮きぬ沈みぬゆられけるを、沖には平家、舷を敲いて感じたり。陸には源氏、箙をたゝい

(1)串。竿のこと、扇をそれに挾んで立てゝあるの。
(2)くつばみ。口に嚙ませてあるもの、即ちクツワ。
(3)我が國。我が住地
(4)日光の權現　家康が割込む前の日光祭神宇都の宮は其の神祠である。
(5)ゆせん大明神。湯泉大明神である。今の那須溫泉の神。
(6)小兵と云ふ條　云ひ條ともいふ、今日の俗語にも殘つてゐる。「といふものゝ」の意。小兵は體軀の短小なこと。

てどよめきけり。

新釋 ちやうど其の時は二月十八日の午後六時頃の事であるのに、折も折とて北風が烈しく吹いてゐたので、磯ばたに打寄せる浪も高く荒かつた。標的の立つてゐる舟はと見ると、其の波の爲に搖り上げられ、搖り落されてフワフワしてるので、扇も棒の先には定着しないで絕えずヒラヒラと動いてゐた。此の時沖の方には平家の人々が、船を一面に列べて見物してゐるし、陸上では源氏が馬の轡を並べて一心に見てゐる。どちらを見ても、晴れの場合である。與一は暫くヂツと目をふさいで心をおちつけて、「南無八幡大菩薩別しては私の故鄕の神樣、日光の權現、宇都の宮、那須の湯泉大明神、どうか私にあの扇の眞中を射中てさせて下さい。若し之を射損はうものなら、私は此の場で弓も何も切折つて、自殺して、二度と人に顏を合はさない覺悟です。私をもう一度故鄕へ歸してやらうと思召したら、此の矢を射外させないやうにして下さい」と心の中でお祈り申して、目をあけて見ると、風も少しは弱くなつて、扇も射よさうに成つてゐた。與一は直ぐに鏑矢を取つてつがへて、思ひきりグツと手元へ引いて、ピユツと射て放した。體格が小さいとはいふものゝ、矢は十二足三ぶせであるし、弓は强いしするから、射出された鏑矢は、其邊の海面全體に響き渡る程に長い鳴響を立てゝ、キツカリと扇の要のきはから一寸ほど隔たつた所を、ヒユーブツリと射切ると、其の矢は海へ落ち入つて、扇は空へ舞上つた。そして春風に一揉み二揉み揉まれて海上へハラリと散り落ちた。總紅地の扇が、夕日の華やかに輝く中に、白波の上に漂うて、浮いだり沈んだりしてゐる光景は、何とも云はれない詩的なものであつたが、沖には平家が舷をたゝいて感歎の聲をあげ、陸上では源氏が箙をたゝいてワーッと囃

し立てた。

【研究】那須與一が、第一に源氏の守護神たる武神八幡大菩薩に祈念し、なほ「別してはわが國の神明云々」と、日光の神、宇都宮の神、那須の神に祈念したのは、正に此の時代の氏神觀念に於て、産土神の部分が其の多くを占めてゐたことが知れる。日光の權現と宇都の宮と、那須の湯泉大明神と、此の三つは、當時の下野に於ての最も顯著な信仰の標的であつた。日光の權現といふのは、下野國上都賀郡日光町中禪寺湖畔にある國幣中社二荒山神社で、祭神は二荒山即ち今の日光山の山神である。社家の說では、本宮は味耜高彦根命、新宮は大己貴命で、荒神二神を奉祭してあるから二荒れであるといふが、俄に信憑することは出來ない。佛者は之を補陀洛山だと牽強してゐる。何せよ、下野芳賀若田氏出身の勝道といふ僧が神護景雲二年に上つて開かれたのであるといふから、古く既に所謂地主の神として佛敎臭味の多分に加へられたことは爭はれない。宇都宮大明神の方は、宇都宮市馬場町にあつて、これも今日では國幣中社二荒山神社と呼ばれてゐる。祭神は上毛野君下毛野君等の始祖豐城入彥命となつてゐる。宇都宮奇瑞記などには日光權現の方を古いものだとして、宇都宮は其分靈であるとしてゐるが、二荒神として位記を授けられてゐることが正史に見えてゐるのは宇都宮大明神のみであつて、權現は與つてゐない。湯泉大明神は、那須の山麓大字湯本村にある。貞觀五年には從五位上勳五等から從四位下に陞敍されてゐる。勿論其の名の如く温泉の神であるが、式社たる温泉神社の中で最も早く承和十年に位階を賞つた陸前鳴子の温泉神社に次ぐ古いものである。偏僻地の神社として此の異數の特典に與つたといふことは、やがて其の信仰範圍の廣かつたことを示すものであると思ふ。

六、弓流し

あまりの面白さに、感に堪へずや思ひけむ、船の中より、年の齡五十ばかりなる男の、黑革縅の鎧きたるが、白柄の長刀杖につき、扇立てたる所に立つて舞ひすましたり。伊勢の三郎義盛、與一が後に歩ませ寄つて、「御諚にてあるぞ、是をも又仕れ」といひければ、與一今度は中ざし(2)取つて番ひ、能つ引いてひやうと放つ。舞ひすましたる男の眞只中を、ひやうつぱと射て、舟底へ眞倒に射仆す。あゝ射たりといふ者もあり、いや〳〵情なし(2)といふ者も多かりけり。平家の方には、靜まり返つて音もせず。源氏は又箙を敲いてどよめきけり。

新譯 あんまり面白かつたので、躍動する感情を抑制しきれなくなつたのであらう、平家の船の中から年の頃五十才程の男で、黑革縅の鎧を着てゐるのが、白柄の長刀を杖について出て、前に扇を立てた所に立つて悠々と舞ひ出した。此の時伊勢の三郎義盛は、與一の後へ馬を進ませて、「御命令ですぞ、あの男も亦射てしまひなさい」と云つたので、與一は今度は中差を拔取つて弓につがへ、十分に引いて、ピュッと放した。悠然と舞うてゐた男の身體の中心を、ヒユーッパッと射て、船底へ眞さかさまに射倒した。それを見て、「あゝよく射た」といふ人もあつたが、イヤイヤ同情のないことだといふ者も多かつた。今度は

---

〔1〕中ざし　中挿の矢である。上挿矢に對していふ。普通箙には矢を二十五本さすのが定則であるが、其の中、箙の表面に雁俣の矢を二本さす。それが上挿其の次に鋒矢といつて鏃の尖鋭な矢を二本挿す、それが中挿てある（圖中●が上ざし△が中ざし）

○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○●
○○△△●

〔2〕いやいや情なし　此一節が書加へられてゐる所に一篇平家物語を生み出した當時の武士道精神の動きが看取される。敵も味方も戰闘といふ血腥い氣分か

平家の方ではシーンと靜まりかへつて何一言もいはなんだが、源氏の方では又箙をたゝいてワーッと喝采した。

平家これを本意なしとや思ひけむ、弓持つて一人、楯ついて一人、長刀持つて一人、武者三人渚にあがり、「源氏こゝを寄せよや」とぞ招きける。判官「安からぬことなり。馬強ならむ若黨ども、馳せ寄せて蹴散らせ」と宣へば、武藏の國の住人美尾屋の十郎(1)、同じき四郎、同じき藤七、上野の國の住人丹生の四郎(2)、信濃の國の住人木曾の中次(3)、五騎連れて、をめいてかく。先づ楯のかげより、ぬり箆(4)に黑ほろはいだる大の矢を持つて、眞先に進んだる美尾屋の十郎が、馬の左のむながひづくしを、筈(5)の隱るゝ程にぞ射こうだる。屛風を返すやうに、馬はどうと倒るれば、主は弓手の足を越え、馬手の方へ下り立つて、やがて太刀をぞ拔いたりける。又楯の陰より、大長刀を打ち振つてかゝりければ、美尾屋十郎、小太刀では、大長刀に敵はじとや思ひけむ、かいふいて逃げゝれば、やがて續いて追つかけたり。長刀にて薙がむずるかと見る所に、さはなくして、長刀をば弓手の脇にかい挾み、馬手の手をさし延べて、美尾屋の十郎が、兜のしころを摑まうとす。つかまれじと逃ぐ。三度つかみはづして、四度のたびむずと摑む。しばしぞたまつて見えし。鉢附の板より、ふつと引き切つてぞ逃げたりける。殘四

ら離れて藝術としての優秀な射術の鑑賞に醉うてゐる時に勝利に募つて無益な殺人をすることは武士道でない。だから其の殘酷な行爲に對しては、寧ろ非難が加へられてゐるのである。平軍慘として聲なく・源軍陣地にひとり歡聲が揚つたとある所に、よく人間の野獸的闘爭性が描き出されてゐる。

（1）美尾の屋十郎　箕尾谷國俊ともある。又或本には水尾谷ともある、埼玉縣（武藏）比企郡三保ノ谷村出身の武士であらう。今同村大字表の廢德寺に墓がある。

（2）丹生の四郎　群馬縣（上野）北甘樂郡丹生村の出身者。

（3）木曾の中次　不明

（4）塗箆　矢の柄になる部分即ち箆の一部を漆で塗つたもの。

（5）筈　矢の頭部。即

ち矢羽のついてゐる方の末端。矢を深く射込んで筈のところまで入つたといふのである。

(6)かいふいて　掻き伏してゞある。大長刀の下をくゞつての意味。

(7)惡七兵衛景清　平氏の國將忠清の二男、平氏の亡滅後攝津の島下郡にゐた伯父の大日坊を便つて隱れてゐたが伯父に害意のあることを疑うて之を殺した爲め惡七兵衛と呼ばれたのだといふ傳説がある。しかし惡は鬼といふのと殆ど同じ意味で「强い」ことを云つたものらしい。

騎は馬を惜むで懸らず、見物してぞ居たりける。美尾屋の十郎は、御方の馬の陰に逃げ入つて、息つき居たり。敵は追うても來ず。其後兜の錣をば、長刀の先に貫き高くさし上げ、大音聲をあげて、「遠からむものは音にも聞け、近くば目にも見給へ、是こそ京童の呼ぶなる上總の惡七兵衛景清(7)よ」と名のり捨てゝ、御方の楯の陰へぞ退きにける。

新釋 平家の方では、それを面白くなく思つたものか、弓を持つて一人、楯をついて一人、長刀持つて一人、合はせて三人の武士が波打際に上つて、さア源氏の奴等こゝへかゝつて來い」と招いた。列官は、「癪に障る奴等だ。オイ誰か、强い馬を持つてゐる若い者等、驅けて行つてあいつ等を蹴散らせ」と仰やると、武藏の國の住人美尾屋の十郎、同じく四郎、同じく藤七、上野の國の住人丹生の四郎、信濃の國の住人木曾の中次、以上五人の者が打つれだつて、ワーッと吶喊して行つた。すると敵は先づ、楯の陰から塗箆に鷲の黑ほろ羽を矧いだ大きな矢で、先頭に進んだ美尾の屋の十郎の馬の左の胸がひのはづれを狙撃して、矢筈が隱れる程も深く射込んだ。馬が重傷にたまりかねて、まるで屛風をモロに倒したやうに、ドサリと倒れると、乘手の美尾ノ谷は、馬の左足を飛び越えて、右手の方へ下りて、直ぐに腰の太刀をスラリと拔いた。すると其の時又楯の陰から、大長刀を打振つて敵がかゝつて來たので、美尾の谷十郎は、自分は刀だのに、敵は大長刀では勝身がないと思つたものか、敵の武器の下を掻いくゞつて逃げると、直ぐに引續いて敵は追撃して來た。長刀で薙切るツモリかと思つて見てゐると、さうではなくつて、持つてゐた長刀を左

の脇の下に挾んで、右の手を伸ばして、美尾屋の十郎の兜の錣をつかまうとした。美尾屋はつかまれまいとして逃げる、敵はなほも追つかけるといふ風で、三度までつかみ外したが、四度目にグッとつかんだ。兩方で引張りあつて暫くはこらへてゐると見えたが、兜の鉢附の板から、つかまれてゐる錣を、プッツリと引き切つて、美尾屋は到頭逃げてしまつた。あとの四人は 馬を大事がつて駈けつけずに、見物をしてゐた。美尾屋の十郎は、味方の馬の陰へ逃げ込んで、息をハアハアとついてゐた。敵は其處までは追つかけても來なかつたが、其の後に、手元へ引きちぎつた兜の錣を長刀の先にさして、高くさし上げ、大きな聲を張上げて、「遠方にゐる者は聞いて覺えておけ、近くにゐる人は其の眼で見給へ。こゝにゐる我輩は、京童が惡七兵衛と呼んでゐる上總の景清だぞッ」と名のりすてにして、味方の楯の陰へ悠々と退いた。

平家是にすこし心地を直いて、惡七兵衛討たすなものども、景清討たすな、續けやとて、二百餘人渚にあがり、楯をめんどり羽につき並べ、源氏こゝを寄せよやとぞ招いたる。判官、安からぬ事なりとて、田代の冠者を先に立て、後藤兵衛父子、金子兄弟を弓手馬手になし、伊勢の三郎を後として 判官八十餘騎、をめいて先をかけたまへば、平家の方には、馬に乘つたる勢は少し、大略徒武者なりければ、馬に當てられじとや思ひけむ、しばしもたまらず引き退き、皆船にぞ乘りにける。楯は算を散らしたるやうに、散々に蹴散らさる。源氏勝に乘つて、馬の

(1)蜷鳥羽　蜷の鳥は左の翼で右の翼を掩ふから、さういふ風に楯を並べるのだといふのが古來の解說であるが、判明しない。

(2)算を散らす　算を亂すともいふ。算とは卜筮につかふ算木のこと。

(3)爪彈き　忌みきらふ意思を表示する際にすること。人さし指で拇指の面を急に摩擦して彈くのである。原始時代の指話の殘りものであらう。

(4)千疋萬疋　疋は錢の計數の十位である。即ち單位は文で、之を一錢とし、其の上は十進數で、疋、結、貫とか

ぞへるのである、故に千疋は即ち十貫文、萬疋は百貫文に當る。
（5）御たらし・・・・・ 御たらしは御執らしで、御所持の弓といふ事である。萬葉集にも御とらしの梓弓とある。
（6）弓の惜しさに取らばこそ・・・・・ 此下に「非難されても仕方がないが」といふ意味の詞を加へて讀むべきである。
（7）叔父爲朝などが弓・・・・・ 叔父爲朝とは、義經の父義朝の末弟八郎爲朝の事である。保元物語に依ると、爲朝は、五人張りの强弓を用ゐたとある。四人がゝりで押し矯めて、一人が弦をかけるのである。

太腹漬かる程に打ち入れ／＼攻め戰ふ。舟の中より熊手薙鎌をもつて判官の兜の錣に、からり／＼と打ちかけ／＼二三度しけれども、御方の兵ども、太刀長刀の先にて、打ち拂ひ／＼攻め戰ふ。されども判官如何がはし給ひたりけむ、弓を取り落されぬ。うつぶし、鞭をもちて搔き寄せ、取らむ／＼とし給へば、御方の兵共、只捨てさせ給へ／＼と申しけれども、遂に取つて、笑うてぞ歸られける。老人どもは皆爪彈をして、「縦令千疋萬疋（4）にかへさせ給ふべき御たらし（5）なりと申すとも、いかでか御命には替へさせ給ふべき」と、申しければ、判官「弓の惜しさにもとらばこそ。（6）義經が弓といはゞ、二人しても張り、若しは三人しても張り、叔父爲朝などが弓（7）のやうならば、わざとも落して取らすべし。尫弱たる弓を敵の取り持つて、是こそ源氏の大將軍九郎義經が弓よなど嘲弄せられむが口惜しさに、命に替へて取つたるぞかし」と宣へば、皆又是をぞ感じける。

新釋 平家の方では此の一件で少し氣をよくして、「ヤイみんな、あの惡七兵衞を敵に討たせるな、景淸を討たすな、續いて行け」と云つて、二百人餘りの者が波打際へ上つて、楯を雌鳥羽式に並列し、「源氏の奴等こゝへかゝつて來い」と招いた。判官は、「己れ又癪に障る事をする」といつて、田代の冠者を先鋒とし、後藤兵衞父子、金子兄弟を左右の兩翼とし、伊勢の三郎を後にして、判官自ら八十餘騎の先頭に立つて、ソーッと吶喊されると、平家の方では騎兵隊は少く、大抵は皆歩兵だつたから、馬に蹴付けられまいと思つたものか、

暫くの間も支へきれないで退却し、皆船に乘つて了つた。あとへ殘された楯はまるで算木を散亂したやうに遺憾なく蹴散らされた。源氏は勝つた勢ひに乘つて、馬の太腹がつかる位のところまで續々、海へ乘込んで來て攻撃した。平家の舟の中からは、熊手や薙鎌を伸ばして判官の兜の錣に何度もカラカラと打ちかけては引寄せようとしたが、源氏方の兵士たちは、太刀や長刀の先で、それを拂ひのけては、盛に攻撃を續けた　しかし其の時どうせられたのか、判官は弓をお取落しになつたので、うつむいて、頻に鞭でそれを搔寄せては、拾ひ取らうとして努力しておいでになると、源氏方の兵士たちは見て「そんなものは捨てゝお了ひなさい、捨てゝお了ひなさい」と申したけれども、到頭拾ひ取つて、ニコニコ笑つてお引上げになつた。老成人たちは皆爪彈きをして「たとひ千疋も萬疋もする御料の弓ぢやと申しても、どうして貴重なお命には代へられませんぢやございませんか」と申上げると、判官は「弓が惜しいので拾つたのなら、何と云はれても仕方がないがね、なアに、義經の弓が、二人も三人もかゝらなければ弦を張れないやうな、叔父の爲朝なんかゞ持つてゐたやうな强弓だつたら、わざと落してゞも敵に拾はせるサ。しかしさうでもないヘラヘラ弓を敵が拾ひ取つて、これが源氏の大將の九郞義經の持つてる弓だなんて嘲弄せられるのは殘念だから、命がけで拾つたんだよ」と仰やつたので、一同の人々は又其のお言葉に感心した。

日一日戰ひ暮らし、夜に入りければ、平家の船は沖に浮び、源氏は陸に打ち上つて、牟禮高松の中なる野山に陣をぞ取つたりける。源氏の兵共は、此三日が間

〔一〕中山・東鑑の文治元年二月十九日の條に「廷尉義經、終夜阿波國ト讚岐國トノ境ナル中山チ越エ、今日辰ノ刻屋島内裏ノ向浦ニ到ル」とある。前揭の「大坂越」と同所。

〔二〕江見ノ次郎・傳記不明。恐らく美作國英田郡江見村の江見氏の祖であらう。室山戰役に、源軍を欺いて平軍に參加した江見入道守信の一族。

は寢ざりけり　一昨日攝津の國渡邊福島を出づるとて、大風大波に搖られてまどろまず　昨日阿波の國勝浦に著いて軍し、夜もすがら中山(1)越え、今日又一日戰ひ暮したりければ、人も馬も皆疲れはてゝ、或は兜を枕にし、或は鎧の袖、箙等を枕として、前後も知らずぞ臥しにける。されども其中に、判官と伊勢の三郎とは寢ざりけり。判官は高き所に打ち上つて、敵や寄すると遠見し給ふ。伊勢の三郎はくぼき所に隱れ居て、敵寄せば、先づ馬の太腹射むとて、待ちかけたり。平家の方には、能登殿を大將軍として、その夜夜討にせむと、仕度せられたりけれども、越中の次郎兵衞と、江見次郎(2)が先陣を爭ふ程に、その夜も空しく明けにけり。寄せたりせば、源氏なじかはたまるべき。寄せざりけるこそ、せめての運のきはめなれ。

新釋　日が暮れるまで全日戰つて夜になつたので、平家の船は沖合に碇泊し、源氏に引返して又上陸して、牟禮と高松との間にある原野の小丘の上に露營した。源氏の兵士たちに此の三日間といふもの一睡もしなかつた。一昨日は、攝津ノ國の渡邊福島を烈風中に出帆する騷ぎで、一晩中大風と大波とに搖られ通して一睡もせず、昨日は阿波ノ國の勝浦に著くと直ぐに戰鬪をして、其の晩には徹夜で中山を越え、今日は今日で又、終日戰ひ續けたので、人も馬も皆疲れきつて、或るものは兜を枕とし、或る者は鎧の袖を敷き、箙をなんかを枕にして、前後も知らずに寢込んで了つた。しかし其の中で、判官と伊勢の三郎とだ

けは裝なかつた。判官は小高い所へ上つて、敵が若し夜襲して來ないかと望哨をしておいでになつたし、伊勢の三郎は凹んだ所に隱れてゐて、若し敵が來襲したら、第一番に其の大將を射てやらうと思つて待受けてゐた。此の晩果して平家の方では、能登守殿を總大將として、夜襲の計畫をせられたけれども、越中の次郎兵衞と江見の次郎とが互に先頭部隊になることを爭うてゐるうちに、其の夜も空しく明けたのであつた。若し其の時に平軍が押寄せたとしたら、どうして源氏はたまつたものぢやなかつた。內輪爭ひをして押寄せなかつたのは、最後に迫つた平家の運の盡くる所であつた。

（1）志度の浦。東鑑には、廿一日乙亥。平家讃岐國志度ノ道場ニ籠ル」とある。志度は香川縣大川郡の西北寄りの海岸都市で、有名な四國八十六番の札所志度寺がある。志度ノ道場とは此の寺で、遠く推古朝に創建されたといふ眞言宗の名刹である。

七、志度合戰

明けゝれば、平家は當國志度の浦(1)へ漕ぎ退く。判官八十餘騎、志度へ追つてぞ驅けられける。平家是を見て、「源氏は小勢なりけるぞ、中に取りこめて討てや」とて、千餘人渚に上り、源氏を中に取りこめて、我打ち取らむとぞ進みける。さる程に、八島に殘り留まつたる二百餘騎の勢共、後ればせに馳せ來る。平家これを見て、「あはや源氏の大勢の續きたるは。何十萬騎かあるらむ。取りこめられては敵ふべからず」とて、引き退き、皆船にぞ乘りにける。潮に引かれ、風に任せて、何地をさすともなく、ゆられ行くこそ悲しけれ。四國をば、九郎大夫の判官攻め落されぬ。九國へは入れられず。只中有の衆生とぞ見えし。

新釋 夜が明けると、平家は同じ讃岐の國の志度の浦へ漕ぎ退いた。判官は例の八十餘騎を率ゐて、志度の方へ追撃して行かれた。平家はそれを見ると、「源氏は小勢だぞ、包圍して討てッ」と云つて、千人餘りの者が波打際へ上つて、源氏を包圍して、我こそ討取つて吳れようと前進したが、其のうちに、八島に殘つてゐた二百騎餘りの源軍部隊が、おくればせに駈付けて來たのを見ると、「やア源氏の大部隊が後續して來たぞ、何十萬騎ゐるのだ

らう、あれに包圍されては勝味がない」と云つて退却して、皆あわてゝ船へ逃乘つて了つた。そして潮流に誘はれ風の吹くに任せて、何處を目あてともなく、搖られ搖られて漂うて行つたのは悲しい出來事であつた。四國は斯うして九郎大夫の判官が、攻陷されたし、九州へも入ることが出來ず、まるであの世と此の世の中間に迷うてゐる亡靈ソツクリの體たらくに見えた。

判官は志度の浦におりゐて、首どもの實檢しておはしけるが、伊勢の三郎義盛を召して、「阿波の民部成能が嫡子田口左衛門教能は、伊豫の河野四郎が召せども參らぬを攻めむとて、其勢三千餘騎で、伊豫へ越えたりけるが、河野をば討ちもらしぬ。家子郎等百五十人が首斬つて、八島の内裏へ參らせたるが、今日是へ着くと聞く。汝行き向つて、こしらへて見よ」と宣へば、義盛畏まり承つて、白旗一流賜はつてさす儘に、手勢十六騎、皆白裝束に出で立つて馳せ向ふ。

【新譯】判官は志度の海岸へ下りて、討取つた敵兵の首級の實檢をしておいでになつたが、伊勢ノ三郎義盛をお呼びになつて、阿波の民部成能の長男の田口左衛門教能は、伊豫の河野の四郎が幾ら平家の方で呼び寄せても出て來ないのを攻めるのだといつて、三千騎餘りの部隊をつれて、伊豫へ山越しをして行つたが、河野を討漏らしたので、其の一族や家來の者等百五十人の首を切つて、先づそれを八島の皇居へ差出した、それが何でも今日こちらへ歸つて來ると云ふ話だ。お前行つて何とかうまく談判して來て見ないか」と仰やると、義盛は謹んで承つて、白旗一流を頂戴してそれを背中へ插すと直ぐ、部下の兵十六騎と共

(1)軍合戰の料　戰鬪のため。

(2)伯父櫻間の介　勝浦の戰に敗戰した能遠の事である。民部大輔成能の弟であるから伯父と書いたのである。今も阿波國名西郡高川原村の大字に櫻間の名が殘つてゐる。

に、皆白裝束をして驅けて行つた。

さる程に、伊勢の三郎、田口左衞門行き遇つたり。あはひ一町ばかりを隔てゝ、互に赤旗白旗打ち立てたり。義盛、教能が許へ使者を立てゝ、「且聞し召されてもや候ふらむ。鎌倉殿の御弟九郎大夫の判官殿こそ、平家追討の院宣を承つて、西國へ向はせ給ひて候ふ。其御内に、伊勢の三郎義盛と申す者にて候ふが、軍合戰の料(1)で候はねば、物具をも仕り候はず、弓箭をも帶し候はず、大將に申すべき事あつて、是まで罷り向つて候ふぞ。開けて入れさせ給へ」と、いひ送つたりければ、三千餘騎の兵ども、皆中をあけてぞ通しける。伊勢の三郎、田口左衞門に打ち並べていひけるは、「且聞き給ひても候ふらむ。鎌倉殿の御弟九郎大夫の判官殿こそ、平家追討のために、是まで向はせ給ひて候ふが、一昨日阿波の國勝浦に着いて、御邊の伯父櫻間の介(2)殿討ち取り、昨日八島に着いて軍し、御所內裏皆燒き拂ひ、主上は海に入らせ給ひぬ。大臣殿父子をば、生捕にし參らせて候ふ。能登殿も御自害、其外の人々は、或は御自害、或は海へ入らせ給ふ。餘黨の少々殘つたるをば、今朝志度の浦にて皆討ち取り候ひぬ。御邊の父阿波の民部殿は、降人に參らせ給ひて候ふを、義盛預り奉つて候ふが、あなだざん、田口左衞門教能が、是をば夢にも知らずして、明日は軍して討たれむずる事のむ

ざんさふと、夜もすがら嘆きたまふがいたはしさに、告げ知らせ參らせむがために、是まで罷り向つて候ふぞ。今は軍して討たれ給はむとも、又兜を脫ぎ弓の弦をはづし、降人に參つて、父を今一度見給はむとも、ともかくも御邊の御はからひぞ」といひければ、田口左衞門、且聞くことに少しも違はずとて、兜をぬぎ弓の弦をはづいて、降人にまゐる。大將かやうになる上は、三千餘騎の兵共も皆かくの如し。義盛が纔十六騎に具せられて、おめ〳〵と降人にこそなりにけれ。

【新譯】暫く行くうちに、伊勢の三郞は、田口左衞門と途中でバッタリと行會つた。約一町程の間隔の所まで來ると、兩隊共に停止して、互に自軍の標識たる赤旗と白旗とを立てゝ相對した。義盛は早速に軍使を出して「噂には聞いてもおいでになりませう、鎌倉殿の御弟君の九郞大夫の判官殿が、此の度、平家を追討せよとの院宣を拜して西國へお向ひになりました。其の部下の者で私は伊勢の三郞義盛と申す者でございますが、只今は戰鬪の目的ではございませんから、武裝もせず、武器も携帶せず、只あなたの方の隊長に少し申上げたい事があつてこゝまで參りました。どうか中をあけてお通し下さい」と言つて遣ると、三千餘騎の兵士たちは、皆、中をあけて通した。それで、伊勢の三郞は進んで行つて、田口左衞門と馬を並べて話しかけたには「かねてお聞きにもなつてゐるでせう、鎌倉殿の御弟君の九郞大夫の判官殿が、此の度平家討伐のために當地までおいでになりましたが、一昨日は阿波の國の勝浦に著いて、あなたの伯父御の櫻間の介殿を討取り、昨日は八島へ著いて戰つて、御所も皇居もすつかり燒拂つて了ひましたから、陛下は海中へ御投身になり

ました。内大臣殿御親子は捕虜になられました。能登守殿も自殺され、其の外のお方々も自殺するか、又は海へ身をお投げになりました。死殘りの人たちが少しゐたのは、今朝志度の浦で皆討取りました。あなたのお父樣の阿波の民部殿は、降服してお出になりましたのを、此の義盛がお預り申して居りますが『あゝ可哀想に、田口左衞門教能は、こんな事になつたとは夢にも知らずに歸つて來て、明日は何處かで戰つて討たれるだらうが、あゝ實に可哀想だなア』と夜つぴてお歎きになつてるのがあんまりおいたはしいので、此の事をお知らせ申さうと思つて、こゝまで來たんです。此の上は戰つてお討たれにならうとも、又武裝を解除して降服して、お父上のお顏をもう一度御覽にならうと、どちらともあなたの御隨意です」と、さう云ふと、田口左衞門は、噂に聞いた事に寸分も違ひはないと云つて、兜を脫ぎ弓の弦を外して、降服して出た。隊長がさうなつた以上、三千餘騎の兵士たちも、皆同じやうにした。そして僅十六騎しかない義盛の一隊に引きつれられて、おめおめと降服者になつた。

義盛　田口左衞門を相具して、判官の御前に畏まつて、此由かくと申しければ、「義盛が謀、今に始めぬ事なれども、神妙(1)にも仕つたるものかな」とて、やがて田口左衞門をば、物具召されて、伊勢の三郎に預けらる。「さてあの兵どもは如何に」と宣へば、「遠國の者どもは、誰を誰とか思ひ參らせ候ふべき。只世の亂を鎭めて、國をしろしめされむを、主にし參らせむ」と申しければ、判官「此儀尤然るべし」とて、三千餘騎の兵どもを、皆我勢にぞ具せられける。

(1)神妙　神は「神算」「神籌」などの神と同じで、人智を超絕してゐること。妙は「靈妙」などの妙で、これも超人間的巧緻を意味する。

新釋　義盛が田口左衛門を引きつれて、判官の御前へ出て、謹んで、今までの經過を斯うでございますと申上げると、判官は「義盛が智謀に富んでゐることは、今始まつた事ぢやないが、實にうまくやつたものだナ」と仰やつて、直ぐに田口左衛門の武裝を解除して、伊勢の三郎にお預けになつた。「それであの兵たちはどうしよう」と仰やると、義盛は答へて、「遠國から召募されて來た者どもは、別に誰を主人と固く思つてゐるわけぢやないでせう。誰でもいゝ只國内の兵亂を鎭壓して實力の上で之を支配する人なら主人として仰ぐでせう」と申したので、判官は「成る程お前の其の意見は正しいやうだ」と云つて、三千餘騎の兵士たちを、全部、自分の部下さしておつれになつた。

さる程に、渡邊・福島兩所に殘り留まつたりける二百餘艘の船（1）ども、梶原を先として、二月二十一日の辰の一點に、八島の磯にぞ着きにける。「四國をば、九郎判官攻め落されぬ　今は何の用にか逢ふべき。六日の菖蒲（2）會にあはぬ花、いさかひはてゝのちぎりき（3）哉」とぞ笑はれける。判官八島へ渡り給ひて後、住吉の神主津守長盛（4）、都へ上り院參して、「去んぬる十六日の丑の刻ばかり、當社第三の神殿（5）より鏑矢の聲出て、西をさして罷り候ひぬ」と奏聞せられたりければ、法皇大に御感あつて、御劔以下種々の神寶を、長盛して住吉大明神へ參らせらる　昔神功皇后、新羅を攻めさせ給ひし時、伊勢大神宮より、二神荒みさき（6）をさし添へさせ給ひけり　二神御船の艫舳に立つて、新羅を易う攻め從へさせ給

（1）**殘りたる二百餘艘**の船。　月十七日の夜に義經等の乘船五艘を除いては「一艘トシテ纜ヲ解カ」なかつたといふ、殘り船である。即ち東鑑に「二十二日、丙子、梶原平三景時以下東士、百四十餘艘ヲ以テ、屋島ノ磯ニ著ク」とある其の船々である。

（2）**六日の菖蒲**は物に後れたること。菖蒲は五月五日の端午の節句に必要なもので、其日を過ぎて翌六日になつては何にもならない

からである。

(3)いさかひ果てゝのちぎりき　後世の諺に云ふ「喧嘩過ぎての棒ちぎり」である。ちぎりきは棒状の杖。

(4)住吉の神主津守の長盛　津守氏は攝津住吉社の世襲神官で、近く明治末までさうであつた。火明命の遠裔で、元は攝津の國の津港を守る官であつたのが後に姓と成たのである。日本紀によると神功皇后の時代に、其の氏祖田裳見宿禰が住吉の和魂神の神主に任ぜられたのが抑も此神と津守氏との最初の關係である。長盛の傳記は不明であるが、東鑑によると二月十九日に此の男が參洛して、去十六日に當社で恒例の御神樂を行つてゐると、子刻に及んで鳴鏑が第三神殿から出て西方を指して行つた。これは過日來朝敵追討の御祈を奉

ひけり。異國の軍を靜めさせ給ひて、歸朝の後、一神は、攝津の國住吉の郡に留まらせ在します。住吉大明神是なり。今一神は、信濃の國諏訪の郡に跡を垂る。諏訪の大明神(5)の御事なり。昔の征伐の事を思し召し忘れさせ給はで、今も朝の怨敵を滅ぼし給ふべきにやと、君も臣もたのもしうぞ思し召されける。

新釋 其のうちに、攝津の國の渡邊村福島村の沿海地に殘留してゐた二百餘艘の源軍船隊は、梶原景時を先として、同じ二月の二十二日午前正八時に八島の海岸に到着したが、「四國の敵陣地はもう九郎判官が攻陷されて了つたあとだ。今頃來たつて何の役に立つものか、諺にいふ六日の菖蒲、法事の間にあはぬお花、喧嘩過ぎての棒ちぎりだわい」と人々に笑はれた。判官が八島へお渡りになつてからの事である、住吉の神主の津守長盛は、京都へ上洛して、院の御所へ參り「去る十六日の午前二時頃に、住吉神社第三の神殿から鏑矢が鳴つて出る音がして、西の方を指して行きました」と奏聞せられたので、法皇は大層御感動になつて、御劍其の外色々の神寶を、長盛に托して住吉大明神へ差上げられた。昔、神功皇后が新羅をお攻めになつた時に、伊勢の皇太神宮から、二柱の神の荒御魂をお附添はせになつた。二柱の神が皇后の御乘船の艫部と舳部とに立つてお守りになつたので、遂に新羅を樂々と御征服になつた。此の時に外國の軍隊を御鎭服になつて御歸朝遊ばされてから、一柱の神は攝津の國の住吉郡に御鎭座になつた、住吉大明神と申すのは即ち其の御方である。今一柱の神は、信濃の國の諏訪郡に御垂跡になつてゐる、これは諏訪大明神の御事である。昔新羅を御征討になつた時の事をお忘れにならないで、今度も又朝敵をお滅し

仕したから其の靈驗だらうと奏上してゐる。

（5）當社第三の神殿　住吉三神中の底筒男神を祭つた神殿。

（6）あらみさき　荒御前である。荒魂などいふのと同意である。荒魂といふのは、神のファンクシヨンの勇猛な攻撃的な側の表現で、和魂即ち平和な防守的な側の表現に對してゐる。日本紀にも「和魂ハ王ノ身ニシタガヒテ壽命ヲ守ラム、荒魂ハ先鋒トシテ師船ヲ導カム」とある。

（7）諏訪の大明神　諏訪湖畔に鎮座せられる上下諏訪の神である。古事記神話の傳へる所に依ると、これは大國主神の御子建御名方神だといふ。

下さるのか、と君臣共に頼もしいことに思召された。

考證　諏訪大明神が神功皇后の新羅征討に力を添へられたと云ふ記事は國史に見えない。之を記してゐるのは、此の物語及び其の一本たる源平盛衰記を除いては、延文以前に書かれたと信ぜられる「諏訪大明神繪詞」の中に「天照大神の詔勅によつて、諏訪住吉二神守護の爲に參ずと答給ふ」とある外に見當らない。而も「園太曆」の延文元年八月三日の條を見ると、諏訪社祭繪（恐らく大明神繪詞のことであらう）紛失について再興するに際し、諏訪社から書出した緣起の項目中に、

「神功皇后攻二異朝一之時、殘二兵船於鯢海一事」

と擧げてあるのを、神祇大副卜部兼豐は「國史並ニ記錄ニ所見無ク候」として明らかに否定してゐるのである。斯樣な傳說は恐らく鎌倉中期以後に於て何人かに作僞された　のと信ぜられるが、大明神繪詞には、其旨具に、「二神託談記（行輔卿筆跡）並に高貝緣起等に見えたり」とある。

八、壇の浦合戰

さる程に、判官、八島の軍に打ち勝つて、周防の地へ押しわたり、兄の三河の守(2)と一つになる。平家は長門の國引島(3)に着くと聞えしかば、源氏も同じ國の内、追津(4)につくこそ不思議なれ。こゝに紀伊の國の住人、熊野の別當湛増(5)は、平家重恩の身なりしが、忽に心がはりして、平家へや參らむ、源氏へや參らむと思ひけるが、先づ田邊の新熊野(6)に七日參籠し、御神樂を奏して、權現へ祈請申しければ、「只白旗につけ」との御託宣ありしかども、猶疑をなし奉らせて、白き雞七つ、赤き雞七つ、是を以て權現の御前にて勝負をせさせけるに、赤き雞一つも勝たず、皆負けぞ逃げにける。さてこそ源氏へ參らむとは思ひ定めけれ。さる程に、一門(7)の者ども相催し、都合其勢二千餘人、二百餘艘の兵船に取り乘り、若王子の御正體を船に載せ參らせ、旗の横上(8)には、金剛童子を書き奉つて、壇の浦(9)へ寄するを見て、源氏も平家も共に拜し奉る。されども此船源氏の方へゆきければ、平家興さめてぞ見えられける。又伊豫の國の住人河野の四郎通信も、百五十餘艘の大船に乘り連れて漕ぎ來り、是も同じく源氏の方へ附き

(1)周防の地　今日の山口縣の一部地方である。しかし事實上、範頼は元暦二年正月既に周防ノ國から豐後に渡つてゐるのである。

(2)三河守　範頼である。範頼は頼朝の推薦で、元暦元年六月五日の小除目に於て、三河守となつた者で、其辭令が六月二十日に鎌倉に到着した翌日の二十一日に頼朝は其の祝宴を開いてゐる。

(3)長門の國引島　彦島である。長門國豐浦郡の歴島で、長豐海峽の西口を扼する兵要地である。

(4)追津　東鑑に「當國大島津ニ參會ス進ンデ壇浦奥津邊ニ到ル」とあるのを讀み誤つた

ければ、平家いさゞ興さめてぞ思はれける。

新釋 其のうちに、判官は、八島の戰鬪に勝利を得て周防の地へ押渡り、兄三河守範賴の軍と合した。平家が長門の國の引ヶ島に著いたといふ情報を受取ると殆ど同時に、源氏の方でも同じ國内の追津に到着したと云ふのは不思議なコントラストである。こゝに紀伊國の住人である熊野の別當湛增は、平家に重ね〴〵恩惠を受けた人間であつたのが、最近の形勢を見て急に氣が變つて、平家の方へ味方にゆかうか、源氏の方へ行かうかと思ひ迷つたが、其の前に田邊の町の新熊野社に七日間お籠りして、お神樂をあげて、權現に祈禱したところ、彼是迷はないで只白旗の方へ附けとの御神託があつた。しかしそれでもまだお疑ひ申して、白い鷄を七羽と赤い鷄を七羽とで權現の神前で蹴合をさせたところが、赤い鷄は一疋も勝てないで、皆負けて　げた。それで愈々源氏の方へ味方にゆかうと決心した。で、其のうちに、一門の人々を召集して、其の兵力合計二千餘人、二百艘餘りの軍用船に乘込み、若王子の御神體を船上にお載せ申し、旗の上部には金剛童子をお書き申して、壇の浦へと進航して來るのを見て、源氏も平家も共に拜し奉つた。しかし此の船は結局源氏の方へ附いたので、平家の方には失望の色が見られた。又次いで伊豫の國の住人河野の四郎通信も、百五十艘の大船艦に大部隊が乘込んで、舳艫相啣んで漕いで來たが、これも同じく源氏の方へついたので、平家は一層失望の思をされた。

のであらう。大島津は、今の山口縣周防國玖珂郡柳井町のことであると吉田博士は斷じた。

（5）熊野の別當湛增　湛快の子である。湛增は忠仁公藤原忠平の四男師平の後孫。

（6）田邊の新熊野　田邊は和歌山縣西牟婁郡熊野の沿岸中、一の殷盛な都會地である。熊野歸りの者が無事下山を祝して所謂山祝をするところである。新熊野は町の南湊にある社で、鳥合の宮とも田邊社ともいふ。正しくは御鷄神社といふべきで、縣社である。

（7）一門。　昔は大家族主義で、同一氏族及び其の關係者は一構への門内に居住してゐたから、一族の事を一門といふのである。

（8）旗の橫上　旗の布を伸張させる爲に橫に木を渡すのが橫木で、其橫木を渡した所を橫上といふのである

（9）壇の浦　關門海峽の東口で、長門へ寄つた方をいふ。今は下關市内に編してゐる。地名の起りは、背面にある火の山が烽火を置いた遺跡であることから見て、軍團の駐屯地であつた故に團ノ浦と云つたのが初めであらうと吉田博

七は斷定してゐられるが、「神功皇后の祭壇」、又早鞆明神への階「段」に附會した舊説もある。

源氏の勢は重なれば、平家の勢は落ちぞ行く。源氏の船は三千餘艘、平家の船は千餘艘、唐船(一)少々相交れり。元曆二年三月廿四日(二)の卯の刻に、豐前の國田の浦(三)、門司の關(四)、長門の國壇浦、赤馬が關(五)にて、源平の矢合とぞ定めける。其日判官と梶原と、既に同士軍せむとす。梶原進み出で〻、「今日の先陣をば景時にたび候へかし」。判官「義經がなくばこそ」と宣へば、梶原「まさなう候ふ。殿は大將軍にてましまし候ふものを」と申しければ、判官「それ思ひも寄らず、鎌倉殿こそ大將軍よ。義經は唯軍奉行を承つたる身なれば、只和殿原と同じ事よ」とぞ宣ひける。梶原先陣を所望しかねて、「天性此殿は侍の主にはなり難し」とぞつぶやきける。判官「和殿は日本一の烏滸のものかな」とて、太刀の柄に手をかけ給へば、梶原「こはいかに、鎌倉殿より外、別に主をば持ち奉らぬものを」とて、是も同じく、太刀の柄に手をぞかけ〻る。父が氣色を見て、嫡子の源太景季、次男平次景高、同じき三郎景家、父子主從十四五人、うち物の鞘をはづいて、父と一所に寄りあうたり。判官の氣色を見奉つて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衞忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、梶原を中に取りこめて、我討ち取らむとぞ進みける。されども判官には、

(1)**唐船**　支那様式の船。

(2)**元曆二年三月二十四日**　東鑑にも「二十四日、丁未、長門國赤間關壇ノ浦海上ニ於テ源平相逢フ」とある。

(3)**豐前國田ノ浦**　豐前國企救郡文字ノ關村大字田浦。門司半島の北岸にある小港で、壇ノ浦と相對してゐる。元治元年の英佛米蘭四國聯合艦隊は、こゝから壇浦砲臺を砲撃したのである。

(4)**門司の關**　下ノ關の對岸、豐前國にある港で、瀬戸内海の咽喉を扼する兵要地である。古くはこゝに關所があつて文字ノ關と云つた。

(5)**赤間が關**　海を隔てゝ門司と對してゐる地。今の下關市である。

三浦の介とりつき奉り、梶原には、土肥の次郎つかみついて、兩人手をすつて申しけるは、「是程の御大事を前に抱へながら、同士軍したまひなば、平家に勢附き候ひなむず。且は鎌倉殿の返り聞し召されむずる所も、穩便ならず」と申しければ、判官靜まり給ひぬ。梶原進むに及ばず。それよりして梶原、判官を惡み初め奉つて、讒言して終に失ひ奉つたりとぞ、後には聞えし。

新釋 斯ういふ風に源氏の兵勢は日增しに加重するのに對して、平家の勢ひは段々凋落して行くばかりであつた。源氏の船は三千餘艘にも上つてゐるが、平家の船は其の三分の一の千艘餘りで、其の中には支那式の船が少々交つてゐる。斯くして源平兩軍は、元暦二年三月廿日の午前八時に、豐前の國の田の浦、門司が關、長門の國の壇の浦、赤間が關間の海面で、開戰をする事に決定した。其の日のこと、源軍司令官の判官義經と梶原とは今にも同士討をする所だつた。最初に梶原が進んで出て、「今日の先陣は景時にさせて下さい」と云つたのを、判官が、「此の義經がゐる以上、他人に先陣はさせられない」と仰やつたので「それはいけません、あなたは大將軍でいらつしやるんですもの」と梶原が重ねて申すと、判官は「それは思ひも寄らない事だ。大將軍は鎌倉殿だよ。此の義經は單に軍奉行を命ぜられてゐる、過ぎないんだから、只君達と同じ事だ」と仰やつた。それで梶原もそれ以上所望しかねて、「天性此の殿は武士の主人にはなれない人だ」とブツブツ云つた。すると判官は聞き咎めて、君は日本一の馬鹿者だぞ」と云つて、刀の柄に手をおかけに成つた。梶原も「これはどうなさらうと云ふのです。私には鎌倉殿より外には別に主人は持ちませ

んのに」と云つて、これも同じやうに刀の柄に手をかけた。父の様子を見て取つた其の長子の源太景季、次男の平次景高、同じく三郎景家等、親子主從十四五人の者までが、何れも刀を拔放つて、景時と一緒に寄りかたまつた。又、一方判官方でも、判官の様子を看て取つて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などといふ一人で千人分の働きをする軍人たちが、梶原を中に取圍んで、我こそ討取つてくれようと進んで出た。しかし判官には三浦の介義澄がお縋りつき申し、梶原には土肥ノ次郎實平がつかみついて、二人が手を擦つて頼むやうに申したには、「これ程の御大事を前に控へてゐながら、同士討を遊ばしたら、平家の方に勢力がついて了ふでございませう。それに又鎌倉殿のお耳に入つても、穏かならぬ事でございます」と申したので、判官もお靜まりになつたし、梶原もそれ以上進んで反抗しなかつた。但しそれ以來、梶原は判官をお憎み申し初めて、しまひには鎌倉殿に讒言して到頭お命までお取り申したのだといふことが、あとで知れた。

さる程に、源平兩方陣をあはす。陣のあはひ、海の面纔に三十餘町(1)をぞ隔てたる。門司、赤間、壇の浦は、たぎりて(2)落つる潮なれば、平家の船は、心ならず潮に向つて押し落さる。源氏の船は、おのづから潮に追うてぞ出できたる。沖は潮の早ければ、汀について梶原、敵の船の行き違ふを、熊手に懸けて引き寄せ、乗り移り乗り移り、親子主從十四五人、打物の鞘をはづいて、艫舳に散々に薙いで

(1)**陣のあはひ三十餘町**。東鑑には「各、三町ヲ隔テ舟船ヲ艚ギ向フ」とある。

(2)**たぎる**　激し立つこと。湯が沸騰するのをタギルといふのと同じである。

廻り、分捕數多して、その日の功名の一の筆(3)につきにける。

新釋　其のうちに源平兩軍は次第に相近づいて艦列を布いた。兩軍陣地の間は海面僅に三十町餘りを隔てゝゐるに過ぎなかつたが、門司、赤間、壇の浦は海波が落合うて洶湧し烈しい勢で外洋に奔流してゐる所であるから、平家の方の船は心ならずも潮流につれて押落されるのに對して、源氏の船は自然と潮流に乘つて出て來る位置にあつた。沖合は殊に潮流が早いから、注意して成るべく海岸の方へ寄つて進みつゝ、梶原は敵の船が行きちがふのを見かけては、熊手で引つかけて引つぱり寄せ、一々之に乘移つて、親子主從十四五人が、何れも刀を拔き放つて、或は艫部に或は舳部に思ふ存分薙立てゝ廻り、多數の敵首を斬獲して、其日の戰に於ての殊勳第一と記帳せられた。

(3)一の筆　殊勳第一の者として、最初に先づ書き出されたこと。

（1）梵天。梵天、初禪天第一位の大梵天。
（2）堅牢地神。大地を堅固にする職能を持つてゐる佛教の神。
（3）飛彈の三郎左衞門景經。傳記不明。

九、遠矢

さる程に、源平兩方陣を合せて鬨をつくる。上は梵天(1)までも聞え、下は堅牢地神(2)も驚き給ふらむとぞ覺えたる。鬨の聲もしづまりしかば、新中納言知盛の卿、船のやかたに進み出で、大音聲をあげて、「天竺、震旦にも、日本我朝にも雙なき名將勇士といへども、運命盡きぬれば、力及ばず。されども名こそ惜しけれ。東國の者どもに弱氣見すな。何の爲にか命をば惜むべき。軍善うせよ者共。只是のみぞ思ふことよ」と宣へば、飛彈の三郎左衞門景經(3)御前に候ひけるが、「是承れ侍ども」とぞ下知しける。上總の惡七兵衞進み出て、「それ坂東武者は、馬の上にてこそ口はきゝ候へども、船軍をば何條練じ候ふべき。譬へば、魚の木に上つたるでこそ候はむずらめ。一々に取つて海に漬けなむものを」とぞ申しける。

新釋 其のうちに、源平兩軍は若矢距離迄進出して、相對峙すると、互にドツと鬨の聲をあげた。上は天空の最高所にある大梵天までも聞こえ、下は遙に地下に響いて堅牢地神もお驚きになるだらうと思はれた。やがて鬨の聲も鎭まつたので、新中納言知盛卿は、船屋

（1）むか齒・・・向齒である。對座した時前面に見える齒、即ち門齒。「むか齒の少しさし出」たとは、所謂る出齒のことで、乳齒根の吸收不全のため、齒牙交換期に成つても乳齒が容易に脱落せず、永久齒としての門齒が、止むを得ず不正常な位置に突出して生じ、齒列を不整にしてゐるのである。

形の前へ進んで出て、大きな聲を張上げて「印度や支那でも、又我が日本でも、當時二人とないと云はれた名將勇士でも、運がなくなればどうする事も出來ないのが定則である。しかし軍人として飽くまで其の武名は尊重せねばならぬ。此の際氣をつけて關東の者共に弱味を見せるな。命を惜しんでる場合ではないぞ。皆の者、力限り奮鬪しろ。私が皆に云ひたいと思ふ事はこれだけだ」と仰やると、ちやうど其の時御前には、飛騨の三郎左衛門景經が控へてゐたが「オイみんな、只今のお言葉をよく承れ」と命令した。すると上總の惡七兵衛景淸が進んで出て、「關東武士どもは馬の上でこそ口巾つたいことを云つてゐますが、海上戰の教練はいつだつて受けた事はないんです。早い譬がまるで、魚が木に上つたやうなもんでせう。一疋づゝつかまへて海へ漬けてやりませう」と壯語した。

越中の次郎兵衛進み出でて、「同じうは大將の源九郎と組みたまへ。九郎は背の小き男の、色の白かんなるが、むか齒(1)の少しさし出でゝ、特に著るかんなるぞ。但し鎧直垂を常に着替ふなれば、屹度見分け難かんなり」とぞ申しける。惡七兵衛重ねて、「何條その小冠者め、假令心こそ猛くとも、何程のことかあるべき。しや片脇に挾むで、海に入れなむものを」とぞ申しける。

新釋　すると越中の次郎兵衛が其の時進んで出て「同じ事なら敵の大將の源九郎に組みつき給へ。九郎は背丈の小さい男で、色は白いが、門齒が少し突出てゐるから、特別に目につくんだ。但し絶えず鎧直垂を着かへるので、ちよつとは見分けにくいんだ」と申した。惡七兵衛はそれを聞いて又、「なアにその小僧め、よし、いくら氣が強いからといつて、ど

れ程の事があるものか、礙ッ、見つけ次第小脇に挾み込んで海へ沈めてやらうのに」と申した。

新中納言知盛卿は、かやうに下知したまひて後、小船に乘り、大臣殿の御前におはして申されけるは、「御方の兵ども、今日は善う見え候ふ。但し阿波の民部成能ばかりこそ、心變りしたると覺え候へ。頭を刎ね候はゞや」と申されければ、大臣殿「さしも奉公の者にてあるに、見えたる事(1)もなくして、いかでか頭をば刎ねらるべき。成能召せ」とて召されけり。成能その日の裝束には、木蘭地の直垂に洗革の鎧(2)着て、御前に畏まつてぞ候ひける。大臣殿「いかに、成能は心變りしたるか。今日は惡う見ゆるぞ。四國の者どもに、軍善うせよと下知せよ。臆したんな」と宣へば、「何條臆し候ふべき」とて、御前を罷り立つ。新中納言は、太刀のつか碎けよと握るまゝに、あつぱれ成能めが首打ち落さばやと、大臣殿の御方を頻に見參らさせ給へども、御ゆるされなければ、力及び給はず。

新釋 新中納言知盛卿は、斯ういふ風に命令されてから、小船で、内大臣殿の乘船へ乘附けて、御前へ出て申されたには、「味方の兵どもは、今日は非常に士氣が揚がつてゐるやうです。但し阿波の民部成能だけはどうも變心したらしく思はれます。直ぐ首を斬つて了ひませうか」とさう申されると、大臣殿は、「あれ程まで忠誠なサーヴィスをなして來た者だのに

（1）見えたる事　明白にあらはれた事實。見えたる事もなくしては明瞭なる證據もなくしてとの意。

（2）洗革の鎧　白くなめした揉み革で縅した鎧。

明白な證據もなしに、どうして首が斬られるものぢやない。オイ誰か成能を呼んで來い」と云つて成能をお呼びになつた。成能の其の日の服裝としては、木蘭地の直垂に、洗ひ革の鎧を着て御前へ出て來て、平伏してゐた。大臣殿は見て「どうした。成能は心變りしたのか。今日はいつも程元氣がないやうだぞ。四國の者どもに努力して奮鬪しろと命令しろ。臆病風がついたんだナ」と仰やると、「何の臆病風なんかに吹かれるものですか」と云つて成能は御前を退出した。其の間新中納言殿は、太刀の柄も何も砕けろといふ程、思はず知らず握つてゐる手に強く力をこめて、あゝ見ろあの成能めの首を切落してやりたいものだと、大臣殿の方をチョイチョイ御覽になつたが、大臣殿のお許しがないので、何とも仕方がなかつた。

さる程に、平家は千餘艘を三手につくる。先づ山鹿の兵藤次秀遠(1)、五百餘艘で先陣に漕ぎ向ふ。松浦黨、三百餘艘で二陣につゞく。平家の君達、二百餘艘で三陣につゞき給へり。中にも山鹿の兵藤次秀遠は、九國一の強弓精兵なりければ、我ほどこそなけれども普通樣の精兵五百人すぐつて、船々の艫舳に立て、肩を一面に並べて、五百の矢を一度に放つ。源氏の方にも三千餘艘の船なりければ、勢の數さこそは多かりけめども、あそこゝより射ける程に、いづくに精兵ありとも見えざりけり。中にも大將軍源九郎義經は、眞先に進むで戰ひけるが、楯も鎧もこらへずして、散々に射しらまさる(2)。平家御方勝ちぬとて、頻に攻鼓を打つて、をめき叫んで攻め戰ふ。

(1)山鹿の兵藤次秀遠　前出。

(2)射しらまさる　しらむは「怯む」の轉訛であらう。之を文字のまゝ「白む」と解して「一軍ノ勢挫クル。敗北セムトス（兵仰ギテ兜ノ裏ヲ現ハシテ白ク見ユルヨリイフトゾ」とある言海の解は通說であるが從ひ難い。

（1）和田の小太郎義盛・三浦義明の孫で、義宗の子。今の神奈川縣三浦郡初聲村大字和田にゐたから、和田と稱したのである。和田は三浦　崎の或る一部で、今、海水浴場がある附近。

（2）鐙の鼻踏み反らし・鐙の鼻とは、鐙の尖瑞をいふ。之を踏み反らすとは、足に力を入れて強く鐙を踏み張ると鐙の尖端が逆に反向す

新釋 其のうちに平家の方では、千餘艘の船を三隊に編成した。第一戰隊としては山鹿出身の兵藤次秀遠が五百餘艘を以て最先頭に進航し、松浦黨の三百餘艘が第二戰隊として其の後に續き、平家の令息方は二百餘艘で第三戰隊を組織して最後に進まれた。全軍の中で山鹿の兵藤次秀遠は、九州で一番と云はれた强い弓を引く精强の軍人であつたから、自分ほどではないが、普通程度の精强な兵等を五百人選拔して、各船の艫部舳部に立たせ、一線に整列して、五百本の矢を一齊に射擊した。源氏の方でも三千餘艘の船隊であつたから兵數に於ては嘸多かつたであらうが、思ひ思ひに各方面から射擊したから、何處に優秀な射手がゐるのかわからなかつた。其の中でも司令官の源九郎義經は、常に最前線に進んで猛戰したが、楯も鎧も、平軍の猛射を遮止し得ないで、源軍は全く射負けた形であつた。平家の方では、それと見ると、サア味方の勝だぞツと云つて、頻に攻擊信號・太鼓を打鳴らして　大聲をあげて進擊奮鬪した。

源氏の方には、和田の小太郎義盛(1)、船には乘らず、馬に打ち乘り、鐙の鼻踏みそらし、(2)平家の勢の中を、さしつめ引きつめ散々に射る。もとより精兵の手きゝにてありければ、三町が內の者をば外さず强う射けり。中にも殊に遠う射たりと思しき矢を、「其矢賜はらむ」とぞ招きける。新中納言知盛の卿、此矢を拔かせて見給へば、しらの(3)に鶴の本白(4)鵠の羽(5)、割り合せて作いだる矢の、十三束三伏ありけるに、くつまき(6)より一束ばかり置いて、和田の小太郎平義盛と、漆にてぞ書きつけたる。平家の方にも精兵多しといへども、さすが遠矢射る仁や

なかりけむ、やゝあつて、伊勢の國の住人新居の紀四郎親清(7)、此矢をたまはつて射返す。これも三町餘をつと射渡いて、和田が後一段ばかりに控へたる三浦の石左近太郎(8)が弓手のかひなに、したゝかにこそ立つたりけれ。三浦の人ども寄り合ひて、「あなにくや、和田の小太郎が、我程の精兵なしと心得て、耻かきぬるをかしさよ」と笑ひければ、義盛「安からぬ事なり」とて、今度は小船に乘つて漕ぎ出し、平家の勢の中を、さしつめ引きつめ散々に射ければ、者ども多く手負ひ射殺さる。やゝあつて沖の方より、判官の乘り給ひたる船に、しらのゝ大矢を一つ射立て、是も和田がやうに、その矢たまはらむと招きけり。判官、此矢を拔かせて見給へば、しらのに山鳥の尾を以てはいだる矢の、十四束三伏ありけるに、くつまきより一束ばかり置いて、伊勢の國の住人新居の紀四郎親清と、漆にてぞ書きつけたる。判官、後藤兵衞實基を召して、「御方に此矢射つべき仁は誰かある」と宣へば、「甲斐の源氏に、淺利の與一(9)殿こそ精兵の手きゝにて候へ」と申しければ、判官、「さらば與一呼べ」とて召されけり。淺利の與一出できたり。判官「いかに、與一、此矢只今沖より射て候ふが、其矢たまはらむと招き候ふ。御邊射られ候ひなんや」と宣へば、「賜はつて見候はむ」とて、取りて爪縒つて(10)、「是は箆がよわう候ふ。矢束もすこし短う候へば、同じうは義成が具足(11)にて仕り候

ること。
(3)白箆　箆即ち矢竹の末端に近い部分の塗つてない矢を、塗箆に對して白箆といふ。
(4)鷂の本白　鷂の羽の下部が白くて上部の黑いもの。
(5)鵠の羽　鵠の染羽であらう。染色は赤、靑、黃、黑、萌黃、紫等色々あつた。
(6)くつまき　沓卷又は口卷とも書く、矢竹の先を金で卷くのが根太卷で、更に又其下を卷くのが沓卷である。
(7)新居の紀四郎親清　諸本には、新井又仁井とあるが、誤である。國も伊勢とも伊豫ともある。伊勢とすれば伊賀國阿山郡古新居郷にゐた一族の別れで、伊勢國一志郡桃園村大字新家にゐた人々の中であらうが、此の戰に參加してゐる兵士は多く四國の者であるから、伊豫新居郡の出身者であらう。

はむ」とて、塗篦に黒母呂はいだろ大の矢の、我大手に押し握つて、十五束三伏ありけるを、ぬりごめどうの弓の九尺ばかりありけるに、取つて番ひ、能つ引いてひやうと放つ。是も四町餘をつと射渡いて、大船の艫に立つたる新居の紀四郎親清が眞只中を、ひやうつぱと射て、船底へ眞倒さまに射落す。本より此淺利の與一は、精兵の手きゝにて、二町が内を走る鹿をば、はづさず強う射けるとぞ聞えし。

新釋 源氏の方では、和田の小太郎義盛が、態と船には乘らないで、馬に乘り、鐙の先をグッと強く踏み反らして、平家の隊中を覘つて、弓をつがへてはグッと引き、つがへては引き、思ふ存分に射撃した。元來此の義盛といふ男は、射術に達した精强な軍人だつたから、三町以内の射距離に居る者は一人も射損なはないで强力に射倒した。其の多くの矢の中でも、特別に遠距離まで届いたと思はれる矢を義盛は敵方へ呼びかけて、「どうか其の矢を返して戴きませう」と招いた。それで、新中納言知盛卿が、其の矢を拔かせて御覽になると、白の矢竹に鶴の本白羽と鵠の染羽とを交ぜ矧ぎにした矢で、長さは十三束三ぶせあつたが、其の矢竹の沓巻の所から一束程上へ離れた部位に和田小太郎義盛と漆でサインがしてあつた。平家の方にも射術の熟練者は多くあるが、さうは云つても、遠距離射撃に達してゐる人物は餘りなかつたのか、稍暫くしてから、伊豫の國の住人の新居の紀四郎教清が其の矢を知盛卿から頂戴して射返した。此の時にも、矢は三町餘の距離をスッと射通して和田義盛の後方約一間位の地點に控へてゐた三浦の石左近の太郎の左手の上膊部に、頗る

(8)三浦の石左近の太郎。傳記不明。盛衰記一本には、武藏の國の住人、石坂小太郎とある。石坂ならば、今の埼玉縣である。

(9)淺利與一。名は義遠とも義成ともある。又其系統も、甲斐源氏安田冠者義清の子だとも逸見清光の子だともいふ。甲斐國東八代郡里富村大字淺利村の出身である。

(10)爪縒る。矢竹を指の先でちよつと捻ぢ試みて其強弱を見ることである。

(11)具足。自己の武裝せる物の意。此の時分は武裝の全體を凡て「具足」と稱したのである。後世は鎧兜のみを稱する事になつた。

强い勢で命中した。三浦一黨の人たちは其處へドヤドヤとかたまつて行つて「やアこれは不都合千萬な。和田の小太郎が、世の中に自分程弓の名人がないと思つて、餘計な事をして耻をかいたらしい」と云つて笑つたので、義盛は、「己れ糞、癪に障る奴だ」と云つて、今度は小舟に乘つて漕いで出て、平家の船隊の中央部を目がけて、矢をつがへては引き、番へては引き、思ふ存分に射擊したので、平軍の方では兵等が大勢負傷したり戰死したりした。暫くして沖の平軍の方から、源軍司令官の判官義經が乘つておいでの船に、白矢竹の大矢を一本射て命中させて、これも和田義盛と同じやうに「その矢を返して戴きたい」と云つて招いた　判官が其の矢を拔かせて御覽になると、白矢竹に山鳥の尾羽を矧いだ矢で、長さは十四束三伏もあるのに、沓卷から一束ほど上へ離れた部位に、伊豫の國の住人新居の紀四郎親清と、漆でサインがしてあつた。判官は後藤兵衛實基をお側近くお呼びになつて「味方の中で此の矢を射返すことの出來る者は誰かゐないか」と仰やると、實基は「甲斐源氏の淺利の與一殿が、射術にかけては精練してゐます」とお答へ申したので、判官は「それでは與一を呼べ」と仰やつてお呼出しになつた。すると直ぐに淺利の與一は御前へ出て來た。判官は見て「どうだ與一君、此の矢を今沖から射て來たんだが、どうか返して戴きたいと云つて呼んでるんだ。どうだね、君が一つこれを射返してくれませんか」と仰やると、與一は「ちよつと見せて戴きませう」と云つて受取つて、ちよつと爪先で捻つて見た上で「これは矢竹が弱うございます。長さも少し短いやうですから、同じ事なら私の持矢で返答しませう」と云つて、塗箆に黑ほろ羽を矧いだ大きな矢で、自分の人一倍大きな手で握つて十五束三伏あつたのを、塗籠籐の弓の九尺ほどもあつたのに取つてつがへて、十分に引いてピュッと射て放した。すると此の矢も、約四町程の距離を射通して

目立つて大きな敵の船の艫に立つてゐた新居の紀四郎親清の身體の中心をピユースパツと射て、船底へ眞さかさまに射落した。元來此の與一といふ武士は、射術の練達者で、二町以内の射距離内を走つてゐる鹿なら、一疋も射損はずに强い勢で射中てたといふことであつた。

其後は源平の兵ども、互に面もふらず、命も惜まず攻め戰ふ。されども平家の御方には、十善帝王、三種の神器を帶して渡らせ給へば、源氏如何があらむずらむと危う思ふ所に、しばしは白雲かとおぼしくて、虛空に漂ひけるが、雲にてはなかりけり。主もなき白旗(1)一流舞ひさがつて、源氏の船の舳に、竿つけの緒(2)のさはる程にぞ見えたりける。

新釋 それから後は、源平兩軍の將士たちが、どちらも互に顏も振向けず、命も惜まずに攻戰しあつた。しかし平家の方には、十善の帝位にあらせられる天皇が、勿體なくも三種の神器をお奉じになつていらせられる事であるから、源氏は果して勝てるか、どうかと危ぶんでゐると、其の時何か白雲らしいものが、空中に現れて、暫くの間フワフワと漂うてゐたが、段々近づいたのを見ると雲ではなかつた。それは持主もない一流の白旗で、次第に舞ひ下りて來て、源氏の船の舳に、其の棹付の緒がさはる程に見えた。

論評 こんな所は誰もあまり注意しないが、皇室に對し奉る臣子の分を、當時の人か如何に辨へてゐたかを明らかに語つてゐる者である。臣子として苟くも三種の神器の御所在に對し奉つて弓を引くことは、明白に罪惡であつて、如何なる優勢を以てしても戰勝のポツ

(1)白旗　源氏の旗であると同時に、其守護神たる八幡大菩薩の靈物である。

(2)竿つけの緒　旗の布片を旗竿に聯結するための緒。

シビリテイがないことを承認し高調してゐることが其の一つである。而して其の次に重大なことは、皇室の御祖神たる八幡大菩薩の御擁護がある以上、其の罪悪性を閑却されると確認してゐる事實である。これは「増鏡」「梅松論」其他に於て、上皇御自ら御出馬遊ばされ畏くも鳳輦を軍前に拝し奉るやうな場合には、臣子として之に抗敵し奉るべきではない、速に兜を脱し、其の一切の武装を解除して、輦前に罪を待てよ、但し其の事なくして、只陛下の旨を戴いたと稱する軍隊が攻撃して来るだけならば、進んで戦へ、我々は常に正理を履んで行動してゐる、自ら何の疚ましい所がない、と泰時に命令した義時の思想と、其の主旨を同じうするもので、天皇と雖も其の行動に背理性があれば、祖神は之を守らせ給はぬとする思想は、少くとも鎌倉末期に盛であつたものと見てよからう。現に南朝の柱石たる北畠親房の神皇正統記すら、明らかに其の點を確認してゐるのであつて、神の選民たるイスラエルの上にも神ヤーヱーの恩寵が絶對的でないことを強く主張した豫言者の宗教とも冥合するところがあるのは一奇である。

（1）いるか　今日の海豚のこと。海豚は游水類中の有齒類に屬する哺乳動物で前頭部の端は長く吻狀に延び、背鰭の分明なのが特徵である。外形の頗る魚類に類してゐるため、昔は之を魚類と考へてゐたのである。西南地方では九州四國の海に棲息し、常に大群を成して游泳する。

（2）小博士晴信　大學寮の明經博士を大博士と稱するのに對して天文博士なる小博士といつたのであらう。晴信は安倍晴明の六代の孫。

（3）はみかへり　はひかへりの轉訛。

一〇、先帝御入水

判官、是は八幡大菩薩の現じ給へるにこそと悅んで、兜をぬぎ、手水洗口してこれを拜し奉り給ふ。兵どもゝ皆此の如し。又沖よりいるか（1）といふ魚一二千はひて、平家の船の方へぞ向ひける。大臣殿、小博士晴信（2）を召して「いるかは常に多けれども、未かやうのことなし。屹度勘へ申せ」と宣へば、「此のいるか、はみかへり（3）候はゞ、源氏亡び候ひなむず。はみ通り候はゞ、御方の御軍危う覺え候」と申しも果てぬに、平家の船の下を、すぐにはうてぞ通りける。世の中は今は斯うとぞ見えし。

新釋　判官義經はそれを見て、これは八幡大菩薩がお現れになつたのに違ひないと喜んで兜を脫いで、手を淸め、口を淸漱して、その旗の方を禮拜せられた。兵士等一同も亦其の通りにした。すると此の時に又、沖の方からイルカといふ魚が千頭乃至二千頭も、平家の船の方へ向いて泳ぎ進んだ。前内大臣殿は、小博士の晴信をお呼び出しになつて、「イルカはいつでも多數に群を成してゐるものだが、俺はまだこれ程の大群を見た事はない。確なところを卜うて申し出して呉れ」と仰やると、晴信は直ぐに卜つて見て、「此のイルカが元來た方へ泳いで歸りましたら、源氏の方が亡びませう。若し泳いで通りましたら、我が軍の

運命は危険です」と申しきるかきらないうちに、イルカ群は平家の船の下を眞直に泳いで通つた。平家の天下は最早これまでと見受けられた。

阿波の民部成能は、此三箇年が間、平家に附いて忠を致したりしかども、子息田口左衛門教能を生捕にせられて、今は敵はじとや思ひけむ、忽に心がはりして、源氏と一つになりにけり。新中納言知盛の卿、あつぱれ成能めを、斬つて捨つべかりつるものをと、後悔せられけれども、かひぞなき。平家の方の謀には、よき武者をば兵船に乘せ、雜人原をば唐船に乘せて、源氏、心にくさに唐船を攻めば、中に乘りこめて討たむと支度せられたりしかども、成能が反忠の上は、唐船には目もかけず、大將軍のやつし(1)乘り給へる兵船をぞ攻めたりける。其後は四國鎭西の兵共、皆平家を背いて源氏につく。今まで從ひ附きたりしかども、君に向つて弓を引き、主に對して太刀をぬく。かしこの岸に着かむとすれば、波高うして適ひがたし。こゝの汀に寄せむとすれば、敵矢先を揃へて待ちかけたり。源平の國爭、今日を限とぞ見えたりける。

新譯 阿波の民部成能は、此の三ヶ年の間、平家の味方に附いて專ら忠誠を捧げたが、其の子の田口左衛門教能を源軍の爲に捕虜にせられたので、もう此の上はとても敵せられたいと思つたものか、急に氣が變つて、源軍と合體した。新中納言知盛の卿は、あゝあの時にスパリとあの成能めの首を斬り捨てゝ了へばよかつたのにと、後悔せられたけれども、

(1)やつす　粗服を着て變裝する。

今となつては駄目な事であつた。平家の方の豫ての作戰方略としては、武勇に達した軍人ばかりを軍船に乘せ、問題にならぬ雜輩を支那式の立派な船の方へ乘せかへて、源氏が支那式の船の中にこそ幹部の人たちがゐるのだらうと想像して、其の方へ攻めかゝつたら、四方から包圍して撃滅してやらうと思つて、内々戰鬪準備をしてゐられたのであつたが、軍の機密を知悉してゐる成能が、敵に寢返りを打つた以上、源氏は支那式の船などは眼中にもおかず、平軍司令官が粗服變裝して乘つておいでになる軍船を目標として主力を集中して攻撃した。それから後は四國、九州の武士たちは、皆平家を見捨てゝ源氏の味方についた。今までは一意服從してゐたけれども、忽ち君に對して弓を引き、主人に對して太刀を拔いた。あちらの海岸に船を着けようとすると、波が高くて上陸することが出來ないし、こちらの波打際へ漕寄せようとすると、敵が矢先を揃へて待受けてゐる。源平兩軍天下分け目の戰は、今日が最後の決勝戰であると見受けられた。

さる程に、源氏の兵ども、平家の船に乘り移りければ、水主檝取ども、或は射殺され、或は斬り殺されて、船を直すに及ばず、船底に皆倒れ伏しにけり。新中納言知盛の卿、小船に乘つて、急ぎ御所の御船へ（1）參らせ給うて「世の中は今はかうと覺え候ふ。見苦しき者ごもをば、皆海へ入れて、船の掃除めされ候へ」とて、掃いたり、拭うたり、塵ひろひ、艫舳に走り廻つて、手づから掃除し給ひけり。女房達、「やゝ中納言殿、軍の狀は如何にや如何に」と問ひ給へば、「只今珍しき吾妻男をこそ、御覽ぜられ候はむずらめ」とて、から〳〵と笑はれければ、

（1）御所の御船　御所とは元來、天皇上皇、三后等のお方々の御住所を云ふのであるが、轉じて住居者御本人を指して申すやうになつた。主上の御事を「御所様」と申上げた如きは其例である。こゝでは其の御所様の乘御の船、即ち御座船のこと

な云ふのである。

「何條只今の戯ぞや」とて、聲々にをめき叫び給ひけり。

新釋 其のうちにも、源氏の兵士等はドンドンと平家の船へ乗り移つて來たので、船頭や水夫たちは、或る者は射殺され、或る者は斬り殺されて、船を安全の位置に漕直す餘裕もなく、皆船底に倒れ伏した。新中納言知盛卿は小船に飛び乗つて、急いでお上のお召船へおいでになつて、「天下の形勢はもうこれまでだと思はれます。見苦しい物は皆海へ投げ込んで了つて、船をキレイに掃除して下さい」と云つて、あつちを掃いたり、こつちを拭いたり、落ちてゐる塵を拾つたり、艫部やら舳部やらへ走りまはつて、御自分でお掃除なせられた。婦人たちは其の姿を見つけて、おゝ中納言樣、軍の樣子はどうでございます、エゝ、どうでございます」とお尋ねになると、知盛卿は「今に珍らしいあづま男を御覽になることが出來ませう」と云つて、アハアハと笑はれたので、「何だつて、此の場合に御冗談なんか仰やるんです」と云つて、誰も彼も皆大聲をあげてお泣き叫びになつた。

評釋 知盛が「世の中は今は斯うと覺え候、見苦しき物どもをば皆海へ入れて、船の掃除めされ候へ」と云つて、手づから船内を掃除し、落ちてある小さな塵芥を拾ひ取るといふ記事は注意に値する。祇王が清盛邸を逐はれた時に、自ら其の部屋を掃除した心持、長谷部信連が高倉宮邸に踏留まつて「女房たちの少々おはしけるをば、かしこゝへ立ち忍ばせて、見苦しき物あらば、取りしたゝめむ」とて見廻したといふ心持と共に、これは如何にも日本人らしい潔癖の現れであると思ふ。戰爭といふ慘劇、生命に對する目前の危險から超脱して、大きな「自己」に生きてゐる知盛の自覺を私は尊重し讃歎する。事實の如何は兎も角、此の時代に斯ういふ心持が尊重されてゐたといふことは限りなく嬉しい。日本

の武士道は實に斯ういふ中から其の美しい芽を發したのである。

二位殿は、日比より思ひ設け給へることなれば、鈍色(1)の二衣(2)打ちかづき、練袴(3)のそば高くとり、神璽を脇に挾み、寳劍を腰にさし、主上を抱き參らせて、「我は女なりとも、敵の手にはかゝるまじ。主上の御供に參るなり。御志思ひたまはむ人々は、急ぎつゞき給へや」とて、しづ〳〵と舷へぞ歩み出でられける。主上、今年は八歳(4)にぞならせおはします。御年の程より遙にねびさせ給(5)ひて、御かたちいつくしう、傍も照り輝くばかりなり。御髪黒うゆら〳〵と、御背中過ぎさせ給ひけり。主上あきれたる御有樣にて、「抑もあまぜ(6)、我をば何地へ具して行かむとはするぞ」と仰せければ、二位殿、幼き君に向ひ參らせ、涙をはら〳〵と流いて、「君は未知し召され候はずや、先世の十善戒行の御力によつて、今萬乘の主とは生れさせ給へども、悪縁に引かれて、御運既に盡きさせ給ひ候ひぬ　先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させおはしまし、其後西に向はせ給ひて、西方淨土の來迎に預らむと、誓はせおはしまして、御念佛候ふべし。此國はそくさんへんと申して、物憂き境にて候ふ。あの波の下にこそ、極樂淨土とてめでたき都の候ふ。それへ具し參らせ候ふぞ」と、樣々に慰め參らせしかば、山鳩色の御衣(7)に、びんづら結はせ給ひて、御涙に溺れ、小さう美

(1)鈍色　喪の時の服裝である。淡黒色。

(2)二衣　フタツギヌと訓む、表衣の下に今一枚かさねる衣。

(3)練袴　練絹で調製した袴。

(4)主上今年は八歳　安徳天皇は、治承二年（一一七八）十二月の御降誕であるから、平氏亡滅の文治元年（一一八五）四月には恰も御八歳である。

(5)御年の程よりねびさせ給　御年にくらぶれば老成にましますこと。

(6)あまぜ　尼御前の略。こゝでは、二位の尼のこと。

(7)山鳩色の御衣　青色の御袍をいふ。一名麹塵の御袍。

(8)ぶんだん　分段の

しき御手を合はせ、先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮、正八幡宮に御暇申させおはしまし　其後西に向はせ給ひて、御念佛ありしかば、二位殿やがて抱き參らせて、「波の底にも都のさふらふぞ」と慰め參らせて、千尋の底にぞ沈み給ふ。悲しきかな、無常の春の風、忽に花の御姿を散らし、いたましきかな、ぶんだん⑧の荒き浪、玉體を沈め奉る。殿をば長生⑨と名づけて、長きすみかと定め、門をば不老⑩と號して、老いせぬ關とは書きたれども、未十歲の內にして、底の水屑とならせおはします。十善帝位の御果報、申すも中々疎なり。雲上の龍下つて、海底の魚となり給ふ。大梵高臺の閣⑪の上、しやくだいけんの宮⑫の中、古は槐門棘路の間に、九族⑬をなびかし、今は船の中波の下にて、御身を一時に亡ぼし給ふこそ悲しけれ。

新釋　二位殿は平生から豫期していらつした場合の事であるから、鈍色の二枚がさねを上へ羽織り、練絹の袴の端を高く妻取り、神璽を脇に挾み、寶劍を腰にさし、御幼少の陛下をお抱き申して「私は女でこそあれ、おめおめと敵の手にはかゝりますまい。これから陛下のお供をして參ります。御同志の方々は急いであとにお續きなさい」と云つて、靜かに舷側の方へ歩いてお出になつた。陛下は今年お八つにお成り遊ばされる。お年にしてはずツと御成熟になつてゐて、お姿も美しく、周圍までも照り輝くかと思はれる程である。お髮の毛も黑く長くて、スラスラとお背中の下までおありになつた。陛下は此の時、何が何

字を當てゝゐる。娑婆世界の差別相を示す言葉だといふ。

(9)長生。支那の王城の殿名。唐の玄宗皇帝と楊貴妃の事を詠んだ長恨歌にも「長生殿」といふ句がある。

(10)不老。これも支那で附けた王城の門の名

(11)大梵高臺の閣　大梵天は色界十八天の一で、初禪天の中の第三の天である。娑婆世界の領主である大梵天王がこゝにゐる。倶舍論の中には、大梵天上に高い樓閣があると出てゐる。

(12)しやくだいけんの宮。須彌山の最高頂にある忉利天の主帝釋天の住んでゐる喜見城のこと。何れも帝闕の尊きを譬へて云つたものである。

(13)九族。父族、母族、妻族を三族といひ、更に之を細別して九族と

いふ。

（一）父族｛姑（ヲバ）の子　姉妹の子　女子の子　己の同族

（二）母族｛外祖父　外祖母　從母の子

（三）妻族｛妻の父　妻の母

やら茫然たる御樣子で、「一體尼御前は、朕を何處へ伴れて行くつもりなの」と仰やつたので、二位殿は此の御幼少の君のお顔を見て涙をハラハラと流して、「陛下はまだ御存じ遊ばしませんか。あなた樣は前生で十善戒をお守になりましたお力で、此の世では萬乘の主としてお生れにはなりましたが、惡緣に引かれて、もう御運がなくなりました。此の上は一番に東へお向きになつて、伊勢大神宮へお暇乞を遊ばし、それから西の方をお向きになつて阿彌陀佛に西方淨土へお迎へ下さるやう御祈誓のお念佛を遊ばしませ。此の娑婆は粟散邊土と申して、イヤな處でございます。あれ、あの波の下にこそ極樂淨土と申して立派な都がございます。今から直ぐ其處へおつれ申しまする」と色々にお慰め申上げると、陛下は山鳩色のお召物を召し、ミヅラにお結びになつた可愛いお姿で、盛に御落涙になつて、小さい可愛いお手を合はせて、一番先に東の方をお向き遊ばされつゝ、伊勢大神宮と正八幡宮とにお別れの拜禮を遊ばし、それから西へお向きになつてお念佛遊ばしたので、二位殿は直ぐお抱き取り申し上げ、「波の底にも都がございますぞ」とお慰め申して、海底深くお沈みになつた　あゝ何といふ悲しい事であらう、無常の春風は、忽ちに花のお姿を散らし、何といふ痛悼すべき事であらう、分段の荒波は、玉體をお沈め申した。御殿の名を長生とつけて永久の住所と定め、門には不老といふ名を附けて、老いることのない關門と字には書いてあるが、陛下はまだ御十歲以下で海底の藻屑とお成り遊ばされたのである。勿體なくも十善の帝位をお踏みになつた御果報の結構なことは、いくら美辭麗句を列べて讃嘆しても到底不十分である。然るに雲上の龍とも申すべき尊い御身が今や海底の魚類と境を同じく遊ばされるに至つた。大梵天の高閣の上、帝釋天の喜見城の中に尊い御身を置かせられ、嘗ては九族を大臣宰相に列せしめられたのが、今は船の內や波の下で、一時に御

身をお亡ぼしになることゝなつたのは悲しい事である。

論評「先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させおはしまし、其の後西に向はせ給ひて、西方淨土の來迎に預らむと……御念佛候ふべし」とある此處の記載は、何でもない普通の事のやうであるが　日本の宗教史上で特異の記事である。我國は奈良朝に佛教が渡來して宮廷に勢力を占めて以來、固有の民族信仰たる神は寧ろ從屬的の位置に立つて、畏くも現人身として、神の御子孫と申すよりも神其のものでいらせられる天皇が、三寶の奴とまで宣はせらるゝ有樣であつた。此の情勢に乘じて佛教第一主義の下に我日本固有の民族信仰たる神道を同化せんとしたのは、宮廷宗教の傳道者たる僧侶たちで、所謂本地垂跡說の下に、佛教本位の習合を企て、日本に於ける神々は、何れも佛の化現であるとしたのは有名な事實である。斯の如き民族信仰を無視した外教の壓迫が、徹底的に日本民衆を承服せしめ得るものでないことは言ふまでもないことであつたが、此の不滿の感情を全民衆に代つて熱烈に主張する思想家がなかつた爲に、民衆不滿の感情は徒らに內的に鬱屈するばかりで、永い間具體的な運動となつて現れなかつた。然るに一朝政治的實勢力が藤原氏一門の宮廷政治家の手から武人の手に移るに及んで、思想の堤は切つて離され、日本人の宗教信仰は形式に墮した式典宗教を離れて本然の心の故鄕である高天ヶ原の神々にかへらむとした。是に於て從來行はれてゐた日本の神の佛教化は、逆さまに佛教の日本化と轉じて現れた。神道が神道として眞の生命に活きたのは此の時以來で、神第一位、佛第二位として、北畠親房等は、神國日本の國民信仰を高調し、初めて民族的に目覺めた日蓮、親鸞の徒は、日本的大乘佛教を立てた。第一に　祖天照大神、第二に西方の阿彌陀を拜ませ給へと二位の尼に云はせてゐる平家物語作者のイデオロギーは、此の思想の轉歸を頭腦に描いて味ふことによつて初めて其の大なる意味を感知せられるのである。

一一、能登殿最後

女院はこの有樣を見參らせ給ひて、今はかうとや思し召されけむ、御硯・御やき石(1)、左右の御懷に入れて、海に入らせ給ふを、渡邊の源五右馬允昵(2)、小舟をつと漕ぎ寄せ、御ぐしを熊手にかけて、引き上げ奉る。大納言の佐の局(3)、「あなあさまし、それは女院にて渡らせ給ふぞ。過失仕るな」と申されたりければ、判官に申して、急ぎ御所の御舟へうつし奉る。さて大納言の佐の局は、内侍所の御からうど(4)を取つて、海に入らむとし給ひけるが、袴の裾を舷に射つけられて、蹴纏ひ仆れ給ひけるを、武士共取り止め奉る。その後、御からうどの錠をねぢ切つて、御蓋を既に開かむとす。忽に目くれ、(5)鼻血垂る。平大納言時忠の卿は、生捕にせられておはしけるが、「あれはいかに 内侍所にて渡らせ給ふぞ。凡夫は見奉らぬことぞ」と宣へば、兵ども舌を振つて、恐れおのゝく。其後判官、時忠の卿に申し合せて、元の如くからげ納め奉らる。

新釋 建禮門院は此の有樣をお見上げ申されて、斯うなつたら自分の運命もこれまでだと思召したものか、御硯と溫石とを左と右のお懷に入れて海中へ御投身になつたのを、渡邊

(1)御やき石。所謂溫石で、今の懷爐と同樣冬季に體溫を補足する用をするもの。石を溫めてそれを綿其他に包み溫度の冷却せぬやうにして懷中するのである。こゝでは死體の水面に浮揚せぬやう硯と共にそれを懷中して重りとせられたのである。

(2)渡邊の源五右馬允昵。渡邊一黨の源氏である。

(3)大納言の佐の局。平重衡夫人。

(4)からうど。唐櫃。足を附した櫃のこと。之に長唐櫃と荷ひ唐櫃との區別がある。

(5)忽に目昏れ鼻血垂る。神器の靈威力を述

べたのである。東鑑にも「軍士御船ニ亂入ス或者賢所ヲ開キ奉ラント欲ス。時ニ雨眼忽チ暗ミ、神心惘然タリ」とある　續古事談に「冷泉院うつし心なくおはしましければにや、しるしのみはこのからげをときて、あけんとし玉ひければ、はこより白雲たちのぼりけり。おそれて紀氏の内侍もとの如くからげけり」とある記事と相參照すべきである。

（1）右衛門の督　平清宗。宗盛の子である。

の源五右馬の允眤が、ヅヽと小舟を漕寄せて行つて、御髮の毛を熊手で引つかけてお引上げ申上げた。大納言の佐の局は見て驚いて、「まア飛んでもない、それは女院様でいらつしやいますよ、失禮なさるな」と申されたので、眤は、其由を判官に報告して、急いで皇室の御用船にお移し申上げた。それから、大納言の佐の局は、内侍所の神鏡の入つてゐる御唐櫃を持つて、海中へ投身しようとされたが、袴の裾を舷側に射つけられたゝめ躓いてお倒れになつたところを、源氏の武士たちが駈けつけてお引留め申した。其の後に、源氏の兵士等は、御唐櫃の錠前を捻ぢきつて、御蓋を今にも開かうとしたところが、忽ち目がクラクラとして鼻血が垂れた。此の時平大納言時忠卿は源軍の手で捕虜にされておいでになつたが「まア何といふ事をするのだ。それは内侍所であらせられるぞ。普通の人間が見てはならんものだぞ」と仰やつたので、兵等は舌をブルブルさせて恐悚した。其の後に御唐櫃は、判官が時忠卿と相談して元の通りに紐でからげてお納め申された。

さる程に、門脇の平中納言敎盛、修理の太夫經盛、兄弟手に手を取り組み、鎧の上に錨を負うて、海にぞ沈み給ひける。小松新三位の中將資盛、同じき少將有盛、從弟の左馬の頭行盛も、手に手を取り組み、是も鎧の上に錨を負うて、一所に海にぞ入り給ふ。人々はかやうにし給へども、大臣殿父子はさもし給はず、舷に立ち、四方見廻らしておはしければ、平家の侍ども、餘りの心憂さに、側をつと走り通るやうにて、先づ大臣殿を海へがばと突き入れ奉る。是を見て右衛門の督(1)、やがて續いて飛び入り給ひぬ。人々は、鎧の上に重き物を負うた

（2）飛驒三郎左衛門景經・宗盛の育て役の子

（3）堀の彌太郎親經・不明。

り抱いたりして入ればこそ沈め、此人親子はさもし給はず、なまじひに水練の上手にておはしければ、大臣殿は、右衛門の督沈まば我も沈まむ、助からば我も共に助からむと思ひ、互に目を見かはして、彼方此方へ泳ぎありき給ひけるを、伊勢の三郎義盛、小舟をつと漕ぎ寄せて、先づ右衛門の督を、熊手にかけて引き上げ奉る。大臣殿、いとゞ沈みもやり給はざりしを、一所に取り上げ奉つてけり。めのと子の飛彈の三郎左衛門景經(2)、此由を見奉つて、「我君取り奉るは何者ぞ」とて、小舟に乘り、義盛が船に押し並べて乘り移り、太刀を拔いて打つてかゝる。義盛あぶなう見えける所に、義盛が童、主を討たせじと中に隔たり、三郎左衛門に打つてかゝる。三郎左衛門が打つ太刀に、義盛が童、兜の眞向打破られて　二の太刀に頸打ちおとさる。義盛は猶危う見えけるを、隣の船より堀の彌太郎親經(3)、能つ引いてひやうと放つ。三郎左衛門、內兜を射させて、ひるむ所に、堀の彌太郎、義盛が船に乘り移り、三郎左衛門に組むで伏す。堀が郎等やがて續いて乘り移り、三郎左衛門が腰の刀をぬき、鎧の草摺引き上げて、つかも拳も通れ〳〵と、三刀刺いて頸を取る。大臣殿は、めのと子が目の前にてかやうになるを見給ひて、如何ばかりの事をか思はれけむ。

【新釋】其のうちに門脇の平中納言教盛、修理の大夫經盛の兄弟は、互に手と手をとしつかり

組合ひ、鎧の上へ錨を背負うて、海中へ飛込んでお沈みになつた。小松新三位の中將資盛同じく少將有盛、從弟の左馬頭行盛も手に手を取合ひ、これも各自背鎧の上に、錨を背負うて、一所に海へ投身された。外の人たちは、斯ういふ風に潔く自殺されたが、前内大臣御父子だけは、さうもなさらないで、ボンヤリと舷頭に立つて、四方を見廻しておいでになつたので、平家の武士たちは、あんまり情なさに、其の側をツヽと通り拔けるやうに見せかけて、先づ一番に前内大臣殿を海中へザブンとお突き落し申した。で、それを見て御子息の右衞門の督も、直ぐ續いてお飛込みになつた。しかし外のお方々は、重い鎧を着ておいでになる上に、又別に重い物を背負うたり抱きかゝへたりしてお飛込みになつたから、其の重量で沈下することが出來たのであるが、此の前内大臣殿御親子はそんな事もなさらない上に、なまなか水泳の達人でいらつしたから、親の大臣殿の方では我子の右衞門督が沈んだら自分も沈まう、若し助かつたら自分も一緒に助からうと思つて、御互に目と目を見合つて、あつちこつちへ泳ぎ歩いていらつしたのを、伊勢の三郎義盛は見つけて小船をツヽと漕寄せて行つて、先づ右衞門督を熊手で引掛けてお引上げ申した。大臣殿はそれを見て、一層沈みかねていらつしたのを、これも一所にお引上げ申した。大臣殿のお守役の子の飛彈の三郎左衞門景經は、其の顚末をお見受け申して、「俺の主人をおつかまへ申すのは何者だ」と云つて、小船に乘つて行つて、義盛の船に追ひつき、漕並べてヒラリと乘移るや否や、太刀を拔いて切つてかゝつた。それで流石の義盛も敵しかねて、既に危く見えたところへ、義盛の侍童がそれと見るや、主人を討たすまいと眞中へ邪魔に入つて三郎左衞門に打つてかゝつた。しかし三郎左衞門が打下ろす太刀に、義盛の侍童は兜の眞正面をうちわられて、續いて打下ろす第二の太刀に頸を切落された。それで義盛の命は又危

く見えたのを、隣の友船にゐた堀の彌太郎親經が見て、弓に矢つがへて十分に引いて、ピユーッと射て放した。三郎左衛門は其の矢に兜の内部、顏面を射られて思はずタジタジとしたところを、堀の彌太郎が、義盛の船に乘移つて來て、三郎左衛門に組みついて押伏せた。と、其處へ堀の家來が又、直ぐあとに續いて乘移つて來て、三郎左衛門が腰にさしてゐた刀を拔き、鎧の草摺を上へ引きめくつて、柄も拳も通れ通れと、三刀刺して頸を取つた。大臣殿は現在自分の見てゐる前で、守役の子がこんな目に逢つてゐるのを御覽になつてどんな思をされた事であらう。

凡能登殿の矢先に廻る者こそなかりけれ。教經は今日を最期とや思はれけむ、赤地の錦の直垂に、唐綾縅の鎧きて、鍬形打つたる兜の緒をしめ、いか物作の太刀を佩き、二十四さいたるきりふの矢負ひ、滋籐の弓持つて、さしつめ引きつめ散々に射給へば、者ども多く手負ひ射殺さる。矢種皆盡きければ、黑漆の大太刀、白柄の大薙刀、左右に持つて、散々に薙いで廻り給ふ。新中納言知盛の卿、能登殿のもとへ使者を立てゝ、「いたう罪なつくりたまひそ。さりとてはよき敵かは」と宣へば、能登殿、「さては大將に組め、こさんなれ」とて、打物、莖短にとり、ともへに散々にないで廻り給ふ。されども判官を見知り給はねば、物具の能き武者をば判官かと目をかけて飛んでかゝる（1）。判官も、內々面に立つやうにはし給へども、とかう違へて能登殿には組まれず。されどもいかゞはし給ひたりけむ

（1）**判官かと‥‥飛ん**でかゝる　此の一節は後世所謂る「義經の八艘飛」傳説を生み出した根源である。盛衰記には「能登守教經と名乘にこと笑ひ飛び懸る‥‥既に判官に組んとしければ、判官‥‥小長刀を脇に挾み、さしくゞりて、弓長二つばかりなる隣の船へつと飛移る、長刀取直して舷に莞爾と笑つて立つたり。能登守は力こそ勝れたりけれども、早わざは判官に及ばねば、力なくぞ船に留まり、あゝ飛びたり〳〵と嘆

む」とある。

(2)二丈許。弓の全長の約二倍の意。弓の普通の長さは七尺五寸であるから、二丈は一[illegible]×[illegible]にて、即ち義經は[illegible]メートルの距離を跳んだのである。

(3)安藝の郷。土佐國の安藝郡地方のこと。其首邑は今の高知縣安藝町で、安藝氏は代々此處に居城を占めてゐた。

(4)大領。國司の下に屬する郡の行政長官。

(5)安藝の太郎實光。蘇我赤兄の末孫實康の子。

(6)裾を合はす。裾を合はすは、側へ寄添うて並んで立つこと。並んで立つても、頭の方は高低があるが、裾の方は合ふものである。

判官の船に乘りあたり、あはやと目を懸けて跳んでかゝる。判官敵はじとや思はれけむ、薙刀をば弓手の脇にかい挾み、御方の船の二丈許(2)退いたりけるに、ゆらりと飛び乘り給ひぬ。能登殿早業や劣られたりけむ、續いても飛び給はず。能登殿、今はかうとや思はれけむ、太刀・薙刀をも海へ投げ入れ、兜も脱いで捨てられけり。鎧の袖、草摺をもかなぐり捨て、胴ばかり着て、大童になり、大手を廣げて、船のやかたに立ち出で、大音聲をあげて、「源氏の方に我と思はむ者あらば、寄つて教經組むで生捕にせよ。鎌倉へ下り、兵衞の佐に物一言いはむと思ふなり。寄れや寄れ」と宣へども、寄る者一人もなかりけり。こゝに土佐の國の住人、安藝の郷(3)を知行しける安藝の大領(4)實康が子に、安藝の太郎實光(5)とて、凡二三十人が力あらはしたる大力の剛の者、我にちつとも劣らぬ郎等一人具したりけり。弟の次郎も、普通には勝れたる兵なり。彼等三人寄り合ひて、縱令能登殿心こそ剛におはすとも、何程の事かあるべき、長十丈の鬼なりとも、我等三人が摑みついたらむに、などか從へざるべきとて、小舟に乘り、能登殿の船に押し並べて、乘り移り、太刀の鋒を整へて、一面に打つてかゝる。能登殿是を見給ひて、先づ眞先に進むだる安藝の太郎が郎等に、裾を合はせて(6)、海へどうと蹴入れ給ふ。續いてかゝる安藝の太郎をば、弓手の脇にかい挾み、弟の次郎

をば、馬手の脇に取って挾み、一しめしめて、「いざうれ、己等、死出の山の供せよ」とて、生年二十六にて、海へつゝとぞ入り給ふ。

新釋 しかし誰が強いと云つても、凡そ能登守教經殿が射出される矢の前面に立廻る者はなかつた。教經は、今日こそ最期の日だと思はれたものか、赤地の錦の直垂に唐綾縅の鎧を著て、鍬形の前立を打ちつけた兜の緒をシツカリと締め、いかものづくりの太刀を佩び切斑の矢を二十四本揃へてさした箙を背負ひ、滋籐の弓を持つて、出られたが、それに矢をつがへては引き、つがへては引きして、盛に猛射せられたので、源氏の兵等はそれが爲に多數負傷し、又射殺された。しかし、しまひにはもう、射る矢が無くなつたので、黑鞘の大太刀をスラリと拔放し、それと、白柄の大長刀とを左の手と右の手とに分けて持つて盛に方々を薙いでお廻りになつた。其の有樣を見られた新中納言の知盛卿は、能登守殿のところへ使の者を出して「あんまり罪をつくるのはお止しなさい、立派な敵でもあることか、つまらない奴等を殺したつて仕方がないぢやありませんか」と仰やつてお遣りになると、能登守殿は、「よしツ敵の大將と組めつてんだな」と云つて、持つてゐた長刀を莖短に握つて、或は艫部に、或は舳部に、思ふ存分薙いでお廻りになつた。しかし肝腎の敵の大將である判官義經の顔にお見覺えがないので、少し立派な武裝をしてゐる軍人があるとこれが判官かと其の者を目がけて飛びかゝられた。判官も成るべく前線へ出て働くやうにはしておいでになつたが、内々警戒して、うまく遣りちがへては能登守殿との組打を避けるやうにされた。しかしどうした拍子か、能登守殿が偶ま判官の乗船に乗り當つて、「ヤア居たぞ」と判官を目がけて飛びかゝられた。判官は咄嗟に、これはかなはんと思はれたも

のか、持つてゐた長刀を左の脇に挾んで、折柄味方の船が二丈程も遠のいたところにあつたのに、ヒラリと飛んでお乘り移りになつた。しかし能登守殿は、さういふ敏捷な事にかけては判官に及ばれなかつたものか、續いてお飛び移りにもならなかつた。そして最早これまでと思はれたものか、刀も長刀も皆海へ投げ込み、兜までも脱いで捨てられた。しまひには鎧の袖や草摺までも皆引きちぎつて捨てゝ、胴ばかりになり、髮をザンバラ髮に振亂し大手を廣げて、船の屋形の前へ出て立つて、大きな聲を張上げ「源氏の方に自分こそと思ふ者がゐるなら、近寄つて來て此の敎經と組んで、見ごと捕虜にして見ろ。俺は鎌倉へ下つて行つて、兵衛ノ佐に一言いひたいことがあるんだ。さア來い、さア來い」と仰やつたが、其の勇力を恐れて一人も近寄る者はなかつた。此時土佐の國の住人で、安藝の郷を統治してゐた安藝の大領實康の子に、安藝の太郎實光といつて、約二三十人力と認められてゐる大力の强い男があつて、自分に比べて少しも優劣のない大力の家來を一人つれて居た。其の弟の次郎といふのも、人並み以上の强勇な軍人である。此の三人が寄合つて、たとひ能登守殿がどんなに氣が强いと云つたつて、どれ程の事があるものか、背丈が十丈ある鬼だつても、我々が三人がかりでつかみついた以上、どうして征服せられない事があるものか、と云つて、小船に乘つて行つて、能登守殿の乘船に漕ぎ列べて飛び移り、太刀の切先を揃へて、一齊に打つてかゝつた。能登守殿はそれを御覽になつて、先づ先頭に進んだ安藝の太郎の家來に近寄つて立つと、海中へドブンとお蹴込みになつた。そして續いて切りかゝつて來る安藝の太郎を左手の脇に挾み、弟の次郎を右の脇に挾み、グッと一締め强く締め上げて「さアおい貴様たち、冥途の供をしろ」と云つて、生れて二十六歳で其のまゝ海中へお飛込みになつた。

一二、内侍所の都入

新中納言知盛の卿は、見るべき程のことは見つ、今は只自害をせむとて、めのと子の伊賀の平内左衛門家長(1)を召して、「日比の契約(2)をば違へまじきか」と宣へば、「さる事候」(3)とて、中納言殿にも鎧二領きせ奉り、我身も二領きて、手に手を取り組み、一處に海にぞ入り給ふ。是を見て、當座(4)にある廿餘人の侍ども、續いて海にぞ沈みける。されども其中に越中の次郎兵衛、上總の五郎兵衛、惡七兵衛 飛彈の四郎兵衛などは、何としてかは遁れたりけむ、そこをも終に落ちにけり。海上には赤旗・赤印ども、切り捨てかなぐり捨てたりければ、立田川のもみぢ葉を 嵐の吹き散らしたるに異ならず、汀に寄する白波は、薄紅にぞなりにける。主もなき空しき船どもは、潮に引かれ風に從ひて、何地をさすともなく、ゆられ行くこそ悲しけれ。

新譯 新中納言知盛卿は、これで見屆けるだけの事は見屆けた、此の上はもう自分も死なうとさう思つて、めのと子の伊賀平内左衛門家長を呼んで「平生からの約束を守るかどうだ」と仰やると家長は「ハイ、勿論守ります」と云つて、中納言殿にも鎧を二人分お著せ

(1)伊賀の平内左衛門家長　不明。
(2)日比の契約　平生から、死なば共にと相約したことをいふ。
(3)さる事候　直譯すると「そんな事がございます」といふ意味になるが、これは「お前は平生からの約束を違へまいか」といふ問に對して、「其の通りです、違へませぬ」といふ答で、英語の「Yes」である。
(4)當座　其の座、其の場。

申し、自分も二人分著込んで手と手をとりあひ、一所に海へお飛込みになつた。と、それを見て、其の場に居合はせた二十人餘りの武士たちも、あとに續いて海中に沈んだ。しかし其の中で越中の次郎兵衛や、上總の五郎兵衛、惡七兵衛、飛彈の四郎兵衛やなんかは、どうして敵の戰線を脫出したものか、其處をも到頭逃げ落ちた。其の日戰が終つたあとの海上には平家の赤旗や赤色徽號などの切捨てたり、引きちぎり捨てたりしたのが一面に散亂してゐて、まるで大和の立田川の水面に暴風に吹き散らされた紅葉が浮いてる有樣にソツクリである。波打際へ打寄せる白浪は、それがために薄紅色に染まつた。乘る者もないカラの船が潮流に引かれ風向のまゝに吹かれて、何處を目標とするでもなく、ユラユラと揺られてゆくのも悲しい光景であつた。

生捕には前の內大臣宗盛公、平大納言時忠、右衛門の督淸宗、內藏頭信基、讚岐の中將時實(1)、大臣殿の八歲の若君(2)、兵部の少輔雅明、僧には二位の僧都專親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師仲快、經誦坊の阿闍梨融圓　侍には源太夫の判官季貞、攝津の判官盛澄、藤內左衛門の尉信康、橘內左衛門尉季康、阿波の民部成能父子、以上三十八人なり。菊地の次郞高直、原田の大夫種直は、軍以前より、兜をぬぎ弓の弦をはづいて、降人にまゐる。女房達には、女院、北の政所、藺の御方(3)、大納言の佐殿、帥の佐殿(4)、治部の卿の局以下、以上四十三人とぞ聞えし。元暦二年の春の暮、如何なる年月にて、一人(5)海底に沈み、百

（1）讚岐の中將時實　平大納言時忠の子である。讚岐守兼近衛中將。
（2）大臣殿の八歲の若君　宗盛の愛子能宗のこと。
（3）藺の御方　花山院の上﨟。平相國淸盛の娘である。
（4）帥の佐　平時忠の夫人。

(5)一人• 上御一人、即ち安徳天皇。百官に對して書いたのである。

(6)朱買臣• 貧賤から身を起して漢の會稽の太守となつた人。

(7)王昭君• 漢の元帝の宮女、名は嬙、齊國の王穰の娘で、美人である。匈奴の王呼韓邪單于が漢に來朝して、暗に其武威を以て漢朝を脅し、後宮の女を妻として賜はらんことを求めた。それで畫工毛延壽に命じて宮女の肖像を悉く寫させ、其の中で最も醜い女を遣らうとされたところが、王昭君は毛延壽に贈賄しなかつたゝめに最も醜く書かれたので、不幸にも選に當つて胡國にやられ、遂に匈奴の國に、毒死した。

(1)源八廣綱• 東鑑には、源兵衛尉弘綱とある。

官波上に浮ぶらむ。國母・官女は、東夷・西戎の手に從ひ、臣下・卿相は、數萬の軍旅に捕はれて、舊里へ歸り給ひしに、或は朱買臣(6)が錦を着ざることを歎き、或は王昭君(7)が胡國に赴きし恨も、是には過ぎじとぞ見えし。

新釋 捕虜となつたものは、前の內大臣宗盛公、平大納言時忠、右衛門の督清宗、內藏の頭信基、讃岐の中將時實、八歳になられる內大臣殿の若君、兵部の少輔雅明、僧侶では二位の僧都全親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師仲快、經誦坊の阿闍梨融圓、侍では源大夫の判官季貞、攝津の判官盛澄、藤內左衛門の尉信康、橘內左衛門の尉季康、阿波の民部成能親子と、以上戰鬪員合はせて三十八人である。菊池の次郎高直、原田の大夫種直は、此の戰役の開始前に自ら武裝を解除して降服して出た。婦人としては、建禮門院、關白夫人、藤の御方、大納言の佐殿、帥の佐殿、治部卿の局以下の人々四十三人だといふことであつた。元曆二年といふ此の年の晩春は、どんな凶年凶月なので、こんなに上御一人が海底に沈ませられ、百官が波の上に浮ぶといふやうな不祥な悲劇を現出したのであらう。國母や官女は東夷西戎の手に委せられ、臣下や公卿たちは幾萬といふ敵軍に捕へられて、故郷の京都へお還りになつたが、或は昔の朱買臣が出世して錦を著て故郷へ歸れないことを歎き、或は王昭君が東胡の國につれてゆかれた恨めしい心持も、これ以上ではあるまいと見受けられた。

四月三日の日、九郎大夫の判官義經、源八廣綱(1)を以て、院の御所へ奏聞せられけるは、去んぬる三月廿四日の卯の刻に、豐前の國田の浦、門司が關、長門の國

（一〇）藤判官信盛　東鑑四月五日の條にも、大夫尉信盛が勅使として長門に赴き、義經の武功を賞するお詞を傳へた上、「寶物等無爲入レ洛ルベキノ由」の命令を傳へてゐる。

壇の浦、赤馬が關にて、平家を悉く攻め亡ぼし、內侍所しるしの御箱、事故なう都へ返し入れ奉るべきよし、奏聞せられたりければ、法皇大に御感あつて、廣綱を、御坪の內へ召し、合戰の次第を委しう御尋あつて、御感のあまりに、廣綱を當座に左兵衞にぞなされける。同じき五日の日、北面に候ふ藤判官信盛を召して、「內侍所・しるしの御箱、一定かへり入らせ給ふか、見て參れ」とて、西國へ遣さる。信盛やがて院の御馬賜はつて、宿所へも歸らず、鞭を上げ、西をさしてぞ馳せ下る。

通釋　四月三日の日に、九郎大夫の判官義經から、源八廣綱を以て　の御所へ奏上して、「去る三月二十四日の午前六時に、豐前の國の田の浦、門司が關、長門の國の壇の浦、赤間が關方面の海戰で、平軍を攻擊して全滅致させました。ついては內侍所の御鏡、神璽の御箱は、御無事に帝都へ御返納申上げます」といふことをお聞に達せられると、法皇は大層御感動遊ばされて、廣綱を御座所の前の御壺庭へ召させられ、戰鬪經過を詳細に御下問になつて　御感動の餘りに廣綱を其の場で左兵衞尉にお任じになつた。同じ月の五日の日に法皇は北面の武士として奉仕してゐる藤判官信盛をお呼びになつて、「內侍所の神鏡や神璽の御箱には、確にお歸りになるかどうか、シカと見屆けて參れ」と仰やつて西國へ差遣遊ばされたつて、信盛は直ぐに院の御所の御料馬を拜借して、自分のうちへも歸らず、鞭をあげ馬を飛ばして、西の方に向つて驅けて行つた。

さる程に、九郎大夫の判官義經、平氏男女の生捕(1)ども相具して上られけるが、同じき十四日、播磨の國明石の浦にぞ着かれける。名を得たる浦なれば、更け行くまゝに月澄み上り、秋の空にも劣らず。女房たちはさし集ひて、ひと年是を通りしには、かゝるべしとは思はざりしものをとて、忍び音に泣きぞあはれける。帥の佐殿、つくぐ\と月を詠め給ひて、いと思ひ殘せる事もおはせざりければ、涙に床も浮くばかりにて、かうぞ思ひつゞけらる。

　ながむれば濡るゝ袂にやどりけり月よ雲井のものがたりせよ

治部卿の局、

　雲のうへに見しにかはらぬ月かげのすむにつきても物ぞかなしき

大納言の佐の局、

　わが身こそ明石の浦にたびねせめおなじ波にもやどる月かな

判官は猛き武士なれども、さこそ各の昔戀しう、物悲しうもおはすらむと、身にしみてあはれにぞ思はれける。

新釋　其のうちに九郎大夫の判官義經は、平氏の男女の捕虜たちを引きつれて上洛の途に就かれたが、其の　の十四日に、播磨ノ國明石の海岸に到著された。有名な景色のいゝ海岸地帶の事であるから、夜が更けてゆくに隨つて、月は益々清澄な光を放つて、中秋の空

(1)生捕。動詞「生捕る」の名詞化で、「生捕者」即ち捕虜のことをいふ。

に見る美しさにも劣らなかつた。婦人たちは皆一つ所に寄り集まつて、先年此處を通つた時には、こんな事にならうとは豫期しなかつたのにと云つて、忍び泣に泣き合はれた。帥の佐殿は、ぢいつと其の月を見ておいでになると、何一つとして思ひ殘しがない位に色々の事がお思ひ出されになつて悲しくてたまらなくなつたので、流れ止まぬ涙の洪水のために寢床も浮き出す程の有様で、次のやうな事を思ひ續けられた。

ながむればぬるゝ袂に宿りけり月よ雲井の物がたりせよ

すると、治部卿の局も

雲の上に見しにかはらぬ月かげのすむにつけてもものぞ悲しき

と遊ばされた。續いて大納言の佐の局も斯う詠まれた。

わが身こそあかしの浦にたび寢せめ同じ波にも宿る月かな

判官は勇猛な武人ではあるが、婦人方が昔なつかしく、もの悲しくつていらつしやるだらうと同情して、しみ〴〵感傷的な心持になられた。

同じき二十五日、内侍所・しるしの御箱、鳥羽に着かせたまふと聞えしかば、内裏より御迎に參らせ給ふ人々、勘解由の小路の中納言經房の卿、檢非違使の別當左衞門の督實家(1)、高倉の宰相中將泰通(2)、權の右中辨兼忠(3)、ゑなみの中將公時(4)、但馬の少將範能(5)、武士には、伊豆の藏人大夫賴兼(6)、石川の判官代義兼(7)、左衞門の尉有綱(8)とぞ聞えし。その夜の子の刻に、内侍所・しるしの御箱、太政官の廳に入らせおはします。寶劒は失せにけり。神璽は海上に浮びたる

(1)實家・藤原公能の二男で、實定には弟である。
(2)高倉の宰相中將泰通・權大納言成通の猶子。壽永二年正月左中將を以て、參議に任じた。
(3)兼忠・源氏である

權中納言顯經の二男。元暦元年九月、左少將から權右中辨に轉任した。

（4）公時。權大納言藤原實國の二男。壽永二年十二月、左近權中將に任ぜられた。

（5）範能。參議左京太夫藤原修範の長男。壽永元年十二月右少將に任じ、同二年八月十六日但馬守を兼ねた。

（6）頼兼。源頼政の三男。

（7）義兼。武藏守義基の子。

（8）有綱。源三位頼政の孫。伊豆守仲綱の子である。

（9）片岡の太郎經春。義經の郎等である。茨城縣（常陸）鹿島郡宮中村大字片岡の出身。判官物語に「片岡こそ、常陸國鹿島、行方と云荒磯にて素生したる者なり」とある。弟に八郎爲春がゐる。

を、片岡の太郎經春(9)が、取り上げ奉つたりけるとかや。

新釋 其の二十五日に、内侍所の神鏡と神璽の御箱とが、愈々鳥羽に御到着になると云ふ報告が達したので 宮中から其のお迎ひに參られる人々は、勘解由小路の中納言經房卿、檢非違使別當左衞門の督實家、高倉の宰相中將泰通、權の右中辨兼忠、榎並の中將公時、但馬の少將範能、武士としては伊 の藏人の大夫頼兼、石川の判官代義兼、左衞門の尉有綱等だといふ事であつた。其の晩の正十二時に、内侍所の神鏡と、神璽の御箱とは、太政官の廳へお入りになつた。但し三種の神器の中で寳劍だけは紛失した。神璽は海面に浮いてゐたのを、片岡の太郎經春がお拾ひ上げ申したのだとか申す事である。

考證 當時の公卿記錄によると、神器は是より先早く、四月二十日以前に攝津の渡邊に到着してゐたのであつたが、第一には、入京の日が問題になつた。陰陽道の人が占つた結果二十一日と二十五日とが吉日であるといふので、日はそれに定まつたが、次にはすぐに宮中へお迎へ申すか、一定の期間鳥羽に留めて、武士をして之を守護せしめ、吉日を待つてお迎へ取り申すか、但しは日に拘らず一旦之を太政官の廳に、お迎へ申して、日を改めて皇居に遷し奉るかが問題となつたが、遂に二十五日鳥羽の草津着と同時にお迎への公卿が出て行つて、船中から之を宮廷の管理に移し、即夜太政官の廳へお迎入れ申す事に決したのである。

二三、一門大路わたされ

さる程に、二の宮(1)歸り入らせ給ふと聞えしかば、法皇より御迎の御車を參らせらる。御心ならず外戚の平家に擒はれさせたまひて、西海の波の上に漂はせ給ふ御事を、御母儀(2)も御傅持明院の宰相(3)も、斜ならず御歎ありしに、今待ち受け參らせ給ひて、如何ばかりらうたく(4)思し召されけむ。同じき廿六日、平氏の生捕ども鳥羽に着いて、やがてその日都へ入つて、大路を渡さる。小八葉の車の前後の簾をあげ、左右の物見をひらく。大臣殿は淨衣を着給へり。日比はさしも色白う、淸げにおはせしかども、潮風に瘦せ黑みて、その人とも見え給はず。されども四方を見廻らして、いと思ひ入れ給へる氣色もおはせざりけり。御子右衞門の督淸宗は、白き直垂にて、父の御車のしりにぞ參られける。涙に咽びうつぶして、目も見上げ給はず、誠に深う思ひ入れ給へるけしきなり。平大納言時忠の卿の車も、同じう遣りつづけられたり。讃岐の中將時實も、同車に渡さるべかりしかども、現所勞(5)とてわたされず。內藏頭信基は疵を蒙つたりしかば、間道より入りにけり。

(1)二の宮　高倉天皇の第二皇子、守貞親王と申上げた。百練鈔に廿五日若宮御入洛侍從信清相具とある。

(2)御母儀　贈左大臣信隆の女で後に守貞親王をお生みになつた七條殖子。

(3)持明院の宰相　大藏卿藤原通基の子基家（平頼盛の女の聟）の事だと「考證」に出てゐる。基家ならば、壽永二年に平軍關係者として一旦解任されたが、後鳥羽天皇の元暦元年八月再び參議に還任されてゐる。

(4)らうたく　美麗にて愛らしいこと。

(5)現所勞　いたはる

ところある事。東鑑には信基時實等依レ被レ疵用二閑路一とあるから、負傷して行動の自由を得なかつたのである。

(1)作道　人工を加へて新に開鑿した道。新道。

(2)四塚　攝津を經て

新釋 其のうちに京都では、高倉天皇の第二皇子がお歸りになるといふ知らせがあつたので、法皇からお迎へのお車をお上げになる。御自分のお心からではなく、時の帝室の外戚である平家のためにおつかまりになつて、西海の波の上に漂泊しておいでになる御事を、御生母も御めのと持明院の宰相も、非常にお歎きになつてゐたのに、今度いよいよお待ち取りになつて、どんなにかお可愛く思し召した事であらう。其の二十六日に平氏の捕虜たちは鳥羽へ著いて、直ぐ其の日京都へ入つて、大通りを引廻される。車は何れも小八葉の車で、前も後も皆簾を卷上げ、左右兩方の物見窓も開放してある。見ると前内大臣殿は白い服を着ておいでになる。平常京都にいらつした時分は、あれ程にも色が白くて、御綺麗でいらつしたが、潮風の爲に瘦せて淺黑くなつて、其の御本人ともお見えにならない。しかし四方をキヨロキヨロお見廻しになつて、格別ひどく憂に沈んでいらつしやる御樣子もなかつた。御子息の右衛門の督淸宗は、白い直垂を着て、父君のお車の後部に陪乘してゐられた。これは淚に咽せて、さしうつむいて、目だけもお上げにならない。眞實深く考へ込んでいらつしやる御樣子であつた。平大納言時忠卿の車も、同じく其のあとに輓き續けられた。讚岐の中將時實も、父の時忠卿と同じ車で引廻される筈であつたが、現に病中であるので引廻されず、内藏頭の信基は負傷してゐたので、裏道からソツと京都へ送り込まれた。

これを見むとて、遠國、近國、山山、寺々、京中の上下、老いたるも若きも、多く來り集まつて、鳥羽の南の門、作道(1)、四塚(2)まではたと續いて、幾千萬とい

ふ數を知らず。人はかへり見る事を得ず。車は輪を廻らす事能はず。去んぬる治承。養和の飢饉(3)、東國。西國の軍に、人種多く亡び失せたりといへども、猶殘餘は多かりけりとぞ見えし。都を出でて中一年、無下に間近き程なれば、めでたかりし事も忘られず、さしも恐れをのゝきし人の、今日の有樣、夢現とも分きかねたり。心なきあやしの賤の男賤の女に至るまで、皆涙を流し、袖を濡らさぬはなかりけり。まして馴れ近づいたりし人々の心の中、推量られてあはれなり。年來重恩を蒙つて、父祖の時より伺候せし輩の、さすが身の捨てがたさに、多くは源氏についたりしかども、昔のよしみ忽に忘るべきにもあらねば、さこそは悲しうも思ひけめ。皆袖を顏に押し當てゝ、目を見上げぬ者も多かりけり。

新釋　此の捕虜の一行の通るのを見ようと云ふので、遠國、近國の百姓や、諸山、諸寺の僧たち、京都市中にゐる各生活階級の人たちは、年取つた者も、若い者も大勢集まつて來て、鳥羽の南門から、鳥羽新道、四塚までの間は、ビツシリと人で埋まつて、幾千萬人ゐるか數が知れない。立つてゐる人達は後を振返つて見ることも出來ないし、車は運轉する事も出來ないほどの騒ぎである。先年の治承、養和の飢饉や、關東又は西國での戰爭のために人が大勢死んだけれども、これで見ると、まだ生殘つてゐる人數は大したものだと見えた。平家が都落ちをしてから、僅に中一年を隔てただけで、ツイ近頃の事であるから、其の全盛時代の結構だつたことは、まだ忘れられずにゐて、あれ程にも恐れ憚つて顏を見

西國に行く街道の要樞で、西へ行けば藪ノ渡、南へ行けば上鳥羽である。現在は京都府葛野大内村大字八條ノ辻と呼ばれて居る處。

(3) 治承養和の飢饉　治承五年（一八四一）から其年の七月十四日改元されて養和の元年、二年（一八四二）にかけての大飢饉である。方丈記に據ると、此の約二年に亘る大飢饉の結果として京都市民は食糧を得る道なく、到る所に餓死者の屍體が横はつて腐敗し、「クサキカ世界ニミチ満テリ」とある。其の時仁和寺の隆暁法印が餓死者の額に結縁のため阿ノ字を書いて廻つた所二ケ月間に京都市の一部だけで四萬二千三百餘人を算へたさうである。百錄抄にも養和元年即ち治承五年六月の條に「近日天下飢饉、餓死者其數ヲ知ラズ」とある。

る事さへ恐ろしくてブルブル慄へた程の相手が、今日は此のあはれな有様で通るのかと思ふと、誰しも皆これは夢ぢやないだらうか、それとも現實だらうかと判斷がつきかねて、デリケートな感情を持たない非紳士的な微賤の男や女までが、皆涙を流して、袖をぬらさない者はなかつた。まして日常お側近くにゐておなじみ申した人々の心中は、どんなだらうと思はれてあはれである。長年の間重大な恩惠を受けて、先祖の代からお仕へ申してゐた人々も、何と云つても自分の身が可愛さに、大概は源氏に附いて了つてゐたが、古くからの情誼は急に忘れられるものではないから、嘸悲しう思つたことでもあらう。皆袖を顔に當てたまゝで、目を見上げ得ない者も多かつた。

大臣殿の牛飼は、木曾が院參の時、車遣り損じて斬られたりし次郎丸が弟、三郎丸にてぞありける。西國にては、假に男になつ(1)たりけるが、鳥羽にて判官に申しけるは、「舍人・牛飼など申す者は、賤しき下臈のはてにて、心あるべきでは候はねども、年頃召し使はれ參らせ候ひし御志淺からず候ふ。何か苦しう候ふべき、御許されを蒙つて、大臣殿の御最期の御車を、今一度仕り候はゞや」と申しければ、判官なさけある人にて、「尤しかるべし、疾う〳〵」とて許されけり。三郎丸斜ならずに悅び、尋常に裝束著、懷より遣繩取り出して附けかへ、涙にくれて行く先は見えねども、牛の行くに任せつゝ、泣く〳〵遣つてぞ罷りける。

(1)假に男になる　牛飼は、一に牛飼童とも云つて、社會階級の低い者であつたから、階級差の重んぜられた當時にあつては、男となること、即ち成年となることを許されなかつた。だから年を取つても永久に童でゐるのであつたが、戰役當時は凡てさういふ社會秩序の破壞されるのが常であるから、假に成人となることを許されたのである。

新釋 前内大臣殿の牛飼は、木曾義仲が院の御所へ參上する時に、車の操縱を誤つて斬殺された次郎丸の弟の三郎丸であつた。西國へ行つては、許されて假に一人前の男になつてゐたが、此の男が鳥羽で源軍司令官の判官義經に申したには、「舍人や牛飼などゝ申す者はどうせ、下賤なドン底階級の人間の事でございますから、義理とか人情とかいふ事を心得てゐる筈もございませんが、内大臣樣が私のやうな者でも永年お召使ひ下さいましたお志は仇やおろそかな事ではございません。高が牛飼風情の事で、別に何もお差支はあるまいと存じますから、お許しを戴いて、内大臣樣のお車のお世話の致しじまひに、も一度お世話を致したいと存じますが」とさう懇願すると、判官は同情心の深い人で、「至極よからう、早くしろ、早くしろ」と云つてお許しになつた。三郎丸は非常に喜んで、定式通りに牛飼の制服をつけ、懷から自分持の操縱用の繩を取出して、今までのと附けかへ、涙で目がボンヤリして、行先はハツキリと見えないが、只牛の歩くに任せて行つて、涙ながらに操縱の役を了つて退出した。

法皇(はふわう)は六條東(ひがし)の洞院(とうゐん)に御車(みくるま)を立(た)てゝ叡覽(えいらん)(1)あり。供奉(ぐぶ)の公卿(くぎやう)・殿上人(てんじやうびと)の車(くるま)ども、同(おな)じう立(た)て並(なら)べられたり。さしも御身(おんみ)近(ちか)う召(め)し使(つか)はせ給(たま)ひしかば、法皇(はふわう)も御心弱(みこゝろよわ)う、今更哀(いまさらあはれ)にぞ思(おぼ)し召(め)されける。日比(ひごろ)は如何(いか)なる人も、あの人々(ひとびと)の目(め)にも見(み)え、詞(ことば)の末(すゑ)にもかゝらばやとこそ思(おも)ひしに、今日(けふ)はかやうに見(み)なすべしとは誰(たれ)か思(おも)ひ寄(よ)りしぞやとて、上下袖(じやうげそで)をぞ濡(ぬ)らされける。

新釋 法皇は、六條東洞院の十字路に近くお車を留めて御覽遊ばされる。お供に參つた公

（1）法・皇・叡・覽・東鑑には「法皇其の體を御覽の爲、密々に、御車を六條坊城に立てらる」とある。

卿や殿上人たちの乘用車も、同じく其の場所に並んで駐車してゐた。あれ程にも御側近くお召使ひになつた平家の人々の事であるから、法皇も、現在お目の前を悄然とあさましい姿で通つてゆく一行を見そなはしては、ツィお心弱くお成り遊ばして、今更可哀想に思召した。平生はどんな人間でも、皆、あの一門の人々に目をかけられたい、一と言でも言葉をかけてもらひたいと熱望したものだのに、今日はかうしたあはれな捕虜として其の人々を見ようとは、誰が豫期したらうかと、君臣上下、皆涙で袖をぬらされた。

一年宗盛公、内大臣になつて慶申のありし時、公卿には、花山院中納言兼雅の卿を始め奉つて、十二人扈從して遣りつゞけらる。藏人の頭親宗(1)以下の殿上人十六人前驅す。中納言四人、三位の中將も三人までおはしき。公卿も殿上人も、今日をはれと時めき給へり。その時、此の時忠の卿、御前へ召され參らせて、樣々にもてなされ、種々の引出物賜はつて出られたまひしは、めでたかりし儀式ぞかし。今日は月卿・雲客一人も從はず、同じう壇の浦にて、生捕にせられたりし二十餘人の侍共も、皆白き直垂にて、鞍の前輪にしめつけてぞ渡されける。六條を東へ川原までわたいて、それより歸つて、判官の宿所六條・堀川(2)なる所にすゑ奉つて、嚴しう守護し奉る。大臣殿は御物參らせけれども、胸せき塞がつて、御箸をだにも立てられず(3)。夜になれども、裝束をだにも寛げたまは

(1)藏人の頭親宗　民部少輔親光の子。大納言時忠の弟である。上の「公卿には」から「三人までおはしき」までは六の巻の終にある文と殆ど同じである。

(2)六條・堀川　東鑑にけ「皆悉入ニ延尉六條室町第一云々」とある。

(3)御箸をだにも立てられず　高貴な人に膳

部を出した時、食慾がなければ、食した形式を擬して箸を器に立てるのが慣例である。それをも懶さにしなかつたのである。

(4)袖片敷く。袖の片一方を蒲團代りに下へ敷くこと。

ず。袖片敷きて(4)臥し給ひたりけるが、御子右衛門の督に、御浄衣の袖を打ちきせ給へるを、守護の武士ども見奉つて、「あはれ貴きも賤しきも、恩愛の道程悲しかりけることはなし。御浄衣の袖を打ちきせ給ひたればとて、何程のことかおはすべき。せめての御志の深さかな」とて、皆鎧の袖をぞぬらしける。

新釋 先年、宗盛公が内大臣に任ぜられて、お禮廻りをされた時には、公卿としては花山院の中納言兼雅の卿を最初に算へて十二人の方々が、後から車を續けて附いておいでになつた。そして藏人の頭親宗以下の殿上人が十六人前驅を勤めた。人々の中には中納言が四人、三位の中將も三人までおいでになつた。公卿も殿上人も、今日を晴と着飾つて、時代の寵兒ぶりを御發揮になつた。其の時に今も此の一行中にいらつしやる時忠卿が、御前へお呼ばれになつて、色々と恩遇をされ、澤山の頂戴物をして退出されたのに、結構な儀式であつた。今日はその時とは引きかへて、公卿や殿上人のお供は一人もなく、同じやうに壇の浦で捕虜になつた二十人餘りの武士たちも、皆白い直垂姿で、鞍の前輪に縛りつけられて大道を引廻された。一行は六條通りを眞直に東へ、一旦河原まで行つて、それから又元へ引返して、判官義經の邸が六條堀河にある其處へお置き申して、嚴重に御監視申上げる。内大臣殿は、召上り物を差上げたが、胸が一ぱいでお箸もおつけにならない。夜になつてもお裝束の帶紐を解いてユックリとおくつろぎにはならずに、片袖を蒲團代りに下へ敷いて其の儘丸寢を遊ばしたが、若し風邪でも引いてはと思召してか、御子の右衛門督に御自分の召してゐる狩衣の袖をお著せになつてゐるのを、監視の武士たちはお見受け申し

て、「あゝ御身分の高い方でも、下賤な者でも、親身の愛情程絶對的なものはないわい。お狩衣の軸をかけておあげになつたからつて、お寒さにどれ程の違ひがおありになるものでもないのに、實に此上もないお情ぶかい事だなア」と云つて、皆鎧の袖を涙でぬらした。

論評　飽くまでも武斷的な。しかし野性を多分に持つてゐる源氏の義經と、此の弱々しいセンチメンタルな、しかし優雅で、人間味に富んだ宗盛とのコントラストは、我等の眼を引きつける　壇の浦でいつ迄も死を決し得ないで、部下の者の爲に海中へ突落され乍ら、而も其の骨肉の運命を氣づかうて、常に我が子の方を注視しつゝ泳いでゐたとされてゐる宗盛、捕虜として衆人の眼前に耻をさらす身となつても、恬然として其の護送車の中からキョロキョロ外を見出してゐたとされてゐる宗盛は、假令滑稽の對象ではあつても、此の父性愛の高度な表現の一齣は惻々として人を動かすものがある。弱者のみに見られる痛切な悲哀、其の悲哀の底から湧起つて來る熱烈な愛情、私は涙なしに此の「囚れ人の悲しき愛」を見てゐることは出來ない。

一四、平大納言の文の沙汰

平大納言時忠の卿父子も、判官の宿所近うぞおはしける。世の中は斯くなる上は、とてもかうでもとこそ思はるべきに、大納言命惜しくや思はれけむ、子息讃岐の中將時實を招いて、「散らすまじき文ども一合(1)、判官に取られてあるぞよ。是を鎌倉の源二位(2)に見せなば、人も多く亡び、我身も命助かるまじ。如何がせむ」と宣へば、中將申されけるは、「九郎は猛きものゝふなれども、女房などの訴へ嘆くことをば、如何なる大事をも持てはなれずとこそ承つて候へ。姫君達數多ましまし候へば、何れにても御一所見せさせおはしまし、親しうならせ給ひて後、仰せ出さるべうもや候ふらむ」と、申されたりければ、その時、大納言、涙をはら〳〵と流いて、「さりとも、我世にありし時は、娘共をば女御后に立てむとこそ思ひしか。なみ〳〵の人に見せむとは、露も思はざりしものを」とて、泣かれければ、中將、「今はさやうの事、ゆめ〳〵思し召し寄らせ給ふべからず。當腹の姫君の生年十七になり給ふを」と申されけれども、大納言それならば猶いとほしき事に思して、先の腹の姫君の生年廿一になり給ふをぞ、判官には見

（1）一・合・　一箱の事である。當時は蓋と身とあつて合はさるやうになつてゐるものは凡て一合二合と算へた。

（2）源・二・位・　こゝで始めて頼朝が源二位として出て來る。頼朝は從二位になつたのは平家征討の勳功によるものであつて、其の陞叙は文治元年四月二十七日の事である。

せられける。是は年こそ少しおとなしけれども、みめすがた世に勝れ、心ざま優におはしければ、判官も世にありがたき事に思ひ給ひて、先の上(3)の河越の太郎重房が女もありけれども、それをば別の所へ移し奉つて、座敷しつらうて置かれける。さて女房、彼の文の事を宣ひ出されたりければ、判官剰へ封をだに解かずして、急ぎ大納言のもとへ遣さる。斜ならず悦んで、やがて焚いて棄てられける。如何なる文どもにてかありけむ、覺束なうぞ見えし。

新釋　平大納言時忠卿御親子も、やつぱり判官義經の邸の附近に檻置されておいでになつた。天下の形勢が斯の如く決した以上は、どうならうとも運命に任せようと覺悟さるべきであるのに、大納言は命が惜しいと思はれたものか、御子の讃岐の中將時實を呼び寄せて「散亂させてはならない秘密書類の入つてゐる箱を一箱判官の手に握られてゐるさうだ。あれを鎌倉の源二位に見せられたら大勢の人たちの命に拘る問題だし、俺たちも助かるまい。どうしたものだらう」と仰やると、中將が申されるには「九郎は勇猛な軍人ですが、女やなんかの泣いて賴む事は、どんな大問題でも、すげなくは突き放さないと聞いてゐます。お父樣には女の子が澤山あるのですから、其の中で誰か一人九郎のところへ嫁にお遣りになつて、親しくお成りになつてから、其の事を仰やり出したらばよからうかと思ひます」と、さうお答へになつた。其の時に大納言はハラハラと涙を流して「お前の云ふのは名案だが、しかし俺の全盛時代には、姫たちを女御、后に立てようとこそ思へ、普通人の所へ遣らうなどとは、絶對に思ひもしなかつたんだのになア」とさう云つて、お泣きにな

（3）先の上　義經の先婦で、次の本文にある通り、河越の太郎重房の女である。河越は東京附近の薩摩芋の名所として聞えてゐる今の埼玉縣入間郡川越町の出身者で、其娘が義經と婚したのは、頼朝の命令である。東鑑には「元暦元年九月十四日河越太郎重頼ノ息女上洛、源延尉ニ相嫁セシメンガ爲也、是ニ武衛ノ仰ニ依り兼日約諾セシム」とある。

ると、中將は「此の場合、決してそんな事をお考へになつてはいけません。今のお母ア樣にお出來になつた姬で、今年十七になられるあの人をお遣りなさい」と勵まして申された が、大納言は、さうまで云はれてもやつぱり可哀想にお思ひになつて、先夫人の腹の姬君で今年二十一に成られるお方を、判官のところへお遣りになつた。此のお方は、年こそ少しお取りになつてゐるが、御容姿が優越的で、お心立も物やさしくつていらつしたから、判官も珍しい好い女を手に入れたとお思ひになつて、既に前婚の夫人として河越太郎重房の息女もあつたが、其お方を別居させて、新夫人を迎へ、チヤンと座敷を整へて大切にして置かれた。其の後になつて、新夫人が、例の手紙の事をお言ひ出しになつたところが、判官は直ぐ其の賴みを聞いたばかりか、おまけに封じ目さへ解いて見ないで、急いで大納言のところへ返してお遣りになつた。大納言は非常に喜んで、直ぐに燒棄てゝ了はれた。一體どんな書類であつたのだらう、不安心なことに思はれた。

平家亡び、いつしか國々靜まつて、人の通ひもわづらひなく、都もおだしかりければ、世には只判官ほどの人ぞなき、鎌倉の源二位何事をか仕出したる、世は一向判官のまゝにてあらばやなんどいふ事を、源二位洩れ聞き給ひて、「こはいかに、賴朝がよく計らひて兵共をさし上せたればこそ、平家は容易う亡びたれ。九郎ばかりしては、いかでか世をば鎭むべき。人のかくいふに傲つて、いつしか世を我がまゝにする事でこそあれ。人こそ多けれ、平大納言の聟におしなつて、大納言持てあつかふらむも承けられず。又世にも憚らず大納言の聟取、いはれな

し。定めて是へ下つても、過分の振舞をせむずらむ」とぞ宣ひける。

新釋 平家が滅亡して、其のうちにいつとなく國情も一般に靜謐となり、人民の交通も妨げられず、帝都も平穩に歸したので、世間では「官ほどのえらい人は又とあるまい。鎌倉の源二位だつて、どれ程の事をしたものか、將來の天下は只もう判官次第だらう」などと評判してゐる事を、源二位はチラリと小耳に挾まれて、「一體これは何と云ふ事だ。此の賴朝が後方で巧みに計畫を立てゝ、兵員を補充して居たればこそ、平家は容易に全滅したんだ。九郎一人だけの力で、どうして天下を平定することが出來るものか、それだのに九郎の奴め人がそんな事を云ふのに增長して、いつの間にか我が儘を働き出したに違ひない。人もあらうに勝手に平大納言の聟になんか成つて、大納言を世話してゐるのも不都合だし、又、一方から見れば、捕虜の身として世間に遠慮もせず、大納言が聟取り騷ぎをするといふ事も、理由のない事だ。此の分ではきつと此の鎌倉へ下つて來ても、あいつめ、身分に過ぎた行動をするだらう」と仰やつた。

研究 賴朝、義經衝突事件の起因を艷めいた結婚問題に持つて來たのは、如何にも物語の作者らしい手法である。しかし實は、賴朝が義經に不快感を持つに至つたモチーフは、義經が、範賴のやうに一々總司令部の訓令を仰がないで、總てを一人で專決した事にある。此の物語では、賴朝・義經兄弟の不和は梶原景時が逆櫓の論爭の事を根に持ち、又義經が梶原に先陣を許さなかつたのを怨んで讒言したが爲であるといふ事にしてゐるが、景時の訴狀が必ずしも主たる原因だとは思へない。賴朝の義經に對する不快の感情は遠く元曆元年八月六日、義經が賴朝の吹擧を待たずして、左衛門の少尉に任ぜられ、檢非違使の宣旨

を蒙つた時に於て、既に可なりの高度に達してゐる。東鑑にも此の時の事を「此ノ事、頗ル武衛ノ御氣色ニ違フ……………凡ソ御意ニ背カルヽ事、今度ニ限ラザル歟」とあつて、それが爲め頼朝は義經を範頼同樣平家追討使たらしめることを故意に延期してゐる。逆櫓の論は、よしそれが事實であるとしても、それより後約半年の元暦二年二月の事である。其の後頼朝が義經の結婚問題などに口を出して居る所を見ると不快の感情も幾分緩和したらしく、兎にも角にも義經は追討使の一人として出征を許され、兄範頼が荏苒無爲に日を消したのに反して、殆ど其の一手で平軍殲滅の偉功を建てたが、平氏が長門國赤間ヶ關の海上に全滅した元暦二年の三月二十四日から僅に一ヶ月も經過しない四月の十五日には頼朝の推薦に依らずして衛府所司等に任官した家人等が先づ斬罪に處せられ、其の二十一日梶原景時からの書狀が飛脚に依つて齎されて、判官殿は君の御代官として御家人等を副遣され、偏に多勢の合力に依つて戰鬪の目的を遂げられたのであるにも拘らず、頻に一身の功の由を存ぜられるのは不都合であると訴へて來たのと相俟つて、頼朝の怒の手は、既に二十九日に於て、暗密の間に、義經の後に伸ばされてゐた。即ち東鑑に依ると、頼朝は此の日態々特使を西國に出して、向後關東に忠志を存する輩は義經に隨ふべからざる旨を秘密に布告させてゐるのである。そして義經はそんな事とも知らずに、捕虜をつれて京都に凱旋して來たのである。不運は決して敗戰者たる平氏の人々の上ばかりにはなかつたのだ。

一五、副將斬られ

元暦二年五月六日(1)の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子を具足(2)し奉つて、關東へ下るべきに定まりしかば、大臣殿判官の許へ使者を立て〻、「明日、關東へ下向のよし、その聞候ふ。それにつき候ひては、生虜の中に、八歲の童と附けられ參らせて候ふは、未うき世に候ふやらむ、たまはつて今一度見候はゞや」と宣ひ遣されたりければ、判官の返事に、「誰とても恩愛の道は、思ひ切られぬ事にて候へば、實にさこそは思し召され候ふらめ」とて、河越の小太郎重房が許に、預け置き奉つたりける若君を、急ぎ大臣殿の許へぐそくし奉るべき由、宣ひ遣されたりければ、河越、人に車借つて載せ奉る。二人の女房共も、共に乘つてぞ出でにける。

新釋 元暦二年の五月六日に、九郎大夫の判官義經が、前內大臣殿父子をおつれ申して、關東へ下向せられることに愈々決定したので、捕虜の前內大臣殿は判官のところへ使を出して、「明日、我々は關東へ下向するのだと申す事を承りました。それにつきましては捕虜名簿の中に八歲の少年として書出されて居ります子供は、まだ此の世に居りますでせうか

(1) 元暦二年五月六日 「玉葉」並に「百鍊抄」にも、五月七日の拂曉に、左馬頭能保、大夫判義經の二人は、前內大臣父子並に郎從十餘人を相具して東國へ下向したとある。六日は其の事が決定した日である。

(2) 具足 具足は本來事物の完全充實性を表現する語であるが、具の意味で身に帶する武裝の一揃ひを、「具足」といふことから轉じて、人を帶同する事をも具足といふのである。

特別の御許可を被つて今一度逢ひたいと存じますが」と仰やつてお遣りになると、判官からの返事には、「誰にしても親子の中の愛情といふものは、思ひ切られない事ですから、實際さう思召すでせう」と云つて、河越小太郎重房の所へ、お前に預けてお置き申してある若君を急いで前内大臣殿の處までお伴れ申して行くやうにと仰やつてお遣りになつたので、河越は知りあひの人に車を借りて來て、若君をそれにお乘せ申上げる。二人の婦人たちも一緒に乘つて出た。

若君は父を遙に見參らせ給はねば(1)、世にもなつかしげにてぞおはしける。大臣殿、若君を見たまひて、「いかに副將(2)これへ」と宣へば、急ぎ父の御膝の上へぞ參られける。大臣殿、若君の髮掻きなで、涙をはら〳〵と流いて、「これ聞きたまへ各(3)。この子は、母もなきものにてあるぞとよ。この子が母は、これを生むとて、產をば平かにしたりしかども、やがて打ち臥し惱みしが、終にはかなくなるぞとよ。此後如何なる人の腹に公達を設けたまふとも、是をば思し召し捨てずして、わらはがかたみに御覽ぜよ。さし放つて、乳母などの許へも遣すな、といひし事のふびんさよ。朝敵を平げむ時、あの右衛門の督には、大將軍をせさせ、是には副將軍をせさせむずればとて、名を副將とつけたりしかば、斜ならず嬉しげにて、今をかぎりの時までも、名を呼びなどして愛せしが、七日といふに、終

（1）遙に見參らせ給はぬ　久しく見給はればの意である。時間を空間的に言ひ現したのである。

（2）副將　若君のこと。この八歳の大將軍即ち司令官に對して副司令官の事。

（3）各々　後世芝居などで武士の使ふ言葉の「各々方」「何れも方」といふのと同じである。元來では「君たち各自」の意であつたのだが、轉じて「諸君」の意になつた。

にはかなくなつてあるぞとよ。此子を見る度毎には、その事が忘れ難く覺ゆるぞや」とて、泣かれければ、守護の武士どもゝ、皆鎧の袖をぞぬらしける。右衛門の督も泣き給へば、乳母も袖をぞしぼりける。やゝあつて大臣殿「いかに副將、はや疾う歸れ」と宣へども、若君かへり給はず。右衛門の督之を見給ひて、餘に哀に思されければ「副將今宵は疾う歸れ。只今客人(4)の來うずるに、朝は急ぎ參れ」と宣へども、父の御淨衣の袖にひしと取りついて、いなや歸らじとこそ泣かれけれ。かくてはるかに程經れば、日も漸々暮れかゝりぬ。さてしもあるべきことならねば、乳母の女房抱き取つて、終に車に載せ奉る。二人の女房共も、共に乘つてぞ出でにける。大臣殿、若君の御後を遙に御覽じ送つて、日比の戀しさは事の數ならず、とぞ悲み給ひける。この子は、母の遺言のむざんさに、さし放つてめのとなどの許へも遣さず、朝夕御前にて育てたまふ。三歲で初かうぶり(5)して、能宗とぞ名宣らせける。やう〳〵生ひ立ち給ふほどに、みめすがた世に勝れ、心ざま優におはしければ、大臣殿もいとほしう、嬉しきことに思して、されば西海の波の上、船の中までも引き具して、片時も離れ給はず。然るを軍敗れて後は、今日ぞ互に見給ひける。

（4）客人・・マラウドと訓む。稀に來る人。普通でない人。即ち貴人賓客の意である。

（5）うひかうぶり・・・・初冠である。初めて冠をかむること。元服すること。

新釋 若君はお父上と長い間ずッとお會ひにならなかつたから、此の時久しぶりに御對面になつて、如何にも懷しさうにしておいでになつた。前内大臣殿は若君を御覽になつて、「副將、こゝへおいで」と仰やると、若君は急いで父君のお膝の上へ參られた。すると大臣殿は、若君の頭を撫でゝ、涙をハラハラと流しつゝ、「聞いて下さい諸君、此の子には母親もないんですよ。此の子の母親が之を産んだときには、産は安産だつたんですが、それから間もなく煩ひついて到頭死んで了ひました。愈々といふ時に其の女が、『今後どんなお方のお腹に若樣がお出來になつても、此の子だけはどうか見棄てないで、私の形見だと思つて可愛がつて遣つて頂戴。ノケモノ扱ひにして、乳母ァややなんかのところへも遣らないでね』といひましたが、考へると可哀想です。若しか朝敵を征伐に出陣する時には、あの長男の右衞門督には大將軍をさせて、此の子には副將軍をさせるのだからと云つて、副將といふ名を赤ン坊に附けましたら、非常に嬉しさうにして、もう愈々といふ時までも、名前を呼んだりして愛してゐましたが、産後七日目といふ日に到頭亡くなりました。いつでも此の子の顏を見る度每に、其の事が思ひ出されてなァ……」と云つて泣出されたので、監視の武士たちも、皆貰ひ泣の涙で鎧の袖をぬらした。見てゐる右衞門督もお泣きになると、乳母も涙でビッショリになつた袖を絞つた。暫くして大臣殿は「ォイ副將、もう早くお歸り」と仰やつたが、若君は別れを惜んで容易にお歸りにならない。兄の右衞門の督はそれを御覽になつて、あんまり可哀想に思はれたので、「副將今夜は早くお歸り、今にお客が來るだらうから、歸つて、あした又早くおいで」と仰やつたが、若君は父君のお狩衣の袖にシッカリとしがみついて、「いやだい、いやだい、坊は歸らない」と云つて泣叫ばれ

た。そんなこんなで時間がずつとたつたので、其の日もそろそろ暮れかゝつて來た。いつまでさうしてもゐられないから、お乳母役の婦人が無理に抱き取つて、到頭車にお乘せ申した。そして、今一人の女中と一緒に二人がついて乘つて出た。大臣殿は若君の御後姿をいつまでもずッとお見送りになつて、今まで逢はないでゐた間の戀しさは、現在の此の別離の悲みに比べては問題ぢやないと云つてお悲みになつた。此のお子様は、生母の遺言があんまり可哀想だつたので、突放して乳母やなんかの所へも遣らず、朝夕御前でお育てになつた。三つの歳に元服させて能宗と名宣らせられた。段々御成育なさるにつれて、容貌も姿も人並以上に美しく、心だても優雅でいらつしたから、大臣殿も可愛く、嬉しく思召して、それなればこそ、西海の波の上、船の中までも引つれて行つて、暫くの間も側をお離しにならなかつた。それだのに平軍が壇の浦で敗衄してからは、別々に引離されてお了ひになつて、今日初めてお互に顔を御覽になつたのであつた。

重房(1)判官に申しけるは、「抑も若君(2)をば、何と御計らひ候ふやらむ」と申しければ、「鎌倉まで具足し奉るに及ばず。汝是にてともかうも相計らへ」と宣へば、重房宿所に歸つて、二人の女房共にいひけるは、「大臣殿は、明日關東へ下向候ふ。重房も御供に罷り下り候ふ間、若君をば京都に留め置き、緒方の三郎維義が手へ渡し參らせ候ふべし。疾う〳〵召され候へ」とて、御車を寄せたりければ、若君は、又先のやうに父の御許へかと、嬉しげに思したるこそいとほしけれ。二

(1)重房・前田の河越小太郎重房。
(2)若君。右に「八歳の童」又は「副將」とあつた平能宗のこと。

（３）引きそばめ　刀を自分の側へ引きよせること。將に斬らんとする時の姿勢。

人の女房も、一つ車に乘つてぞ出でにける。六條を東へ、川原まで遣つて行く乳母の女房、あはれ是は怪しきものかなと、肝魂を消して思ふ所に、やゝあつて、兵ども五六十騎が程、川原中へ打つて出でたり。やがて車を遣り止め、「若君下りさせ給へ」とて、敷皮敷いてすゑ奉る。若君あきれたる御有樣にて、「抑も我をばいづちへ具して行かむとはするぞ」と宣へば、二人の女房ども、とかうの御返事にも及ばず、聲をばかりにをめき叫ぶ。重房が郎等、太刀を引きそばめ（３）、左の方より若君の御後に立ち廻り、既に斬り奉らむとしけるを、若君見つけ給ひて、いく程遁るべき事のやうに、急ぎて乳母の懷の中へぞ逃げ入らせ給ひける。二人の女房ども、若君を抱き奉つて、只我々を失ひ給へとて、天に仰ぎ地に俯して、泣き悲めども甲斐ぞなき。ややあつて、重房、涙をおさへて申しけるは、「今は如何にも叶はせ給ふべからず」とて、急ぎ乳母の懷の中より、若君引き出し參らせ、腰の刀にて押し伏せて、終に頸をぞ掻いてける。首をば判官に見せむとて、取つて行く。二人の女房ども、かちはだしにて追ひつき、「何か苦しう候ふべき、御首をば賜はつて、御孝養し參らせ候はむ」と申しければ、判官なさけある人にて、「尤も然るべし、疾う／＼」とて賜びにけり。二人の女房ども斜ならずに悦び、是を取つて懷に引き入れて、泣く／＼京の方へ歸るとぞ見え

（4）桂川　大堰川の下流のこと。嵐山の下を過ぎた頃から、紀伊郡に入つて賀茂川と合流するまでの名である。

し。其後五六日して、桂川(4)に女房二人身を投げたり、といふ事ありけり。一人、をさなき人の首を懐に入れて沈みたりしは、此若君の乳母の女房にてぞありける。今一人、むくろを抱いて沈みたりしは、介錯の女房なり。乳母が思ひきるはせめていかゞせむ。介錯の女房さへ、身を投げけるこそ哀なれ。

新釋 其の後に重房が判官に申したには、「全體、あの若君をどういふ風に御處置なさるのですか」とさう申上げると、判官は、「鎌倉までお伴れ申上げるには及ばない。お前が此の京都で、どうとも處置をつけろ」と仰やつたので、重房は自宅へ歸つて、能宗についてゐる二人の女中たちに云つたには、「内大臣殿は、明日關東へ下られます。就ては此の重房もお供をして行きますから、若君は京都へお殘し申して置いて、緒方の三郎維義の手へお引渡し申す事とします。どうか早々これへお召し下さい」とさう云つて、お車を引寄せると若君は、又さつきのやうに、父君の所へ伴れて行つてくれるのかと、嬉しさうにしていらつしやるのが、お可哀想であつた。二人の女中たちも其の車へ乘つて出た。車は三人を乘せると六條通りを眞直に來て、河原の方へ進んで行く。お乳母役の女中はそれに氣がついて、あゝこれは樣子がおかしいぞと、ヒヤヒヤしてゐると、暫くして兵士たちが約五六十騎、河原の中へ打つて出た。そして直ぐ車の行進を停止して、「若君お下りなさい」と云つて、敷皮を敷いてお坐らせ申した。若君は意外の事に茫然たる御樣子で、「一體、坊を何處へ伴れて行くの？」と仰やると、二人の女中たちは、何とお返事も申上げないで、聲のあるだけを出して泣叫んだ。其のうちに重房の家來が太刀を自分の身體へ引きつけて、左の

方から若君の御後へ廻り、今にもお斬り申さうとしたのを、若君はお見つけになつて、さうすれば幾分かでも遁れられる可能性がありでもするやうに、急いで乳母の懐の中へお逃込みになつた。二人の女中たちは、若君をピッタリとお抱きしめ申して、「若様よりも私たちを殺して」と、天を仰ぎ地にうつぶして泣き悲んだが、それは無効であつた。暫くして重房は、流れ落ちる涙を押さへて申したには、「もう斯うなつてはお命乞ひはかなひますまい」とさう云つて、急いで乳母の懐の中から若君をお引出し申し、腰の刀で押し伏せて到頭首を切つた。そして首を判官の實検に供するのだと云つて取つて行つた。二人の女中等が、ハダシで、あとから追ひついて行つて、「別にお差支はございますまいから、お首を戴いて參つて、お供養を致したうございます」と申すと、判官は同情心のある人で、「至極よからう、さアさア早く持つておいで」と云つてお下げになつた。二人の女中たちは非常に喜んで、それを受け取つて懐へ引入れて　涙ながらに京都市の方向へ歸つて行つたやうであつたが、其後五六日たつて、桂川に二人の美人が投身して死んでゐたと云ふ事件があつた。其の中で　一人、小さい子供の首を懐に入れて沈んでゐたのは、此の若君のお乳母役の女中であつた。それから今一人、胴の方を抱いて沈んでゐたのは附添の女中である。乳母として死を決したのは、思ひつめた感情の切迫した結果として止むを得ないが、附添の女中までも身を投げたのは可哀想である。

一六、腰越

元暦二年五月七日の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子ぐそくし奉つて、既に都を立ち給ふ。粟田口にもかゝり給へば、大内山(1)は雲井の外に隔たりぬ。關の清水(2)を見給ひて、大臣殿泣く〳〵詠じ給ひけり。

都をば今日をかぎりの關水にまたあふ坂のかげやうつさむ

道すがらも心細げにおはしければ、判官なさけある人にて、やう〳〵に慰め奉り給ふ。大臣殿、「あはれ、如何にもして今度の命を助けてたべ」とぞ宣ひける。判官、「さ候へばとて、御命失ひ奉るまではよも候はじ。たとひ然候ふとも、義經かくて候へば、今度の勳功の賞に申し替へて、御命ばかりをば助け奉らむ。さりながらも、遠き國。遙の島へも移しぞ遣り參らせむずらむ」と申されたりければ、大臣殿、「假令蝦夷が千島(3)なりとも、命だにあらば」と宣ひけるこそ口惜しけれ。

(1)大内山。 大内山 大内裏即ち皇宮を山に擬したのである。

(2)關の清水。 逢坂山の關の側にあつたといふ清水。續後拾遺集、大僧正實超の歌にも、「袖ぬれし關の清水の俤も越えて忘れぬ相坂の關」とある。

(3)蝦夷が千島。 蝦夷でも千島でも蝦夷の意。此の時は既に北海道及び千島列島の知識が相當にあつたのである。

新釋 元暦二年の五月七日の日に、九郎大夫の判官義經は、前内大臣殿御親子をおつれ申

して、最早京都を御出立になる。粟田口へおかゝりになると、もう皇居は空のあなたに遠ざかつて視界を脫して了つた。逢坂の關の附近にある有名な清水を御覽になつて、前內大臣殿は淚ながらに次のやうな歌をお詠みになつた。

　　都をば今日を限りの關水に又あふ坂のかげやうつさむ

道々でも心細さうにしておいでになつたので、判官は同情深い人だから、色々とお慰め申される。大臣殿は「あゝどうかして、今度の命はお助け下さい」と仰やつた。判官は聞いて「いくら何だからと云つて、まさかお命を取るまでの事はございますまい。たとひ又、そんな事がありましても、斯うして義經がおつき申してゐる以上、今度の勳功の褒美代りに何とか兄に賴んで、お命だけはお助け申しませう。しかし遠國か、遙に都を隔たつた離れ島へお遷し申上げる位の事はあるでせう」と申されると、大臣殿は「たとひ蝦夷が千島でも、命さへあつたら」と仰やつたのは、口惜しい程の卑怯さであつた。

研究 義經が前內府父子をつれて五月七日に出京したことは、「東鑑」の記事とも符合するから、確な事實と見てよいが、其の同じ七日の日には、義經の使者龜井六郞が鎌倉に着いて、義經に於ては惡心がない由を大江廣元に就いて具陳して、起請文を提出してゐる。此の時分、京都から鎌倉までの旅行には早くて三日乃至七日を要したのであるから、右の日取で見ると、義經は宗盛父子と共に京都を出た日以前から、早く既に兄賴朝の不快感を熟知してゐたのである。護送する監視者と、護送せらるゝ囚虜と、共に其の前途は暗かつたのである。此の一節は、其の事を腦裡に置いて讀むと、一層の悲愁を感ぜさせられる。

日數經れば、同じき二十三日(1)、判官鎌倉へ下り着き給ふべきよし聞えしかば、

(1)二十三日　東鑑には、十五日に酒勾驛について、十六日には鎌倉へ入つたとある。

(2)梶原平三景時云々
東鑑四月二十一日の條に據ると、景時は戰後判官が「類ニ一身ノ功ノ由ヲ存ゼラルト雖モ、偏ニ多勢ノ合力ニ依ル」のであるとし、然るに「判官殿ノ形勢ハ殆ド舊來ノ儀ニ超過」するとして、所謂る「延尉不義ノ事」を急使を以て訴へた書面をよこしてゐる。

(3)すゝどし。「鋭し」の音便。前出。

梶原平三景時(2)、判官に先立つて、鎌倉殿へ申しけるは、「今は日本國殘る所もなう從ひ附き奉つて候ふ。さは候へども、御弟九郎大夫の判官殿こそ、終の御敵とは見えさせ給ひて候へ。その故は「一を以て萬を察す」とて、「一谷を上の山より落さずば、東西の木戸口破れがたし、されば生捕をも死にどりをも、先づ義經にこそ見すべきに、物の用にも合ひたまはぬ蒲殿の見參に入るべきやうやある、本三位の中將殿を、急ぎ是へ賜び候へ、たばずば義經參つて賜はらむとて、既に事出で來らむとし候ひしをも、景時が善く計らひて、土肥に心を合はせて、本三位中將殿を、土肥次郎實平が許に預け置き奉つて後こそ、代は靜まつて候へ」と申しければ、鎌倉殿大に打ちうなづいて、「九郎が今日こゝへ入るなる。各用意し給へ」と宣へば、大名小名馳せ集まつて、鎌倉殿は程なく數千騎にこそなり給へ。鎌倉殿は軍兵七重八重にすゑ置き、わが身はその中に在しながら、「九郎はすゝどき(3)男なれば、此の疊の下よりも這ひ出でむずる者なり。されども頼朝はせらるまじ」とぞ宣ひける。

新釋 其のうちに日數がたつて、同月二十三日には、判官がこゝへ到着されるといふ報道が鎌倉へ到着したので、梶原平三景時は、判官の先を越して、鎌倉殿に申したには、「今では此の日本國はすつかりもうあなた樣に服從致して居ります。しかし御弟君の九郎大夫の

判官殿は、結局敵におなりになるお方だとお見受け申します。それは一事が萬事です」とさう云つて「先年一ノ谷の戰爭の時にも、判官殿は『俺が一ノ谷を上の山から乘落さなかつたら、東の木戸も西の木戸も破れはしなかつたのだ。だから捕虜でも死首でも一番先に義經に見せるのが本當だ。それだのに俺を差置いて物の役にもお立ちにならぬ蒲殿なんかにお見せ申すつて事があるものか、本三位の中將殿を早速こちらへお引渡し願ひたい。お渡し下さらねば義經が頂戴に參る」とお云ひ出しになつて、すんでの事に間違ひが起る所だつたのを、此の景時が中に立つて うまく計らつて、土肥と云ひ合はせて、本三位の中將殿を土肥ノ次郎實平の手もとへ預けてお置き申す事にして、それでやつと無事にすんだのです」と申すと、鎌倉殿はウンと大きく一つうなづいて見せて「九郎が今日こゝへ來る筈だ、みんな兵の用意をしろ」と仰やつたので、大名や小名が方々から馳け寄つて來て、鎌倉殿は間もなく數千騎の兵力に成られた。鎌倉殿は、さうして軍兵に自分の周圍を七重にも八重にも取卷かせて、自分は其の中央にいらつしやり乍ら「九郎は鋭い男だから、此の疊の下からでも這出して來かねない奴だ。しかし此の頼朝は、そんな事はさせない」と仰やつた。

（1）金洗澤　鎌倉の海濱稻村ケ岬附近、行合川を越えて腰越に到るまでの海岸地方。行合川の河口は即ち金洗澤の濱で、頼朝が江の島からの歸りに此地を通

金洗澤(1)に關すゑて、大臣殿父子請けとり奉(2)つて、それより判官をば腰越(3)へ追ひ返さる。判官「こは然れば何事ぞや。去年の春、木曾義仲を追討せしより以來、今年の春、平家を悉く亡ぼし果てゝ、內侍所・璽の御箱、事故なう都へ返し入れ奉り、あまつさへ大將軍大臣殿父子生捕にして是まで下りたらむ

には、假令如何なる不思議ありとも、一度はなどか對面なからむ。凡九國の總追捕使にも補せられ、山陰・山陽・南海道、いづれなりとも預けられ、一方の御固にもなされむずるか、とこそ思ひたれば、然は無くして、纔に伊豫の國ばかり知行(4)すべき由宣ひて、鎌倉中へだに入れられず(3)して、腰越へ追ひ上せられしことはいかに。凡日本國中を靜むることは、義仲・義經がしわざにあらずや。譬へば同じ父が子にて、先に生るゝを兄とし、後に生るゝを弟とするばかりなり、天下を知らむに、誰かは知らざらむ。讒する所を知らず」と、つぶやかれけれどもかひぞなき。判官泣く一通の狀を書いて、廣元の許へ遣さる。其狀にいはく「源の義經恐れながら言し上げ候ふ意趣は、御代官の其一に撰ばれ、勅宣の御使として朝敵を傾け、會稽の耻辱を雪ぐ。勳賞を行はるべき處に、思の外に虎口の讒言(2)に依りて、莫大の勳功を默せられ、義經犯すこと無うして科を蒙る。功ありて過なしと雖も、御勘氣を蒙るの間、空しく紅涙に沈む。倩(3)事の意を案ずるに、良藥口に苦く、忠言耳に逆ふ。先言なり。是に依つて、讒者の實否を糺されず、鎌倉中に入れられざる間、素意を述ぶるに能はず、徒に數日をおくる。此の時に當つて、永く溫顏を拜したてまつらず、骨肉(2)同胞の義既に絕え、宿運きはめて空しきに似たるか、將また先世の業因の(3)感ずるか。悲しきか

につた旨の記事が「東鑑」に出てゐる。

（2）大臣殿父子うけとり奉る　東鑑によると前内府迎取の爲に北條時政が武者所宗親、工藤小次郎行光をつれて十五日に鎌倉を出立、酒勾に赴いてゐる。

（3）腰越　神奈川縣鎌倉郡腰越津村大字腰越をいふ。片瀬から東南に當つてゐる。鎌倉と大磯との中間驛として榮えた。

（4）伊豫の國ばかり知行　義經が伊豫守に任ぜられたのは此の事件より後、即ち八月十六日の事である。これは頼朝が四月に泰經卿まで内意を傳へて執奏を乞ふて置いたのが御裁可になつたので、此の發表がある時には既に義經と不和となつた後であつたが今更申し止める事も出來ないので偏に勅詮に任せ奉つたのである。

な此條、故亡父の尊靈再誕し給はずんば、誰人か愚意の悲歎を申しひらかむ。何れの人か哀憐を垂れむや。事新しき申狀、述懷に似たりといへども、義經身體髮膚⑨を父母に受け、幾ばくの時節を經ずして、故頭殿⑩御他界⑪の間、孤となつて母の懷の中に抱かれ、大和の國宇多の郡⑫に赴きし自り以來、一日片時も安堵⑬の思に住せず、甲斐なき命を存ふといへども、京都の經廻難治⑭の間、躬を在々所々に隱し、邊土遠國をすみかと爲て、土民・百姓どもに服仕⑮せらる。然れども交契⑯忽に順熟して、平家の一族追討のために上洛せしむる手合せに、先づ木曾義仲を誅戮の後、平家を攻め傾けむがために、或時は峨々たる岩石に駿馬に鞭うつて、敵の爲めに命を亡ぼさむことを顧みず、或時は漫々たる大海に風波の難を凌ぎ、身を海底に沈めむことを痛まずして、骸を鯨鯢の鰓に懸く。加之甲冑を枕とし、弓箭を業とするの本意、併しながら亡魂の憤を休め奉り、年來の宿望を遂げむと欲するの外は他事なし。剩へ義經五位の尉に補任の條、當家の重職⑰何事かこれに如かむ。然りといへども、今憂深く歎切なり。佛神の御助にあらざる自りは、いかでか愁訴を達せむ。これに依つて、諸寺諸社の牛王寶印の裏⑱を以て、全く野心⑲を挾まざる旨、日本國中の大小の神祇、冥道を請じ驚かし奉つて、數通の起請文を書き進ずと雖

(5)鎌倉中へだに入れられず　東鑑によると、此年五月十五日、義經が景光を使者として、明十六日參入の由を云はせると、前述の如く宗盛父子は、北條が受取りに來て、義經に於ては「左右無ク鎌倉ニ參ルベカラズ、暫ク其邊ニ逗留シ召ニ隨フ可キノ由」を小山七郎朝光を使として傳へしめてゐる。

(6)虎口の讒言　讒言の恐ろしさを虎にたとへたのであらう。

(7)骨肉　親族。しんみ。

(8)ごふ因の　業因の意である。此の當時は名詞の後に續くをを特にのと發音したのである。

(9)身體髮膚　「身體髮膚ハ之ヲ父母ニ受ク敢テ毀傷セザルハ孝ノ始

也」孝經の開宗明義にある句。

(10)頭殿　故左馬頭義朝、即ち義經等の父。

(11)他界　死去さいふにおなじ。あの世、現世さ異る他の世界。

(12)大和の國宇多ノ郡　大和の龍門の里へ潜伏した事をいふ。龍門は奈良縣宇陀郡の西南境にある龍門岳の南麓にある村で、村さしては吉野郡に屬する。今上龍門、中龍門にわかれてゐる。昔の龍門莊で義經が幼時母常磐さ此地に隱れてゐた事は平治物語に出てゐる。

(13)安堵　堵は墻さ同じである。人々が墻內即ち其居住地域內にあつて何等の不安定も動搖をも感じないこさが即ち安堵である。

(14)京都の經廻難治　京都邊に立廻ること困難であるとの意。

(15)ぶくじ　服仕、服從して奉仕するこさ。

も、猶以て御宥免無し。夫れ吾國は神國なり、神は非禮を享けたまふべからず。憑む所他にあらず、偏に貴殿廣大の慈悲を仰ぎ、便宜を窺ひ、高聞に達せしめ、秘計を廻らして、誤無き旨を宥められ、放免に預らば、積善の餘慶家門に及び、榮花永く子孫に傳へ、仍つて年來の愁眉を開き、一期の安寧を得む。書紙に盡くさず、併しながら、省略せしめ候ひ畢んぬ。義經恐惶謹言。元暦二年六月五日の日、源の義經進上、因幡の守(22)の殿へ」とぞ書かれたる。

新釋　金洗澤に臨時の關門を設置して、前內大臣殿御親子をお受取り申して、其處から判官を腰越まで追返される。判官は意外の命令に接して、「これはまア何といふ事だ。去年の春に木曾義仲を討伐して以來、今年の春には又、平家を滅して、內侍所の神鏡や、神璽を納めた御箱を、無事に京都へ御返納申上げ、おまけに敵軍の司令官たる前內大臣殿父子を生擒して、こゝまだ下つて來た以上、よしどんな不都合な行爲があるにしても、一度は逢はないといふ法がどうしてあらう。先づ雜と積つても九州の總追捕使位には補せられ、山陰道か山陽道、南海道の中で、どれかの統治を委任せられ、一方の警備として信認して下さることかと思つてゐたら、さうではなくつて、たつた伊豫一國を知行しろと仰やつたゞけで、鎌倉の市中へさへ入れても貰へず、腰越へ追ひ上されたといふのはどうした事だ。大體日本國中の兵亂を鎭定したのは、義仲と此の義經との功ぢやないか。大將軍だなんて云つたつて、早い話が同じ父親の子で、先に生れたから兄、あとから生れたから弟といふだ

けの遊びだ。天下を治める位の事は誰にだつて出來る。俺はあやまる事はない」とブツブツ云はれたが、どう仕樣もなかつた。判官は涙ながらに一通の手紙を書いて、大江の廣元の所へ遣られた。其の文面には「源義經乍恐言上候意趣者、被選御代官其一、爲勅宣之御使、傾朝敵、雪會稽恥辱。可被行勳賞處、思外依虎口讒言、被默莫大勳功、義經無犯而蒙科、雖有功而無誤、蒙御勘氣間、空沈紅涙。倩案事意、良藥苦口、忠言逆耳、先言也。因是不被正讒者實否、不被入鎌倉中間、不能述素意、徒送數日。當此時永不奉拜恩顏、骨肉同胞義已絕、宿運極似空乎、將亦感先世業因乎。悲哉此條、故亡父尊靈不再誕、誰人申披愚意悲歎、何人垂哀憐乎。事新申狀、雖似述懷、義經身體髮膚受父母、不經幾時節、故頭殿御他界間、爲孤被抱母懷中、自赴大和國宇多郡以來、未住一日片時安堵思、雖存無甲斐命、京都經廻難治間、隱身於在在所所、爲栖邊土遠國、被服仕土民百姓等。然交契忽純熟、爲平家一族追討令上洛、手合先誅戮木曾義仲後、爲傾平家、或時峨峨巖石鞭駿馬、爲敵不顧亡命。或時漫々大海凌風波難、不痛沈身海底、懸骸於鯨鯢腮。加之枕甲冑、業弓箭本意併奉休亡魂憤、欲遂年來宿望外無他事。剩義經補任五位尉條、當家重職、何事若是。雖然今憂深歎切也。自非佛神御助外、爭達愁訴。依之以諸寺諸社牛王寶印裏、全不挾野心旨、奉請驚日本國中大小神祇冥道、雖書進數通起請文、猶以無宥免。夫吾國神國也。神者不享非禮。所憑非他、偏仰貴殿廣大慈悲。窺便宜、令達高聞、回秘計、被有無誤旨、預芳免、積善餘慶及家門、榮花永傳子孫。仍開年來愁眉、得一期安榮。不盡書紙、併令省略候畢。義經恐惶謹言。

(16)突契・・ここでは頼朝との兄弟仲。
(17)鯨鯢・・鯨は雄のクジラ、鯢は雌のクジラである。
(18)ちようしよく・・重職である。
(19)牛王寶印の裏・・昔から熊野社で出した神符で元來は災禍を拂攘するマジカル・パワーのシンボライズであつたが、後には、その裏に神佛の名を書いて契約の眞實性を證する料紙とした。寶印は尊重すべき印符の意味。
(20)野心・・野獸的な心の意。左傳に「諺ニ曰ク狼子野心」とある。
(21)みやうだう・・冥途にゐられる所の冥佛たち。
(22)因幡守・・前因幡守大江廣元のこと。

元暦二年六月五日

源　義　經

進上　因　幡　守　殿

と書かれてあつた。

（1）おはしける所。頼朝の居室。

（2）比企の藤四郎義員、武藏國比企の豪族で、藤氏の出である。比企氏は小碓尊二十餘代の後裔と云はれ、古來、今の比企郡地方に雄を稱した一族である。姨が頼朝の鞠養者であつたため、甚だ重んぜられ、鎌倉開府の後は邸を幕府の附近に賜うた。今の比企谷は其の遺地である。

一七、大臣殿誅罰

さる程に、鎌倉殿大臣殿に對面あり。おはしける所⑴庭を一つ隔てゝ、向なる屋にすゑ奉り。簾の中より見出し給ひて、比企の藤四郎能員⑵を以て申されけるは、「抑も平家を、頼朝が私の敵とはゆめ／＼思ひ奉らず。その故は故入道相國の御赦され候はずば、頼朝いかでか助かるべき。さてこそ二十餘年まで罷り過ぎ候ひしか。されども朝敵とならせ給ひて後は、急ぎ追討すべき由の院宣を賜はつて候へば、さのみ王地にはらまれて、詔命を背くべきにもあらねば、是へ迎へ奉つたり。さりながらも、かやうに御見參に入り候ひぬることこそ、返す返すも本意に候へ」とぞ申されける。能員、此の事を申さむとて、大臣殿の御前へ參つたりければ、居直り畏まり給ふぞ口惜しき。諸國の大名小名、多う並み居たりける中に、京の者幾らもあり、又平家の家人たりし者もあり。皆つまはじきをして、「あないとほし、あの御心でこそ、かゝる御目にもあはせ給へ。居直り畏まり給ひたればとて、今更御命の助かり給ふべきか。西國にて如何にもなり給ふべき人の、生きながら捕はれて、是まで下り給ふも理かな」といひければ、

實にもと申す人もあり、又涙を流す者も多かりけり。其中に或人の申しけるは、「猛虎深山(3)に在る時は、百獸震ひ恐づ、檻穽の中にある時は、尾を搖つて食を索むとて、猛き虎の深山にある時は、百の獸恐ぢ懼るといへども　捕つて檻の中にこめられて後は、尾を掉つて人に向ふらむやうに、如何に猛き大將軍も、運盡き、斯くなつて後は、心變はるならひなれば、此大臣殿もさこそおはすにや」と申す人々もありけるとかや。

新釋　其のうちに鎌倉殿が、前内大臣殿に對面せられることゝなつた。鎌倉殿の御座所の前庭を一つ隔てた向ふ側の對屋に、前内大臣殿をお置き申し、鎌倉殿は簾の中から透かして御覽になつて、比企の藤四郎能員を執次として申されたには、「全體私は平家を一家の私敵だとは決してお思ひ申してゐません。其のわけは、亡くなられた入道相國が、お赦し下さらなかつたら、此の頼朝がどうして命助かることが出來ましたらう、其の後今日まで二十年餘りも過ごして來たのは、畢竟あの時にお助け下さつたればこそです。しかし朝敵に成られてからは、急いで征討するやうにといふ院宣を戴いたものですから、假にも皇室の御領土に生れた者として、勅命に違背するわけには行きませんから、到頭こゝへお迎へ申すやうなことになりました。しかし斯うしてお目にかゝる機會を得ましたのは、私の滿足とする所です」と申された。それで能員は、此の詞をお傳へ申さうとして、前内大臣殿の御前へ參つたところが、前内大臣殿はあわてゝ坐り直して敬意を表されたのは、見てゐても口惜しい卑怯さであつた。其の場には諸國の大名や小名が大勢並んでゐた中に、京都の者も

(3)猛虎深山云々　司馬遷が任安に報ずる書に「猛虎在深山、百獸震恐。及在檻穽之中、搖尾求食。積威約之漸也」とある。文選四十一に出てゐる。

幾らもゐたし、又、平家の家臣だつた者もゐたが、皆爪はぢきをして、「あゝお可哀想にあんなお心でいらつしやればこそこんな目にもお逢ひになるのだ。坐り直つて畏まられたから云て、今更お命がお助かりになるものか。元來が西國でどうなりとも御自決なさるべき筈のお方が、生きながらノメノメと捕虜になつてこんな所までお下りになつたのも、これで見ると尤もだなア」と云ふと、中には「本當だれ」と申す人もあり、又憐んで涙を流す者も多かつた。其の中で或る人が申したには、「猛虎深山に在れば百獸震恐す、檻穽の中に在るに及んで尾を搖かして食を求む、とか云つて、猛虎が深い山奥に自然の生活をしてゐる時には、凡ての獸が恐ろしがる程のえらい勢ひだが、人に捕られて檻の中に押籠められて了ふと、カラ意氣地がなくなつて、人が其前を歩くと尾をふつて出て來るやうに、どんなに勇猛な大將でも、運が盡きて、こんな境遇になつて了ふと、心持の變るのが一般だから、此の大臣殿もさうなのかも知れない」と申す人々もあつたとかいふ事である。

研究　賴朝が捕虜としての宗盛に會つた時の事は、少し說明を要する。前に本三位中將が鎌倉へ來た時には、賴朝は之を遇するに一種の響禮を以てした。其の先例に從ふとすれば勿論前內大臣たる宗盛にも前官相當の禮を盡して面謁すべきであつたが、議の席上で正面から之に反對を唱へたのは大江廣元で、今度は⑾例を追ふべきではない、第一に主君賴朝は今や二位の高官である、そして宗盛は朝敵となつたが故に官位を褫奪された無位の囚虜である。漫に御對面あるのは輕忽であらうと云つた。それで結局宗盛には淨衣立烏帽子を着させて　西侍の障子の邊まで出させ、それを賴朝は簾中から見ることゝなつたのである。しかも宗盛が此の屈辱的會見に於て、卑屈の態度を示したことは、此の物語の記述以

上であつたらしく、東鑑には、比企四郎能員が内府の前に蹲踞して賴朝の述べた仔細を傳へた所「内府座ヲ動キ、頻ニ諂諛ノ氣有リ」といふ有樣で、なほ「只露命ヲ救ハシメ給ハヾ、出家ヲ遂ゲ、佛道ヲ求メム」と述べた。それで之を觀てゐた者は、苟くも將軍四代の孫、相國第二の息として武勇の家を嗣いだものなら「武威ヲ憚ル可カラズ、官位ヲ恐ルベカラズ、何ゾ能員ニ對シテ禮節有ル可ケンヤ、死罪更ニ靦ニ優ラルベキニ非ザル歟」として爪彈きしたと記してゐる。

(1) 鎌倉殿用ゐ給はず　義經が大江廣元に託した陳情書を、廣元は御前に披露したが、「敢テ分明ノ仰無ク、追ッテ左右有ル可キノ由云々」と東鑑にある。

(2) 尾張の國内海　知多半島の南端にある港町である。義朝が長田忠致に殺されたところである。

(3) 頸の損ぜぬやうに云々　切つた首を實檢の目的で、京都へ持つ

判官樣々に陳じ申されけれども、景時が讒言の上は、鎌倉殿更に用ゐ給はず。(1)大臣殿父子具し奉つて、急ぎ上り給ふべき由宣ふ間、六月九日の日、又大臣殿父子受け取り奉つて、都へ歸り上られけり。大臣殿は、斯樣に一日も日數の延ぶる事を嬉しき事に思しけるこそいとほしけれ。道すがらも、こゝにてや〳〵と思はれけれども、國々宿々打ち過ぎ〳〵通りぬ。尾張の國内海(2)といふ所あり。是は一年故左馬頭義朝が誅せられし所なれば、こゝにてぞ一定斬られむずらむと思はれけれども、そこをも終に過ぎしかば、さては我命の助からむずるにこそと思しけるこそはかなけれ。右衞門督は、さは思ひ給はず。かやうに暑き比なれば頸の損ぜぬやう(3)に計らひて、都近くなつてこそ斬らせむずらめと思はれけれども、父の餘に歎き給ふがいたはしさに、さは申されず、偏に念佛をのみぞ勸め申されけ

て行くまでに暑熱の爲に腐敗せぬやう、京都近くで斬るのであらうとの意。奥州で戦死した義經の首の如きは遠路輸送中の腐敗を恐れて美酒即ち酒精中に浸漬して送つたと傳へられてゐる。

る。

新釋　判官は段々陳辯されたが、既に先だつて景時の讒言があつた以上、鎌倉殿は少しも御聽容にならないで、大臣殿御親子をおつれ申して、至急上洛しろと仰やるので、仕方なく六月九日の日に、又大臣殿御親子をお受取申して、京都へ歸り上られた。内大臣殿は、こんなにして一日でも餘計に命が延びるのを嬉しい事に思はれた。考へて見れば可哀想なものである。途中でも、こゝで殺されるか、こゝで殺されるかと冷々されたが、何事もなく國々の宿驛を通り過ぎた。尾張の國に内海といふ所がある。此處は先年、故左馬の頭義朝が殺されたところであるから、こゝできつと首を打たれるのだらうと思はれたが、其處も又到頭通り過ぎて了つたので、それでは俺の命は助かるのだナと思召したのは儚い望であつた。御子の右衛門の督は、さうはお思ひにならなかつた。こんな暑い時分だから、斬つた首が腐らないやうにと考へて、京都の近くへ來て斬るのだらうとお悟りになつたが、其の事を明らさまに申しては、父君が又あんまりお嘆きになるだらうとそれがお氣の毒さに、さうとは打明けて申されず、只もうお念佛の事ばかりをお勸めになつた。

(1)二十三日篠原の宿　東鑑によると、義經が篠原宿に着いたのは元暦二年六月廿一日の午前六時である。
(2)三日路　約三日行程。
(3)大原の本性坊たん

同じき二十三日、近江の國篠原の宿に着き(1)給ふ。昨日までは、父子一つ所におはせしかども、今朝より引き分かつて別の所にすゑ奉る。判官情ある人にて、三日路(2)より人を先立てゝ、善知識のためにとて、大原の本性房たんがう(3)と申す聖を、請じ下されたり。大臣殿善知識の聖に向つて宣ひけるは、「さても右衛門の督は、いづくに候ふやらむ。假令首をこそ刎ねらるゝとも、軀は一つ席に

伏さむとこそ思ひしに、生きながら別れぬることとこそ悲しけれ。此の十七年が間一日片時も離れず、今度西國にて如何にもなるべかりし身の、生きながら捕はれて、京鎌倉に耻を暴すも、偏にあの右衛門の督故なり」とて、泣かれければ、聖も哀に思はれけれども、我さへ心弱うては適はじ、とや思はれけむ、涙押し拭ひ、さらぬ體にもてなし、「あはれ貴きも賤しきも、恩愛の道は思ひ切られぬことにて候へば、實にさこそは思し召され候ふらめ。生を受けさせ給ひてより此のかた、樂榮、昔も類候はず。一天の君の御外戚、丞相の位に到らせ給へば、今生の御榮花、一事も殘る所ましまさず。今又かゝる御目にあひ給ふ御事も、先世の宿業なれば、世をも、人をも、神をも、佛をも、怨み思し召すべからず。大梵王宮の深禪定の樂(4)、思へばほどなし。況やでんくわう朝露の下界の命に於てをや。忉利天の億千歳只夢の如し。三十九年(5)を過ぎさせ給ひけむも、僅に一時の間なり。誰か嘗めたりし不老不死の藥、誰か保ちたりけむ東父・西母(6)が命、秦の始皇の驕奢を極め給ひしも、終には驪山の塚にうづもれ、漢の武帝の命を惜み給ひけむも、空しく杜陵の苔に朽ちにき。生あるものは必ず滅す、釋尊未栴檀の烟(7)を免れ給はず。樂盡きて悲來たる。天人も猶五衰の日にあへりとこそ承れ。されば佛は、我心自空・(8)罪福無主・觀心無心・法不住法とて、善も惡も空なりと觀ずる

がう大原の本性上人湛豪である。

(4)**大梵王宮の深禪定の樂** 初禪天の第一位にある大梵天王は、甚深微妙の禪定に入つて悅樂するといふが、惠心僧都の往生要集には忉利天上億千歳の樂みも、大梵王宮深禪定の樂みも、未だ樂みと爲すに足らぬ由を說いてゐる。

(5)**三十九年** 宗盛は

が、正しく佛の御心に相適ふ事にて候ふなり。如何なれば、彌陀如來は、五劫が間思惟して、發し難き願を發しましますに、如何なる我等なれば、億々萬劫が間生死に輪廻して、寶の山(9)に入つて手を空しうせむ事、怨の中の怨、愚なるが中の口惜しきことにては候はずや。今はゆめ〳〵餘念を思し召すべからず」とて、戒保たせ奉り、頻に念佛を勸め奉れば、大臣殿も然るべき善知識と思し召し、忽に妄念を飜し、西に向ひて手を合せ、高聲に念佛し給ふ所に、橘右馬允公長(10)、太刀を引きそばめ、左の方より大臣殿の御後に立ち廻り、既に斬り奉らむとしければ、大臣殿念佛を止めて、「右衞門の督も、既にか」と、宣ひけるこそ哀なれ。公長後へ寄るかと見えしかば、首は前へぞ落ちにける。善知識の聖も、涙に咽び、猛き武士どもゝ、皆袖をぞぬらしける。この公長と申すは、平家相傳の家人にて、就中新中納言知盛の卿の許に朝夕伺候の侍なり。さこそ世を諂ふ習とはいひながら、無下に情なかりけるものかなとぞ、人皆ざんき(11)しける。

右衞門督にも、父先の如く戒保たせ奉り、念佛勸め申されけり。右衞門の督善知識の聖に向つて宣ひけるは、「さても父の御最後は、如何がまし〳〵候ひつるやらむ」と宣へば、「めでたうまし〳〵候ひつ。御心安う思し召され候へ」と申されければ、右衞門の督、「今はうき世に思ひ置くことなし。さらば斬れ」とて、頸を

壽永二年に於て、三十七歳であつたから、元暦二年には三十九歳である。

(6)東•父•西•母• 東方朔西王母。

(7)栴•檀•の•煙• 釋尊の屍體は香木たる栴檀の木材を燃やして火葬に附したといふ傳說がある。釋尊も栴檀の煙を免れずとは釋尊も死を免れ得ぬことをいふ。

(8)我•心•自•空•云•々• 般若經にある句。自分の心が空虛で、慾心がなければ、何物にも滯るところがないとの意。

(9)寶•の•山• 悟れば悟られる。人間と生れたことの幸福を寶の山に入つた事に譬へたのである。

(10)橘•右•馬•允•公•長• 傳記不明。元は平家の臣。

(11)ざ•ん•き• 慚愧。恥ぢとすること。武士らしくない公長の心を恥ぢるのである。

（12）堀の彌太郎親經　前出。（東鑑には景光）前右衛門督清宗を堀親經が斬つたのは東鑑によると近江の野路村に於てゞある。

を延べてぞ斬らせらる。今度は堀の彌太郎親經(12)斬つてけり。軀をば公長が沙汰として、父子一つ穴にぞ埋みける。是は大臣殿の、餘に罪深う宣ひけるに因つてなり。

新釋　其の二十三日には、近江の國の篠原宿にお着きになる。昨日までは御親子同じ所にいらつしたけども、今朝からは隔離して別の所へお置き申上げる。判官は同情心の深い人なので、約三日行程以前から人を先に使に遣つて、大原の本性房湛豪と云ふ聖僧を京都からお招き寄せになつた。大臣殿は、此の教誨僧に向つて仰やつたには、「それにしても右衛門の督は何處に居りますでせうか。よし首を斬られるにしても、死ぬ時は同じ所で死にたいと思つて居ましたのに、生きてるうちから別れ別れになつたのが悲しうございます。此の十七年が間といふもの、一日はおろか一時間だつてあの子とは離れた事がなかつたので、今度西國で戰敗した時に潔く自決する筈だつたのを、生き乍ら捕虜になつて、京、鎌倉に恥を曝して廻つたのも、只もうあの右衛門の督と別れたくないからでした」とさう云つて泣かれたので、お上人も氣の毒な事だとは思はれたけれども、自分まで氣弱くては成るまいと思はれたものか、涙をソツと拭いて、そ知らぬ風をして「あゝ身分の高下に拘らず、親子の愛情といふものは中々思ひ切られぬものぢやから、實際人の親としてはさう思はれるぢやらう。道理ぢや、道理ぢや。が、しかしあんたは此の世に生れてから、十分に樂みもなされたし、昔から類のない榮達もせられた。何せよ一天萬乘の君の外戚として、大臣の高位にも上られたのぢやから、此の世での榮華はもう絕頂ぢや。

これといふのも畢竟前生からの御果報ぢやが、今度こんな情ない目に逢はれるのも、やつぱり又前世の因果なのぢや。決して社會を怨んだり、人を怨んだり、神や佛を恨まれてはならぬ。此の宇宙での最も深い樂みぢやと云はれる天界大梵王宮の深禪定の樂みでも、考へて見ると幾らのものでもない。まして電光のスパークする瞬間、朝露の蒸發する間にも等しい下界の生物の生命などは、問題にも何にもなつたものぢやない。忉利天上億千歳の樂みだと云つても夢のやうなものぢや。あんたが今までに過ごされた三十九年の生涯も畢竟、僅に一モーメントの事ぢや。不老不死の藥といつても、昔から誰もそれを嘗めたものはない。東方朔は九千歳ぢや西王母は一萬歳ぢやといふが、誰も實際そんな長命をしたものはない。秦の始皇は途方もない驕を極められたが、結局は驪山の塚の下に埋められ、漢の武帝は死ぬのをいやがられたが、やつぱり空しく杜陵の苔と朽ち果てられた。生命を持つて生れた者は必ず死なねばならぬ。お釋迦樣でさへ火葬されねばならなんだ。樂みが盡きたあとから來るものは悲みぢや。天人ですら五衰の日に逢ふたと聞いてゐますわい。さればこそ佛のお言葉にも「我心自空、罪福無主、觀心無心、法不住法」とあつて、善も惡も等しく皆空ぢやと觀念するのが、ピッタリと佛の御心にかなひますのぢや。阿彌陀樣は五劫の間、お考へになつて、外の何者にも起すことの出來ぬ大願をお起しになつたと申すのに、我々が假令どういふわけがあるとしても、億々萬劫といふ長い年月の間、生死の間をグルグル廻りして、折角人間といふ尊い機緣を得て寶の山に入り乍らカラ手で歸るといふのは遺憾の中の遺憾な事、馬鹿々々しいといふ中でも殊に口惜しい事ではありますまいか。もう今となつては決して念佛より外の事をお考へなさるな」と云つて、戒をお授け申し、頻に念佛をお勸め申されると、大臣殿も結構な御敎誨だと思召して、忽ち妄念を飜へ

（1）二十四日大臣父子の首都へ入る　東鑑には「廿三日、前内大臣並右衛門督清宗等ノ首：獄門前ノ樹ニ懸ク」

し、西の方に向いて手を合はせて、聲高くお念佛を申された。すると首切役の橘右馬允公長は、太刀を自分の身體へ引きつけ、左の方から大臣殿の御後へ廻つて、今にもお斬り申さうとしたのが、其時大臣殿が念佛を中止して、「右衛門の督も、もう斬られたか」と仰やつたのは、此の場に臨んでもとお可哀想であつた。公長は忽ち大臣殿の直後へ寄り進んだと見えたが、首は瞬間に前に落ちた。教誨僧の本性上人も涙にむせかへり、勇猛な武士たちも思はず皆涙で袖をぬらした。此の公長といふのは平家代々の家來筋で、平家全盛の時代には中でも新中納言知盛卿の所に毎日のやうに伺候してゐた侍である。時代の權力者に諂ふのは人間通有の弱點であるとはいへ、あんまり情ない奴だと云つて、世間では皆其の精神を恥ぢた。上人は續いて、右衛門督にも又、父の大臣殿と同様に戒をお授け申し念佛をお勸め申された。右衛門の督は、其の時、教誨僧の上人に向つて仰つたには、「それにしても、父上の御最期は、どんなでしたらうか」とさう仰やつたので、上人は「お立派でした、御安心なさい」と申されると、右衛門の督は、「此の上はもう此の世に思ひ置く事はない。それでは早く首を斬れ」と云つて、自分から首をさし延べてお斬らせになつた。今度は堀の彌太郎親經が斬つた。死骸は公長が指圖して、親子一つ穴に埋葬した。これは大臣殿が餘りに罪障深く執念を殘して、一つ所で死にたいと仰やつたからの事である。

同じき二十四日、大臣殿父子の首都へ入る(1)。檢非違使ども、三條川原(2)に出で向つて、是を受けとり、三條を西へ、東の洞院を北へ渡いて、獄門の左の樗の木にぞ懸けられける。昔より三位以上の人の首、大路を渡さるゝ事、異國には其例も

とある。百練抄にも同じく二十三日の條に出てゐる。
（〇二）三條・河原・東獄には「源廷尉ノ家人等、六條河原ニ持向フ。檢非違使大夫尉知康……其所ニ莅ンデ之ヲ請取ル」とある。

やあるらむ、我朝には未先蹤を聞かず。平治にも、信頼の卿は然ばかりの悪行人たりしかば、首をば刎ねられたれども、大路をば渡されず。平家に取つてぞ渡されける。西國より上つては、生きて六條を東へわたされ、東國よりかへつては、死にて三條を西へわたさる。生きての恥、死にての辱、何れも劣らざりけり。

【新譯】其の二十四日に、大臣殿御親子の首が京都へ入つた、檢非違使たちが三條河原へ出て行つてそれを受取つて、三條通りを西へ、東の洞院を北へ曲つて持渡り、獄門の前の左手にある樗の木に懸けられた。古來三位以上の高貴の人の首が大通りを持ち渡られたといふ事は外國ではそんな例があるかも知れないが、我が日本では未だそんな先例を聞いたことがない。平治の亂にも信頼卿は、何しろあれ程の兇惡な行動をした人だつたから、首は勿論刎ねられたが、大通りを持渡りはされなかつた。それを今度平家になつて初めて持渡られたのである。西國から上つて來ては、生きながら六條通を東へ引廻され、東國から歸つて來ては、死首になつて三條通を西へ持渡られた。生きての恥、死んでの屈辱、どちらにも優劣がなかつた。

十二之卷

一、重衡の斬られ

さる程に、本三位の中將重衡の卿をば、狩野の介宗茂に預けられて、去年より伊豆の國におはしけるが、南都の大衆頻に申しければ、さらば遣さるべしとて、源三位入道の孫、伊豆の藏人大夫頼兼(1)に仰せて、遂に奈良へぞ渡されける。今度は都の中へは入れられず、大津より山科通に(2)、醍醐路(3)を經て行けば、日野(4)は近かりけり。

新釋 其の後、本三位の中將重衡卿は、狩野の介宗茂の監視に附せられて、去年から伊豆の國においでになつたが、奈良の衆僧たちが、頻に其の身柄の引渡を要求したので、それでは遣らうといふ事になつて、源三位入道の子に當る伊豆の藏人の大夫頼兼に命令して、到頭奈良へ引渡さしめられた。今度は京都市中へは入れられないで、大津から直ぐ山科經由で、醍醐路を通つて行くと、其處からもう日野は近かつた。

この北の方と申すは、鳥飼の中納言維實(5)の女、五條の大納言邦綱の養子、先帝

(1) 伊豆の藏人大夫頼兼 頼政の子、東鑑には只源藏人大夫頼兼とある。

(2) 大津より山科通りに醍醐路を行く 東海道を大津まで行つて大津の追分を左へ曲り、山科經由で醍醐路を行くといふ意味。これは直に奈良に通ずる街道である。

(3) 醍醐 京都から奈良への街道にある。山城宇治郡の町。朱雀帝の醍醐陵、醍醐寺等が近くにある。

(4) 日野 同じく宇治郡の一村。醍醐から約

の御乳母、大納言の佐の局とぞ申しける。中將、一の谷にて生捕にせられ給ひて後は、先帝に附き參らせておはしけるが、壇の浦にて海に沈み給ひしかば、武士のあらけなき(2)に捕はれて、舊里にかへり、姉の大夫三位(3)に同宿して、日野といふ所にぞまし〳〵ける。三位の中將の露の命、草葉の末にかゝつて、未消え遣り給はぬと聞き給ひて、あはれいかにもして、變らぬ姿を今一度見もし見えばやとは思はれけれども、それも適はねば、唯泣くより外の慰なくて、明かし暮らし給ひけり。

通釋　此の重衡卿の夫人と申すのは、鳥飼の中納言維實卿の令嬢で、後に五條の大納言邦綱卿の養女になられたお方で、先帝安德天皇の御乳の人となられて、大納言の佐の局と申した。中將が一ノ谷で源軍の捕虜とお成り遊ばしてからは、安德天皇におつき申しておいでに成つたが、天皇は壇の浦で海へお沈みになり味方は敗戰したので、荒々しい武士に捕へられて故鄕の京都へ歸り、姉君の大夫三位と同じ家に起臥して、日野といふ所に住んでおいでになつた。三位の中將の危い命が、僅に草葉の末にかゝつて、まだ消えては了はない朝露のやうに、どうやらまだ生殘つていらつしやるといふことをお聞きになつて、あゝどうかして御無事なお姿を、もう一度見もし、自分の無事な姿もお見せ申したいと思はれたが、それさへも思ふやうには成らないから、只泣くより外の心慰めはなく、寂しい悲しい心持で日夜を送つておいでになつた。

十七町の南東に當つてゐる。有名な日野の藥師がある。奈良街道からは少しはづれてゐる

（5）鳥飼の中納言維實・・・・・・・・　維實は誤である。これは盛衰記に伊實と書いてあるのが正しい。伊實は、後に太政大臣の要位に上つた權大納言伊通の二男と生れ、二條天皇の永暦元年（一八二〇）九月二日に、正三位中納言で死んだ。當時伊實は三十七八歳で、邦綱は（越後守）三十九歳であつたから、年齡も略ぼ相如いてゐる、伊實が死んだので邦綱の養子となつたのであらう。

（2）あらけなし・・・・・・　甚だしく荒々しい。

（3）大夫三位・・・・　名は成子。邦綱の養女であるから、姉と云つても義理の姉である。大納言の典侍と云はれた人で、六條院の御乳母である。

(1)藍摺。藍色で模樣を摺込んだもの。

(2)そなりける。それなりけるの約。「これは」を「こは」といふのと同じい。

(3)御簾うちかづき。全く中へは入りきらず身體を半分、簾中に入れて、頭の上へ簾を引

三位の中將、守護の武士どもに宣ひけるは、「さてもこの程各の情ぶかう、芳心せられける事こそありがたう嬉しけれ。同じうは最後に、今一度芳恩蒙りたきことあり。我は一人の子なければ、うき世に思ひ置くことなし。年來契つたりし女房の、日野といふ所にありと聞く。今一度對面して、後生の事をもいひ置かばやと思ふはいかに」と宣へば、武士どもゝ岩木ならねば、みな涙を流して、「實に女房などの御事は、何か苦しう候ふべき。とう／＼」とて許し奉る。三位の中將斜ならず喜び、「是に大納言の佐の局の御渡り候ふか。本三位の中將殿の只今奈良へ御通り候ふが、立ちながら御見參に入らむと候ふ」と、人を入れていはせられたりければ、北の方「いづらやいづら」とて、走り出でゝ見給へば、藍摺(1)の直垂に折烏帽子きたる男の、痩せ黑みたるが、緣に寄り居たるぞ其なりける(2)。北の方、御簾のきは近く出でゝ、「如何にやいかに、夢かや現か、是へ入らせ給へ」と宣ひける。御聲を聞き給ふにつけても、只先だつ物は涙なり。大納言の佐殿は、目もくれ心も消えはてゝ、しばしは物も宣はず。三位の中將、御簾うちかづ(3)きて、泣く／＼宣ひけるは、「去年の春、津の國一の谷にて如何にもなるべかりし身の、せめての罪の報にや、生きながら捕はれて京鎌倉に耻を暴すのみならず、はては南都の大衆の手へ渡されて、斬らるべしとてまかり候ふ。あ

つかづいてゐるやうにしてゐること。

(4)越前の三位の上。越前の三位は、從三位で越前守の平通盛、上は貴婦人に對する敬稱で、即ち通盛夫人のこと。呼び名を小宰相と云つた。

(5)袷の小袖。下着にする爲に出されたのである。

はれ如何にもして、變らぬ姿を今一度見もし見え奉らばやとこそ思ひつるに、今はうき世に思ひ置くことなし。これにて頭を剃り、記念に髮をも參らせたく候へども、かゝる身に罷り成つて候へば、心に心をも任せず」とて、額の髮を搔き分け、口の及ぶ所を少し喰ひ切つて、「これを形見に御覽ぜよ」とて奉り給へば、北の方、日比覺束なう思しけるより、今一しほ思の色やまさられけむ、引きかづいてぞ伏し給ふ。やゝあつて北の方、涙を抑へて宣ひけるは、「二位殿、越前の三位の上(4)のやうに、水の底にも沈むべかりしかども、正しう此世におはせぬ人とも聞かざりしかば、變らぬ姿を今一度見もし見えばやと思ひてこそ、憂きながら今日までもながらへたれ。今までながらへつるは、もしやと思ふ賴もありつるものを、さては今日を限にておはすらむことよ」とて、昔今の事ども宣ひ交はすにつけても、只盡きせぬものは涙なり。北の方、「餘に御姿のしをれて候ふに、奉り替へよ」とて、あはせの小袖(5)に淨衣を添へて出されたり。中將是を着かへつゝ、もと着給ひたる裝束をば、「これをも記念に御覽ぜよ」とて、奉り給へば、北の方、「それもさる御事にては候へども、はかなき筆の跡こそ、後の世までの記念にて候へ」とて、御硯を出されたり。中將、泣く〳〵一首の歌をぞ書きたまふ。

せきかねて(6)涙のかゝるから衣後のかたみに脫ぎぞかへぬる

北の方の返事に

ぬぎかふる衣も今は何かせむ今日をかぎりのかたみと思へば

「契あらば、後の世には必ず生れあひ奉るべし。一つ蓮に(7)と祈り給へ。日もたけぬ。奈良へも遠う候へば、武士どもの待つらむも心なし」とて、出でられければ、北の、方中將の袂に縋り、如何にやしばしとて引き留め給へば、中將「心の中をば只推し量り給ふべし。されども、遂にはながらへ果つべき身にもあらず」とて、思ひ切つてぞ立たれける。實に此世にて相見むことも是ぞかぎりと思はれければ、今一度立ち歸りたうは思はれけれども、心弱うては適はじとて、思ひ切つてぞ出でられける。北の方は御簾の外までころび出で、をめき叫び給ひける御聲の、門の外まで遙に聞えければ、中將涙にくれて行先も見えねば、駒をも更に早めたまはず、なか／＼なりける見參かなと、今は悔やしうぞ思はれける。北の方、やがて走りも出でておはしぬべうは思はれけれども、それもさすがなればとて、引きかづいてぞ臥し給ふ。

新釋 三位の中將は、途中で、護送の武士たちに仰やつたには、「さて、此の間から新君が

（6）せきかねて　水などをせきとめかねるが如くに、流れる涙をとゞめえぬこと。

（7）一つ蓮に　華嚴經には「蓮華世界は是れ廬舍那佛成道の國」とあつて、極樂淨土の無熱池には蓮華が咲き滿ち、其の蓮華毎に百億の國があるといふ。人が死んで極樂へ行けば、其の蓮華王國の上で安樂な生活が營めると印度では考へたのである。「一つ蓮に」とは其の蓮座の上で、夫婦生活をしようといふ意を述べたのである。

色々と同情深く好意を示して下さつたのは、誠に難有い事だと心嬉しく思つてゐますが、同じことならこれを最後にもう一度、御恩惠を被りたいことがあるんです。私には一人ゝ子供がありませんから、此世に思ひ殘す事は外にありませんが、長年連添うた女が、何でも此の近くの日野といふ所にゐるといふ事を聞きました。も一度逢うて、後生の事もよく云ひ殘して置きたいと思ひますがどんなものでせう」と仰やると、護送の武士たちも、鐵物や植物ではないから、皆同情の涙を流して「如何にも御婦人關係の事やなんかなら、何の差支があるものですか。さアさア早くいらつしやい」と云つてお許し申した。三位の中將は非常に喜んで「こちらに大納言の佐の局がおいでになりますか、本三位の中將樣がこれから奈良へおいでになる途中ですが、一寸立つたまゝでお目にかゝりたい、と仰やいます」と、目指した家へ人を遣つて、お言ひ込ませになつた。夫人は「えゝ、何處に、何處に」と云つて走つて出て御覽になると、藍摺の直垂に折烏帽子を着た男の、瘠せて黑々してゐるのが、緣側にもたれてゐるのが、其の人であつた。夫人は御簾のきは近くまで出て行つて、「まアどうしたといふのでせう、夢でせうか、本當でせうか、さア早くこちらへお入り遊ばせ」と仰やつたお聲をお聞きになるにつけても、先立つて出て來るものは只涙である。大納言の佐殿は、目の前がボーッとして、殆ど知覺も何も喪失したやうになつて暫くは物も仰やらない。三位の中將は簾を後へ引つかぶるやうにして、身體を半分入れて涙ながらに仰やつたには、「去年の春、攝津の國の一の谷でどうにか成る筈だつた身が、重々深い罪のせいか、生き乍ら捕虜になつて、京、鎌倉に耻を晒すばかりか、揚句の果には、奈良の衆僧の手へ引渡されて、首を斬られるために、これから行くのです。あゝどうかして死ぬまでに變りのない姿を、もう一度見もし、お見せ申しもしたいと思つてゐまし

たが、もうこれで何も此の世に思ひ殘す事はありません。こゝで頭を剃つて、形見に髮でも上げたいと思ひますが、こんな境遇に成つて了ひましたから、自分ながら自分の心任せにも出來ません」と云つて、額の髮を手で分けて、口の屆くところを少し食ひきつて「これを形見にして下さい」と云つてお上げになると、夫人は、平生今頃はどんなにしておいでになるかと遠くで心配をし續けていらつした時よりも、今は一層悲しい思が強くなられたのであらう。お召物を引つかぶつてお泣伏しになつた。やゝ暫くしてから夫人は流れ落ちる涙を押さへて仰やつたには、「二位樣や、越前三位樣の夫人のやうに、私もあの時に海の底へ沈んでしまふ所でしたが、あなた樣が確に此の世にいらつしやらないのだと云ふ事も聞きませんでしたから、御無事なお姿を、もう一度見せても戴き、又お目にかけようと思つて、つらい情ない目をしながら今日が日まで生きながらへて參りました。今までは若しやお助かりになるかと云ふ事を頼みにして參りましたが、それではもう今日限り永久にお目にかゝれないんですね」とさう云つて、昔の事や現在の事などをお話合ひになるにつけても、只際限もなく出るのは涙である。夫人は、「あんまりお召物がグヂヤグヂヤになつてゐるやうですからお召しかへ遊ばせよ」と仰やつて、袷仕立の小袖に白い狩衣をつけてお出しになつた。中將はそれを着かへて、今までお召しになつてゐた裝束を「これも形見に御覽なさい」と云つてお上げになると、夫人は「それも結構でございますがそれよりも、一寸したものを書いて置いて戴いた方が、いついつまでも形見として殘ります」と云つて、御硯をお出しになつた。で、中將は、涙ながらに一首の歌を次のやうにむ認めになつた。

せきかれて涙のかゝるかり衣後のかたみにぬぎぞかへぬる

夫人の御返歌は

ぬぎかふる衣も今は何かせむ今日を限の形見と思へば

とあつた。中將が、「それでは又縁があつたら、次の世ではきつと同じ所へ生れあひませう。一つ蓮に生れられるやうに祈つて下さい。もう時刻もたちました。奈良へはまだ遠いんですから、武士たちが嘸待ちかねてゐるでせう、いつまでも待たせて置くのは心ない事です」と云つて出かけようとされると、夫人は、あわてゝ中將の袂にすがつて、「まアどう遊ばしたんです、もう暫く」と云つてお引き留めになる。中將は、「私の苦しい心の中を推量して下さい。しかし、いつ迄名殘を惜んだつても、どうせ末始終生きてゐられる身體ぢやないんです」と云つて思ひ切つてお立ちになつた。實際此の世で互の顏を見るのもこれが見納めだと思はれたので、もう一度引返してとも思はれたが、氣弱い事ではなるまいと思ひ切つて出られたのであつた。と、夫人は轉ぶやうに御簾の外まで走つて出て、大聲あげてお泣叫びになつた。其お聲が、遠く門の外まで聞こえたので、中將は涙の爲に目の前がボーッとなつて、前途もよくは見えない爲に、お馬の歩みも澁りがちである。心の中では、なまじひ逢つていけない事をしたと、今更後悔された。夫人は直ぐ其のまゝ表まで走つてお出にならうとお思ひになつたが、それもあんまりハシタないと思ひ返して、お召物を引つかぶつて、ヂッとこらへ乍ら、いつまでも〳〵泣伏しておいでになつた。

さる程に、南都の大衆、三位の中將請取り奉つて、如何がすべきと僉議す。抑此重衡の卿は、大犯の惡人(1)たる上、三千五刑(2)の中にも洩れ、修因感果の

（1）大犯の惡人　重衡は大乘佛教でいふ五逆罪の一たる堂塔破壞及

道理(3)極成せり。佛敵。法敵の逆臣なれば、すべからく東大・興福、兩寺の大垣を廻らして、堀首(4)にやすべき、又、鋸にてや切るべきと僉議す。老僧どもの僉議しけるは、「其も僧徒の法には穩便ならず。只武士に給ひて、木津(5)の邊にて斬らすべし」とて、遂に武士の手へぞ還されける。武士是を請け取つて、木津川(5)の畔にて、既に斬り奉らむとしけるに、數千人の大衆、守護の武士、見る人幾千萬といふ數を知らず。

新釋 其のうちに奈良では衆僧が、此の三位の中將の引渡を受けて、其の處分方法について會議を開いた。全體此の重衡卿は、假にも佛塔を燒壞した重罪犯の大惡人である上に、三千種にも上る五刑の中にも漏れてゐる程のもので、惡因惡果の理法に正しく合致するものである。佛敵、法敵ともいふべき逆臣であるから、これは東大寺と興福寺と二ヶ寺の手で一定の刑場を定めて、其の周圍を大きく矢來で圍んで、堀首にするか、又は鋸引きにすべきものだと云つて、とりどりに其の刑を論じた。しかし其の中での老僧たちの決議では、そんな事をするのも僧徒の加へる處分方法としては穩かでない、やつぱりこれは武士に引渡して木津附近で首を斬らせたがよからうといふことで、結局又、武士の手へ返された。それで武士がそれを受取つて、木津河畔の或る地點で、これから首を斬らうとしたところが、數千人の衆僧、護送の武士たちは勿論、段々方々から聞きつけて來る者もあつて、見物人は幾千萬人ともわからない程になつた。

び經藏焚燒の正犯者であるからだ。

(2)三千五刑　三千の五刑と讀むべきであらう。五刑は支那でいふことで、虞舜、周、秦、後周、隋と各時代によつて其刑罰の種類は異つてゐるが、書經の舜典編に隨ふと、五刑とは墨(入墨)劓(鼻を切る刑)剕(脚を切る刑)宮(去勢刑)大辟(死刑)で、此の五刑に屬するものが三千種ある。同じ書經の呂刑篇によると、左の如くである。

墨罰	1.000
劓罰	1.000
剕罰	500
宮罰	300
大辟 +	200
五刑	=3.000

三千五刑の中にも洩れとは、舜時代の刑法の最重刑たる五刑にも漏れてゐる罪、即ちそれ以上の大罪だといふのである。

(3)しゆゐん感果の道

こゝに三位の中將の年比の侍に、木工の右馬の允知時(7)といふ者あり。八條の女院に兼參にて候ひけるが、御最後を見奉らむとて、鞭を打つて馳せたりける。既に斬り奉らむとしける所に馳せついて、急ぎ馬より跳うで下り、千萬人の立ち圍うだる中を押し分け〳〵、三位の中將の御側近う參つて、「知時こそ御最後を見奉らむとて參つて候へ」と申しければ、中將、「志の程誠に神妙なり。如何に知時、餘りに罪深う覺ゆるに、最後に佛を拜み奉つて、斬らればやと思ふはいかに」と宣へば、知時、「易い程の御事候ふ」とて、守護の武士に申し合せて、其邊近き里より、佛を一體迎へ奉つて參つたり。幸に阿彌陀にてぞましまし〳〵ける。河原のいさごの上にすゑ奉り、知時が狩衣の袖のくゝりを解いて(8)、佛の御手にかけ、中將にひかへさせ奉る。中將これを控へつゝ、佛に向ひ奉つて申されけるは、「傳へ聞く、てうだつが三逆(9)を作り、八萬藏のしやう經(10)を燒き亡ぼし奉つたりしも、終には天王如來のきべつ(11)に預り、所作の罪業誠に深しといへども、しやう經に値遇せし逆緣(12)朽ちずして却つて得道の因となる。今重衡が逆罪を犯す事、全く愚意の發起にあらず。只世の理を存ずるばかりなり。生を受くる者誰か王命を蔑如せむ。命を保つ者誰か父の命を背かむ。彼と申し此といひ、辭するに所なし。理非佛陀の照覽にあり。されば罪報

理• 因果の理法によつて惡因の爲に惡果を感得すること。

(4)堀首• 其の躰軀を土中に埋め首だけ出して斬る罪。後世春日社で行はれたといふ石子詰、或は徳川時代の鋸引などは其の遺習である。

(5)木津• 今の京都府相樂郡木津町のこと。大和街道が之にかゝつてゐる。昔東大寺建立の時に其の建築用の木材が、皆此の地に到着したので木津の名を得たのだといふ。奈良から一里三十町の地點にある。

(6)木津川• 木津町に添うて流れてゐる川。一名は泉川。伊賀から來る伊賀川と名張川が大河原で會流して初めて木津川となり、八幡に至て淀川に合する。流程十三里。

(7)木工の右馬の允知•

立ち所に報い、運命既に只今をかぎりとす。後悔千萬悲むでも猶あまりあり。但し三寶の境界は、慈悲心を以て心とする故に、濟度の良緣まち／＼なり。唯圓敎意・逆即是順(13)、この文肝に銘ず。一念彌陀佛・即滅無量罪(14)、願はくは逆緣を以て順緣とし、只今の最後の念佛によつて、九ほん蓮臺に生を遂ぐべし」とて、首を延べてぞ打たせらる。日比の惡行は然る事なれども、只今の御有樣を見奉るに、數千人の大衆も、守護の武士どもゝ、皆鎧の袖をぞ濡らしける。

【新譯】　こゝに三位の中將に長年お仕へ申した侍に、木工の右馬の允知時といふ者がある。八條の女院の御所の方へも兼れて參つてゐる者であつたが、御最後にお逢ひ申さうといふので、馬に鞭つて駈けて來た。今これからお斬り申さうとしてゐた所へちやうど駈けつけて、急いで馬から飛んで下りると、幾千萬といふ見物人が立重なつて取卷いてゐる中を、押分け押分けて入つて、三位の中將のお側近くへ參り、「知時が、御最後にお目にかゝらうと存じてこれまで參りました」と申上げると、中將は「親切な志は誠に感じ入つた。オイ知時、此のまゝで死んではあんまり罪障が深い氣がするから、最後の死にぎはに佛をお拜み申して、そのあとで斬られようと思ふが、どんなものだらう」と仰やると、知時は「お易い御用です」と云つて、立會の武士と相談して、其の附近の村里から、佛像を一體お迎へ申して來た。いゝ都合にそれは阿彌陀樣でいらつした。それを河原の石ころの上にお置き申して、知時は自分の着てゐる狩衣の袖の括り緒をほどいて引拔いて、其の片端を佛像のお手に引つかけ、も一つの片端を中將にお持たせ申した。中將は其の片端を

時　傳記不明。

(8)狩衣の袖のくゝりを解きて　狩衣の袖口には、括り緒が通してあつて、必要に應じて其の緒を手首のところで緊め括るやうにしてある。其の括り緒を解いて、拔取つて、其の一端を佛像の手にかけ、他端を中將に持たせたのである。これは佛との間を現實的の形に繫いで極樂淨土への引接を希求したのである。此の形は當時人の臨終に於て必ず取られたもので、後の灌頂卷にも女院御徃生の條にこれが出てゐる。委しくは其條を參照せられたい。

持つたまゝで、佛に向つて申されたには、「人の話で聞いて居りますが、調達は三逆罪を犯して、八萬藏のお經文をお燒き申しましたけれども、結局は來世で天王如來となるといふ豫言を受け、其の一生に作つた罪障は如何にも深かつたけれども、逆緣ながら佛教の弘通に關係した因緣は消滅しないで、却つて成佛得道の原因と成つたと申します。今度、此の重衡が逆罪を犯したのは、全然私の自發の意思では御座いません。只世間の定理を知つてゐて、それに從つたばかりです。此の日本に生れた者なら、誰が勅命を重んじないでゐられませう。今日生命を保つてゐる者なら、誰が親の言ひつけを背くことが出來ませう。どれもこれも臣として子として絶對に斷ることの出來ないものです。しかし其の動機は兎も角、結果として私のした事が善いか惡いかといふことは佛樣が御存じです。さればこそ因果は忽ち私の身に報うて來て、私の命は今を限りに盡きようとしてゐます。まことに後悔至極な事で、いくら悲んでも悲み足りません。但し佛の世界では、慈悲哀憐の心を其の根本としますから、救濟の良緣にも色々あると承つて居ります。唯圓教意、逆即是順、私の胸には此のお經の文句が、深く彫付けたやうに印象されてゐます。一念彌陀佛、即滅無量罪、どうか逆緣を順緣にして、只今唱へます最後の念佛の功德で、未來は九品淨土に生れかはれますやうに」と云つて、自分から首を差しのべてお打たせになつた。今までの惡行は惡行であるが、目前の此の有樣をお見受け申して、數千人の衆僧も泣き、監視の武士たちも、皆鎧の袖を涙でぬらした。

首をば般若寺の門の前に、釘附にこそしたりけれ。是は去んぬる治承の合戰の時こゝに打立つて、伽藍を燒き亡ぼし給ひたりし故とぞ聞えし。北の方此由を聞き

(9)てうだつが三逆　てうだつは調達と書く。提婆達多即ち調婆達多の略稱である。俗說によると、この人は印度の白飯王の子で、釋迦の從兄弟に當り、曾て釋迦と同じく玲寶仙人に學んだが、自分のラブした仙人の娘が釋迦に嫁したので之を怨み、生々世々佛敵となつて釋迦の教化を妨げたと云はれてゐる。三逆とは「出佛身血」「破和合僧」「殺阿羅漢」の三つの逆罪で、何れも五逆罪の中である。調婆達多は現に此の三ケの逆罪を犯したといふのである。

(10)八萬藏の聖經　八萬の法藏のこと。

(11)天王如來のきべつ　きべつは古く記莂と書いてゐる。豫言の事だ。といふ。調婆達多は此の世では佛敵法敵であるが、前世では釋迦に大法を授けた善知識で

給ひて、假令頭をこそ刎ねらるゝとも、軀は定めて捨て置いてぞあるらむ、取り寄せて供養せむとて、輿を迎に遣されたりければ、實にも軀は、河原に捨て置いてぞありける。是を取つて輿に入れ、日野へ舁いてぞかへりける。昨日までは然しもゆゝしげにおはせしかども、かやうに暑き頃なれば、いつしかあらぬ樣(15)にぞなられける。是を待ち受けて見給ひける北の方の心の中、推し量られてあはれなり。首をば大佛の聖しゆんぜう坊(16)に斯くと宣へば、大衆に請ひ受けて、やがて日野へぞ送られける。さてしもあるべき事ならねば、その邊近き法界寺(17)といふ山寺に入れ奉り、首も軀も烟となし、骨をば高野へ送り、墓をば日野にぞせられける。北の方、やがてさまをかへ、濃き墨染にやつれはてゝ、彼の後世菩提を弔ひ給ふぞ哀なる。

新釋 斬つた首は、般若寺の門前に釘づけにして晒し物にした。これは去る治承の戰亂の時に、重衡卿が其の地點に立つて、寺をお燒き亡ぼしになつたからだといふ事であつた。夫人は其の事をお聞きになつて、「たとひ首をお斬られになつても、御胴體はきつと捨てつ放しにしてあるだらう、取寄せておとむらひをしませう」と云つて、輿を持たせて迎へにお遣りになると、如何にも御屍は木津川の河原に捨てつ放しになつてあつた。で、それを拾ひ取つて輿に入れて、日野の村へかついで歸つた。昨日までは、あれ程お立派でいらつしたけども、こんな暑い時分の事であるから、いつの間にかもうあられもない姿になつ

あつたから、來世では天王如來となると豫言された、といふのである。

(12)聖教に値遇せし逆縁● 値も遇も共に逢ふ、こと。逆縁は本縁の反對である。正面から云ふと調達は佛法を妨げたのであるが、彼が佛法を妨げたといふことは却つて釋迦の成道を大成した一因となつたのであるから、逆說的に云へば調達のした事は、釋迦の教化に重大な貢獻をしたことになる。聖教に値遇せし逆縁とは此の事を云ふのである。

(13)唯圓教意逆即是順● 圓教即ち天台の教義では、眞理に逆行することは即ちこれ眞理に順應することであるとの意で、「法華玄義」に出てゐる句。

(14)一念彌陀佛即滅無量罪● 一度念佛をすれ

て了つてゐられた。それを待受けてゐて御覽になつた夫人の御心中は、どんなだつたらうと推量せられてお氣の毒である。首を頂きたいといふことを大佛の聖僧の俊乘坊にさうお頼みになると、俊乘坊は早速承知して與僧にワケを云つて貰ひ受けて、直ぐ日野へ送り屆けられた。いつまでさうしても置かれない事であるから、其の附近の法界寺といふ山寺へ御遺骸をお送り入れ申して、首も胴體も火葬にして、骨は高野山へ送り、墓を日野にお建てになつた。夫人は葬送がすむと直ぐ姿を變へ、見すぼらしい墨染の服裝になつて了つてあの重衡卿の後々のとひとむらひをせられたのはあはれな事である。

ば其の場で無量の罪が消滅するといふこと。

(15)あらぬ樣　體が腐敗して、あられもない事になつてゐたことをいふ。あらぬは正しからぬ、又は完全ならぬの意。

(16)しゆんぜう坊　俊乘房、源空の門弟で重源と號した。仁安二年入宋して親しく靈場を巡り、歸朝後一輪車に乘つて東大寺再建の爲に盡力した人。

(17)法界寺　法界寺は日野村の中央にある日野の藥師の事で、乳守の藥師といふのが寺の本尊佛である。産婦の乳の少い者が祈をかけると靈驗があるといふので徳川時代には隨分繁昌した。寺は眞言宗醍醐派の寺で傳教大師の開基に屬し弘仁十三年に參議の日野家宗が其の莊園にあつた家を寺としたものである。重衡の墓は寺域を離れて北の方、醍醐村と日野村との中間、或る民家の裏手にある。

二、大地震

さる程に平家亡び、源氏の代になつて後、國は國司に從ひ、莊は領家のまゝなりけり。上下安堵して覺えし程に、同じき七月九日の午の刻ばかりに、大地夥しう動いてやゝ久し。せきけん(1)の内白川の邊、六勝寺(2)、皆壞れくづる。九重の塔(3)も、上六重振り落し、得長壽院の三十三間の御堂も、十七間までゆり倒す。皇居をはじめて、在々所々の神社佛閣、あやしの民屋、さながら皆壞れ崩る。崩るゝ音は雷の如く、上がる塵は烟の如し。天暗うして、日の光も見えず。老少共に魂を失ひ、朝衆悉く心をつくす。

新釋 其後、平家が亡んで源氏の天下になつてから世の中は又平定して、諸國の人民は皆國司の制令に從ひ、莊園には其の領主の命令が行はれた。それで上流の者も下流の者も皆ほつと一安心してゐると、其の年七月九日の日の正午頃に大地震があつて、可なり長く搖り續いた。京都市内でも白河附近の六勝寺は皆倒壞した。九重の塔も上六重だけは搖り落され、得長壽院の三十三間堂も十七間まで倒れた。皇居を初めとして、所々方々の神社佛閣から、見苦しい民家まで、ソツクリ其のまゝ崩壞した。建築物がガラガラと一時に壞れる音はまるで雷鳴のやうで、其のたんびにパツと立つ塵は烟のやうである。天は眞暗で日

（1）**せきけん**　赤縣である。史記孟軻傳に「中國ハ名ケテ赤縣神州ト曰フ、赤縣神州ノ内自ツカラ九州有リ」とあるのに因ると。支那本部の別稱であるが、轉じて識内の事に用ゐたのである。

（2）**六勝寺**　法勝、尊勝、圓勝、最勝、成勝、延勝の六寺をいふ。勝の字のついた寺ばかり六つあるからである。法勝寺は承暦中に白河法皇創建の寺で、愛宕郡東三條森の北岡崎にあつたが、此の元暦二年七月の地震に、金堂廻廊、鐘樓、阿彌陀堂等皆顚倒した。其後再

光も見えず、老人も子供も失神したやうになり、朝廷の役人たちもスッカリ氣落ちがして了つた。

又、遠國近國も此の如し。山壞れて河を埋み、海漂ひて濱をひたす。渚漕ぐ舟は波にゆられ、陸行く駒は足の立處を失へり。大地裂けて水湧き出で、盤石割れて谷へ轉ぶ。洪水漲り來らば、岡に上つてもなどか助からざらむ。猛火燃え來らば川を隔てゝもしばしは避けぬべし。鳥にあらざれば空をも翔け難く、龍にあらざれば雲にも又上り難し。たゞ悲しかりしは大地震なり。白川、六波羅、京中に打ちうづまれて、死ぬる者幾らといふ數を知らず。四大種(4)の中に、水火風(5)は常に害をなせども、大地に於て異なる變をなさず。今度ぞ世のうせ果とて、上下遣戶(6)障子をたてゝ、天の鳴り地の動く度毎には、聲々に念佛申し、をめき叫ぶことおびたゞし。六七十、八九十の者ども、「世の滅するなどいふことは常の習なれども、さすが昨日今日とは思はざりしものを」といひければ、童どもは之を聞いて、泣き悲むこと限なし。

新釋　單に京都だけではなく、遠方の國も近國も同樣の騷ぎである。或る所では山が崩れて河が埋まり、海水は溢れて海濱を浸した。波打際を漕ぐ舟は波の爲に飜弄せられ、陸上を歩いてゐる馬は足の立て場所を失つた。大地は罅裂して地下水が湧出し、岩石は割れて

建されたが、今は廢址を見るばかりである。圓勝寺は、愛宕郡粟田口金剛寺の北方にあつた寺で、承久元年に燒けた。最勝寺は鳥羽天皇の御願寺で、白川にあつたが、今はない。此の時の大地震では藥師堂以下築垣が破壞した。成勝寺は崇德天皇の御願寺で、これも白川橋附近にあつたが承久に燒けて廢絶した。延勝寺は圓勝寺の附近にあつた。近衞天皇の御願寺であるが、これも承久に燒けた。

(3) 九重の塔　法勝寺の塔である。白河天皇の永保三年に出來たもので、金色五智如來を安置した八角九丈の塔である。

(4) 四大種　佛教で此の物質界を構成する元素を大別して、之を地水、火、風の四体とする。四大種とは、其の事で、略して又、四大

谷間へ顚落した。若し洪水が漲溢して押寄せて來たのなら、何處か小高い丘陵へ逃上りさへすれば、どうして助からないことがあらう。大火事が燃えひろがつて來たのなら、川一つ越した位でも暫くは危險を避けることが出來るであらう。しかし地震となると大分勝手がちがふ。人間、鳥でない以上空を飛翔ることは困難であるし、龍でない以上、雲の上へも又登ることは出來ない。世の中に只悲しかつたのは大地震である。白河から六波羅は勿論、京都全市で倒壞家屋の下敷になつて死んだ者は幾人あるか數が知れない。佛教でいふ四大種の中で、水、火、風の三は殆ど絶えず人生に禍害を與へるが、大地は格別變災を示さないのが常態である。ところが今度の此の大地震に遭うた人は、これこそ世界の終末だと云つて、上下各階級の者は皆、戸をしめ襖を締め切つて、天が鳴り、地が動く度ごとに銘々皆お念佛を申し、大聲をあげて泣叫ぶ騷ぎといつたら大變である。六七十歳乃至八九十歳にも成る老人が、「今に世界が滅亡するなどといふことはよく人のいふ事であるが、幾ら何でも昨日今日の事とは思はなかつたのに」と云ふと、それを聞いた子供たちは烈しく泣出して、いつまでもいつまでも泣止まないのであつた。

法皇は、新熊野へ御幸なつて、御花參らせ給ふをりふし、かゝる大地震あつて、觸穢(1)出で來にければ、急ぎ御輿に召して、六條殿へ還御なる。供奉の公卿・殿上人、道すがらいかばかりの心をか碎かれけむ。法皇は南庭に幄屋を建てゝぞ在します。主上(2)は鳳輦に召して、池の汀へ行幸なる。中宮・宮々は、或は御輿に召し、或は御車に奉つて、他所へ行啓ありけり。天文博士・急ぎ内裏へ馳せ參つ

とも四界とも云ふ。これに今一つ「空」を加へて五大とも稱する。

(5)水・火・風・雨・　水火風とあつたのを、語つてゐるうちに、フーと長く音を引いたのが、いつしかフーウとなつて風つ雨と誤つて書出されたのであらう。

(6)遣戸・　横へ遣る戸即ち今日の雨戸。

(1)觸穢・　我が日本民族は前史時代から既に清潔を好み、汚穢を厭ふ風があつた。後世には宗教行事化した禊祓も原始的には日常の行爲であつたところが後に道教が陰陽道の形で中世に入つて來るに

及んで、此の觀念は殆ど神經的なものとなり種々の「穢」が認定せられて、其穢に觸れること、即ち直接は勿論何等の接觸はせずとも其場所の一定度の附近にあることをすらも忌み怖れた。血は就中忌まれたもので、隨つて地震の如き死傷者の多數を生ずることは大なる觸穢であつた。

（2）主上。後鳥羽天皇

（3）夕さり。「夕さる」は「夕しある」の約で夕暮になること。それが轉じて名詞形となつて「夕さり」となる。「夕方」の意である。

（4）齊衡三年三月八日。文德實錄によると、此の月には頻々と地震があつて、「京師及城南、或は屋舍毀ち壞れ、或は佛塔倚り傾く」とある。

（5）天慶二年四月二日の大地震　扶桑略記に

て、夕さり（3）亥子の刻には、大地必ず打ち返すべき由申しければ、怖ろしなどもおろかなり。昔文德天皇の御宇、齊衡三年三月八日（4）の大地震には、東大寺の佛のみぐしをゆり落したりけるとかや。又天慶二年四月二日の日の大地震（5）には、主上御殿を去つて、常寧殿（6）の前に五丈の幄屋を立てゝ在しましけるとぞ承る。それは上代なれば如何がありけむ。この後はかゝる事あるべしとも覺えず。十善の帝王帝都を出でさせ給ひて、御身を海底に沈め、大臣、公卿捕はれて舊里にかへり、或は頭を刎ねて大路を渡され、或は妻子に別れて遠流せらる。平家の怨靈（7）によつて世の失すべき由申しければ、心ある人の歎き悲しまぬはなかりけり。

新釋　法皇は新熊野へ御幸になつて、御佛前へお花をお上げになつてゐると、ちやうど其時に此の大地震があつて、血の穢れがあつたので、急いでお輿に召して、六條殿へお還りになる。お供に參つた公卿や殿上人達は途中でどれ程氣を揉まれたか知れなかつた。法皇は御殿正面の前にある廣庭にテント張の小屋をつくつて、其處においでになる。又陛下には御鳳輦に召して池の岸へ行幸遊ばされる。中宮や其他の宮樣方は、お輿に召したり、又、お車で、脇へ行啓になつた。天文の博士は急いで宮中へ驅けつけて參つて、曉方十時から十二時頃までの間に、きつと又ゆり返しが御座いませうと申したので、みんなのお驚きになつた事つたら、どうしてこはい所の騷ぎぢやなかつた。昔、文德天皇の御代にあつた齊衡三年三月八日の大地震には、陛下は御殿をお立ちのきになつて、常寧殿の前に五丈

は「四月十五日、地大ニ震フ云々」とある。

(6)常寧殿　大內裡の承香殿の北、貞觀殿からは南にある。正寧殿とも云つた。皇后・中宮・女御等の御殿。

(7)平家の怨靈　此の時代には陰陽道が最も隆盛を極めた關係上、迷信的な事が多くあつた。地震が平家の怨靈に因るらしい書方もそれから來てゐるのである。

のテント小屋を建てゝ、其處にいらつしたと承つてゐるが、それは上代の話であるから、事實どうだつたか知らない。恐らく今後こんな事は二度とあらうとも思はれない。勿體なくも十善の帝王が遠く都をあとにお立出でになつて、御身を海の底に沈めさせ給ひ、大臣公卿が捕虜となつて、舊京につれ返られ、或は又、首を刎れて大通りを持渡され、或は又妻子と引離されて遠流の刑に處せられるなど、平家の人々の怨だけでも世界は滅亡するなどゝ申す者もあつたので、心ある人々は皆嘆き悲しまぬ者はなかつた。

研究　此の時の地震は可なり激烈な程度のものであつたらしい。恐らく此の地震記事の原文であらうと思はれる「方丈記」の大福光寺本には

「カクオビタヾシクフル事ハシバシニテヤミニシカドモ、ソノナゴリシバシハタエズ。ヨノツネチドロクホドノナヰ二三十度フラヌ日ハナシ。十日二十日スギニシカバヤウ〱マドチニナリテ、或ハ四五度、二三度、若ハ一日マゼ、二三日ニ一度ナド、ナホカタソノナゴリ三月バカリヤ侍リケム」

又、「東鑑」には七月十九日の條に

「京都去ル九日午ノ尅、大地震。得長壽院、蓮花王院、最勝光院以下佛閣、或ハ顚倒シ或ハ破損ス、又閑院御殿ノ棟折レ、釜殿以下屋々少々顚倒ス、占文ノ推ス所、其愼ミ輕カラズ云々」

とある。しかし、鎌倉では當日はさしたる事もなかつたか、九日の地震についての記載はなく、却つて十九日に「地震ヤヽ久シ」とある。こんな時には採るにも足らぬ俗說が強く人心を刺戟するのが一般であるが、二十九日に京都の泰經朝臣から鎌倉に到着した書面に依ると、此月の上旬、佛嚴上人の夢に、赤い衣を着た人が大勢出て來て、無罪の輩が平家

との關係から多く連座して配流に處せられてゐる、地震などがあるのは其爲だと云つたとある。恐らく假托の言であらうが、こんな見え透いた脅かしも眞劍に受取られた程、當時の人々は地震から強いショックを受けたのであつた。

三、紺搔の沙汰

同じき八月廿二日、高雄の文覺上人(1)、故左馬頭義朝のうるはしき頭(2)とて、尋ね出して頸にかけ、鎌田兵衞(3)が首は、弟子が頸にかけさせ、關東へぞ下られける。去んぬる治承四年七月に、謀叛を勸め申さむがために、聖そゞろなる髑髏を一つ取り出し、白い布に包むで、是こそ故左馬頭義朝の頭よとて奉られたりければ、やがて謀叛を起し、程なく世を討ち取つて、一向父の頭と信ぜられける所に、今又尋ね出してぞ下られける。是は義朝の年頃不愍にして召し使はれけるこんがきの男(4)、平治の後は、獄舍の前なる苔の下に埋もれて、後世弔ふ人もなかりしを、時の大理(5)につけて申しうけ、兵衞の佐殿は、今こそ流人でおはすとも、末頼もしき人なり、又世に出て尋ね給ふこともやと、東山ゑんがく寺(6)といふ所に、深う納めて置いたりしを、文覺尋ね出して、頸にかけ、彼のこんがきの男共に、相具してぞ下られける。

【通釋】其の年の八月二十二日に高雄神護寺の文覺上人は、亡くなられた左馬頭義朝の完全な頭蓋骨だといふのを探し當てゝ、頸にかけ、鎌田兵衞の首を弟子僧の頸にかけさせて、

(1) 高雄の文覺上人・・・・・・高雄神護寺の文覺上人

(2) うるはしき頭・・・・・・完全なる頭蓋骨。

(3) 鎌田兵衞・・・・・・鎌田兵衞は義朝と共に尾張の內海で長田忠致に殺された人である。

(4) こんがきの男・・・・・・こんがきは紺搔の字を當てゝある。染物屋を紺屋といふ關係上、こんがきは染色液を攪拌する染物工のこと。

(5) 大理・・・・・・檢非違使の支那式稱呼。

(6) 東山ゑんがく寺・・・・・・栗田口の圓覺寺の事である。今二條廣道の西、平安神宮の南に廢址がある。もと藤原良相の山莊だつた栗田院を清和上皇の御出家を機會に寺とされたのである。

關東へ下られた。去る治承四年の七月に謀叛の旗上をおすゝめ申さうために、此の聖人はいゝ加減な髑髏を一つ何處かゝら堀出して來て、それを白布に包んで「これはお亡くなりになつた左馬頭義朝殿の頭蓋骨です」と云つて、當時流人であられた頼朝卿に差上げられたので、卿は早速謀叛を起して、間もなく天下を平定して、只もうそれを父君の頭蓋骨だとばかり信じておいでに成つた所へ、今度又、左馬頭の頭蓋骨だといふものを探し出して持ち下られたのであつた。此頭蓋骨は、義朝が長年の間可愛がつてお召使ひになつてゐた染物工が、平治の亂が終つて後は監獄の前の寺に掛けられてゐたが、義朝の頭蓋骨が獄前の地下に空しく埋もれて、誰れ一人問ひ弔ひをする者もなかつたのを、當時の檢非違使の役人に頼んで貰ひ受け、兵衛ノ佐殿は、今こそ流刑囚でいらつしても、將來有望な人物である、いつ又出世して親御の御遺骨をお探しになるかも知れないと思つて、東山の圓覺寺といふ寺の境内に深く埋藏しておいたのを、文覺が探し出して、大切に頸にかけ、其の染物工と一緒につれ立つて下られたのであつた。

研究　義朝の遺骨問題については「伊豆院宣」の條に既に或る點まで説明しておいたが、今一度こゝで書く。遺骨の到着は、既に文覺からでも前以て通知があつたものか、頼朝は八月二十日に寡光房を呼んで、遺骨が着いたならば南御堂に安置する事にして、諸般の準備をさせてゐる。愈々其の遺骨が到着したのは三十日であるが、此の物語が事實と少々違ふのは、義朝の遺骨は文覺上人自身が持つて來たのではなく、上人の門弟僧等が頸に懸けて齎し、鎌田二郎兵衛尉正清の遺骨は、法皇からの御命令により、此月十二日に東獄門邊で檢非違使・官が尋ね出したのを判官大江公朝が勅使として持下つた事である。

聖今日既に鎌倉へ入ると聞えしかば、源二位(1)、片瀨川(2)の畔まで、迎にぞ出で給ふ。それよりいろの姿(3)に出で立つて、鎌倉へ歸り入らる。聖をば大床に立てし、我身は庭に立つて、泣く〳〵父の頭をうけ取り給ふぞ哀なる。是を見奉る大名小名、皆袖をぞ濡らされける。

【新釋】上人が今日はもう鎌倉へお入りになるといふ事であつたので、源二位頼朝卿は稻瀨川の附近までお出迎へになり、それから喪服姿になつて鎌倉へお歸りになつた。上人を廣椽に立たせ、御自分は庭へ下りてお立ちになつて、涙ながらに父君の御遺骨をお受取りになつた光景は實に感傷的なシーンであつた。それを拜見した大名も小名も、皆貰ひ泣きの涙で袖をぬらされた。

【研究】こゝには頼朝が稻瀨川に出迎へられのたは父の遺骨に對して敬意を表してゞあるといふ風に書いてあるが、これは勅使大江判官公朝に對しての禮である。東鑑には「江判官公朝勅使トシテ之ヲ下サル。今日公朝下着、仍テ二品自ラ稻瀨河ノ邊ニ向ハセ給フ」とある。

(1)源二位　頼朝。

(2)片瀨川　東鑑には稻瀨河とある。片瀨川ならば伊豆相摸の國界にある川であるが、そんな所まで出迎へたとは思はれない。稻瀨川が事實であらう。稻瀨川は深澤の奥から發して、長谷大佛の東方を流れ、長谷の町を坂之下の東へ出で海に注いでゐる小流である。古名ミナノセ川。

(3)いろの姿　喪服姿である。今も喪服の事をイロと稱する。

岩石のさがしきを切り拂うて、新なる道場(1)を造り、一向父の御爲と供養して、勝長壽院(2)と號せらる。公家にもかやうの事共を聞し召して、故左馬頭義朝の墓へ、内大臣正二位を贈らる(3)。勅使は左少辨兼忠(4)とぞ聞えし。頼朝の卿、武勇の名譽長じ給へるによつて、身を立て家を興すのみならず、亡父尊靈まで、贈官

(1)新なる道場　道場は修道の場所で即ち寺である。勝長壽院といふのがそれだ。これは義朝の遺骨を其地に安んぜんが爲である。

(2)勝長壽院　鎌倉の

雪ノ下大御堂ヶ谷に其舊蹟がある。
（3）義朝の墓へ内大臣正二位を贈る　一寸事實がわからない。
（4）左少辨兼忠　權中納言源雅頼の二男である。前出。

贈位に及びぬるこそありがたけれ。

【新釋】峨々たる岩石を切拂つて、新に寺を建造し、只もう亡き御父君の爲にと供養なして寺號を勝長壽院と名けられる。朝廷でもさういふ事をお聞きになつて、亡くなつた左馬の頭義朝の墓へ内大臣正二位を追贈せられる。勅使は左少辨の兼忠だといふ事であつた。賴朝卿は武勇の名譽に長じておいでになるために、出世して一旦衰へかけた源家を中興されたばかりでなく、亡くなられた父君の尊い御靈魂にまで贈位贈官の榮典があつたといふのは世にも珍しい事であつた。

【研究】勝長壽院建造一件は賴朝の篤信を證する事實であるばかりか、又、其の赤心を明らかにするものである。此の寺の建築が企てられたのはいつごろの事か確には分らないが、文治元年八月、故左馬頭の遺骨が京都から齎されることが知れて以來、營々として其の準備は進捗せしめられた。八月廿日に伊豆山の專光房が御遺骨奉安準備の爲に呼寄せられて出頭してゐる事は前にも書いたが、二十三日には爲久が新造の御堂の設計圖をつくるために京都から參着し、九月二日には大略已に調へ置かれた堂の莊嚴の具や御堂供養の時に法師原へ出す布施物の用で、梶原景季と義勝房成尋とが上洛し、三日には義朝の遺骨並に正清の遺骨を輿に載せ賴朝自ら素服を着て之に供をして葬送し、二十九日には堂の內陣板敷の削上げを親しく監臨して技師等に賞品を與へ、十月三日には導師請僧等の布施の事を見、十一日には、御堂佛後に畫かれた淨土瑞相並に二十五菩薩像の彩色が終つたのを檢分し、二十四日供養の當日には、束帶の姿で自ら徒歩して堂に赴いてゐる。

四、平大納言の流され

九月二十三日、平家の餘黨の都の中に殘り留まつたるを皆國々へ遣さる①べき由、鎌倉より公家へ申され②たりければ、さらば遣さるべしとて、平大納言時忠の卿能登の國、內藏の頭信基佐渡の國②、讃岐の中將時實安藝の國③、兵部の丞正明隱岐の國④、二位の僧都全眞阿波の國③、法勝寺の執行能圓上總の國⑤、けうじゆ坊の阿闍梨融圓備後の國⑦、中納言の律師忠快は武藏の國⑧とぞ聞えし。或は西海の波の上、或は東關の雲のはて、先途いづくを期せず、後會その期を辨へず、別の涙をおさへつゝ、面々に赴かれけむ心の中、推し量られてあはれなり。

新釋 九月二十三日に、平家の一黨で生殘つてゐる者が、まだ京都市內にゐるのを、皆それぞれ國々の流刑地へお遣しになるやうにと、鎌倉幕府から朝廷の方へ申されたので、それでは遣らうといふので、平大納言時忠の卿は能登の國、內藏頭信基は佐渡の國、讃岐守兼中將の時實は安藝の國へ、兵部の權少輔正明は隱岐の國へ、二位の權少僧都全眞は阿波の國へ、法勝寺の執行法眼能圓は上總の國へ、經誦坊の阿闍梨融圓は備後の國へ、中納言

（1）九月二十三日平家の餘黨國々へ遣さる　東鑑同日の條には前大納言時忠の配所下向のみを記してゐる。

（2）鎌倉より公家へ申さる　幕府から流刑の執行を朝廷へ督促したのである。時忠等配流の官符は旣に五月二十日に處せられてゐるにも拘らず、約三ケ月後の九月になつても彼等は在京したので、頼朝は大に怒り、これは義經が、時忠の聟になつた好しみで引留めてゐるのであらうとして、九月二日梶原景季を京都に派し、景季は十二日着京して直接朝延に促したので、二十三日漸く執行されたのである。

(2)内藏頭信基・丹波の國。東鑑には備後とある。

(3)讃岐の中將時實・安藝。同じく周防とある

(4)兵部少輔正明・隱岐。東鑑には前兵部權少輔井明は出雲とある。忠盛の子である。

(5)二位の僧都全眞・阿波國。全眞は權少僧都で、配は安藝である。これも忠盛の子。

(6)法勝寺の執行能圓・上總の國。能圓は法眼である。東鑑には配地を備中とある。

(7)けうじゆ坊の阿闍梨・離闍備後の國。經誦坊であらう。平忠盛の子で、清盛とは兄弟の關係である。

(8)中納言の律師忠快は武藏の國。忠快は教盛の三男である。權律

の權律師忠快は武藏の國へ流されるのだといふ事であつた。斯ういふ風で、或る人は西海の波の上へ、或る人は關東の雲の果て、遠く遣られることになつた、前途は何處へおちつくことか見當がつかず、再會の期はいつ又ある事かも分らないのである。別れを悲しむ涙をおさへながら、銘々配流地に赴かれた心中は、さぞかしと推量せられて氣の毒である。

中にも平大納言時忠の卿は、建禮門院の渡らせたまふ吉田(9)に參つて、申されけるは、「御暇申さむがために、官人どもにしばしの暇請うて參つて候ふ。時忠こそ責重うして、今日既に配所へ赴き候へ。同じ都の中に候ひて、御あたりの御事ども、承らまほしう存じ候ひしに、かゝる身に罷りなつて候へば、今より後、又如何なる御有樣どもにてか渡らせたまひ候はむずらむ、と思ひ置き參らせ候ふにこそ、更に行くべき空も覺えまじう候へ」と、泣く〳〵申されければ、女院(10)「實にも昔の名殘とては、そこばかりこそおはしつるに、今はなさけをかけ、問ひ訪ふ人も誰かあるべき」とて、御涙せきあへさせ給はず。

新釋　其の中でも平大納言時忠卿は、建禮門院のおいでになる吉田へ參つて申されたには「こちらへお暇乞に出るために、役人に暫く時間を貰つて參りました。此の時忠は罪責が重うございますので、今日これから配所へ參ることになりました。出來る事なら同じ此の京都市内に居て、お側まはりの御用やなんかも承りたいと存じて居りましたのに、こんな身の上になりましたから、これからは、どんな御不自由な御生活を遊ばす事かとそれが氣

がかりになつて、何處へ參る氣も致しません」と涙ながらに、さう申されると、建禮門院も、「ホントに昔なじみと云つたら、そなたが殘つて居られるだけだつたのに、其のそなたまでが居なくなつたら、これからは親切に尋ねて來て呉れる人は誰もありますまい」と仰やつて、お涙を止めかねていらつした。

抑もこの時忠の卿と申すは、出羽の前司とものぶ(11)が孫、贈左大臣時のぶ公(12)の子なりけり。故建春門院(13)の御兄、高倉の上皇の御外戚、又入道相國の北の方八條の二位殿も姉にておはしければ、兼官兼職、思の如く心のまゝなり。されば、正二位の大納言にも、程なく經上つ(14)て、撿非違使の別當にも三箇度(15)までなり給へり。此人の廳務の時は、諸國の竊盜、強盜、山賊、海賊などをば、樣もなく搦め取つて、一々に肱の本よりふつ〳〵と打ちきり〳〵、追つ放たる。されば人、惡別當とぞ申しける。主上並に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由の院宣の御使、御つぼの召次花形が面に、なみがたといふ燒印をせられけるも、偏に此時忠の卿の所爲なり。故建春門院の御名殘にておはしければ、法皇も御記念に御覽ぜまほしうは思し召されけれども、かやうの惡行によつて、御憤淺からず。判官も亦親しうなられ(16)たりければ、やう〳〵に申されけれども、適はずして、遂に流され給ひけり。

師で、東鑑には伊豆の國に流されたとある。即ち元暦二年五月二十四日に、伊豆國小河郷に到着してゐるのである。

(9)建禮門院の渡らせ給ふ。「吉田」建禮門院は吉田の律師實憲坊の寺にゐられたのである。「雍州府志」には、其寺を吉田の新長谷寺としてゐる。吉田山上にあつて、山蔭中納言創建の所だといふ。本尊は觀世音である。

(10)女院。建禮門院。

(11)出羽の前司とものぶ。具信である。出羽の國の前國司。

(12)贈左大臣時信。兵部權大輔正五位の下であつた。高倉天皇御踐祚について、母儀の父即ち外祖父たる故を以て仁安三年六月二十九日正一位左大臣を贈ら

れた。百練抄には時宣とある。

(13)建・春・門・院・　時信の女滋子、六條天皇の妃として憲仁親王をお産み申されたが、親王が仁安元年十月十日、御六歳で皇太子とならるゝに及び、二年正月十九日女御の宣旨を被り、三年皇太子踐祚して高倉天皇とならるゝに至り、三月二十日、二十七歳で皇太后宮となられた。

(14)正・二・位・の・大・納・言・に・も・程・な・く・經・上・り・　時忠の官界生活は久安二月三月十六日、十七歳にして非藏人であつた時から始まつて、治承三年正月七日、其五十歳の春に正二位となり、壽永二年正月二十二日五十四歳にして權大納言となつた。

(15)檢・非・違・使・の・別・當・に・も・三・ケ・度・　六條天皇の仁安三年七月三日、右

新釋　全體此の時忠卿といふ人は、出羽國の前國司具信の孫で、贈左大臣時信公の子であつた。亡くなられた建春門院の御兄君、高倉上皇の御外戚で、又入道相國夫人であつた八條の二位殿も其の御姉妹でいらつしたから、兼官兼職何でも思ひ通り心のまゝであつた。だから正二位の大納言にも間もなく陞任して、檢非違使の別當にも三度までお成りになつた。此の人が檢非違使廳の事務を主宰してゐられた時には、諸國の強竊盗や、山賊・海賊などを、わけもなく逮捕して、一々肱の部分からプッツリと腕を切つて追放された。それで世間の人はふるへ上つて、惡別當と綽名をつけた。安德天皇と三種の神器とを無事に都へお返し入れ申すやうにといふ院宣のお使に參つた御坪の召次花方の顔に、波形の燒印を押されたのも、只もう此の時忠卿のされた事である。亡くなられた建春門院の御遺族でいらつしたから、法皇もお形見に御覽じたいとは思召したが、こんな惡行をされた爲にお憤りが深く、判官義經も亦最近親類あひになられた關係上、段々と申上げられたが、お聽容れがなくつて、到頭お流されになつた。

子息の侍從時家(17)とて、生年十六になり給ふ。是は流罪には洩れて、叔父の宰相時光(18)の卿の許におはしけるが、昨日より大納言の宿所におはして、母上帥の佐殿共に大納言の袂にすがり、いまをかぎりの名殘をぞ惜まれける。大納言「遂にすまじき別かは」(19)と心強うは宣へども、さこそは心細かりけめ。年たけ齡傾いて、さしもむつまじかりける妻子にも、皆別れはて、住み馴れし都をば、雲井のよそにかへりみつゝ、古は名にのみ聞きし越路の旅に赴いて、遙々と下り給ふに、

彼は志賀・辛崎、此は眞野の入江、堅田の浦と申しければ、大納言泣く〳〵詠じ給ひけり。

かへり來むことはかた田(20)に引く網の目にもたまらぬわが涙かな

昨日は西海の波の上に漂ひて、怨憎會苦(21)の怨を扁舟(22)の中に積み、今日は北國の雪の下に埋もれて、愛別離苦(19)の悲を故郷の雲に重ねたり。

新釋 令息で侍從を勤められてゐるお方は時家と云つて、今年十六歳に成られる。これは流罪の連累中には漏らされて、叔父の宰相時光卿のところにおいでになつたが、昨日から父君大納言のお邸へ歸つていらつして、母上の帥の佐殿と共に、大納言の袂にすがつてこれが最後の別れになるお名殘を惜まれた。大納言は、「どうせはしないで濟む別れぢやあるまい」と氣強くは仰やつてはゐるものゝ、御心中では嘸お心細かつたであらう。年を取つて死期が近くなつてから、あれほどにもお仲のよかつた奧方や御子息にも皆別れて了つて、長年住みなれた都を、雲のあなたにかへりつゝ、昔は只名ばかり聞いてゐた三越地方への長途の旅に出て、遙々と下つておいでになると、護送の武士が、あれは志賀・唐崎、こちらに見えるのは眞野の入江、堅田の浦ですとお教へ申し上げたので、大納言は涙ながらにおうたひになつた。

歸り來むことはかた田に引く網の目にもたまらぬ我が涙かな

衛門督に任ぜらるゝと共に別當となり（第一回）高倉天皇の安元元年十二月十二日に再任、治承三年正月十九日に三任してゐる。

(16)列官も親しくならる。時忠の娘を義經が妻にしたことをいふ。

(17)侍從時家。時忠の子で伯耆守。

(18)宰相時光。時光ではわからない。別項考證を參照。

(19)遂にすまじき別か。人間にはいつか必ず死別といふものがあるといふこと。

(20)かた田。堅田に「難し」といふことをかけたのである。

(21)おんぞうゑく。怨憎會苦。佛教でいふ人生八苦の一つで怨み憎む者と共に居る苦みである。

(22)へんしう。扁舟。

小さな舟。
（三）哀別離苦。これも八苦の一つで愛する者と別れる苦み。

昨日は西海の波の上に漂うて、怨憎會苦の怨みを小さな舟の中に積み、今日は北國の雪の下に埋もれて愛別離苦の悲みを故郷の雲に重ねるのであつた。

【附記】　殊更たつて書き立てる程の事でもないが、時忠の「子息の侍從時家」が「叔父の宰相時光」の處にゐたといふ事は聊か研究を要する。最初のうちは一寸合點が行きかねたが盛衰記を見ると「子息時實時家中少將に成にき」と書いて、別に、「尾張の侍從時宗」と云ふ一子の名を揚げてゐる。これにヒントを得て不圖氣のついたは時忠の弟に平親宗といふ男がある事である。此の男は壽永二年（一八四三）平家沒落の時に當然解職されてゐるが翌元暦元年（一八四四）九月十八日には又還任して、兄時忠等の流された文治元年（一八四五）には參議即ち宰相であつた。「叔父の宰相」とは此の平親宗の事であらう。後此の年十二月廿九日には再び一門に連座して解職されてゐるが、文治三年（一八四七）四月二十三日には再び還任し、爾後累進して、土御門天皇の正治元年（一八五九）七月、正二位中納言として薨じてゐる。

（1）大名十人義經の部下として配屬せしめてあつた人々である。（2）內々御不審を被り給ふと聞えしかば。元暦二年四月、雜色吉持を田代冠者信綱の許に遣して、向後忠を關東に存ずるの輩は義經に隨ふべからざる旨を內々相觸れさせ、五月四日にも梶原景時の使に託して義經は勘當したから今後は彼の命令に従ふなと云ひおくつてゐる。

五、土佐坊斬られ

さる程に、判官には鎌倉殿より大名十人（1）附けられたりけるが、內々御不審を蒙り給ふと聞え（2）しかば、心を合せて一人づゝ皆下りはてにけり。兄弟なる上、殊に父子の契をして、一の谷・壇の浦に至るまで、平家を攻め亡ぼし、內侍所、璽の御箱、事故なう都へ返し入れ奉り、一天をしづめ、四海をすます。勳賞行はるべき所に、何の仔細あつてか、かゝる聞えのありけむと、上一人より下萬民に至るまで、人皆不審をなす。その故は、この春津の國渡邊にて、逆櫓立てう立てじの論をして、大に嘲かれしことを、梶原遺恨に思ひ、常は讒言して、終に失ひけるとぞ、後には聞えし。

新譯 さうかうするうちに、判官義經には其の部將として鎌倉殿から大名が十人配屬させてあつたが、內々或る嫌疑をお受けになつてゐるといふことが聞こえたので、みな言ひ合はせて、一人づゝ鎌倉の方へ下つて行つて了つた。元來賴朝公と判官とは兄弟である上に特に又親子の約束までして、判官は一ノ谷から壇の浦の戰に至るまで、殆ど不斷の奮鬪を續け、遂に平軍を攻め滅して、內侍所の神鏡と神璽の御箱とを無事に京都へ御返納申し、天下を鎭定し、四海を清澄にした。されば其の殊勳に對してゝ賞典があつてこそ然るべき

であるのに、どういふわけで、こんな風聞が行はれたのだらうと、上は天皇陛下から、下は一般國民までが、皆不思議に思つた。ところがこれは、此の年の春に攝津の國の渡邊で逆櫓を立てう、イヤ立てまいといふ爭論をして、人々に嘲笑された事を梶原が遺恨に思つて、絶えず頼朝公に讒言し、到頭判官を亡いものにしたのだといふ事が、あとになつて分つた。

研究 梶原の讒言ばかりが頼朝、義經不和の原因でない事は前にも書いた通りであるが、只さへ義經の獨斷擅行を不快に感じてゐた頼朝の怒の火に、一層油をかけたのが梶原の義經彈劾運動であることは爭はれない。梶原景時は既に壇ノ浦戰後の元暦二年四月に態々戰地から飛脚をよこして、義經が戰勝の功を自己一人に歸して、頼朝の勢威と將士の奮闘の力とを無視し、勢威に募つて事をするので、士卒　は只戰々競々として、眞實和順の志がないと報告し、自分景時に於ては頼朝の意のある所を知つてゐるから、義經のさうした非行を見る毎に諫止に力めたが、それが身の仇となつて動もすれば罰せられる、これではとてもこゝにはゐられないから、早く御免を被つて歸りたいと訴へて來てゐるが、翌文治元年義經に對する頼朝の不快感が益々濃厚となるに至るや、頼朝は景時の子景季を事に託して京都に派し、義經の邸に赴いて備前々司行家の所在を聽かしめ、兼れて義經の動靜を窺はせた。此のスパイが歸つて來て、自分は御使だと申して伊豫守殿(義經)のお邸へ參つたが、病氣だと云つて御面會がなかつた、一兩日して又參ると、今度は脇息に凭れて面會された、見ると如何にも顔色憔悴して、數ヶ所に灸治の痕があつた、行家追討の事を云ひ出すと、伊豫守殿は、行家は普通の人間ぢやない、家來どもが行つたんぢや容易に屈服は出來まい、俺の病氣が直り次第何とかすると申せ、と云はれましたと報告すると、頼朝は、

「フン、あいつ虚病を使つたんだ、それで行家と通謀してゐることは證據明白だ」と云つた。其の時にも景時は口を出して、「初め景季が參つた時にはお逢ひにならないで、一兩日してから參るとお逢ひになつた、其間に細工が出來たんですね。一日絶食して一晩眠らないでゐたら、誰でも大病人のやうにゲツソリ痩せるものです。灸の痕なんかは幾ヶ所でも忽ちの間につけられます。行家と御同心の事はお疑ひになることはありません」と云つてゐる。そして、二三日後に義經追討の事が決したのである。

鎌倉殿、判官に勢の附かぬ間に、今一日も先に討手を上せたう思はれけれども、大名どもさし上せば、宇治。勢多の橋をも引き、京都の騷ぎもなつて、中々惡しかりなむず、如何にせむと思はれけるが、こゝに土佐坊昌俊(1)を召して、「和僧のぼつて、物詣(2)するやうで、たばかつて討て」と宣へば、土佐坊畏まり承つて、宿所へもかへらず、すぐに京へぞ上りける。

新釋 鎌倉殿は、判官に勢力の附かない間に今のうちに一日も早く討伐隊を上洛させたいとは思はれたが、大名どもを堂々と上洛させたんでは、判官の方でも其の防禦をなして、宇治川や勢多川の橋梁を破壞したり、京都の大騷動となつて、却つて結果がよくあるまい。これはどうしたものだらうかと色々と思案されたが、その末に土佐坊昌俊を呼出して、「貴僧が上洛して、何處かの寺へでも參詣しに來たやうな風を裝うて行つて、だまし討にしろ」と仰やると、土佐坊は直ぐ承知をして、自分の家へも歸らず、早速上京した。

研究 「物詣するやうで、たばかつて討て」とあるのは例の此物語の小説的筆致である。

(1)土佐坊昌俊・平氏征討の實戰にも參加した男で、他の人々はさすがに辭退した中に、此の昌俊は進んで承知したのである。元奈良法師であつたが軍人となつて賴朝に屬し、老母及妻子は下野においてゐた。

(2)物詣・神社寺院に參詣すること。例へば奈良の七大寺詣、熊野詣の類。

實は弟の三上彌六家季、錦織三郎、門眞太郎、藍澤二郎、等八十三騎の部隊を引率して、行程九日間の豫定で進發したのである。

九月廿九日に、土佐坊都へ上つ(1)たりけれども、次の日まで判官殿へは參ぜず。判官、土佐坊が上つたる由を聞し召して、武藏坊辨慶を以て召されければ、やがて連れてぞ參つたる。判官、「如何に土佐坊、鎌倉殿より御文はなきか」と宣へば、「別の御事も候はぬ間、御文をば參らせられず候ふ。御詞に仰せ候ひつるは、當時都に別の仔細の候はぬは、さて渡らせ給ふ御故なり、相構へて能く〳〵守護せさせ給へと申せ、とこそ仰せ候ひつれ。」と申しければ、判官、「よも然はあらじ。義經討ちに上つたる御使なり。大名どもさし上せば、宇治・勢多の橋をも引き、京都の騷ともなつて、中々惡しかりなむず。和僧上つて、物詣するやうで、たばかつて討て、と仰せつけられたンな」とのたまへば、土佐坊大に驚き、「何によつてか、只今さる御事の候ふべき。是は聊宿願(2)の仔細候うて、熊野參詣のために、罷り上つて候ふ」と申しければ、その時判官「景時が讒言によつて、鎌倉中へだに入れられずして、追ひ上せられしことはいかに」。土佐坊、「其の御事は如何がまし〳〵候ふやらむ、知りまゐらせぬ候。昌俊に於ては、全く御腹黑く(3)思ひ奉らぬ候」と一向不忠なきよしの起請文を、書き進ずべき由を申す。

(1)九月二十九日に土佐坊上洛　これは何かの誤りであらう。土佐坊の出發は十月九日で、それから行程九ヶ日の豫定で行つたのであるから十月十七八日でなくば着京は出來ない筈である。

(2)宿願　立ててから願ほどきをするまでの間の願。即ち立願の條件がまだ成就しないで進行に置かれてゐる間の願。

(3)御腹黑く云々　心

中に不正を蓄へないとの意。日本書紀にも、天照大神に對し奉つて惡意を抱持しないことを誓はれたスサノヲノミコトの言葉に、惡意の事を「黑心」と書いてある。

（4）七枚の起請　七枚といふ數が出てゐるのは面白い。此の當時旣に七枚を書く例が存在したと見える。起請は神々を起し請ひ來つてそれに誓を懸けて、若しそれに背いた時は、死を以て罰してくれとするもので、呪文の一變形である。義經の腰越狀の中にも「數通ノ起請文」とある。

判官「とてもかくても、鎌倉殿によしと思はれ奉つたる身ならばこそ」とて、以ての外に氣色惡しげに見え給へば、土佐坊一旦の害を遁れむがために、居ながら七枚の起請(4)を書き、或は燒いて飮み、或は社の寶殿に籠めなどして、許りてかへり、大番衆の者共催し集めて、その夜やがて寄せむとす。

新釋 九月二十九日に土佐坊は着京したが、次の日になつても判官殿のお邸へは參らなかつた。判官は土佐坊が上洛して來たといふことをお聞きになつて、武藏坊辨慶を使としてお呼寄せになつたので、辨慶は直ぐに引きつれて參つた。判官は見て、「どうだ土佐坊、鎌倉殿からのお手紙はないのか」と仰やると、土佐坊は「イヤ別に大した御用もございませんのでお手紙はございません。只御口上で申せと仰やいましたのは、當時京都に何事もないのは、あなたがさうしておいでに成ればこそだ、なほ此の上とも氣をつけてよく御守護申上げるやうにと申せとの仰せつけでございました」と申したので、判官は嘲笑して「イヤ決してさうではあるまい。本當は鎌倉からのお使として此の義經を討ちに上つて來たのだ。大名どもを上洛させたら、向ふでも氣がついて、宇治川や勢多川の橋梁を撤去したりして、京都の騷動になつて、却つて結果が面白くなからう。お前が上洛して、何處かへ參詣にでも來たやうな風を裝うて、だまし討にしろと仰せつけられたな」と仰やつた。土佐坊は非常に驚いて「何のために只今そんな事がございませう、私が上洛致しましたのは少し前々からの願懸がございまして、熊野へ參詣する爲でございます」と申上げると、其の時に判官は「それぢやア聞くが、景時が讒言したゝめに、鎌倉の市中へさへ此の義經を入れ

られないで、追ひ上された一件はどうしたのだ」と反問された。土佐坊は「其の事はどうございますか存じません。但し拙僧と致しましては、あなた様に全然何の悪る氣もございません」とさう云つて、少しも不忠な心がないといふことを起請文にして差上げますと申した。判官は、「そんな事はどうと 勝手にしろ、どうせ兄の鎌倉殿にはよく思はれてゐない俺なんだから」と仰やつて、以ての外に御機嫌がわるい御様子なので、土佐坊は目前の危害を免れたさに、其の場で七枚の起請を書いて、或るものは燒いて灰にして飲み下し、或るものは神社の神殿へ納めたりして、漸く許されて宿に歸ると、大番衆の者どもを召集して 其の晩直ぐに義經の邸を襲撃しようとした。

(1)磯の禪師　讃岐の小磯の人で、男舞に長じた舞妓である。
(2)靜　磯の禪師の娘で義經の妾である。
(3)御内　お内、お館
(4)起請法師　今起請を書いた土佐坊の事を罵つて云ふた語。
(5)はした者　下級の下女、「はした」は「端タ」で、タは、フイニキスである。賤民と良民との中間階級を云

判官は、磯の禪師(1)といふ白拍子が女、靜(2)といふ女を寵愛せられけり。靜傍を片時も立ち去ることなし。靜申しけるは、「大路は皆武者にて候ふなる。御内(3)より催のなからむに、これほどまで大番衆の者どもが騒ぐべきことや候ふべき。如何さまにも、是は晝の起請法師(4)が仕業と覺え候ふ。人を遣して見せ候はゞや」とて、六波羅の故入道相國の召しつかはれけるかぶろを三四人召しつかはれけるを、二人見せに遣す。程經るまでかへらず。女はなかなか苦しかるまじとて、はした(5)もの一人見せに遣す。やがて走り歸つて、「かぶろとおぼしきものは、二人ながら土佐坊が門の前に斬り伏せられて候ふ。門の前には、鞍置馬ども引つ立て引つ立て、大幕の中には、ものども鎧着、兜の緒をしめ、矢かき負ひ、弓

押し張り、只今寄せむと出で立ち候ふ。すこしも物詣のけしきとは見え候はず」と申しければ、判官「さればこそ」とて、太刀取つて出で給へば、靜、着背長取つて投げ懸け奉る。高紐ばかりして(6)出で給へば、馬に鞍置いて、中門の口に引つ立てたり。判官是に打ち乘り、門あけよとて、開けさせ、今や〳〵と待ち給ふ所に、夜半ばかりに土佐坊、ひた兜四五十騎(7)、總門の前に押し寄せて、鬨をどつとぞ作りける。判官鐙蹈張り立ち上り、大音聲をあげて、「夜討にもまた晝軍にも、義經たやすう討つべきものは、日本國には覺えぬものを」とて、馳せ廻り給へば、馬に當てられじとや思ひけむ、皆中をあけてぞ通しける。さる程に、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、御うちに夜討入つたりとて、あそこの宿所こゝの館より馳せ來る程に、判官ほどなく六七十騎になり(8)給ひぬ。土佐坊心は猛う寄せたれども、たすかる者は少う、討たるゝ者ぞ多かりける。土佐坊敵はじとや思ひけむ、稀有にして鞍馬の奥へ引き退く。

新釋 判官義經は磯の禪師といふ白拍子の娘で靜といふ女を愛してゐられた。此の靜は義經の側を暫くの間も離れないでゐた。此の晩になつて靜が申したには、「大通りは大方武士で一ぱいになつてゐます。こちら樣から御召集遊ばさなければ、こんなに大番衆の人たち

ふことから轉じて下級の女をいふやうになつたのである。

(6)高紐ばかりして。鎧を引つかけて高紐を結んだゞけでの意。

(7)ひた兜四五十騎。東鑑には「水尾谷十郎已下六十餘騎の軍士を相具して云々」とある。

(8)判官程なく六七十騎になる。此の時義經部下の勇士は、西河邊へ夜の散歩に出で、幾人もゐなかつたので、義經は、殘つてゐた佐藤忠信等と共に、自ら門戸を開いて駈出て奮戰したのである。

が騒ぎ立つことは無い筈です。どうもこれは晝間參つた起請屋さんの仕業らしうございます。誰かに見せに遣りませうか」と云つて、六波羅の亡くなつた入道相國が召使はれた禿を三四人お使ひになつてゐたのを二人まで見せに遣つた。すると二人とも、いくら待つても歸つて來なかつた。こんな時に女なら却つて差支あるまいと云ふので、下女を一人見せに遣つた。すると直ぐ走つて歸つて來て「禿らしい者は二人とも土佐坊の宿の門前で斬倒されてゐます。門の前には鞍を置いた馬を幾疋も幾疋も引張つて來て、大きな幕張の中では、武士たちが鎧を着て、兜の緒をしめて、矢を背負つて、弓の弦を張つて、今にも何處かへ押寄せてゆく支度をしてゐます。ちつともお寺參りらしい樣子は見えません」と申したので、判官は「果して俺の思つて居た通りだ」と云つて、太刀を取つてお出になると、靜は御着用の鎧を取つて肩にお投げかけ申上げる。それを急いで着て高紐だけ結んで　立出でになると、其の間に兵士が馬に鞍を置いて中門の出口の所に引立てゝ待つて居た。判官はヒラリとそれに乘つて「門をあけろ」と云つてあけさせ、今に押寄せて來るか來るかと待受けていらつしやると、夜中時分になつて、土佐坊はスッカリ武裝した者ばかり四五十騎で大門の前へ押寄せて、鬨の聲をワーッとあげた。判官はそれと見ると、鐙をウンと踏張つて馬上に立上り、大きな聲を張上げて「夜襲にも、又、晝間の戰にも、義經を易々と討てる者は此の日本には一人もあるまいぞ」と云つてお驅廻りになると、其の馬蹄に蹴當てられまいと思つてか、皆恐れて中をあけて通した。其のうちに、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などゝ云ふ一人で千人分の働きをする兵士たちが、主君のお館に夜襲に來た者があると聞いて、あつちこつちの宿所から馳けつけて來たので、判官は間もなく六七十騎の勢力に成られた。土佐坊は向ふいき

ばかり強く押寄せて來たが、此の有樣で、命を助かる者は少く、討たれる者が多かつた。土佐坊は其の形勢を見て、これは勝てないと思つたものか、命からがら鞍馬山の奧へ退却した。

鞍馬は、判官の故山なりければ、彼所の法師搦め取つて、判官殿へ遣す。僧正が谷といふ所に居たりけるとかや。土佐坊その日の裝束には、かちの直垂に黒革縅の鎧きて、出張の頭巾(1)をぞきたりける。判官緣に立つて、土佐坊を大庭に引きすゑさせ、「如何に土佐坊、起請には早くもうてたる(2)ぞかし」と宣へば、「さん候ふ。主に仕へて候へば、うてゝ候ふ」と申す。判官涙をはら〳〵と流いて、「主君の命を重んじて私の命を輕んず、志の程誠に神妙なり。和僧命惜しくば助けて鎌倉へ返し遣さむはいかに」と宣へば、土佐坊居直り畏まつて、「こは口惜しき事をも宣ふものかな。助からむと申さば、殿は助け給ふべきか。鎌倉殿の、法師なれども、おのれぞねらはむずるものをと、仰を蒙つしよりこのかた、命をば兵衞の佐殿に奉りぬ。なじかは再び取り返し奉るべき。只芳恩には、疾く〳〵頭を刎ねられ候へ」と申しければ、さらばとて、やがて六條河原へ引き出いてぞ斬り(3)てんげる。譽めぬ人こそなかりけれ。

新釋 鞍馬は判官義經と古い關係のある山だつたから、其處の寺の法師が土佐坊を見つけ

(1)出張の頭巾 紺色で頭部の尖つた頭巾。入道の着用である。

(2)うてる 負けてグニヤリとなること。今日の俗語で野菜がしなびたのをも、又、日光の直射に曾うて草が萎れたのをも共に「うてた」と稱する。

(3)六條河原へ引出して斬る 土佐坊昌俊等

が六條河原で斬られて梟首されたのは、事件九日後の二十六日である。

て逮捕して、翌日判官殿の所へ突出した。僧正ヶ谷といふ所に隠れてゐたたとかいふことである。土佐坊の其の日の服裝は、褐色の直垂の上に黑革縅の鎧を着て、出張頭巾を着てゐた。判官は緣側に立つて、土佐坊を廣庭へ引据ゑさせ、「どうだ土佐坊、お前は起請文に書いた神罰をもう受けたぞ」と仰やると、土佐坊は「さやうでございます、主命で止むなく神罰を受ける覺悟で書きましたから、其の通り御罰を受けました」と申した。判官は聞いて淚をハラハラと流して「主君の命令を大切に思つて、自分の命を捨てることを何とも思はないといふ忠義な志は、誠に感心である。お前が若し命が惜しければ助けて鎌倉へかへして遣らうと思ふがどうだ」と仰やると、土佐坊は居ずまゐを直して、襟を正して「これは情ないことを仰やいます。助かりたいと申したら殿はお助けになりますか。鎌倉殿が、お前は法師でこそあるが、きつと刺殺の目的を達するに違ひないとお見込みになつてお下しになりました御命令をお受け致しましてからは、私の命は兵衞の佐樣に差上げました。どうして二度と又お返し申せるものですか。お情があつたら只早く首を斬つて下さい」と申したので、それではといふので、直ぐ六條河原へ引出して、首を斬つた。誰も彼も其の武士らしい最期を譽めぬ人はなかつた。

六、判官都落

こゝに足立新三郎(1)といふ雜色あり。「きやつは、下臈なれども、性賢しき者にて候。召し使はれ候へ」とて、鎌倉殿より判官に附けられ(2)たりけるとかや。是は内々九郎が振舞を見て、我に知らせよとなり。土佐坊が斬らるゝを見て、夜を日に繼いで馳せ下り、此由かくと申しければ、鎌倉殿大に驚き、舍弟三河の守範賴に、討手に上り給ふべきよし宣へば、頻に辭し申されけれども、如何にも叶ふまじきよしを重ねて宣ふ間、力及ばず、急ぎ物具して、御暇申に參られたりければ、鎌倉殿、「和殿もまた九郎が振舞し給ふなよ」と宣ひける御言葉に恐れて、宿所にかへり、急ぎ物具ぬぎ置き、京上りをば思ひ止まり給ひぬ。全く不忠なきよしの起請文を、一日に十枚づゝ、晝は書き、夜は御壺の内にて讀み上げ〱、百日に千枚の起請を書いて參らせたりけれども、叶はずして、範賴終に討たれ(3)給ひけり。

新釋 こゝに義經の部下に足立の新三郎といふ雜色があつた。「こいつは下郎ではあるが、氣の利いた人間だから、手もとでお使ひなさい」と云つて、鎌倉殿から判官に附けて置か

---

(1)足立新三郎　賴朝部下の雜色。

(2)判官に附けらる　後世の「附け人」又は「附家老」式の不表見的なものであつて、監視者といふよりも寧ろ純然たるスパイの性質を有してゐる。

(3)範賴終に討たる　範賴は當麻太郎一件から一層賴朝の疑惑を濃くして、伊豆の修禪寺に拘置せられたが其の臣

橘太郎左衛門、江瀧口、梓刑部等も、兵力で範頼を守らんとした爲め更に憎みを買ひ、翌建久左年の秋、梶原景時、景季景高等五百騎に不意に攻められた。此の時範頼は、鎧を着る間もなかつたので弓を射て奮戰したが、矢盡きて自ら火を放ち自殺した。此の不幸な武人の墓は、修善寺温泉場を去る約四丁餘の小丘の上にあつて、名ばかりの祠宇が建てられてゐる。修禪寺には範頼使用の遺品と傳へられる鞍と鐙とを藏する。

れたのだとか云ふ事である。此者は内々注意して九郎の擧動を視てゐて、少しでも不審な事があつたら俺に内報しろといふ秘密命令を受けてゐたのである。それが、土佐坊の斬られたのを見て、晝夜兼行で鎌倉へ驅け下つて、其の顛末を報告したので、鎌倉殿は非常に驚いて、弟の三河の守範頼に、討伐のため上洛されるやうにと仰やつた。三河ノ守は頻に辭退されたが、どうしても行けと重ねて又云はれたので、仕方なしに、急いで武裝をしてお暇乞に參られると、鎌倉殿は見て、「あんたも又九郎のやうな眞似をしてはいけないよ」と仰やつた。それで三河守は急に恐ろしくなつて、自宅に歸つて、急いで武裝を脱ぎ捨てゝ、斷然上洛をお思ひとまりになつた。不忠な志は少しもないと云ふ起請文を、一日に十枚づゝ、晝間に書いて置いて、夜はそれを御殿の前庭の中で繰返して讀上げ、百日間に千枚の起請を書いてお上げになつたが、そんなにしても効が無くつて、範頼は到頭お討たれになつた。

研究　當時の起請文とは、どんな形式のものであるかを明らかにするために、こゝに範頼が兄頼朝に差示した起請文の原文を摘記して置かう。

敬立申

起請文事。

右爲二御代官一。度度向二戰場一畢。平二朝敵一盡二愚忠一以降。全無レ貳。雖レ爲二御子孫將來一。又以可レ存二貞節一者也。且又無二御疑一叶二御意一之條。具見二先先嚴札一。秘而蓄二箱底一。而今更不レ誤而預二此御疑一。不便次第也。所詮云二當時一、云二後代一、不レ可レ挿二不忠一。早以二此趣一可レ誡二置子孫一者也。萬之一仁毛令レ違二犯此文一者。上梵天帝釋。下界伊勢。春日。賀茂。別氏神正八幡大菩薩等之神罰於。可レ蒙二源範頼身一也。仍謹愼以起請文如レ件。

建久四年八月

此の起請文が書かれたのは、日附を見ても知れる通り、義經討伐事件のあつた文治元年からは八年の後であつて、隨つて義經問題と直接の關係はない。東鑑には「是叛逆ヲ企ツルノ由聞食シ及ブニ依ツテ御尋ノ故ナリ」とあるが、あんまり突然の事實で、わけが分らない。傳ふる所によると、此年五月には富士の裾野の狩場である曾我兄弟の復讐事件があつて危害が賴朝に及んだといふ飛報が鎌倉に達したので、妻の政子が大に驚き悲んだのを、範賴が側で慰めて、お案じなさるな私がついてゐますと云つた。それを後に賴朝が聞いて之を怨んだのが事の起因だといふ。兎に角好人物範賴に謀叛の企圖などのあらう筈はないが、疑ひの黴菌が一たび人の胸中に寄生すれば、忽ち醱酵と分解とは驚くべき加速度を以て起生する。範賴が戰々兢々として書いて出した折角の起請文も、賴朝の眼には憎惡の對象であつた。彼は其の文〻に參河守源範賴とあるのを怒つて、範賴が一族めかして源の姓を名のるのは過分であると罵つた。使に行つた大夫屬重能が辯疏して、故左馬頭殿の賢息ならば即ち御舍弟である、上奏書にも舍弟範賴とあるではないかと云つたが、用ゐられなかつた。範賴は重能から其の事を聞いて周章したが、賴朝からは其後重ねて何の沙汰もなかつたので、益々憂懼に堪へず、家人當麻の太郎を夜密かに賴朝の邸に遣して、形勢を探らしめた。それで當麻の太郎は八月十日の晩に、賴朝の寢所の下に忍び込んだが、發覺して捕へられた爲め、事件は急速度に惡化して、其十七日遂に範賴は「歸參其期有ルベカラズ偏ニ配流ノ如キ」狀態で伊豆國へ護送された。そして遂に死に直面したのである。

次に北條の四郎時政に、六萬餘騎をさし添へて、討手に上せらるゝ由きこえしか

ば、判官、宇治。勢多の橋をも引き、防がばやと思はれけるが、こゝに緒方の三郎維義は、平家を九國の中へも入れずして、追ひ出す程の多勢のものなり「我に頼まれよ」と宣へば、「さ候はゞ、御うちに候ふ菊池の次郎高直(1)は、年來の敵で候ふ間、賜はつて斬つて後、頼まれ奉らむ」と申しければ、判官左右なう賜うてけり。やがて六條河原へ引き出いてぞ斬つてける。その後維義了承す。

新釋　範頼が辭退をしたので、今度は北條の四郎時政に六萬餘騎の兵力をつけて、討伐軍として上洛せしめられるといふ情報が京都に達したので、判官は宇治川・勢多川の橋梁を破壞して防戰しようかと思はれたが、それについては、緒方の三郎惟義は、平家を九州の中へも入れないで、追ひ出す程の大兵力を擁してゐる者であるから、之を味方にしたいものだと考へて、「どうだ俺の味方に頼まれてくれないか」と仰やると、惟義は、「それでは御部下に居ります菊池の次郎は、年來の敵ですからお引渡しを戴いて、あいつの首を斬つてから、お頼みに應じませう」と申したので、判官は直ぐに菊池の次郎を下された。惟義は直ぐそれを六條河原へ引出して斬り捨てた。さうしてから初めてお味方たることを承諾した。

おなじき十一月二日の日、九郎大夫の判官院參(1)して、大藏卿泰經の朝臣をもつて、奏聞せられけるは、「頼朝郎等どもが讒言によつて、義經討たむと仕り候ふ。宇治・勢多の橋をも引き、防がばやとは存じ候へども、京都の騷ともなつて、な

(1)菊池次郎高直　當時九州菊池の族長である。但し本系圖によると隆直が正しい。そして、吾妻鏡には、力を平氏に貸した爲め頼朝に殺された事に成つてゐる。

(1)判官院參　義經は文治元年十月十一日、十三日の兩日既に仙洞御所に參つて叔父行家の爲に辨解して、又、自

介は平氏撲滅の大功あるにも拘らず、一旦與へた所領を悉く奪ひ返し、剩へ誅戮を加へんとしてゐる、此上は頼朝追討の官符を戴きたい、お許しがなくば我々は自殺の外はないと願つて出てゐる。それで十八日に仙洞御所では公卿會議があつて、當時義經の外には京都警衞の武士がない、若し其願を排けて亂暴でもされたら防ぐことが出来ないから、當座の難をのがれるため、先づ宣旨を與へ追つて委しいわけを關東へ云つてやつたら頼朝だつて怒るまいといふので遂に宣旨を與へてゐる、しかし、十月二十九日頼朝自ら東國の健士等を引きつれて出發し、十一月一日黄瀬河に到着した其翌日、義經は避けて西國に赴くことを決意し、三日使者を御所に出して鎌倉の譴責を遁れんが爲に、鎮西に落ちて參ります、

か〳〵惡しう候ひなむず。一先鎭西の方へも落ち行かばやと存じ候ふ。あはれ院の廳の御下文をたまはつて、罷り下り候はゞや」と申されたりければ、法皇、此事いかゞあらむずらむ、と思召し煩はせ給ひて、諸卿に仰せ合はせらる。諸卿申されけるは、「義經都に候ひなば、東國の大勢亂れ入つて、京都の騒動絶えまじう候ふ。暫く鎭西の方へも落ち行き候はゞ、其恐あるまじう候ふ」と申されたりければ、さらばとて、鎭西の者ども、緒方の三郎維義を始として、うすき、へつぎ、松浦黨に至るまで、皆義經が下知に從ふべきよしの、院の廳の御下文をたまはつて、明くる三日の卯の刻に、都に聊の煩もなさず、波風をも立てずして、其勢五百餘騎(2)でぞ下られける。

新釋 其の十一月二日の日に、九郎大夫の判官は院の御所へ參つて、大藏卿泰經朝臣のお執次を以て奏聞せられたには「賴朝は家來どもの讒言を聞いて、此の義經を討たうと致します。宇治川や勢多川の橋板を撤去して防戰しようかとも存じますが、それでは帝都の騒動になつて、却つて不本意な事にならうと存じます。それで一先づ九州の方へ落ちて行かうと存じます。どうか院の御所の宣旨を戴いて、下りたいと存じますが」とさう申されると、法皇は、此の事はどんなものだらうと御思案にお餘りになつて、諸公卿に御相談になつた。すると諸公卿が申されたには「義經が都に居りましては、關東の大軍が亂入して參つて、京都の騒動は絶間があるまいと存ぜられます。暫く九州の方へでも落ちて行きまし

最後のお暇乞に参るのでございますが、異様の服装をして居りますから失禮しますと云つて出かけたのである。

（2）其勢五百餘騎。　東鑑には前中將時實、侍從良成、伊豆右衛門尉有綱、堀彌太郎景光、佐藤四郎兵衛尉忠信、伊勢三郎能盛、片岡八郎弘經、辨慶法師已下三百餘騎とある。

（1）多田太郎頼基。　多田の一族であらう。東鑑には「攝津源氏多田藏人大夫行綱、豊島冠者等前途ヲ遮ッテ聊カ矢石ヲ發ツ」とある。

（2）川原津。　地點不明東鑑に「今日豫州河尻ニ至ルノ聞」とあるところを見ると、淀川尻の一地點であらう。盛衰記には「當國の中、小溝と云ふ所」とある。

（3）明くる四日　東鑑には大物乘船を六日としてゐる。

（4）折節西の風烈しく

たら、其の懸念はございますまい」とさう申されたので、それではといふので、九州の者ども、緒方の三郎惟義を始として、臼杵、戸次、松浦黨に至るまで、皆義經の指揮に從ふやうに」といふ院の廳の宣下文を頂戴して、翌三日の午前六時に、京都には少しの迷惑もかけず、何の騷動も起さずに、約五百騎の兵力で下つて行かれた。

こゝに津國の源氏　多田の太郎頼基（1）、此由を聞いて、「鎌倉殿と中違うて下り給ふ人を、左右なう我が門の前を通しなば、鎌倉殿のかへり聞し召されむずる處もあり。矢一つ射懸け奉らむ」とて、手勢六十餘騎、川原津（2）といふ所に追つついて、攻め戰ふ。判官その儀ならば、一人も洩らさず討てやとて、五百餘騎取つて返し、多田の太郎六十餘騎を中に取りこめて、我打ち取らむとぞ進みける。多田の太郎頼基、家の子郎等多く討たせ、我身手負ひ、馬の太腹射させ、力及ばで引き退く。殘り留まつて防ぎ戰ひける兵ども、二十餘人が首斬りかけさせ、軍神に祭り、喜の關をつくり、門出よしとぞ悅ばれける。その日は、津の國の大物の浦にぞ着き給ふ。明くる四日（3）の日、大物の浦より船にて下られけるが、折節西の風烈しう（4）吹きければ、判官の乘り給へる船は、住吉の浦へ打ち上げられて、それより吉野山へ（5）ぞ籠られける。吉野法師に攻められて（6）、奈良へ落つ（7）。奈良法師に攻められて、又都へ返りのぼり、北國にかゝつて、終に奥へぞ下られけ

る。

新釋 こゝに攝津の國の源氏で多田の太郎賴基は、此事を聞きつけて、鎌倉殿と不和になつてお下りになる人を、易々と我が門前を通して遣つたら、他日鎌倉殿へ聞こえた時の思はくもある、矢を一筋でもお射かけ申さうといふので、部下の兵六十餘騎と共に、河原津といふ所で追ひついて攻撃を開始した。義經の方では、さういふ事なら、一人も生かして歸すな、討てッと云つて、五百餘騎の者が引返して、多田の太郎の六十餘騎を包圍して、我こそ討取つてくれようと進撃した。多田の太郎賴基は此の遭遇戰で、一族や家來の者を大勢討取られ、自身は負傷した上に、乘馬の腹部を射られたので、戰鬪力を失つて退却した。それで義經方では、あとへ殘つて防戰した兵士等二十人餘りの首を斬つて其邊の樹に懸けさせ、之を軍神へのサクリフアイスとして祭り、喜びの鬨の聲をあげて、出がけに緣喜がいゝと云つて喜ばれた。其の日は、攝津の國の大物の浦にお著きになつた。翌四日の日には大物の浦から船で九州の方へ下つて行かれたが、ちやうど其の機會に、西風が烈しく吹いたので、判官の御乘船は住吉の海岸へ打上げられた。判官はそれから吉野山へ行つて潜伏してゐられた。ところが吉野の法師たちがそれを知つて攻寄つたので、追出されて奈良の方へ落ちられた。しかし又奈良法師にも攻め出されたので、再び都へ歸り上り、北國の方へかゝつて、到頭奧州へ下られた。

判官の都より具せられたりける十餘人の女房たちをば、皆住吉の浦に捨て置かれたりければ、こゝやかしこの松の下、砂の上に倒れ伏し、或は袴踏みしだき(8)、

「疾風俄ニ起ツテ逆浪船ヲ覆ヘスノ間、慮外ニモ渡海ノ儀ヲ止メ、伴類分散ス」と東鑑にある。

(5)それより吉野山へ　此の時辛うじて生を保ち得たのは、伊豆右衛門尉有綱、堀彌太郎、武藏坊辨慶、靜と僅に四人であつたが、二日目の夜は天王寺邊に宿泊し、それから遂電して吉野山へ行つたのである。

(6)吉野法師に攻められて　京都では義經が大物浦で漂沒したといふ風聞が高かつたが、逃亡の疑ひもあるので、賴朝の意を憚つて、公卿等は再三逮捕命令を發し、山林河澤の間を搜索させてゐる。次で義經は吉野山へ逃げ込んだとの風聞が立つたので、吉野の山寺の執行は惡僧等を召集して一層嚴密に搜索した。靜女の供述に依ると、義經は五日間此山に隱

或は袖かたしいて、泣き居たりけるを、住吉の神官是を憐むで、乘物どもを仕立てゝ、皆京へぞ送りける。判官の宗と頼まれたりける緒方の三郎維義、信太の三郎せんじやうよしのり⑨、備前の守行家等が乘つたる船どもゝ、こゝかしこの浦々嶋々に打ち上げられて、互に其行方をも知らざりけり。西の風忽に烈しう吹きけるは、平家の怨靈⑩とぞ聞えし。

新釋 判官が京都からつれて行かれた十人餘りの婦人たちは、皆住吉の海岸へ捨てゝ行かれたので、あつちやこつちの松の下や砂の上に倒れ伏して、ある者は袴をクチヤクチヤに踏み下げ、或る者は片袖を蒲團がはりに敷いて泣いてゐたのを、住吉の神官たちが見て憐れがつて、態々乘物の支度をしてやつて、皆京都へ送り還した。判官が主力として頼まれた緒方の三郎惟義や信太の三郎先生義敎、備前の守行家等の乘つてゐた船も、あつちこつちの海岸や島に打上げられて、どうなつたのか互に其の行方も知らなかつた。西の風が急に烈しく吹いたのは、平家の亡靈の仕業だといふことであつた。

同じき七日の日⑪、北條の四郎時政、六萬餘騎を相具して上洛す。明くる八日の日院參して、「伊豫の守源の義經、並に備前の守行家、志田の三郎せんじやうよしのり、皆追討すべきよしの院宣賜はるべき由、賴朝申し候」と申されければ、法皇やがて院宣をぞ下されける⑫。去んぬる二日の日は、義經申し請くる旨に任せ

れてゐたが、衆徒蜂起の由を聞いて、假に山臥の姿になつて逐電したといふ。

（7）奈良へ落つ　吉野を逃げた義經は、それから多武峯へ行つて南院の十字坊に身を置いたが、寺は狹いし、兵力はなし、するので、道德、行德、捨悟、拾禪、樂遠、樂圓、文妙、文實の八僧がつきそつて、又十津川の方へ落ちて行つた。

（8）袴踏みしだき　着てゐる袴を漸次に踏み下げてクチヤクチヤにすること。踏み下繰るの轉訛。

（9）信太の三郎先生義敎　先生は帶刀先生で東宮武官の長である。

（10）平家の怨靈　謠曲船辨慶には、船を出さうとすると、急に風が變つて、「あら不思議や、海上を見れば、西

て、賴朝背くべきよしの院の廳の御下文をなされ、同じき八日の日は、賴朝の卿の申狀によつて、義經討つべきよしの院宣を下さる。朝にかはりゆふべに變ず。只世の中の不定こそ悲しけれ。

新釋 同じく十一月の七日の日に、北條四郎時政は約六萬騎の兵を率ゐて上洛した。翌八日の日に院の御所へ參つて「伊豫の守源の義經、並に備前の守行家、信太の三郎先生義敎を皆追討するやうにとの院宣を頂きたいと賴朝が申しました」と云つて其の御下附を申請されたので、法皇は直ぐに　宣を下された。去る二日の日には、義經の申請を御聽許になつて、賴朝に背けといふ趣意の院の廳の宣下を遊ばされ、同じ月の八日には、賴朝卿の申請に基いて義經を討てといふ院宣を下される。朝令暮改、世の中の事に少しも安定がないのは悲しい事であつた。

研究 今までは臨産時又は妄想、錯覺等を伴ふ神經性婦人患者の發作時に「物のけ」として現れるか、さもなくば怪奇的幻像を示すに過ぎなかつた怨靈なるものが、陰性女性的な從來の立場から躍進して、其の魔力により暴風雨現象を起すことを信ぜられる所まで發揚して來てゐるのは愉快である。これはあらゆる點から注意すべき研究事實である。

國にて亡びし平家の一門……義經をも海に沈めんと……潮を蹴立てて惡風を吹きかけ」たのを辨慶が「珠數さら〳〵と押しもんで」惡靈を遠ざけたさである。

(11)同じき七日時政上洛・此の「同じき」は十一月を意味するが、時政の入洛は十一月二十五日で、七日ではない。

(12)院宣を下さる・・・・・・行家、義經に關する宣旨は、同じく二十五日に出てゐるが、追討令ではなくて捜査命令である。

七、吉田の大納言の沙汰

さる程に、鎌倉の前右兵衛佐頼朝、日本國の總追捕使(1)を賜はつて、段別に兵糧米(2)宛て行ふべき由、公家へ申されたりければ、法皇仰なりけるは、「昔より朝敵を平げたる者には、半國をたまはるといふこと、無量義經(3)に見えたり。されども、左樣の事はありがたき例なり。是は頼朝が過分の申狀かな」とて、諸卿に仰せ合はせられたりければ、公卿僉議あつて、「頼朝卿の申さるゝ所道理半なり」と、諸卿一同に申されたりければ、法皇も力及ばせ給はず、やがて御許されありけり。諸國に守護(4)を置きかへ、莊園に地頭(5)を補せらる。かゝりしかば、一毛ばかりも隱るべき樣ぞなかりける。

新釋　其の後、鎌倉の前の右兵衛の佐頼朝は日本全國の各地に總追捕使及び地頭職の任命權を賜はつて、土地一段毎に一定額の兵糧米を賦課したい、といふ事を朝廷へお願ひ申されたので、法皇が仰せられたには、「昔から朝敵を征服した者には、國の半を賞與に遣るといふ事は無量義經に見えてゐる。しかしそんな實例は珍しい事である。これは頼朝として過分の要求といふものだ」とさう仰やつて、諸公卿に御諮詢になつたので、公卿たちは會議を開いて、「頼朝卿の申される所には、半分の道理があります」と全會一致で復奏された

（1）**日本國の總追捕使**　追捕使は當該行政區內の兇賊を逮捕することを掌る官で、概ね國司などが事に當つて任ぜられた。固より當初は臨時官であつたが、後には常任の官となり、更に世襲の官とまでなつた。後に一國のみならず十道を管する追捕使の任命を見るに及んで總追捕使の名を生じた。こゝに日本國の總追捕使とあるのは、其意味のもので、日本六十六ヶ國の總追捕使に頼朝がなつたとあるのは後世の誤りちがひである。東鑑文治二年三月一日の條には明らかに「諸國ニ總追捕使並ニ地頭ヲ補セラル」とある。即ち總追捕使は守護の意味に使つてある。

ので、法皇もどう遊ばしやうもなく、直ぐにお許しになつた。それで賴朝卿は早速諸國に守護を置き改め、庄園に地頭を補せられた。かうした處置を採られたから、髮の毛一筋だつても隱れてゐられやうはなかつた。

鎌倉殿かやうの事をば、公家にも人多しといへども、吉田の大納言經房卿(6)を以て申されけり。この大納言は、麗しき人と聞こえ給へり。その故は、平家に結ぼゝれたりし人々も、源氏の世の强りし後、或は文を遣し、或は使者を立てゝ、樣々に諂はれたりけれども、この大納言は然もし給はず。されば平家の時、法皇を城南の離宮に押しこめ奉つて、後院の別當を置かれけるにも、八條の中納言長方(7)卿、此大納言二人をぞ補せられける。權の右中辨光房の朝臣の子なりけり。然るを十二の年、父の朝臣失せたまひしかば、孤にておはせしかども、次第の昇進滯らず、三事の權要(8)を兼帶して、夕郎のくわんじゆ(9)を經、參議(10)、大辨(11)、太宰の帥(12)、中納言(13)、大納言に經上つて、人をば越え給へども、人には越えられ給はず。されば人の善惡は、錐嚢を通す(14)とてかくれなし。ありがたかりし大納言なり。

【新釋】鎌倉殿が、是等の事を廷臣にも人物は多くあるのに、殊に吉田の大納言經房卿の執奏を以て申された。此の大納言は行屆いた缺點のない人物だといふ評判を取つておいでに

（2）段別に兵粮米云々　東鑑文治元年十一月二十八日の條に「諸國ニ平均シ、權門勢家庄公ヲ論ゼズ、兵粮米（段別五升）ヲ宛テ課ス可キノ由、今夜、北條殿藤中納言經房卿ニ謂シ申シ云々」とある。

（3）無量義經　法華經の序說であるが、考證には「譬如健人爲王除怨國既滅王大歡喜賞以半國」と十功德品にあるといふから、其あやまりであらう。

（4）守護　守護は賴朝が初めて置いたもので、最初は私的性質のものであつたが、後には公的性質の物となつた。諸國に置かれた警察事務官で、今日の警部長に當る。

（5）地頭　莊園の管理人で、莊園の所有者に代つて租税課役を徵收し、部内の警備に當つた。後には京都の大番

なる。其のわけは今まで平家と交渉を持つてゐた人々も、源氏の勢力が強くなつてからは或は手紙で、或は態々使を出して、色々に諂び寄られたものであるが、此の大納言はそんな事をしようともされなかつた。だから平家の時代に、法皇を城南の鳥羽離宮に御幽屏申して、後院の別當を特置された時にも、八條の中納言長方卿と此の大納言との二人さを見込んで補せられた。此のお方は權の左中辨光房朝臣の子であつた。十二の年に、父君光房朝臣がなくなられたので、後援者もない孤兒でおいでになつたが、順次にスッスラと昇進して、三事の要職を兼れ、藏人の頭を經て、大辨、參議、太宰權帥、中納言、大納言と歴任して、人を乘越しこそされたれ、他人にお乘越されになつた事は一度もない。だから人の有能無能は、錐の先が自然に袋の外へ脫けて出るやうなもので、長く分らないでゐるものではない。實に珍らしい大納言である。

役を勤め、部内の犯罪者を逮捕して引渡すことをも掌つた。

(6)吉田の大納言經房・當時は權中納言であつた、太宰の權の帥であつたから帥の中納言とも云つた。權大納言に成つたのは建久九年十一月十四日である。正四位下行權右中辨兼中宮亮光房朝臣の二男である。

(7)八條の中納言長方・故權中納言從二位皇后宮權大夫顯長の長男。安德天皇の養和元年十二月四日、權中納言に任ぜられた。

(8)三事の顯要・三事とは五位藏人、衛門佐、辨官の三要職を兼ねた人をいふ。經房は仁安二年正月三十日右衛門權佐に任ぜられ、同三年二月十九日藏人に補せられ、嘉應二年正月十八日左少辨を兼任した。これで三事を兼ねたわけで當時二十八才であつた。

(9)せきらうのくわんじゆ・夕郎の貫首である。夕郎は藏人の唐名、貫首は上長の意で、即ち藏人の頭である。經房の藏人頭になつたのは治承元年の十二月五日である。

(10)參議・太政官の職員。大臣、納言についでの要職で、一種の參政官である。四位以上の才人が任ぜられる。經房の參議に任ぜられたのは養和元年十二月四日である。

(11)大辨・辨は太政官所屬の判官で、これに大中少の三階級がある。大辨は太政官中の重職で、時には參議が之を兼ねた。經房は養和元年九月二十三日右大辨となつた。

(12)太宰の帥・經房が太宰權帥となつたのは文治元年十月十一日である。

(13)中納言　經房は文治元年九月十八日權中納言に、正中納言には建久六年十一月十日に轉じた。

(14)錐嚢を通す　「賢士ノ世ニ處ルヤ、譬ヘバ錐ノ嚢中ニ處ルガ如シ、其末立チドコロニ見ハル」史記の平原君傳にある句である。

八、六　代

さる程に北條の四郎時政は、鎌倉殿の御代官(1)に、都の守護して候はれけるが、平家の子孫といはむ人、男子に於ては、一人も洩らさず、尋ね出したらむ輩には、所望は請ふに從るべしと披露せらる。京中の上下、案内は知つたり、勸賞蒙らむとて、尋ね求むるこそうたてけれ。かゝりしかば、いくらも尋ね出されたり。下らふの子なれども色白う眉目よきをば、あれは何の中將殿の若ぎみ、彼の少將殿の公達など云ふ間、父母歎き悲めども、あれはめのとが申し候、これは介錯の女房がなんど申して、無下にをさなきをば水に入れ、土にうづみ、少しおとなしきをば、押し殺し、刺し殺す。母の悲、乳母が歎、譬へむ方ぞなかりける。北條も子孫さすがに廣ければ、是をいみじ(2)とは思はねども、世に從ふ習なれば、力及ばず。

新釋　其の後、北條の四郎時政は、鎌倉殿の御代理として、帝都の守護に任じてゐられたが、假にも平家の子孫だといはれる人は、男なら一人も漏らさず逮捕する、見つけ出した者には褒美は望み次第だと布告された。京都市中の者が其事を聞いて、地理には精通してゐ

（1）御代官・主君の代理として政務・軍務其他の官事を執行する人を、鎌倉室町時代には皆代官と云つた。征討軍司令官たる義經を代官と云つたのは、臨時に將軍代理として軍務を執行したからであるが、時政も頼朝の代理として「都の守護」に任じたのであるから、同じく御代官と稱したのである。

（2）いみじ・いみじは甚だしの意て、すべて何でも甚だしいことにいふ。こゝでは甚だしくよい事の意。直譯的にいへば「甚だしくよい事とは思はないが」である。

ろし、俺が一番褒美を貰はうと云ふので盛に探しあるくのはイヤな情ない事である。斯ういふ有樣であつたから直ぐ幾人も見つけ出された。下級民の子でも、色が白くて顏だちがよければ、あれは何々中將殿の若君だ、あの少將殿の子息だなどゝいつて密告したので、其の子の兩親は嘆き悲んで辯疏するが、密告者はイヤあれは乳母が申しました、こちらの方は世話をしてゐる女中がなどゝ申し立てるので皆容赦なく捕へられて、極幼い者は水に突込むか、地びたへ生埋にして殺され、少し大きい者は縊殺又は刺殺された。で、母親や乳母の悲み嘆きは何に譬へやうもなかつた。北條時政だつて何と云つても子や孫の澤山ある人だから、こんな事を決して自分で感心した事とは思つてゐないが、世につれる習で何と仕方もなかつた。

中にも、小松の三位の中將維盛の卿の若君、六代御前とて、年も少しおとなしうましまます。その上、平家の嫡々にておはしければ、如何にもして捕り奉つて失はむとて、手を分けて尋ねけれども、求めかねて、既に空しう下らむとしける所に、ある女房の、六波羅に參つて申しけるは、「これより西遍照寺(1)の奧、大覺寺(2)と申す山寺の北、菖蒲谷(3)と申す所にこそ、小松の三位の中將維盛卿の北の方、若君、姫君、忍うでましますなれ」といひければ、北條、嬉しき事をも聞きぬと思ひ、彼處へ人を遣して、その邊を窺はせける程に、ある坊に、女房達數多、幼き人々、ゆゝしう忍うだる體にて、住まはれたり。籬の隙より覗いて見れば、白い犬子の庭へ走り出でたるを、捉らむとて、世に美しき若君の、續いて出で給

（1）遍照寺　京都府葛野郡大澤の東、廣澤の池の西にあつた寺。開基は寬朝で、不動尊が本尊であつた。中世に廢滅した。

（2）大覺寺　嵯峨の大覺寺である。嵯峨天皇の御室だつたと傳へるが、實は行宮の地を寺

としたものである。仁和寺と相對して眞言宗の中心寺院であつた。
(3)菖蒲谷　東鑑には菖蒲澤とある。又山城志には、菖蒲谷は北嵯峨の中でも殊に北に當つてゐるとある。

(4)しどけなき　亂れて取締のない狀態。即ち常態でないこと。こゝは結果から云つて、亂暴な事といふ位の意である。

ひけるを、乳母の女房とおぼしくて、「あなあさまし、人もこそ見參らせ候へ」とて、急ぎ引き入れ奉る。是ぞ一定其にて坐すらむとおもひ、急ぎ走りかへつて、此由申しければ、次の日北條、菖蒲谷を打ち圍み、人を入れて申されけるは、「小松の三位の中將維盛の卿の若君、六代御前の是にまします由承つて鎌倉殿の御代官として、北條の四郎時政が御迎に參つて候ふ。疾う〳〵出し參らせ給へ」と申されければ、母上夢の心地して、つや〳〵ものをも覺え給はず。齋藤五齋藤六、その邊を走り廻つて窺ひけれども、武士ども四方を打ち圍むで、何方より出し參らすべしとも覺えず。母上は若君をかゝへ奉つて、「只我を失へや」とて、をめき叫び給ひけり。乳母の女房も、御前に倒れ伏し、聲も惜まずをめき叫ぶ。日比は物をだに高くいはず、忍びつゝ隱れ居たりしかども、今は家の内にありとあるものゝ、聲を揃へて泣き悲む。北條も岩木ならねば、さすが哀に覺えて、涙をおさへ、つく〴〵とぞ待たれける。稍あつて、又人を入れて申されけるは、「世も未靜まり候はねば、しどけなき(4)御事もぞ候はむずらむ。時政が御迎に參つて候。別の子細は候ふまじ。疾う〳〵出し參らさせ給へ」と申されければ、若君、母上に申させ給ひけるは、「遂に遁るまじう候ふ上は、早々出させおはしませ。武士共の打ち入つて搜す程ならば、なかなかうたてげなる御有樣どもを見え

させたまひ候はむずらむ。たとひ罷り(五)候ふとも、暫もあらば、北條とかやに暇請うて、歸り參り候はむ」いたう歎かせ給ひ候ひそ」と、慰め給ふこそいとほしけれ。さてしもあるべき事ならねば、母上は、若君に泣く〳〵御物着せ參らせ、御髪かき撫でゝ、既に出し參らせむとし給ひけるが、黑木の珠數の小う美しきを取り出して、「相構へて、是にて、如何にもならむまで念佛申して、極樂へ參れよ」とてぞ奉らるゝ。若君是を取らせ給ひて、「母上には、今日既に別れ參らせ候ひぬ。今は如何にもして、父のまします所へこそ參りたけれ」と宣へば、妹の姫君の、生年十になり給ひけるが、「我も參らむ」とて、續いて出で給ひけるを、乳母の女房取り止め奉る。六代御前、今年は十二になり給へども、餘の人の十四五よりもおとなしう、みめ姿美しく、心ざま優におはしければ、敵に弱氣を見えじとて、抑ふる袖のひまよりも、餘りて涙ぞこぼれける。さて御輿に召し給ふ。武士ども打ち圍むで出でにけり。齋藤五、齋藤六も、御輿の左右について參りける。北條、乘替どもをおろして、(六)「馬に乘れ」といへども、乘らず、大覺寺より六波羅まで、徒跣でぞ參つたる。

新釋 平家一門の若君の中でも、小松の三位の中將維盛卿の若君で六代御前と云つて、お年も少し大きくつていらつしやるお方がある。此のお方は其の上に又、平家の正統でいら

(5)罷・る・ 長上の前から退くこと。「參る」に對していふ。手紙文などに使ふ「罷出」も本來「退出」の義である。後世「參上」の意味に混用したのは誤である。マカルは「目離る」の義だと解せられてゐるがどうだろか。

(6)乘・替・ど・も・を・下・ろ・し・て・ 乘替用の馬には馬丁の乘つてゐるのが通習である。其の馬丁をおろしての意。

つしたから、どうかしてお捕へ申して、殺して了はうといふので、手分をして探したけれども、見つけかねたので、最早其のまゝで關東へ下らうとしてゐた所へ、或る一人の婦人が六波羅へ參つて申したには、「こゝから西に當ります遍照寺の奥に大覺寺といふ山寺がございます。其の北の方の菖蒲谷と申す所に、小松の三位の中將維盛樣の奥方や若君、姫君は隱れていらつしやるのです」と云つたので、北條は嬉しい事を聞いたと思つて、其の場所へ人を遣つて、附近を偵察させると、或る寺の僧坊に婦人たちが大勢と、供たちとが、非常に人目を忍んでゐる樣子で住んでゐるのがある。垣根の間から覗いて見ると、白犬の子が庭へ走つて出たのを捕まへようとして、ひどく美しい若君が追つかけてお出になつたのを、お守役の女中らしいのが「まァ飛んでもない、人が見つけます」と云つて、急いでお引張り入れ申した。其の樣子を見受けた北條の家來は、これこそきつと六代御前でいらつしやるだらうと思つて、急いで走つて歸つて、其の顛末を報告したので、其の翌日に北條は菖蒲谷を大勢の警察隊で包圍して、家來の者を中へ入らせて云ひ込ませたには、「小松の三位の中將維盛卿の若君六代御前が、こちらにいらつしやるといふ事を承つて、鎌倉殿の御代理として、北條の四郎時政がお迎へに參りました。早々お出し［下］さい」とさう申されると、母君は急激な驚きの爲にボーツと氣を見てゐるやうな心持になつて、殆ど知覺をお失ひになつた。家來の齋藤五と齋藤六とは、何とかしてお逃がし申さうと、其の邊を走り廻つて隙を窺つたが、表には武士どもが四方を嚴重に包圍してゐて、何處からだつてお出し申されようとも思はれなかつた。母君は若君を強くお抱きしめになつて「私を殺して、私を殺して」と云つて大聲でお泣き叫びになつた。乳母も女中も御前に身を投げ伏して、聲の嗄れるのも惜まずに大聲で泣き叫んだ。今までは物を云ふのにさへ高聲では

云はないやうにして、息を忍んで隱れてゐたのであつたが、今は家の中にゐる者が皆、聲を揃へて泣き悲んだ。北條も岩や木ではないから、さすがにお氣の毒に思つて、流れ落ちる涙をおさへつゝ、暫くの間ぢいつと待つてゐられたが、稍暫くしてから又家來を中へ入らせて申されたには「世の中もまだおちつきませんから、中には亂暴をしに來る者もございませう。しかし時政がお迎へに參つた以上、別に御心配になる事はございますまい。早くお出し申されたがいゝでせう」と申されると、若君はそれを聞いて母上に申されたには「どうせ結局は遁れられないのなら、早く出して下さい。武士どもが踏込んで家宅搜索でもしようものなら、却つて一層情ない目を御覽にならなければ成らないでせう。たとひ伴れて行かれましても、暫くしたら其の北條とか云ふ男にヒマを貰つて、又歸つて參りませう。そんなに、ひどくお泣き遊ばさないで下さい」とお慰めになるのが、おいたはしかつた。いつまでさうしてもゐられない事であるから、母君は若君に涙ながらお召物をお着せ申し、髮を撫でつけて、今やお出し申さうとされたが、黑木で作つた珠數の小さくつて綺麗なのを出して來て「きつと氣をつけて、最後の時が來るまでは、これでお念佛をして、極樂へ行くんですよ」と云つてお渡しになつた。若君はそれをお受取りになつて「お母樣には今日これで心殘りなくお別れを致しました。此上はどうかしてお父樣の所へ早く參りたうございます」と仰やると、今年十にお成りになつた妹姫が「私も一所に行く」と云つて、あとを追つてお出になつたのを、お乳母役の女中があわてゝお引き止め申上げた。六代御前は今年十二に成られるのであつたが、世間の子供の十四五よりも大人らしくて、容姿も美しく、お心だてがお優しくつていらつしたから、敵の源氏の者に弱味を見せまいと出て來る涙をヂツと押さへておいでになつたが、さういふ袖のすきまから、抑制しかね

た涙がこぼれるのだつた。それからお輿に召されると、武士どもが取圍んで外へ出た。齋藤五、齋藤六もお輿の兩脇について參つた。北條は、乘替馬に乘つてゐる馬丁たちな下ろして、馬に乘れといつたが、乘らないで、大覺寺から六波羅まで、ハダシで歩いて行つた。

(1)母上・・　今日、平常流用されてゐる熟語なので、餘り注意されてゐないが、「上」は夫人に對する敬稱で、母上といふと、「母夫人」の義である。

(2)うらうへに・・・・・　前と後に。左と右に。

(3)長谷の觀音・・・・・・　大和長谷寺の觀音である。長谷寺は奈良縣磯城郡初瀨町所在、新義眞言宗豐山派の總本山で、

母上(1)、乳母の女房、天に仰ぎ地に俯して、悶え焦がれ給ひけり。母上、乳母の女房に宣ひけるは、「この日比、平家の子ども捕り集めて、水に入れ、土に埋み、或は押し殺し、刺し殺し、樣々にして失ふ由きこゆなれば、我子をば何としてか失はむずらむ。年もすこしおとなしければ、定めて首をこそ斬らむずらめ。人の子は乳母なんどの許に遣して、時々見る事もあり。それだにも、恩愛の道は悲しき習ぞかし。況や是は、生みおとしてよりこのかた、一日片時も身を放たず、人も持たぬ子を持ちたる樣に思ひ、朝夕二人の中にて育てしものを、賴をかけし人に飽かで別れて後は、二人をうらうへに(2)置いてこそ慰みしに、今は早、一人はあれども一人はなし。今日より後はいかゞせむ。この三年が間、夜晝肝魂を消して、思ひ設けたることなれども、さすが昨日今日とは思ひもよらず。日比は長谷の觀音(3)を、さりともとこそ賴み奉りしに、終に捕られぬることの悲しさよ。只今もや失ひつらむ」とかきくどき、袖を顏に押し當てゝ、潸然とぞ泣かれける。夜になれども、胸せきあぐる心地して、露もまどろみ給はざりしが、やゝあつて

天武天皇の御代に道明上人が創建した。本尊は十一面觀音で、古く平安朝に於て信者の來集を見た。

乳母の女房に宣ひけるは、「只今些打ちまどろみたりつる夢に、此の子が白い馬に乘つて來りつるが、『餘に御戀しう思ひ參らせ候ふ程に、暫の暇請うて參つて候』とて、側につい居て、何とやらむ世に怨めしげにてありつるが、幾程なくて打ち驚かされ、側をさぐれども人もなし。夢にだもしばしもあらで、やがて覺めぬることの悲しさよ」とぞ、泣く〳〵語り給ひける。

新釋 母夫人もお守役の女中も、あとへ殘つて、のけぞつたり、突つ伏したりして、苦しみ悶えて戀ひしがられた。其の時に、母夫人が、お守役の女中に、仰やつたには、「此の間から、平家の子供を捕へ寄せては、水の中へ突込んだり、地びたへ生埋にしたり、又壓殺したり、刺殺したり色々の手段で殺害するといふ事だつたが、うちの子はどうして殺すだらう?。年も少し大きいからきつと首を斬るだらう。世間の人の子は生み落す早々乳母の所へ里子に出して、時々しか顏を見ないと云ふやうなのもある。そんなのでさへ親子となれば可愛いのが人情です。こちらは況して生み落してから手しほにかけて、一日片時も自分の側を離さず、外の人は持つてゐないやうな好い子を自分等だけが持つてゐると思つて、朝晩我々二人の中で育て上げて來たのに、たよりにしてゐるお方に飽きも飽かれもしないで悲しい別れをしてからは、二人の子を左右に置いてせめてもの心慰めにしてゐたものを、今はもうたつた一人になつて了つた。今日からはどうして暮らしませう。此三年の間といふもの、夜も晝もヒヤヒヤして若しやと豫期してゐた事だけれども、さうは云つても昨日今日の事とは思ひも寄らなかつた。今までは長谷の觀音樣が幾ら何でも見捨てゝお

（1）雞人暁を唱へて　夜廻りをする人が、時を知らせて廻る事を、雞が時を告げることに係けて云つたのである。原典的には、周禮の春官に「雞人ハ雞牲ヲ共ヘ、其物ヲ辨シ、大祭祀ノ夜ニ旦ヲ嘑ンデ以テ百官ヲ嘂スルコトヲ掌ル」とあるのに本づいてゐる。

置きにはなるまいとおたより申してゐたのに、到頭つかまへられて了つた。あゝ今頃は殺されてるだらうか」と繰返し繰返し云つて、袖を顔に當てゝ潸然と泣かれた。曉になつたけれど胸がグツグツと下から込み上げて來るやうな　がして、ツイとろとろともなさらなかつた。稍暫くしてお乳母役の女中に仰つたには「今し方少しトロトロとした間の夢にあの子が白い馬に乘つて來てれ『あんまりお母樣が戀しくなつたので、暫くヒマを貰つて參りました』と云つて、私の側に畏つてゐて、何だか大層怨めしさうにしてゐたが、間もなくハツと目がさめて、側を探して見たら其の時は誰もゐなかつた。夢でさへ長い間はゐてくれないで直ぐ覺めるなんて、何と悲しい事でせう」と、泣き泣きお話しになつた。

さる程に、長き夜を、いとゞ明かしかね、涙に床も浮くばかりなり。かぎりあれば、雞人曉を唱へて(1)夜もあけぬ。齋藤六歸り參つたり。母上、「さて、いかにや」と問ひ給へば、「今までは別の御事も候はず。是に御文の候」とて、取り出いて奉る。是をあけて見給ふに、「今までは別の仔細も候はず。さこそ御心もとなう思し召され候ふらむ。いつしか、誰々も御戀しうこそ思ひ參らせ候へ」と、おとなしやかに書き給へり。母上是を顔に押し當てゝ、とかうの事も宣はず、引きかづいでぞ伏し給ふ。かくて時刻遙に推し移りければ、齋藤六、「時の程も覺束なう候ふ。御返事たまはつて、歸り參り候はむ」と申しければ、母上泣く〳〵御返事書いてぞ賜うてける。齋藤六、暇申して出でにけり。

新釋 其の後は秋の夜長を一層あかしかねて、際限なく出る涙の洪水で寢床も浮出すほどである。しかし夜が長いといつても際限があるから、夜廻りの男が「もう夜が明けました」と觸れあるくのが聞えて、ホノボノと明けて來た。其處へ齋藤六が歸つて來た。母夫人が見つけて「それでどうしました」と息せきお尋ねになると、「今までは(仕合せと)何の事もございません。こゝにお手紙がございます」と云つて、差出した。それをあけて御覽になると「今までは何事もございません、無心配していらつしやるでせう。そちらでも皆さんで私の事を戀しがつてゐて下さるでせうが、私もいつの間にやら段々みんなが戀しくなつて來ました」と大人の手紙のやうにお書きになつてある。母夫人はそれをお顏に當てゝ、何一言も仰やらず、お召物を引つかぶつてお泣入になつた。そんな事をしてゐる間に、時刻がずッと立つたので、齋藤六は、「暫くの間も心配でございます。お返事を頂いて歸りませう」と申すと、母夫人は泣き泣きお返事を書いてお渡しになつた。齋藤六はそれを受取つて、お別れの御挨拶を申して出て行つた。

乳母の女房、せめての心のあられずさ(1)にや、大覺寺(2)をば紛れ出で、其邊を足に任せて泣き歩く程に、或人の申しけるは、「是より奧、高雄といふ山寺の聖文覺坊と申す人こそ、鎌倉殿のゆゝしき大事の人に思はれ參らせてまし〳〵けるが、上﨟の子を弟子にせむとてほしがらるゝなれ」といひければ、乳母の女房、嬉しき事をも聞きぬと思ひ、直に高雄へ尋ね入り、聖に向ひ參らせて、泣く〳〵申しけるは、「乳の中より抱きあげ奉り、おほしたて(3)參らせて、今年は十二になり給ひ

(1)せめての心のあられずさ　「悲痛な心持が強く切迫して、居ても立つてもゐられなさに」の意である。

(2)大覺寺　こゝには大覺寺とあるが、大覺寺其のものではなく、前にあつた「大覺寺の北、菖蒲谷」の寺であ

る。

(3)足に任せて　目的地を定めて、意識的に歩行するのでなく、只反射運動的に無方向に歩いて行くこと。

(4)おほし立て　生ふし立ての轉訛で、乳幼兒を生育すること。

(5)心を取り延べて　切迫した精神緊張狀態から少しは緩解せられての意。

つる若君を、昨日武士に捕らはれて候ふなり。御命を乞ひ請けて、御弟子にせさせ給ひなむや」とて、聖の御前に倒れ伏し、聲も惜まず喚き叫ぶ。まことにせむ方なげにぞ見えたりける。聖もむざんに思うて、事の仔細を問ひたまふ。やゝあつて起きあがり、涙をおさへて申しけるは、「小松の三位の中將維盛の卿の北の方に、御親しうまします人の若君を養ひ參らせて候ひつるを、もし中將殿の公達とや人の申してさふらふらむ、昨日武士に捕られて候ふなり」とぞ語りける。聖、「さて其武士をば誰といふやらむ」「北條の四郎時政とこそ名のり申し候ひつれ」聖、「いでさらば尋ねて見む」とて、つき出でぬ。乳母の女房、此言を賴むべきにはあらねども、昨日武士に捕られてよりこのかた、餘に思ふばかりもなかりつるに、聖の斯く宣へば、少し心を取り延べて(5)、急ぎ大覺寺へぞ參りける。母上「さてわごぜは身を投げに出でぬるやらむ。我も、如何なる淵川へも身を投げばやなど思ひたれば」とて、事の子細を問ひ給ふ。乳母の女房、聖の申されつるやうを、細々と語り申したりければ、「あはれその聖の御坊の、この子を乞ひ請けて、今一度我に見せよかし」とて嬉しさにも、只盡きせぬものは泪なり。

新釋　お乳母役の女中は、思ひつめるともう、ぢつとしてゐられなくなつたのか、大覺寺を人知れずフラフラと出て、其邊を只足の向く方へ泣き泣きあるいて行くうちに、或る人

が申したには「こゝからもつと奥の高雄といふ所にある山寺のお聖人で文覺坊と申すお方は、鎌倉殿に大層もない大切に思はれていらつしやるお方ですが、高貴のお子樣を弟子にしたいと云つて欲しがつておいでです」と云つたので、乳母はまア嬉しい事を聞いたと思つて、直ぐに高雄の山へ尋ね上つて、お聖人にお逢ひ申して、涙ながらに申したには、「お乳を召上がる中からお抱上げ申して、お育て申して、今年は取つて十二にお成り遊ばす若樣を、昨日武士に捕へられました。命乞をしてお弟子にして下さいませんか」と云つて、聖人の前に身を投げ伏して、ありつ丈の大きな聲をあげて泣き立てた。實際どうしたらいゝか分らない樣子に見えた。文覺聖人も可愛想に思つて、委しいわけをお尋ねになつた。すると暫くしてから、やつと起上つて、流れ落ちる涙を抑さへ抑さへ申したには「小松の三位の中將維盛卿の奥方樣が、お親しくつていらつしやるお方の若樣を御養育に成つて居ましたのを、若しかしたら中將樣の御子樣だとでも人が申しましたものか、昨日武士に捕まへられたので御座います」と話した。聖人は聞いて「それで、其の武士の名前は何と云ふのか」と尋ねられた。乳母が「北條の四郎時政と名のりました」と申すと「では尋ねて見よう」と云つて、ツイと出て行つた。乳母はお聖人がさう云つてくれた言葉をアテにするのではないが、昨日若君が武士に捕へられて以來、あまりの事にどうすればいゝか思案をする方途もなかつたのに、聖人がさう仰やつたので、少しはホッとして、急いで大覺寺へ歸つて參つた。母夫人は見つけて「まアあんたは身投げにでも行つたのぢやないか、若しさうなら私も何處かの淵河へでも身を投げて死なうと思つてゐたら、一體何處へ行つてゐたの」と云つて、わけをお聞きになつた。乳母が聖人の申された事を委しくお話し申すと「あゝ其のお聖人が、あの子を貰ひ下げて下すつて、も一度私に顏を見せて下さればい

ゝ」と仰やつて、嬉しいにつけても、又際限なく出て來るものは涙である。

その後聖、六波羅に出て、事の子細を問ひ給ふ。北條申されけるは、「鎌倉殿の仰には、平家の子孫といはむ人、男子に於ては、一人も洩らさず尋ね出して失ふべし。中にも小松の三位中將維盛卿の子息六代御前とて、年も少しおとなしくまします。その上平家の嫡々なり。故中御門の新中納言成親の卿の女の腹にありと聞く。如何にもして捕り奉つて、失ひ參らせよと、仰をかうむつし間、末々の公達(1)をば少々捕り奉つては候へども、この若君の在所を、いづくとも知り參らせずして、既に空しう下らむと仕る所に、思はざる外に、一昨日聞き出し參らせて、昨日是まで迎へ奉つて候へども、餘に美しうまし〳〵候ふほどに、未ともかうもし奉らで置き奉つて候」と申されければ、聖「いでさらば見參らせむ」とて、若君の渡らせ給ふ所に參つて見給へば、二重織物(2)の直垂に、黑木の珠數手に貫入れて在します。髪のかゝり、姿、ことがら、誠にあてに美しく、この世の人とも見え給はず。今夜は打ち解けてまどろみ給はぬかとおぼしくて、少し面痩せ給ふを見參らするにつけても、いとゞらうたくぞ思はれける。若君聖を見給ひて、いかゞおぼしけむ、涙ぐみ給へば、聖もすゞろ(4)に墨染の袖をぞ濡らされける。末の世には如何なる怨敵となり給ふとも、是をばいかでか

(1)末々の公達　嫡流以外の平家の子息のこと。東鑑には「北條殿關東ノ仰ニ任セ、屋島前内府ノ息童二人、越前三位通盛卿ノ息一人之ヲ搜シ出サル」とある。

(2)二重織物　織物の上へ刺繡を施したものだといふ。

(3)ことがら　骨柄のことを音便でことがらと云つたのである。

(4)すぞろ　そぞろ、すゞろ皆同系の言葉である。漫の字を當てる「何といふこともなしに」の意。

(5)たかしの山　高師高足、高蘆など、種々の字を當てる。和名抄には三河國渥美郡高蘆と記してゐる。更科日

失ひ奉るべき、と思はれければ、北條に向ひて宣ひけるは、「先世の事にや候ふらむ、此若君を見參らせ候へば、餘にいとほしう思ひ參らせ候。何か苦しう候ふべき、二十日の命を延べて給べ。鎌倉へ下つて、申し宥いて奉らむ。その故は、聖、鎌倉殿を世にあらせ奉らむとて、院宣伺ひに京へ上るが、案内も知らぬ富士川の裾に、夜わたりかゝつて、既に押し流されむとしたりし事、又たかしの山(5)にて引剝(6)にあひ、辛き命ばかり生きつゝ、福原の牢の御所(7)に參つて、院宣申し出いて奉つし時の御約束には、たとひ如何なる大事をも申せ、聖が申さむずる事をば、頼朝一期が間は叶へむとこそ宣ひしか。その外度々の奉公をば、且(8)見給ひしことぞかし。事新しう始めて申すべきにあらず。契を重むじて命を輕むず。鎌倉殿にじゆりやう神(9)憑き給はずば、よも忘れ給はじ」とて、やがて其曉ぞ立たれける。齋藤五、齋藤六、聖を生身の佛の如くに思うて、手を合はせて涙を流す。此等又大覺寺に參つて、此の由申しければ、母上如何ばかりか嬉しう思はれけむ。されど鎌倉殿のはからひなれば、如何があらむずらむと思はれけれども、二十日の命の延び給ふにぞ、母上・乳母の女房、すこし心を取り延べて、偏に長谷の觀音の御助なればにやと、頼もしうぞ思はれける。

記にも「三河の國高しの山」とあるが、六帖の高市黒人の歌には「あふことを遠江なるたかし山」とある。東海道海岸の古驛路で、東は濱名湖あたりから西は吉田町邊までの丘陵地帶を汎く稱したものらしい。

(6)引剝 ヒハギと訓む。山路の寂しい所で通行人を要して着衣を引き剝ぎ、所持品を強奪する屋外強盜。後世にいふ追剝である。

(7)牢の御所 福原で法皇が牢のやうな所に押しこめられておいでになつたといふ意味で牢の御所といふのであるが、事實でないこと前述の如くである。

(8)且 あなたも亦の意。

(9)じゆりやう神 受領といへば現地に赴任して地方行政の實務を執る地方官の首席者であるが、此の物語では

經朝は日本國の總追捕使であるから其意味で最高の受領と見たのであらう。受領神とは即ち役人神といふくらゐの事で、貧乏神が附く、厄病神が附くなどゝ同じく嘲笑的な語である

新釋　其の後、聖人は六波羅へ出頭して、北條時政に、六代御前を逮捕した理由をお尋ねになつた。北條が其の時答へて申されたには「鎌倉殿の仰せでは、平家の子孫といふ子孫は　男なら一人も殘さず探し出して殺して了へ、其の中でも小松の三位の中將維盛卿の子息の六代御前と云ふのは、年も少し大きいし、其の上平家の正統である、何でも亡くなられた中の御門の新大納言成親卿の令孃のお腹だと聞いてゐる、どうかしてお捕へ申してお殺し申せといふ御命令を受けましたので、方々搜して末流の子息たちは少々おつかまへ申しましたが、此の若君のゐられる所は何處か分りませんでしたから、すんでの事に其のまゝ目的を遂げないで鎌倉へ下らうとして居りました所、測らず一昨日お聞出し申したのでこゝまでお迎へ申しました。しかしあんまりお美しくつていらつしやるので、まだどうもしないでお置き申してあります」と申されたので、聖人は、「では一寸お目にかゝりませう」と云つて、若君のおいでに成る所へ參つて御覽になると、若君は二重織物の直垂に、黑木の珠數を手首へ通して坐つていらつした。髮の生へぎはの所から、顏かたち、全體の體格まで、實に上品でお美しくつて、とても此の人間世界の人ともお見えにならない。今夜は少しも氣を許してはおやすみにならないらしく、少し頰の所がゲツソリと瘠せていらつしやるのをお見受け申すにつけても、一層可愛く思はれた。此の時若君はお聖人を御覽になつて、何と思召したかお涙ぐみになつたので、聖人も何となく誘はれて黑い衣の袖を濡らされた。將來は源家の爲にどんな大變な敵にお成りになるとしても、之をどうして殺せようかと思はれたので、北條に向つてお聖人が仰やつたには「前世からの因緣でせうか此の若君をお見受け申したら、あんまりおいたはしい事だと思はれて來ました。何も別に差支はありますまいから、どうか二十日だけ命を延ばして下さい。鎌倉へ下つてお願ひ申

して助命して戴きませう。其れは、拙僧が、鎌倉殿を世の中にお出し申さうとして、院宣を戴きに京へ上りました所が、道案内をよく知らない富士川尻を夜渡りかゝつて、すんでの事に押流されようとしたり、又高師の山で追剝にあつたりして、やつと命だけ助かつて福原の牢の御所へ參り、色々お願ひ申して院宣を出して戴いて來た時のお約束では、たとひどんな大事件にもせよ、此の坊主が申す事は、賴朝一代の間はきつとかなへてあげようと仰やつたからです。其の外にも度々の御奉公を致した事は、あなたも見て知つていらつしやる事です。今更事新らしく云ふにも及びますまい。命よりも約束の方が大切だといひます。鎌倉殿がお殿樣病に罹つていらつしやらなければ、よもお忘れにはなりますまい」と云つて、直ぐ其晩に命乞の爲に出立された。齋藤五と齋藤六とは、此の聖人を生佛のやうに思つて、手を合はせ涙を流して伏拜んだ。是等の者が又大覺寺へ參つて、以上の經過をお知らせ申すと、母夫人の嬉しがられた事はどれくらゐか知れなかつた。しかし最後の決定は鎌倉殿の腹一つにある事だから、どうあらうかとは思はれたけれども、せめて二十日だけでも命がお延びになつたので、夫人も乳母も少しはホツとして、只もうこれは長谷觀音がお助け下さつたせいだらうかと、賴もしく思はれた。

斯くて明かし暮らさせ給ふほどに、二十日の過ぐるは夢なれや。聖も未見えたまはず。「是はされば何としつる事共ぞや」となか〳〵心苦しくて、今更悶え焦がれ給ひけり。北條も、「聖の二十日と申されし約束の日數も過ぎぬ。今は鎌倉殿御宥され無きにこそあんなれ。さのみ在京して、年を暮らすべきに非ず、今は下らむ」

(1)母上云々　此の母上は前後の續きから見て誤りではないかと思はれる　此の二字の下へ「乳母の女房」を加へて、次の「下りぬる後は」の下にある「母上、乳母の女房」の七字を削除すれば意味はとれる。

とて、ひしめきけり。齋藤五、齋藤六も、手を握り、肝魂を消して思へども、聖も未見え給はず、使者をだにも上せねば、思ふばかりぞなかりける。是等又大覺寺に參り、「聖も未見え給はず、北條も此曉下向仕り候」とて、涙をはら〳〵と流しければ、母上(1)、聖のさしも賴もしげに申して下りぬる後は、母上乳母の女房、少し心も取り延べて、偏に觀音の御助なりと、賴もしう思はれつるに、此曉にもなりしかば、母上乳母の女房の心の中、さこそはたよりなかりけめ。母上乳母の女房に宣ひけるは、「あはれおとなしやかならむずる者が、道にて聖に行き遇はむ所まで、此子を具せよといへかし、若し乞ひ請けて上らむに、先に斬られたらむずる心憂さをば、いかゞせむ」。「さてやがて失ひけなりつるか」と問ひ給へば、「この曉の程とこそ見えさせ坐し候へ。その故は、この程御宿直仕り候ひつる、北條の家の子郎等ども、世に名殘惜しげにて、或は念佛申す者も候し或は涙を流す者も候」と申す。母上、「さてこの子が有様は何とあるぞ」と問ひ給へば、「人の見參らせ候ふ時は、さらぬ體にもてないて、御珠數を繰らせましまし候。又人の見參らせ候はぬ時は、傍に向かせ給ひて、御袖を御顏に押し當てゝ、涙に咽ばせ給ひ候」と申す。母上、「さぞあるらめ。年こそ幼けれども、心少しおとなしやかなるものなり。しばしもあらば、北條とかやに暇乞うて、歸

り參らむとはいひつれども、今日既に二十日に餘るに、あれへも行かず、これへも見えず。又何れの日何れの時、必ずあひ見るべしとも覺えず。今宵限の命と思うて、さこそは心細かりけめ。さて汝等は如何が計らふやらむ」と宣へば、「是はいづくまでも御供仕り、如何にもならせましませば、御骨を取り奉り、高野の御山に納め奉り、出家入道仕り、御菩提を弔ひ參らせむとこそ存じ候へ」とて、涙にむせ沈むでぞ伏しにける。かくて時刻遙に推し移りければ、母上、「時の程も覺束なし、さらば疾うかへれ」と宣へば、二人の者ども、泣く〳〵暇申して罷り出づ。

新釋 斯ういふ始末で、日を暮らしていらつしやるうちに二十日の日數が經過するのは夢の間の事であつた。お聖人は、それでもまだ歸つて見えない。「これはまアどうした事だらう」と、なまなか苦になつて、母夫人は今更又煩悶して御心配になつた。北條も「お聖人が二十日と申されたお約束の日數も過ぎた。この樣子では鎌倉殿の御宥恕がないのに違ひない。そんなにベンベンと在京して、徒らに月日を送つてはゐられない。此の上は下ることにしよう」と云つて、出立の仕度で人々はごつたかへしてゐた。齋藤五、齋藤六も、一所懸命手を握りしめヒヤヒヤして心配し續けてゐたが、お聖人もまだ歸つてお見えにならずお使さへも上京して來ないから、只あくせく心配するばかりであつた。是等の者が又大覺寺へ參つて、「お聖人もまだお見えにならず、北條も此の明方には下向致します」と云つて

涙をハラハラと流すと、母夫人も乳母も、お聖人があれほど頼もしさうに申しておいでになつてからは、少しホッとして、只もうこれは觀音樣のお助けだと頼もしう思つておいでになつたのに、「此の明方には」といふ事になつたのだから、母夫人や乳母の心中は、嘸かしたよりなかつたであらう。此の時夫人が、乳母に仰やつたには「あゝ少し年を取つた善く氣のつく者が、途中でお聖人に行きあふ所まで此の子をつれていらつしやい、と云つてくれゝばいゝ。若し命乞が出來て上洛して來たのに、其の時はもう疾くに首を斬られてゐたと云ふやうな情ない事になつたらどうしよう」とさう云つて「それで、もう直ぐに殺しさうな樣子だつたか」と齋藤兄弟にお尋ねになると「此の明方頃とお見受け申されます。其のわけは此の間ぢうからお側についてゐた北條の一族や家來たちまでも、如何にも名殘惜しさうで、念佛を申す者もございますし、又涙を流してゐる者もございます」と二人はお答へ申した。夫人が又「それで、あの子はどんな樣子をしてゐますか」とお尋ねになると「人がお見上げ申してゐるときは、何でもない樣子をお裝ひになつて、お珠數を繰つていらつしやいます。又誰もお見上げ申してゐない時には、脇の方をお向きになつて、お袖をお顏に當てゝ泣咽んでいらつしやいます」と申した。夫人はお聞きになつて「さうだらう、年こそ幼いが、心は少し大人じみてゐる子です。暫くたつたら、北條とかにヒマを貰うて歸つて參ります、とは云つたが、今日でもう二十日も過ぎたのに、こちらからも逢ひにはゆかず、あつちからも來る事が出來ず、これではいつになつたら屹度逢へるのか分らない。もう今夜限りの命なんだと思つて、さぞ心細かつたらう。それでお前たちはどういふ事にするツモリです」と仰やると、二人は「私たちは何處までもお供申して、若しどうかお成り遊ばしましたら、御遺骨をお取り申して、高野のお山へお納め申し、出家致しま

して、御成佛をお祈り申しませうと存じます」と云つて、涙に咽せつゝさしうつむいた。こんな事で時刻がずつと經過したので、夫人は「かういふうちも氣がゝりだ。それでは早くおいで」と仰やつたので、二人の者どもは、涙ながらにお暇乞を申して退出した。

さる程に、同じき十二月十七日の曉(1)、北條の四郎時政、若君具し奉つて、既に都を立ちにけり。齋藤五、齋藤六も、御輿の左右に附いてぞ參りける。北條乘りかへどもおろいて、「馬に乘れ」といへども、乘らず。「最後の御供で候へば、苦しうも候はず」とて、血の涙を流して、徒跣でぞ下りける。若君は、さしも離れ難うおぼしける母上、乳母の女房にも別れ果てゝ、住みなれし都をば雲井のよそに顧みつゝ、今日をかぎりの東路に赴いて、遙々と下られけむ心の中、推し量られて哀なり。駒を早むる武士あれば、わが首斬らむかと肝を消し、物いひかはす者あれば、すは今やと心をつくす。四の宮川原と思へども、關山(2)をも打ち過ぎて、大津の浦にもなりにけり。粟津の原かと窺へば、今日もはや暮れにけり。國々宿々、打ち過ぎ／＼下り給ふ程に、駿河の國にもなりしかば、若君の露の御命、今日を限とぞ見えし。

新釋 其の後、引續いて同じ十二月十七日の明方の事である。北條の四郎時政は若君をお伴れ申して、既に都を出立した。齋藤五、齋藤六もお輿の兩脇について參つた。北條は乘

(1)十二月十七日の曉。此の日附は注意を要する。

(2)關山。逢阪の關のある山。即ち逢阪山。

替馬に乘つてゐる馬丁を下ろして、二人に「馬に乘つたがよからう」といつたが、二人は乘らないで、「最後のお供でございますからつらいとも苦しいとも存じません」と云つて、血の淚を流して、ハダシで歩いて下つた。若君はあんなにもお側を離れたくなく思召した母夫人や乳母にも別れて了つて、長い間住馴れた都を雲のあなたに振返りつゝ、今日を限りに關東方面に向つて遙々と下つて行かれた御心中は、嘸かしと推量せられてお可哀想である。馬の足を早める武士があると、首を斬るのかとヒヤリとし、コソコソと話し合ふ者があると、さア今だぞと氣を揉まれた。四の宮河原でかと思つたが、關山も何の事なく通り過ぎて、もう早大津の浦へ來て了つた。粟津の原でかと氣をつけてゐると、其の日も早暮れて了つた。斯うして諸國の宿驛を段々通り越し通り越しゝて下つておいでになるうちに、駿河の國ともなつたから、いよいよもう若君の露の御命も、今日を限りだと見受けられた。

千本の松原(1)といふ所に、御輿かきすゑさせ、「若君おりさせ給へ」とて、敷皮敷いてすゑ奉る。北條、急ぎ馬より飛んで下り、若君の御側近う參つて申されけるは、「若し道にて聖にや行き遇ひ候ふと是まで具足し奉つて候へども、山のあなた(2)までは、鎌倉殿の御心中をも計り難う候へば、近江の國にて失ひ參らせたる由、披露仕り候はむ。一業所感(3)の御身なれば、誰申すともよも叶はせ給ひ候はじ」と申されければ、若君とかうの返事にも及び給はず、齋藤五、齋藤六を召して宣ひけるは、「あな畏、汝等洛へ上つて、わが道にて斬られたりなど申すべ

(1)千本の松原　沼津の千本松原である。今は沼津公園となつてゐる。所謂白砂青松の地で、眺望の佳なを以て知られてゐる。沼津驛の西南十四町の海岸地帶である。

(2)山のあなた　足柄山を越して向ふ。

(3)一業所感　前世の一業が因となつて此の世で一定の結果を感起

すること、隨つて「一業所感の御身なれば」といふことは「これもあなたの因果なんですから」と云ふに當る。

からず。その故は遂にかくれあるまじけれども、正しうこの有様を聞き給ひて、歎き悲み給はゞ、後世の障ともならむずるぞ。鎌倉まで送りつけて上つたる由申すべし」と宣へば、二人の者ども、涙をはら〳〵と流す。やゝあつて、齋藤五、涙を抑へて申しけるは、「君の神にも佛にもならせ給ひなむ後、命生きて再び都へ歸り上るべしとも存じ候はず」とて、又涙をおさへて伏しにけり。

新釋 沼津の千本松原といふ所にお輿を舁き下ろさせて、「若君お下りなさい」と云つて、敷皮を敷いてお坐らせ申上げる。北條は此の時急いで馬から飛んで下りて、若君のお側へ近寄つて申されたには「若し途中でお聖人に行き逢ふかと存じて、こゝまでお伴れ申して參りましたが、足柄山の向ふまで此の儘で參つては、鎌倉殿の御心中がどうあらうか測られませんから、近江の國でお斬り申したといふことに、報告致しませう。斯うなるのも、あなた樣の定まつた御因果でいらつしやいませうから、誰が申しても、とてもお命はかなひますまい」と申されると、若君は何のお返事も遊ばさず、齋藤五と齋藤六とを呼んで仰やつたには「あゝお前たち、都へ上つても、私が途中で首を斬られたなんて云ふんぢやないよ。どうせ末には知れわたる事だらうが、直接に此の有様を上がお聞きになつて、歎いたり悲んだりされたら、後生の邪魔になるだらうからね。歸つたら鎌倉まで無事に送りつけて來たとさう云つておくれ」と仰やつたので、二人の者は承つて、涙をポロポロと流した。暫くしてから齋藤五が、まだ頰に流れ落ちる涙を押へて申したには「あなた樣がお亡くなり遊ばして神樣なり佛樣なりにお成り遊ばしましたあとまでノメノメと生きなが

らへて都へ歸る氣はございません」と云つて、又涙を押さへてうつ伏した。

若君今は斯うと見えし時、御髪の肩にかゝりけるを、小さう美しき御手を以て、前へ掻き越させ給ふを、守護の武士ども見參らせて、「あないとほし、未御心のましますぞや」とて、皆鎧の袖をぞ濡らしける。其後若君西に向つて手を合せ、高聲に十念唱へさせ給ひつゝ、頸を延べてぞ待たれける。狩野（1）の工藤三郎親俊（2）、斬手に選まれ、太刀を引きそばめ、左の方より若君の御後に立ち廻り、既に斬らむとしけるが、目も昏れ心も消え果てゝ、いづくに刀を打ちつくべしとも覺えず、前後不覺に覺えければ、「仕るとも存じ候はず。他人に仰せつけられ候へ」とて、太刀を捨てゝぞ退きにける。さらばあれ斬れ、これ斬れとて、斬手を選ぶ所に、爰に墨染の衣着たりける僧一人、月毛なる馬に乘つて、鞭を打つてぞ馳せたりける。其邊の者ども、「あないとほし、あの松原の中にて、世に美しき若君を、北條殿の只今斬り奉らるゝぞや」とて、者共ひし／＼と走り集まりければ、此僧心許なさに鞭を上げて招きけるが、猶も覺束なさに、着たる笠を脱いで、さしあげてぞ招きける。北條仔細ありとて待つ所に、此僧程なく馳せきたり、いそぎ馬より飛んで下り、「若君こひうけ奉つたり。鎌倉殿の御教書、是にあり」とて取り出す。北條是を開いて見るに、まことや、「小松の三位の中將維盛の子息、

（1）狩野。伊豆國田方郡の狩野である。今、上中下狩野村と修善寺村との四村に分れてゐる。工藤氏の出身地である。明應六年、北條早雲に敗れるまで代々の支配地であつた。

（2）工藤三郎親俊。狩野九郎維次の末孫で、伊豆土著の豪族たり院御料の地頭だつた狩野介工藤茂光の一類である。

六代御前尋ね出されて候ふ。然るを高雄の聖文覺坊の、暫乞ひうけむと候ふ。疑をなさず預けらるべし。北條の四郎殿へ、頼朝」とあそばいて御判あり。北條押し返し〳〵二三遍讀うで、「神妙々々」とてさし置かれければ、齋藤五、齋藤六はいふに及ばず、北條の家の子郎等どもゝ、皆悅の涙をぞ流しける。

新釋 それで、若君のお命も今はもうこれまでとお見えになつた時に、お髮が肩へかゝつたのを、小さいお美しいお手で、肩の前へ越させてお掻寄せになるのを、護送の武士たちはお見受け申して、「あゝおいとしい、まだお正氣がおありになる」と云つて、皆同情の涙で鎧の袖を濡らした。其の後、若君は西の方を向いて手を合はせて、聲高く十度までお念佛をお唱へになり乍ら、頸を差延ばして最期の時を待たれた。首斬役には、狩野の工藤三郎親俊が選ばれて、太刀を自分の身に引きつけ、左の方から若君の後に廻つて、今や斬らうとしたが、目がクラクラとして精神がボーッとして、何處を斬ればいゝのか分らなくなつて、殆ど失神しさうになつたので、「私には此のお役が勤まらうとも存じません、どうか外の人に云ひつけて下さい」と云つて、太刀を投げ捨てゝ逃出した。それで、「ぢやアお前が斬れ」、「君が斬れ」と云つて首斬役を選んでゐる所へ、其の時眞黑な法衣を着た僧が一人月毛の馬に乘つて、烈しく鞭ち續けてこちらへ馳けて來た。其の附近の人たちは、「まあお痛はしい。あの松原の中で、とても美しい若君を、北條殿が今お斬らせなさる所だぞうッ」と云つて、大勢でドンドン馳け集まつて行くのを見て、此の僧は氣が氣でないので、鞭を舉げて招くやうにして、北條の方へ合圖をしたが、それでもまだ通じたか通じないか

氣になつたので、自分の着てゐる笠を脱いで、それを高く差上げて招いた。北條は漸くそれを認めて、何かわけのある事だらうと思つて待つてゐると、其所へ此の僧が間もなく馳けつけて來て、急いで馬から飛んで下りて、「若君のお命を助けて戴いて來ました。鎌倉殿の指令書はこゝにあります」と云つて、懷中からそれを取出した。北條があけて見ると、如何にも「小松の三位の中將維盛卿の子息、六代御前探し出され候由なるも、高雄の聖人文覺坊より暫く貰ひ受けたしと申出でられ候。疑なく預け渡さるべし。北條の四郎殿へ頼朝」とお記しになつてあつて御判が押してある。北條は繰返し繰返しそれを二三回も讀んで「やア御苦勞々々々」と云つて下へ置かれたので、齋藤五、齋藤六は勿論のこと、北條の一族や家來共も、皆嬉し涙をこぼした。

研究　此の一節は劇的場面として最も觀客を引着ける效果のあるものだつた。海が遠見になつてゐる沼津の千本松原のバックの前に、髮を稚兒輪に結つた、いたいけな六代御前が敷皮の上に坐らされて手を合はせて少しうつむき加減になつてゐると、後から太刀取が其首を斬らうとして今にも其刀を振下ろさうとする所へ、揚幕からバタバタで御書を高く差上げた使僧が走つて出て、花道の七三で「其和暫く」と聲をかける、この緊張した光景は、脚本で讀んでも思はずホッとする所である。しかしそれだけに又史實を離れた作意滿々のものである。故星野博士などが、特に此の一節を掴き出して、平家物語の記述の荒唐無稽を指摘してゐられるのは、史學者の立場として尤もである。即ち博士は、東鑑によつて、文治元年十二月廿四日に、文覺上人の弟子僧が、鎌倉で六代を上人に預ける旨の御書を手に入れたことを擧げ、然るに北條が京都の要務を終つて出發したのは翌文治二年の三

月末である。十二月の下旬に鎌倉を立つた筈の使僧が、約三ヶ月もかゝつて北條歸東の途中で出會つたとは緩怠も甚だしい、と云つてゐられる。併し博士の此の非難は、「北條の京都出立」といふ事に重きを置いて、それを基準に六代助命一件を觀られてゐる爲の誤解に基いてゐる。私は此の一節の記事は十二月十七日文覺が北條に逢うて鎌倉からの回答を得るまで六代の死を宥し置かれんことを乞ふた一件を題材に、それを賴朝の指令書請受の一件と綯ひ交ぜて此の劇的場面を書いたもので、隨つて北條の京都出立日の交涉は無用であると思ふ。東鑑には明らかに、其の十七日の條に、「於……菖蒲澤。虜橘亮三位中將維盛卿嫡男。(字六代)令乘輿。被向野地之處。神護寺文覺上人稱有師弟昵。申請北條殿云。須啓子細於鎌倉。待其左右之程。可被宥置云々」とある。これは此の物語に「十二月十七日の曉、北條の四郎時政若君具し奉つて、既に都を立ちにけり」とあるのと正に符合する。私が頭註に「十二月十七日といふ日附は注意に値する」と書いたのは此の事である。事實北條が京都を出發したわけではないが、菖蒲澤で捕へた六代を、直ちに輿に乘せて野地に護送し、其處で首を斬らうとしたのが其の十七日の事である。野地といふのは、今の草津驛の南方、滋賀縣 近江國)栗太郡老上村大字野路の事で、六玉川の一として和歌に名高い野路の玉川即ち老上川の北岸の地である。夫木集に「打わたる瀨田の長橋程もなく一むら見ゆる野路の松原」とあるのは此處の事で、沼津の千本松原と同じく松原であるのも面白い。宗盛の長男清宗が首を斬られたのも此の松原であつた。されば北條は六代を此處で斬らうとして伴れて來たのを、あとから文覺が追つかけて來て死を宥めしめたのである。だから此の物語の記述は必ずしも根據のない事ではないのであつて、只近江の

出來事を、時と處と共に延ばして沼津まで持つて來たのが、作意の存するところであるが、而も作者が「近江の國にて失ひ參らせたる由披露仕り候はむ」と他の一方で北條に白狀させてゐるのは、潜在意識の自然の發露さして面白い事實である。

九、長谷六代

さる程に、文覺坊も出で來り、「若君こひうけ奉つたり」とて、氣色誠にゆゝしげなり。「この若君の父三位の中將殿は、度々の軍の大將軍にておはしければ、誰申すとも如何にも叶ふまじき由宣ふ間、『聖が心をやぶらせ給ひては、いかでか冥加(1)の程も在すべき』なんど、樣々惡口申しつれども、猶も叶ふまじき由宣ひて、那須野の狩(2)に出で給ひし間、剩へ文覺も狩場の供して、樣々に申してこひうけ奉つたり。如何に遲うおはしつらむな」と宣へば、北條申されけるは、「聖の廿日と仰せられし約束の日數も過ぎぬ。今は鎌倉殿御宥されもなきぞと心得て、具し奉つて下り候ふ程に、かしこうぞ、只今こゝにてあやまち仕るらむに」とて、鞍置いて引かせられたりける乘りかへどもに、齋藤五、齋藤六を乘せて上せらる。我身も遙に打ち送り、「今暫くも御供申すべう候へども、是は鎌倉に、さして(3)披露仕るべき大事ども數多候」とて、それより打ち別れてぞ下られける。誠に情深かりけり。

(1)冥加　不思議な字であるが原典にも出てゐる句である。大藏法數に「佛神力ヲ以テ菩薩ノ智慧ヲ增ス、隱密見エ難シ。故ニ冥加ト日フ」とあつて、元來佛者の冥々の力に依つて智慧を增加せられることであるが、我國では「冥加がわるい」と云ふ風に、よほど其意味が崩れて來てゐる。

(2)那須野の狩　東鑑にも一寸見當らない。いゝ加減なウソらしい。

(3)さして　指してである。其事と指示して即ち特別に、の意。

（1）熱田　今の官幣大社熱田神宮所在地の熱田である。曾ては獨立して都市で、徳川時代には「宮」と稱せられ此處から伊勢へ旅客船が出たが、今では大名古屋市の一部である。

新釋　其のうちに文覺坊も出て來て「いや、到頭若君のお命を預つて來ましたよ」と云つて如何にも意氣揚々たる顔色である。「此の若君の父ぎみの三位の中將殿は、何度も平家の大將に成つて源氏に敵對せられたお方だから、誰が何と云つても絶對に許されない、と云はれたから、假にも聖僧をお怒らせになつては、どうして佛神のお助けがあるものですかなごと、色々惡ろ口を申したが、やつぱり駄目だと仰つて、那須野へ獸獵にお出でになつたので、其の上に私は狩獵場までもお供をして行つて、色々に申して、到頭許しを受けて來たのです。隨分遲かつたでせう」などと仰やると、北條が申されたには「お上人が二十日間待つてくれと仰やつたお約束の日限も過ぎましたので、これはもう鎌倉殿の御宥恕もないのだわいと思つて、おつれ申して下つて來たのですが、よくまア今此處で間違をしませんでした」と云つて、鞍を置いて引かせてゐられた乘替用の馬に、齋藤五と齋藤六とを乘せて上洛せしめられた。御自分も遠くまで送つて行つて「もう少しお供申す筈ですが、私は鎌倉に是非報告しなければならぬ大切な公用が澤山ありますから、これで失禮します」と云つて、其處から文覺上人等の人々に別れて下られた。誠に情深い武士であつた。

さる程に、高雄の文覺上人、若君受け取り奉つて、夜を日について上る程に、尾張の國熱田(1)の邊にて、今年も既に暮れぬ。明くる正月五日の夜に入つて、都へ上りつき、二條猪のくまなる所に、文覺坊の宿所のありけるに、先づそれにおちついて、若君暫く休め奉り、夜半ばかりに大覺寺へ入れ奉り、門を敲けども、人なければ音もせず。若君の飼ひ給ひたりける白い犬の子の、築地のくづれ

京都から九四マイル六
（２）築土ツイヂと訓む。築土即ちツキヒヂが約まつたのである木骨の上へ壁土を一定度のあつさに塗りかぶせて、屏障とし、邸宅地の外園としたもの。

より走り出て、尾を振つて向ひけるに、若君、「母上はいづくにましますぞ」と宣ひけるこそいとほしけれ。齋藤五、齋藤六、案内は知つたり。築土(2)を越え、門をあけて入れ奉る。近う人の住むだる所とも見えず。若君人目も耻ぢず、「命の惜しう候ふも、母上を今一度見ばやと思ふためなり。今は生きても何にかはせむ」とて、もだえこがれ給ひけり。

新釋 それから高雄の文覺上人は、若君を北條の手からお受取り申して、晝夜兼行で京都への道を急ぐ中に、尾張の國熱田の邊で其の年も最早暮れた。翌年正月五日の曉になつて漸く京都へ到着して、二條の猪熊といふ所に文覺上人の私宅があつた其所へ一先づ落附いて、若君を暫く御休息おさせ申し、夜中に大覺寺へおつれ込み申して坊の門を敲いたが、誰もゐないかして返事の聲も聞こえない。若君がお飼ひになつてゐた白犬の子が、土塀の崩れ穴から走つて出て尾を掉つて出迎へたのに、若君が「オイ白、お母様はどこにいらつしやる」と仰やつたのはおいとしい事であつた。齋藤五と齋藤六とは、勝手は知りぬいてゐるし、土塀を乘り越えて、門をあけてお入れ申した。しかし肝腎尋ねる人影は何處にも見えないで、近頃まで人の住んでゐた所とも見えない。若君は人が見てゐる前でキマリがわるいことも忘れて、「命が惜しいのも、母上にもう一度逢ひたいと思つたからだ。お母さんがいらつしやらないのなら、僕はもう生きてゐたつてつまらない」と云つて煩悶して戀しがられた。

論評 誰もゐなくなつて了つてゐる自分の家から、可愛がつてゐた犬の子が出て尾を振つ

て歡び迎へるのに、「母上はいづくにましますぞ」と少年の六代が問ひかけたといふ記述は特に目を引く。恐らく何處かで實見した事實に基いて書いたものであらうが、此の物語の中で最も眞實味に富んだ文章である。併し此の遊戲的氣分を、悲劇的な場面に持ち出して來たのは聊か考へものであらう。

その夜はそこにて待ちあかし、明けて後、近里の人に尋ぬれば、「年の内は(1)大佛(2)詣と聞えさせ給ひし。正月のほどは、長谷寺に御籠とこそ承り候へ」と申しければ、齋藤六、急ぎ長谷へ下り、母上に此由斯くと申しければ、母上取る物もとりあへず、急ぎ都へのぼり、大覺寺へぞおはしたる。母上、若君を只一目見給ひて、「如何に六代御前、是は夢かや現か、はや〳〵出家し給へ」と宣へども、文覺惜み奉つて、御出家をばせさせ奉らず。直に高雄へ迎へとつて、かすかなる所をしつらひ、母上をもはぐゝみけるとぞ聞えし。觀音の大慈大悲は、罪有るをも罪なきをも助け給ふことなれば、上代(3)にはかゝる例もやあるらむ。ありがたかりし事どもなり。

新釋　其の曉は其處で夜の明けるのを待つて、朝になつてから、近所の村人に尋ねると、「何でも年内は大佛樣へ御參詣と云ふ事でしたが、正月一ぱいは長谷寺にお籠りになつてゐると承りました」と申したので、齋藤六は急いで長谷まで下つて行つて、扨夫人に今までの顚末を斯う斯うと申し上ると、母夫人は持つて來なければならぬものも揃へきらず

(1)年の内は云々　出立する時に近所の人へ言ひ殘した言葉として「今年ぢゆうは大佛に參つて居りますが、正月の時分には云々」と云つた其の言葉を取次いで話したのである。

(2)大佛　奈良東大寺の大佛である。

(3)上代　「昔」といふ位の輕い意味である。

急いで京都へ上つて、大覺寺へおいでになつた。そして若君のお顏を唯一目御覽になると、「まア六代御前か。無事なあなたの顏を見るとは夢ではないでせうか。さア早速出家なさい」と仰やつたが、文覺は惜しがつて、御出家をおさせ申さず、直ぐに高雄へお迎へ取り申して、一寸したお住居をこしらへ、母夫人も一緒に御扶養を申したといふことであつた。觀音の大慈大悲は、罪の有る者もない者もお助けになる事であるから、昔はこんな例もあつたらうか、實に難有い事である。

一〇、六代斬られ

さる程に、六代御前、やう／＼生ひ立ち給ふ程に、十四五にもなり給へば、いとゞみめかたち美しく、あたりも照り耀くばかりなり。母上是を見給ひて、「世の世にてあらましかば、當時は近衛づかさ①にてあらむずるものを」と、宣ひけるこそあまりのこと②なれ。鎌倉殿、便宜毎に高雄の聖の許へ、「さても預け奉つし小松の三位の中將維盛の卿の子息六代御前は、如何樣の人にて候ふやらむ。昔頼朝を相し給ひしやうに、朝の怨敵をも平け、父の恥をも雪むべき程の仁やらむ」と申されければ、文覺坊の返事に、「是は一向底もなき③不覺人④にて候ふぞ。御心安うおぼし召され候へ」と申されけれども、鎌倉殿、猶も心ゆかず⑤げにて、「むほん起さば、やがてかた人⑥すべき聖の御坊なり。さりながらも、頼朝一期が間は誰か傾くべき。子孫の末は知らず」と宣ひけるこそ怖ろしけれ。

新釋　其の後六代御前は、段々御成人になるうちに、もう十四五歳にも達せられると、一層顔かたちが美しくなつて、其身の廻りまでも光り輝く程である。母夫人がそれを御覽になつて、「あゝ世が世だつたら、今頃は近衛司位には成つてゐるだらうに」と仰やつたのは

(1) 近衛づかさ　近衛府の官人。平氏は兎も角、藤原氏では、頼實が十一歳、師家は八歳で左近衛少将になつてゐる例がある。

(2) あまりの事　助かるべきでない命が助かつたゞけも俗にいふ儲けものであるのに、其上に、世が世であつたら近衛づかさになつてゐるのだがと云はれるのはあんまり慾が深すぎるといふ意である。

(3) 底もなき　俗に「底ぬけの馬鹿」などと云ふ「底抜け」で、限度のないこと。

(4) 不覺人　覺悟のない人、自覺のない人。即ち平凡人。

(5)心ゆかず　「心往かず」で、まだ疑念に凝滯してゐること。合點のゆかぬこと、得心のゆかぬこと。

(6)かた人　方人、即ち其の方面に加擔する人。

(1)文治五年　皇紀一八四九年である。

(2)御髪を肩のまはりに鋏みおろし　今の所謂モダンガールのやうに長い髪を肩の線で切つて斷髪姿になる事。當時修驗者の風俗である。

(3)柿の衣柿の袴　これも當時修行者の服裝である。

(4)濱の砂も父の御骨

あんまり慾が深すぎると申すものである。鎌倉殿は何かついでがある度毎に、高雄の文覺上人の處へ「先年お預け申した小松の三位の中將維盛卿の子息の六代御前は、どんな人物であらうか。昔、貴僧が此の頼朝の人相を見て御豫言になつたやうに、朝敵をも平定し、父の恥辱を雪ぎさうな人物ですか」とお問合せになるのだつたが、文覺上人は其度毎に返事して「あの人は一向底の知れないお馬鹿さんですよ、御安心なさい」と申された。しかし鎌倉殿は、それでもまだ合點が行きかねる樣子で「若し六代が謀叛でも起すとしたらあの上人は直ぐ加擔しかねない人だ。しかし此の頼朝一代の間は誰だつて俺の勢力を傾ける事が出來るものか、子孫の末になつたら分らないけれど」と仰やつたのは怖ろしい執念であつた。

母上、此由を聞き給ひて、「如何にや六代御前、早く出家し給へ」とありしかば、生年十六と申しゝ文治五年(1)の春の比、さしも美しき御髪を、肩のまはりに(2)鋏みおろし、柿の衣、柿の袴(3)、笈など用意して、やがて修行にこそ出でられけれ。齋藤五、齋藤六も、同じさまに出で立つて、御供にぞ參りける。先づ高野へ上り、父の善知識し給ひける瀧口入道に尋ね遇ひ、御出家の樣、御臨終の有樣、委しう尋ね問ひ、且は其跡もなつかしとて、熊野へこそ參られけれ。濱の宮と申し奉る王子の御前より、父の渡り給ひたりし山なりの島見渡いて、渡らまほしうは思はれけれども、浪風向うて適はねば、力及ばず、眺めやり給ふに、わが父

はいづくにか沈み給ひけむと、沖より寄する白浪にも、問はまほしうぞ思はれける。濱のまさごも、父の御骨やらむ(4)こそなつかしくて、涙に袖はしをれつゝ、潮汲む海士の衣ならねど、(5)乾く間なくぞ見えられける。渚に一夜逗留し、夜もすがら經讀み念佛して、指の先にて、濱の砂に佛の姿を書きあらはし、明けゝれば、僧を請じ、作善(6)の功徳さながら精靈にと回向して、都へ歸り上られけむ心の中、推し量られて哀なり。

新釋　母夫人が其の事をお聞きになつて「さア六代御前、早く出家をなさい」と仰やつたので、取つて十六歳といふ文治五年の春時分に、あれ程までに美しい髮の毛を、肩の邊で鋏み切り、柿色の衣に柿色の袴、笈などと云ふ山伏修行者の服裝を準備して、直ぐ修行に出られた。齋藤五、齋藤六も、同じやうな服裝をしてお供に參つた。先づ高野山に登つて父君維盛卿の臨終の導師をされた瀧口入道を尋ねて行つて面會し、御出家遊ばした時の御樣子や御臨終の時の有樣などを委しく聞いて、一つには又其の御遺跡もなつかしい氣がすると仰やつて、熊野へ御參詣になつた。濱の宮と申上げる王子社の神前から、父君のお渡りになつた山鳴の島を見渡して、渡つて行きたいとは思はれたが、風が向ひ風で波を乘切つて行く事が出來ないので何と仕方もなく、怨めしさうに遠くから眺めていらつしやるにつけても、私の父君はどの邊へお沈みになつたのだらうかと、沖から打寄せて來る波にでも、尋ねたいと思はれた。其處らの海岸地帶を蔽うてゐる砂も、父君の御遺骨の斷片ではないかと懷かしい氣がして、涙に袖はグチヤグチヤになつて、潮水汲みを職業にする漁村

云々●熊野沖に投身した父の遺骨が、波浪の爲に碎破せられて細粒狀となり、砂礫に交つて打寄せてゐるであらうかと懷しまれるのである。

(5)汐くむ海士の衣ならねど●古來製鹽法には、揚濱法、引滾法、素水燒法等種々あつたが、此時代には最も原始的な素水燒製鹽法に依つたのであつて、海水を汲で來て之を釜の中で煮沸させ、水分を蒸發せしめて食鹽を得たのである。汐汲む海人とは其の汲水勞作に隨ふ男女の漁民のことでそれ等の蒼衣は常に濡れがちであつたのである。

(6)作善●身口意の三つによつて善行を作すこと。

の人々の着物ではないか、乾燥する間もない位に濡れまさつて見えた。其の晩は一晩波打際で露營をして、終夜お經を上げ念佛を唱へて、指の先で海岸の砂上に佛の姿を書き現し、夜が明けると坊さんを呼んで來て、修法の功德は其のまゝスツカリ父の遺靈に報いますやうにと廻向をして、京都へ歸つて行かれた御心中は、どんなだつたらうかと推量せられてお可哀想である。

その比の主上は後鳥羽院にてまし／＼けるが、御遊をのみむねとせさせおはします。政道は、一向卿の局(1)のまゝなりければ、人の愁歎も止まず。呉王劍客を好みしかば、天下に傷を蒙る輩絶えず。楚王細腰を愛せしかば、宮中に餓ゑて死する女多かりき。上の好むことに下は從ふ習なれば、世の危き有樣を見ては、心ある人の歎き悲まぬはなかりけり。中にも二の宮(2)と申すは、政道を專とせさせ給ひて、御學問怠らせ給はねば、文覺はおそろしき聖にて、いろふ(3)まじき事をのみいろひ給へり、如何にもして此君を位に卽け奉らばや、と思はれけれども、賴朝卿のおはしける程は、思ひも立たれず。かくて建久十年正月十三日、賴朝卿、年五十三にて失せ給ひ(4)しかば、文覺やがて謀叛を起されけるが、忽に洩れ聞えて、文覺坊の宿所、二條猪隈なる所に、官人ども數多つけられて、八十にあまつて搦め捕られて、遂に隱岐の國へぞ流されける(5)。文覺京を

(1)卿の局。當時の權大納言源通親卿の夫人のこと。後鳥羽天皇の妃で、土御門天皇を生まれた承明門院在子の御養母である。

(2)二の宮。高倉院の二の宮である。後鳥羽天皇には御兄に當らせらる。文治五年親王となられたので守貞親王と申上げた。皇位にはお即きにならなかつたが、其御子茂仁が後堀河天皇とならるゝに及んで太上法皇となられた。尊號を後高倉院と申上げる。

(3)いろふ。いぢる、

いぢくろなどと同語。關西でイラフといふ。

(4)賴朝の卿失せ給ふ。　賴朝は建久九年十二月相模川の開通式に臨場して歸途落馬し、爾來臥床し、翌十年正月危篤に陷り、十一日出家、十三日を以て薨じたのである。

(5)文覺隱岐の國へ流さる。　帝王編年記、百錬抄、北條九代記等には、佐渡國に流されたとある。又、神護寺文書中、文覺の高足行慈自筆の物には「土佐國ニ配流、次ニ對馬國ニ配流、終ニ鎭西ニ於テ御逝去」とある。又、保暦間記にも、同じく土佐國とある。時日は正治元年(一八五九)四月と北條九代記にある。

(6)ぎつちやうくわんじや。　毬打冠者である。後鳥羽天皇が、少時此の毬打を好んでせられたから申した惡罵語である。

出づるとて、是程に老の浪に立ちて、今日明日を知らぬ身を、たとひ勅勘なればとて、都の片ほとりにも置かずして、遙々と隱岐の國まで流されけるぎつちやうくわんじや(6)こそ安からね、如何樣にも我が流さるゝ國へ、迎へ取らむずるものをと、躍り上がり〱ぞ申しける。此君は餘にぎつちやうの王を愛させ給ふ間、文覺かやうには惡口申しけるなり。其後承久に御謀反起させ給ひて、國こそ多けれ、遙々と隱岐の國まで遷されさせましましける宿縁の程こそ不思議なれ。その國にて、文覺が亡靈荒れて、恐ろしき事ども多かりけり。常は御前へも參り、御物語ども申しけるとぞ聞えし。

新釋　其頃の陛下は後鳥羽ノ院でいらつしたが、大抵は音樂の御遊ばかりなしておいでになつて、御政治向の事は只もう卿の局の自由にお任せになつてあつたから、種々の弊害が生じて、人民の憂ひ歎きが止まらなかつた。昔、支那では吳の王が劍術使ひを好んでお近づけになつたから、其國内には負傷者が絶えなかつたし、楚の王は腰の細い女をお愛しになつたから、宮中では痩せたい爲に、少食して餓え死する女が多かつた。斯ういふ風に上位の人の愛好する事に下々一般の者は從ふのが普通であるから、世態の危い有樣を見ては、苟くも心有る人で歎き悲まない者はなかつた。其の中でも、高倉院の第二皇子守貞親王は、天下の政治の事にばかり御意をお注ぎになつて、常に怠りなく御學問をお勵みになつてゐた。文覺と云ふ僧は恐ろしい人で、兎角關係せずともよい事にばかり好んで關係す

ろ傾向があつたので、どうかして此親王を皇位にお即け申したいと思はれたが、賴朝卿御在世の間は、決意されなかつた。ところが其のうち、建久十年の正月十三日に、賴朝卿が五十三歲で亡くなられたので、此の文覺上人は待つてゐたやうに直ぐ謀叛を起された。併し其の秘密は忽ち外間に漏洩したので、文覺上人の私邸である二條猪熊といふ所に、檢非違使廳の役人が大勢派遣せられて、文覺は八十過ぎにもなつて逮捕され、到頭隱岐の國に流された。文覺は愈々流罪囚として京都を出るに臨んで、「こんなに年を取つて、いつが日に死ぬかも知れない老人を、たとひ違勅の罪人だからと云つたつて、京都近邊へも置かないで、遙々隱岐の國までお流しになつた毬打冠者が癪だ。己れどんな事をしても俺の流される國へ迎へ取つて呉れるぞ」と、何度も躍り上るやうにして口惜しさうに絶叫した。此陛下は人並越えて毬打の球戯がお好きだつたので、文覺がこんな惡口を申したのである。後に此の天皇は承久に御謀叛をお起しになつて、日本には國も多いのに、遙々と隱岐の國までお遷されになつたが、實に不思議な因縁である。其の隱岐の國では、文覺の死靈が姿を現してあばれ廻つて、恐ろしい事が色々あつた。又常に御前へも參つて、お話やなんかを申上げたといふ事であつた。

さる程に六代御前は、三位の禪師(1)とて、高雄の奧に行ひすましておはしけるを、鎌倉殿、「さる人の子なり、さるものゝ弟子なり、假令頭をば剃り給ふとも、心をばよも剃り給はじ」とて、召し捕つて失ふべきよし、鎌倉殿より公家へ奏聞申されたりければ、やがて、安判官資兼(2)に仰せて召し捕つて、終に關東へぞ下

（1）三位の禪師　三位の中將維盛の子の禪師といふ意である。六代が出家後、禪師と云はれたことは、東鑑の建久五年四月二十一日の條に「故小松內府の孫子六代禪師」とあるの

されける。駿河の國の住人、岡部の權守泰綱(3)に仰せて、相摸國たこい川(4)のはたにて、終に斬られにけり。十二の年より三十に餘るまで(5)保ちけるは、偏に長谷の觀音の御利生とぞ聞えし。三位の禪師斬られて後、平家の子孫は永く絶えにけり。

新釋　其の後、六代御前は、三位の禪師と云はれて、高雄の奥に聖僧として修行しておいでに成つたのを、鎌倉殿は、「あゝいふ人の子である、又あゝいふ者の弟子である。たとひ頭の毛はお剃りになつたとしても、まさか心まではお剃りになるまい」と云つて、逮捕してお斬殺し致しますからといふ事を、鎌倉殿から朝廷へ御奏上になつたので、直ぐに安倍の判官資兼に御命令になつて、逮捕の上關東へお下しになつた。鎌倉では、駿河の住人岡部の權の守泰貞に命令して、相模國の田越川の河畔で到頭斬首された。十二の年から三十過ぎるまで、命があつたのは、只もう長谷の觀音の御利益だと云ふことであつた。此の三位の禪師が斬り殺された後、平家の子孫は永久に絶え果てたのであつた。

でも知れる。

(2)あん判官すけかね・・・・安判官即ち安倍の判官資兼である。

(3)岡部權守泰綱・・・・今の靜岡縣岡部にゐた。駿河國の權の守である。或本には康貞とある。

(4)たこい川　田越川の地方訛である。北條九代記「建久九年、戊午の條に「今年二月、検非違使安倍資兼、小松六代房ヲ擒メ取リ、關東ニ進ム。多古江河ニ於テ首ヲ刎ヌ」とある。田越川は神奈川縣三浦郡田越村（一名は名越又は手越）にある小流で、沼間村の矢根川が舊櫻山村の北で烏川となり、逗子では清水川、小坪の附近では田越川となる。六代が其河畔で斬首されたといふので御最後川の別名もある。但し中院本には鎌倉六浦坂、保暦間記には鎌倉の芝迄で殺されたとあつて一定しない。田越川の河畔丘上の槻の樹蔭には六代の墓といふものもあるが、これは後年水戸の藩士齋藤仁右衛門が建てたものである。

(5)三十に餘るまで・・・・文治元年に十二歳として建久十年に斬られたのだとすれば、まだ二十六にしかならない筈である。中院本には二十九歳とあり、大日本史は斷然二十六歳説を採つてゐるが、それでも可笑しい。

灌頂之巻

一、女院御出家

建禮門院は、東山の麓、吉田の邊(1)なる所にぞ立ち入らせ給ひける。中納言の法印きやうえ(2)と申す奈良法師の坊なりけり。住み荒らして年ひさしうなりければ、庭には草ふかく、軒にはしのぶしげれり。簾絶え、閨あらはにて、雨風たまるべうもなし。花は色々匂へども、主とたのむ人もなく、月は夜な〳〵さし入れども、眺めてあかす主もなし。昔は玉の臺を研き、錦の帳に纒はれて、あかし暮らさせ給ひしが、今はありとしある人にも皆別れ果てゝ、あさましげなる朽坊に入らせ給ひけむ御心の中、推し量られて哀なり。魚の陸にあがれるが如く、鳥の巣を離れたるが如し。さるまゝには、憂かりし波の上、船の中の御住居も、今は戀しうぞ思し召されける。蒼波道遠し(3)、思を西海千里の雲に寄す。白屋苔深うして、涙東山一庭の月に落つ。悲しともいふばかりなし。

(1)吉田の邊　京都市上京區吉田町一帶の地をいふ。今京都帝國大學、第三高等學校などがある。町の上方神樂ケ岡には官幣中社吉田神社があつて其丘下に吉田御殿と呼ばれる吉田子爵の本邸がある。

(2)中納言の法印慶惠　と申す奈良法師の坊。吾妻鏡元曆二年四月條には律師賀慶坊とある。

(3)蒼波路遠し　「蒼波路ハ遙ナリ雲千里、白霧山ハ深シ鳥一聲」

文章博士橘直幹の句である。倭漢朗詠集に出てゐる。

(1)建・禮・門・院・落・飾・　建禮門院が尼となられたのは元暦元年五月一日で、歸京して吉田に住し、出家の生活に入られたのは翌文治元年の四月である。

(2)長・樂・寺・　京の東山圓山公園の上、八坂神社鳥居の前にある時宗

新釋　建禮門院は東山の山麓、吉田の里附近の或る所へお入りになつた。中納言の法印慶惠といふ奈良の法師の坊舍であつた。住み荒らして長い事になつたので、庭には草が深く密生し、軒にはシノブが繁茂してゐる。簾が引きちぎれてゐるので部屋の中は見通しだし屋根が破れてゐて、雨も風も防げさうにない。花は色々さ咲きにほうてゐるが、主人と賴む人もなく、月光は夜毎に照り込んでゐるが、それを眺めて夜を明かす住居者もない。昔は珠を飾つた樓臺を美しい上にも美しくし、錦の帳に圍まれて、結構な日を送つておいでになつたのが、今はあらゆる人々に皆別れて了つて、驚き入つた樣子の腐れ坊舍にお入りになつた御心中は、嘸かしと推量せられてお氣の毒である。譬へば魚が陸上に上つたやうでもあり、鳥が巣を離れたやうでもある。そんな有樣であるにつけては、曾ては情ないと思はれた波の上、舟の中の御生活も、今となつてはいつそ戀しく思召した。所謂る「蒼波路遠し、思を西海千里の雲に寄す、白屋苔深くして涙東山一庭の月に落つ」といふ心持で、悲しいとも何とも形容する言葉がない。

かくて女院は、文治元年五月一日の日、御髮おろさせ給ひけり(1)。御戒の師には、長樂寺(2)の阿證坊の上人、ゐんせい(3)とぞ聞えし。御布施には、先帝の御直衣なり。既に今はの時までも召されたりければ、その御移香も未失せず。御記念に御覽ぜむとて、西國より遙々と都まで持たせ給ひたりしかば、如何ならむ世までも御身を放たじとこそ思し召されけれども、御布施になりぬべき物の無き上、且つは彼の御菩提のためにもとて、泣く〳〵取り出させおはします。上人これを賜は

つて、何と奏すべき旨もなくして、墨染の袖を顏に押し當てゝ、泣く〳〵御所をぞ罷り出でられける。件の御衣をば幡に縫う(5)て、長樂寺の佛前に懸けられけるとぞ聞えし。

新釋 それから女院は、文治元年の五月一日の日に御剃髮になつた。御授戒の導師としては長樂寺の塔頭阿證坊のお上人で印誓といはれるお方だとの事であつた。お布施には先帝安德天皇の御直衣をお出しになつた。此のお直衣は、最早これが最後だといふ時までも召しておいでになつたから、其の御體臭もまだ消散してゐないものである。いつまでもお形見に御覽にならうといふので、西國から遙々と京都までお持歸りになつたのであるから、永久に御身邊をお離しになるまいと思召してゐる御大切な品ではあつたが、お布施になりさうな物が外には何もない上に、一つには又、あのお方の後生の爲にもと思召して、涙ながらにお取出しになつた。上人は之を頂戴して、何と申上げる言葉もなく、眞黑な法衣の袖を顏に當てゝ、泣き泣き御所を退出された。其の後、御衣は幢幡に縫ひ直して、長樂寺の本堂の佛前にかけられたといふことであつた。

女院は十五にて女御の宣旨(1)を蒙り、十六にて后妃(2)の位に備はり、君王の側に侍はせ給ひて、朝には朝政を勸め(3)、夜は夜を專にし(4)給へり。二十二にて皇子御誕生(5)あつて、皇太子に立ち(6)、位に卽かせ給(7)ひしかば、院號蒙らせ給ひ(8)て、建禮門院とぞ申しける。入道相國の御女なる上、天子の國母にてましませ

の寺。本尊は千手八臂十一面の觀音立像で、傳教大師の開基と稱する。建禮門院の落飾記念塔が本堂前にある。

(3)ゐんせい　印誓とも印西ともある。あせう房は阿證房か阿正房かわからぬ。印誓は靈山十六代の國阿上人の事だといふ。

(4)御衣をば幡に縫ふ　御衣とは前にあつた高倉天皇御著用の直衣である。寺傳によると分つて十六旒の法幢とせられたとある。

(1)十五にて女御　建禮門院の女御になられたのは承安元年十二月二十六日、御十七歳の時の事である。

(2)十六にて后妃　承安二年一月十日、十八

歳にして中宮となられたことをいふ。
（3）朝には朝政を勸め　白樂天の長恨歌に「是ヨリ君王早朝セズ」とあるのをもぢつて反對に賢后の行動に取直して書いたのである。
（4）夜は夜を專らにし　これも長恨歌中の句。建禮門院は御門の御寵愛あさからずして夜間は夜の御殿に此の女院のみ御附きゝりになつてゐたことをいふ。
（5）二十二にて皇子御誕生　言仁親王の御誕生をいふ。親王は治承二年の十一月に生れさせ給ふたのである。此時御母建禮門院は二十四歳である。
（6）皇太子に立ち　言仁親王の立太子は、其の十二月である。
（7）位に即かせ給ふ　皇太子言仁親王が御父高倉帝からの受禪により、皇位を踐まれ、（後

ば、世の重うし奉る事斜ならず、今年は二十九⑨にぞならせまし〳〵ける。桃李の御裝猶こまやかに、芙蓉の御形も未だ衰へさせ給はねども、翡翠⑩の御かんざし、附けても何にかはせさせ給ふべきなれば、終に御樣をかへさせ給ひてけり。うき世を厭ひ、實の道に入らせ給へども、御歎は更に盡きせず、人々今はかうとて海に沈みし有樣、先帝・二位殿の御面影、ひしと御身に添ひて、如何ならむ世に忘るべしとも思し召さねば、露の御命の何しに今までながらへて、かゝる憂き目を見るらむとて、御涙せきあへさせ給はず。五月の短夜なれども、明かしかねさせ給ひつゝ、おのづから打ちまどろませ給はねば、昔の事をば夢にだにも御覽ぜず。壁に背ける殘の燈⑪の影かすかに、夜もすがら窓打つ暗き雨の音ぞさびしかりける。しやうやう人がしやうやう宮に閉ぢられたりけむ悲も、是には過ぎじとぞ見えし。昔を忍ぶつま⑫となれとてや、もとのあるじの移し植ゑ置きたりけむ花橘の風⑬なつかしく、軒近くかをりけるに、山郭公⑭の二聲三聲音づれて通りければ、女院ふるき事⑮なれども、思し召し出でて、御硯の蓋にかくぞあそばされける。

郭公花たちばなの香をとめて鳴くはむかし⑯の人ぞこひしき

の安徳天皇）たのは治承四年の二月で、御即位は四月である。門院此の時二十六歳。

（8）院號蒙らせ給● 建禮門院が其院號をお受けになつたのは養和元年十一月二十五日で其時は二十七歳である。

（9）今年は二十九● 今年即ち文治元年は三十一歳であらう。

（10）翡翠● 支那産の寶石。

（11）壁に背ける殘の燈● 「耿々タル殘燈壁ニ背クノ影、蕭々タル暗雨窓チ打ツノ聲」白樂天の「上陽宮ニ題スル詩」の句。

（12）昔をしのぶつま● 「昔」つまは端でこゝは「昔の事を思ひ出す端緒」の意。

（13）花橘の風● 萬葉集には、花橘のにほひが昔の人を思ひ出させるといふ意味の歌が、盛にある。

新釋 此の女院は十五歳で女御の宣旨をお受けになり、十六で中宮のお位におすわりになり、陛下のお側に侍せられて、朝になると早く大政を御總攬遊ばすやうにお勸め申上げ、夜はいつでも陛下の御愛を御獨占になつた。二十二で皇子が御誕生あつて、直ぐ皇太子にお立ち遊ばし、御即位にもなつたから、院號をお受けになつて、建禮門院と申上げた。入道前太政大臣の御息女である上に、一國の國母でいらつしやるから、世間一般の尊重は、非常なものであつた。今年は二十九にお成り遊ばすのだつた。桃李の御裝ひはまだ其の濃艶さを失はず、芙蓉の花にも譬ふべき楚々たる御容姿もまだ少しもお變りになつてはゐないが、翡翠の御簪をお着けになつても、何の御化粧がひもない今の御境遇でいらつしやるから、到頭思ひ切つてお姿をお變へになつたのであつた。しかし此の實質のない俗生活を厭ひ捨てゝ、眞の生活にお入りになつたけれども、御歎きは少しも發散せず、一門の方々がいよ／＼もう駄目だといふので、海中にお沈みになつた時の有樣や、先帝安德天皇、二位殿のお顏が、ピッタリと御身のまはりに附添うてゐるやうで、いつになつても忘れられようとも思はれないので、はかない命を、何だつて今頃まで保つてゐて、こんな情ない目を見るのだらうと、御淚を止めきれないでいらつしやる。五月頃の夜の短い時分の事ではあるが、明けるのを今か今かと待ちかねてばかりゐて、自然トロリとも遊ばさないから、昔の事は夢にさへ御覽にならず。ぢつと獨でマジ／＼としていらつしやると、室內には、壁とは反對の側を向けて置いてあ 消え殘りの燈光がボンヤリと照らしてゐて、一晩中窓に降りかける夜の雨の音が、何とも云へない深い寂しさの底に心を誘ひ入れるのだつた。支那の故事として知られてゐる上陽人が、たつた一人で上陽宮に閉ぢこめられてゐた時の

悲しい心持も、これ以上ではあるまいと思はれた。昔の事を思ひ出させる端緒にとでもいふツモリか、元住んでゐた人が移植して置いたのだらうと思はれる花橘のにほひが、風に吹かれて、軒端の近くまで薫つて來た折柄に、山時鳥が二聲三聲鳴いて通るのが聞こえたので、女院は、古歌ではあるが、フトお思ひ出しになつて、お硯箱の蓋に斯うお書きになつた。

ほとゝぎす花橘の香をとめて啼くは昔の人ぞこひしき

女房たちは、二位殿、越前の三位の上のやうに、さのみ猛う水の底にも沈み給はねば、武士のあらけなきに捕はれて、舊里にかへり、老いたるも若きも、或は樣を變へ、或は形をやつし、あるにもあらぬ有樣どもにて、思ひもかけぬ谷の底、岩のはざまにてぞ明かし暮らさせ給ひける。住まひし宿は皆烟と立ち上りにしかば、空しき跡のみ殘つて、繁き野邊となりつつ、見なれし人の訪ひ來るもなし。仙家よりかへつて、七世の孫にあひ(1)けむも、かくやと覺えて哀なり。

新釋　一般の婦人たちは、二位殿や、越前の三位夫人のやうに、そんなに氣強く、海底へも沈まれなかつたから、荒々しい關東武士の手に捕へられて、故郷につれかへられ、老人も若い人も、或るものは尼姿にかはり、或る者は見すぼらしい姿になつて、只生きてゐるといふばかりの狀態で、思ひがけない谷底や岩の間で月日をお送りになつてゐた。元お住みになつてゐた所は皆燒けて烟に化して了つてゐたから、空しく只痕跡ばかりが殘つて、其の邊一面に雜草の繁茂する原野と成つて了ひ、曾て其の邊でよく見かけた人は、もう尋

(14)山郭公　郭公と橘とは萬葉集の歌では關係の密接なものとして取扱つてゐる。

(15)古き、と　古歌。此の郭公の歌は自作ではなく、新古今集に出てゐるからである。

(16)鳴くは昔の云々　郭公の鳴くのは自分の如く昔の人が　しくての事であらうかといふ意である。

(1)仙家より歸りて七世の孫に逢ふ　晉の王質が山へ薪を取りに入つて仙郷に迷ひ入り、仙童が碁を打つてゐるのを見てゐるうちに非常な時を經過して、氣がついて歸つて見ると家は七代目の孫の代になつてゐたといふ故事を云つたのである。

れて來ることもない。王質が仙鄕から歸つて來て七代後の孫に逢ふた時の心持も、こんなだつたらうかと思はれてあはれな事である。

二、大原への入御

去んぬる七月九日の日の大地震に、築地も壞れ、荒れたる御所も傾き破れて、いとゞ住まはせ給ふべき御便もなし。りよくいのかんし(1)、宮門を守るだにもなし。心のまゝに荒れたる籬は、繁き野邊よりも露けく、折知り顔に、いつしか蟲の聲々怨むるも哀なり。さるまゝには、夜もやう／＼長くなれば、いとゞ御寢覺がちにて、明かしかねさせ給ひけり。盡きせぬ御物思に秋の哀さへ打ち添ひて、いとゞ忍び難うぞ思し召されける。何事も皆變り果てぬるうき世なれば、おのづから情をかけ奉るべき昔の草のゆかりも皆枯れはてて、誰はぐゝみ奉るべしとも覺えず。されども、冷泉の大納言たかふさの卿の北の方(2)、七條の修理の大夫信隆の卿の北の方(3)より、忍びつゝ、常は言問ひ申されけり。女院、「その昔、あの人どものはぐゝみにてあるべしとは露も思し召し寄らざりしものを」とて、御涙を流させ給ひければ、つき參らせたる女房達も、皆袖をぞ濕(3)らされける。

この御住居も猶都近くて、玉鉾の(4)道行人の人目も繁ければ、露の御命の風を待たむ程、憂き事聞かぬ深き山の奧の奧へも入りなばや、とは思し召されけれども、さ

(1)りよくいのかんし。緑衣の監使。緑衣は六位の官人の服色、監使は番人のことで、結局宮門を衛る六位の官人のこと。

(2)冷泉大納言隆房卿の北の方　清盛の女で建禮門院とは御姉妹である。建長六年十二月正二位前權大納言按察使として八十三で死んだ。鷲尾大納言隆衡は其子である。

(3)七條の修理の大夫信隆卿の北の方、これ

も清盛の女で、門院とは姉妹である。正三位參議、左兵衛督、駿河權守として、順德天皇の建保二年二月七日に四十七で死んだ藤原隆清は其子である。

（4）玉鉾の　道の枕詞である。

（5）大原山　京都府乙訓郡大原野村の西方にある小鹽山のこと。此の山上に大原西陵、即ち建禮門院の御陵がある。

（6）寂光院　京都府愛宕郡大原村字草生にある天台宗の寺。聖德太子の開基だと傳へられる。本尊はこれ亦太子の作と唱へる六萬體腹籠の地藏尊である。建禮門院の木像、平家一門から贈られた書翰を張つて作つたといふ阿波の內侍の張子の像、三尊來迎佛の畵、建禮門院の御遺髪を以て刺繡したといふ六字の名號の幅が寺寶となつて

るべきたよりもましまさず。或る女房の吉田に參つて申しけるは、「是より北大原山（5）の奥、寂光院（6）と申す所こそ、靜に候へ」とぞ申しける。女院「山里は物の淋しき事こそあんなれども、世の憂きよりは住みよかんなるものを」とて、思し召し立たせ給ひけり。御輿などをば、のぶたか、たかふさの卿の北の方より、御沙汰ありけるとかや。

新釋　去る七月九日の日の大地震に、今の此のお住居も、表の土塀が崩壊し、さうでなくてさへ荒廢してゐた御所も一層傾斜して、これでは到底お住みになれさうにもなかつた。綠色の制服を着た六位の門衛が、御門の番をしてゐるでもなし、荒れ放題に荒れた生垣は雑草の茂生してゐる原野よりも一層露つぽく、私は季節を知つてゐますよと云はんばかりに、いつの間にか虫がもう怨めしさうな調子で啼き出してゐるのも物あはれである。其のうち月日がたつに伴れて夜間が段々長くなると、一層マジマジとお目が覺めてゐる時間が多くなつて、早く朝になればいゝと毎晩のやうにお待ちかねになつた。斯ういふ風にいつまでも絕えない御物思ひの上に、秋の哀感さへ加はるので、女院は、層一層堪へ難く思召された。何から何まで皆、今までとは變つて了つた浮世であるから、門院がこんな御境遇でいらつしても自然御同情申上げる昔の關係者も皆ゐなくなつて、今は誰一人としてお世話を申上げる者があらうとも思はれなかつた。しかし冷泉の大納言經房卿の夫人や、七條の修理の大夫信隆卿の夫人から、内々で絕えずお見舞ひ申された。女院はそれにつけても、「昔はあの人たちに養はれて生きてゐようなんて、テンで考へた事もなかつたのに」と

ゐる。

（1）入相。　日が西の山に入る黄昏時のこと。

仰やつてお涙をお流しになると、お附き申してゐる婦人たちも、皆頂き泣きの涙で袖をぬらされた。此處のお住居もまた京都に近過ぎて、表通りを往來する人々の人目もうるさいから、譬へば草葉の末にたまつてゐる露のやうなはかない御命を無常の風が吹き落すのを待つまでの間は、イヤな事の耳に入らないやうな何處か深い山の奥の其の又奥へでも入つて了ひたいと思召したが、相當な候補地もお在りでなかつた。ところが或る婦人が吉田へ參つて申したには「こゝから北に當ります大原山の奥の寂光院と申す所は、それは〳〵閑靜な所でございますよ」と申した。それで女院は「山村生活は寂しいには寂しいだらうけれど、色々イヤな事ばかりが多くある都會よりは暮らしいゝだらうに」と仰やつて、御轉居をお思ひ立ちになつた。御移轉の時の御輿やなんかは、信隆、隆房兩卿の夫人たち御姉妹からお賄ひ申されたとか申す事である。

文治元年九月の末に、かの寂光院へ入らせおはします。道すがらも、四方の梢の色々なるを御覽じ過ごさせ給ふ程に、山陰なればにや、日もやう〳〵暮れかゝりぬ。野寺の鐘の入相（1）の聲すごく、分くる草葉の露しげみ、いとゞ御袖濡れまさり、嵐烈しく木の葉みだりがはし。空掻きくもり、いつしか打ちしぐれつゝ、鹿の音かすかに音づれて、虫の怨も絶え〴〵なり、とにかくに取り集めたる御心細さ、譬へ遣るべき方もなし。浦傳ひ嶋傳せしかども、さすがに斯くはなかりしものをと、思し召すこそ悲しけれ。岩に苔むしてさびたる所なれば、住まゝほし

くぞ思し召す。露むすぶ庭の荻原霜枯れて、籬の菊の枯れ〴〵に、うつろふ色を御覽じても、御身の上とや思しけむ、佛の御前へ參らせ給ひて、「天子聖靈、成等正覺(2)、一門亡魂、頓生菩提(3)」と祈り申させ給ひけり。いつの世にも忘れ難きは先帝の御面影、ひしと御身に添ひて、如何ならむ世にも忘るべしとも思し召さず。さて寂光院の傍に、方丈(4)なる御庵室を結んで、一間をば佛所に定め、一間をば御寢所にしつらひ、晝夜朝夕の御勤、長時不斷の御念佛、怠る事なくして、月日を送らせ給ひけり。

【新釋】文治元年の九月の末に、その寂光院へお入りになる。道々でも方々に見える樹々の梢が濃淡樣々の色をしてゐるのを御覽になり乍らお通りになつてゐるうちに、山の陰のせいか、其の日も段々暮れかゝつて來た。野の寺で撞き鳴らす晩鐘の聲も物凄く、踏分けてゆく草の葉には露が滋く置いてゐるので、常さへ涙でぬれて乾く間もないお袖は、一層ぬれまさり、風がひどいので、木々の葉は所定めず散亂する。空も段々曇つて、いつの間にやら時雨れ氣味になり、鹿の鳴く聲が微かに聞こえて、怨めしさうに啼く虫の音も、とぎれとぎれである。斯うした悲しい事や哀な事を何も彼も御一身に取り集めてシミジミとお感じになるにつけて、女院の御心細さは、何ともお譬へ申し方もない。西海では海岸傳ひ、島傳ひをして隨分つらい日もしたが、いくら何でもこれ程ではなかつたのにと、思召すのが悲しかつた。寂光院といふ所は其の邊の岩に苔が密生してゐたりして、古色を帶びてゐる所であるから、こゝなら住んで見たいと思召される。露が結晶して置いてゐる庭前の荻の

(2)成・等・正・覺・ 等正覺即ち正智を得て完全に萬有の如寶相を覺ること。阿耨多羅三藐三菩提に得入するといふのも同じことである。

(3)頓・證・菩・提・ 菩提は佛道を成就すること、頓生菩提とは、或るチヤンスを得て、其瞬間に成道を證得すること

(4)方・丈・ 一丈平方の室のこと。唯摩居士の方丈の室に起源を持つてゐる。

群落は、もう早朝々の霜害の爲に枯れ、垣根の菊も枯れかけて、色が變つてゐるのを御覽になつても、ちやうど御自分の今の御境遇のやうだと思召してか、佛前へお參りになつて「天子聖靈、成等正覺、一門亡魂、頓證菩提」とお祈り申された。いつに成つてもお忘れになれないのは先帝安德天皇の御事で、其のお顏がピツタリとお身體に附添うて、どんな時になつても忘れられる機會があらうとも思召されなかつた。それから女院は、其の寂光院の直ぐ傍に、一丈四方程の御庵室をお建てになつて、其の一室を御佛間と定め、今一室を御寢所とし、朝晩の御勤行、長年月繼續の御念佛を、少しの御怠りもなくお勵みになつて、月日をお送りになつた。

かくて神無月中の五日の暮方に、庭に散り敷く楢の葉を、物蹈み鳴らして聞えければ、女院「世を厭ふ所に、何者の問ひ來るやらむ。あれ見よや。忍ぶべきものならば、急ぎ忍ばむ」とて、見せらるゝに、小鹿の通るにてぞありける。女院、「さて如何にや／＼」と仰せければ、大納言の佐の局、涙をおさへて、

　岩根ふみ誰かは訪はむ楢の葉のそよぐは鹿のわたるなりけり

女院、この歌餘に哀に思し召して、窓の小障子にあそばし留めさせおはします。かゝる御つれ／＼の中にも、思し召しなぞらふ事共は、つらき中にも數多あり。軒に並べる植木をば、七重はうじゆ（1）とかたどり、岩間に積る水をば、八功德水（2）と思し召す。無情は春の花、風に隨つて散り易く、うがい（3）は秋の月、雲に伴

（1）七ちうはうじゆ　七重寶樹、極樂世界には、金樹、銀樹、瑠璃

樹、玻瓈樹、珊瑚樹、瑪瑙樹、硨磲樹が七重に列んで生へてゐると いふのである。
(2)八功德水 極樂淨土にある池には、清淨、冷徹、甘美、輕輭、潤澤、安和、除炎、增益等八種の功德を具へた水が湧出してゐるといふのである。
(3)うがい 有涯、即ち生命の存續に限度のあること。
(4)昭陽殿 後宮のこと。漢の趙皇后の女弟が昭儀として昭陽殿にゐたことが漢書や西京雜記等に出てゐる。
(5)長秋宮 漢代支那に於ての皇后の宮殿、皇后の事を秋宮といふのは此爲である 後漢書參照。

つて隱れやすし。昭陽殿(4)に花を弄びし朝には、風來つて匂を散らし、長秋宮(5)に月を詠せし夕には、雲蔽うて光を隱す。昔は玉樓金殿に錦の茵蓐を敷き、妙なりし御住居なりしかども、今は柴引き結ぶ草の庵、よその袂もしをれけり。

新釋 斯うして暮らしていらつしやるうちに、十月十五日の日暮れ方になつて、庭一面に散り落ちてゐる楢の葉を、何物だかカサカサと踏んで通る音が聞こえたので、「女院は斯うして俗世間を厭ひ離れてゐる所へ、何者が尋ねて來たのだらう。あれ、あの足音の主を見届けておくれ。隱れなきやならない人なら急いで隱れるから」と仰やつて、お側の者にお見せになると、小鹿が通つて行くのであつた。女院が「それでどうだつた、どうだつた」と仰やつてお尋ねになると、それを見屆けに出た大納言の佐の局は、流れ落ちる涙を押さへつゝ、

岩根ふみ誰かは訪はむ楢の葉のそよぐは鹿のわたるなりけり

と一首の歌を詠んだ。女院は、此の歌をあんまり哀れな作だと思召して、窓の小障子にお書き留めになつた。斯ういふ御退屈な御生活の中にも、結構な事に思ひ寄せてお心が慰められるやうな事は、つらい中にも澤山あつた。例へば軒端に近く植ゑ並べられた木々を、極樂の七重寶樹に擬し、岩と岩との間に溜つてゐる水を淨土の八功德水だと思召される。無常の心持を示すものは春の花で、風が吹くにつれて散り易く、有限の理を象徴するものは秋の月で、雲と共に隱れ易い。朝、昭陽殿に花を愛してゐれば、風が吹いて來て美しい色を散らし、夜、長秋宮に月を眺めてゐれば、雲が現れて光を蔽ひ隱す。昔は玉を飾つた

樓臺、黄金で造つた殿舍に錦の敷物を敷いて、何とも云はれぬ結構な御住居であつたが、今はそれに引きかへて、柴を結び合はせたばかりの草の庵の御生活で、よそ目に觀る者の袂も涙でぬれて鹽垂れるのであつた。

(1)北祭・京都の賀茂神社の祭。男山八幡の南祭に對して北祭といふのである。毎年四月中の酉の日に執行される例であるが、その月に酉の日が二回しかない時は第二の酉の日にする。文治二年の四月では、二日、十四日、廿六日が酉であるから、北祭は十四日である。神職の衣冠、車の簾、神前に當日葵の葉を懸ける故に一に葵祭ともいつて、京都年中行事の有數なものである。

(2)夜をこめて・夜まだ暗いうちから。

(3)德大寺・實定である。當時は正二位內大臣左大將で、後德大寺殿と呼ばれた。

三、大原御幸

かゝりし程に、法皇は文治二年の春の頃、建禮門院の大原の閑居の御住居、御覽ぜまほしう思し召されけれども、二月・三月の程は、嵐烈しう、餘寒も未盡きず、峯の白雪消えやらで、谷のつらゝも打ち解けず。かくて春過ぎ、夏來つて、北祭(1)も過ぎしかば、法皇夜をこめて(2)、大原の奧へ御幸なる。忍の御幸なりけれども、供奉の人々には、德大寺(3)、花山院(4)、土御門(5)以下、公卿六人、殿上人八人、北面少々候ひけり。鞍馬通の御幸(6)なりければ、彼の清原の深養父(7)が補陀落寺(8)、小野皇太后宮(9)の舊跡(10)叡覽あつて、それより御輿にぞ召されける。遠山にかゝる白雲は、散りにし花のかたみなり。靑葉に見ゆる梢には、春の名殘ぞ惜まるゝ。比は卯月二十日餘の事なれば、夏草のしげみが末を別け入らせ給ふに、始めたる御幸なれば、御覽じなれたる方もなく、人跡絕えたる程も思し召し知られて哀なり。

新釋 さうしてゐるうちに、法皇は文治二年の春時分のこと、建禮門院の大原の閑靜な御住居を、一度御覽じたいと思召されたが、二月から三月の間はまだ烈風が吹いて、餘寒も

（4）花山の院　兼雅である。正二位前權大納言で、當時は散位即ち無官の公卿であつた。

（5）土御門　通親である。正二位權中納言。

（6）鞍馬通の御幸　京都方面から寂光院に向ふ路線は二條ある。一線は出町橋を渡ると高野川の流域を川端、高野、八瀬、大原と斜に東北上する今の敦賀街道である。他の一線は即ち鞍馬通で、出町橋の東詰を直ちに北進し、市原、静原、江文峠、大原と行くのである。

（7）清原深養父　百人一首に歌が入つてるので周知されてゐる。梨壺五歌仙の一人。豊前介房則の子で、延喜、延長頃の人。官位は從五位内藏大允にまで至つた。

（8）補陀洛寺　清原の深養父が創建した寺で愛宕郡小野市原即ち江

まだ去らず、山の峰に降積んでゐる雪も消えて了はないし、谷の氷柱も融解しないので、暖くなるのをお待ちになつてゐた。其のうちに春も過ぎ夏が來て、加茂のお祭も終つたので、法皇はまだ明方の暗いうちからお出ましで、大原の奥へ御幸になる。お忍びの御幸ではあつたが、お供の人々には德大寺、花山の院、土御門以下の公卿が六人、殿上人が八人それに北面の武士が少々ゐた。鞍馬經由の御幸であつたから、あの清原の深養父の補陀洛寺や小野の皇太后宮の舊跡を御覽になつて、それから御輿に召された。遠くの山にかゝつてゐる白雲は、既に散つてしまつた花の形見と見られ、青葉に見える木々の梢を見ては、春の名殘が惜まれる。時分はちやうど四月二十日過の事であるから、夏草の繁つてゐる野の末を押分けてお入りになるのであつたが、こんな所へは初めての御幸であるから、一つとしてお見馴れになつた事のないものばかりで、人跡の絶えてゐる程度もお思ひ知られになつて、何となく感傷的なお心持が遊ばされた。

西の山の麓に一宇の御堂あり。即ち寂光院是なり。古う造りなせる泉水・木立、よしある様の所なり。いらか破れては霧不斷の香を焼き、とぼそ落ちては月常住の燈をかゝぐとも、かやうの所をや申すべき。庭の若草茂りあひ、青柳糸を亂りつゝ、池の浮草波に漂ひ、錦を晒すかとあやまたる。中島の松にかゝれる藤波の、うらむらさきに咲ける色、青葉まじりの遲櫻、初花よりも珍しく、岸の山吹咲きみだれ、八重立つ雲の絶間より、山郭公の一聲も、君のみゆきを待ち顔なり。法皇是を叡覽あつて、斯くぞあそばされける。

池水にみぎはのさくら散りしきて波の花こそさかりなりけれ

舊りにける岩の絶間より、落ち來る水の音さへ、故び由ある所なり。緑蘿の墻・翠黛の山、繪に書くとも筆も及びがたし。さて女院の御庵室を叡覽あるに、軒には蔦・蕣這ひかゝり、しのぶ交りの忘草、瓢簞屢むなし⑾、草顏淵が巷にしげく、藜藋深くとざせり、雨原憲がとぼそを濕すともいつつべし。すぎの葺きめも疎にて、時雨も、霜も、おく露も、洩る月影に爭ひて、たまるべしとも見えざりけり。後は山、前は野べ、いさゝ小笹⑿に風騒ぎ、世に絶えぬ身のならひとて、うきふししげき竹柱、都の方の音づれは、間遠に結へるませ垣や、僅に言問ふものとては、峯に木傳ふ猿の聲、賤がつま木⒀の斧の音、是等が音づれならでは、まさきのかづら、青つゞら、くる人稀なる所なり。

【新釋】西の方に見える山の麓に一軒のお堂がある、これが即ち寂光院である。ずつと以前に造つた泉水といひ庭木の工合といひ、何とも云はれぬ雅趣のある所である。「甍破レテハ月不斷ノ香ヲ燒キ、扉落チテハ月常住ノ燈ヲ挑グ」といふのも、こんな所をこそ申すのであらう。庭には若草が密生し、青柳が其の垂れた枝を亂してゐて、池の浮萍は波に弄ばれて漂流し、まるで蜀の川で錦を晒してゐるのかと思ひ誤られる。池の中島の松に垂れかゝつてゐる藤の花が紫に咲いてゐる色あひと云ひ、青葉の中に交つて殘つてゐる遲咲の櫻の花は、早咲の花よりも却つて珍しく、岸には山吹が咲き亂れ、幾層にもムクムクと立つて

文明神と靜原との間にあつたが、早く絶えて貞享頃には僅に礎石を有するに過ぎなんだ。古く市原の堂と呼ばれた。眞言宗の延栄僧正が開祖で、本尊は千手觀音であつた。

(9)**小野の皇太后宮**　小野の皇太后宮とは關白教通の女藤原歡子(ヨシコ)で白河天皇の皇后となられたお方である。一たび宮中を出て愛宕郡小野山附近にあつた兄君靜圓の坊舍に入られた事があるからである。百鍊抄には嘉保二年三月十四日に小野堂で供養されたことが出てゐる。小野山は大原村上野の東方に峙つ山で「勝形奇秀天下ニ甲タルノ地、翠嶺紅林更ニ綾錦山ノ秋ヲ留ム」と藤原明衡が詠じたのは此の勝地である。

(10)**小野の皇太后宮の舊跡**　右の小野の堂で

ある。其舊跡が何處であるかは舊記に書いてないが、補陀洛寺と同じく愛宕郡小野市原村にある浄土宗の常壽寺には、小野后藤原歡子の塔があるといふから、それであらう。

（1）瓢簞屢むなし云々　直幹の中文に「瓢簞屢空シ草顔淵ノ巷ニ滋ク、藜藿深ク鎖ス、雨原憲ノ樞ヲ濕」とある句を取つたのである。瓢は酒を入れる器。簞は飯を盛る器。顔淵も原憲も孔子の弟子で、貧窮生活を送つた人、藜はアカザ藿は豆の葉である。

（2）いさゝ小笹　いさゝは「少」又は「小」の意である。いさゝ川などの用例と同じである。こゝではしかし、只口調の上で使つたものにすぎない。

（3）つま木　薪のことである。

ゐる雲の切れ目から、山時鳥が一聲鳴いて通るのも、君の御幸を御歡迎申してゐるやうである。法皇は斯うした光景を御覽になつて、次のやうな歌をお詠み遊ばされた。

池水に汀の櫻ちりしきて波の花こそさかりなりけれ

古色を帶びた岩の罅隙から流れ落ちて來る水の音さへも、仔細らしく趣のある所である。綠色の蔦かづらが匍ひかゝつてゐる垣根や、美しい女の翠の眉ずみのやうな山の景色は、繪に畫いてもとても筆の力では及ぶまいと思はれる程である。それから女院の御庵室を御覽になると、軒端には、蔦や蕣などの蔓性草本が匍ひかゝつてゐて、忍に交つて萱草が咲いてゐる所は「瓢簞屢空シ、草、顔淵ノ巷ニ滋ク、藜藿深ク鎖ス、雨原憲ノ樞ヲ濕ス」とでもいふべき有樣である。屋根の杉皮の葺き方も、至つて疎雜で、これでは時雨だつて、霜だつて、屋根の上に置く露だつて、隙間から漏れて照り込む月光と競爭的に入るだらうから、とても防げようとは見受けられなかつた。後は山、前は原野で、小笹の群落に風が音づれるとザワザワした音を立てる。さうした騒々しい世間には立つまいと隱遁生活を送つてゐる人の常習として、竹を柱に代用してゐるのはイヤな(節)事の繁くある都會のシンボルか、間隔の多い垣根を廻らしてあるのは、都會の消息が間遠であることを語つてゐる。此の寂寥な境へ只僅に聞こえて來るものはと云へば、山の木傳ひに啼く猿の聲か、山里の民が燃料の薪材を伐る斧の音くらゐなもので、それ等の音響の外には、まさきのかづら、靑つゞらで、繰る(來る)人も稀なところである。

法皇、「人やある、〳〵」と召されけれども、御いらへ申す者もなし。やゝあつて、老い衰へたる尼一人參つたり。「女院はいづくへ御幸なりぬるぞ」と仰せければ、

「此の上の山へ花摘みに入らせ給ひて候」と申す。「さこそ世を厭ふ御習といひながら、然樣の事に仕へ奉るべき人もなきにや。御いたはしうこそ」と仰せければ、此尼申しけるは、「五戒・十善の御果報盡きさせ給ふによつて、今かゝる御目を御覽ぜられ候ふにこそ。捨身の行(1)に、何かは御身を惜ませ給ひ候ふべき。因果經(2)には、よくちくわこゐん(3)けんごけんざいくわ、よくちみらいくわ、けんごけんざいゐんと說かれたり。過去未來の因果を豫て悟らせ給ひなば、つや〳〵御歎あるべからず。昔悉達太子は、十九にて伽耶城(4)を出て、檀特山(5)の麓にて木の葉を連ねて肌を隱し、峯に上つて薪を採り、谷に下つて水を掬び、難行苦行の功によつてこそ、終にじやうどうしやうがくし給ひき」とぞ申しける。此の尼の有樣を御覽ずれば、身には絹・布の別も見えぬものを、結び集めてぞ着たりける。あの有樣にてもかやうの事申す不思議さよ、と思し召して、「抑も汝は如何なる者ぞ」と仰せければ、此の尼さめ〴〵と泣いて、しばしは御返事にも及ばず。やゝあつて淚をおさへて、「申すにつけて、憚り覺え候へども、故少納言入道信西が女、阿波の內侍と申すものにて候ふなり。母は紀伊の二位(6)、さしも御いとほしみ深うこそ候ひしに、御覽じ忘れさせ給ふにつけても、身の衰へぬる程思ひ知られて、今更せむかたなうこそ候へ」とて、袖を顏に押し當てゝ、忍びあへ

(1)捨身の行　自己の肉身を捨てゝ正道に入らむとする修行。
(2)因果經　過去現在因果經。
(3)よくちくわこゐん　「欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因」因果經の句である。
(4)伽耶城　伽耶(Gaya)の城市である。釋迦の父の居城。
(5)檀特山　北印度の犍陀羅國にある山。釋迦が最初隱棲修行した山だと云はれてゐる。漢譯すれば陰山の意である。
(6)紀伊の二位　從二位藤原朝子のこと。二條天皇の御乳母であつた。成範・修範等の母

である。

ぬさま、目も當てられず。法皇、「實にも汝は阿波の內侍にてある、ごさんなれ。御覽じ忘れさせ給ふぞかし。何事につけても、只夢とのみこそ思し召せ」とて、御涙せきあへさせ給はねば、供奉の公卿・殿上人も、「不思議の事申す尼かなと思ひたれば、理にて申しけり」とぞ各感じ合はれける。

新釋 法皇が「誰かゐないか、誰か人はゐないか」とお呼びになつたけれども、お返事申す者もない。稍暫くして老衰した尼が一人出て參つたので、「女院は何處へ御幸になつたか」と仰せられると「此の上の山へ花を摘みにいらつしやいました」と申した。上皇は聞召して「それは世捨人の習慣として普通の事だとは云ふものゝ、誰かお側についてゐてそんな御用をお達し申上げる者もないのかなア、おいたはしい事だ」と仰やると、其の尼が申したには「前生で五戒十戒をお守りになつた御果報も、もうお盡きになつたので、今ではこんな目を御覽になつてゐるので御座います。捨身の行を遊ばすのに、何の御身勞をお厭ひになることがあるものでせう。因果經には「欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因」と說いて御座います。過去つた前世と、來世の間の因果の關係を前以てお悟りになりましたら、少しもお歎きになることは御座いません。昔悉達太子は十九で伽耶城を出て、檀特山の麓で、木の葉を綴つて皮膚を蔽うて、峰に上つて薪を採り、谷に下りて水を汲み、困難な苦行の數々を積まれれ功德で、到頭無上道を御得入になりました」と申した。此の尼の樣子を御覽になると、身體には絹とも綿布とも見別のつかないものを縫ひ集めて着てゐた。あの風體でこの樣な事を申すとは不思議な婦人だ、と思召して「全體お

前は何者だ」と仰やると、此の尼は潸然と泣いて、暫くはお返事も申上げなかつたが、稍暫くしてから涙を押さへて、「申上げるも憚多い事でございますが、亡くなりました少納言入道信西の娘の阿波の内侍と申す者でございます。母は紀伊の二位と申しました。あれ程にも深くお目をかけて下さいましたのに、お見忘れになりましたにつけても、自分の老衰した事が思ひ知られますが、今更どう致し様もございません」と云つて、袖を顔に當てて、忍びきれないでゐる様子は、見てゐられない程悲慘である。法皇も「成る程お前は阿波の内侍だ。ホントに見忘れて了つてゐたよ。何も彼も、昔の事は只もう夢だと思ふよ」と仰やつて、お涙を止めきれないでいらつしやるので、お供の公卿や殿上人も、「不思議な事を申す尼だなアと思つてゐたら、道理で」と、皆今更のやうに感じ合はれた。

さてかなたこなたを叡覧あるに、庭の千草露重く、籬に倒れかゝりつゝ、外面の小田も水越えて、鴫立つひまも見え分かず。女院の御庵室へ入らせ坐しまし、障子を引きあけて叡覧あるに、一間には來迎の三尊(1)おはします。中尊(2)の御手には、五色の糸(3)をかけられたり。左に普賢の畫像、右にぜんだうくわしやう(4)並に先帝の御影をかけ、八軸の妙文(5)、九帖の御書(6)も置かれたり。蘭麝(7)の薫に引きかへて、香の烟ぞ立ち上る。彼のじやうみやう居士(8)の方丈の室(9)の内に、三萬二千の床を並べ、十方の諸佛を請じ給ひけむも、かくやとぞ覺えける。障子には諸經の要文ども色紙に書いて所々におされたり。その中に大江の定基法師(10)

(1)來迎の三尊　阿彌陀を中心に觀音、勢至の二脇立。
(2)中尊　三尊の中央にゐられる尊佛。
(3)五色の糸　引接してもらふ爲の糸。別項「研究」を參照。
(4)ぜんだうくわしやう　善導和尚である。

隋代支那の有名な高僧
(5)八軸の妙文●妙法蓮華經八軸である。
(6)九でふの御書●善導和尚の書いた觀無量壽經疏九帖である。
(7)蘭麝●香料の名である。
(8)淨名居士●釋尊在世の時代に毘耶離城に居た悟道の聖者。維摩居士の名を以て知られてゐる。淨名、無垢稱などいふのは其の漢譯の名で、正しくは維摩羅詰といふ。
(9)方丈の室●維摩居士の居室。居士自ら之を方丈の室といつた。
(10)大江の定基法師●圓通大師として知られてゐる。大江齊光の子である。定基は其の俗名で、僧となつては寂昭と稱した。長保六年に入定した。
(11)せいりやうせん●支那で有名な山。

が、せいりやうせん⑪にして詠じたりけむ、「せいか⑫遙に聞ゆこうん⑬の上、しやうじゆ⑭來迎す落日の前」とも書かれたり。少し引きのけて、女院の御歌とおぼしくて

　思ひきや深山の奥にすまひして雲井の月をよそに見むとは

さて傍を叡覽あるに、御寢所と思しくて、竹の御竿に麻の御衣、紙のふすま⑮なんどかけられたり。さしも本朝漢土の妙なる類、數をつくし、綾羅錦繡の裝も、さながら夢となりにける。法皇御涙を流させ給へば、供奉の公卿殿上人も、眼のあたり見奉りし事ども、今のやうに覺えて、皆袖をぞしぼられける。

新釋　それから、あちらこちらを御覽になると、庭に生へてゐる澤山の草は露が重い程置いてゐるために、垣根に倒れかゝつてゐるし、垣根外の水田も水が溢れて、田鴫が下り立つ餘地が有るか無いかさへハッキリとは見られない。それから女院の御庵室へお入りになつて襖をあけて御覽になると、一室には來迎の三尊像がおいでになつて、中尊阿彌陀如來のお手には五色の絲がかけられてある。左には普賢菩薩の畫姿、右には善導和尚と先帝安德天皇の御肖像を掛け、法華經八軸や觀無量壽經の疏九帖も置かれてある。昔の蘭麝のにほひとは打つてかはつて、お香の烟が立ちのぼつてゐる　。あの維摩居士の所謂る方丈の室の中に、三萬二千の床を並べて、十方の諸佛を御請待になつたのも、こんなだつたらうかと思はれた。襖には、色々なお經の中の肝要な文句を色紙に書いて所々に貼付けてある。

其の中には俗名大江の定基法師が支那の清涼山で詠じたと傳へられる「笙歌遙聞孤雲上、聖衆來迎落日前」といふ文句も書かれてある。それから少し引下つて、女院御自作の御歌らしくて

思ひきや深山の奥にすまひして雲井の月をよそに見むとは

とある。それから脇の方を御覽になると、其處は御寢室らしくて、竹の御竿に麻の法衣や紙蒲團などが掛けられてある。あれ程にも日本支那の製産品中での殊に優秀な種類ばかりを數のあるだけ集めて、所謂綾羅錦繍の美を極めた御服裝をしていらつした事も、今や全く夢になつて了つた。法皇は當時の事を思ひ出して涙をお流しになると、お供の公卿や殿上人も、目前其の華やかなお姿をお見上げ申したのも、ツイ今のやうな氣がして、皆涙にぬれた袖を搾られた。

やゝあつて上の山より、濃き墨染の衣著たりける尼二人、岩のがけぢを傳ひつゝ下り煩ひたるさまなりけり。法皇、「あれは如何なる者ぞ」と仰せければ、老尼涙をおさへて、「花がたみ(1)臂にかけ、岩躑躅取り具して持たせ給ひて候ふは、女院にて渡らせ給ひ候ふ。つま木に蕨折り添へて持ちたるは、鳥飼の中納言これざねが女、五條の大納言國綱の養子、先帝の御乳母、大納言の佐の局」と申しもあへず泣きけり。法皇御涙を流させ給へば、供奉の公卿、殿上人も、皆袖をぞ濡らされける。女院は、世を厭ふ御習といひながら、今かゝる有樣を見え參らせむずら

(12)せいが　笙歌。

(13)こううん　孤雲。

(14)しやうじゆ　聖衆

(15)紙のふすま　紙で製した掛け蒲團のことである。

(1)花がたみ　花を入れる籠のこと。

(2)閼伽　佛に手向ける水のこと。

(3)内侍の尼　阿波の内侍のことである。

む耻づかしさよ、消えも失せばやと思し召せども、かひぞなき。よひ／＼ごとの閼伽(2)の水、結ぶ袂もしをるゝに、曉起の袖の上、山路の露もしげくして、しぼりやかねさせ給ひけむ、山へも返らせ給はず、又御庵室へも入らせおはしまさず、あきれて立たせまし／＼たるところに、内侍の尼(3)參りつゝ、花がたみをばたまはりけり。

新釋 稍暫くしてから上の方の山から、濃黑色の法衣を着てゐる尼が二人下りて來たが、岩の崖路を傳はるやうにして、下り惱んでゐる樣子であつた。法皇が「あれはどういふ者だ」と仰やると、年取つた尼の阿波の内侍は、流れ落ちる淚を押さへて、「花籠を肱にかけ岩躑躅を取り添へて持つていらつしやるのは、女院樣でいらつしやいます。山で折つて來た薪と蕨を手に持つてゐるのは鳥飼の中納言維實の娘で、五條の大納言國綱の養女になつた先帝安德天皇樣のお乳の人大納言の佐の局でございます」と申上げきらないうちに泣き出した。さうした女院のお姿をお見受けになつて法皇が淚をお流しになると、お供の公卿や殿上人も、皆淚で袖をぬらされた。女院は世捨人として普通の習慣とはいひながら、今こんな姿で法皇樣のお目にかゝるのはキマリがわるい、何處か穴でもあつたら消えて入りたいと思召したが、どうしやうもない。毎晩のやうに御佛前に供へる水を汲みに出るのにさへ、袂は濡れて潮垂れるのに、今日はまして朝早くから起きて花を取りにいらつした爲お袖は山みちの露でシツトリとぬれたので、お搾りになりきれなかつたのであらうか、山へもお引返しにはならず、又御庵室へもお入りにならず、うつとりとして立つていらつしやると、其所へ阿波の内侍が參つて、花籠をお受取り申した。

四、六道の汰沙

「世を厭ふ御習、何か苦しう候ふべき。はや〳〵御見參あつて、還御なし參らさせ給へ」と申しければ、女院御涙をおさへて、御庵室に入らせおはします。「一念の窓の前には、せつしゆのくわうみやうを期し、十念の柴のとぼそには、しやう衆の來迎をこそ待ちつるに、思の外の御幸かな」とて、御見參ありけり。法皇この御有樣を叡覽あつて、仰なりけるは、「ひさうの八まん劫、なほ必滅の憂にあひ、欲界の六天(2)いまだ五すゐの悲を免れず、喜見城のせうめうのらく(3)ちうけんぜん(4)の高臺の閣、夢の裏の果報、又幻の間の樂、既に流轉無くう(5)なり。車輪の廻るが如し。天人の五すゐの悲、人間にも候ひけるものかな。さるにても、誰か言問ひ參らせ候ふやらむ。何事につけても、さこそ古思し召し出づらめ」と仰せければ、女院、「何方よりも、音づるゝことも候はず。のぶたか。(6)隆房(7)の卿の北の方より、絶え〴〵申し送る事こそ候へ。そのむかし、あの人どものはぐゝみにて在るべしとは、露も思し召し寄らざりしものを」とて御

(1)ひさうの八まんごふ。「ひさう」は、悲想天のこと。無色界の第四天で、三界の中ではこれが一番高い天であるが、三界の域を脱しないから、人間界と同じく、生滅の原則を免れないで、八萬劫を經過すると、壽命が終るといふのだ。

(2)欲界の六天　六欲天。

(3)せうめうのらく　勝妙の樂である。勝れ

て靈妙なる樂。

（4）ちうげんぜん　中間禪である。第一禪と第二禪との中間にある禪定。之を修することによつて梵大王は高臺の閣を感得したといはれてゐる。

（5）無ぐう　無窮。

（6）のぶたか　前出。七條修理大夫信隆。此の人は高倉天皇の治承三年（一八三九）十一月十六日に五十四歳で死んでゐるから信隆夫人といふよりも未亡人である。

（7）隆房　前出。冷泉大納言隆房。但の隆房は建禮門院が寂光院に入りをされた文治元年には、まだ單なる參議であり、翌二年の春の頃にも同跡である。權大納言になつたのは遙に後、土御門天皇の元久元年三月六日の事である。

涙を流させ給へば、つき參らせたる女房達も、皆袖をぞ濡らされける。

新釋　内侍の尼が「世捨人の御習慣として、何のお差支があるものですか。さア早くお逢ひになつて還御をおさせ遊ばしませ」と申したので、女院は流れ落ちる御涙を押さへて、御庵室へお入りになつた。「一念佛の度毎には此の窓の前に攝取の光明を豫期致し、十念を稱へてゐる此の柴の扉には聖衆のお迎へばかりをお待ち申して居りましたのに、存じがけもない御幸でいらつしやいますこと！」と仰やつて御面會になつた。法皇は其の御樣子を御覽になつて仰やつたには、「悲想天でも八萬劫の後にはやつぱり屹度死ぬといふ憂ひがありますし、六慾天の上ですら、まだ五衰の悲みをのがれることは出來ません。喜見城裏の結構な歡樂も、中間禪定の修行の功で得たといふ高閣に住まふ樂みも、悟つて見れば夢覺後の中の果報、又、幻の間の樂みで、やはり永久の流轉の範域内です。車の輪が廻つてゐるやうなものです。それにしても天人の五衰の悲みといふ事は、人間にもあつたんですね。こゝへは誰かお尋ね申して來ますか。何かにつけて昔の事ばかりお思ひ出しになるでせう」と仰やると、女院は、「イヽエ、どちらからも尋ねて來は致しません。只信隆卿と隆房卿の夫人たちから時たま御使が來る位のものです。昔は、あの人たちのお世話を受けようなんて、考へもつきませんでしたのに」と仰やつて、御落涙遊ばされると、おつき申してゐる婦人たちも、皆涙で袖をぬらされた。

やゝあつて女院、涙をおさへて申させ給ひけるは、「今かゝる身になり候ふ事は、一旦の歎、申すに及び候はねども、後生菩提のためには、喜と覺え候ふなり。

忽に釋迦の遺弟に連なり、忝くも彌陀の本願に乘じて、五障三從の苦(1)を免れ、三時(2)に六根を清めて、一筋に九品のじやうせつを願ひ、專一門の菩提をいのり、常にはしやうじゆの來迎を期す。いつの世にも忘れ難きは先帝の御面影、忘れむとすれども忘られず、忍ばむとすれども忍ばれず、唯恩愛の道程悲しかりける事はなし。されば彼の御菩提のために、朝夕の勤怠る事候はず。是も然るべき善知識と覺え候」と申させ給へば、法皇仰なりけるは、「それ、我が國は、ぞくさん邊土なりといへども、かたじけなくも十善の餘薫に應へ、萬乘の主となり、隨分一つとして心に適はずといふ事なし。就中佛法流布の世に生まれて、佛道修行の志あれば、後生善所疑あるまじき事なれば、人間のあだなるならひ、今更驚くべきに候はねども、御有樣見參らせ候ふに、せむ方なうこそ候へ」とて、御涙せきあへさせ給はず。

新釋　稍暫くして女院がまだ盛に流れ落ちる涙を押さへ押さへ仰やつたには、「今、斯樣な境遇になりましたのが、嘆かはしいことは勿論でございますが、それは一時の嘆きと申すもので、後生の成道の爲には、喜ばしい事だと存じます。此の頃では、急にお釋迦樣のお弟子の一人にして戴いて、勿體ない阿彌陀樣の御本願に導かれ、五障三從の苦みも遁れ、日に三度のお勤めに六根を清淨にして、只一筋に九品の淨土を願ひ、一門の人たちの成佛を祈り、常に聖衆の御來迎を待つて居ります。只いつになつても忘れられないのは先帝の

（1）**五障三從の苦**　五障とは婦人に特定な五つの支障事項で、第一には梵天王、第二には帝釋天王、第三には魔王、第四には轉輪聖王、第五には佛身、此の五つに成れないことをいふ。三從とは幼にしては親に從ひ、嫁しては夫に從ひ、老いては子に從ふこと。

（2）**三時**　曉、晝、夕の三個の修養「時」てある。毎日此の三個の定時に勤行をして、肉體的精神的に淨化を期するのである。

お姿で、忘れようとしても忘れることが出來ず、押しこらへようとしてもこらへてゐることが出來ません。ホントに親子の愛情ほど悲しいものはないと存じます。ですから其の御成道のお祈りの爲に、朝晩の勤めを怠る事もございません。これも結構な導師だと存じられます」と申されると、法皇が仰やつたには「一體我が國は極東の小つぽけな群島ですが勿體なくも前生で十戒を守つた善行の餘波としての應報を受けて、此の世では萬乘の國王となり、身分相當に何一つとして思ふ通りにならない事はありません。中にも佛法弘通の世の中に生れ合はせて、佛道修行の志を持つてゐる以上、後生でよい所へ行ける事は疑ひもありませんから、人生の行程に轉變のある位の事は、今更驚く事はありませんが、さうした御有樣をお見受けすると、あゝどうしたらい、だらうと思ひます」と仰やつて、御涙を止め切れないでいらつしやる。

(1)拜禮。新年拜賀の禮である。元旦の朝拜小朝拜は皆さうである。

(2)色々の衣がへ。四月朔及び十月朔と二回の衣更をいふ。昔は宮中所々の御裝束を掃部寮が改め、御殿の帷から、御疊もしきかへ、御服も勿論更へるので

女院重ねて申させ給ひけるは、「我平相國の女として、天子の國母となりしかば、一天四海は皆掌のまゝなりき。されば拜禮(1)の春のはじめより、色々の衣がへ(2)、佛名(3)の年の暮、せふろく以下の大臣公卿にもてなされし有樣は、六欲四禪(4)の雲の上にて、八萬の諸天(5)にゐねうせられ候ふらむやうに、百官悉く仰がぬものや候ひし。清凉・紫宸の床の上、玉の簾の中にもてなされ、春は南殿の櫻(6)に心を留めて日を暮らし、九夏三伏(7)の暑き日は、泉を掬んで心を慰め、秋は雲の上の月を獨見む事を許されず、玄冬(8)素雪の寒き夜は褄を重ねて暖に

ある。
（3）**佛名**　佛名會である。毎年の暮れに、過現來三世の諸佛の名を唱へて、其年に造つた罪障を懺悔し、諸佛の智光の照射によつて、過去の罪障を霧の如く解消せしめる法會で、毎年十二月十五日（後には十七日）から三夜續けて（後には一夜）執行した。宮延及び諸國で之を行うた。
（4）**六欲四禪**　六欲天と四禪天。六欲天は欲界、四禪天は色界である。四禪天とは四個の禪定天を意味する。故にまた四靜慮天とも稱する。色界に生れた者の精神狀態の段階を四つに別つた者である。ほゞ精神の安定を得てはゐるが、尙分別作用と喜樂の情とを殘すものが初禪。次に分別を離れて只喜樂の情のみ存するのが二禪、喜樂を棄て去つて靜慮の境地を悅ぶのが三禪、以

す。長生不老の術を願ひ、蓬萊不死の藥を尋ねても、たゞ久しからむことを思へり。明けても暮れても樂み榮え候ひしこと、天上の果報も是には過ぎじとこそ覺え候ひしか。さても壽永の秋の初、木曽義仲とかやに襲はれて、一門の人々、住み馴れし都をば雲井のよそに顧みて、故郷を燒野が原と打ちながめ、古は名をのみ聞きし須磨より明石の浦傳、さすが哀に覺えて、晝は漫々たる大海に、波路を分けて袖を濡らし、夜は洲崎の千鳥と共になきあかす。浦々島々よしある所を見しかども、故郷の事をば忘られず。かくて寄る方なかりしかば、五すゐ必滅の悲とこそ覺え候ひしか。凡人間のことは、哀別離苦、をんぞうゑく、四苦八苦(5)、共に一つとして我身に知られて、殘る所も候はず。さても筑前の國太宰府とかやに着いて、少し心を延べしかば、維義とかやに九國の内をも追ひ出され、山野廣しといへども、立ち寄り休むべき所もなし。同じ秋の暮にもなりしかば、昔は九重の雲の上にて見し月を、八重の潮路に眺めつゝ、あかし暮らし候ひし程に、神無月の頃ほひ、清經の中將が、都をば源氏が爲に攻め落され、鎭西をば維義がために追ひ出さる、網にかゝれる魚の如し、いづくへ行かば遁るべきかは、ながらへはつべき身にもあらずとて、海に沈み候ひし、これぞ憂き事の始にては候ひし。波の上にて日をくらし、船の中にて夜をあかす。貢物もなければ、供御を備

上の三つを離れて平静に住するのが四禪である。

（5）八萬の諸天　諸天は諸天善神などいふ諸天で、諸々の天部のこと。八萬は只多數の表示である。

（6）南殿の櫻　南殿は紫宸殿である。即ち南殿の櫻では紫宸殿の前の左近の櫻のこと。

（7）九夏三伏　九夏とは九暑といふのも同じことである。陰曆の四月、五月、六月の三ケ月九十日の夏の間を九分して各名稱を削したのである。蕭統の六月啓に「三伏漸ク終ツテ九夏將ニ謝セントス」とある。三伏の伏は、金氣即ち秋の氣の蟄伏してゐることを示す。六月三伏の節とも云つて、夏至の日から三つ目の庚の日が初伏、次の庚の日が中伏、立秋になつて初めての庚の日が末伏である。

ふる事もなく、たまたま供御を備へむとすれども、水なければ參らず。大海に浮ぶといへども、潮なれば飮むことなし。是又餓鬼道の苦とこそ覺え候ひしか。かくて室山・水島、二箇度の軍に勝ちしかば、一門の人々少し色直つて見え候ひしかば、津の國一の谷とかやに城郭を構へ、各直衣束帶を引き替へて、鐵を伸べて身に纏ひ、明けても暮れても、軍よばひの聲の絕ゆる事もなかりしは、修羅の鬪諍・帝釋の爭も、是には過ぎじとこそ覺え候ひしか。一の谷を攻め落されて後、親は子におくれ、婦は夫にわかる。沖に釣する舟をば、敵の船かと肝を消し、遠き松に白鷺の群れ居るを見ては、源氏の旗かと心をつくす。かくて門司、赤間、壇の浦の軍、既に今日を限と見えしかば、二位の尼泣く〳〵申し候ひしは、「此世の中のありさま、今はかくと覺ゆるなり。今度の軍に、男の命の生き殘らむ事は、千萬が一つもありがたし。たとひ又遠きゆかりはおのづから生き殘ることありといふとも、妾が後生弔はむ事もありがたし。昔より女は殺さぬ習なれば、如何にもしてながらへて、主上の御菩提を弔ひ、我等が後生をも助け給へ」と申し候ひしを、夢の心地して覺え候ひし程に、風忽に吹き、浮雲厚くたなびきて、つはものどもの心を迷はし、天運盡きて、人の力にも及び難し。既にかうと見えしかば、二位の尼、先帝を抱き參らせて舷に出でし時、あきれたる御

有様にて、「そも／＼あまぜ、我をばいづちへ具して行かむとするぞ」と仰せければ二位の尼涙をはら／＼と流いて、幼き君に向ひ參らせ、「君は未知ろし召され候はずや、先世の十善戒行の御力によつて、今萬乘の主とは生まれさせ給へども、悪縁に引かれて、御運既に盡きさせ給ひ候ひぬ。先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮を伏し拜ませおはしまし、其後西方淨土の來迎に預らむと誓はせおはしまして、御念佛候ふべし。此國はぞくさん邊土と申して、心憂き境にて候ふ。あの波の底にこそ、極樂淨土と申してめでたき都の候ふ。それへ具し參らせ候ふぞ」とやう／＼に慰め參らせしかば、山鳩色の御衣に、びんづらゆはせ給ひて、御涙に溺れ、小く美しき御手を合せ、先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させ給ひ、その後西に向はせ給ひて、御念佛ありしかば、二位の尼先帝を抱き參らせて、海に沈みし有様、目もくれ心も消え果てゝ、忘れむとすれども忘られず、忍ばむとすれども忍ばれず。かくて生き殘りたる者どもの喚き叫びしありさまは、叫喚(10)大けうくわん(11)・無間(12)阿鼻、炎の底(13)の罪人も、これには過ぎじとこそ覺え候ひしか。さてもものゝふどものあらけなきに捕らはれて、上り候ひし程に、播磨の國明石の浦とかやに着いて、ちとまどろみたりし夢に、昔の內裏には遙に優りたる所に、先帝を始め參らせて、一門の月卿雲客、各ゆゝしげなる禮儀ど

(8)玄冬。玄は黑色のこと。冬は水の色が黑いから玄冬といふのである。

(9)四苦・八苦・四苦とは生、老、病、死の四つの人間苦、八苦とは右の四苦の上に、更に愛別離苦（愛する者と別れる苦）怨憎會苦（怨み憎む者と共に暮す苦）求不得苦（欲求の不満足の苦）五陰盛苦の四つを加へたもの。

(10)叫喚・八大地獄中の號泣地獄（Raurava）のこと。

(11)大叫喚・同じく大叫喚（Mahāraurava）地獄のこと。

(12)無間• 同じく阿鼻（Avīci）地獄のこと。

(13)炎の底• 此の八大地獄は一に八熱地獄とも云つて炎熱甚だしいからである。

(14)りうちく經• 龍畜經であらうが、よくは分らない。一本には提婆とある「それならば法華經の提婆達多品である。

(15)にちざう上人• 日藏上人である。延喜代の名僧で道賢といつた人。延喜十六年二月十二歳の時に金峰山の椿山寺で剃髮し、後に東寺で密敎を學んだ。天慶四年、金峯山で三七日の苦行中、藏王菩薩によつて一切世界を見せられたといふ。

(16)藏王權現• 大和の金峯山寺の神、藏王大權現ともいふ。

もにて並み居たり。『都を出でて後、未かゝる所を見ず。爰をばいづくといふぞ』と問ひ候ひしかば、二位の尼答へ申し候ひしは、『龍宮城と申す所なり』『さてはめでたき所かな、此國に苦はなきやらむ』と問ひ候ひつれば『龍畜經(14)に見えて候ふ。後世能く〳〵弔はせ給へ』と申す、と覺えて夢覺めぬ。其後愈經讀み念佛して、彼の御菩提を弔ひ奉る。是偏に六道に違はじとこそ覺え候へ」こ申させ給へば、法皇仰なりけるは、「異國のげんざう三藏は、悟の前に六道を見き。我が朝のにちざう上人(15)は、藏王權現(16)の御力によつて、六道を見たりとこそ承はれ。まのあたり御覽ぜられけるこそ、ありがたう候へ」とぞ仰せける。

新釋　女院が重ねて又申されたには、「私は太政大臣の娘として、此の日本國の國母となりましたから、天下の事は皆自分の手の中でどうにでも成りました。ですから初春の朝賀から時々の衣更、年の暮の佛名會の時などには、攝政關白以下の大臣や公卿たちに特別の待遇をされた有様は、それこそ高い雲の上の六欲天や四禪天、八萬の諸天善神に取圍まれたやうに、凡ての官吏といふ官吏は仰ぎ敬はない者はございませんでした。平生は清涼殿や紫宸殿の床の上、玉の簾の中で大切にかしづかれ、春は紫宸殿の前庭に咲く櫻の花に心を留めて日を暮らし、九夏三伏の極暑の日には、つめたい泉の水を飲んで心を慰め、秋は雲の上の月を見るにも、たつた獨で見る事は許されず、必ず大勢の侍女に取圍まれて盛な月

見なし、冬は雪の降る寒い晩にも、布團を幾枚も重ねて着て暖にして寢るといふ具合に、長生不老の仙術を求め、蓬萊の島で永久不死の藥を探してゞも、只少しでも永く此の歡樂の續くやうにと思ひました。夜が明けても日が暮れても、享樂に浸つて榮耀榮華を致しましたことは、天の上の果報だつてもとてもこれ以上ではあるまいと思はれた程でした。其の後、壽永の秋の始に、木曾義仲とか云ふ者に押寄せられて、一門の人たちは、住み馴れた京都を雲のあなたに振り返つて、懷かしい故鄕を燒野が原と眺め、昔は名ばかりを聞いてゐた須磨から明石への海岸傳ひをして參つた時には、何と云つても物哀れな氣がして、晝間は、廣々した大海の波を漕ぎ分けて淚に袖をぬらし、夜は洲崎の千鳥と一緒に泣いて明かしました。方々の浦々や島々の由緖ある名所も見ましたが、故鄕の事は忘れられませんでした。斯うして不安定なたよりない海上生活が續きましたので、これが天人にもあるといふ五衰必滅の悲みだなと存じました。大抵もう人間の知つてゐる苦みといふ苦みは、愛別離苦、怨憎會苦を初めとして四苦八苦は皆しぬいて來ましたから、もう苦勞の仕殘りは一つもございません。でも、筑前の國の太宰府とかに着きました時は、少しホツと致しましたが、維義とかいふ男に九州の內も追出され、此の日本のうちには、隨分廣い野山もございますが、何處一ヶ所立寄つて息を休める所もございませんでした。其の年も程なく晩秋になりましたので、嘗ては九重の雲の上で見ました月を、八重の潮路に眺めて、月日を送つて居りますうちに、其の十月時分でしたが、淸經の中將が、都からは源氏の爲に攻め落される、九州を維義の爲に追出される、まるで網にかゝつた魚同然だ、何處へ行つたつて遁れられるものぢやない、どうせいつまで生きてゐられる人生でもないんだからと海へ身を投げて亡くなりました、これがイヤな事の初まりでございました。毎日毎日波の上

で暮らしては、船の中で夜を明かすといふ始末で、何處からも貢物一つございませんから差上げる物の仕度も出來ませず、偶ま御膳部の仕度を致さうとしても、水がない爲に差上げられず、大海の水の上にはゐても、潮水ですから頂く事も出來ません。これも亦話に聞いてゐる餓鬼道の苦みだと存じました。其の後は、室山と水島と二度の戰に勝ちましたので、一門の人たちも少しは元氣づいて見えましたが、それからは攝津の國の一ノ谷とかに城を築いて、銘々が今までの直衣や束帶に引きかへて、鐵の伸べ板を身につけ、明けても暮れても鬨の聲の絶間もないといふ騷ぎで、修羅の鬪ひや帝釋の爭ひと申しても、これ以上ではあるまいと存じられました。一ノ谷を攻め落されましてからは、親は子に先へ死なれ、妻は夫に別れて、沖で魚を釣る船を見ても、若しや敵の船ではないかとヒヤヒヤし遠方の松の木に白鷺が群がつて止つてゐるのを見ては、源氏の白旗ではないかと氣を揉みました。さうして、其の果が、門司、赤間、壇の浦の軍で、一門の運命はいよいよもう今日限りと見えましたので、二位の尼が涙ながらに申しましたには『われわれ平家の世の中も、もうこれまでだと思ひます。今度の軍に男の命が助かつて生き殘るといふことは、先づ絶對にないでせう。よし又遠縁の者ぐらゐは、自然生き殘る事があつたとしても、佛の後生を弔うて貰ふ事は出來ますまい。昔から女は殺さないといふのが戰時の慣例ですからどうかして生きながらへて、陛下の御成道をもお祈り申し、私の後生も助けて下さい』と申しましたのを、夢ごゝちで聞いて居りますうちに、風が急に吹出して叢雲が厚くあたりを蔽ひかくして、兵士たちの心を迷はしましたので、到頭天運が盡きて、人の力ではどうする事も出來ませんでした。もう早これまでと見えましたので、二位の尼は先帝をお抱き申して、舷頭へ出ますと、陛下は其の時ビックリ遊ばした御樣子で『一體尼御前、朕を何

處へ伴れてゆくの』と仰やいましたので、二位の尼は涙をポロポロ流して、御幼君にお向ひ申して『陛下はまだ御存じございませんか、前生で十戒をよくお守りになりました御善行のお力で、此の世では萬乘の國主とお生れ遊ばしましたが、惡緣に引かれて御運はもうなくなりました。一番に東の方をお向きになつて、伊勢大神宮を御拜遊ばし、それから西方淨土の御來迎に預りませうとお誓ひになりまして、お念佛を遊ばしませ。此の國は粟散邊土と申して、それはそれはイヤな所でございます。あれ御覽遊ばせ、あの波の底にこそ極樂淨土と申して、立派な都がございます。それへお伴れ申しまするぞ』と色々にお慰め申上げました。すると陛下は其の時山鳩色のお召物を召して、髮をミヅラに結うておいでになりましたが、際限もなく御落涙になつて、お小さい美しいお手を合はせて、一番に東へお向きになつて、伊勢大神宮にお暇乞を遊ばし、それから西へお向き直りになつて、お念佛を遊ばしましたので、二位の尼は直ぐにそれをお抱き申して、海中に沈みました。其の刹那に、私は目がクラクラとして、氣がボーッとして、何が何やら分らなくなつて了ひましたが、今に其の時の心持は忘れようとしても忘れられず、思ひ出すと、たまらなく成つて、ちつとこらへてゐようと思つてもこらへる事が出來ません。其の後はむごたらしい事ばかりで、生き殘つてゐる者が皆、大聲をあげて泣き叫びました有樣は、號泣地獄や大叫地獄、無間阿鼻の地獄の火炎の底で苦み叫ぶ罪人の有樣も、これ以上ではあるまいと存じられました。それから荒々しい武士たちの手に捕へられて上洛致しましたが、其の途中で、播磨の國の明石の浦とかに着いて、少しトロトロしました間の夢に、昔の皇居よりはズッと立派な所に、先帝を始め奉つて、一門の公卿や殿上人が、みんな禮儀を正して列んで居りました。『京都を出てから、まだこんな所を見た事はない、こゝは何といふ處ですか』

と尋ねますと、二位の尼が答へましたには、『龍宮城と申す處です』との事でした。『それでは結構なところですね、此の國には苦はないでせうか』と尋ねますと、『龍畜經に委しい事はあります、後生をよっく弔うて下さい』』と申すと思ふと夢が覺めました。それからは一層熱心にお經を讀み念佛を申して、先帝の御成道をお祈り申してゐます。これは只もう六道の有樣にソックリだと存じられます」と申されると、法皇が仰やつたには、「外國人の玄弉三藏は悟る前に六道を見ました。又我が日本の日像上人は、藏王權現のお力で、六道を見たと承つてゐます。目前に御覽になつたといふのは珍しい結構な事です」と仰やつた。

(1)袖のしがらみ　柵は河流の中に杭を打込んで流れを堰止め、又塵芥等の下流に落ちることを妨げる裝置である。それは、水を堰止めるのであるが、こゝでは、女院が流れる涙を堰止める柵として、袖を代用されたといふのである。

(2)過去聖靈必一佛土　今までに死んだ人々の聖靈は必ず迷はずに一つの淨土へ參るやうにと祈られたのである。

五、女院御往生

さる程に、寂光院の鐘の聲今日も暮れぬと打ち知られ、夕陽西に傾けば、御名殘はつきせず思し召されけれども、御涙をおさへて還御ならせ給ひけり。女院は、いつしか昔をや思し召し出させ給ひけむ、忍びあへぬ御涙に、袖のしがらみ(1)せきあへさせ給はず。御後を遙に御覽じ送つて、還御もやう／＼延びさせ給へば、御庵室に入らせ給ひ、佛の御前に向はせ給ひて、「天子精靈じやうどうしやうがく、一門亡魂とんしやう菩提」と祈り申させ給ひけり。昔は先づ東に向はせ給ひて、伊勢太神宮、正八幡宮伏し拜ませおはしまし、天子寶算千秋萬歳、とこそ祈り申させ給ひしに、今は引きかへて、西に向はせ給ひて、「過去精靈必一佛土へ」(2)と祈らせ給ふこそ悲しけれ。

新釋　其のうちに寂光院で打ち鳴らす鐘の聲で今日ももう暮れたと知られ、夕日も西の山に傾いたので、法皇は、お名殘はいつまでも盡きないと思召されたが、思ひ切つて御涙を押さへてお還りになつた。女院はいつとなく昔の事をお思ひ出しになつたものか、忍びきれない御涙を、袖の柵では堰止めかねていらつしやる。御後影を遠くまでもお見送りにな

つて、いつまでも其處にいらつしてはお還りも段々御延引になるばかりなので、思ひ切つて御庵室へお入りになつて、御佛前にお向ひになつて「天子聖靈、成等正覺、一門亡魂頓證菩提」とお祈り申された。昔は何よりも先に東へお向きになつて、伊勢大神宮と男山の八幡宮とを御遙拜遊ばし「天子寶算、千秋萬歳」とお祈り申されたものだのに、今はそれに引きかへて、西へお向きになつて「過去聖靈、必一佛土」とお祈りになるのは悲しい事である。

女院は、いつしか昔戀しうもや思し召されけむ、御庵室の御障子に、かうぞあそばされける。

　このごろはいつならひてかわがこゝろ大宮人のこひしかるらむ

　いにしへも夢になりにしことなれば柴のあみ戸のひさしからじな(1)

又御幸の御供に候はれける徳大寺左大將實定公、御庵室の柱に書きつけられけるとかや。

　いにしへは月にたとへし君なれどそのひかりなき深山邊の里

女院は、來し方行末の(2)嬉しうつらかりし事ども、思し召しつゞけて、御涙にむせばせ給ふをりふし、山郭公の二聲三聲音づれて通りければ、女院、

　いざさらば涙くらべむほとゝぎすわれもうき世に音をのみぞなく

新釋　此の事があつてから、女院は、いつの間にやら又、昔を戀しく思召したものか、御

(1) 柴のあみ戸の久しからじな　一首の意は、昔の事も夢になつたのであるから、今の此の生活も久しくはあるまいといふにある。こゝへ「柴のあみ戸」を持つて來たのは、現在の生活の表示に兼ねて、「柴」と「暫し」のシバとをかけたのである。

(2) 行末の云々　只文句の續きで「こし方ゆく末」と續けたので、

眞の意味は只「こし方」にある。

(1)池の大納言　頼盛である。吾妻鏡によると、頼盛は元暦二年五月二十九日、奈良の東大寺附近で出家して、名を重蓮と稱した。

庵室のお居紙に斯ういふ歌をお書きつけになつた。

　此の頃はいつならひてか我がこゝろ大宮人の戀しかるらむ

　いにしへも夢になりにし事なれば柴のあみ戸のひさしからじな

又、此の時の御幸のお供をされた德大寺の左大臣實定公は、御庵室の柱に、このやうな歌をお書きつけになつたとか云ふ事である。

　いにしへは月にたとへし君なれど其の光なきみやまべの里

女院は、過去つた昔の嬉しかつた事や、つらかつた事を色々それからそれへとお思ひ續けになつて、懷舊のお涙に咽せていらつしやると、ちやうど其の時に山時鳥が二聲三聲啼いて通つたので、女院は

　いざさらば涙くらべむほとゝぎすわれもうき世に音をのみぞなく

と遊ばした。

抑も壇の浦にて生捕にせられたりける二十餘人の人々、或は頸を刎ねて大路を渡され、或は妻子に別れて遠流せらる。池大納言(1)の外は、一人も命を生けて都に置かず。四十餘人の女房たちの御事は、何の沙汰にも及ばず。親類に從ひ、所緣につきてぞまし〳〵ける。忍ぶ思は盡きせねども、さてこそ歎きながらも過ごされけれ。上は玉の簾垂の内までも、風靜なる家もなく、下は賤がふせやの内までも、塵をさまれる宿もなし。枕を並べし妹背も、雲井のよそになりはつる。養

ひ立てし親子も、行き方知らず別れけり。入道相國、上は一人をも恐れず、下は萬民をもかへりみず、死罪、流刑、解官、停任思ふさまに常に行はれしが致す所なり。されば父祖の善惡は必ず子孫に及ぶ、といふことは、疑なしとぞ見えける。

新釋 それにしても壇の浦で捕虜になつた二十人餘の人々は、或る者は首を斬られて大通りを引廻され、或る者は妻子に別れて遠國僻島へ流された。池の大納言賴盛の外は、一人も生きて帝都へ置かれた者はなかつた。しかし、四十人餘りの婦人たちには、何の處分をもしなかつたので、親類と一緒になつたり、又緣邊を辿つて同居してゐられた。心の中では人知れぬ思ひ事は盡きないが、そんなわけで、嘆きながらゝ皆はどうか斯うか暮らしておいでになつた。しかし上は玉の簾の中に暮らす階級でも安靜な心持でゐられる家はなく下は見すぼらしい荒家の內までも塵の立たぬ宿もない。枕を並べた夫婦も、雲のあなたに遠ざかり、長い間養ひ育てた親子も、互に行き方知れず別れて了つた。これといふのも入道前太政大臣が、上は御一人をも恐れ奉らず、下一般國民をも顧みないで、死刑、流罪、免官、停職と常に我意に任せて人を苦める行動をされた罪障の報いである。だから親代々の善も惡も、きつと其の子孫に影響するといふことは疑ひのない所だと見えた。

かくて女院は、空しう年月を送らせ給ふ程に、例ならぬ御心地出で來させ給ひて打ち臥させ給ひしが、日比より思し召し設けたる御事なれば、佛の御手にかけら

れたりける五色の糸をひかへつゝ「南無西方極樂世界の教主彌陀如來、本願過ち給はずば、必ず引攝し給へ」とて、御念佛ありしかば、大納言の佐の局、阿波の内侍、左右に候ひて、今を限の御名殘の惜しさに、聲々に喚き叫び給ひけり。御念佛の御聲、漸う弱らせまし〳〵ければ、西に紫雲靡き、異香室に充ちて、音樂空にきこゆ。限ある御事なれば、建久二年二月中旬に、一期終に終らせ給(1)ひけり。二人の女房達は、后の宮の御位より附き參らせて、片時も離れ參らせずして候はれしかば　別路の御時も、遣る方なくぞ思はれける。この女房達は、昔の草のゆかりも皆枯れはてゝ、寄る方もなき身なれども、折々の御佛事營み給ふぞ哀なる。この人々も、終には龍女がしやうがくの跡(2)を追ひ、韋提希夫人(3)の如くに、皆往生の素懷を遂けけるとぞ聞えし。

新釋　其の後女院は、空しく月日をお送りになつてゐるうちに、御違和をお感じになつて御病床にお就きになつたが、平生から豫てお覺悟になつてゐた事であるから、佛のお手にかけられてある五色の絲の一端をお持ちになつて、「南無西方極樂世界の教主阿彌陀如來、衆生をお救ひ下さるといふ御本願にお間違ひがなければ、必ず淨土へお導き下さいませ」と仰やつてお念佛遊ばされると、大納言の佐の局と、阿波の内侍とは、兩脇にお附き申して、今を限りのお別れのお名殘り惜しさに、大きな聲をしてお泣叫びになつた。其のうちにお念佛のお聲が、段々お弱りになつて來たと思ふと、西の空には紫色の雲が靡き立ち、

(1)建久二年二月中旬に一期終らせ給　建禮門院の薨去は建保元年十二月十三日である。

(2)龍女が正覺の跡　龍女八才にして正覺を得た事は法華經の提婆達多品に出てゐる。

(3)韋提希夫人　印度摩訶陀國の頻婆娑羅王の后である。頻婆娑羅王の太子阿闍世が惡友提婆達多に誘惑されて父王を七重の室内に幽屏した時、韋提希夫人が自己の裝身具に蜜を塗つて、密かに王に食せしめた爲、王は飢えず、其友目犍連に救はれ八戒を授けられたといふ。

何ともいへないいゝにほひが、御病室一ぱいになつて、音樂がいゝ聲で空中に聞えた。人の壽命には限りのある事だから、建久二年の二月中旬に、到頭其の御一生をお終りになつた。二人の婦人たちは、此の女院の中宮御在位中からお附き申して、一時間もお側をお離れ申さずに伺候されてゐたから、愈々お別れといふ時にも、悲しさの遣り場がない位に思はれた。此の婦人たちは、古い僅の縁邊も皆無くなつて、頼る所のない境遇であるが、其の中でも折々の御法事はきつと缺かさずお勤めになつたのは殊勝な事である。此の人たちは、しまひには龍女が正覺を得た跡を追うて、韋提希夫人のやうに、皆極樂往生の本望を遂げたといふ事であつた。

研究　臨終の時、佛の手と自分の手との間を五色の絲で繋いて、難有い經文を讀ませ、又自ら念佛を唱へつゝ死んで行くといふ事は、此の物語を通じて三ヶ所にある。一つは重衡の場合で、舊臣の木工の右馬の允知時が、近村から刑場へ阿彌陀の像を借出して來て、自分の狩衣の袖の括り緒を拔いて「佛の御手にかけ、中將にひかへさせ奉」つたとある。次は「大原御幸」の章で、寂光院の御庵室の「一間には來迎の三尊おはします。中尊の御手には五色の絲をかけられたり」とある。そして最後は此の女院御長逝の時の條である。佛像と自分との間を現實の絲で繋がれば、安心して往生が出來ないといふのは、あまりにマテリアルな考へ方であるが、其の絲が五色の絲であるといふ所に如何にも繪畫的な　夢幻的な美しさがある。いつ頃からこんな事が行はれたかは確に分らぬが、之と類似の思想は既に「榮華物語」の中にも現はれてゐる。

「又、はちすの絲をむらごの組にして、九體の御手より通して、中たいの御手にとぢめ

て此の御念珠のところに、東ざまに引かせ給へり。つねに此の絲にみ心をかけさせ給ひて御念佛の心ざし絶えさせ給ふべきにあらず、御臨終の時にひかへさせ給ひて、極樂に往生せさせ給ふべきと見えたり」

如何に此の時代の人々の佛敎が遊戲的な濃厚且艶麗な著彩を持つてゐるものであつたかゞ此の一事でも分る。右の榮華物語では蓮の絲をむら濃の組絲にしたのであるが、更に沙彌蓮禪の書いた「三外往生記」によると、聖全といふ阿闍梨も亦、其の死に臨んで「色縷ヲ以テ佛手ニ著ケ、其末ヲ執」つて長逝し、又、妙法といふ尼も「五色ノ絲ヲ彌陀ノ手ニ掛ケ其末ヲ引イテ高聲ニ念佛シ」入滅してゐるのである。五色の糸といふことは、確に此の時代の一つの條件だつたのである。其の何が故に、五色の絲を撰んだかといふことは分らないが、後世眞言宗の五色絲加持作法では、白を大日、青を阿閦、黄を寶生、赤を無量壽、黑を不空成就に充當してゐる。

昭和六年九月廿五日印刷
昭和六年九月廿八日發行

定價金壹圓八拾錢
送料金拾八錢

平家物語新釋下卷

著者　溝口駒造

發行者　岡村庄兵衛
東京市淺草區下平右衛門町九番地

印刷所　中外印刷株式會社
東京市小石川區西古川町二五番地

發行所　岡村書店
東京市淺草區柳橋通
電話淺草(84)四二〇二番
振替東京一九〇六五番